

熊原第21-007号  
令和3年3月11日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号  
原子燃料工業株式会社  
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画について  
の認可申請書の一部補正について

令和2年8月27日付け熊原第20-022号をもって申請し、令和2年10月29日付け熊原第20-026号、令和3年1月25日付け熊原第20-032号をもって一部補正しました核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の計画についての認可申請書を、別紙のとおり一部補正します。

■内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別 紙

1. 補正の内容

補正内容を以下に示す。

補正箇所		変更内容
本文	一、名称及び住所並びに代表者の氏名 二、加工施設の変更に関する事業所の名称及び所在地 三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 四、加工施設の変更に係る工事工程表 五、加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六、加工施設の変更の理由 七、分割申請の理由	別記1のとおり変更する。
別添	別添Ⅰ 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法 別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表 別添Ⅲ 保安品質保証計画書	別記2のとおり変更する。
添付書類	添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 添付書類3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書	別記3のとおり変更する。

2. 補正の理由

- (1) 技術基準に基づく仕様を明確化するため、別添Ⅰの記載を適正化する。
- (2) 本申請対象施設の新規制基準への適合性の説明のため、添付書類1及び添付書類2の記載を適正化する。
- (3) 本申請対象施設の新規制基準への適合性の説明のため、付属書類3、付属書類6、付属書類7、付属書類8及び付属書類9の記載を適正化する。
- (4) その他記載の適正化を行う。

別記 1

一、名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社  
 住 所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目3番5号  
 代表者氏名 代表取締役社長 北川 健一

二、加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 熊取事業所  
 所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地

三、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法

新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に係る加工施設の変更として、以下に示す施設の設計及び工事の方法について申請する。なお、表中の変更区分欄を「変更なし」としているものは、本申請において工事を行うことなく新規制基準への適合性の確認を行うものを示す。また、加工事業変更許可における施設名称には、加工事業変更許可申請書に示した安全機能を有する施設の名称を示す。

○成型施設

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟	第2加工棟 —	{1002}	改造	1	第2加工棟

○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	{3001}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	{3002}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	{3003}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	{3004}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1 —	{3006}	改造	1台	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	{3007}	改造	1台	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	{3008}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置






○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	{3009}	改造	1台	脱ガス設備 脱ガス装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	{3010}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	{3011}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	{3012}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	{3013}	改造	1台	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	{3014}	改造	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	{3015}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	{3016}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	改造	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料 棒移送装置(A)	{3018}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料 棒移送装置(2)	{3019}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	{3020}	改造	1台	検査設備 ペレット検査台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部	{3021}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	{3022}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料 棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	{3023}	変更なし	1台	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	{3024}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	{3025}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機

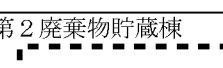


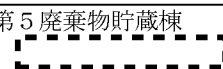
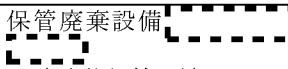
○被覆施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	改造	1台	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	{3029}	変更なし	1台	検査設備 計量設備架台
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	{3030}	変更なし	1台	検査設備 計量設備架台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室、第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	変更なし	1台	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 9

○核燃料物質の貯蔵施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	改造	1台	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック D型

○放射性廃棄物の廃棄施設

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	{1014}	撤去	1	第2廃棄物貯蔵棟 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	{6137-2}	撤去	1	 <sup>(1)</sup>
第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	{1006}	新設	1	第5廃棄物貯蔵棟
第5廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	{6137}	新設	1	保管廃棄設備

(1) 本施設は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

○放射線管理施設

設置場所	設備・機器名称 機器名			加工事業変更許可 における施設名称	
	管理番号	変更区分	員数		
屋外	モニタリングポスト No. 1 —	{7026}	改造	1台	モニタリングポスト
屋外	モニタリングポスト No. 2 —	{7027}	改造	1台	モニタリングポスト
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	{7027-2}	改造	1台	モニタリングポスト

○その他の加工施設

設置場所	設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可に おける施設名称			
		管理番号	変更区分	員数	
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー)) <sup>(2)</sup>	{8007}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(アンプ))	{8007-12}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-11}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定 電話機)	{8007-13}	変更なし	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) <sup>(2)</sup>	{8009}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)	{8009-11}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設	1式	消火器
第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設	1式	避難通路
第2加工棟	緊急設備 非常用照明 <sup>(2)</sup>	{8029}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 誘導灯 <sup>(2)</sup>	{8029-4}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	新設	1式	防護壁又は防護柵
第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	新設	1式	防護壁
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造	1式	防護閉止板又はコン クリート
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造	1式	堰、密閉構造扉(溢水 防護区域境界の扉の 開口部)
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-10}	撤去	1式	非常用通報設備 火 災警報設備 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8}	撤去	1式	消火設備 消火器 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8038-3}	撤去	1式	非常用設備 非常灯 <sup>(1)</sup>
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー))	{8007-5}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-6}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-4}	新設	1式	自動火災報知設備
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-4}	新設	1式	消火器
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	{8034}	新設	1式	避難通路

○その他の加工施設

設置場所	設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可における施設名称			
		管理番号	変更区分	員数	
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8037}	新設	1式	非常用照明、誘導灯
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	{8037-2}	新設	1式	非常用照明、誘導灯
屋外	消火設備 屋外消火栓配管	{8012-6}	仮移設	1式	消火栓

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設した施設（{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯）を含む。本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の詳細を別添Ⅰに示す。

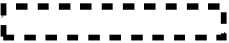

四、加工施設の変更に係る工事工程表

加工施設の変更に係る工事工程表を別添Ⅱに示す。

五、加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえ、設計及び工事に係る品質マネジメントは、別添Ⅲに示す保安品質保証計画書に従って行うものとする。

六、加工施設の変更の理由

- ・地震、竜巻及び外部からの衝撃による損傷防止対策、並びに溢水対策のため、第2加工棟を補強する。
- ・第2加工棟の安全機能を確保するため、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・地震対策のため、第2加工棟の被覆施設及び核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器を補強する。併せて、設備・機器の構成装置を更新する。
- ・液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のため、第2廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備  廃棄物保管区域を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び保管廃棄設備  廃棄物保管区域を設置する。
- ・第2廃棄物貯蔵棟の撤去に併せて、第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を撤去する。
- ・第5廃棄物貯蔵棟の安全機能を確保するため、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備及び緊急設備）を設置する。
- ・伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様のモニタリングポストを新たに設置し、既設の機器を撤去する。
- ・第2次申請で一時的に取り外し仮移設した第2加工棟第2開発室、第2分析室及び第2放射線管理室の通信連絡設備、火災感知設備及び緊急設備を仮移設の状態から

復旧し本設する工事を行う。

- 第2加工棟の新規制基準対応工事を実施するに当たって、干渉する既設の設備・機器の安全機能を維持するため、工事に先立つ準備作業として、屋外の消火設備を一時的に取り外し仮移設する。
- 新規制基準に基づいた核燃料物質の加工の事業の変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に係る加工施設について、新規制基準への適合性確認を行う。

七、分割申請の理由

新規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設の変更は下表のとおりであり、以下の理由により分割して設計及び工事の方法の認可又は設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）を申請する。なお、今後の進捗に応じて、申請内容を変更する可能性がある。

- ・新規制基準に適合した加工施設とするため、建物・構築物及び設備・機器について、耐震補強、竜巻対策、火災対策等の改造工事、新設工事、撤去工事を行う。
- ・新規制基準対応工事を段階的に行い、基準適合を早めるため、建物・構築物及び設備・機器に対して5分割の設工認申請を行う予定としている。
- ・加工施設の構造又は工事内容により、工事期間に時間を要する建物・構築物及び設備・機器の新規制基準対応工事を先行して行う。

区分		成型施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設
		建物・構築物						
第2加工棟	④	⑤	④⑤	⑤	①④⑤ ①②	⑤ ②⑤	④⑤	④⑤ ②⑤
第1-3貯蔵棟	⑤	—	—	—	⑤	—	⑤	⑤
第1加工棟	③③	—	—	—	③③	③	③	③⑤
第1廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	—	⑤	⑤	⑤ ⑤
第2廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	—	④	—	④
第3廃棄物貯蔵棟	⑤	—	—	—	—	⑤	—	⑤
第5廃棄物貯蔵棟	④	—	—	—	—	④	—	④
発電機・ポンプ棟	⑤	—	—	—	—	—	—	⑤
遮蔽壁・防護壁	③⑤	—	—	—	—	—	—	—
屋外	—	—	—	—	—	—	④	⑤

適合性確認を行う建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）、  
②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）、③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）、  
④：第4次申請（本申請）、⑤：第5次申請（令和3年2月申請）

撤去する建物・構築物、設備・機器 ①：第1次申請（令和元年10月8日付け認可）、  
②：第2次申請（令和元年12月2日付け認可）、③：第3次申請（令和2年10月2日付け認可）、  
④：第4次申請（本申請）、⑤：第5次申請（令和3年2月申請）

本申請は、設計が完了した成型施設の建物、被覆施設の設備・機器、核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器、放射性廃棄物の廃棄施設の建物、設備・機器、放射線管理施設の設備・機器、その他の加工施設の設備・機器の一部について、新規制基準への適合性確認について申請するものである。

## 目 次

別添Ⅰ 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書

添付書類 2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書

添付書類 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書

付属書類 1 核燃料物質の臨界防止に関する基本方針書

付属書類 2 安全機能を有する施設の地盤及び地震による損傷の防止（建物・構築物の耐震性）に関する基本方針書

付属書類 3 地震による損傷の防止（設備・機器の耐震性）に関する基本方針書

付属書類 4 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 5 外部からの衝撃（積雪及び降下火砕物）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 6 外部からの衝撃（外部火災・爆発）による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 7 閉じ込めの機能（落下防止構造）に関する基本方針書

付属書類 8 火災等による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 9 加工施設内における溢水による損傷の防止に関する基本方針書

付属書類 10 遮蔽に関する基本方針書

付属書類 11 その他許可で求める仕様（放射性廃棄物ドラム缶（200 L）の転倒防止策）に関する基本方針書

別記 2



別添 I 加工施設の変更に関する設計及び工事の方法

## 目 次

イ. 化学処理施設（該当なし）

ロ. 濃縮施設（該当なし）

ハ. 成型施設

ニ. 被覆施設

ホ. 組立施設（該当なし）

ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

チ. 放射線管理施設

リ. その他の加工施設

## 八. 成型施設

## 目 次

### ハ. 成型施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法

## ハ. 成型施設

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）（以下「加工事業変更許可」という。）に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、巡視、点検、定期事業者検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既認可の設計及び工事の方法の認可（以下「既設工認」という。）との対応を表ハ－１－１に、変更内容を表ハ－１－２に示す。

ここで、表ハ－１－１以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類１ 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添１表２に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ハ－２－１に、関係図面を図ハ－１－１－１～図ハ－２－１－５－９に示す。

ここで、表ハ－２－１において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第１項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1]：技術基準規則第五条第１項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ハ-1-1 成型施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名
第2加工棟	第2加工棟	{1002} 第2加工棟 —	第2加工棟 —

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ハ-1-2 成型施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	建物・構築物名称又は 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	第2加工棟 —	1	改造 ①外壁の改造 ②外部扉の改造 ③コンクリート充填扉の新設 ④防護壁の新設 ⑤防護柵の新設 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 ⑦防火区画等の改造 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第2加工棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 自動式又は遠隔操作式の消火設備 消火栓 避難通路 非常用照明、誘導灯 漏水検知器 遮水板 防護壁又は防護柵 防護壁 防護閉止板又はコンクリート 堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境界の扉の開口部)	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名		(本体) {1002} 第2加工棟 —	(付属設備) {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010} 消火設備 消火器 {8011} 消火設備 自動式の消火設備 {8012} 消火設備 屋内消火栓 {8027} 緊急設備 避難通路 {8029} 緊急設備 非常用照明 {8029-4} 緊急設備 誘導灯 {8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板 {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵 {8049} 緊急設備 防護壁 {8050} 緊急設備 コンクリート閉止部 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉
建物・構築物の区分		本体、付属設備	
変更内容		(本体) 改造 新規基準に適合させるために、第2加工棟に以下の改造を行う。 また、第2加工棟の各部位の仕様を別表ハ-2-1-11に、各部位の位置を図ハ-I-1~図ハ-I-14に、改造工事完了後の第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ハ-II-1~図ハ-II-5に示す。  ①外壁の改造 (仕様を別表ハ-2-1-1に示す。) 地震による損傷の防止対策として、西面 (I 通り) の耐震壁の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 対策のため、北面 (D 通り) 外壁の3階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻・外部火災) 対策のため、南面 (A 通り) 外壁の1階から3階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 対策として、南面1階の大型搬入口扉を爆風圧から防護するための防護壁を新設する。 遮蔽のために、東面1階12通り C-D 通り間の開口部を鉄筋コンクリートで閉止 (閉止部③) する。	



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②外部扉の改造（仕様を別表ハ-2-1-2に示す。）          設計竜巻（F1、最大風速49 m/s。以下「F1 竜巻」という。）による損傷の防止対策として、既設の外部に面した鋼製扉（以下「外部扉」という。）（⑥で閉止するもの及び大型搬入口扉を除く。）をF1 竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉（以下「F1 竜巻対策扉」という。）に改造する。</p> <p>③コンクリート充填扉の新設（仕様を別表ハ-2-1-3に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、西面1階1通りにF1 竜巻による飛来物（以下「F1 飛来物」という。）から外部扉を防護するためのコンクリート充填扉を新設する。</p> <p>④防護壁の新設（仕様を別表ハ-2-1-4に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、南面1階A通り6-7間、北面1階D通り7-8間、1階11通りA-B間、1階11通りC-D間の外部扉をF1 飛来物から防護するための鉄筋コンクリート造の防護壁を新設する。          また、F1 竜巻による損傷の防止対策として、3階第2分析室、第2開発室に試料保管棚をF1 飛来物から防護するための防護壁を新設する。</p> <p>⑤防護柵の新設（仕様を別表ハ-2-1-5に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、南面2階A通りの3-4間、8-9間の非常用進入口の扉及び西面2階1通りのA-B間、C-D間の機器搬出入用の扉をF1 竜巻飛来物から防護するために鋼製の防護柵を新設する。</p> <p>⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止（仕様を別表ハ-2-1-6に示す。）          F1 竜巻による損傷の防止対策として、1階11通りC-D間の外部扉（閉止部①）及び南面2階A通り8-9間の給気ガラリ（閉止部②）を撤去し、鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑦防火区画等の改造（仕様を別表ハ-2-1-7に示す。）          火災による損傷の防止対策として、以下の改造を行う。          ・2階11通りA-B間、C-D間の防火シャッターを更新する<sup>(41)</sup>。          ・火災による損傷の防止対策として、中2階8-9間通りA-B間通りの窓を防火区画壁で閉止する。同様に2階5通りB-C間の壁開口部に防火板を設置し、2階1-2/B-C間通りの床開口部を防火区画床で閉止する。          ・1階B通り3-4間、5-6間及び1階C通り3-4間、5-6間の防火区画壁を貫通する部屋排気ダクトを、当該防火区画壁を貫通しないルートに変更するため、ダクトルート変更後の鉄筋コンクリート壁開口部をモルタルで閉止する。（部屋排気ダクトのルート変更は次回以降の設工認で申請する。）          ・同一の火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域（第2種管理区域）が存在する火災区域2P-5、2P-7については、第1種管理区域の境界間仕切り壁及び境界扉に防火性能を追加し、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画とする改造を行う。施設の運用上必要な火災区画境界上の開口部は耐火性能を有した防火板等を設置する。</p> <p>⑧堰、グレーチング及び扉の改造（仕様を別表ハ-2-1-8に示す。）          内部溢水対策のため、堰、グレーチングを設置する。また、既存扉を密閉構造扉（エアタイト扉）に改造する。</p> <p>（付属設備）付属設備については、リ、その他の加工施設の項で示す。</p>
-------------	---



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                  以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。                  ・ {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))                  ・ {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))                  ・ {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))                  ・ {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)                  ・ {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)                  ・ {8011} 消火設備 自動式の消火設備                  ・ {8027} 緊急設備 避難通路                  ・ {8029} 緊急設備 非常用照明                  ・ {8029-4} 緊急設備 誘導灯                  ・ {8052} 緊急設備 漏水検知器                  ・ {8065} 緊急設備 遮水板                  ( {8011} 消火設備 自動式の消火設備、 {8052} 緊急設備 漏水検知器、 {8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup>                   {8012} 消火設備 屋内消火栓は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は {8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。                  ( {8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]                  第2加工棟建物の耐震重要度分類は第1類とする。                  第2加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。                  位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-3～図ハ-2-1-1-10、図ハ-2-1-2-1～図ハ-2-1-2-29、図ハ-2-1-3-1及び図ハ-2-1-3-2に示す。                   ○一次設計                  常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする<sup>(1)</sup>。                   ○二次設計                  建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第2加工棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る<sup>(2)</sup>。                   {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵、 {8049} 緊急設備 防護壁、 {8050} 緊急設備 コンクリート閉止部、 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉は、耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                  以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。                  ・ {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))                  ・ {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))                  ・ {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))                  ・ {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)                  ・ {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)                  ・ {8029} 緊急設備 非常用照明                  ・ {8029-4} 緊急設備 誘導灯</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、耐震重要度分類を第3類とし、第2加工棟に固定する又は {8012} 消火設備 屋内消火栓を十分に支持することができる地盤に設ける。                  ( {8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。                  ( {8011} 消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>{8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は、耐震重要度分類を第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。                  ( {8052} 緊急設備 漏水検知器、{8065} 緊急設備 遮水板は次回以降申請する。 )<sup>(13)</sup></p> <p>第2加工棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第1類又は第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、第2加工棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、第2加工棟と同じ耐震重要度分類第1類で設計する必要はない。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(5)</sup></p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻)                  [8.1-B2]                  第2加工棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。                  第2加工棟の F1 竜巻に対する安全機能を有する部位 (以下「F1 竜巻防護境界」という。) の壁、屋根は、F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを確保する。                  F1 竜巻防護境界の扉は F1 竜巻対策扉<sup>(3)</sup> とするとともに、F1 飛来物が到達する可能性のある F1 竜巻対策扉の前には {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵を設け、F1 飛来物の衝撃荷重から F1 竜巻対策扉を防護する。                  1階 11 通り C-D 間の外部扉及び南面 2階 A 通り 8-9 間の給気ガラリーを撤去し、鉄筋コンクリートで閉止することにより、F1 竜巻防護境界には、不要な扉、給気ガラリーなどの開口部を設けない。                  更なる安全対策として、第2加工棟の 3階第2開発室及び第2分析室の試料保管柵の周囲には試料保管柵を防護するための {8049} 緊急設備 防護壁を設置する。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>第2加工棟建物本体における位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-2、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-1 1～図ハ-2-1-1-1 7、図ハ-2-1-3-1 7、図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-2 3に示す。</p> <p>○(8048)緊急設備 防護壁及び防護柵</p> <p>北側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 6に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-6に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>南側防護壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 5に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-5に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>コンクリート充填扉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-3、図ハ-2-1-3-4に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-3に示す。</li> </ul> <p>扉1-1 袖壁、扉1-2 袖壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 11、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-7に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>防護柵 No.1、防護柵 No.2、防護柵 No.3、防護柵 No.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図ハ-2-1-1-1 2、図ハ-2-1-1-1 5、図ハ-2-1-1-1 7に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図ハ-2-1-3-1 0～図ハ-2-1-3-1 3に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ハ-2-1-5に示す。</li> </ul>
-------------------	------------------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>○{8050}緊急設備 コンクリート閉止部<sup>(3)</sup>                  閉止部①、閉止部②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置                      配置を図ハ-2-1-1-11、図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15、図ハ-2-1-1-17に示す。</li> <li>・構造・寸法                      仕様を図ハ-2-1-3-14、図ハ-2-1-3-15に示す。</li> <li>・材料                      主な材料を別表ハ-2-1-6に示す。</li> </ul> <p>○{8049}緊急設備 防護壁                  試料保管棚防護壁 No.1、試料保管棚防護壁 No.2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置                      配置を図ハ-2-1-1-13に示す。</li> <li>・構造・寸法                      構造・寸法を図ハ-2-1-3-8、図ハ-2-1-3-9に示す。</li> <li>・材料                      材料を別表ハ-2-1-4に示す。</li> </ul> <p>(落雷)                  [8.1-B6]                  建築基準法第三十三条、建築基準法施行令第百二十九条の十四に基づき、高さ20mを超える第2加工棟に避雷設備である避雷針(むね上げ導体を含む)を設置するため、落雷の発生は安全機能に影響を及ぼさない<sup>(4)</sup>。                  避雷針の配置を図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17に示す。</p> <p>○設備の員数                  ・避雷針(むね上げ導体を含む)：1式</p> <p>(極低温(凍結))                  [8.1-F2]                  {8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。<sup>(12)</sup>                  ({8012}消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>(火山活動(降下火砕物))                  [8.1-B3]                  屋根は、湿潤密度1.5 g/cm<sup>3</sup>とした降下火砕物の厚さ12cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪)                  [8.1-B4]                  屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定められる29cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象)                  [8.1-F4]                  {6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。                  ({6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1 ダクトは次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>(航空機落下)                  —<sup>(6)</sup></p>
------------	-----------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))          [8.1-B5] [8.2-B2]          原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上又は想定する爆発源からの爆風圧が施設に影響を及ぼさないよう第2加工棟南面 (A 通り) 外壁の1階から3階の一部を10 cm 以上増し打ち、南面 (A 通り) 1階3-4 通り間的大型搬入口扉を爆風圧から防護するために、10 cm 以上の防護増し打ち壁を設ける。          想定する航空機落下火災が発生した場合に、外壁温度は 200°Cを超えない。          位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-18~図ハ-2-1-1-23、図ハ-2-1-3-18~図ハ-2-1-3-20に示す。          防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置関係をハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-5に、想定する航空機落下位置を図ハ-2-1-5-9に示す。          (電磁的障害)          一<sup>(7)</sup>          (交通事故 (自動車))          一<sup>(8)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1]          加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。          管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。          手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。          周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。          第2加工棟は、別表ハ-2-1-9に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。          図ハ-2-1-5-7に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。          [9.1-B2]          加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システム (施設運転制御系システム) は、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為から防護するために、社内コンピュータシステムと接続せず、外部と物理的に遮断する。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B1] 線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。 第2加工棟の管理区域区分を図ハ-2-1-5-7に示す。</p> <p>[10.1-B2] 第2加工棟の第1種管理区域の床、及び壁であって人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる。 第2加工棟の施設外へ通じる出入口付近に堰を設け、液体状の核燃料物質等を取り扱う設備・機器から施設外への核燃料物質等の漏えいを防止する。 なお、第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3] 第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する。 第2加工棟の第1種管理区域の室は、{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa（2 mm 水柱）以上の負圧に維持する。 （{6001}～{6008} 気体廃棄設備 No. 1 の排風機は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]<sup>(14)</sup> 第2加工棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を持たせた能力単位の5倍以上の粉末消火器<sup>9)</sup>を、防火対象物の各部分から歩行距離20 m以下となるように配置する。{8010} 消火設備 消火器は固定金具等により転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010} 消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC 粉末消火器 10 型：102 本</li> <li>・ABC 粉末消火器 50 型：17 本</li> <li>・BC 粉末消火器 20 型：19 本</li> <li>・金属火災用消火器：3 本</li> <li>・二酸化炭素消火器：1 本</li> <li>・乾燥砂（消火用）：2 個</li> </ul> <p>{8010} 消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び{8012} 消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する。 （{8012} 消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8011} 消火設備 自動式の消火設備は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に設置する。 （{8011} 消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。 ({8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[11.1-F2]<sup>(14)</sup>          早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置する。          火災信号の発報箇所を限定するために、警戒区域は管理区域の別、工程の別等により消防法施行令第二十一条第2項の規定以上に細分化する。</p> <p>○設備の員数({8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器(スポット型): 280 台</li> <li>・煙感知器(スポット型): 90 台</li> </ul> <p>○設備の員数({8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信機(P型受信機): 1 台</li> </ul> <p>{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、警戒区域の配置を図リ-2-1-3-1~図リ-2-1-3-5に示す。自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1-1に示す。</p> <p>[11.3-B1]          第2加工棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物(耐火構造)とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。耐震補強等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃性又は難燃性材料とする。          第2加工棟に使用する材料を別表ハ-2-1-1~別表ハ-2-1-9に示す。</p> <p>[11.3-B2]          第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画<sup>(10)</sup>を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。ただし、火災区域内に第1種管理区域とそれ以外の区域を含む場合は、第1種管理区域の境界に耐火性を有する壁を設け、第1種管理区域とそれ以外の区域を別の火災区画に設定する。          各火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>各火災区画の仕様</p> <p>○火災区域2P-1・火災区画2P-1の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板</li> <li>区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>防火区画壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間)</li> <li>区画境界床スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間)</li> <li>特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間)</li> <li>特定防火設備(小荷物専用昇降機昇降路扉)(表面鉄板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>防火ダンパー(板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> </ul> <p>({8045} 緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。)</p>
-------------------	--------------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域2P-2・火災区画2P-2の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>（{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> <p>○火災区域2P-3・火災区画2P-3の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>防火区画壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>（{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul> <p>○火災区域2P-4・火災区画2P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸、防火シャッター）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界床スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>特定防火設備（小荷物専用昇降機昇降路扉）（表面鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> <p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5（I）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材</li> <li>区画境界壁、防火区画壁、区画境界スラブ、特定防火設備（防火戸）及び防火板</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>（強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り（壁片面）：1時間）<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>防火板（鉄板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> <li>（{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</li> </ul>
-------------------	--------------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域2P-5・火災区画2P-5(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、防火区画床、特定防火設備(防火戸)及び防火板                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>防火区画床(ALCパネル厚さ100mm以上:1時間)</li> <li>特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間)</li> <li>防火板(鉄板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>防火ダンパー(板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>({8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-6・火災区画2P-6の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ、特定防火設備(防火戸、防火シャッター)及び水平シャッター                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間)</li> <li>特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>水平シャッター(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅰ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間)</li> <li>防火ダンパー(板厚さ1.5mm以上:1時間)</li> <li>({8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○火災区域2P-7・火災区画2P-7(Ⅱ)の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火戸)                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) (強化せっこうボード厚さ21mm×2枚貼り(壁片面):1時間)<sup>(17)</sup></li> <li>区画境界スラブ(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間)</li> <li>特定防火設備(防火戸)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面)又は鉄板厚さ1.5mm以上(扉片面):1時間)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
-------------------	--------------------	---

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区域2P-8・火災区画2P-8の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> </ul> </li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）又は鉄板厚さ1.5mm以上（扉片面）：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> </li> </ul> <p>（{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</p> <p>○火災区域2P-9・火災区画2P-9の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象部材             <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備（防火戸）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>区画境界スラブ（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> </ul> </li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> <li>防火ダンパー（板厚さ1.5mm以上：1時間）</li> </ul> </li> </ul> <p>（{8045}緊急設備 防火ダンパーは次回以降申請する。）</p> <p>第2加工棟の火災区画を図ハ-2-1-5-8に示す。ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画は、2P-1と2P-7（I）になる。</p> <p>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。使用電圧が600Vを超えるケーブルは、火災区画2P-1で使用する。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]<sup>(16)</sup></p> <p>火災区域間の延焼を防止するために、建築基準法施行令第百十二条第20項、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、電気・計装ケーブルが貫通する壁、床には耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを、配管が貫通する壁、床にはモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>火災区域貫通部の配置図を図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41に示す。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
-------------------	--------------------	--

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B2]</p> <p>溢水防護区画を設定し、第2加工棟の第1種管理区域から第1種管理区域外へのウランを含む溢水の流出及び第1種管理区域外から第1種管理区域への溢水の流入を防止する。</p> <p>溢水防護区画を図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50に示す。</p> <p>溢水防護区画境界の壁はコンクリート造とする又は没水水位より高い堰を設け、水の浸透を防止する構造とする。また、溢水防護区画境界の開口部は、設置する扉を密閉構造扉とする又は没水水位より高い堰を設置し、第2加工棟第2廃棄物処理室には、溢水を受ける地下貯槽ピット及びそのピットへ流入する経路を設けることにより、溢水防護区画外への溢水の流出を防止する。</p> <p>{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉の位置、構造、寸法、材料を別表ハ-2-1-8、別表ハ-2-1-9、図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53、図ハ-2-1-3-22～図ハ-2-1-3-51に示す。</p> <p>溢水防護区画内の扉は密閉構造ではない扉とするとともに、溢水防護区画内の部屋間の溢水の流出入を妨げる堰がない構造とする。</p> <p>建物の上階から下階への配管貫通部はモルタルその他の不燃材料（防水機能付）によりシールし、溢水の拡大を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[12.1-F4]</p> <p>溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。</p> <p>（{8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>震度5弱相当の地震時に、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。</p> <p>（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。</p> <p>（{8065}緊急設備 遮水板、{8058}緊急設備 防水カバーは次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]</p> <p>第2加工棟には、容易に識別できる{8027}緊急設備 避難通路を設置する。{8027}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。{8027}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8029}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8029-4}緊急設備 誘導灯<sup>(14)</sup>を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8029}非常用照明：94 台</li> <li>・ {8029-4}誘導灯：75 台</li> </ul> <p>{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明及び{8029-4}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-5に示す。</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	<p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 ({8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の設計基準事故時の環境条件は、設計基準事故の対象施設である{2044}粉末混合機 No.2-1 粉末投入機、{2050}プレス No.2-1、{2064}連続焼結炉 No.2-1、{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の安全機能とあわせて説明するため、次回以降申請する。)</p> <p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 (第2加工棟の付属設備のうち、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8011}消火設備 自動式の消火設備、{8052}緊急設備 漏水検知器、{8065}緊急設備 遮水板は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知することができるように設け、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。 ({6048}気体廃棄設備 No.1 差圧計は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。 ({8052}緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床及び壁であって人が触れるおそれのある部分(床面からの高さ2mまで)は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料 <sup>(15)</sup> で仕上げる。
	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。  ○第2加工棟の遮蔽機能 ・遮蔽評価に考慮する壁の位置、構造、寸法、材料 別表ハ-2-1-1、別表ハ-2-1-9、 図ハ-2-1-1-29～図ハ-2-1-1-36、図ハ-2-1-3-16、図ハ-2-1-5-1 ・コンクリートの気乾単位容積質量 $\geq 2.5$ 以上  [22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する。
	換気設備	[23.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。 第2加工棟の容積：約 $1.3 \times 10^4$ (m <sup>3</sup> ) {6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機の排気能力：約 $1.3 \times 10^5$ (m <sup>3</sup> /時) ({6001}～{6008}気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。) <sup>(13)</sup>
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  {8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。) <sup>(13)</sup>  {8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。  {8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24.2-F2]</p> <p>以下の設備は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))</li> <li>・ {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</li> <li>・ {8029} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・ {8029-4} 緊急設備 誘導灯</li> <li>・ {8012} 消火設備 屋内消火栓</li> </ul> <p>({8012} 消火設備 屋内消火栓、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) から給電し、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機は次回以降申請する。)<sup>(13)</sup></p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="651 1283 1374 2033"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 内蔵</th> <th>非常用発電 機に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) *</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>消火設備 屋内消火栓 *</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：次回以降の申請。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	－	－	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) *	○	○	－	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	－	－	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	－	－	○	火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	－	火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	－	－	○	緊急設備 非常用照明	○	○	－	緊急設備 誘導灯	○	○	－	消火設備 屋内消火栓 *	－	○	－
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	－																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	－	－	○																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) *	○	○	－																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	－	－	○																																											
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	－	－	○																																											
火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	－																																											
火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	－	－	○																																											
緊急設備 非常用照明	○	○	－																																											
緊急設備 誘導灯	○	○	－																																											
消火設備 屋内消火栓 *	－	○	－																																											



表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]          第2加工棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。          {8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、          {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））を設置し、アンプに付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。          （{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクから、{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の事業所内への放送は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。          {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。          （{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、          {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、          {8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、          {8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の配置を図リ-2-1-2-1～図リ-2-1-2-5に、系統図を図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10示す。</p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007} 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：66 台</li> <li>・ {8007-12} 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））：1 台</li> <li>・ {8007-11} 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））：15 台</li> <li>・ {8007-13} 所内通信連絡設備（固定電話機）：23 台</li> </ul>
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.2-F1]          加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。          （{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。）<sup>(13)</sup></p> <p>[99-B1]          積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第2加工棟の全ての屋根にアクセス可能とする。          全ての屋根へのアクセスマートを、図ハ-2-1-1-24～図ハ-2-1-1-28に示す。</p> <p>[99-B4]          第2加工棟はF3 竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保し、F3 竜巻荷重による倒壊を防止する。</p> <p>F3 竜巻発生時の部分的な損傷の程度については以下に示す。          第2加工棟の1階の外壁、外部扉は、F3 竜巻の風荷重、想定する全てのF3 竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（建物1階の損傷はないため、設備への影響はない。）          2階の外壁は、F3 竜巻の風荷重、想定する全てのF3 竜巻飛来物の建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。（F3 竜巻飛来物による鋼製材が外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、燃料集合体及び燃料棒の貯蔵施設は、内壁によって防護されるため損傷はない。）</p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>3階の外壁はF3竜巻の風荷重による損傷はないが、F3竜巻飛来物によって外部扉及び一部の外壁は損傷、貫通する。(飛来物が外壁、外部扉を貫通し、設備が損傷する。ただし、貯蔵施設は、内壁、防護壁によって損傷はない。)</p> <p>屋根は、想定する全てのF3竜巻飛来物による建物内部の設備・機器に影響する損傷、貫通はない。(建物屋根の損傷はないため、設備への影響はない。)</p> <p>[99-B5]</p> <p>第2加工棟は、更なる安全性余裕を確保し、放射線被ばくのおそれを低減するため、Sクラスに求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物の過度の変形・損傷を防止し、終局に至らない。</p> <p>[99-F7]</p> <p>F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している{6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、{6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1のダクトにダンパーを設ける。</p> <p>({6047}～{6047-4}気体廃棄設備 No.1のダクトは次回以降申請する。)</p> <p>(13)</p>
<p>添付図</p>	<p>図ハ-I-1～図ハ-I-14、図ハ-II-1～図ハ-II-5、図ハ-1-1-1～図ハ-2-1-5-9、図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-4-5、図リ-2-1-7、図リ-2-1-9～図リ-2-1-11、図リ-2-1-14</p>

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数 $C_0$ を0.2として、地震地域係数 $Z$ (大阪府の場合1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する $R_t$ から求めた地震層せん断力係数 $C_i$ に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 $C_0$ を1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 $D_s$ と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 $F_{es}$ を乗じて求める必要保有水平耐力 $Q_{un}$ に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (3) 第2加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置する箇所はない。
- (4) 第2加工棟は消防法に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所には該当しないため、設置する避雷針は消防法の適用を受けない。
- (5) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (6) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ (回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機落下を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (7) 第2加工棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (8) 第2加工棟と町道の位置関係を示したものを図ハ-2-1-5-6に示す。第2加工棟は敷地南側の町道での交通事故の影響を受けるおそれを否定できないが、加工事業変更許可申請書に示すとおり、建物はF3竜巻の飛来物(路線バス)に耐える構造とすることから、竜巻対策の設計で対応できる。
- (9) 粉末消火器の必要能力単位47となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は411となる。
- (10) 第2加工棟の防火区画の境界の一部については、建築基準法施行令第百十二条の防火区画の免除を受けているが、防火板等を設置する。
- (11) 平成17年改正建築基準法(現建築基準法施行令第百十二条第19項第1号ロ)により、「閉鎖又は作動するに際して周囲の人の安全を確保する」機能が要求されているため、危害防止機構付きの防火シャッターに更新する。
- (12) 熊取事業所は寒冷地には立地しておらず大阪府による凍結深度は設定されていない。{8012}消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管のうち、埋設の場合は公共建築工事標準仕様書(国土交通省官庁営繕部)に従い、地中埋設深さを車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外は300mm以上とし、地上露出部では断熱材を設置する。
- (13) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表ハ-2-1-10に示す。

- (14) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8029-4} 緊急設備 誘導灯、{8010} 消火設備 消火器の配置は、公設消防と協議済みである。
- (15) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。
- (16) 気体廃棄設備 No. 1 のダクトが貫通する箇所には建築基準法施行令第百十二条第 2 1 項に基づき、特定防火設備を設ける。
- (17) 強化せっこうボード厚さ 21 mm×2 枚貼りは、既設の 7 mm の繊維強化せっこうボードに増し貼りとする。

別表ハ-2-1-1 (1/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位	使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	西面外壁 (1階) 1 通り A-B 通り間 及び C-D 通り間 (耐震)	基礎ばり型部	1	図ハ-2-1-1-3~図 ハ-2-1-1-10 図ハ-2-1-3-1~図 ハ-2-1-3-2 (工事概要図、耐震壁配筋図)
		壁部		
		2 階はり型部		
		柱型部		
	西面外壁 (2階及び3階) 1 通り B-C 間 (耐震)	2 階及び3階はり型部	1	
		2 階及び3階壁部		
		2 階及び3階柱型部		

別表ハ-2-1-1 (2/2) 第2加工棟の改造の仕様 (外壁の改造)

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
外壁の改造 (外壁の増し打ち)	北面外壁 D通り 9-11 通り間 3階 (竜巻)	壁部		1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-17 (工事概要図、北面壁増し打ち)
	南面外壁 A通り 1階から3階の一部 (外部爆発、3階9-11間は竜巻と共通対策)	壁部		1	図ハ-2-1-1-18~ 図ハ-2-1-1-23 図ハ-2-1-3-18 (工事概要図、南面壁増し打ち1)
	南面外壁 (電気ケーブルボックス部) A通り 8-9 通り間 1階から3階 (外部爆発)	壁部		1	図ハ-2-1-1-18~ 図ハ-2-1-1-23 図ハ-2-1-3-19 (工事概要図、南面壁増し打ち2)
		底部			
		はり部 (CB1)			
	はり部 (B60)				
大型搬入口扉防護増し打ち壁 A通り 3-4 通り間1階から中2階 (外部爆発)	袖壁部	1	図ハ-2-1-1-18 図ハ-2-1-1-19 図ハ-2-1-1-22 図ハ-2-1-3-20 (工事概要図、大型搬入口扉防護増し打ち壁)		
壁部					
外壁の改造 (開口部閉止)	閉止部③ 東面外壁 12通り C-D 通り間 (遮蔽)	壁部	1	図ハ-2-1-1-29 図ハ-2-1-1-30 図ハ-2-1-1-35 図ハ-2-1-3-16 (工事概要図、12通り閉止遮蔽壁)	

改造項目	部位	断面(単位:mm) 使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	鋼製の外部扉-第2加工棟玄関扉 扉番号:1-1	[断面図]	12	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-12 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-出荷ヤード入口扉 扉番号:1-2		14	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-13 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2-1ペレット室南側扉、第2-2ペレット室北側扉 扉番号:1-11、1-4		7×2	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-9 図ハ-2-1-4-14 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-7		13	図ハ-2-1-4-1
			2	図ハ-2-1-4-6
			1	図ハ-2-1-4-9
			1	図ハ-2-1-4-15 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-8		6	図ハ-2-1-4-1
			2	図ハ-2-1-4-6
			1	図ハ-2-1-4-9
			1	図ハ-2-1-4-16 (配置図、建具表、姿図、詳細図)
	鋼製の外部扉-第2粉末受入室西側扉 扉番号:1-9		13	図ハ-2-1-4-1
			2	図ハ-2-1-4-6
			1	図ハ-2-1-4-9
1		図ハ-2-1-4-15 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		
鋼製の外部扉-第2梱包室北側扉、第2部品室北側扉、3階通路北側扉 扉番号:2-1、2-2、3-1	7×3	図ハ-2-1-4-3		
		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		
鋼製の外部扉-第2-2燃料棒加工室西側扉、第2-1燃料棒加工室西側扉、第2フィルタ室西側扉 扉番号:2-3、2-4、3-3、3-4	14×4	図ハ-2-1-4-3		
	2×4	図ハ-2-1-4-4		
	2×4	図ハ-2-1-4-7		
	4×4	図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-18 (配置図、建具表、姿図、詳細図)		

改造項目	部位	断面 (単位: mm) 使用材料	員数	対応図	
外部扉の改造	鋼製の外部扉-第2-1 燃料棒検査室南側扉、第 2-1組立室南側扉 扉番号: 2-5、2-6		7×2	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
	鋼製の外部扉-第2機械 室北側扉 扉番号: 3-2		8	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	
			2	図ハ-2-1-4-11 図ハ-2-1-4-19	
			6	(配置図、建具表、姿図、 詳細図)	
	2 ・ 3 階		鋼製の外部扉-第2開発 室南側扉 扉番号: 3-5	14	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-20 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
			鋼製の外部扉-第2放射 線管理室南側扉 扉番号: 3-6	7	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-21 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
	1 ・ 2 ・ 3 階		鋼製の外部扉-ダクトス ペース扉 (2階)、ダクト スペース扉 (3階)、電気 設備配線用パイプシャフ ト (1階、2階、3階) 扉番号: 1-ク、2-ヤ、2-オ、 2-ノ、3-ラ、3-ナ、3-ネ	6×7	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-7 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-11 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
	4 階		鋼製の外部扉-第2排風 機室西側扉 扉番号: 4-1	16	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-22 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
			鋼製の外部扉-第2排風 機室東側扉 扉番号: 4-2	14	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-23 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)
鋼製の外部扉-第2排風 機室南側扉 扉番号: 4-a		7	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8 図ハ-2-1-4-10 図ハ-2-1-4-17 (配置図、建具表、姿図、 詳細図)		

別表ハ-2-1-3 第2加工棟の改造の仕様（コンクリート充填扉の新設）

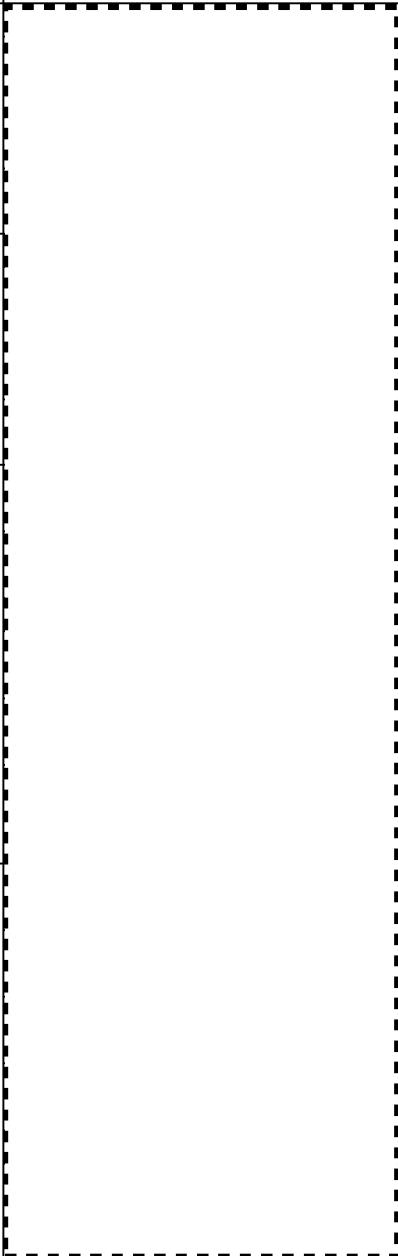
改造項目	部位	断面等（単位：mm）	員数	対応図
コンクリート 充填扉の新設	第2加工棟 西側屋外 第2粉末受入 室西側外部扉 前		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-3 図ハ-2-1-3-4 （工事概要図、コンクリート 充填扉1、コンクリート 充填扉2）
	コンクリート 充填扉下部レ ール受け部 （1階） 1通りA-B通り 間及びC-D通 り間 （竜巻）			図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-1～ 図ハ-2-1-3-4 （工事概要図、耐震壁配筋 図）
	コンクリート 充填扉下部レ ール受け部 （1階） 1通りB-C通り 間 （竜巻）		1	
	コンクリート 充填扉上部 垂れ壁部（1 階） 1通りB-C通り 間 （竜巻）			




別表ハ-2-1-4 第2加工棟の改造の仕様 (防護壁の新設)

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
防護壁の新設	第2-1ペレット室南側外部扉屋外側 (南側防護壁)	底部		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-5 (工事概要図、南側防護壁)
		壁部			
		はり部 (CB2)			
		はり部 (B60A)			
	第2-2ペレット室北側外部扉屋外側 (北側防護壁)	底部		1	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-6 (工事概要図、北側防護壁)
		壁部			
	第2加工棟入口扉屋外側 (扉1-1袖壁、扉1-2袖壁)	袖壁		4	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-7 (工事概要図、11通り袖壁)
第2分析室試料保管棚防護壁No.1	本体	1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9 (工事概要図、第2分析室防護壁)		
第2開発室試料保管棚防護壁No.2	本体	1	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9 (工事概要図、第2開発室防護壁)		

別表ハ-2-1-5 第2加工棟の改造の仕様（防護柵の新設）

改造項目	部位	使用材料（単位：mm）	員数	対応図
防護柵の新設	第2-1 燃料棒検査室 南側扉（防護柵 No. 1）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-10 （工事概要図、防護柵 No. 1）
	第2-1 組立室南側扉 （防護柵 No. 2）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-11 （工事概要図、防護柵 No. 2）
	第2-2 燃料棒加工室 西側扉（防護柵 No. 3）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-16 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-12 （工事概要図、防護柵 No. 3）
	第2-1 燃料棒加工室 西側扉（防護柵 No. 4）		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-13 （工事概要図、防護柵 No. 4）

別表ハ-2-1-6 第2加工棟の改造の仕様（扉、ガラリ撤去及び閉止）

改造項目	部位	使用材料	員数	対応図
扉、ガラリの撤去 及び閉止	閉止部① 第2-1 作業支援室 東側扉		1	図ハ-2-1-1-1-11 図ハ-2-1-1-1-17 図ハ-2-1-3-14 （工事概要図、11通り コンクリート閉止）
	閉止部② 第2-1 組立室 ガラリ		1	図ハ-2-1-1-1-12 図ハ-2-1-1-1-15 図ハ-2-1-3-15 （工事概要図、ガラリ閉 止）

別表ハ-2-1-7 第2加工棟の改造の仕様（防火区画等の改造）

改造項目	部位	仕様（単位：mm）	員数	対応図
防火シャッタの更新	2階11通りA-B通り間及びC-D通り間 扉2-t1、扉2-ラ1		2	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 （工事概要図、配置図、建具表）
防火板の改造	2階5通りB-C通り間 防火板2-h3		1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7 （工事概要図、配置図、建具表）
防火区画の改造 （防火区画壁）	中2階8-9通り間A-B 通り間 窓閉止		各1	図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-2 （工事概要図、ボード閉止）
防火区画の改造 （防火区画床）	2階1-2通り間B-C 通り間 床閉止		1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 （工事概要図、ALC閉止）
第1種管理区域境界 火災区画壁の改造 （開口部閉止・防火性能追加）	・火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 2階A-D通り間、2-4 通り間 ・火災区画2P-7 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 3階B-C間通り、3-8 通り間		各1	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-1-40 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
第1種管理区域境界 火災区画境界扉の 改造 （扉の窓閉止）	火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 扉2-l、扉2-c、 扉2-d		3	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
第1種管理区域境界 火災区画境界防火板 の改造	火災区画2P-5 （Ⅰ）（Ⅱ）の境界 防火板2-h4、 防火板2-h5、 防火板2-h6、		4	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21 （工事概要図、火災区画の改造）
部屋排気ダクト迂回 後の防火区画開口部 のモルタル閉止	1階B通り3-4間、5-6 間及び1階C通り3-4 間、5-6間 開口部閉止		8	図ハ-2-1-1-37 図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-1 （工事概要図、防火区画の改造）

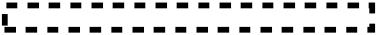
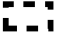




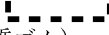
改造項目	位置	仕様 (単位: mm)	員数	対応図
堰の改造	溢水対策1 通路 (1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-23 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策3 第2-2ペレット室 (1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-25 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策4 第2-1ペレット室 (1階)		1	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-26 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策8 第2部品室 (2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-30 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策9 第2-2燃料棒加工 室 (2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-31 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策10 第2-1燃料棒加工 室 (2階)		1	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-32 (工事概要図、溢水対策)

改造項目	位置	仕様 (単位: mm)	員数	対応図
堰の改造	溢水対策1 1 第2-1燃料棒加工 室前ダクトスペース (2階)		1	図ハ-2-1-1-4 8 図ハ-2-1-3-3 3 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 2 第2梱包室 (2階) 溢水対策1 3 第2-1組立室 (2 階)		2	図ハ-2-1-1-4 8 図ハ-2-1-3-3 4 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 7 第2フィルタ室東 側・西側ダクトスペー ス (3階)		2	図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-3 8 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策1 8 第2開発室 (3階)		1	図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-3 9 図ハ-2-1-3-4 0 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 1 第2フィルタ室 (3階)		1	図ハ-2-1-1-4 9 図ハ-2-1-3-4 3 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 2 第2排風機室ダクト スペース (4階)		1	図ハ-2-1-1-5 0 図ハ-2-1-3-4 4 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 6 (2階)		1	図ハ-2-1-1-4 8 図ハ-2-1-3-4 6 (工事概要図、溢水対策)

改造項目	位置	仕様(単位:mm)	員数	対応図
堰の改造	溢水対策27 溢水対策28 (3階)		2	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策2 通路(1階)		2	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-24 (工事概要図、溢水対策)
グレーチングの改造	溢水対策5 第2廃棄物処理室入口(1階)		4	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-27 図ハ-2-1-3-28 (工事概要図、溢水対策)
	溢水対策6 第2-2ペレット室扉1-4(1階)		12	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-1-53 図ハ-2-1-3-29 図ハ-2-1-3-35 図ハ-2-1-3-36 図ハ-2-1-3-37 図ハ-2-1-3-41 図ハ-2-1-3-42 図ハ-2-1-3-45 図ハ-2-1-3-47 (工事概要図、溢水対策)
溢水対策7 第2-1ペレット室扉1-11(1階)				
溢水対策14 第2-2燃料棒加工室扉2-3(2階)				
溢水対策15 第2-1燃料棒加工室扉2-4(2階)				
溢水対策16 第2放射線管理室扉3-6(3階)				
溢水対策19 第2分析室扉3-j(3階)				
溢水対策20 第2開発室扉3-5(3階)				
溢水対策23 第2粉末受入室扉1-7(1階)				
溢水対策24 第2粉末受入室扉1-8(1階)				
溢水対策25 第2粉末受入室扉1-9(1階)				
溢水対策29 第2フィルタ室扉3-3、扉3-4(3階)				

※耐火シーリング材は、耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材を使用する。

<p>建物</p>	<p>基礎：直接基礎 (べた基礎)                  地上部：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)                  床：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート造、せっこうボード間仕切壁                  屋根：鉄筋コンクリート造、一部合成スラブ (9-12 通り間、A-D 通り間屋根)</p>
<p>主要な構造材等 (既設材料)</p>	<p>①基礎・基礎ばり                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup>                  鉄筋：<math>\square</math></p> <p>②柱、大ばり (鉄骨鉄筋コンクリート造部分)                  鉄骨：<math>\square</math>                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>③小ばり (鉄筋コンクリート部分)                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>④大ばり・小ばり (合成スラブ屋根部分)  <math>\square</math></p> <p>⑤床                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑥鉄筋コンクリート壁                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑦せっこうボード壁                  軽量鉄骨下地・せっこうボード貼り</p> <p>⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ)                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑨屋根 (合成スラブ)                  デッキプレート <math>\square</math>                  鉄筋：<math>\square</math>                  コンクリート：Fc = <math>\square</math> N/mm<sup>2</sup></p> <p>⑩堰                  ・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策 1)                  鉄筋コンクリート (既設躯体の一部)                  高さ：<math>\square</math></p> <p>・堰 (鋼製：既設溢水対策 1 3)                  溝形鋼                  アンカーボルト 径 <math>\square</math>                  高さ：<math>\square</math></p> <p>・堰 (鉄筋コンクリート造：既設溢水対策 1 4)                  鉄筋コンクリート (既設躯体の一部)                  高さ：<math>\square</math></p>

主要な構造材等 (既設材料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堰 (鉄筋コンクリート造: 既設溢水対策15) 鉄筋コンクリート (既設躯体の一部) 高さ: </li> <li>⑪扉・防火板                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・扉・防火板共通 材料: 鋼</li> <li>・防火区画 仕様: 特定防火設備</li> <li>・溢水防護区画上の扉 仕様: エアタイト扉 (PAT 仕様)</li> </ul> </li> <li>⑫地下貯槽ピット 鉄筋コンクリート 鉄板  (C-D 通り間貯槽ピットのみ)</li> <li>⑬大型搬入口扉 (扉 1-6、扉 1-10) 鉄筋:  コンクリート: Fc =  鋼板  等辺山形鋼  六角穴付きボルト  止水パッキン (硬質ゴム)</li> <li>⑭避雷針、むね上げ導体 避雷針突針: 銅棒 避雷針突針支柱: 炭素鋼管 むね上げ導体: 銅線</li> <li>⑮第1種管理区域の床及び室内壁の塗装 (核燃料物質等による汚染の防止)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・床塗装 「消防法施行令の一部改正に伴う運用について (通知) (昭和 54 年消防予第 184 号)」において、不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う旨示されている酸素指数 26 以上の合成樹脂塗料</li> <li>・壁塗装 基材と塗料の組合せで国土交通大臣の防火材料認定を受けた塗料塗装/不燃材料 (認定番号 NM-8585)、塗料塗装/準不燃材料 (認定番号 QM-9816)、塗料塗装/難燃材料 (認定番号 RM-9364)</li> </ul> </li> </ul>
主要な構造材の寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎・基礎ばり: 図ハ-2-1-2-16 及び 図ハ-2-1-2-17</li> <li>②柱、大ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-18 ~ 図ハ-2-1-2-23</li> <li>③小ばり (鉄骨コンクリート造部分): 図ハ-2-1-2-24 及び 図ハ-2-1-2-25</li> <li>④大ばり、小ばり (合成スラブ屋根部分): 図ハ-2-1-2-20 及び 図ハ-2-1-2-25</li> <li>⑤床: 図ハ-2-1-2-26 及び 図ハ-2-1-2-27</li> <li>⑥鉄筋コンクリート壁: 図ハ-2-1-2-28</li> <li>⑧屋根 (鉄筋コンクリート屋根スラブ): 図ハ-2-1-2-26</li> <li>⑨屋根 (合成スラブ): 図ハ-2-1-2-25</li> <li>⑩堰: 図ハ-2-1-3-48</li> <li>⑪扉: 図ハ-2-1-4-1 ~ 図ハ-2-1-4-8</li> <li>⑫地下貯槽ピット: 図ハ-2-1-3-48 ~ 図ハ-2-1-3-51</li> <li>⑬大型搬入口扉: 図ハ-2-1-3-48、図ハ-2-1-4-6、図ハ-2-1-4-24</li> <li>⑭避雷針: 図ハ-2-1-1-15 ~ 図ハ-2-1-1-17</li> </ul>



別表ハ-2-1-10 (1/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備 {8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[6.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤の設備と同じ耐震重要度分類とし、当該制御盤に設置する。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備
	[6.1-F1] 耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する。	{8052} 緊急設備 漏水検知器 {8065} 緊急設備 遮水板
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F2] {8012} 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管の凍結を防止する。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[8.1-F4] 気体廃棄設備 No.1 のダクトの給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。	{6047} ~ {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクト
閉じ込めの機能	[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する。	{6001} ~ {6008} 気体廃棄設備 No.1 の排風機
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] {8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径 25 m とし、第2加工棟全域を包含できるように設置する。 消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び {8012} 消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを 2 以上確保する。	{8012} 消火設備 屋内消火栓
	[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、{8011} 消火設備 自動式の消火設備を設置する。	{8011} 消火設備 自動式の消火設備
	[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを設置する。	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ
	[11.3-B2] 第2加工棟は建築基準法施行令第百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。	{8045} 緊急設備 防火ダンパー

別表ハ-2-1-10 (2/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
内部溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知し報知するために、{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置する。	{8052}緊急設備 漏水検知器
	[12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、第2加工棟への給水ポンプを自動停止させるために、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を発電機・ポンプ棟に設置する。	{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置
	[12.1-F4] 粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設ける又は設備側に{8058}緊急設備 防水カバーを設置する。	{8065}緊急設備 遮水板 {8058}緊急設備 防水カバー
安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。	{8038-4}緊急設備 可搬型照明
安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	{2044}粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 {2050}プレス No. 2-1 {2064}連続焼結炉 No. 2-1 {6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機
	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	{8012}消火設備 屋内消火栓 {8011}消火設備 自動式の消火設備 {8052}緊急設備 漏水検知器 {8065}緊急設備 遮水板
警報設備等	[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は{6048}気体廃棄設備 No. 1 差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する。	{6048}気体廃棄設備 No. 1 差圧計
	[18.1-F1] {8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の発生を検知した場合に警報を発する。	{8052}緊急設備 漏水検知器
換気設備	[23.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。	{6001}～{6008}気体廃棄設備 No. 1の排風機

別表ハ-2-1-10 (3/3) 第2加工棟 仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
	[24.2-F2] {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、{8029} 緊急設備 非常用照明、{8029-4} 緊急設備 誘導灯、{8012} 消火設備 屋内消火栓は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8012} 消火設備 屋内消火栓 {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機
	[24.2-F2] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) {8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機
通信連絡設備	[25.1-F1] {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクから、事業所内の {8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) への放送が可能とする。	{8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー))
	[25.1-F1] {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)
	[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備
その他許可で求める仕様	[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している {6047} ~ {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため {6047} ~ {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクトにダンパーを設ける。	{6047} ~ {6047-4} 気体廃棄設備 No.1 のダクト

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (1/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁 1-1	第2-2混合室、第2-2ペレット室と屋外 (D通り/1-5通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-6) 表面PL-4.5両面 内寸301mmに コンクリート充填	鉄筋 コンクリート 鋼材・鉄板(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6 図ハ-2-1-4-24	工事なし
		外壁 1-2	階段室と屋外 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-5)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		外壁 1-3	第2-2ペレット室、第2廃棄物処理室、第2-1作業支援室と屋外 (D通り/7-11通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
		外壁 1-4	屋外 (東側外壁) (12通り/C-D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1 図ハ-2-1-3-16	改造
		外壁 1-5	屋外 (東側外壁) (12通り/A-C通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		外壁 1-6 ①	第2-1作業支援室と出荷ヤード (11通り/C-D <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1 図ハ-2-1-3-14	改造
外壁 1-6 ②	第2廃棄物処理室と出荷ヤード (11通り/C-C <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁 扉 (扉:1-2)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火設備)	図ハ-II-1 図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし 改造			
外壁 1-7	第2集合体保管室と出荷ヤード (11通り/B-C通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
外壁 1-8	第2加工棟入口、第2出入管理室と出荷ヤード (11通り/A-B通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉:1-1)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造			
外壁 1-9 ①	第2出入管理室と屋外 (A通り/9-11通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	改造			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (2/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁 1-9-②	第2-1ペレット検査室と屋外 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-10	外壁増し打ち部 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-11	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/4-8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-12	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉(扉:1-7)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
				扉(扉:1-11)	鉄(特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
		外壁 1-13	第2-1ペレット室と屋外 (A通り/3_4 <sup>(1)</sup> -4通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉(扉:1-10)	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
				表面PL-4.5両面 内寸196mmに コンクリート充填 大型搬入口扉防護 増し打ち壁	鋼材・鉄板(特 定防火設備) 鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-24	
		外壁 1-13	第2-1ペレット室、第2-1 混合室と屋外 (A通り/1-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-14	第2-1混合室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
		外壁 1-15	第2粉末受入室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	扉(扉:1-7)	鉄(特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
				扉(扉:1-8)	鉄(特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
				扉(扉:1-9)	鉄(特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	改造
							図ハ-II-1	改造
		外壁 1-16	第2-2混合室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	改造
外壁 1-17	第2-2ペレット室と階段室 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		
外壁 1-18	第2-1ペレット室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (3/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁 M2-1	中2階吹抜と屋外 (D通り/1-5通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-1 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-2	中2階階段室と屋外 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-2 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-3	中2階吹抜と屋外 (D通り/7-11通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-3 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-4	屋外 (東側外壁) (12通り/C-D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-4 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-5	屋外 (東側外壁) (12通り/A-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-5 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-6-①	中2階吹抜と屋外 (11通り/C <sub>D</sub> <sup>(1)</sup> -D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-6-①の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-6-②	第2洗濯室と屋外 (11通り/C-C <sub>D</sub> <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-6-②の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-7	中2階吹抜と屋外 (11通り/B-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-7 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-8	第2-1事務室と屋外 (11通り/A-B通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-8 の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-9-①	第2-1事務室と屋外 (A通り/9-11通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-9-①の壁部分と同様の仕様。
		外壁 M2-9-②	第2-1事務室と屋外 (A通り/8 <sub>9</sub> <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-9-②の壁部分と同様の仕様。
外壁 M2-10	外壁増し打ち部 (A通り/8 <sub>9</sub> <sup>(1)</sup> -8 <sub>9</sub> <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照					特記ない限り、外壁 1-10 の壁部分と同様の仕様。		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(4/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
中2階	外壁・外部扉	外壁M2-11	中2階吹抜と屋外 (A通り/4-8 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-11の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-12	中2階吹抜と屋外 (A通り/3-4 <sup>(1)</sup> -4通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-12の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-13	中2階吹抜と屋外 (A通り/1-3-4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-13の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-14	中2階吹抜と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-14の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-15	中2階吹抜と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-15の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-16	中2階吹抜と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-16の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-17	中2階吹抜と屋外階段 (D通り/5-7通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-17の壁部分と同様の仕様。				
		外壁M2-18	中2階吹抜と増設外壁 (A通り/8-9 <sup>(1)</sup> -8-9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	特記ない限り、外壁1-18の壁部分と同様の仕様。				
2階	外壁・外部扉	外壁S2-1	第2-2燃料棒加工室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁S2-1①	ダクトスペース外壁 (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁S2-2②	ダクトスペース外壁 (D通り/3-3-4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-ハ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		外壁S2-3	第2部品室、第2梱包室、第2輸送容器保管室と屋外 (D通り/3-4 <sup>(1)</sup> -12通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉2-1)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	改造
扉(扉2-2)	鉄(特定防火設備)				図ハ-2-1-4-3	改造		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (5/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	外壁・外部扉	外壁 2-4	第2輸送容器保管室と屋外 (12通り/A-D通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁 2-5	第2輸送物保管室、第2-1組立室と屋外 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -12通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-15	改造
				扉 (扉2-6)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-6	外壁増し打ち部 (A通り/8-8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
				扉 (扉:2-7)	鉄		図ハ-2-1-4-3	改造
				扉 (扉:2-8)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-7	第2-1組立室、第2燃料棒検査室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
				扉 (扉:2-5)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-8	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
		外壁 2-9-①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉:2-9)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造
		外壁 2-9-②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁 2-10	第2-1燃料棒加工室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造
外壁 2-11	第2-1燃料棒加工室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		
外壁 2-12	第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	改造		
外壁 2-13	第2-2燃料棒加工室と増設外壁 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		扉 (扉:2-3)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		



別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(6/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
2階	外壁・外部扉	外壁2-14	第2-2燃料棒加工室とダクトスペース (D通り/2-2_3 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-f)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
		外壁2-15	第2部品室とダクトスペース (D通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
		外壁2-16-①	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし
				扉(扉:2-e)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし
外壁2-16-②	第2-1燃料棒加工室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし			
外壁2-17	第2-1組立室と増設外壁 (A通り/8_9 <sup>(1)</sup> -8_9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事なし			
3階	外壁・外部扉	外壁3-1	第2フィルタ室と屋外 (D通り/1-2通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁3-2	ダクトスペース外壁 (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁3-3	ダクトスペース外壁 (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
		外壁3-4	第2機械室、第2-2事務室、第2-3事務室、第2-2作業支援室と屋外 (D通り/3_4 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし	
				扉(扉:3-2)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
				扉(扉:3-1)	鉄(特定防火設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造	
外壁3-5	吹抜部と屋外 (D通り/9-11通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	改造			
外壁3-6	吹抜部と屋外 (D通り/11-12通り間、12通り/A-D通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様(7/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁3-7	吹抜部と屋外 (A通り/9-12通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
		外壁3-8	第2放射線管理室と屋外 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -9通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-6)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁3-9	外壁増し打ち部 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-ネ)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
				扉(扉:3-ナ)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁3-10	第2放射線管理室、第2開発室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
				扉(扉:3-5)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁3-11①	ダクトスペース外壁 (A通り/3-3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉(扉:3-ラ)	鉄		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁3-11②	ダクトスペース外壁 (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		外壁3-12	第2フィルタ室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
		外壁3-13	第2フィルタ室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉(扉:3-4)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造
		外壁3-14	第2フィルタ室と屋外 (1通り/B-C通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	改造
		外壁3-15	第2フィルタ室と屋外 (1通り/C-D通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
扉(扉:3-3)	鉄(特定防火設備)				図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	改造		
外壁3-16	第2フィルタ室とダクトスペース (D通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
		扉(扉:3-e)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし		

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (8/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	外壁・外部扉	外壁 3-17	階段室・第2機械室とパイプシャフト (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉: 3-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 3-18	第2放射線管理室と増設外壁 (A通り/8.9 <sup>(1)</sup> -8.9 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				外壁 3-19-①	第2フィルタ室とダクトスペース (A通り/2-3通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート
外壁 3-19-②	第2開発室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-4	工事なし			
4階	外壁・外部扉	外壁 4-1	ダクトスペース外壁 (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
		外壁 4-2	第2排風機室、階段室と屋外 (D通り/3.4 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
		外壁 4-3	第2排風機室と屋外 (6通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉: 4-2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁 4-4	第2排風機室と屋外 (A通り/4.5 <sup>(1)</sup> -6通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
				扉 (扉: 4-a)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	改造	
		外壁 4-5	第2排風機室と屋外 (A通り/3.4 <sup>(1)</sup> -4.5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
		外壁 4-6	ダクトスペース外壁 (A通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3.4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし	
外壁 4-7	第2排風機室と屋外 (2.3 <sup>(1)</sup> 通り/A-D通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5 図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし 改造	
外壁 4-8	第2排風機室とダクトスペース (D通り/2.3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-5	工事なし			
		扉 (扉: 4-d)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし			

別表ハ-2-1-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (9/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
4階	外壁・外部扉	外壁 4-9	階段室とダクトスペース (D通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-5	工事なし
				扉 (扉: 4-e)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
		外壁 4-10	第2排風機室とダクトスペース (A通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				扉 (扉: 4-c)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-II-5	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		外壁 4-11	第2排風機室とダクトスペース (A通り/3-3_4 <sup>(1)</sup> 通り間) 図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
				扉 (扉: 4-b)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-2	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
				自動扉 (扉: 1-f)	鉄	図ハ-2-1-4-1	工事なし	
		内壁 1-3	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	改造	
				扉 (扉: 1-g)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	
				防火板 (防火板: 1-#1、1-#2)	鋼	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	
		内壁 1-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
				扉 (扉: 1-h)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	
		内壁 1-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
		内壁 1-7	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし	
				扉 (扉: 1-i)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし	
内壁 1-8	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
内壁 1-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (10/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁1-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-1	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉:1-d)	鉄		図ハ-II-1	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-e)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-II-1	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉:1-f)	鉄		図ハ-II-1	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-g)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-2-1-4-6	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁1-17	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁1-18	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-h)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁1-19	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図ハ-2-1-4-6	工事なし
				扉 (扉:1-i)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-II-1	改造
				防火板 (防火板:1-m1、1-m2)	鋼		図ハ-2-1-4-1	工事なし
内壁1-20	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	図ハ-2-1-4-6	工事なし	図ハ-II-1	工事なし			
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-2-1-4-1	工事なし			
内壁1-21	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	扉 (扉:1-j)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-6	工事なし			
		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (11/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-22	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-23	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				自動扉 (扉: 1-3)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-24, 1-24'	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-25	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-26	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-4)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-27	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-28	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-29	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-30	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				自動扉 (扉: 1-5)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-31	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-32	欠番					
内壁 1-33	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし		
内壁 1-34	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (12/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-35	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-36	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-カ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-37	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-キ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-38	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-ク)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-39	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-ケ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-40	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-コ)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
		内壁 1-41	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-b)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事 なし
		内壁 1-42	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
				扉 (扉:1-フ)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし
内壁 1-43	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-L)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-44	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-M)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-45	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-N)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-46	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-O)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			
内壁 1-47	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事 なし			
		扉 (扉:1-P)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし			

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (13/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-48	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-l)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-49	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
				扉 (扉:1-8)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-50	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-9)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
		内壁 1-51	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-10)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-52	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-53	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-54	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
		内壁 1-55	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉:1-k1)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-1	工事なし
内壁 1-56	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		シャワーユニット	既製品	-	工事なし			
内壁 1-58	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉:1-n)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1	工事なし			
		扉 (扉:1-k2)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-6	工事なし			
内壁 1-59	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			



別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (14/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-60	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-61	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-62	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-63	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
						扉 (扉:1-h)	鉄	図ハ-2-1-4-1
		内壁 1-64	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
						自動扉 (扉:1-c)	鉄	図ハ-2-1-4-1
		内壁 1-65	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-66	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-67	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-68	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-69	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-70	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
		内壁 1-71	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし
扉 (扉:1-m)	鉄 (特定防火 設備)					図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし	
内壁 1-72	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事 なし		
				扉 (扉:1-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事 なし	

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (15/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	内壁・内部扉	内壁 1-73	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-a)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-74	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-b)	鉄			
		内壁 1-75	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-c)	鉄			
		内壁 1-76	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-f)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-77	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-g)	鉄		図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし
		内壁 1-78	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-h)	鉄			
		内壁 1-79	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-1	工事なし
				扉 (扉: 1-k)	鉄		図ハ-2-1-4-1	工事なし
内壁 1-80	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉: 1-l)	鉄					
内壁 1-81	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉: 1-7)	鉄 (特定防火設備)	図ハ-2-1-4-1 図ハ-2-1-4-6	工事なし			
内壁 1-82	図ハ-I-1、図ハ-I-2 第2加工棟 部位位置図 1階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-1	工事なし			
		扉 (扉: 1-m)	鉄					
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-1	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
				扉 (扉: 2-v)	鉄			
		内壁 M2-2	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事なし	
扉 (扉: 2-u)	鉄			図ハ-2-1-4-2	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (16/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-4	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-t)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-5	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-II-2	工事 なし			
		内壁 M2-6	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-s)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
		内壁 M2-7	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-II-2	工事 なし			
		内壁 M2-8	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-II-2	工事 なし			
		内壁 M2-9	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-II-2	工事 なし			
		内壁 M2-10	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				図ハ-II-2	工事 なし			
		内壁 M2-11	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉: 2-s)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-12	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
図ハ-II-2	工事 なし							
内壁 M2-13	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-II-2	工事 なし					
内壁 M2-14	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-II-2	工事 なし					
内壁 M2-15	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-II-2	工事 なし					
内壁 M2-16	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-II-2	工事 なし					
内壁 M2-17	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
		図ハ-II-2	工事 なし					

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (17/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中 2 階	内 壁 ・ 内 部 扉	内壁 M2-18	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-j)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
				扉 (扉:2-q)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
				扉 (扉:2-r)	鉄		図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-19	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-20	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 強化せっこう ボード		図ハ-2-1-1-38 図ハ-2-1-3-21	改造
		内壁 M2-21	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-22	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-23	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-o)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		内壁 M2-24	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
				扉 (扉:2-m)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事 なし
		内壁 M2-25	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
扉 (扉:2-k)	鉄 (特定防火 設備)			図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事 なし			
内壁 M2-26	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁 M2-27	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁 M2-28	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			
内壁 M2-29	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-2	工事 なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (18/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-30	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-31	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-t)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし
		内壁M2-32	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-33	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-34	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-35	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
				鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-36	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし
				扉 (扉:2-n)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし
		内壁M2-37	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし
扉 (扉:2-o)	鉄				図ハ-2-1-4-2	工事なし		
内壁M2-38	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-i)	鉄		図ハ-2-1-4-2 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
内壁M2-39	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-p)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
内壁M2-40	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事なし		
		扉 (扉:2-r)	鉄		図ハ-2-1-4-2	工事なし		
内壁M2-41	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (19/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁 M2-42	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2 階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-43	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-44	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-45	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-46	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	改造
		内壁 M2-47	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-48	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-49	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-50	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-51	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-52	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-53	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし
		内壁 M2-54	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	改造
		内壁 M2-55	図ハ-I-3 第2加工棟 部 位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事 なし

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (20/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
中2階	内壁・内部扉	内壁M2-56	図ハ-I-3 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-57	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
		内壁M2-58	図ハ-I-3、図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-2	工事なし
2階	内壁・内部扉	内壁2-1	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				扉 (扉: 2-7)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ル)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-2	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
				自動扉 (扉: 2-テ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-3	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこう ボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-2 1	改造
	扉 (扉: 2-L)			鉄		図ハ-2-1-3-2 1 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造	
	扉 (扉: 2-a)			鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
	内壁2-4	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこう ボード		図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-2 1	改造	
			扉 (扉: 2-b)	鉄		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし	
	内壁2-5	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし	

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (21/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-6	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-II-3 図ハ-2-1-3-21	改造
				せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード			
		内壁2-7	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	防火板 (2-h6)	鋼		図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-II-3	工事なし
		内壁2-8	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ネ)	鉄		図ハ-II-3	工事なし
		内壁2-9	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-II-3	工事なし
		内壁2-10	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉: 2-ナ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-II-3	工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-11	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉: 2-シ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
				扉 (扉: 2-ソ)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし
		内壁2-12	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-II-3	改造
せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード			図ハ-2-1-3-21				
内壁2-13	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉: 2-c)	鉄	図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造			
		軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-3				
		せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード	図ハ-2-1-3-21				
内壁2-14	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	防火板 (2-h5)	鋼	図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造			
		軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	図ハ-II-3	工事なし			
内壁2-14	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード	図ハ-2-1-4-3	工事なし			
		扉 (扉: 2-ウ)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事なし			



別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (22/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
2階	内壁・内部扉	内壁2-15	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨	-	図ハ-2-1-3-21	改造	
				せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード				
		内壁2-16	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-3-21	改造	
				せっこうボード壁	せっこうボード 強化せっこうボード		図ハ-2-1-3-21		
				扉 (扉:2-d)	鉄		図ハ-2-1-3-21 図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7		
		内壁2-17	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	防火板 (2-h4)	鋼		図ハ-2-1-1-39 図ハ-2-1-3-21	改造	
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-3-21		工事なし
				せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-3		
		内壁2-18	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉:2-n)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
				扉 (扉:2-ク)	鉄		図ハ-2-1-4-3		
		内壁2-19	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	扉 (扉:2-l)	鉄		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-4-3		工事なし
		内壁2-20	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
				扉 (扉:2-ス)	鉄		図ハ-2-1-4-3		
		内壁2-21	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
				軽量鉄骨下地	軽量鉄骨		図ハ-2-1-4-3		工事なし
		内壁2-22	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	せっこうボード壁	せっこうボード		図ハ-2-1-4-3	工事なし	
				扉 (扉:2-リ)	鉄		図ハ-2-1-4-3		
		内壁2-23	図ハ-1-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-4-3	改造	
				扉 (扉:2-チ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7		
				防火板 (2-h2) (閉止部)	鋼		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7		
			防火板 (2-h3)	鋼	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7				

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (23/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	内壁・内部扉	内壁2-24	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-25	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
				扉 (扉:2-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし	
		内壁2-26	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-27	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-28	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-29	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-30	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-31	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-32	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし
		内壁2-33	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボ ード	図ハ-II-3	工事 なし	
				扉 (扉:2-3)	鉄	図ハ-2-1-4-3	工事 なし	
		内壁2-34	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-3	工事 なし	
				扉 (扉:2-カ)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし	
内壁2-35	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし		
内壁2-36	図ハ-I-5 第2加工棟 部 位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事 なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (24/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容		
2階	内壁・内部扉	内壁2-37	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-38	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-39	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-40	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-41	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-42	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-9)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
				扉 (扉:2-4)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-43	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉 (扉:2-7)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事なし		
		内壁2-44	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-45	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-46	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-47	欠番							
		内壁2-48	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
内壁2-49	欠番									

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (25/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容		
2階	内壁・内部扉	内壁2-50	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-51①	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
		内壁2-51②	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉(扉:2-ト2)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
				防火シャッター(扉:2-ト1)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		
		内壁2-51③	図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-3	工事なし		
				扉(扉:2-ラ2)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3	工事なし		
				防火シャッター(扉:2-ラ1)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	改造		
		3階	内壁・内部扉	内壁3-1	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				内壁3-2	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
						扉(扉:3-L)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
				内壁3-3	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
扉(扉:3-q)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし		
扉(扉:3-ト)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし		
扉(扉:3-k)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし		
扉(扉:3-ハ)	鉄						図ハ-2-1-4-4	工事なし		
内壁3-4	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
内壁3-5	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
				扉(扉:3-チ)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし		
内壁3-6	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
		扉(扉:3-a)	鉄(特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし				

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (26/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-7	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-b)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-8	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-c)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-d)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-9	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-ホ)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-10	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-m)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-11	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-g)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-h)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-ツ)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-12	図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード 強化せっこう ボード		図ハ-II-4 図ハ-2-1-3-21	改造
扉 (扉:3-o)	鉄			図ハ-2-1-4-4	工事なし			
内壁3-13	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし			
		扉 (扉:3-j)	鉄	図ハ-2-1-4-4	改造			
		扉 (扉:3-l)	鉄	図ハ-2-1-4-8	工事なし			
内壁3-14	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード	図ハ-II-4	工事なし			
		扉 (扉:3-ク)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事なし			

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (27/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-15	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-16	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-17	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-18	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-19	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-7)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-20	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-8)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-21	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-9)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-22	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-10)	鉄		図ハ-2-1-4-4	工事なし
		内壁3-23	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-n)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-24	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-25	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
内壁3-26	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		
内壁3-27	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (28/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-28	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-29	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-30	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-3)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし	
		内壁3-31①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-31②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-32	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-33	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-34	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
		内壁3-35	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-p)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事 なし	
		内壁3-36	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボ ード		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-7)	鉄	図ハ-2-1-4-4	工事 なし	
		内壁3-37①	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし
				扉 (扉:3-o)	鉄 (特定防火 設備)	図ハ-2-1-4-4 図ハ-2-1-4-8	工事 なし	
内壁3-37②	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし		
内壁3-38	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事 なし		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (29/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
3階	内壁・内部扉	内壁3-39	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-4	工事なし
				扉 (扉:3-カ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-4	工事なし
				扉 (扉:3-ナ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-8	工事なし
		内壁3-40	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-41	図ハ-I-6、図ハ-I-7 第2加工棟 部位位置図 3階 壁参照	軽量鉄骨下地 せっこうボード壁	軽量鉄骨 せっこうボード		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-42	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
		内壁3-43	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-4	工事なし
内壁3-44	図ハ-I-6 第2加工棟 部 位位置図 3階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-4	工事なし			
4階	内壁・内部扉	内壁4-1	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図ハ-II-5	工事なし
				扉 (扉:4-ニ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5	工事なし
		内壁4-2	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
		内壁4-3	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-II-5	工事なし
				扉 (扉:4-フ)	鉄 (特定防火設備)		図ハ-2-1-4-5	工事なし
内壁4-4	図ハ-I-8 第2加工棟 部 位位置図 4階壁参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ハ-II-5	工事なし			



別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (30/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-1㉑	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-1㉒	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-2	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-3	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-4	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-5	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-6	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-7	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-8	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
		S1-9	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし
S1-10	図ハ-I-9 第2加工棟 部 位位置図 1階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-9 図ハ-2-1-2-2	工事 なし		
中2階	床	S中2-1㉑	図ハ-I-10 第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-10 図ハ-2-1-2-3	工事 なし
		S中2-1㉒	図ハ-I-10 第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-10 図ハ-2-1-2-3	工事 なし
2階	床	S2-1	図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-11 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
		S2-2㉑	図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-11 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
				防火板 (2-h1)	鋼		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
		防火区画床	鋼 ALC パネル		図ハ-2-1-1-3 9 図ハ-2-1-3-2 1	改造		

別表ハ-2-1-1 1 第2加工棟の各部位の仕様 (31/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
2階	床	S2-2㊸	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
		S2-2㊸	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし
				水平シャッタ (扉: 2-7)	鉄 (特定防火 設備)		図ハ-2-1-4-3 図ハ-2-1-4-7	工事 なし
S2-3	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-1 図ハ-2-1-2-4	工事 なし		
3階	床	S3-1	図ハ-I-1-2 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-2 図ハ-2-1-2-5	工事 なし
		S3-2	図ハ-I-1-2 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-2 図ハ-2-1-2-5	工事 なし
4階	床	S4-1㊸	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-1㊸	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
	屋根	S4-2	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-3	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
		S4-4	図ハ-I-1-3 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井 デッキスラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-3 図ハ-2-1-2-6	工事 なし
R階	屋根	SR-1㊸	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
		SR-1㊸	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
		SR-2	図ハ-I-1-4 第2加工棟 部位位置図 R階スラブ参照	鉄筋コンクリート 天井スラブ	鉄筋 コンクリート		図ハ-I-1-4 図ハ-2-1-2-7	工事 なし
地下貯槽ピット	ピット部壁	P-1	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし
		P-2	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし
		P-3	図ハ-I-1-1 第2加工棟 部 位位置図 1階壁 (地下貯槽ピ ット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-4 8 図ハ-2-1-3-4 9 図ハ-2-1-3-5 0	工事 なし

別表ハ-2-1-1 第2加工棟の各部位の仕様 (32/32)

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容	
地下貯槽 ユニット 壁	ユニット 壁	P-4	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-5	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-6	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-7	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-8	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-9	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-10	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-11	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-12	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50	工事 なし	
		P-13	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事 なし	
		P-14	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事 なし	
		P-15	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事 なし	
		P-16	図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (地下貯 槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-51	工事 なし	
		ユニット 部床	SP-1	図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ (地 下貯槽ピット) 参照	鉄筋コンクリート 造床 鉄板 PL-6	鉄筋 コンクリート 鉄板		図ハ-2-1-3-48 図ハ-2-1-3-49 図ハ-2-1-3-50 図ハ-2-1-3-51	工事 なし

(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a\_b は a 通りと b 通りの間) を示す。  
(2) 安全機能に対して厚さの要求はないため、「-」とする。

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図ハ-I-1	第2加工棟 部位位置図 1階壁
図ハ-I-2	第2加工棟 部位位置図 1階壁(拡大図)
図ハ-I-3	第2加工棟 部位位置図 中2階壁
図ハ-I-4	第2加工棟 部位位置図 中2階壁(拡大図)
図ハ-I-5	第2加工棟 部位位置図 2階壁
図ハ-I-6	第2加工棟 部位位置図 3階壁
図ハ-I-7	第2加工棟 部位位置図 3階壁(拡大図)
図ハ-I-8	第2加工棟 部位位置図 4階壁
図ハ-I-9	第2加工棟 部位位置図 1階スラブ
図ハ-I-10	第2加工棟 部位位置図 中2階スラブ
図ハ-I-11	第2加工棟 部位位置図 2階スラブ
図ハ-I-12	第2加工棟 部位位置図 3階スラブ
図ハ-I-13	第2加工棟 部位位置図 4階スラブ
図ハ-I-14	第2加工棟 部位位置図 R階スラブ
図ハ-II-1	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階)
図ハ-II-2	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(中2階)
図ハ-II-3	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階)
図ハ-II-4	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階)
図ハ-II-5	第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(4階)
図ハ-1-1-1	敷地内における主要な加工施設の位置
図ハ-2-1-1-1(1)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界安全管理上の領域
図ハ-2-1-1-1(2)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図(1階)
図ハ-2-1-1-1(3)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図(中2階)
図ハ-2-1-1-1(4)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図(2階)
図ハ-2-1-1-1(5)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図(3階)
図ハ-2-1-1-1(6)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(B通り、B0通り)
図ハ-2-1-1-1(7)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(B1通り、B2通り)
図ハ-2-1-1-1(8)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(B3通り、C0通り)
図ハ-2-1-1-1(9)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(C通り、D通り)
図ハ-2-1-1-1(10)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(2A通り、2B通り、5通り、6通り)
図ハ-2-1-1-1(11)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(6A通り、7通り、8通り、9A通り)
図ハ-2-1-1-1(12)	第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図(9C通り、10通り、11通り)
図ハ-2-1-1-2(1)	第2加工棟 地盤改良(ぐり石コンクリート置換) 範囲図 安全機能を有する施設の地盤
図ハ-2-1-1-2(2)	第2加工棟 土質柱状図(No. 2TD(㉟)) 安全機能を有する施設の地盤
図ハ-2-1-1-2(3)	第2加工棟 土質柱状図(No. 3P(㊱)) 安全機能を有する施設の地盤
図ハ-2-1-1-2(4)	第2加工棟 土質柱状図(No. 1-1(2015)) 安全機能を有する施設の地盤
図ハ-2-1-1-3	第2加工棟 工事概要図(1階) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-4	第2加工棟 工事概要図(中2階) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-5	第2加工棟 工事概要図(2階) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-6	第2加工棟 工事概要図(3階) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-7	第2加工棟 工事概要図(4階) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-8	第2加工棟 工事概要図(A通り軸組図) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-9	第2加工棟 工事概要図(D通り軸組図) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-10	第2加工棟 工事概要図(1通り・12通り軸組図) 地震による損傷の防止
図ハ-2-1-1-11	第2加工棟 工事概要図(1階) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-12	第2加工棟 工事概要図(2階) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-13	第2加工棟 工事概要図(3階) 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止

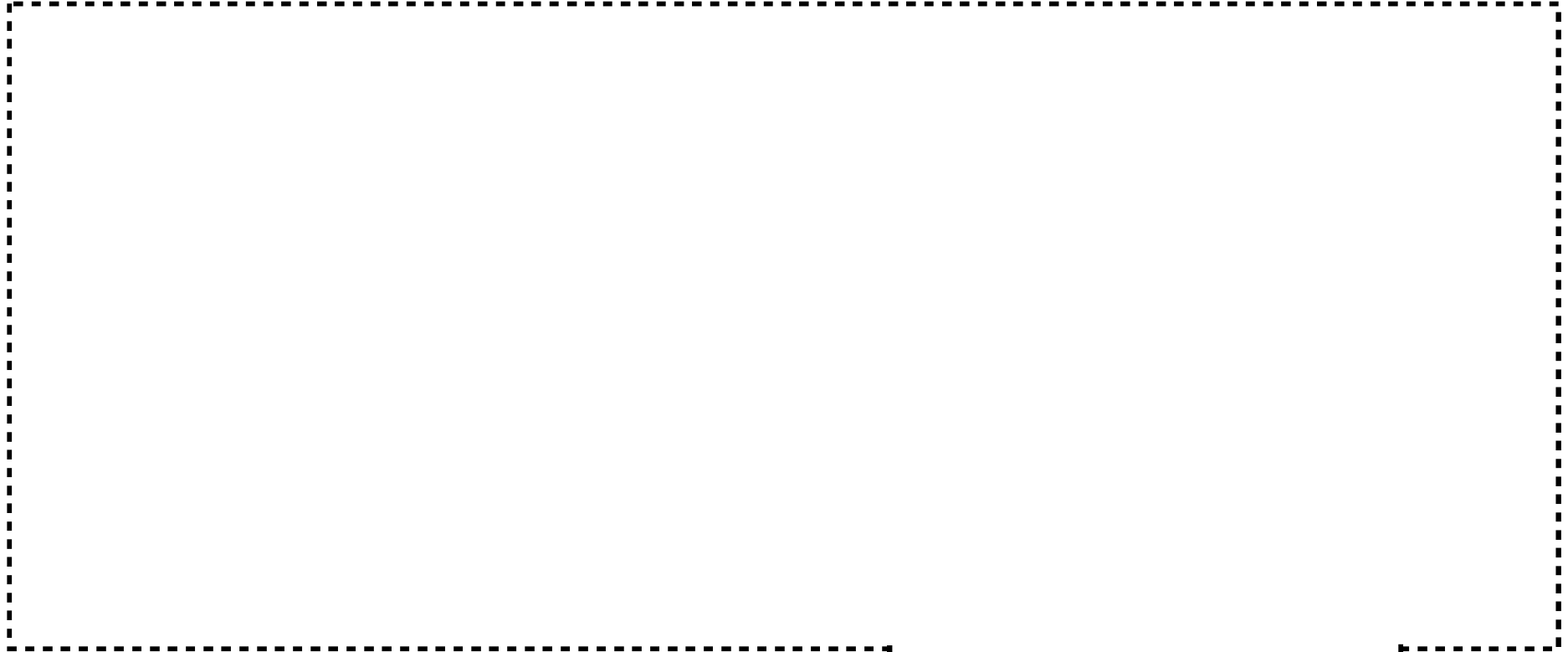
番号	名称
図ハ-2-1-1-14	第2加工棟 工事概要図(4階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-15	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-16	第2加工棟 工事概要図(北立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-17	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-18	第2加工棟 工事概要図(1階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-19	第2加工棟 工事概要図(中2階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-20	第2加工棟 工事概要図(2階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-21	第2加工棟 工事概要図(3階)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-22	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-23	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-24	第2加工棟 工事概要図(4階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-25	第2加工棟 工事概要図(R階)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-26	第2加工棟 工事概要図(南立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-27	第2加工棟 工事概要図(北立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-28	第2加工棟 工事概要図(東西立面)外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止
図ハ-2-1-1-29	第2加工棟 工事概要図(1階)遮蔽
図ハ-2-1-1-30	第2加工棟 工事概要図(中2階)遮蔽
図ハ-2-1-1-31	第2加工棟 工事概要図(2階)遮蔽
図ハ-2-1-1-32	第2加工棟 工事概要図(3階)遮蔽
図ハ-2-1-1-33	第2加工棟 工事概要図(4階)遮蔽
図ハ-2-1-1-34	第2加工棟 工事概要図(南立面)遮蔽
図ハ-2-1-1-35	第2加工棟 工事概要図(東西立面)遮蔽
図ハ-2-1-1-36	第2加工棟 工事概要図(断面図)遮蔽
図ハ-2-1-1-37	第2加工棟 工事概要図(1階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-38	第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-39	第2加工棟 工事概要図(2階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-40	第2加工棟 工事概要図(3階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-41	第2加工棟 工事概要図(4階)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-42	第2加工棟 工事概要図(南立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-43	第2加工棟 工事概要図(北立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-44	第2加工棟 工事概要図(東西立面)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-45	第2加工棟 工事概要図(断面図)火災による損傷の防止
図ハ-2-1-1-46	第2加工棟 工事概要図(1階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-47	第2加工棟 工事概要図(中2階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-48	第2加工棟 工事概要図(2階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-49	第2加工棟 工事概要図(3階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-50	第2加工棟 工事概要図(4階)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-51	第2加工棟 工事概要図(南立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-52	第2加工棟 工事概要図(北立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-53	第2加工棟 工事概要図(東西立面)溢水による損傷の防止
図ハ-2-1-1-54	第2加工棟 工事概要図(1階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-55	第2加工棟 工事概要図(中2階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-56	第2加工棟 工事概要図(2階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-57	第2加工棟 工事概要図(3階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-58	第2加工棟 工事概要図(4階)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-59	第2加工棟 工事概要図(南立面)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-60	第2加工棟 工事概要図(北立面)人の不法な侵入の防止
図ハ-2-1-1-61	第2加工棟 工事概要図(東西立面)人の不法な侵入の防止

番号	名称
図ハ-2-1-2-1	第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-2	第2加工棟 1階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-3	第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-4	第2加工棟 2階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-5	第2加工棟 3階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-6	第2加工棟 4階はり伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-7	第2加工棟 R階伏図兼構造区分図
図ハ-2-1-2-8	第2加工棟 軸組図A通り、B通り
図ハ-2-1-2-9	第2加工棟 軸組図B0通り、B2通り
図ハ-2-1-2-10	第2加工棟 軸組図B3通り、C0通り
図ハ-2-1-2-11	第2加工棟 軸組図C通り、D通り
図ハ-2-1-2-12	第2加工棟 軸組図1通り-3通り
図ハ-2-1-2-13	第2加工棟 軸組図4通り-6A通り
図ハ-2-1-2-14	第2加工棟 軸組図7通り-9A通り
図ハ-2-1-2-15	第2加工棟 軸組図10通り-12通り
図ハ-2-1-2-16	第2加工棟 既設部材リスト基礎1
図ハ-2-1-2-17	第2加工棟 既設部材リスト基礎2
図ハ-2-1-2-18	第2加工棟 既設部材リスト柱1
図ハ-2-1-2-19	第2加工棟 既設部材リスト柱2
図ハ-2-1-2-20	第2加工棟 既設部材リスト大ばり1
図ハ-2-1-2-21	第2加工棟 既設部材リスト大ばり2
図ハ-2-1-2-22	第2加工棟 既設部材リスト大ばり3
図ハ-2-1-2-23	第2加工棟 既設部材リスト大ばり4
図ハ-2-1-2-24	第2加工棟 既設部材リスト小ばり1
図ハ-2-1-2-25	第2加工棟 既設部材リスト小ばり2
図ハ-2-1-2-26	第2加工棟 既設部材リストスラブ1
図ハ-2-1-2-27	第2加工棟 既設部材リストスラブ2
図ハ-2-1-2-28	第2加工棟 既設部材リスト壁
図ハ-2-1-2-29	第2加工棟 基礎スラブ・床スラブ 配筋要領
図ハ-2-1-3-1	第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1
図ハ-2-1-3-2	第2加工棟 1通り耐震壁配筋図2
図ハ-2-1-3-3	第2加工棟 コンクリート充填扉1
図ハ-2-1-3-4	第2加工棟 コンクリート充填扉2
図ハ-2-1-3-5(1)	第2加工棟 南側防護壁
図ハ-2-1-3-5(2)	第2加工棟 南側防護壁
図ハ-2-1-3-6(1)	第2加工棟 北側防護壁
図ハ-2-1-3-6(2)	第2加工棟 北側防護壁
図ハ-2-1-3-7	第2加工棟 11通り袖壁
図ハ-2-1-3-8	第2加工棟 試料保管棚防護壁 No.1、No.2 姿図
図ハ-2-1-3-9	第2加工棟 試料保管棚防護壁 No.1、No.2 配筋図
図ハ-2-1-3-10	第2加工棟 防護柵 No.1
図ハ-2-1-3-11	第2加工棟 防護柵 No.2
図ハ-2-1-3-12	第2加工棟 防護柵 No.3
図ハ-2-1-3-13	第2加工棟 防護柵 No.4
図ハ-2-1-3-14	第2加工棟 閉止部①(1階11通りC-D間)扉閉止
図ハ-2-1-3-15	第2加工棟 閉止部②(2階A通り8-9間)ガラリ閉止
図ハ-2-1-3-16	第2加工棟 閉止部③(1階12通りC-D間)開口部閉止
図ハ-2-1-3-17	第2加工棟 北面増し打ち
図ハ-2-1-3-18	第2加工棟 南面増し打ち1
図ハ-2-1-3-19	第2加工棟 南面増し打ち2
図ハ-2-1-3-20	第2加工棟 大型搬入口扉防護増し打ち壁
図ハ-2-1-3-21(1)	第2加工棟 防火区画の改造

番号	名称
図ハ-2-1-3-21(2)	第2加工棟 火災区画の改造
図ハ-2-1-3-21(3)	第2加工棟 火災区画の改造
図ハ-2-1-3-21(4)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図1)
図ハ-2-1-3-21(5)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図2)
図ハ-2-1-3-21(6)	第2加工棟 火災区画の改造 (防火板詳細図3)
図ハ-2-1-3-21(7)	第2加工棟 防火区画の改造
図ハ-2-1-3-22	第2加工棟 改造溢水対策一覧表
図ハ-2-1-3-23	第2加工棟 溢水対策1
図ハ-2-1-3-24	第2加工棟 溢水対策2
図ハ-2-1-3-25	第2加工棟 溢水対策3
図ハ-2-1-3-26	第2加工棟 溢水対策4
図ハ-2-1-3-27	第2加工棟 溢水対策5 (1)
図ハ-2-1-3-28	第2加工棟 溢水対策5 (2)
図ハ-2-1-3-29	第2加工棟 溢水対策6・7
図ハ-2-1-3-30	第2加工棟 溢水対策8
図ハ-2-1-3-31	第2加工棟 溢水対策9
図ハ-2-1-3-32	第2加工棟 溢水対策10
図ハ-2-1-3-33	第2加工棟 溢水対策11
図ハ-2-1-3-34	第2加工棟 溢水対策12・13
図ハ-2-1-3-35	第2加工棟 溢水対策14
図ハ-2-1-3-36	第2加工棟 溢水対策15
図ハ-2-1-3-37	第2加工棟 溢水対策16
図ハ-2-1-3-38	第2加工棟 溢水対策17
図ハ-2-1-3-39	第2加工棟 溢水対策18 (1)
図ハ-2-1-3-40	第2加工棟 溢水対策18 (2)
図ハ-2-1-3-41	第2加工棟 溢水対策19
図ハ-2-1-3-42	第2加工棟 溢水対策20
図ハ-2-1-3-43	第2加工棟 溢水対策21
図ハ-2-1-3-44	第2加工棟 溢水対策22
図ハ-2-1-3-45	第2加工棟 溢水対策23・24・25
図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 溢水対策26・27・28
図ハ-2-1-3-47	第2加工棟 溢水対策29
図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 既設溢水対策一覧表
図ハ-2-1-3-49	第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図
図ハ-2-1-3-50	第2加工棟 地下貯槽ピット 詳細図1
図ハ-2-1-3-51	第2加工棟 地下貯槽ピット 詳細図2
図ハ-2-1-4-1	第2加工棟 建具配置図 1階
図ハ-2-1-4-2	第2加工棟 建具配置図 中2階
図ハ-2-1-4-3	第2加工棟 建具配置図 2階
図ハ-2-1-4-4	第2加工棟 建具配置図 3階
図ハ-2-1-4-5	第2加工棟 建具配置図 4階
図ハ-2-1-4-6 (1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 1
図ハ-2-1-4-6 (2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2
図ハ-2-1-4-7 (1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 1
図ハ-2-1-4-7 (2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 2
図ハ-2-1-4-8 (1)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1
図ハ-2-1-4-8 (2)	第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2
図ハ-2-1-4-9	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図1
図ハ-2-1-4-10	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図2
図ハ-2-1-4-11	第2加工棟 改造鋼製建具 姿図3
図ハ-2-1-4-12	第2加工棟 1-1 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-13	第2加工棟 1-2 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-14	第2加工棟 1-4、1-11 改造鋼製建具詳細図 部材表

番号	名称
図ハ-2-1-4-15	第2加工棟 1-7、1-9 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-16	第2加工棟 1-8 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-17	第2加工棟 2-1、2-2、2-5、2-6、3-1、4-a 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-18	第2加工棟 2-3、2-4、3-3、3-4 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-19	第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-20	第2加工棟 3-5 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-21	第2加工棟 3-6 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-22	第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-23	第2加工棟 4-2 改造鋼製建具詳細図 部材表
図ハ-2-1-4-24	第2加工棟 1-6、1-10 大型搬入口扉詳細図
図ハ-2-1-5-1 (1)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟)
図ハ-2-1-5-1 (2)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 1階)
図ハ-2-1-5-1 (3)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 中2階)
図ハ-2-1-5-1 (4)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 2階)
図ハ-2-1-5-1 (5)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 3階)
図ハ-2-1-5-1 (6)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 4階)
図ハ-2-1-5-1 (7)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 A通り、A1通り)
図ハ-2-1-5-1 (8)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B通り、B0通り)
図ハ-2-1-5-1 (9)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B1通り、B2通り)
図ハ-2-1-5-1 (10)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B3通り、C0通り)
図ハ-2-1-5-1 (11)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 C通り、C1通り)
図ハ-2-1-5-1 (12)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 D通り)
図ハ-2-1-5-1 (13)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 1通り、2A通り、2B通り、2C通り)
図ハ-2-1-5-1 (14)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)
図ハ-2-1-5-1 (15)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 7通り、8通り、8B通り、9通り)
図ハ-2-1-5-1 (16)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 9A通り、9B通り、10通り、11通り)
図ハ-2-1-5-1 (17)	直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 12通り)
図ハ-2-1-5-2	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置関係
図ハ-2-1-5-3	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係
図ハ-2-1-5-4	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置
図ハ-2-1-5-5	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置
図ハ-2-1-5-6	加工施設と町道の位置関係
図ハ-2-1-5-7	第2加工棟 管理区域区分
図ハ-2-1-5-8	第2加工棟 火災区域及び火災区画
図ハ-2-1-5-9	想定する航空機落下火災位置





(単位 : mm)

凡例

- 外壁 (○-○) 外部既設建具
- 内壁 (○-○) 外部改造建具

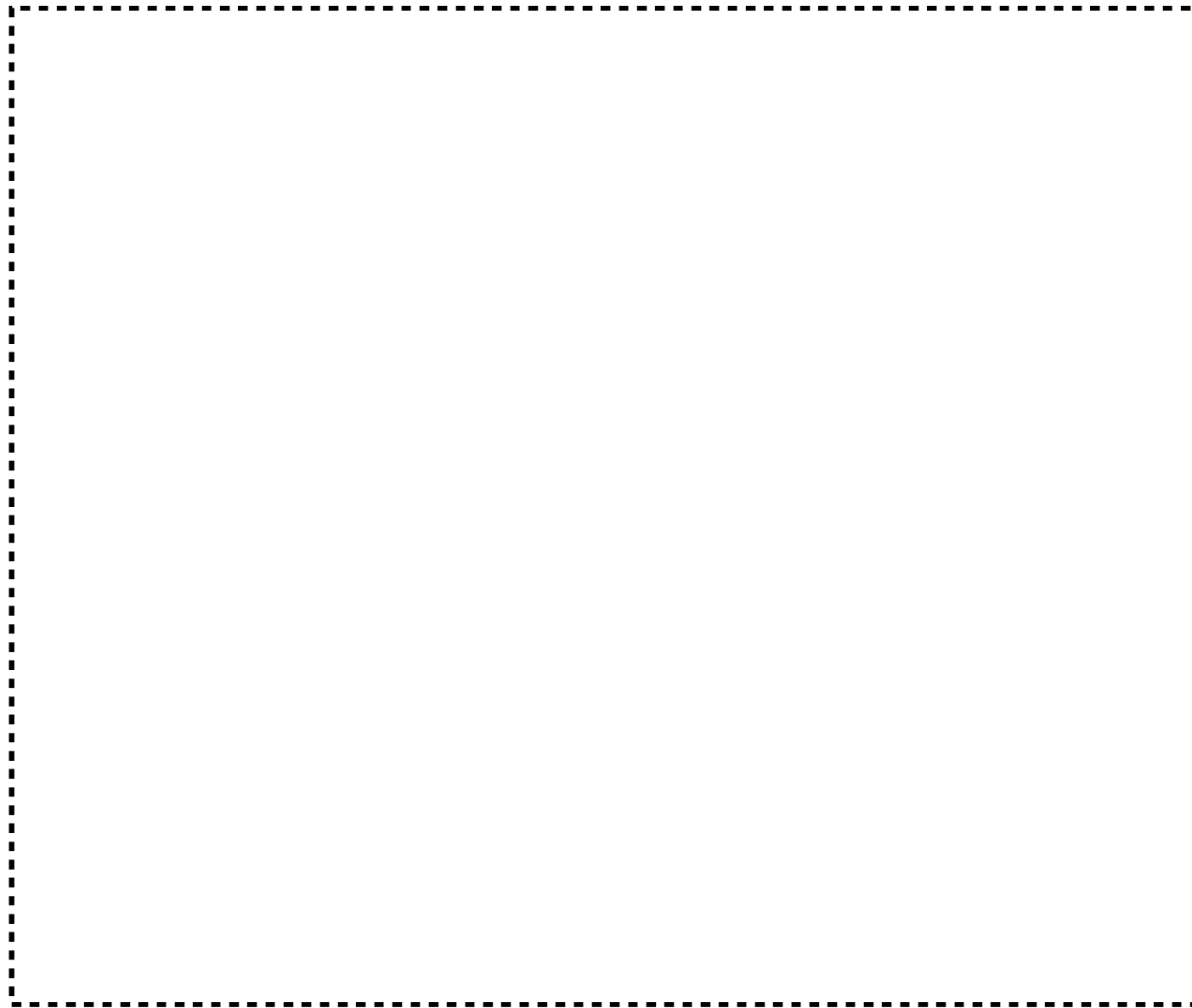
⋯⋯ 拡大範囲を図ハ-I-2に示す

外 1-○は外壁 1-○、内 1-○は内壁 1-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-1 建具配置図に示す

1 階平面図

図ハ-I-1 第2加工棟 部位位置図 1階壁



凡例

—— 内壁

内 1-○は内壁 1-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-1

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-1-2 第2加工棟 部位位置図 1階壁 (拡大図)




中 2 階平面図

凡例

—— 外壁

—— 内壁

 拡大範囲を図ハ- I - 4 に示す

外 M2-○は外壁 M2-○、内 M2-○は内壁 M2-○を示す

内壁の建具は、図ハ- 2 - 1 - 4 - 2 建具配置図に示す

(単位 : mm)

図ハ- I - 3 第 2 加工棟 部位位置図 中 2 階壁



凡例

—— 内壁

内 M2-○は内壁 M2-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-2

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-I-4 第2加工棟 部位位置図 中2階壁 (拡大図)



(単位：mm)

2階平面図

凡例

- 外壁 (0-0) 外部既設建具
- 内壁 (0-0) 外部改造建具

外 2-○は外壁 2-○、内 2-○は内壁 2-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-3 建具配置図に示す

図ハ-I-5 第2加工棟 部位位置図 2階壁



3階平面図

凡例 (単位：mm)

—— 外壁 (O-O) 外部既設建具

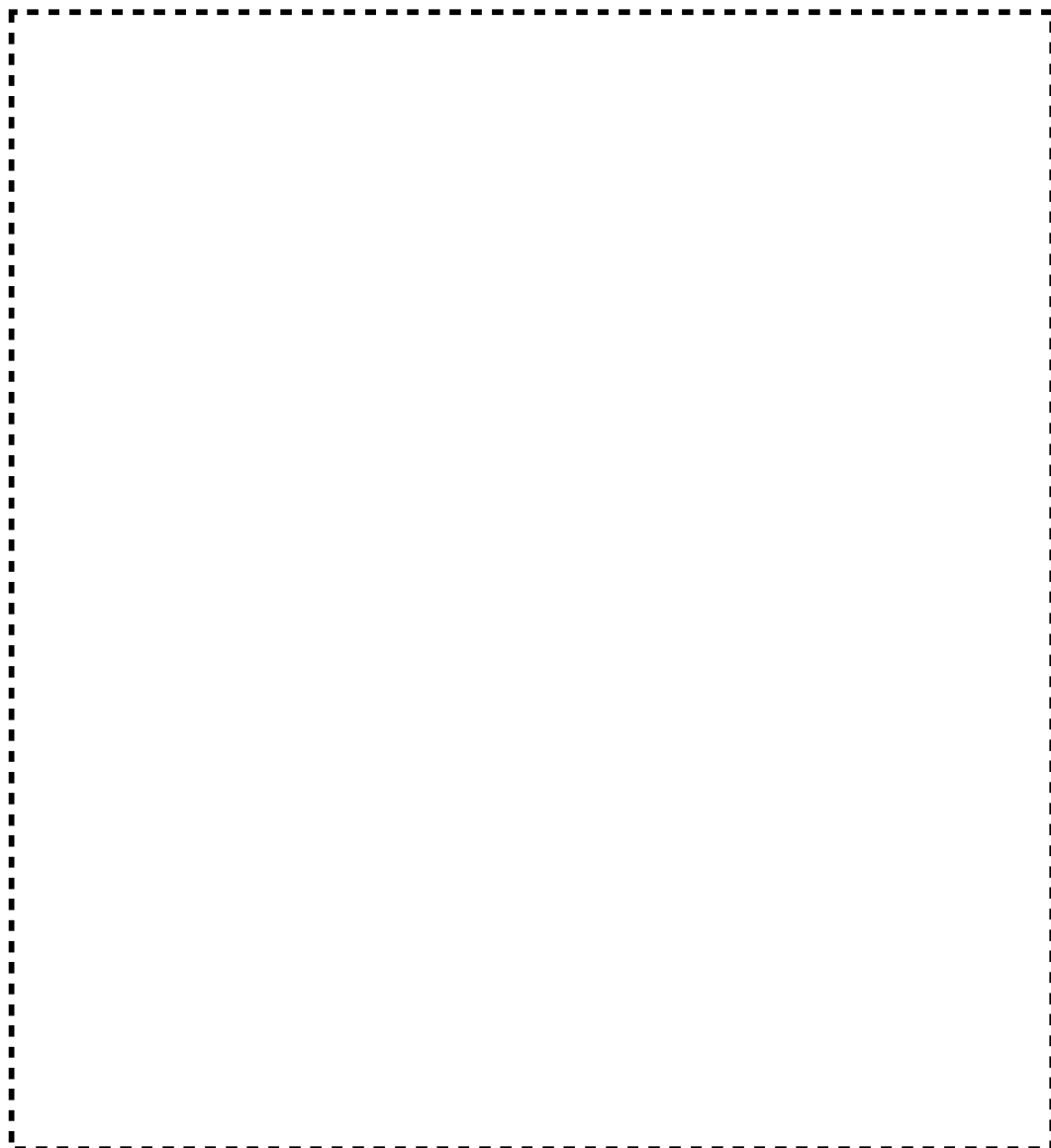
—— 内壁 (I-I) 外部改造建具

⋯⋯ 拡大範囲を図ハ-I-7に示す

外3-Oは外壁3-O、内3-Oは内壁3-Oを示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-4 建具配置図に示す

図ハ-I-6 第2加工棟 部位位置図 3階壁



凡例

—— 内壁

内 3-○は内壁 3-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-4

建具配置図に示す

(単位：mm)

図ハ-1-7 第2加工棟 部位位置図 3階壁 (拡大図)



4 階平面図

凡例

(単位：mm)

—— 外壁      (0-0) 外部既設建具

—— 内壁      (0-0) 外部改造建具

外 4-○は外壁 4-○、内 4-○は内壁 4-○を示す

内壁の建具は、図ハ-2-1-4-5 建具配置図に示す

図ハ-I-8 第2加工棟 部位位置図 4階壁



100



(単位 : mm)

スラブ厚

	150
	200
	250
	500
	600

: 1階スラブ番号

: 地下貯槽ピットスラブ番号

1階平面図



地下貯槽ピット

図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ

101



中 2 階 平 面 図



S中2-00 : 中 2 階 スラ ブ 番 号

( 単 位 : mm )

図ハ一 I - 1 0 第 2 加 工 棟 部 位 位 置 図 中 2 階 スラ ブ



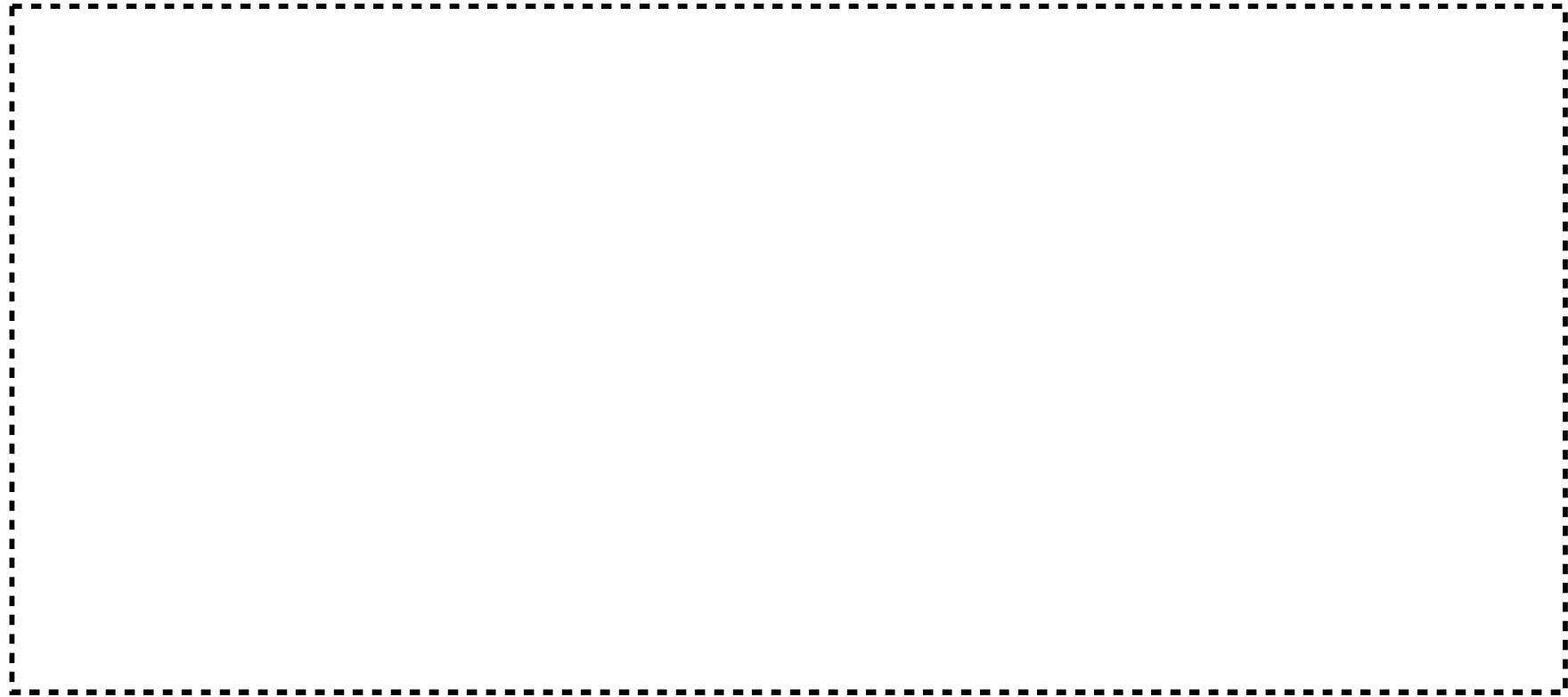
(単位：mm)

2 階平面図



\$2-00 : 2 階スラブ番号  
床閉止

図ハ-I-11 第2加工棟 部位位置図 2階スラブ



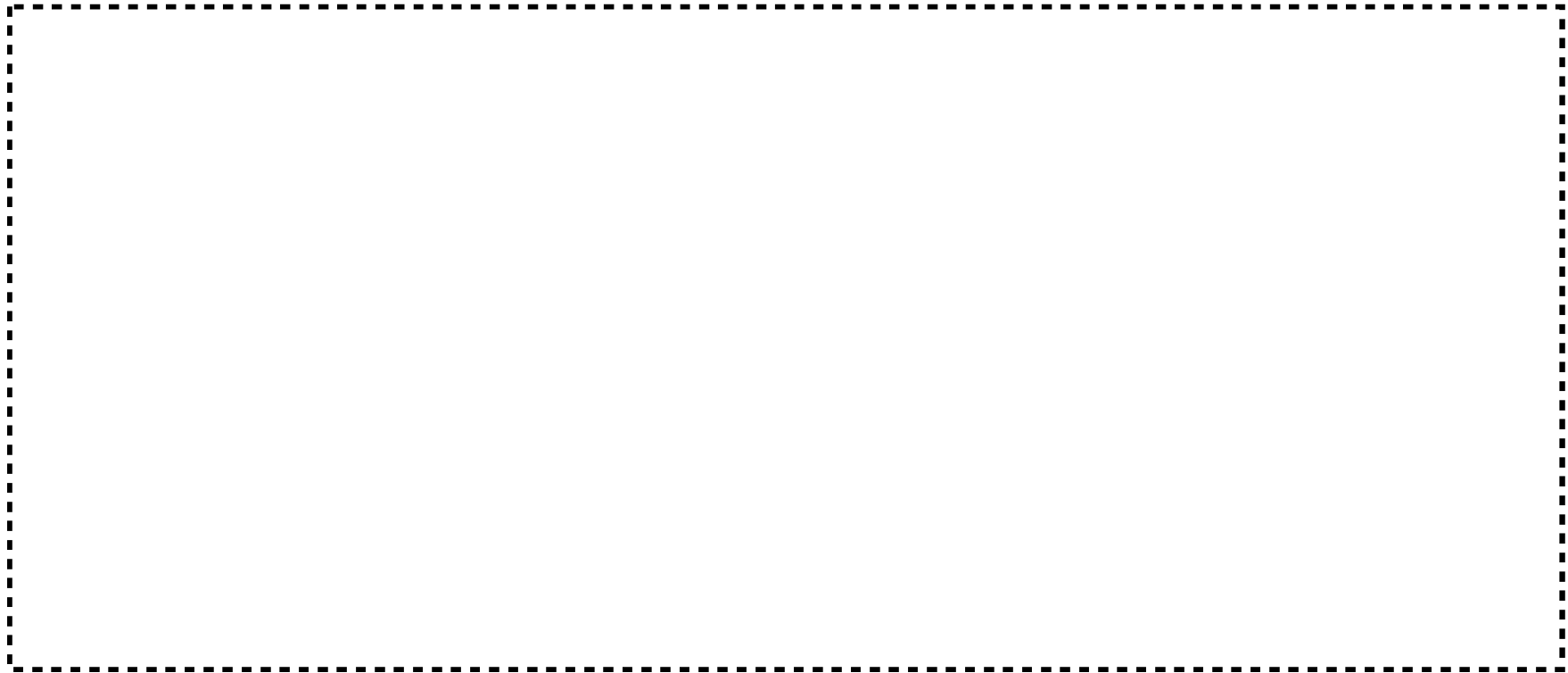
(単位：mm)

3 階平面図



S3-00 : 3 階スラブ番号

図ハ-I-12 第2加工棟 部位位置図 3階スラブ



4 階平面図



S4-00 : 4 階スラブ番号

(単位 : mm)

図ハ-I-13 第2加工棟 部位位置図 4階スラブ



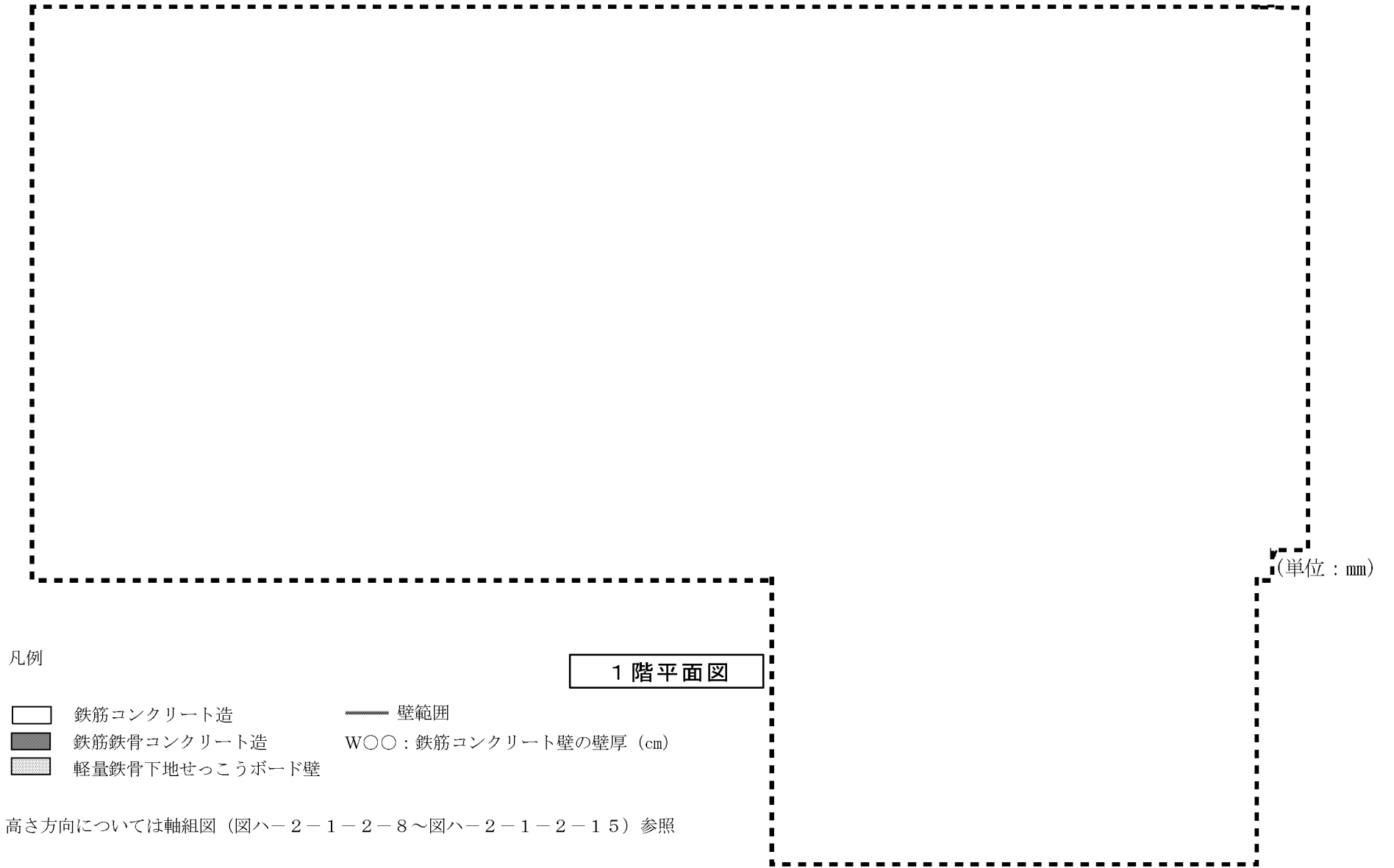
R 階平面図

(単位 : mm)



SR-00 : R 階スラブ番号

図ハ一 I - 1 4 第 2 加工棟 部位位置図 R 階スラブ



図ハ-Ⅱ-1 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)



中 2 階 平 面 図

凡例

- 鉄筋コンクリート造
- 鉄筋鉄骨コンクリート造
- ▨ 軽量鉄骨下地せっこうボード壁
- 壁範囲
- W○○ : 鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)

高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-2 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（中2階）





**2階平面図**

凡例

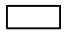
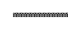


- 鉄筋コンクリート造
 
 壁範囲
- 鉄筋鉄骨コンクリート造
 
 W〇〇：鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)
- 軽量鉄骨下地せっこうボード壁

高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-3 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2階）



凡例

<b>3 階平面図</b>	 鉄筋コンクリート造	 壁範囲
	 鉄筋鉄骨コンクリート造	W○○ : 鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)
	 軽量鉄骨下地せっこうボード壁	

高さ方向については軸組図（図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15）参照

図ハ-Ⅱ-4 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階）



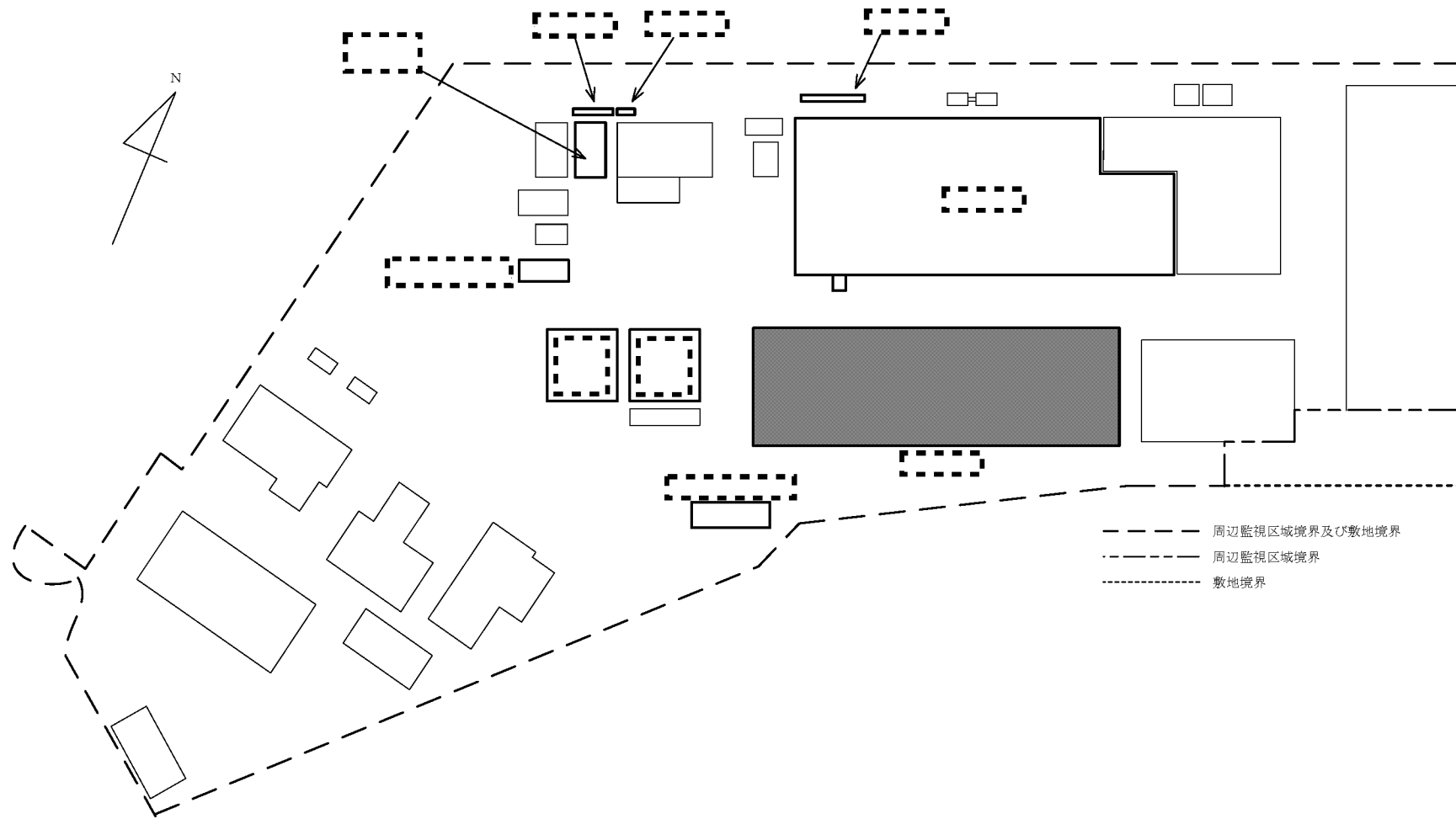
4 階平面図

(単位 : mm)

- 凡例
- 鉄筋コンクリート造
  - 鉄筋鉄骨コンクリート造
  - 壁範囲
  - W○○ : 鉄筋コンクリート壁の壁厚(cm)

高さ方向については軸組図 (図ハ-2-1-2-8~図ハ-2-1-2-15) 参照

図ハ-II-5 第2加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (4階)



図ハ-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置



図ハ-2-1-1-1 (1) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界安全管理上の領域



1階平面図

(単位：mm)

凡例

■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。

図ハ-2-1-1-1 (2) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (1階)



中 2 階 平 面 図

(単位：mm)

凡例

■ : 臨界隔離壁 (厚さ 30.5 cm 以上) のコンクリートを示す。

図ハ-2-1-1-1 (3) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (中2階)

115



2階平面図

(単位：mm)

凡例

■ : 臨界隔離壁 (厚さ 30.5 cm以上) のコンクリートを示す。

□ : 開口部

2階の床は開口部を除き臨界隔離壁とする。

図ハ-2-1-1-1 (4) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (2階)





3階平面図

(単位：mm)

凡例

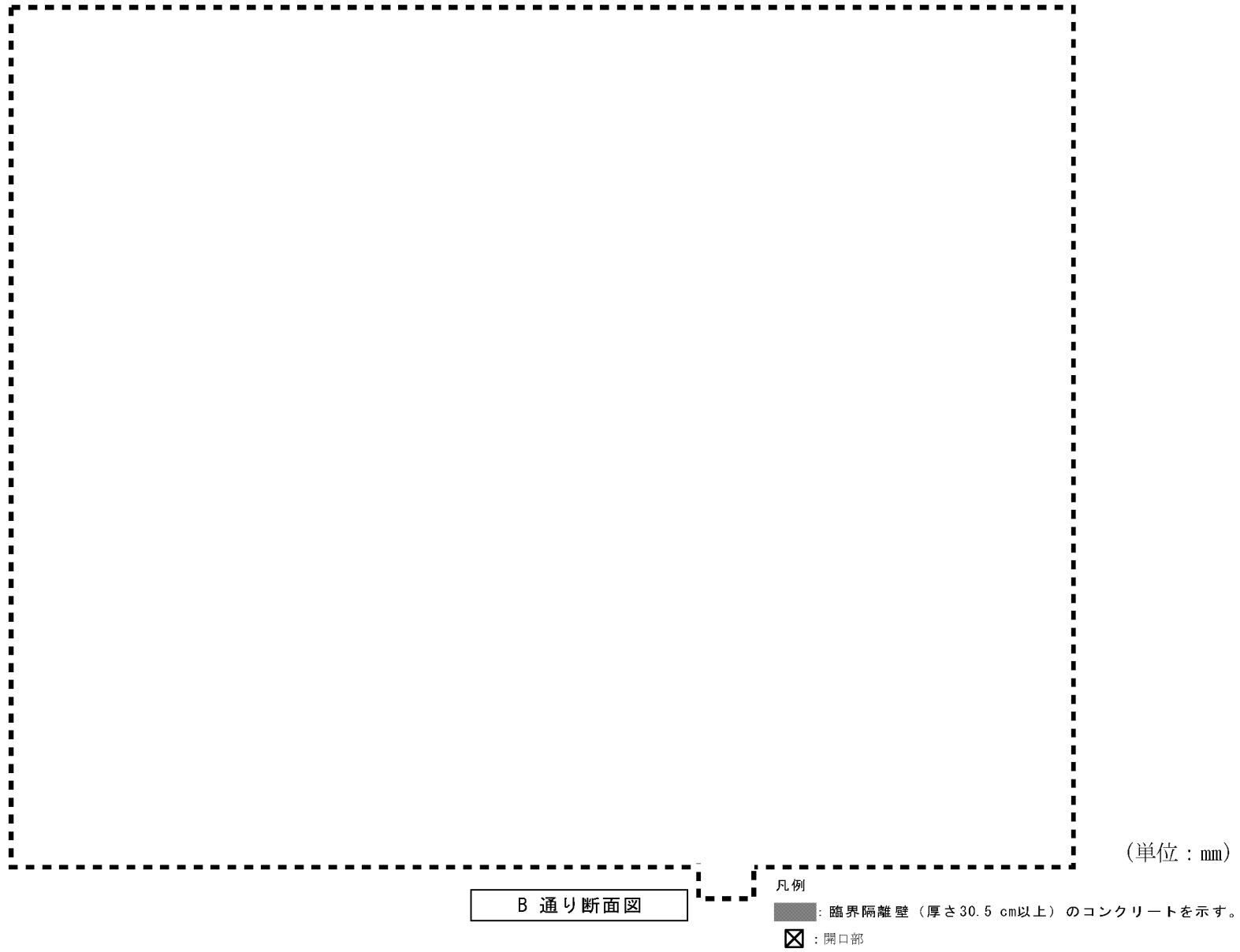
■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。\*

□：開口部

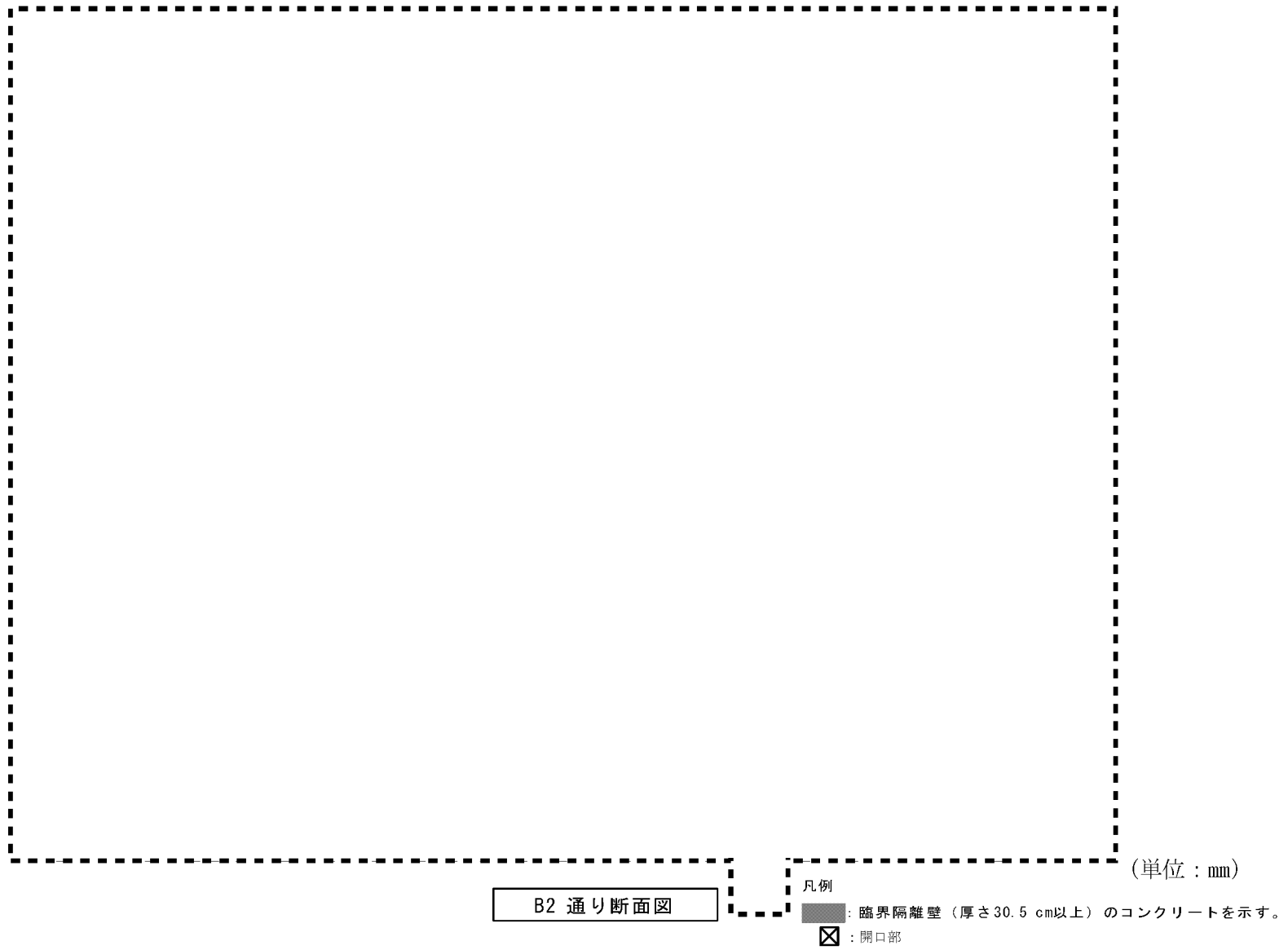
※ 3階の壁に臨界隔離壁はない。

3階の床は開口部を除き臨界隔離壁とする。

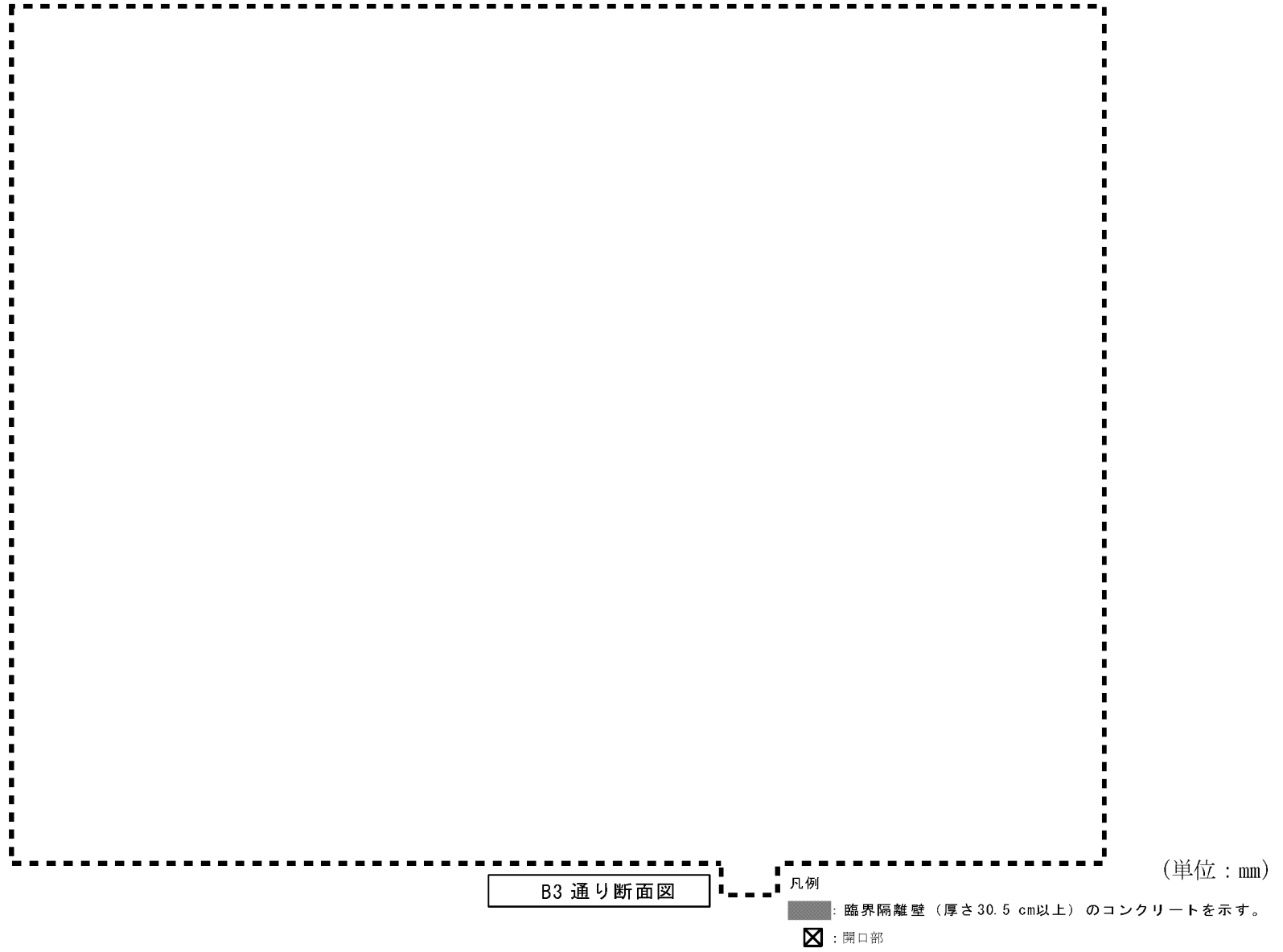
図ハ-2-1-1-1 (5) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 平面図 (3階)



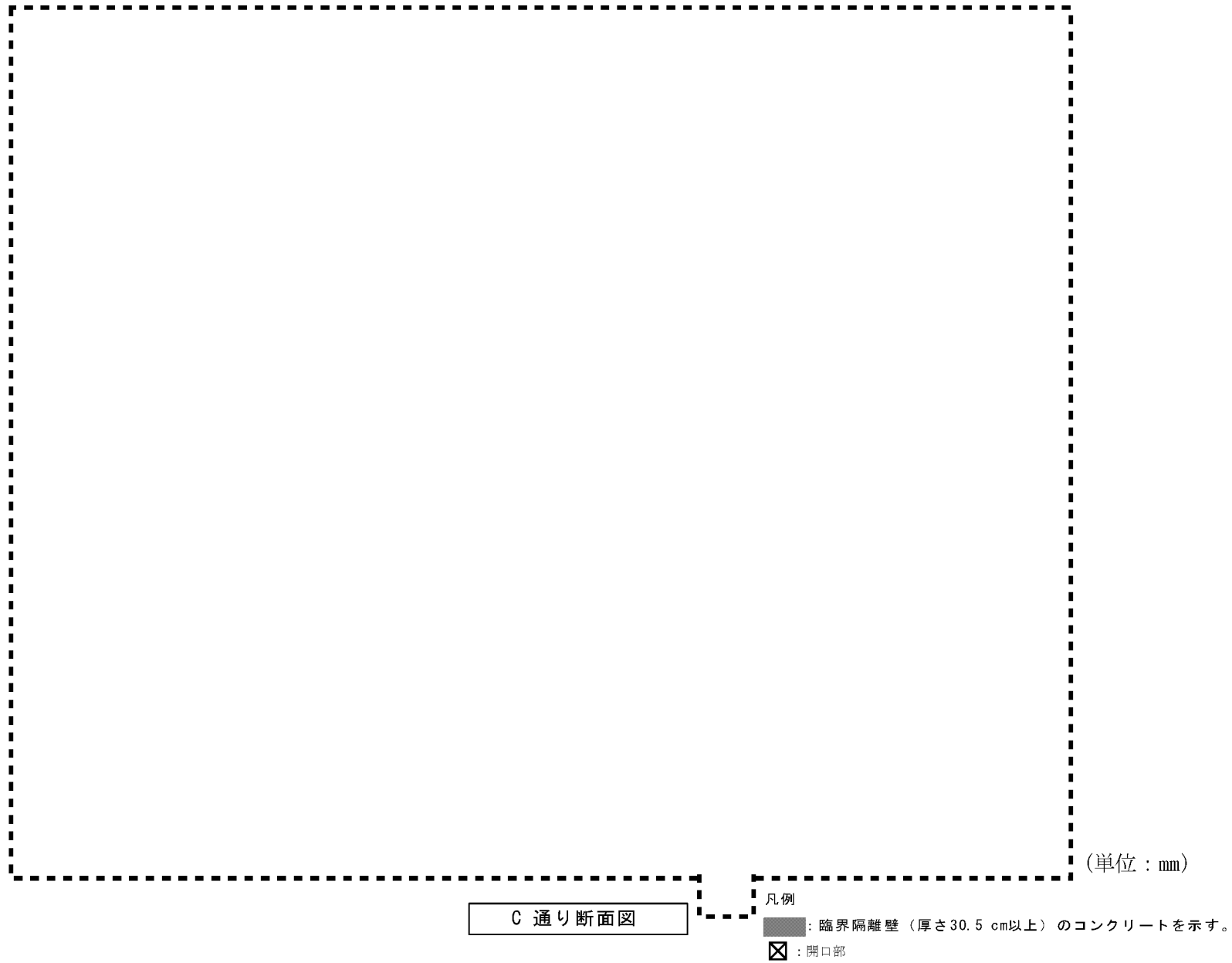
図ハ-2-1-1-1 (6) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B通り、B0通り)



図ハ-2-1-1-1 (7) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B1通り、B2通り)



図ハ-2-1-1-1 (8) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (B3通り、C0通り)



図ハ-2-1-1-1 (9) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (C通り、D通り)



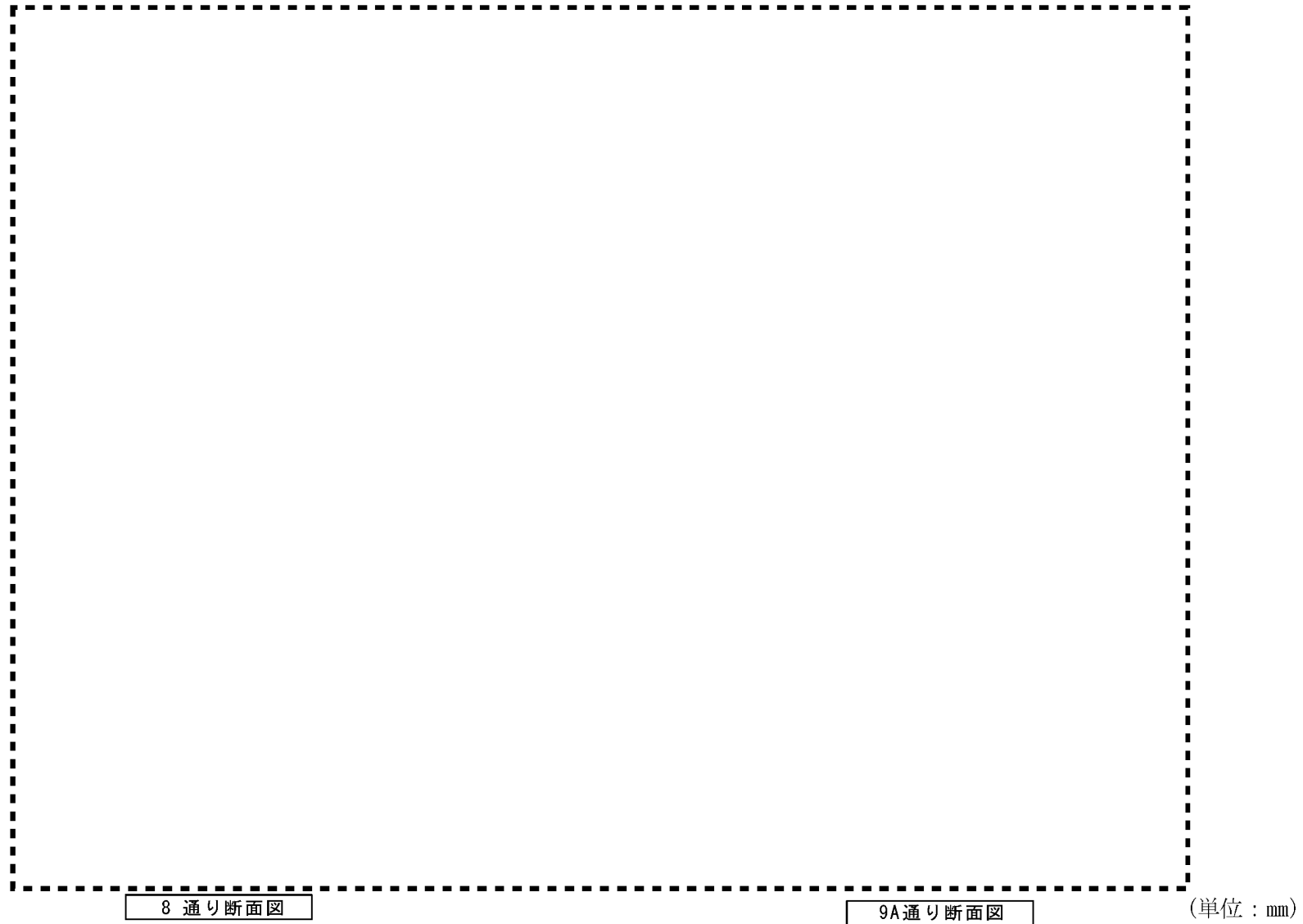
5 通り断面図

6 通り断面図

(単位：mm)

- 凡例
- : 臨界隔離壁 (厚さ30.5 cm以上) のコンクリートを
  - ☒ : 開口部

図ハ-2-1-1-1 (10) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (2 A通り、2 B通り、5通り、6通り)

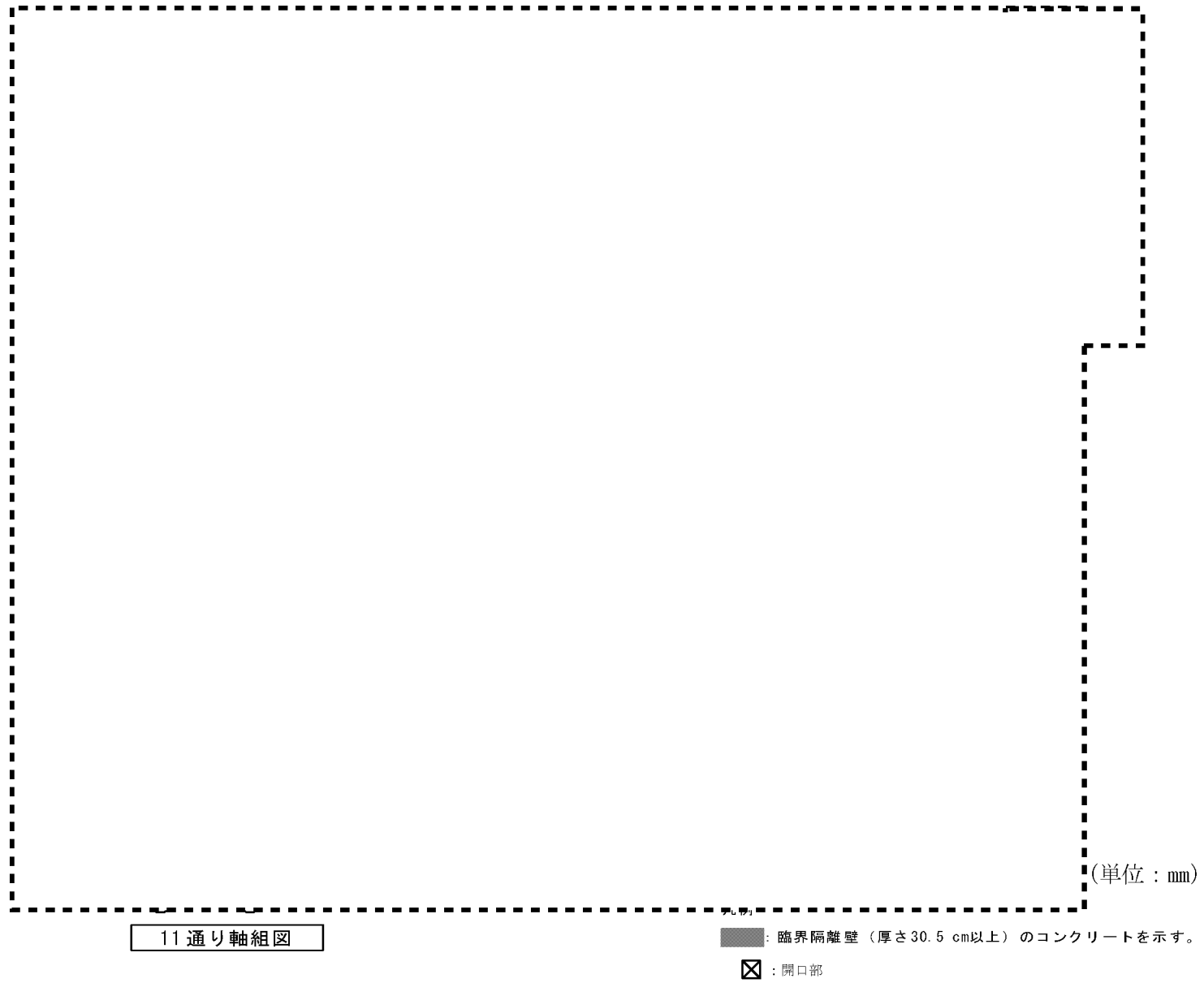


凡例

■：臨界隔離壁（厚さ30.5 cm以上）のコンクリートを示す。

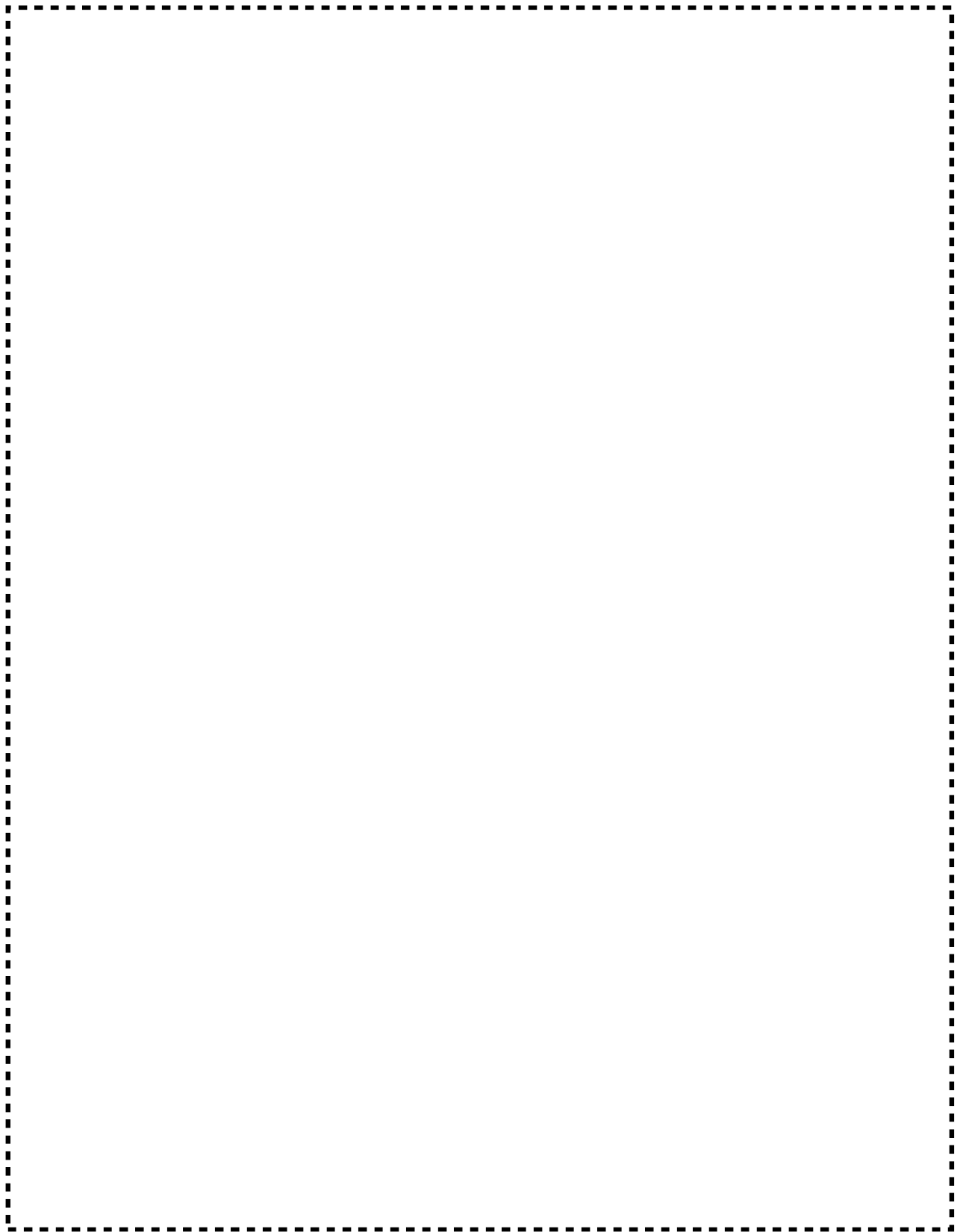
☒：開口部 ※：臨界安全評価（立体角法）で考慮した開口部

図ハ-2-1-1-1 (11) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (6A通り、7通り、8通り、9A通り)

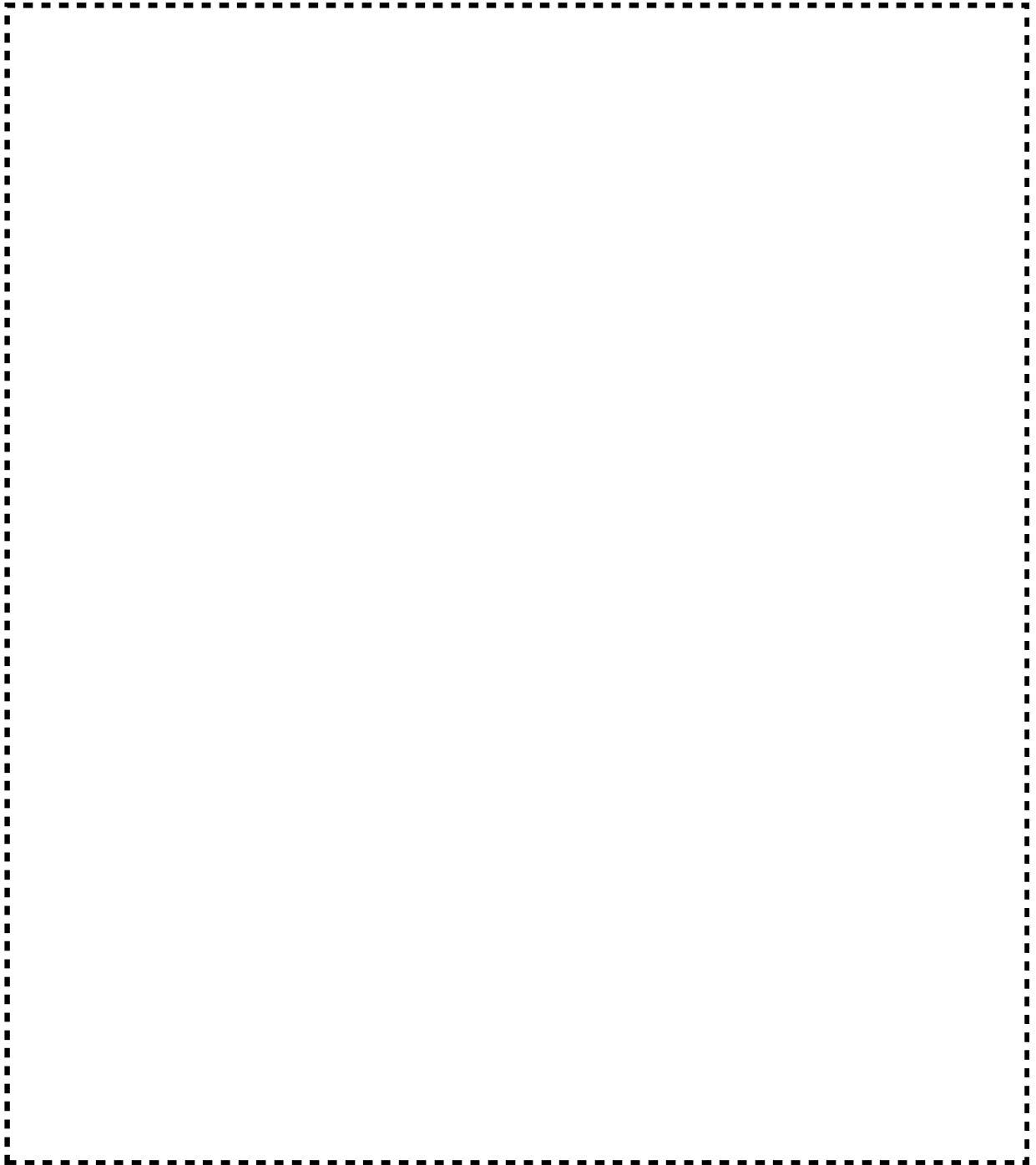


図ハ-2-1-1-1 (12) 第2加工棟 核燃料物質の臨界防止 臨界隔離壁 軸組図 (9 C通り、10通り、11通り)

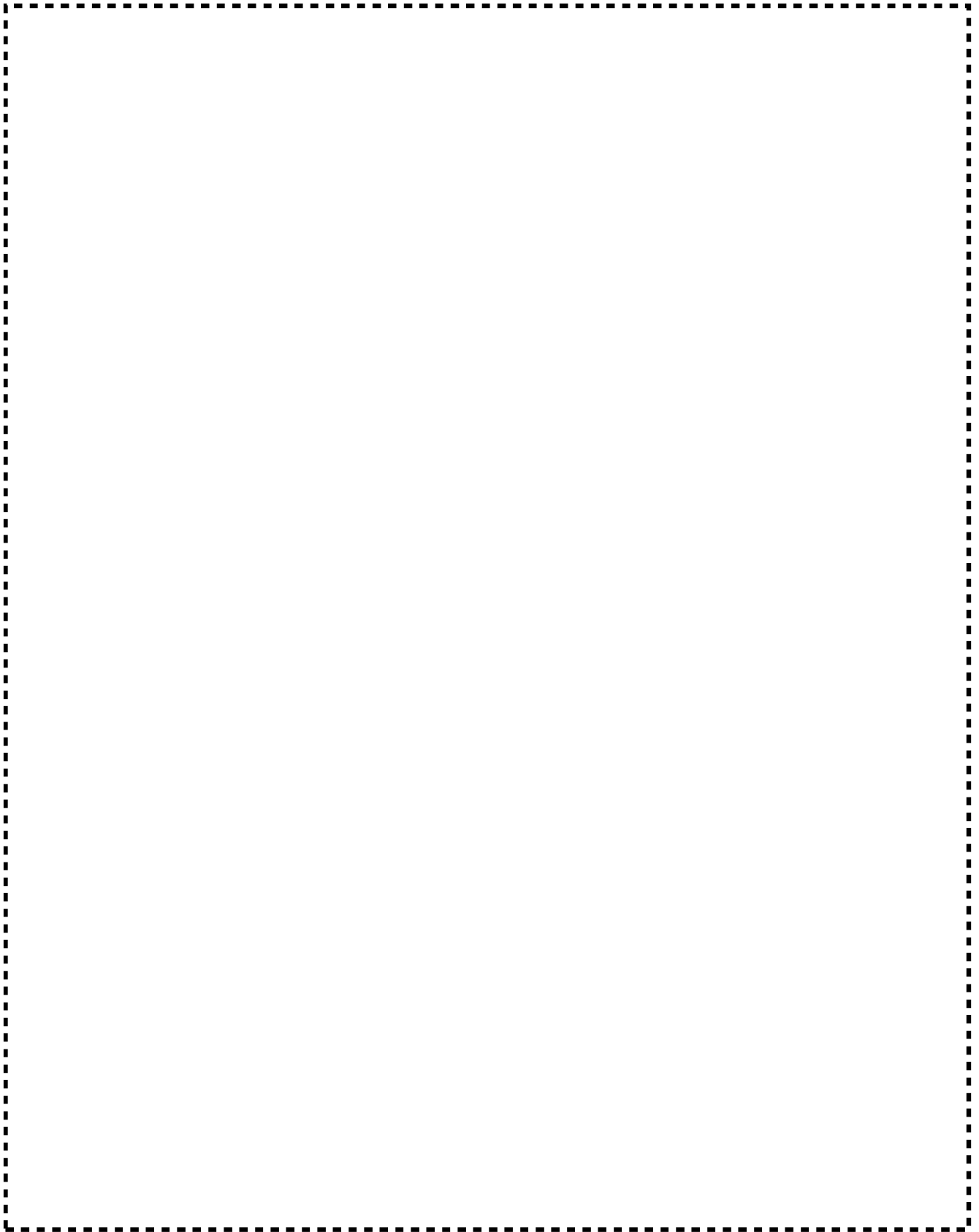




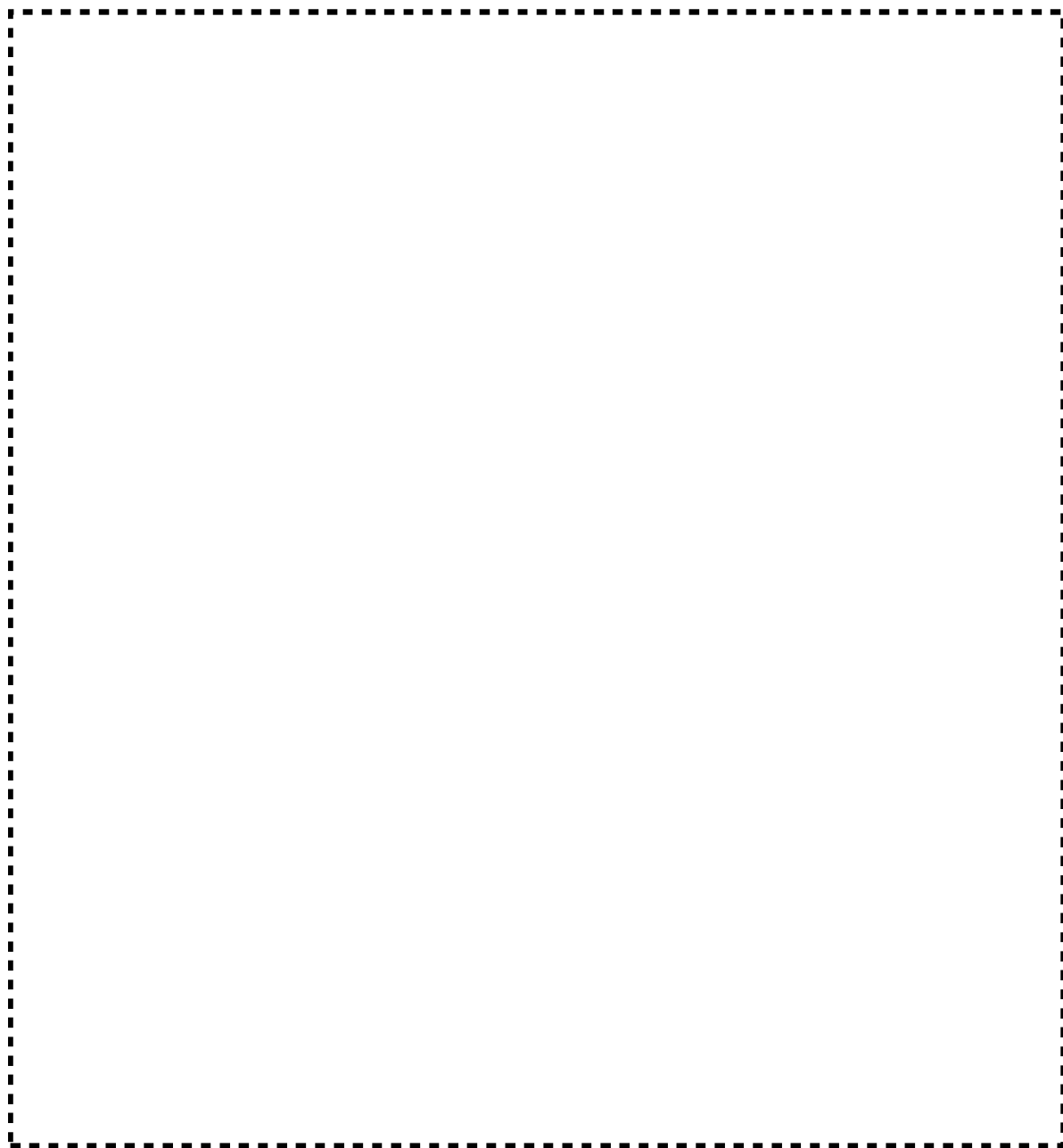
図ハ-2-1-1-2 (1) 第2加工棟 地盤改良（ぐり石コンクリート置換）範囲図  
安全機能を有する施設の地盤



図ハ-2-1-1-2 (2) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 2TD(⑤))  
安全機能を有する施設の地盤



図ハ-2-1-1-2 (3) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 3P(⑥))  
安全機能を有する施設の地盤



図ハ-2-1-1-2(4) 第2加工棟 土質柱状図 (No. 1-1(2015))  
安全機能を有する施設の地盤



(単位：mm)

1階平面図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位cm)

※ 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。  
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-3 第2加工棟 工事概要図 (1階) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

中 2 階平面図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00(単位cm)

※ 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。  
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-4 第2加工棟 工事概要図(中2階) 地震による損傷の防止

130



2階平面図

(単位：mm)

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00(単位cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-5 第2加工棟 工事概要図(2階)地震による損傷の防止



(単位：mm)

3 階平面図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位 cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。



図ハ-2-1-1-6 第2加工棟 工事概要図 (3階) 地震による損傷の防止





4 階平面図

(単位：mm)

-  改造耐震工事
-  既設耐震壁 W00 (単位 cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-7 第2加工棟 工事概要図 (4階) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

A 通り軸組図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位 cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-8 第2加工棟 工事概要図 (A通り軸組図) 地震による損傷の防止



(単位：mm)

D通り軸組図

- 改造耐震工事
- 既設耐震壁 W00 (単位cm)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-9 第2加工棟 工事概要図 (D通り軸組図) 地震による損傷の防止



1 通り軸組図

1 2 通り軸組図

(単位 : mm)

改造耐震工事 W00 (単位 cm)

既設耐震壁 W00 (単位 cm)

[W00+W00] は既設耐震壁+新設耐震壁を示す。(単位 cm)

※1 遮蔽の改造工事に伴う開口部のRC閉止を耐震壁としても考慮する。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-10 第2加工棟 工事概要図 (1通り・12通り軸組図) 地震による損傷の防止

136



(単位：mm)

1 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-1 第2加工棟 工事概要図（1階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



(単位：mm)

2 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-12 第2加工棟 工事概要図（2階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



(単位：mm)

3 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-13 第2加工棟 工事概要図（3階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



4 階平面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
  - 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
  - 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止
- F1 竜巻防護境界

図ハ-2-1-1-14 第2加工棟 工事概要図（4階）外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止



140



(単位：mm)

南立面図

- □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止
- 【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

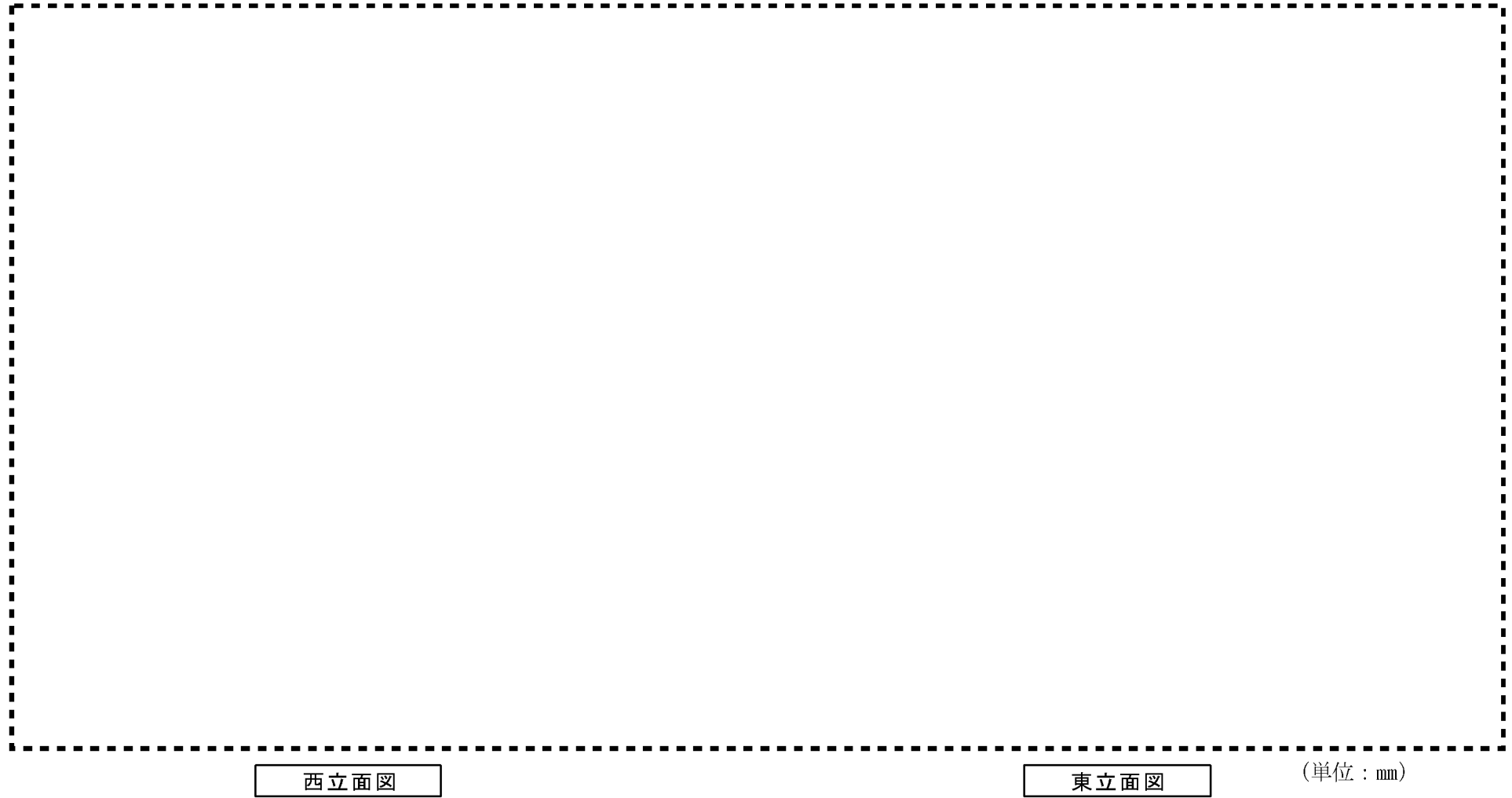
図ハ-2-1-1-15 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止



北立面図

■ □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止  
【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ハ-2-1-1-16 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止



■ □ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止  
【飛来】：竜巻飛来物による貫通の防止

図ハ-2-1-1-17 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（竜巻・落雷）による損傷の防止



1 階平面図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-18 第2加工棟 工事概要図（1階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



1 階平面図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-19 第2加工棟 工事概要図（中2階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



(単位：mm)

2階平面図

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-20 第2加工棟 工事概要図（2階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



3 階平面図

- 外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事
- 竜巻対策共通部

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-21 第2加工棟 工事概要図（3階）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



(単位：mm)

南立面図

-  外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事
-  竜巻対策共通部

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-2 2 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止





西立面図

東立面図

(単位：mm)

外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止のための増し打ち補強工事

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-23 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（爆発）による損傷の防止



(単位：mm)

4 階平面図

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-24 第2加工棟 工事概要図（4階）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止

150

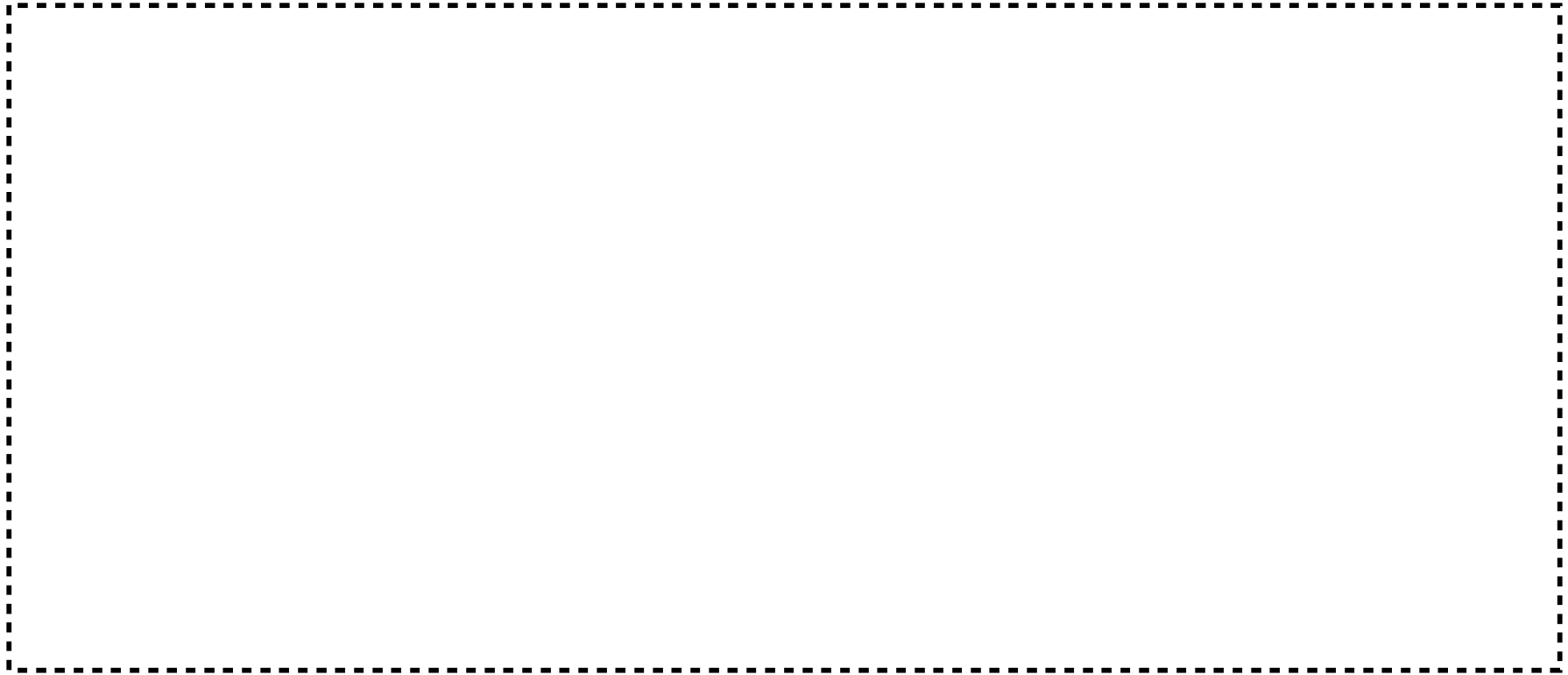


(単位：mm)

R階平面図

⇨ 屋上・屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-25 第2加工棟 工事概要図 (R階) 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止



南立面図

(単位：mm)

□ 既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-26 第2加工棟 工事概要図（南立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



(単位：mm)

北立面図

□ 既設鋼製梯子  
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-27 第2加工棟 工事概要図（北立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止

153



西立面図

東立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-27の ※◁A位置からの立面

□ 既設鋼製梯子

既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ハ-2-1-1-28 第2加工棟 工事概要図（東西立面）外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止



1 階平面図

(単位：mm)

- 開口閉止部
- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-29 第2加工棟 工事概要図 (1階) 遮蔽



(単位：mm)

中 2 階 平 面 図

- 開口閉止部
- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)  
設工認工事後に[00]の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-30 第2加工棟 工事概要図(中2階)遮蔽





2 階平面図

(単位：mm)



- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)  
設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-31 第2加工棟 工事概要図 (2階) 遮蔽



(単位：mm)

3 階平面図

-  「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
-  「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-32 第2加工棟 工事概要図 (3階) 遮蔽



(単位：mm)

4 階平面図

「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に  
遮蔽能力を考慮する。

[00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-33 第2加工棟 工事概要図 (4階) 遮蔽



(単位：mm)

南立面図

「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に  
遮蔽能力を考慮する。

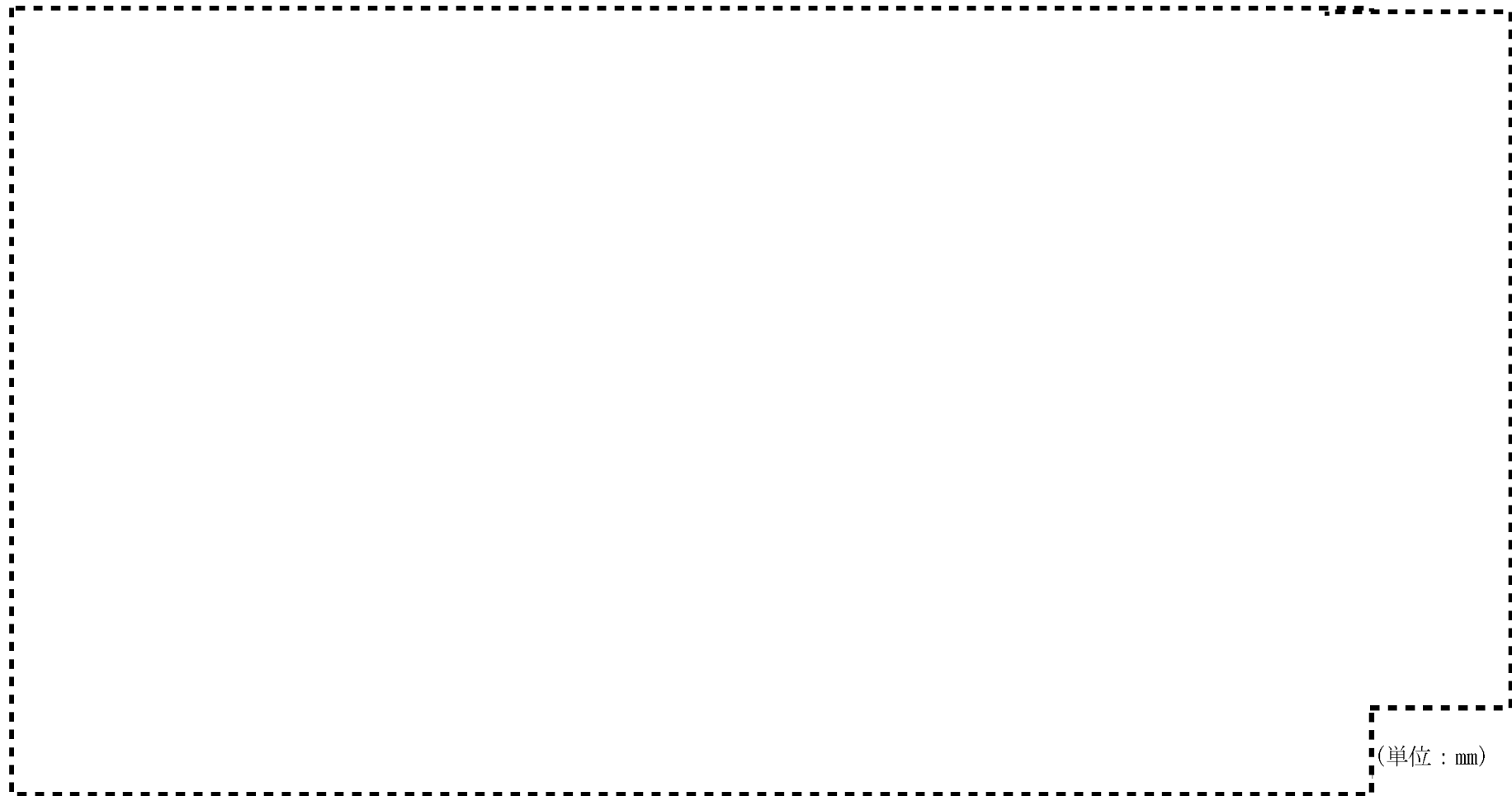
[00]: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

設工認工事後に [00] の壁厚を満たす。

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-34 第2加工棟 工事概要図(南立面) 遮蔽

160



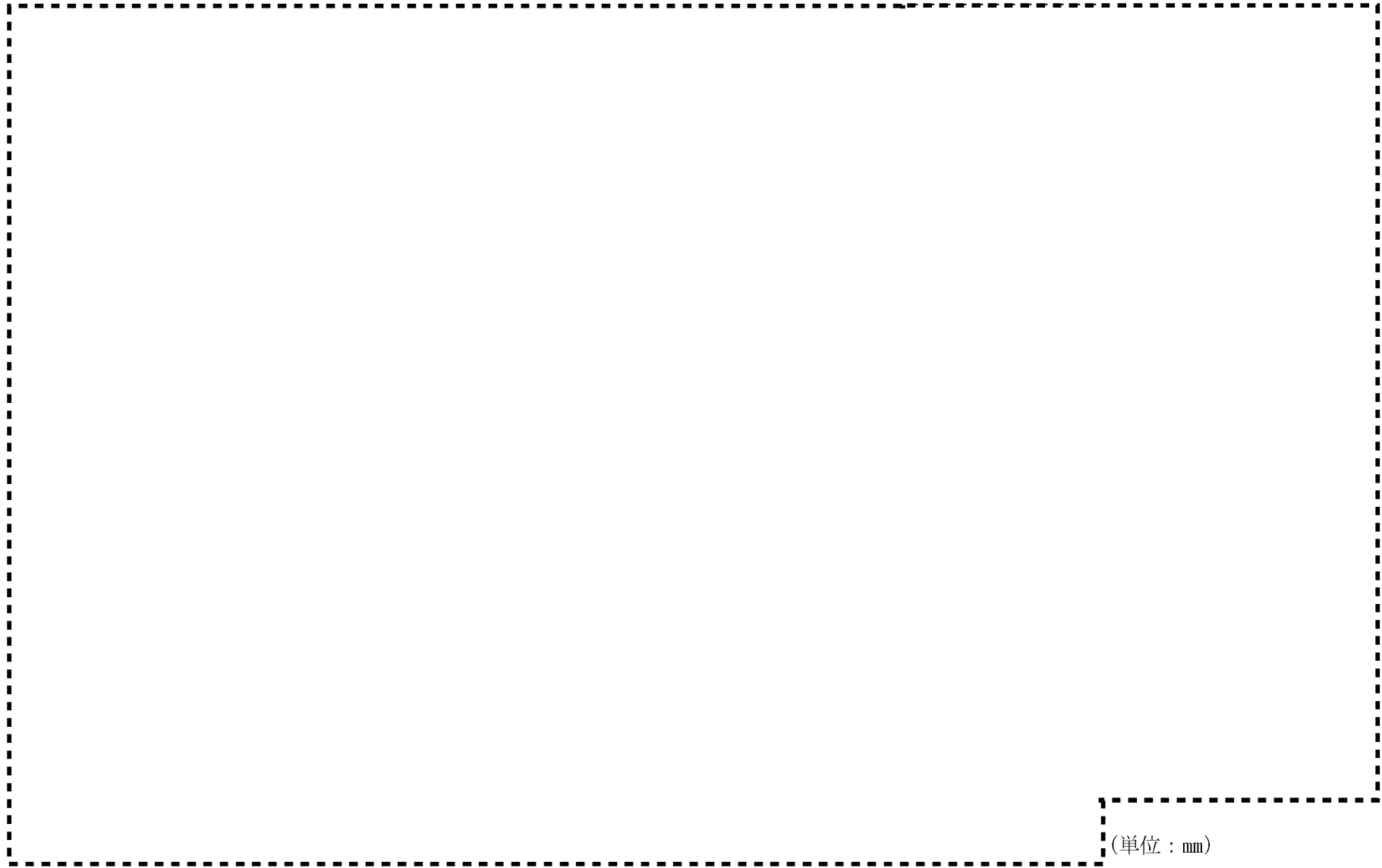
西立面図

東立面図

(単位：mm)

- 開口閉止部
- ▨ 「外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- 「外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止」の補強工事に遮蔽能力を考慮する。
- [00]:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)
- 設工認工事後に[00]の壁厚を満たす。
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-1-35 第2加工棟 工事概要図(東西立面) 遮蔽



(単位：mm)

4-5 通り間断面図

図ハ-2-1-1-36 第2加工棟 工事概要図(断面図) 遮蔽



1階平面図











- 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
    - 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
  - 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
    - 火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
  - 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
    - 火災区域の床面貫通部を示す。(配管)
- 
- 既設防火板を示す。
  - 火災源のある区画を示す。
  - 防護対象設備のある区画を示す。
  - 改造建具(特定防火設備)を示す。
  - 既設建具(特定防火設備)を示す。
  - 火災区域

図ハ-2-1-1-37 第2加工棟 工事概要図(1階) 火災による損傷の防止



中 2 階平面図

火災区域

-  火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
  火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
  火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
-  火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
  火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
  火災区域の床面貫通部を示す。(配管)
-  火災源のある区画を示す。
-  防護対象設備のある区画を示す。
-  改造建具(特定防火設備)を示す。
-  既設建具(特定防火設備)を示す。

図ハ-2-1-1-38 第2加工棟 工事概要図(中2階)火災による損傷の防止

















2階平面図

- 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
- 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
- 火災区域
  - 火災区域(床閉止)
  - 第1種管理区域境界火災区画壁の改造
  - 既設建具(特定防火設備)を示す。
  - 新設防火板を示す。
  - 既設防火板を示す。
  - 火災源のある区画を示す。
  - 防護対象設備のある区画を示す。
  - 改造建具(特定防火設備)を示す。
  - 改造建具(防火性能追加)を示す。
  - 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(配管)

図ハ-2-1-1-39 第2加工棟 工事概要図(2階) 火災による損傷の防止



3階平面図

-  火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
  -  火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
-  火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
  -  火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
-  火災区域
  -  第1種管理区域境界火災区画壁の改造
  -  火災源のある区画を示す。
  -  防護対象設備のある区画を示す。
  -  改造建具(特定防火設備)を示す。
  -  既設建具(特定防火設備)を示す。
  -  火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
  -  火災区域の床面貫通部を示す。(配管)

図ハ-2-1-1-40 第2加工棟 工事概要図(3階) 火災による損傷の防止

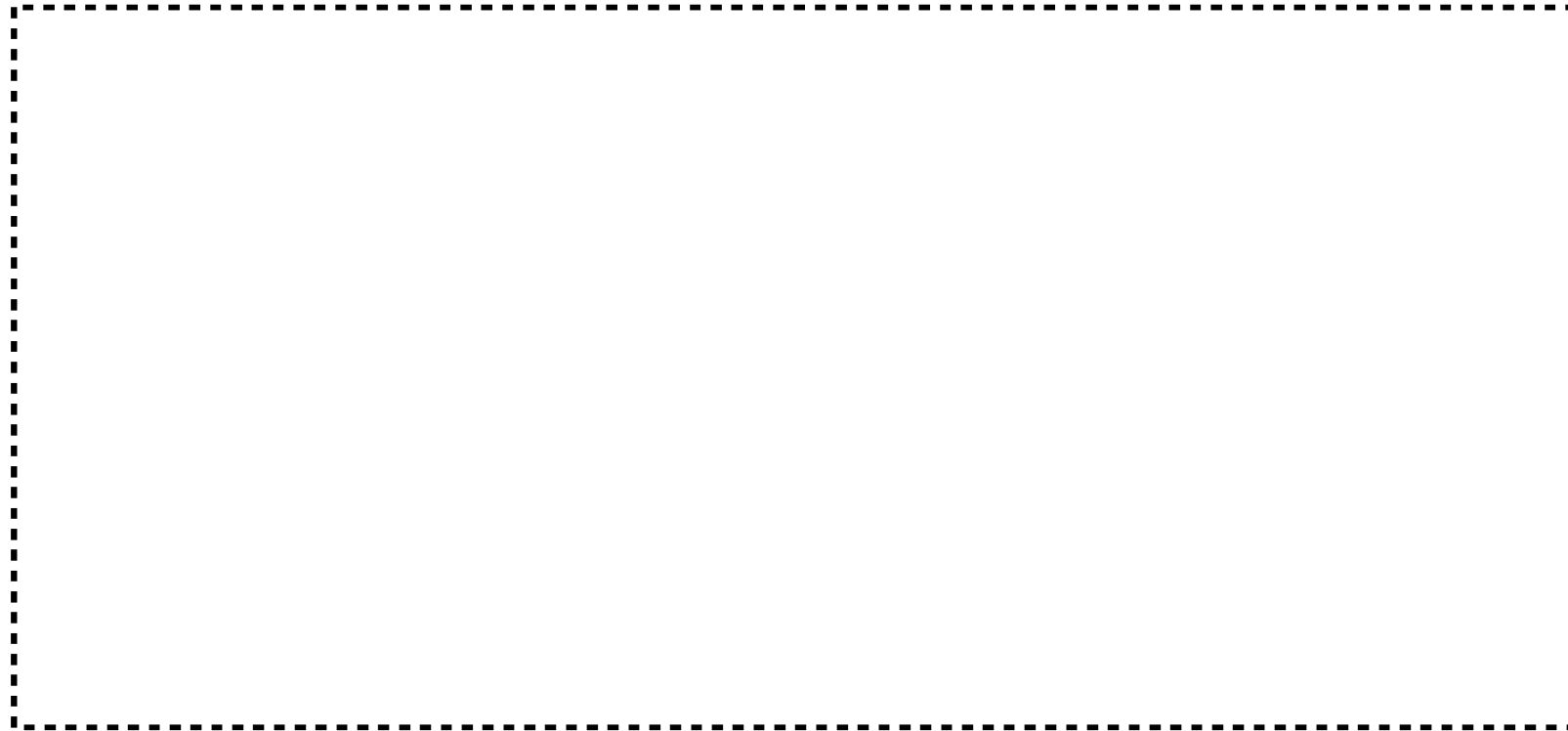


4 階平面図

(単位：mm)

- 火災区域の壁面貫通部を示す。(ダクト)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(ダクト)
- 火災区域の壁面貫通部を示す。(配線)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(配線)
- 火災区域
  - 火災源のある区画を示す。
  - 防護対象設備のある区画を示す。
  - 改造建具(特定防火設備)を示す。
  - 既設建具(特定防火設備)を示す。
  - 火災区域の壁面貫通部を示す。(配管)
  - 火災区域の床面貫通部を示す。(配管)

図ハ-2-1-1-4 1 第2加工棟 工事概要図(4階) 火災による損傷の防止



南立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-42 第2加工棟 工事概要図（南立面）火災による損傷の防止



北立面図

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-43 第2加工棟 工事概要図（北立面）火災による損傷の防止



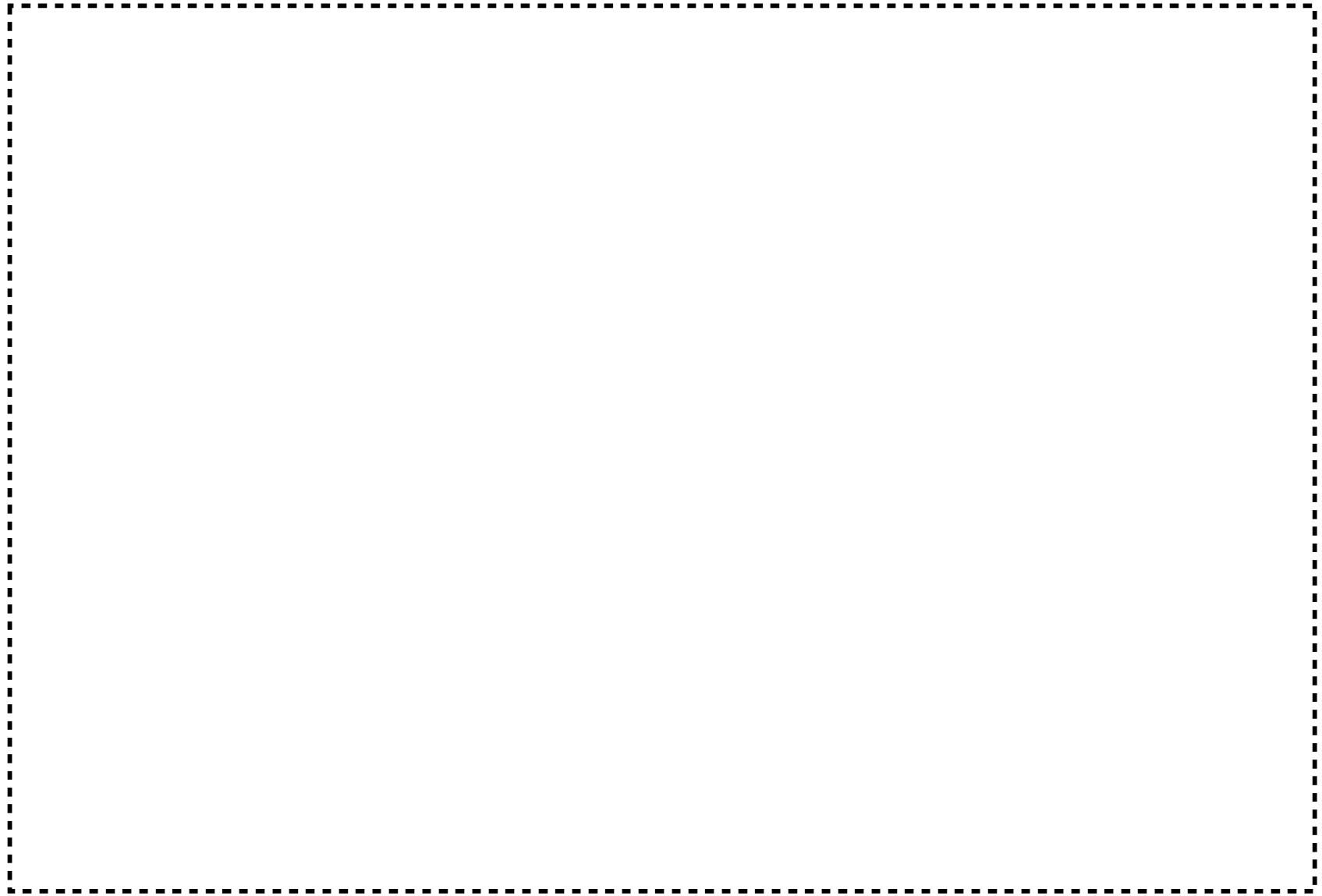
西立面図

東立面図

□ 改造建具を示す。

(単位：mm)

図ハ-2-1-1-44 第2加工棟 工事概要図（東西立面）火災による損傷の防止



4 通り断面図


火災区域

(単位 : mm)


図ハ-2-1-1-45 第2加工棟 工事概要図 (断面図) 火災による損傷の防止





(単位：mm)

 第1種管理区域


 溢水防護区画

 開口部（流路）

 溢水対策

 既設溢水対策

0-00 建具番号を示す。

 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備のうち、施設外に通じる出入口付近に堰を設ける設備

1階平面図






図ハ-2-1-1-46 第2加工棟 工事概要図（1階）溢水による損傷の防止





(単位：mm)

中 2 階平面図

-  第 1 種管理区域
-  溢水防護区画
-  開口部 (流路)



下階への床面貫通部を示す。(ダクト)



下階への床面貫通部を示す。(配線)



下階への床面貫通部を示す。(配管)

図ハ-2-1-1-47 第2加工棟 工事概要図 (中2階) 溢水による損傷の防止



(単位：mm)

2 階平面図



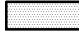




下階への床面貫通部を示す。(ダクト)



下階への床面貫通部を示す。(配線)



下階への床面貫通部を示す。(配管)

-  第1種管理区域
-  溢水防護区画
-  開口部 (流路)
-  溢水対策
-  既設溢水対策





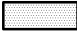




0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-48 第2加工棟 工事概要図 (2階) 溢水による損傷の防止



3 階平面図

(単位：mm)


-  下階への床面貫通部を示す。(ダクト)
  -  下階への床面貫通部を示す。(配線)
  -  下階への床面貫通部を示す。(配管)
  -  液体状の核燃料物質等を取り扱う設備のうち、施設外に通じる出入口付近に堰を設ける設備
-  第1種管理区域
  -  溢水防護区画
  -  開口部(流路)
  -  溢水対策
  -  既設溢水対策
  - 0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-49 第2加工棟 工事概要図(3階) 溢水による損傷の防止




(単位：mm)


4 階平面図


 溢水防護区画


 溢水対策

 既設溢水対策

0-00 建具番号を示す。

 下階への床面貫通部を示す。(ダクト)

 下階への床面貫通部を示す。(配線)

 下階への床面貫通部を示す。(配管)



南立面図

(単位：mm)

- 溢水対策
- 既設溢水対策
- 0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-51 第2加工棟 工事概要図（南立面） 溢水による損傷の防止



北立面図

(単位：mm)

- ▨ 溢水対策
- ▨ 既設溢水対策
- 0-00 建具番号を示す。

図ハ-2-1-1-52 第2加工棟 工事概要図（北立面） 溢水による損傷の防止

178



図ハ-2-1-1-53 第2加工棟 工事概要図（東西立面） 溢水による損傷の防止



(単位：mm)

1 階平面図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-54 第2加工棟 工事概要図（1階）人の不法な侵入の防止



180



(単位：mm)

中 2 階 平 面 図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-55 第2加工棟 工事概要図 (中2階) 人の不法な侵入の防止



2階平面図

(単位：mm)

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-56 第2加工棟 工事概要図(2階) 人の不法な侵入の防止

182



(単位：mm)

3 階平面図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

183



(単位：mm)

4 階平面図

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。



(単位：mm)

南立面図

- ：改造扉を示す。
- ※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。
- ※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-59 第2加工棟 工事概要図（南立面）人の不法な侵入の防止

185



(単位：mm)

北立面図

□：改造扉を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-60 第2加工棟 工事概要図（北立面）人の不法な侵入の防止

186



西立面図

東立面図

(単位：mm)

□：改造扉を示す。

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。








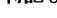
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ハ-2-1-1-61 第2加工棟 工事概要図（東西立面）人の不法な侵入の防止



基礎伏図

## 構造区分

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : 基礎スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はFS3とする)
-  : スラブ高低差を示す。
- 特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造
-  : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-1 第2加工棟 基礎伏図兼構造区分図



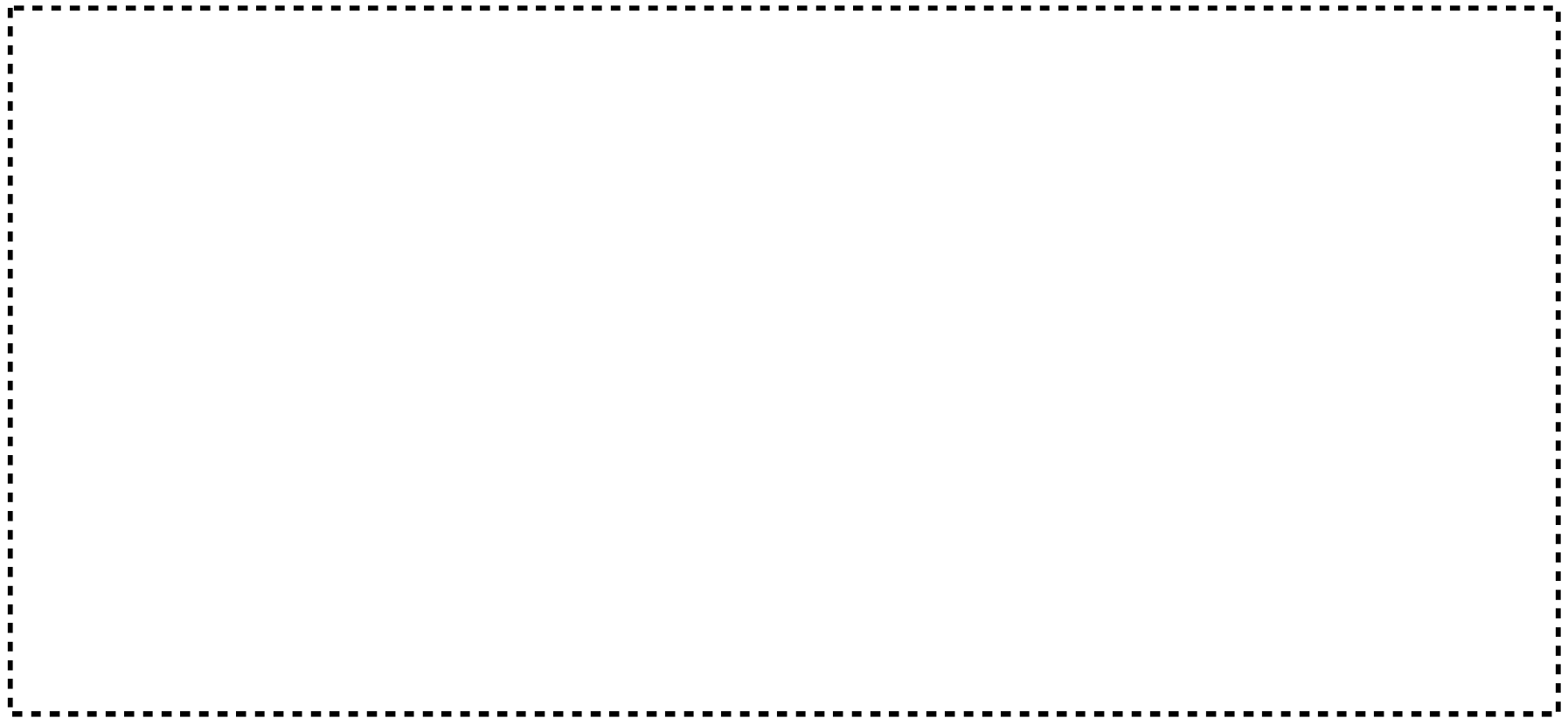


1階はり伏図

## 構造区分








- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- ▨ : スラブ高低差を示す。
- 特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造
- : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)
- ※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-2 第2加工棟 1階はり伏図兼構造区分図




中2階はり伏図

## 構造区分

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
-  : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

 : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-3 第2加工棟 中2階はり伏図兼構造区分図



2階はり伏図

## 構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS5とする)
- ±00 : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造、一部ALC)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-4 第2加工棟 2階はり伏図兼構造区分図



3階はり伏図

**構造区分**

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS5とする)
- ▨ : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-5 第2加工棟 3階はり伏図兼構造区分図



4階はり伏図

**構造区分**

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- ±00 : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-6 第2加工棟 4階はり伏図兼構造区分図



R階伏図

**構造区分**

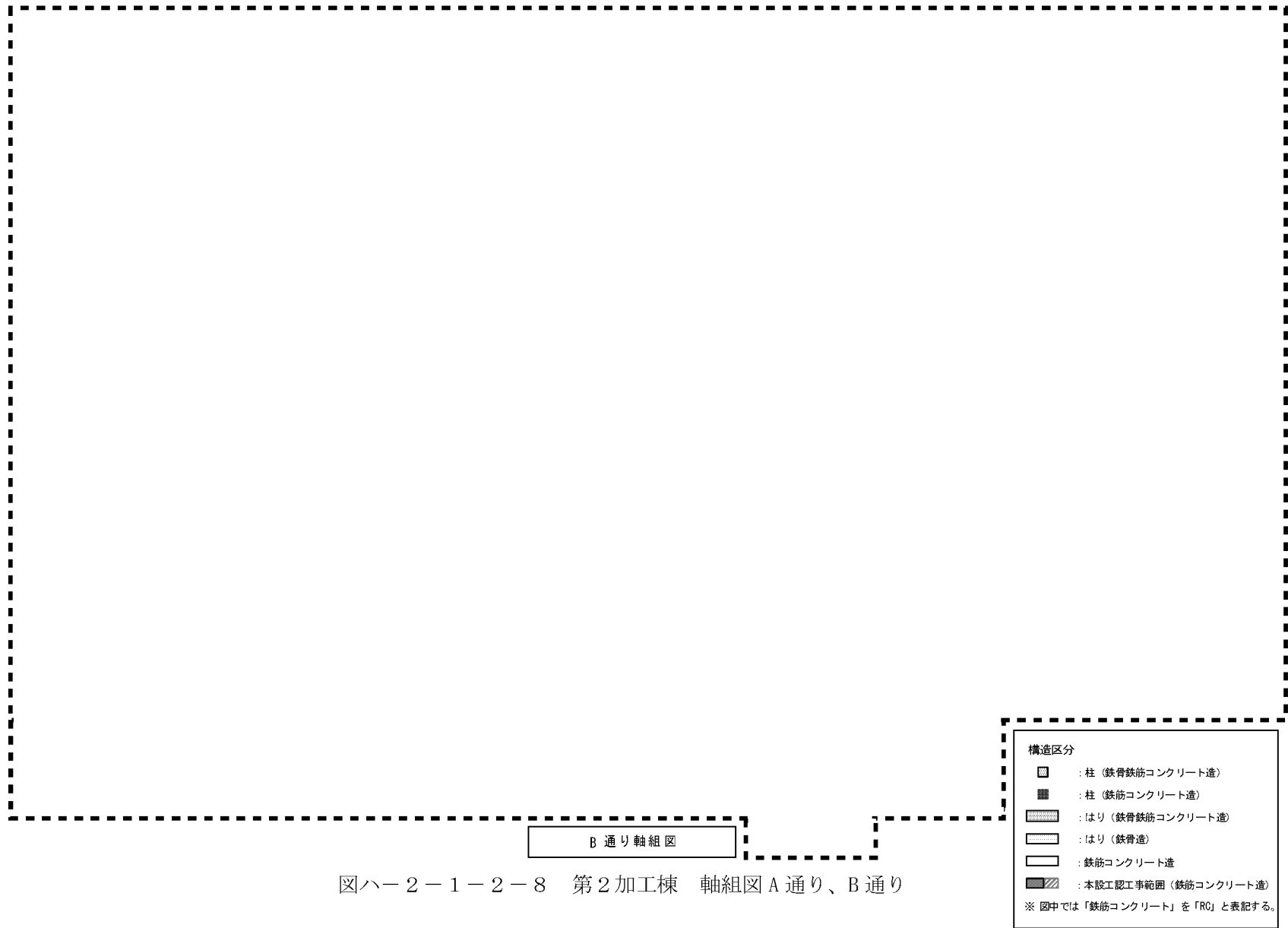
- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : 壁 (鉄筋コンクリート造) (特記なき場合はW20とする)
- ▨ : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ▨ : はり (鉄骨造)
- : スラブ (鉄筋コンクリート) (特記なき場合はS6とする)
- ⊗ : スラブ高低差を示す。

特記なき柱、壁、はりは、鉄筋コンクリート造

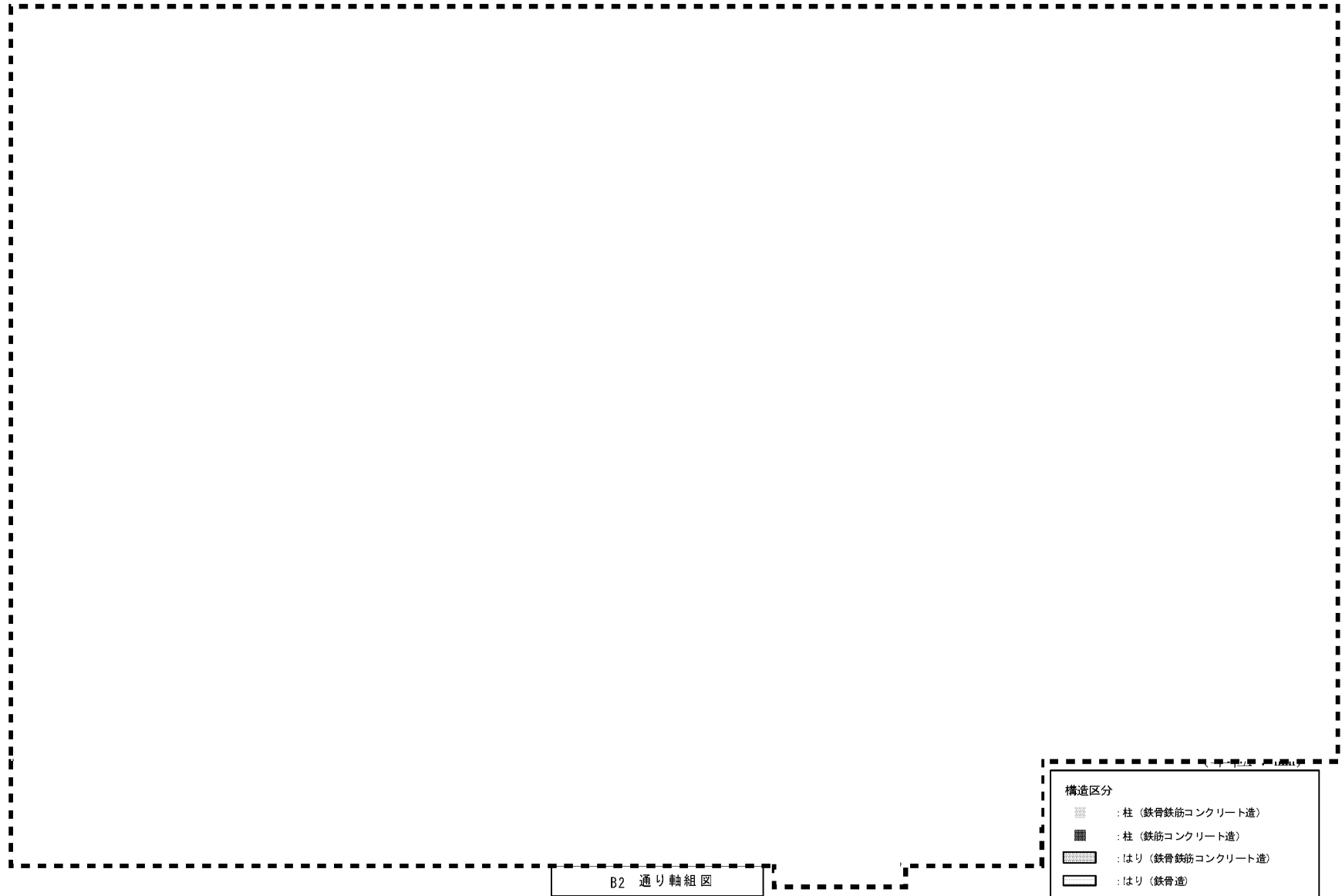
■ : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-7 第2加工棟 R階伏図兼構造区分図









図ハ-2-1-2-8 第2加工棟 軸組図A通り、B通り



B2 通り軸組図

**構造区分**

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : 鉄筋コンクリート造
-  : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。







図ハ-2-1-2-9 第2加工棟 軸組図B0通り、B2通り





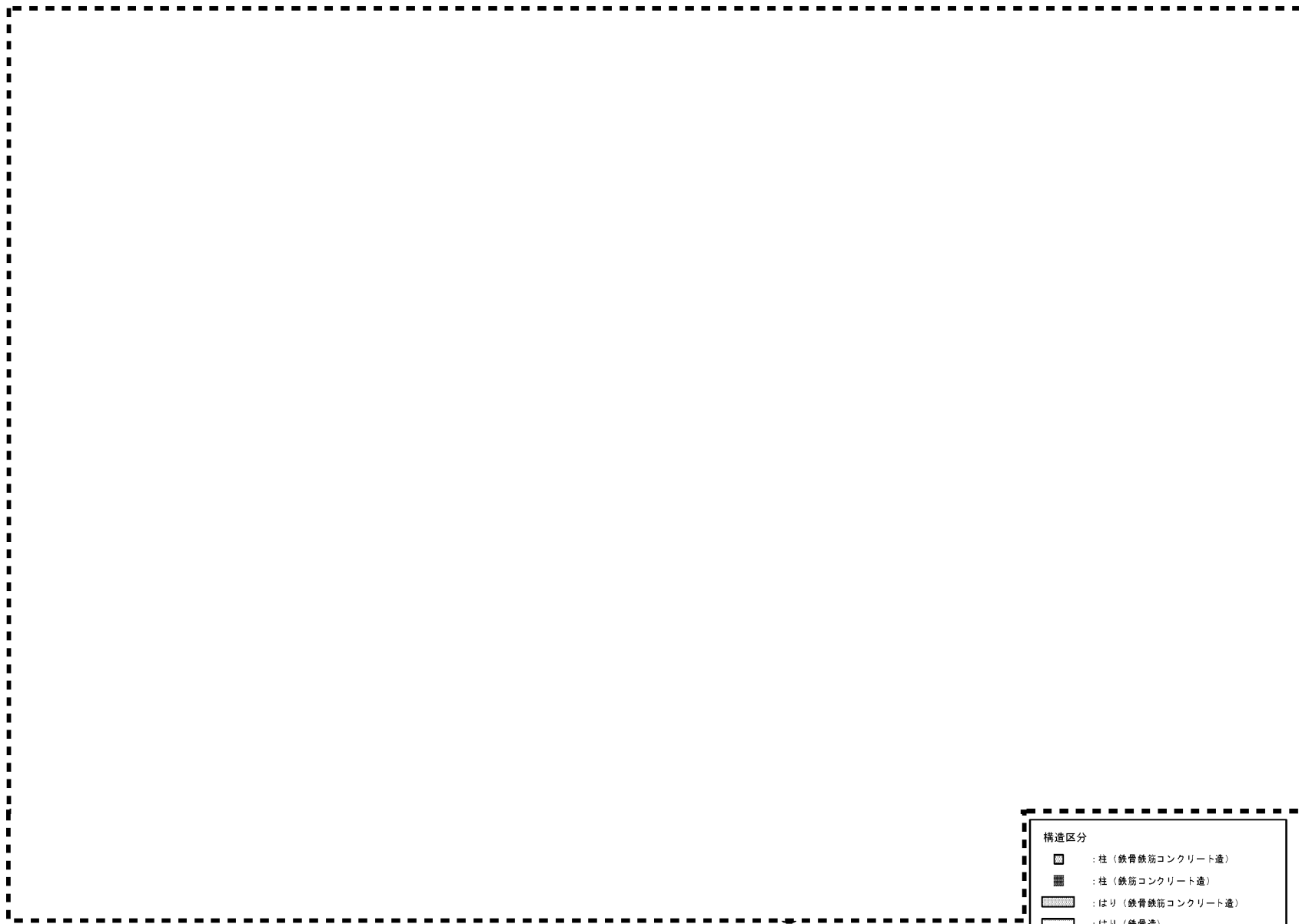
C0 通り軸組図

**構造区分**

-  : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : 柱 (鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
-  : はり (鉄骨造)
-  : 鉄筋コンクリート造
-  : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-10 第2加工棟 軸組図 B3 通り、C0 通り



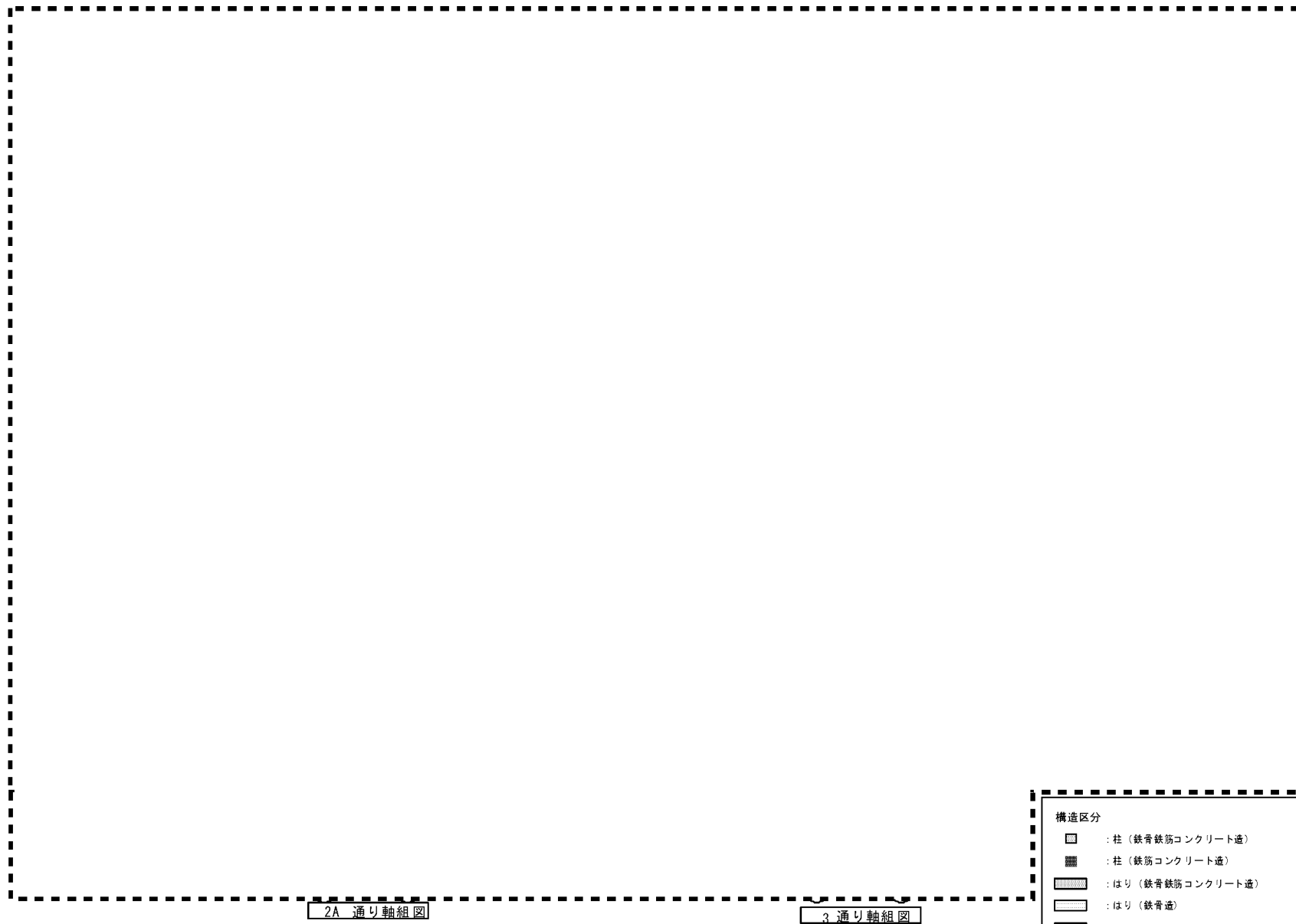
D 通り軸組図

構造区分

- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : 鉄筋コンクリート造
- : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-11 第2加工棟 軸組図C通り、D通り

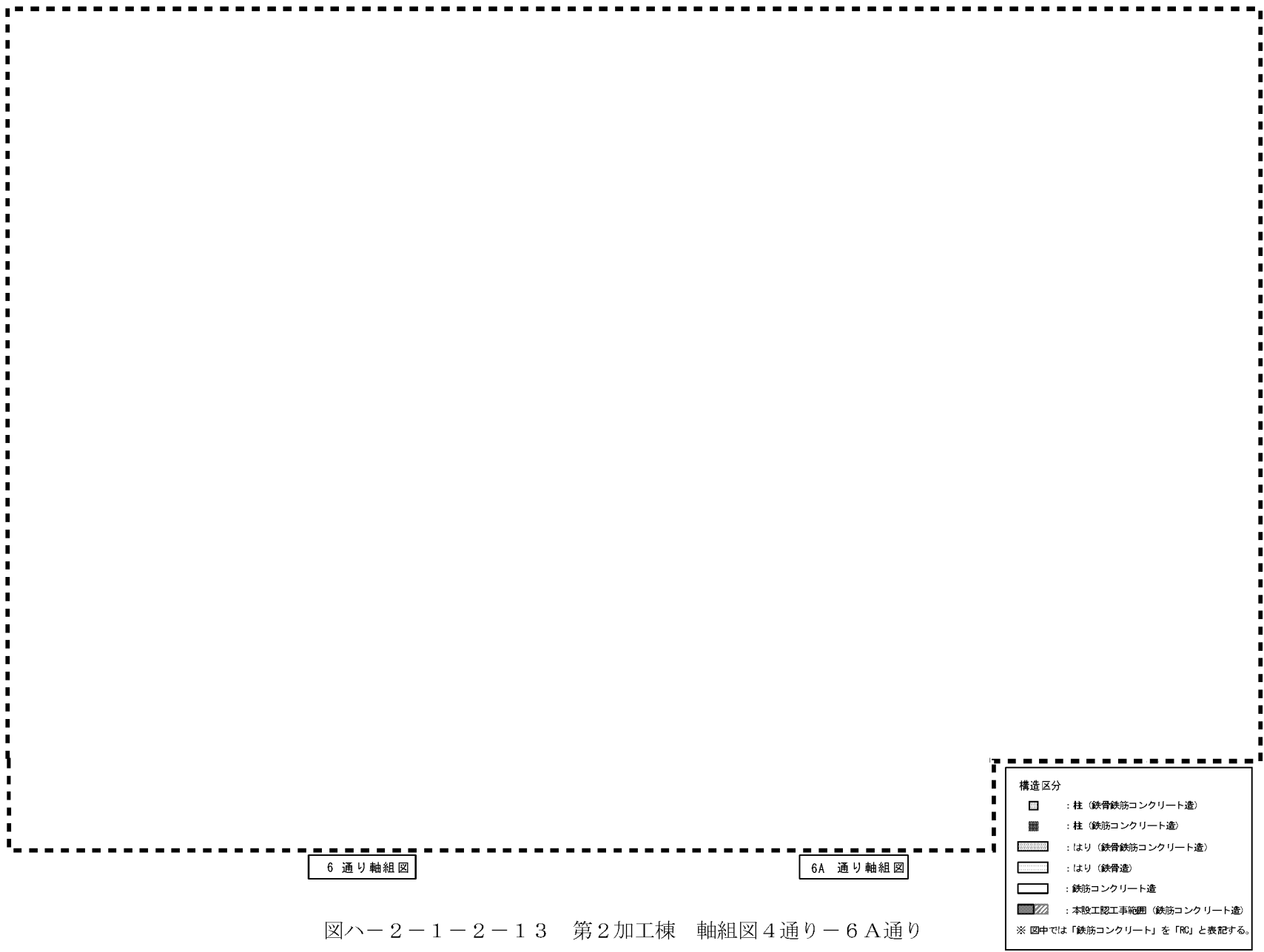


構造区分

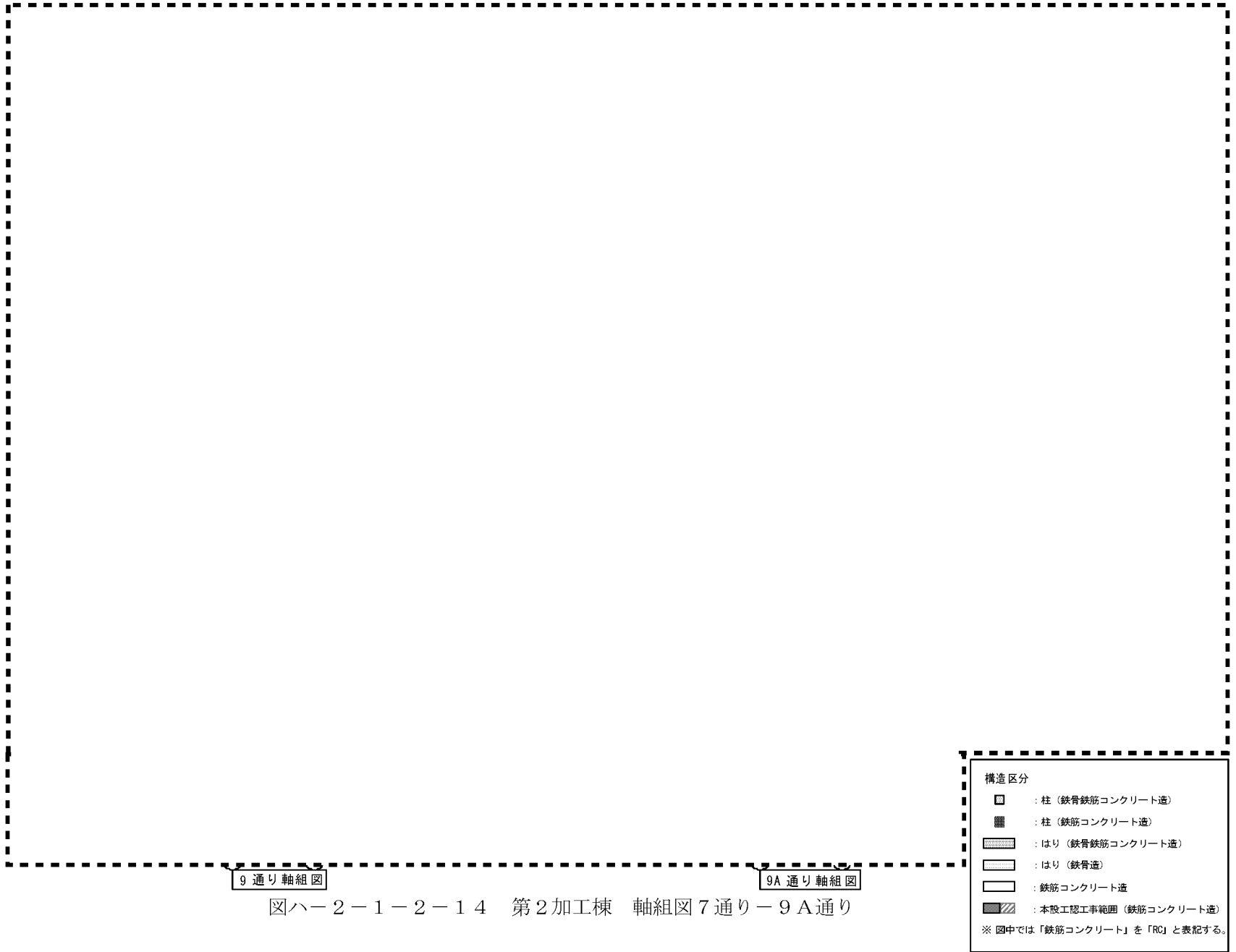
- : 柱 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : 柱 (鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨鉄筋コンクリート造)
- : はり (鉄骨造)
- : 鉄筋コンクリート造
- : 本設工認工事範囲 (鉄筋コンクリート造)

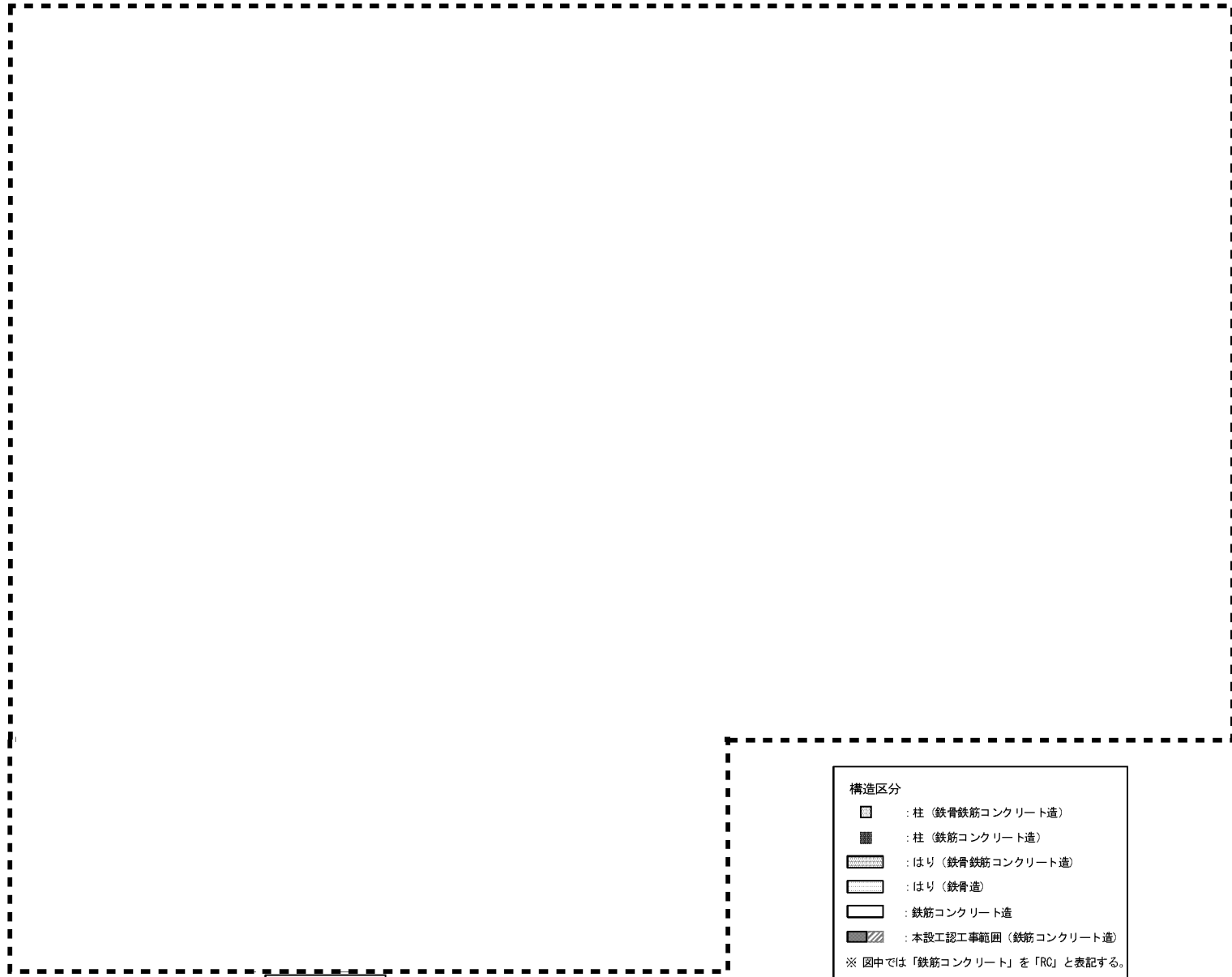
※ 図中では「鉄筋コンクリート」を「RC」と表記する。

図ハ-2-1-2-12 第2加工棟 軸組図1通り-3通り



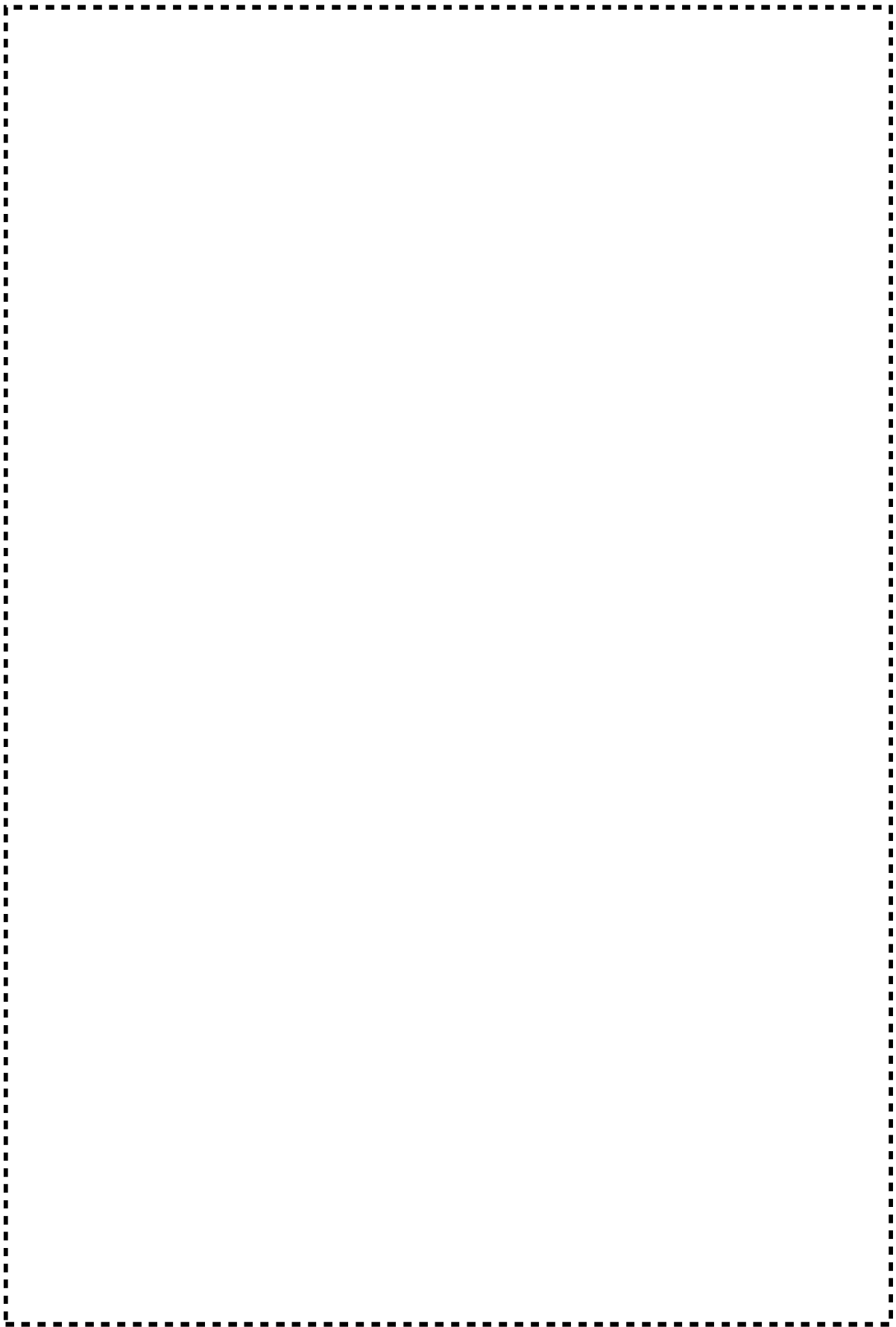
図ハ-2-1-2-13 第2加工棟 軸組図4通り-6A通り





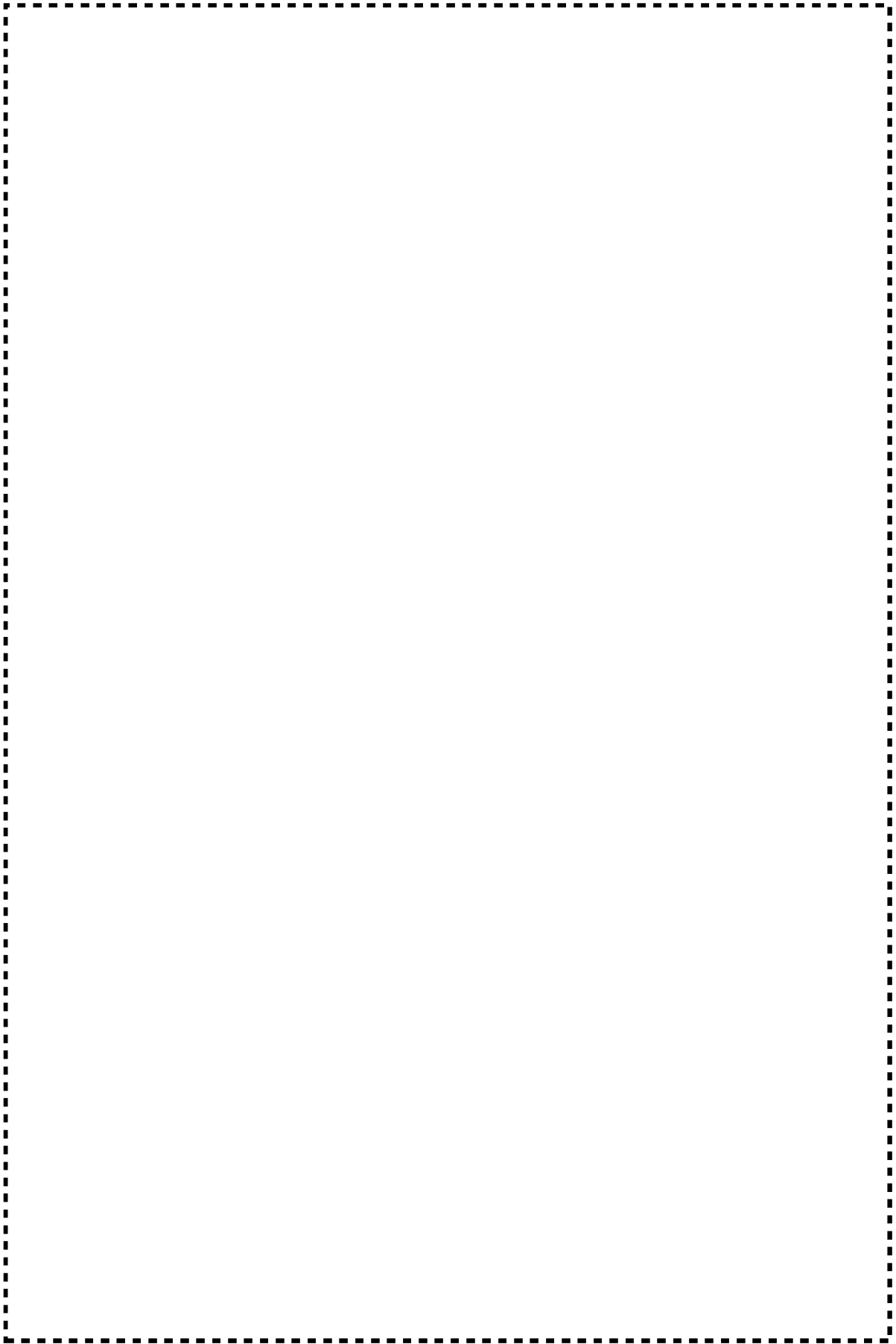
12 通り軸組図

図ハ-2-1-2-15 第2加工棟 軸組図10通り-12通り



(単位：mm)

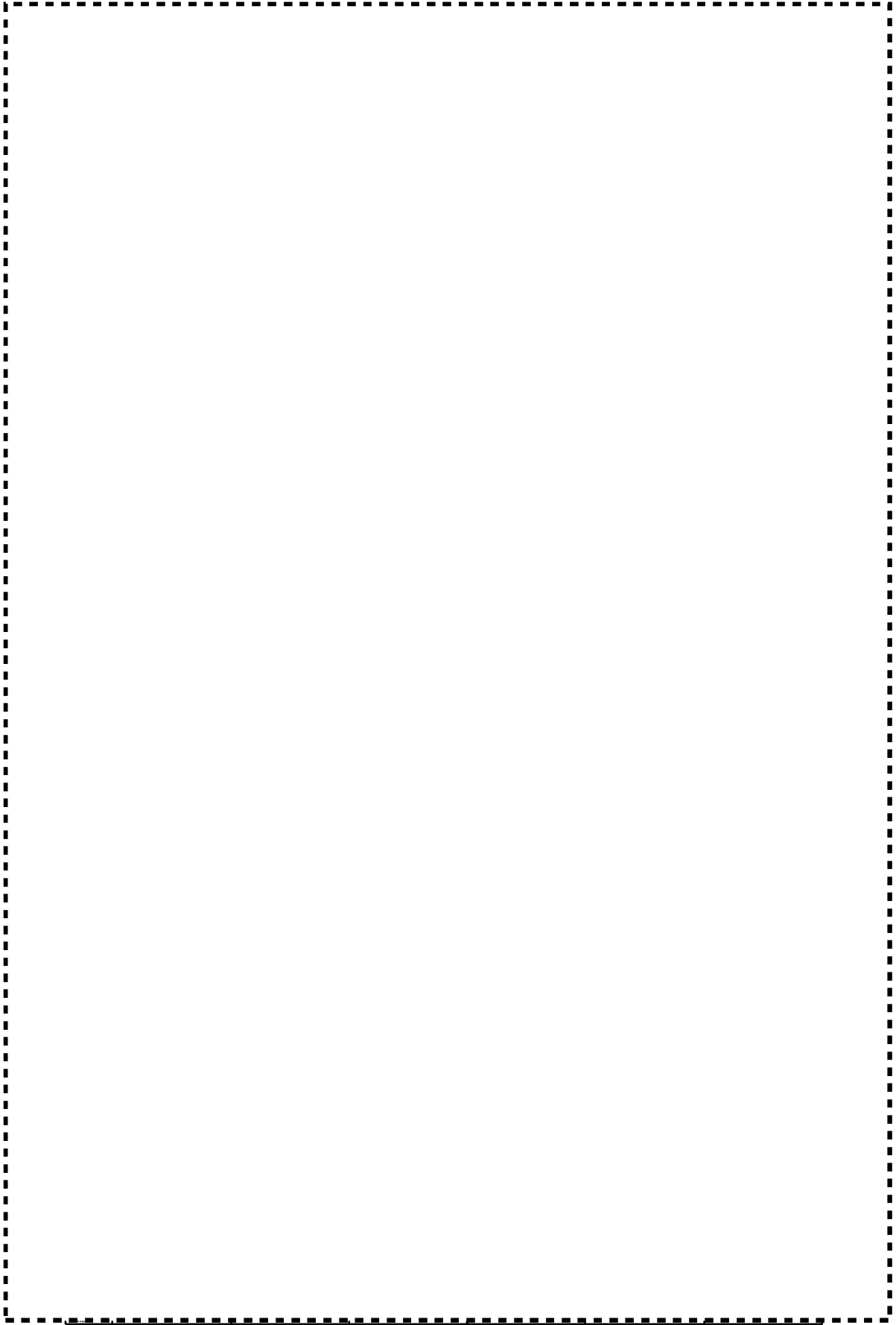
図ハ-2-1-2-16 第2加工棟 既設部材リスト基礎1



(単位：mm)

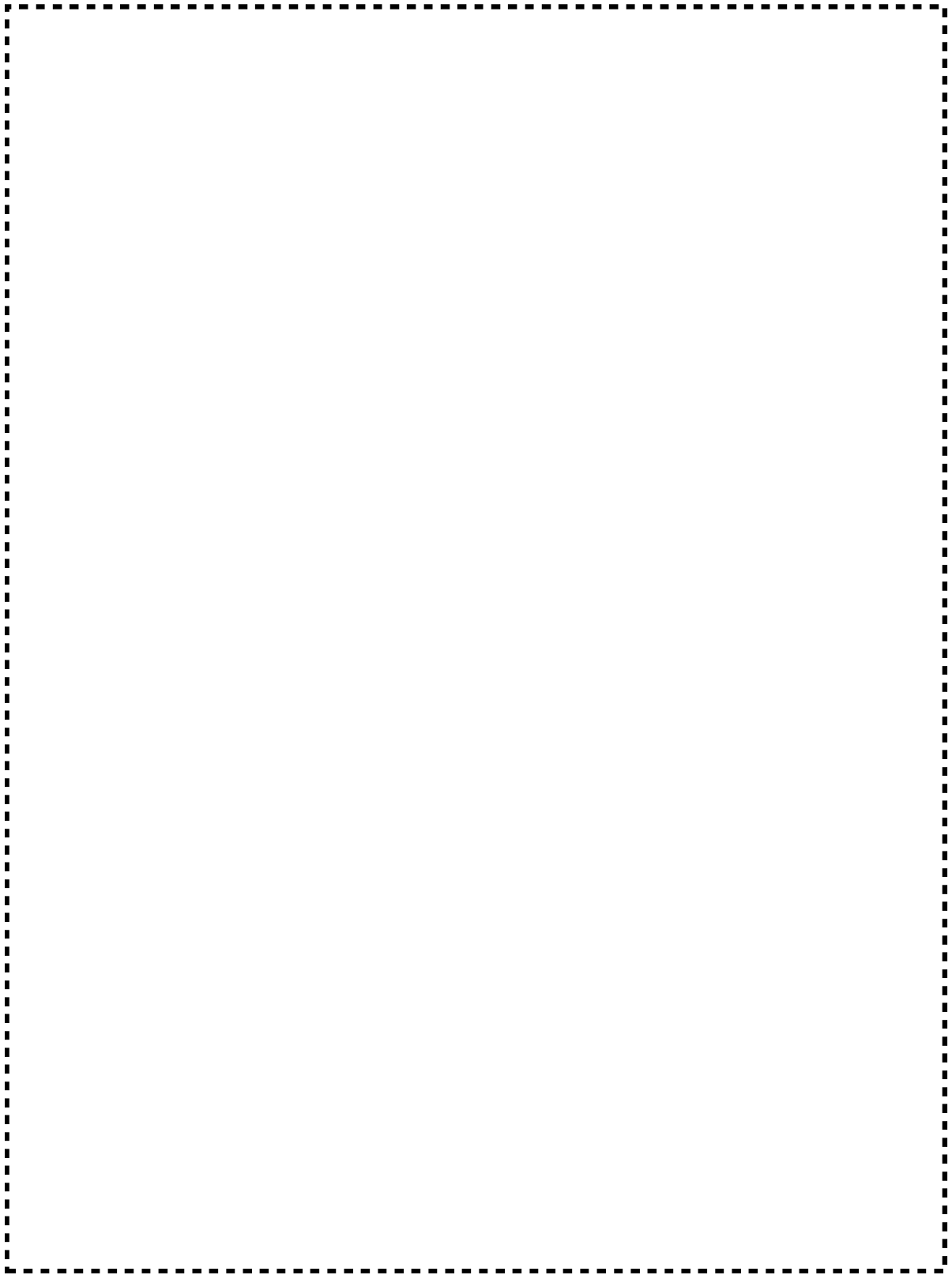
図ハ-2-1-2-17 第2加工棟 既設部材リスト基礎2





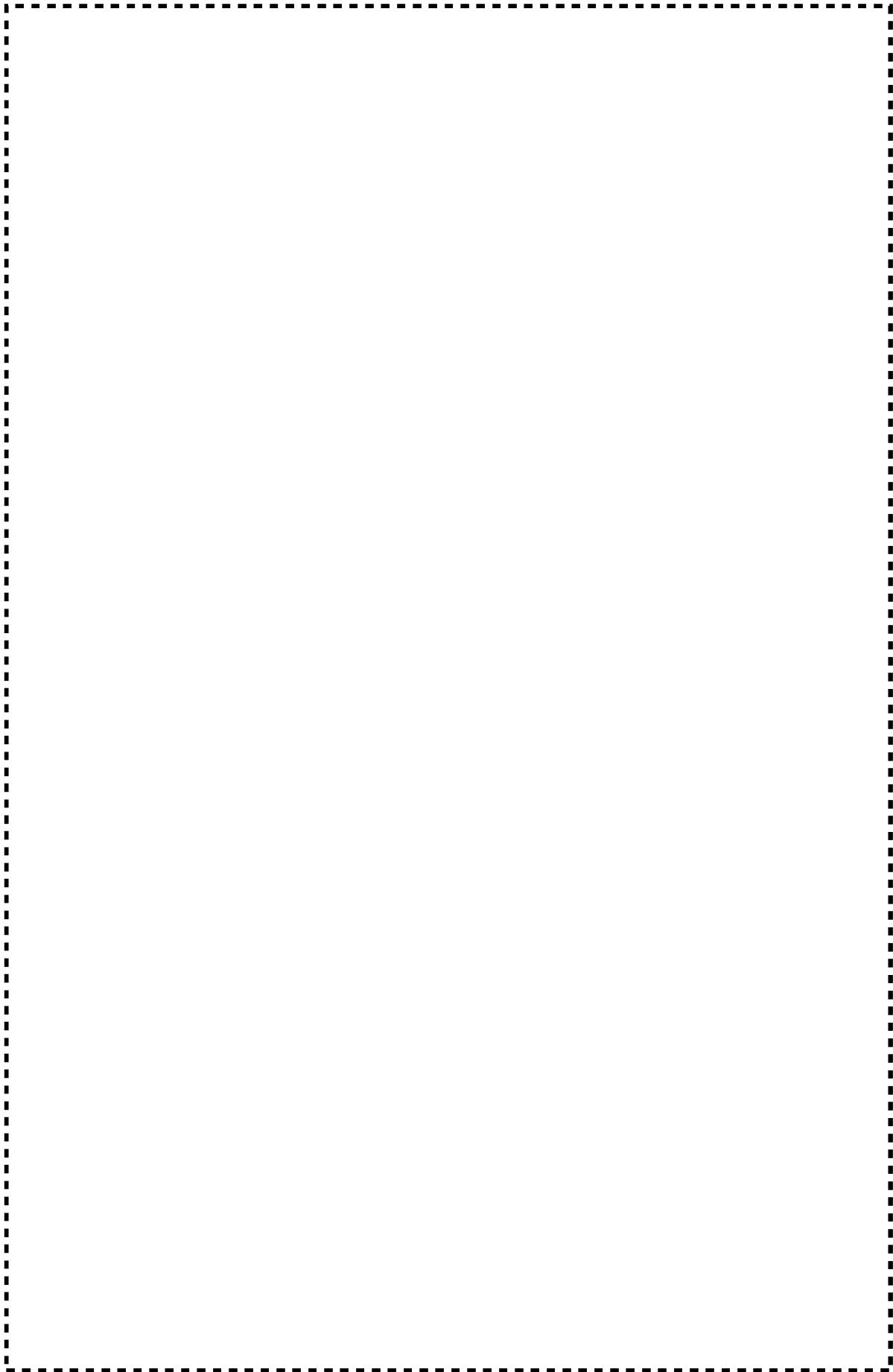
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-18 第2加工棟 既設部材リスト柱1



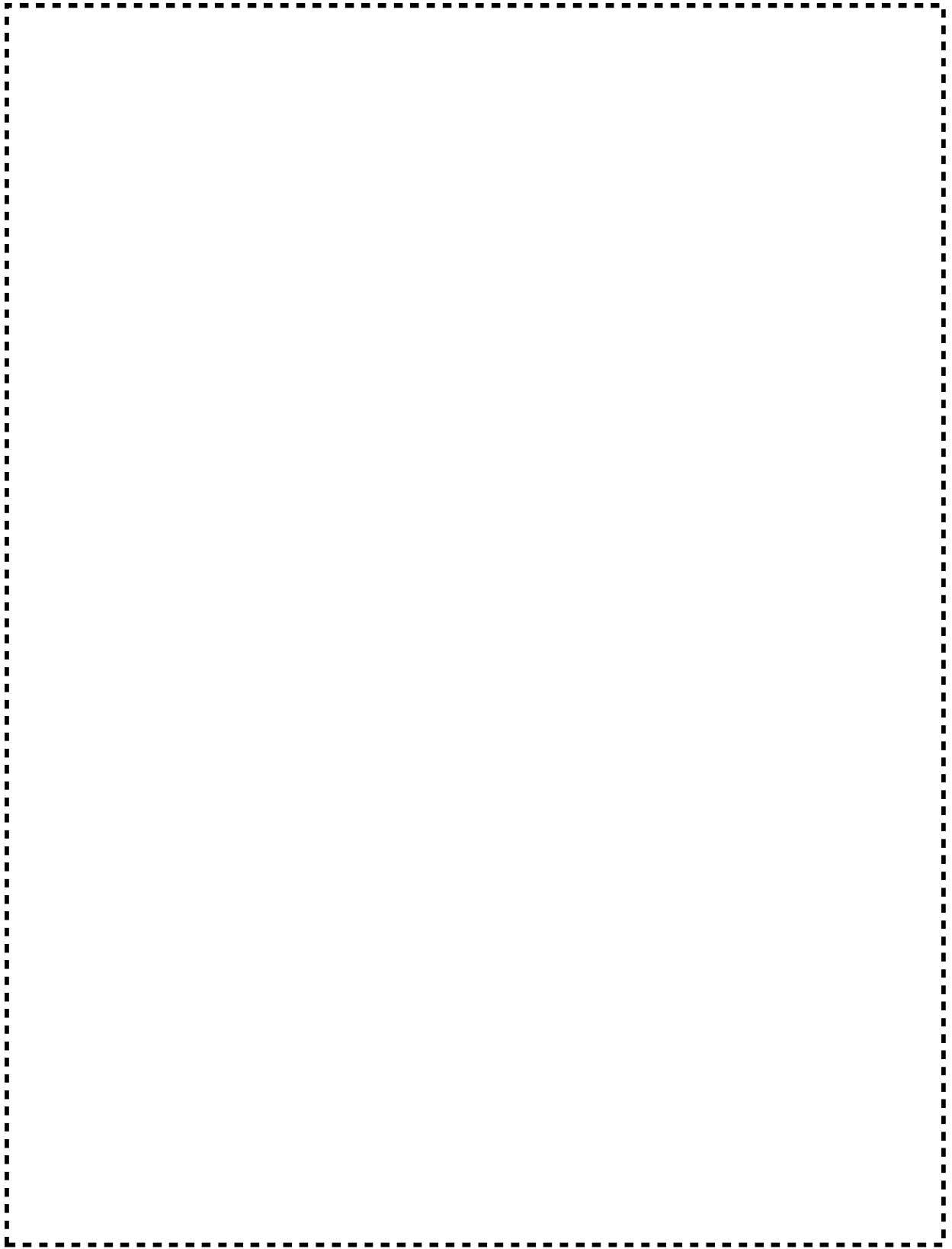
(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-19 第2加工棟 既設部材リスト柱2



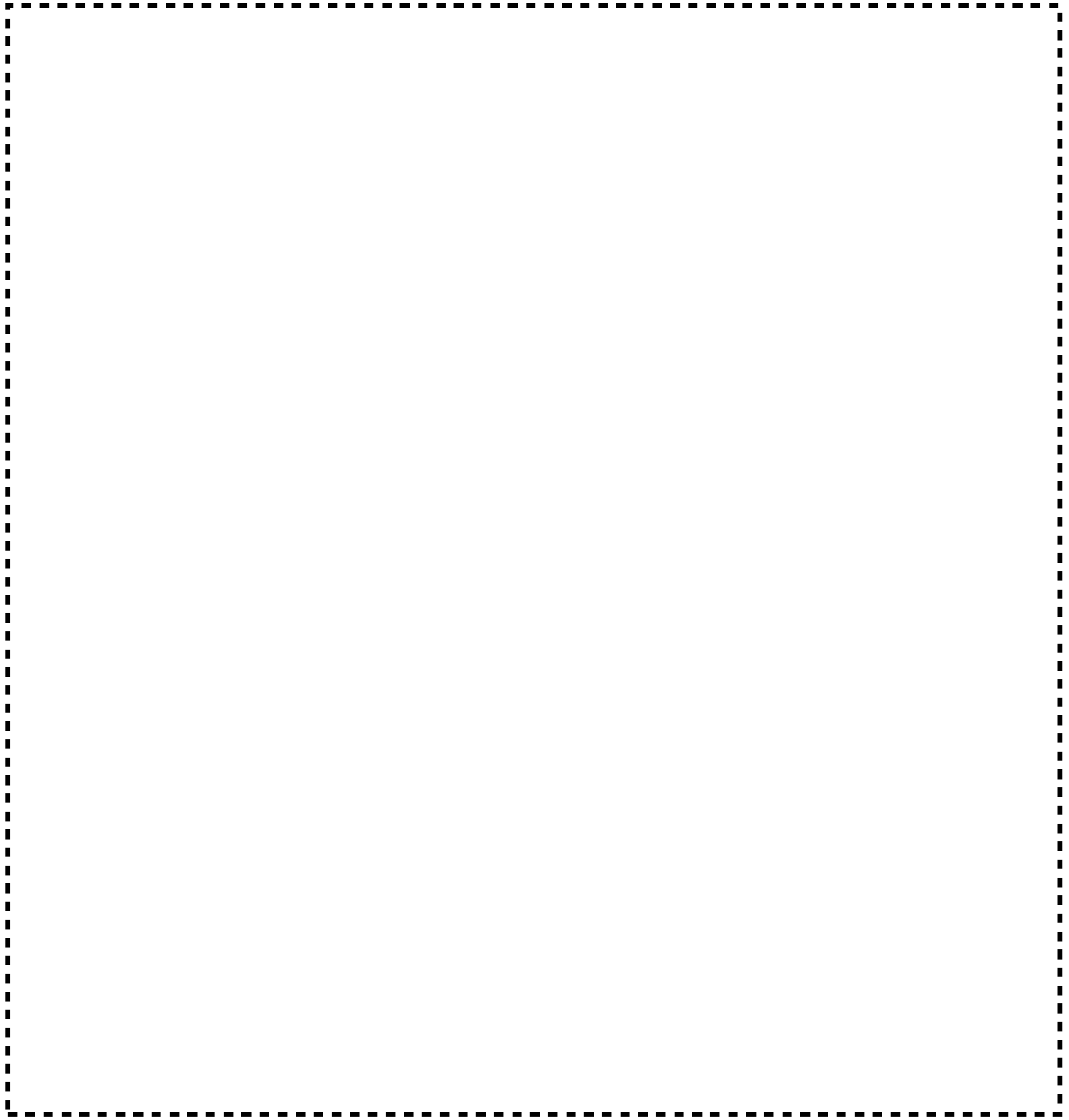
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-20 第2加工棟 既設部材リスト大ぶり1



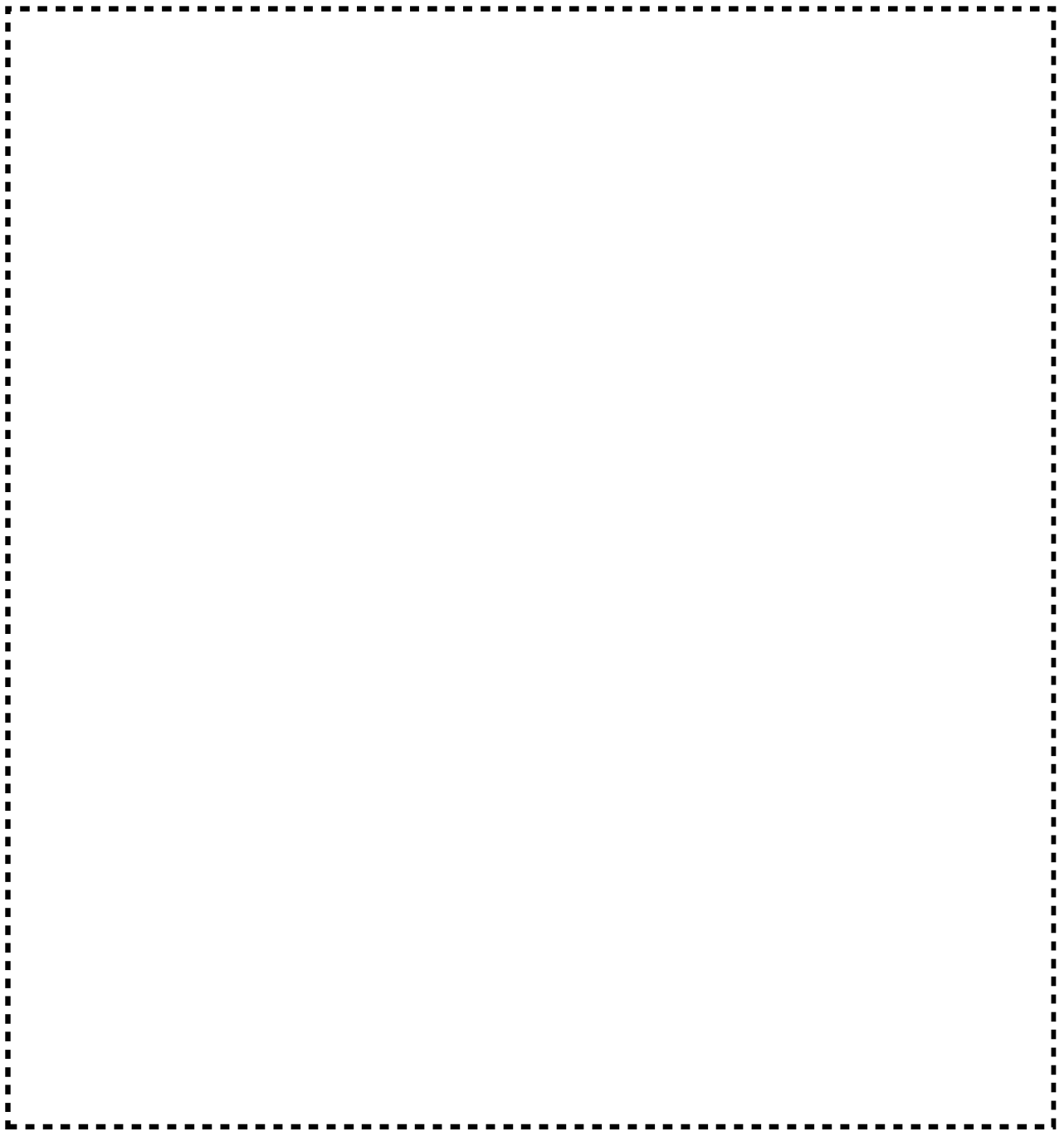
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-21 第2加工棟 既設部材リスト大ばり2



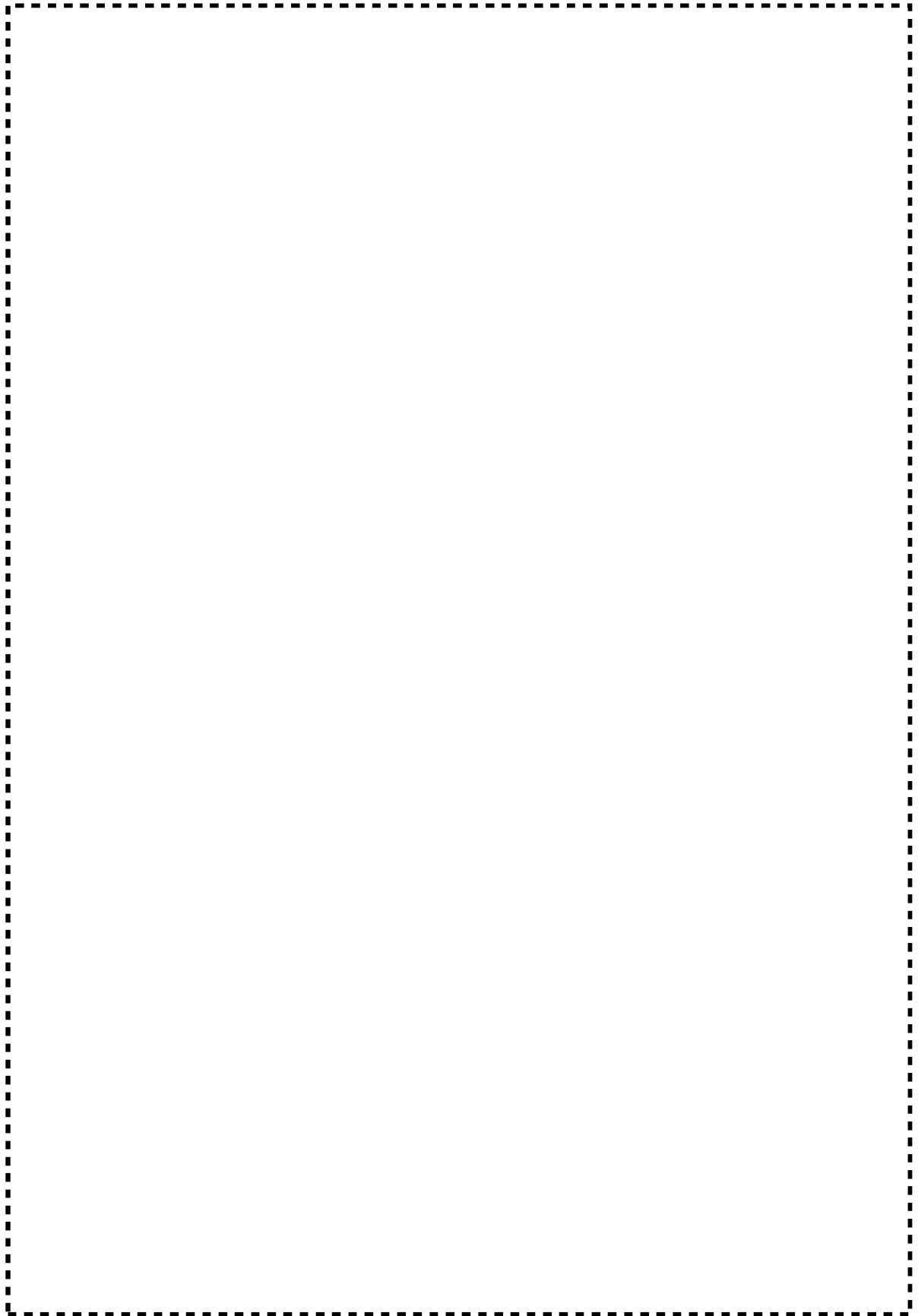
(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-22 第2加工棟 既設部材リスト大ばり3



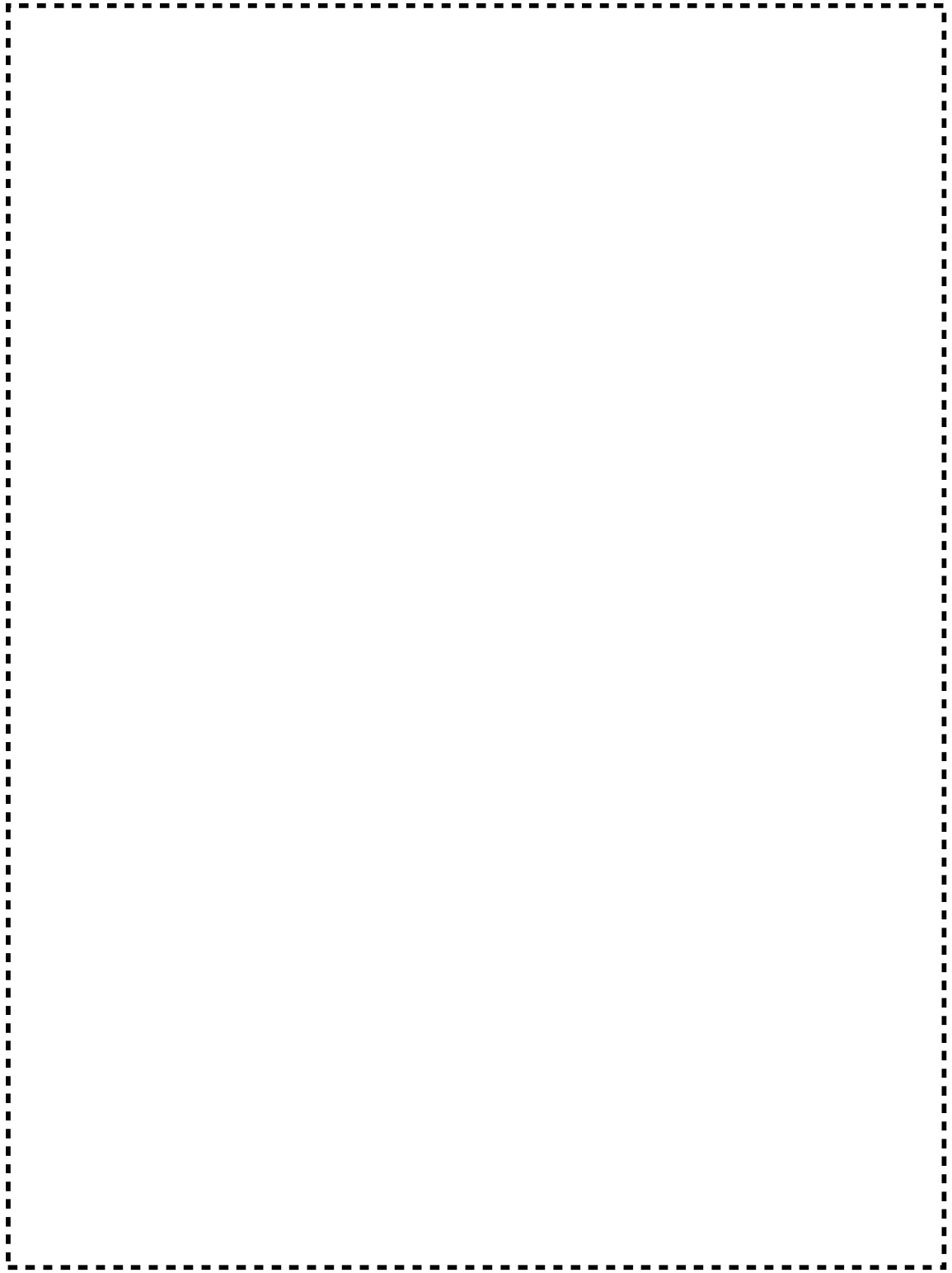
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-23 第2加工棟 既設部材リスト大ばり4



(単位：mm)

図ハ-2-1-2-24 第2加工棟 既設部材リスト小ぶり1

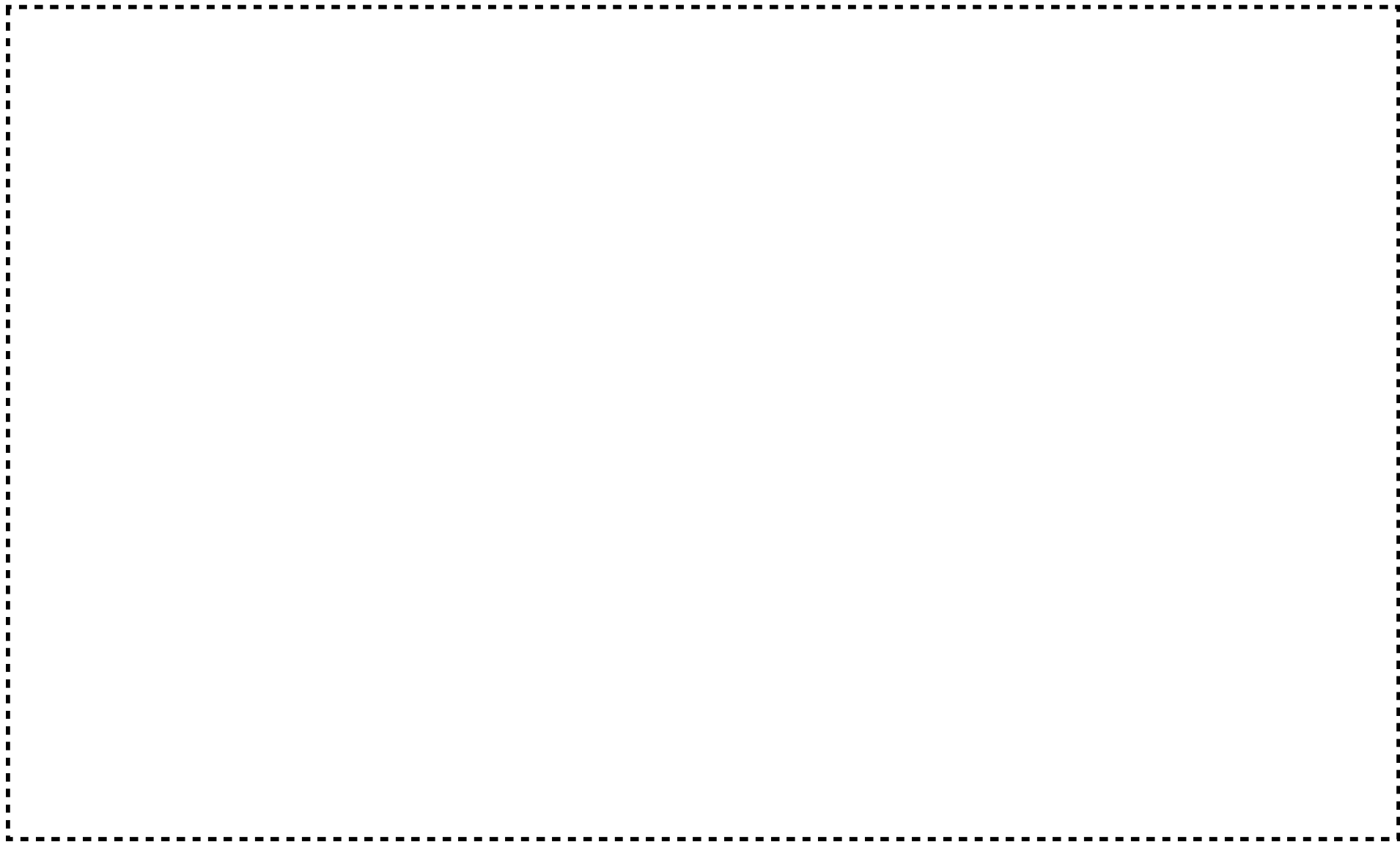


(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-25 第2加工棟 既設部材リスト小ぶり2



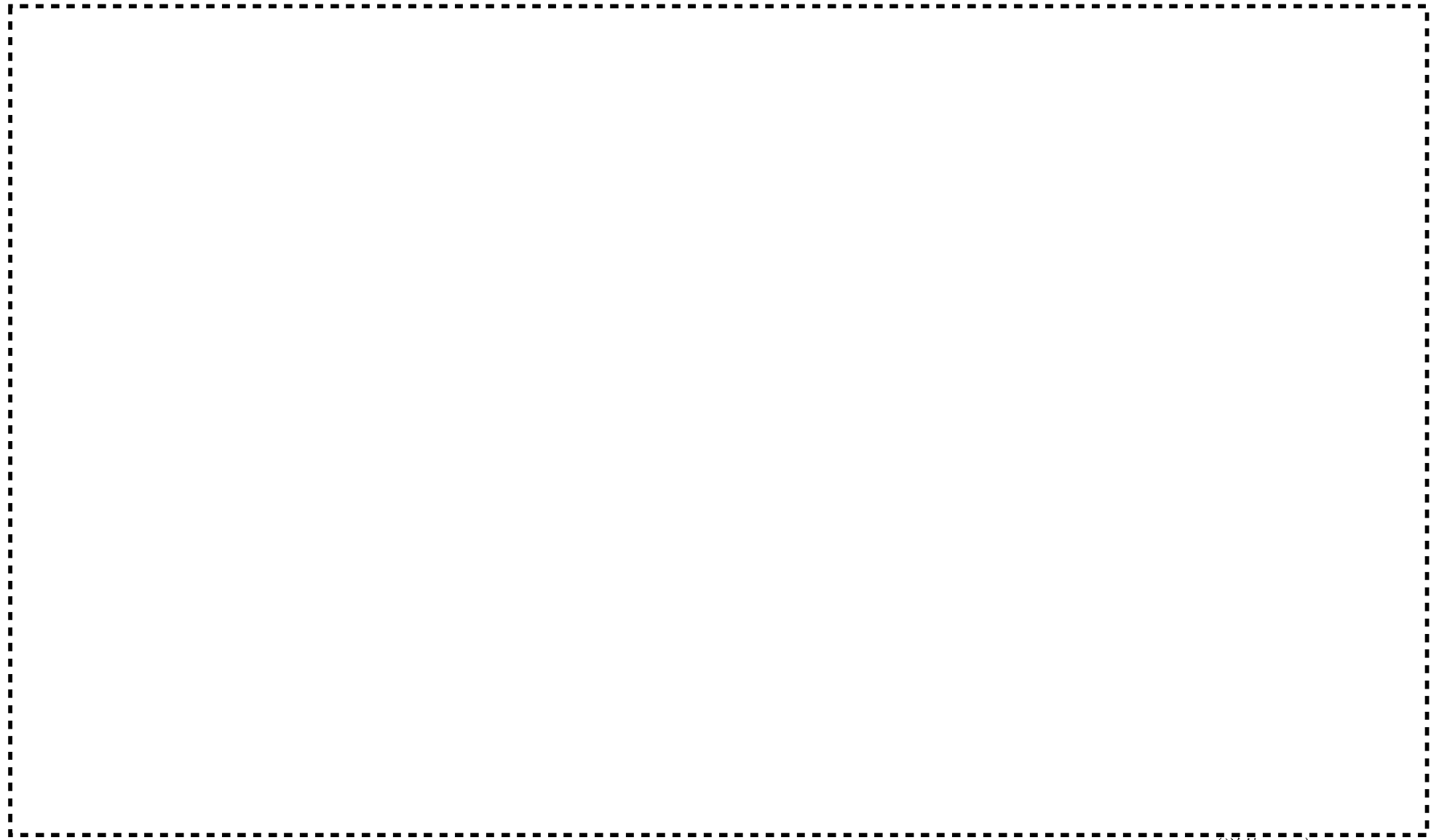
212



(単位 : mm)

図ハ-2-1-2-26 第2加工棟 既設部材リストスラブ1

213



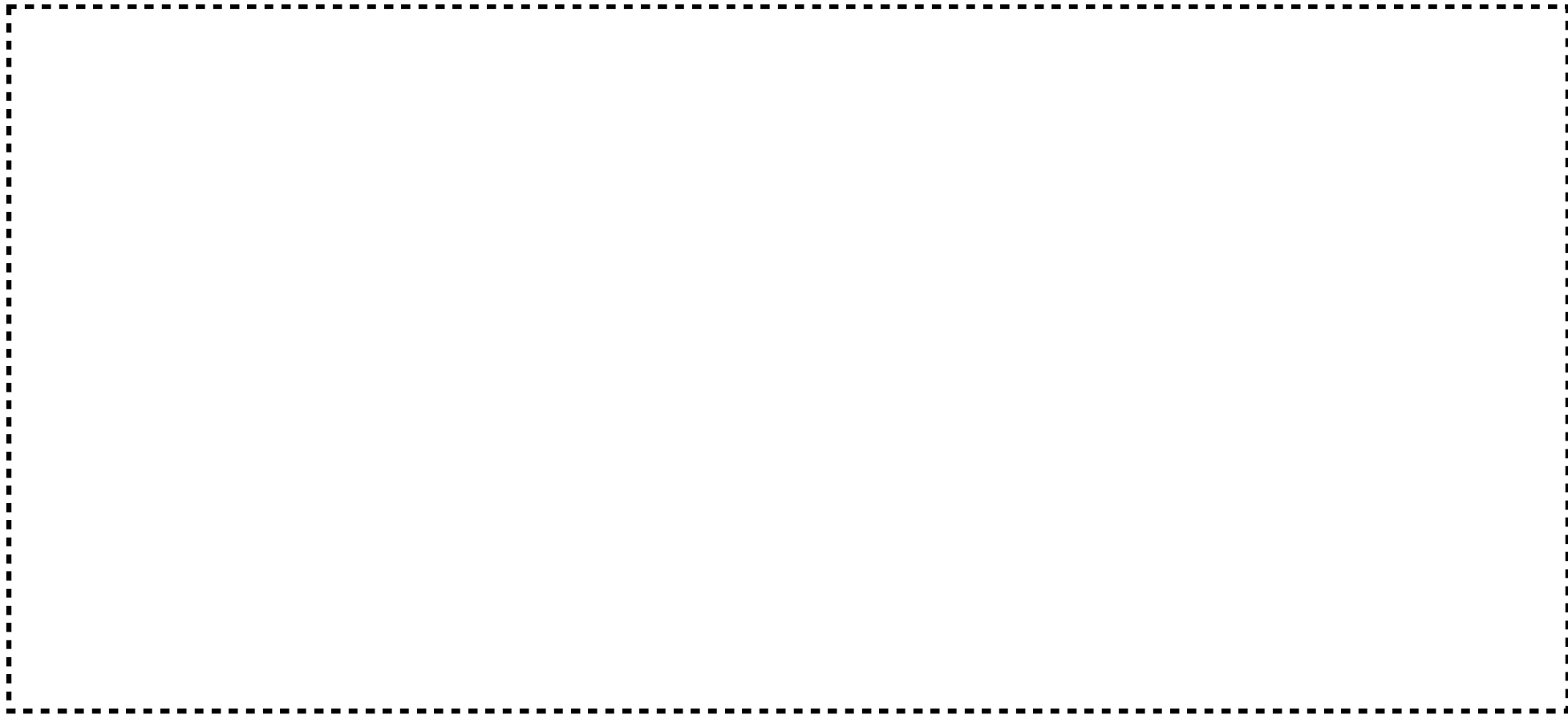
(単位：mm)

図ハ-2-1-2-27 第2加工棟 既設部材リストスラブ2

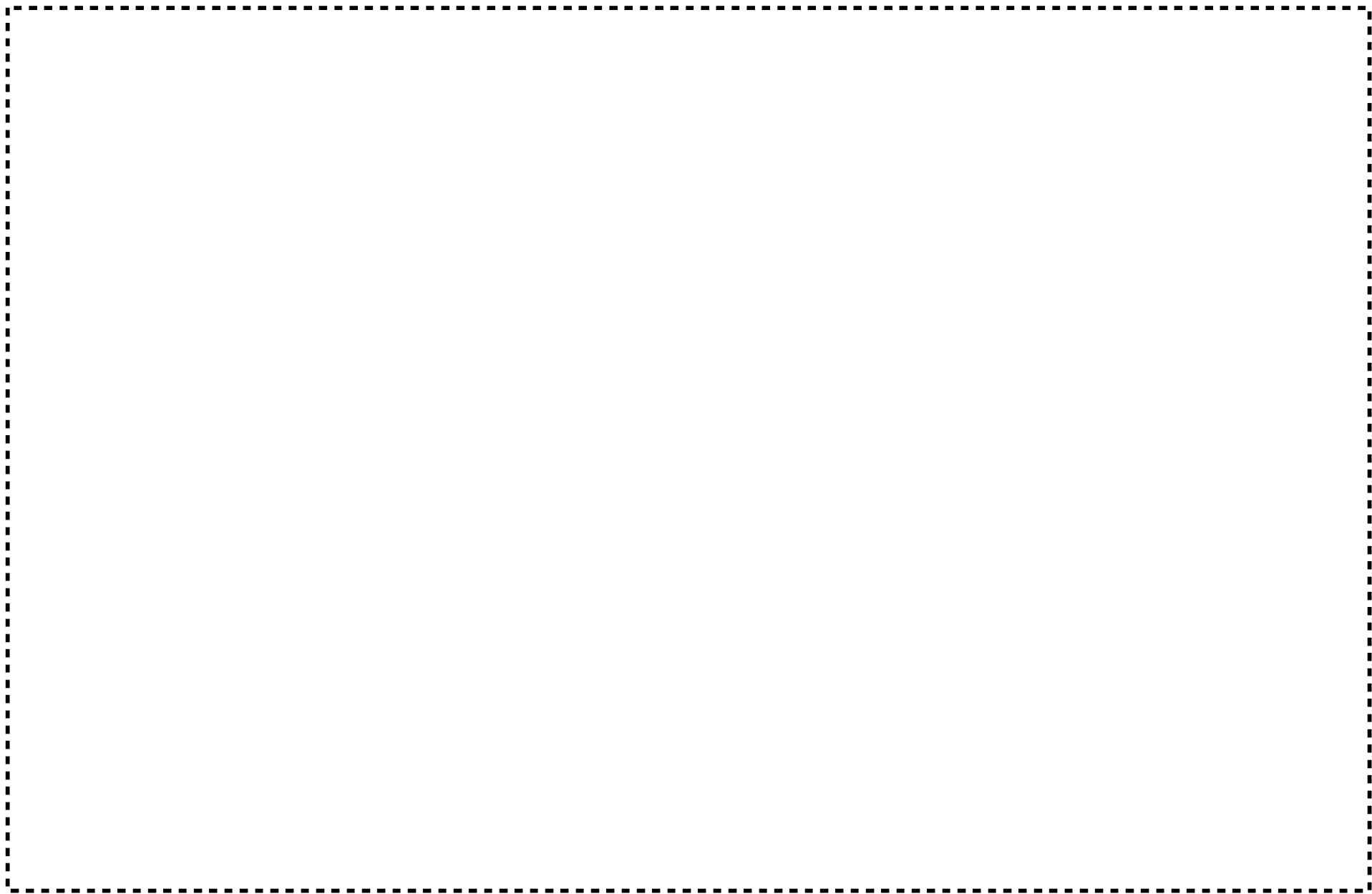


(単位：mm)

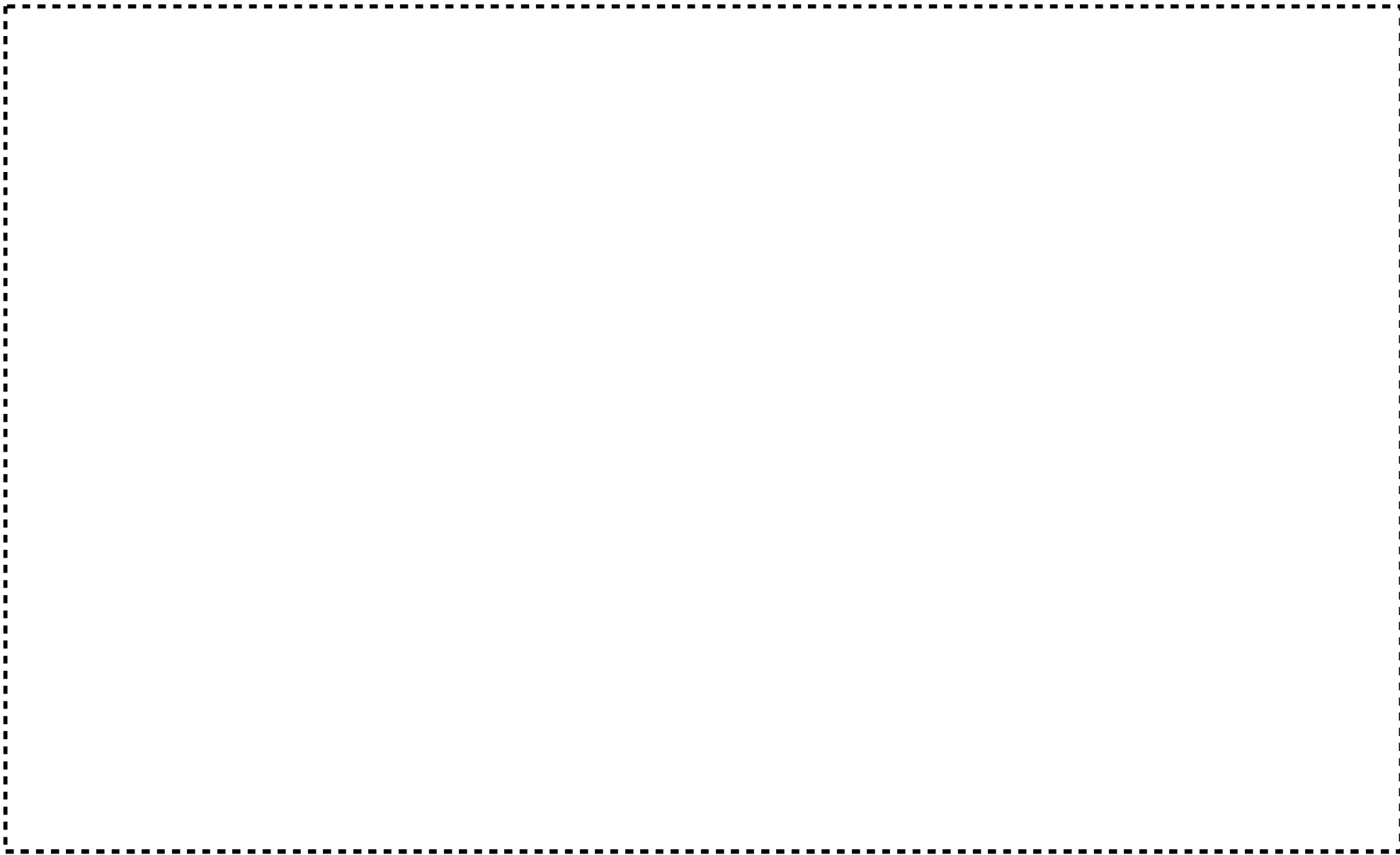
図ハ-2-1-2-28 第2加工棟 既設部材リスト壁



図ハ-2-1-2-29 第2加工棟 基礎スラブ・床スラブ 配筋要領



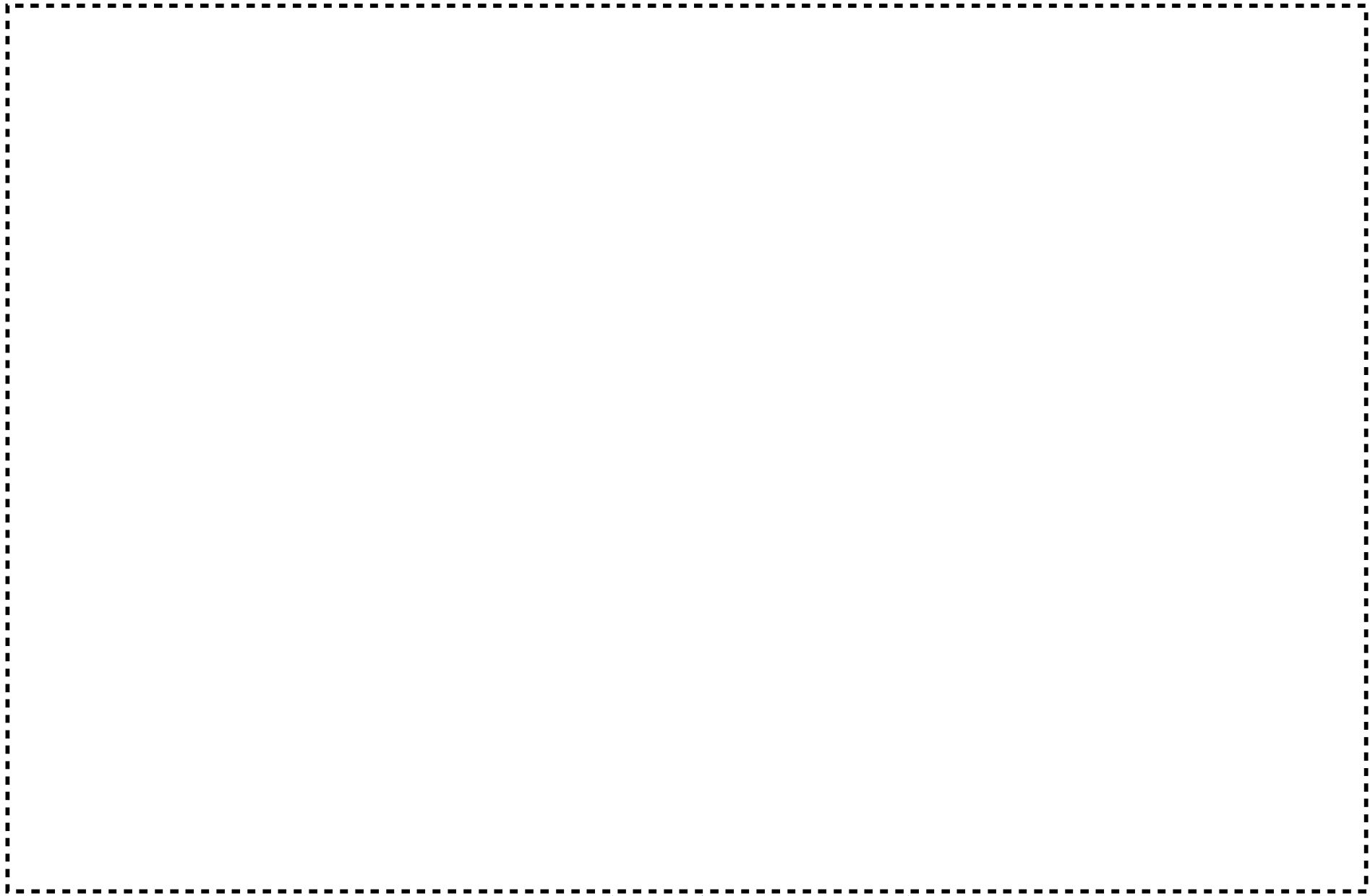
図ハ-2-1-3-1 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図1



図ハ-2-1-3-2 第2加工棟 1通り耐震壁配筋図2

218

図ハ-2-1-3-3 第2加工棟 コンクリート充填扉1

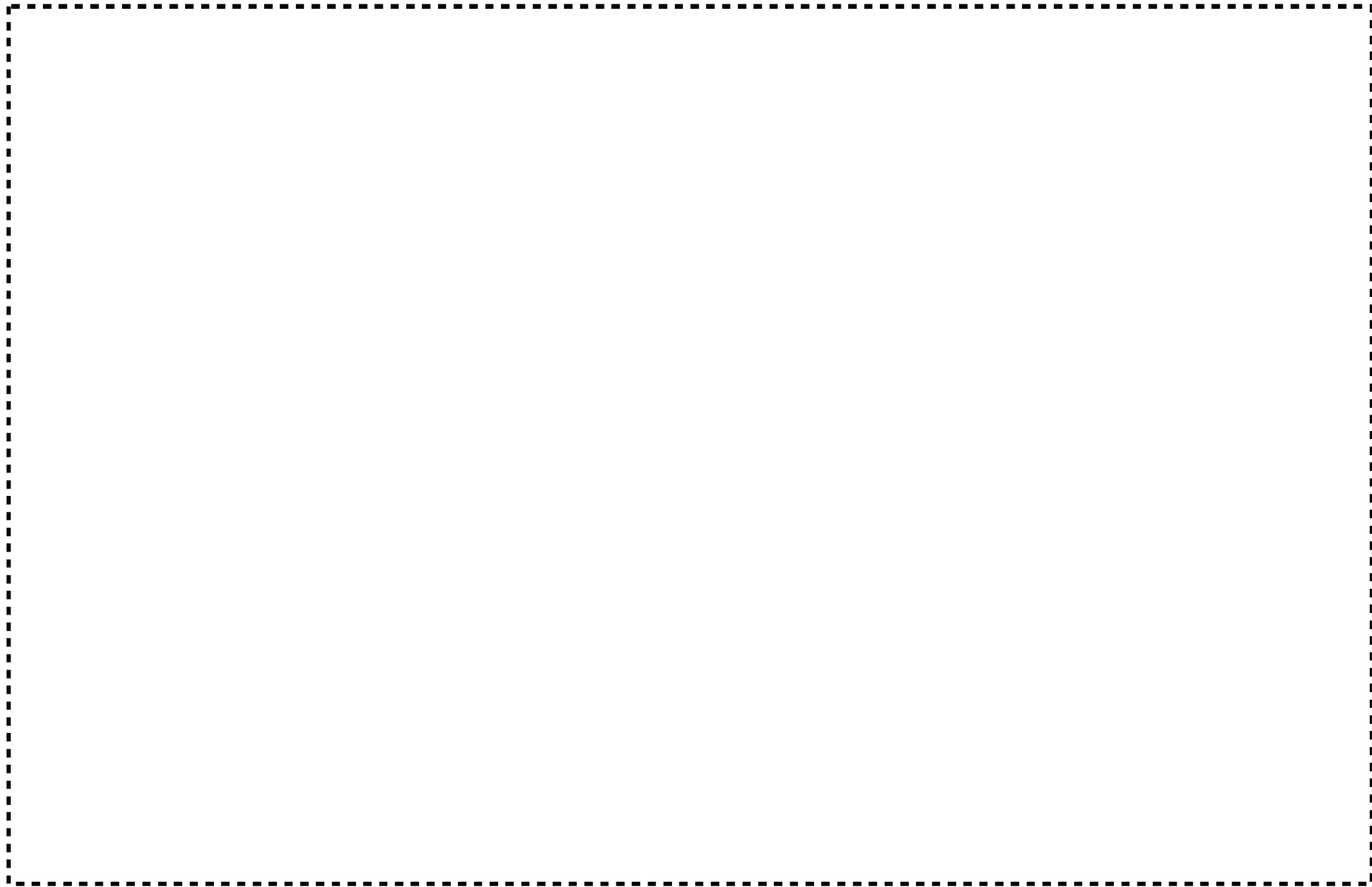


図ハ-2-1-3-4 第2加工棟 コンクリート充填扉2

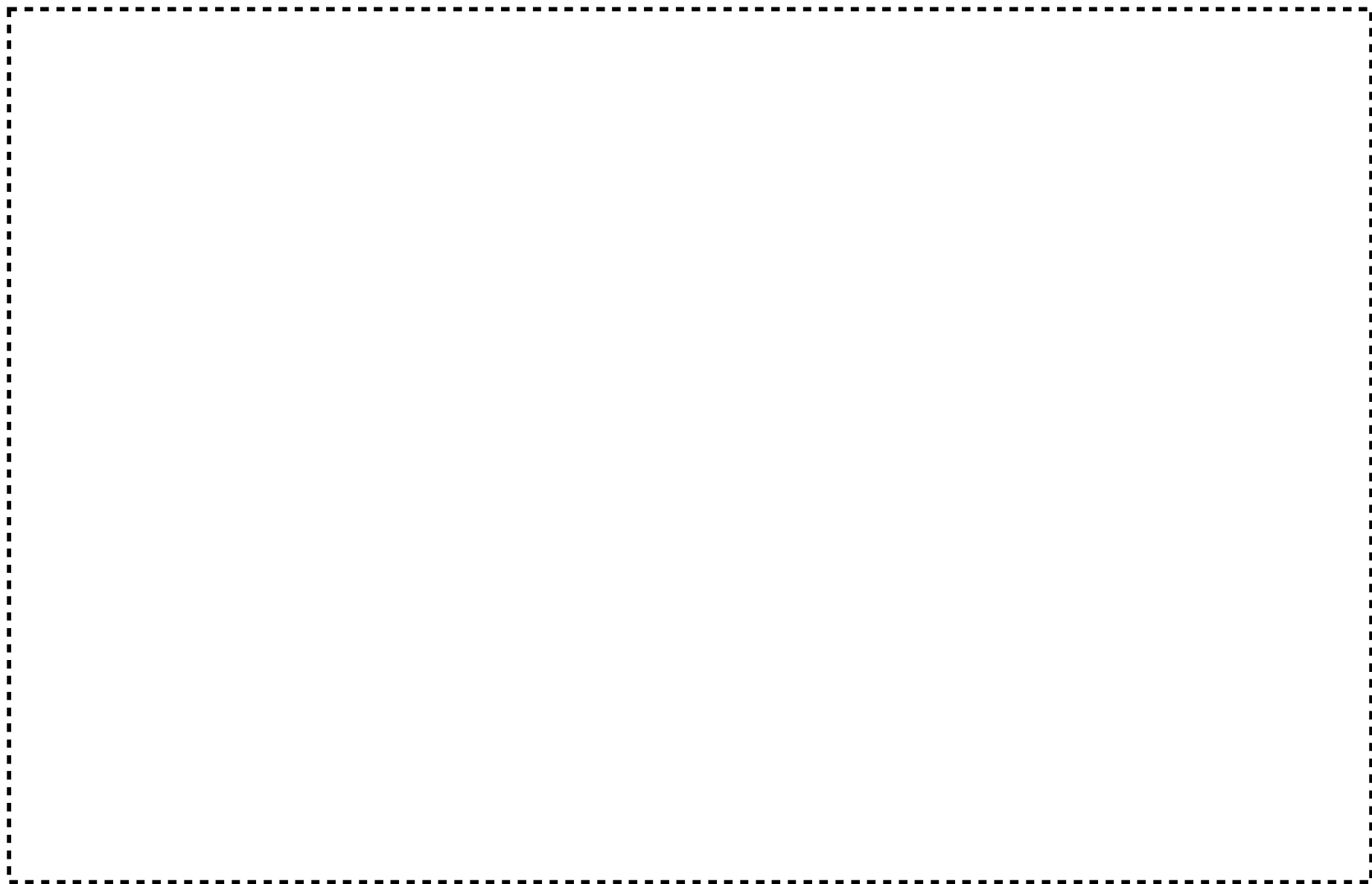


220

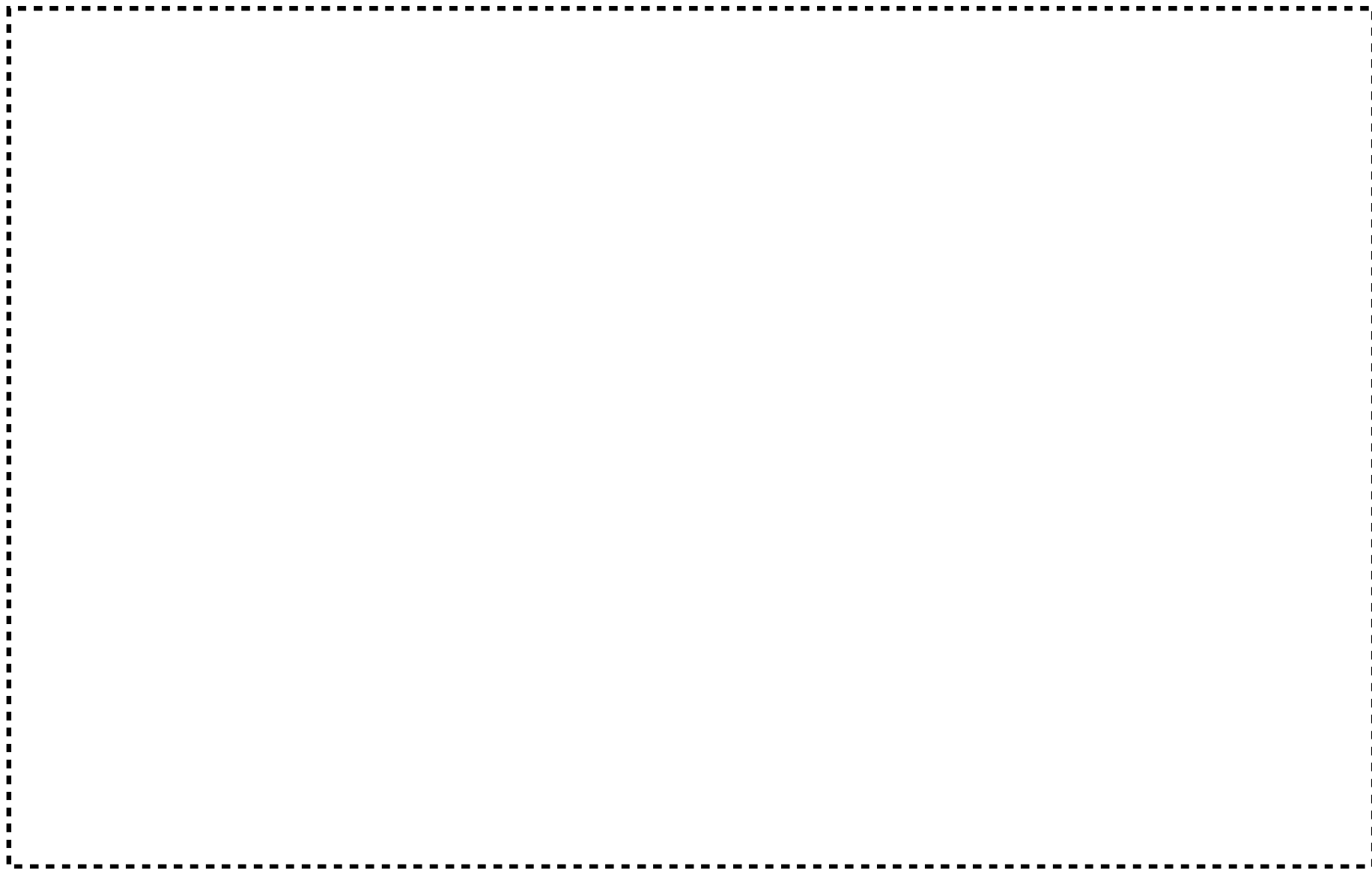
図ハ-2-1-3-5 (1) 第2加工棟 南側防護壁



図ハ-2-1-3-5 (2) 第2加工棟 南側防護壁



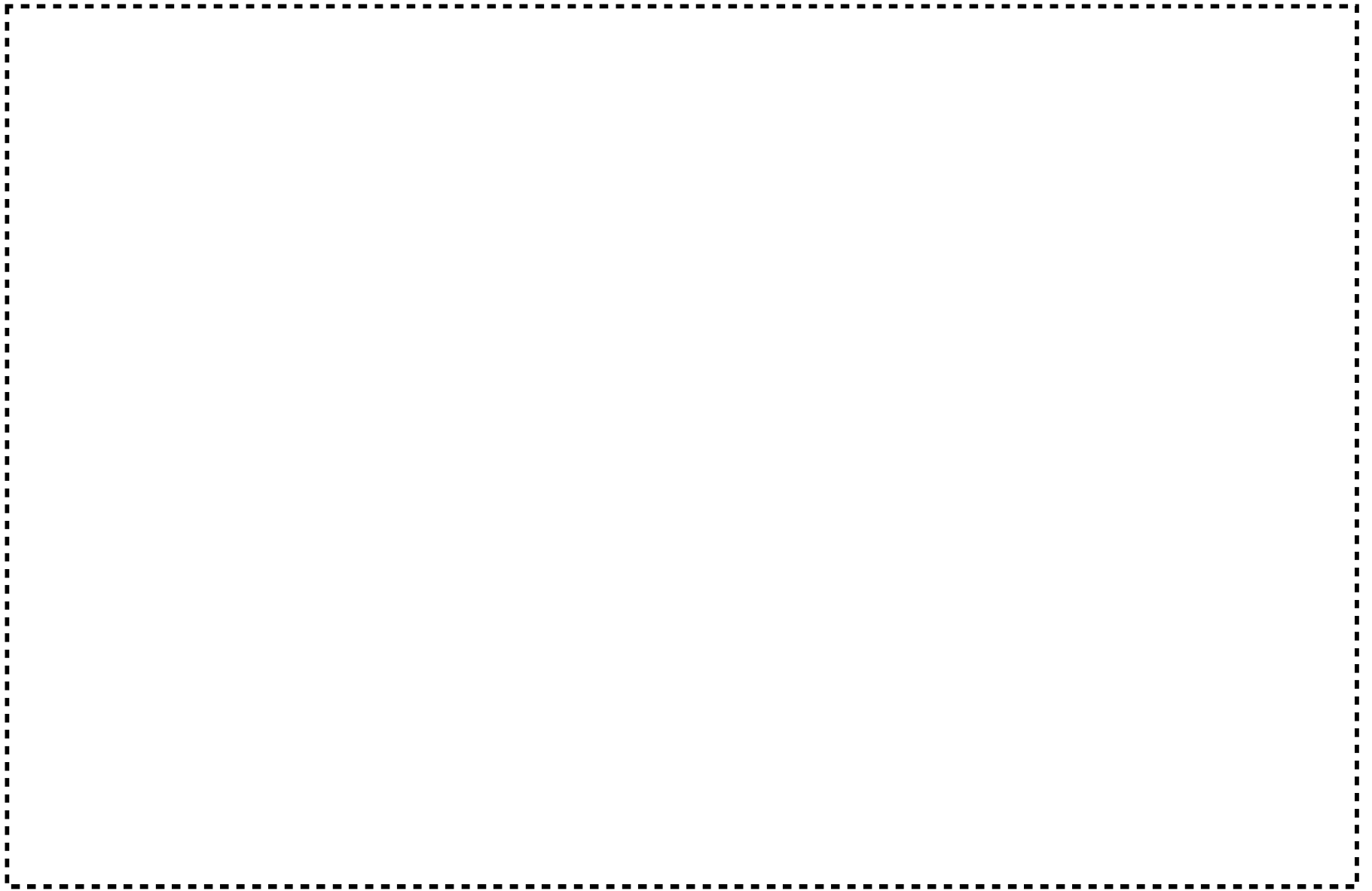
図ハ-2-1-3-6 (1) 第2加工棟 北側防護壁



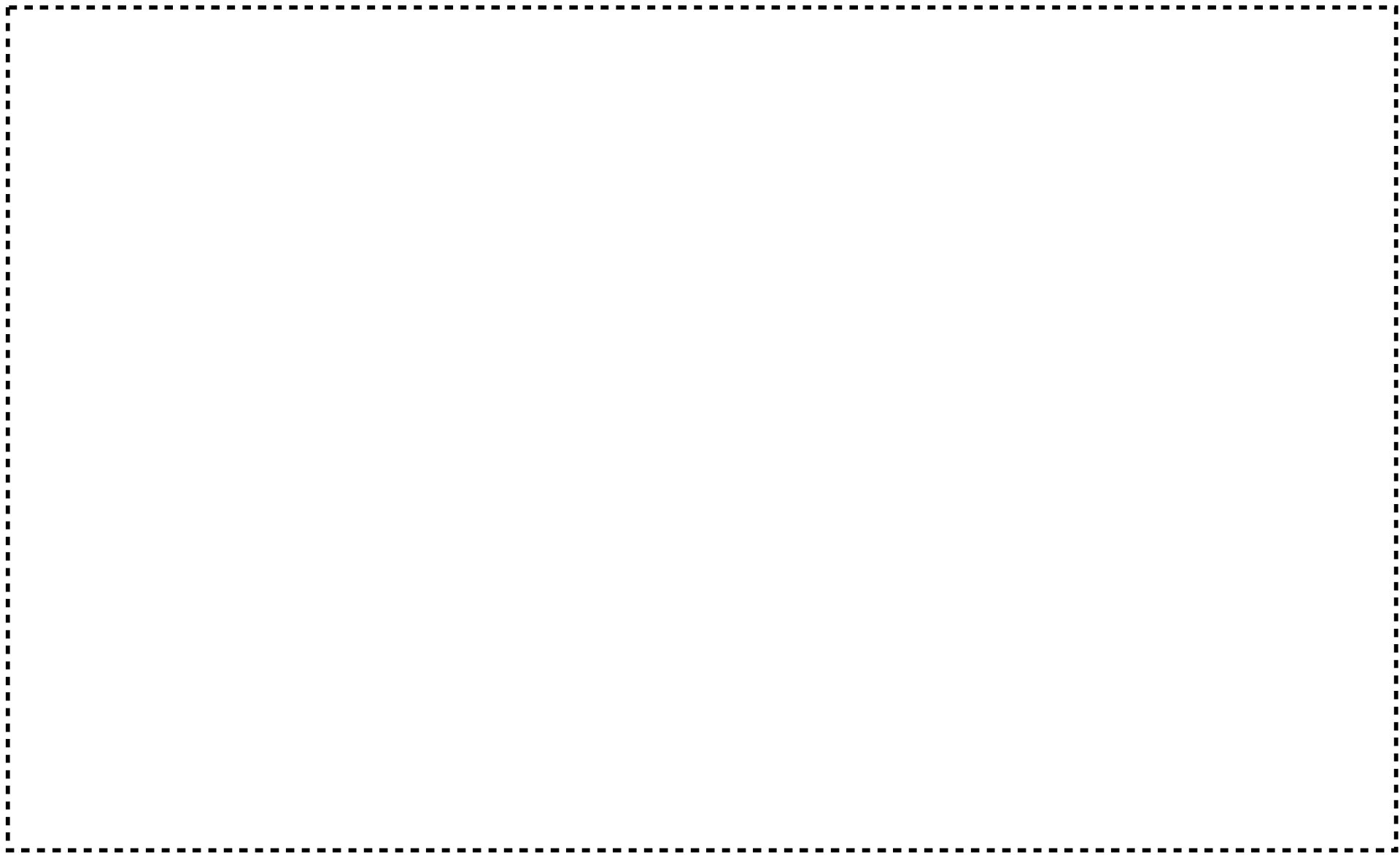
図ハ-2-1-3-6 (2) 第2加工棟 北側防護壁



図ハ-2-1-3-7 第2加工棟 11通り袖壁



図ハ-2-1-3-8 第2加工棟 試料保管棚防護壁 No. 1、No. 2 姿図



図ハ-2-1-3-9 第2加工棟 試料保管棚防護壁 No. 1、No. 2 配筋図

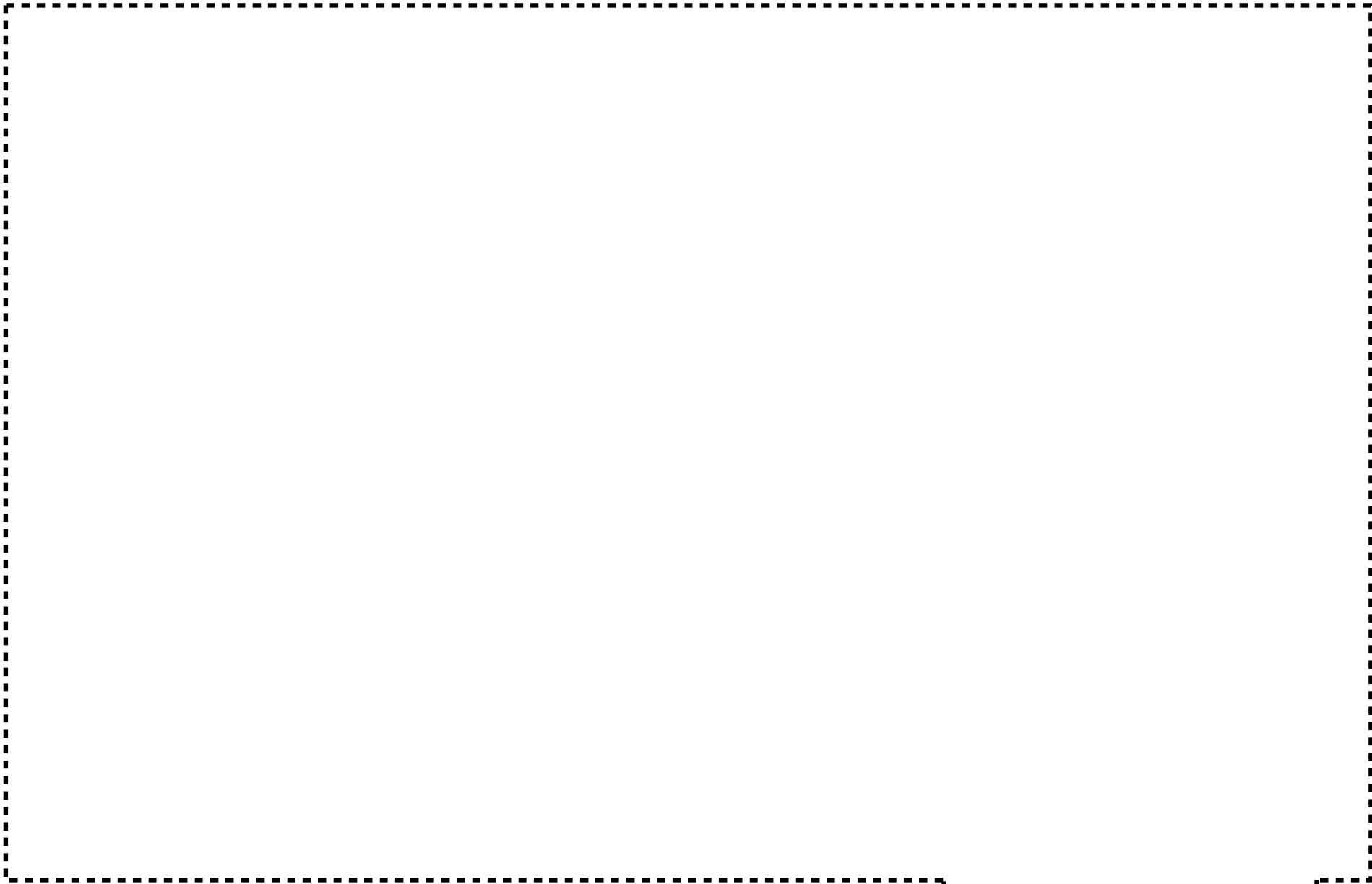


図ハ-2-1-3-10 第2加工棟 防護柵 No.1





図八-2-1-3-1 1 第2加工棟 防護柵 No.2



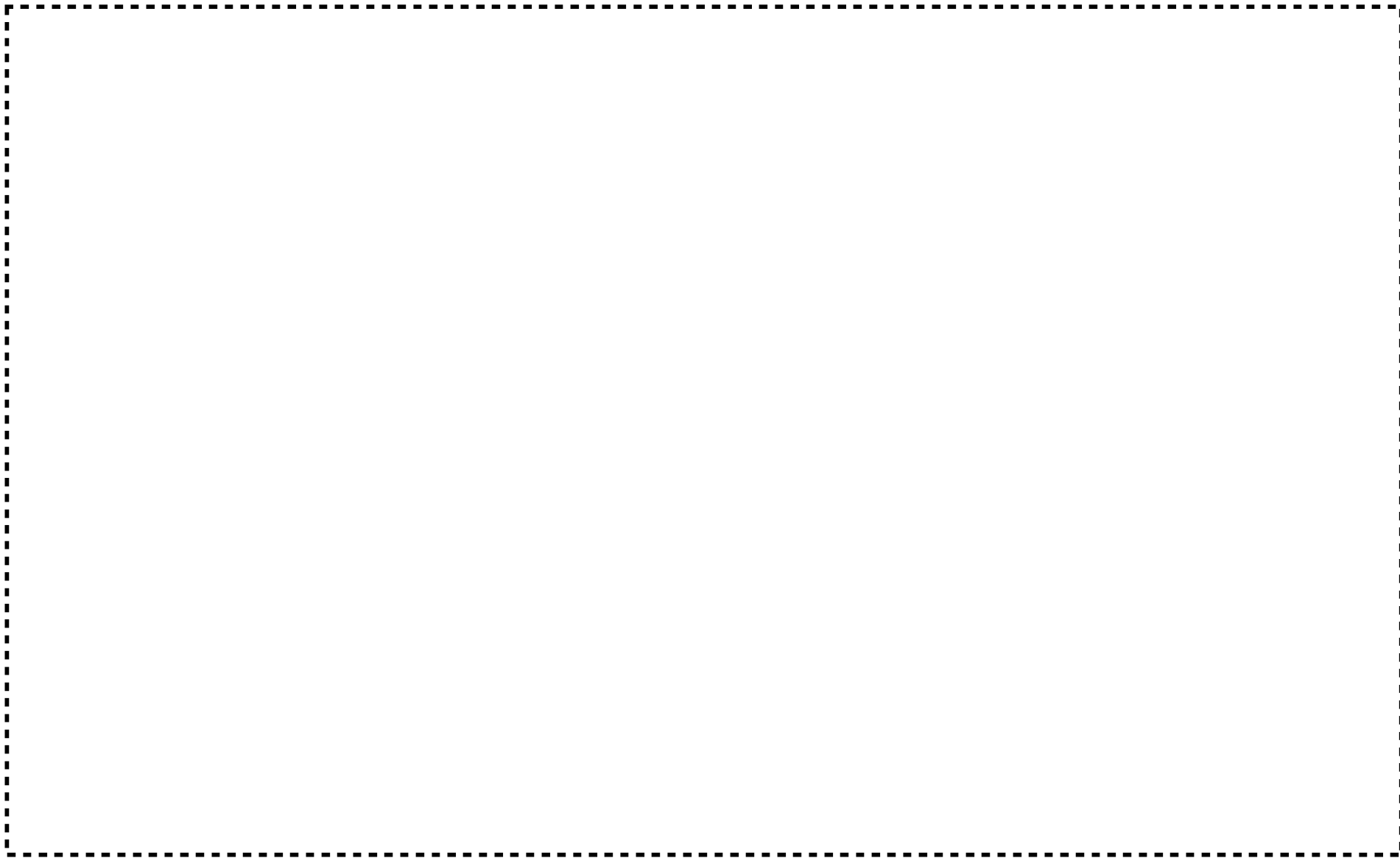
図八-2-1-3-1 2 第2加工棟 防護柵 No. 3

230

図ハ-2-1-3-13 第2加工棟 防護柵 No.4



図八-2-1-3-14 第2加工棟 閉止部① (1階11通り C-D間) 扉閉止

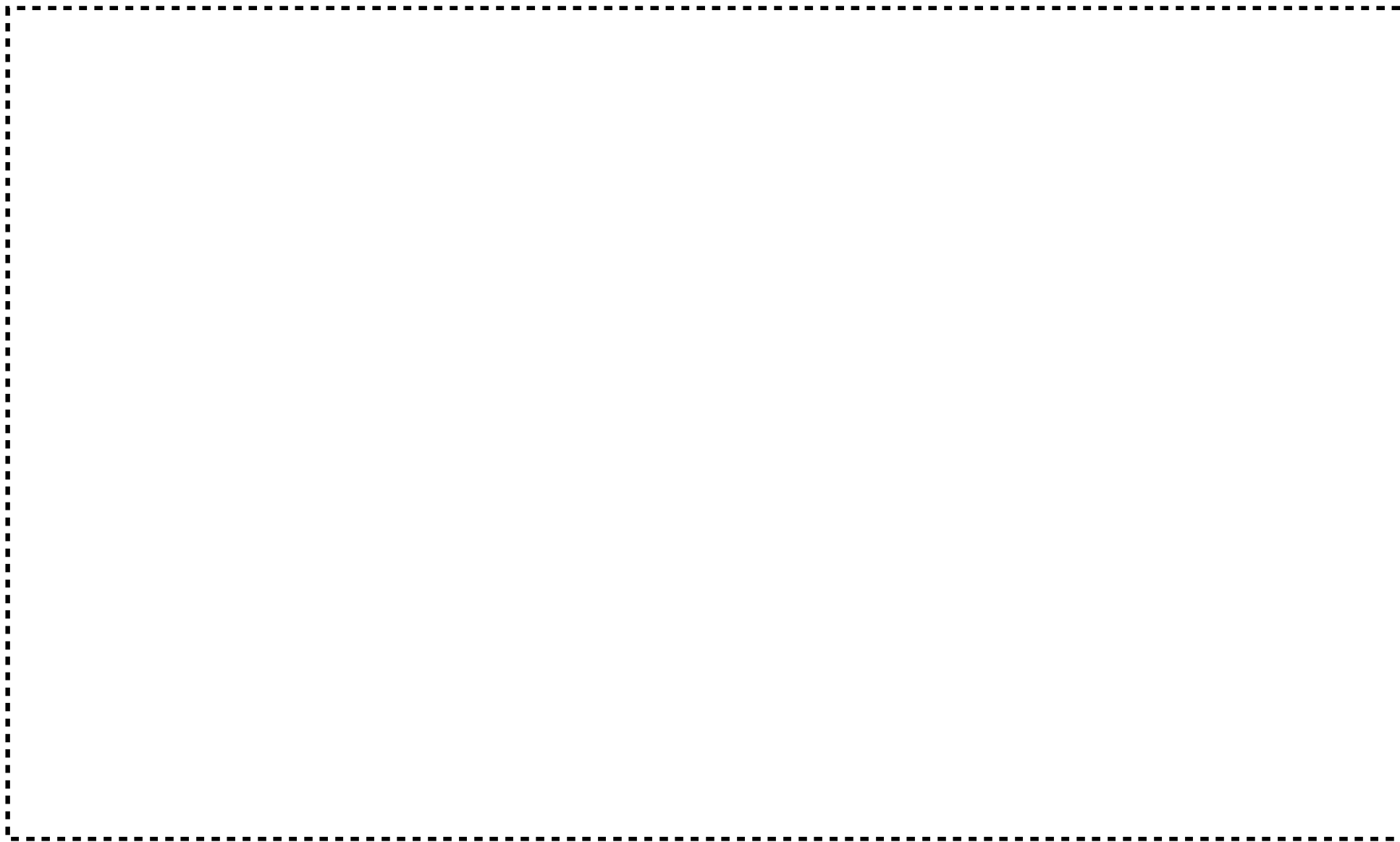


図ハ-2-1-3-15 第2加工棟 閉止部② (2階A通り 8-9間) ガラリー閉止



図ハ-2-1-3-16 第2加工棟 閉止部③ (1階12通り C-D間) 開口部閉止

234

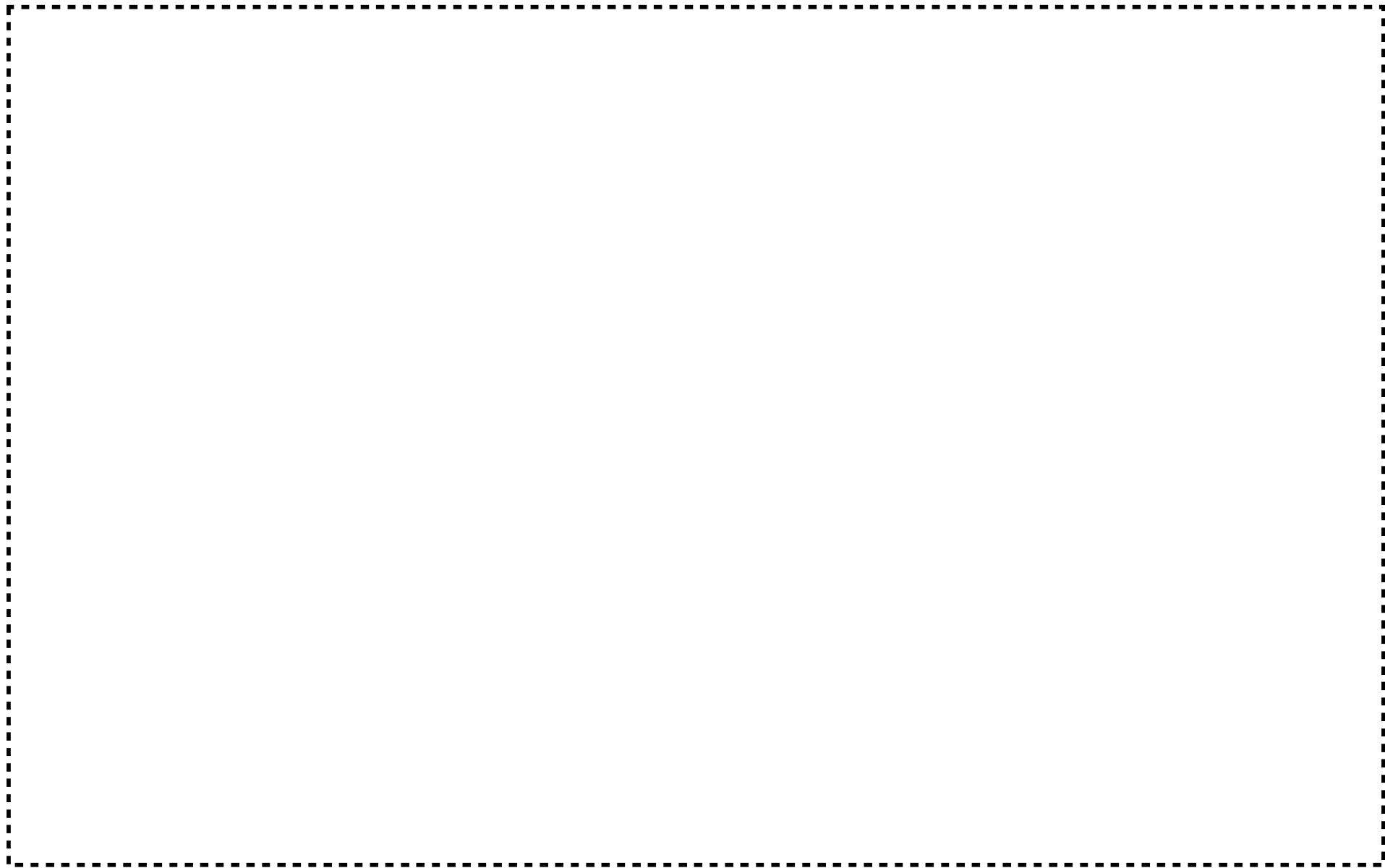


図ハ-2-1-3-17 第2加工棟 北面増し打ち

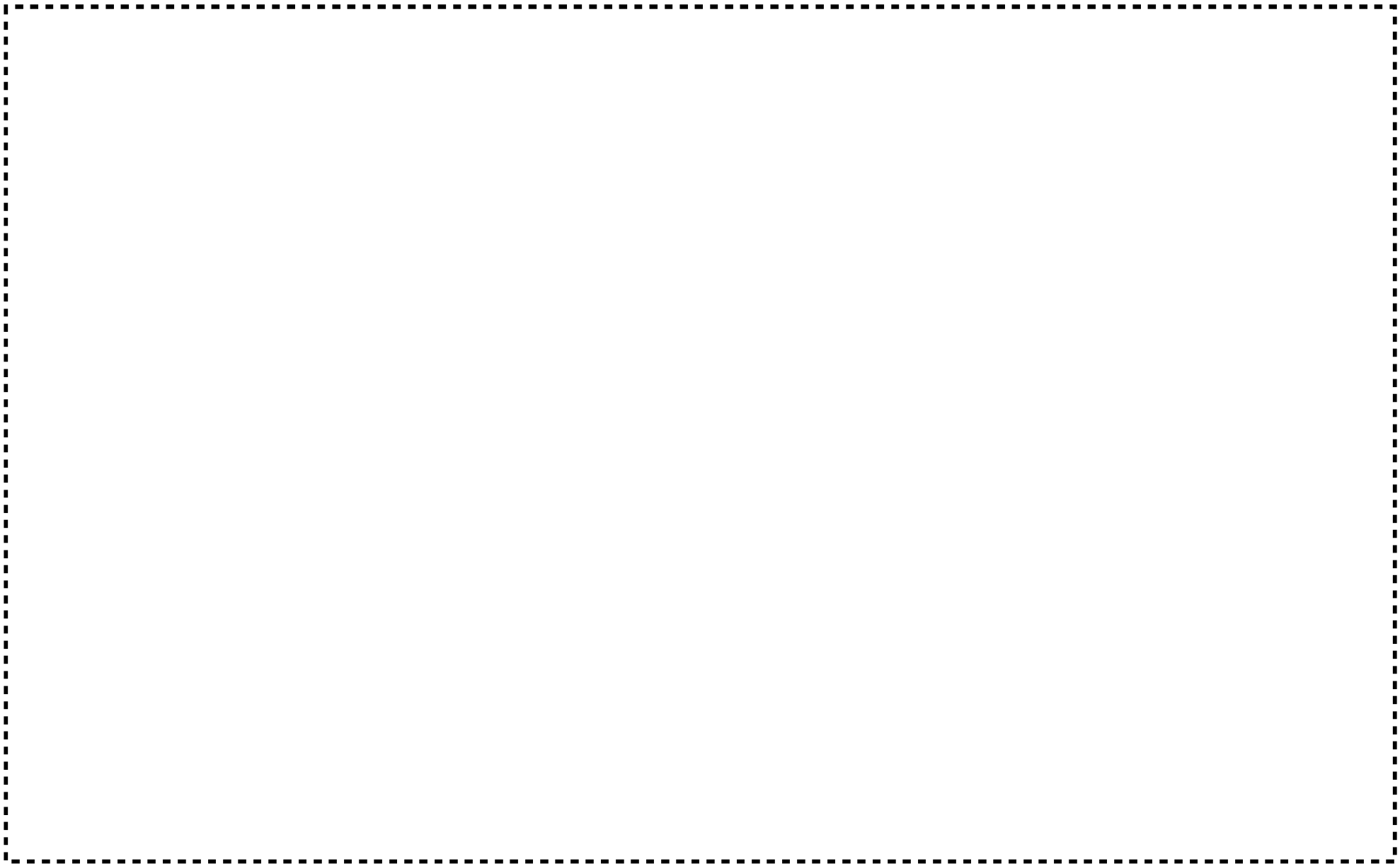
235

図ハ-2-1-3-18 第2加工棟 南面増し打ち1





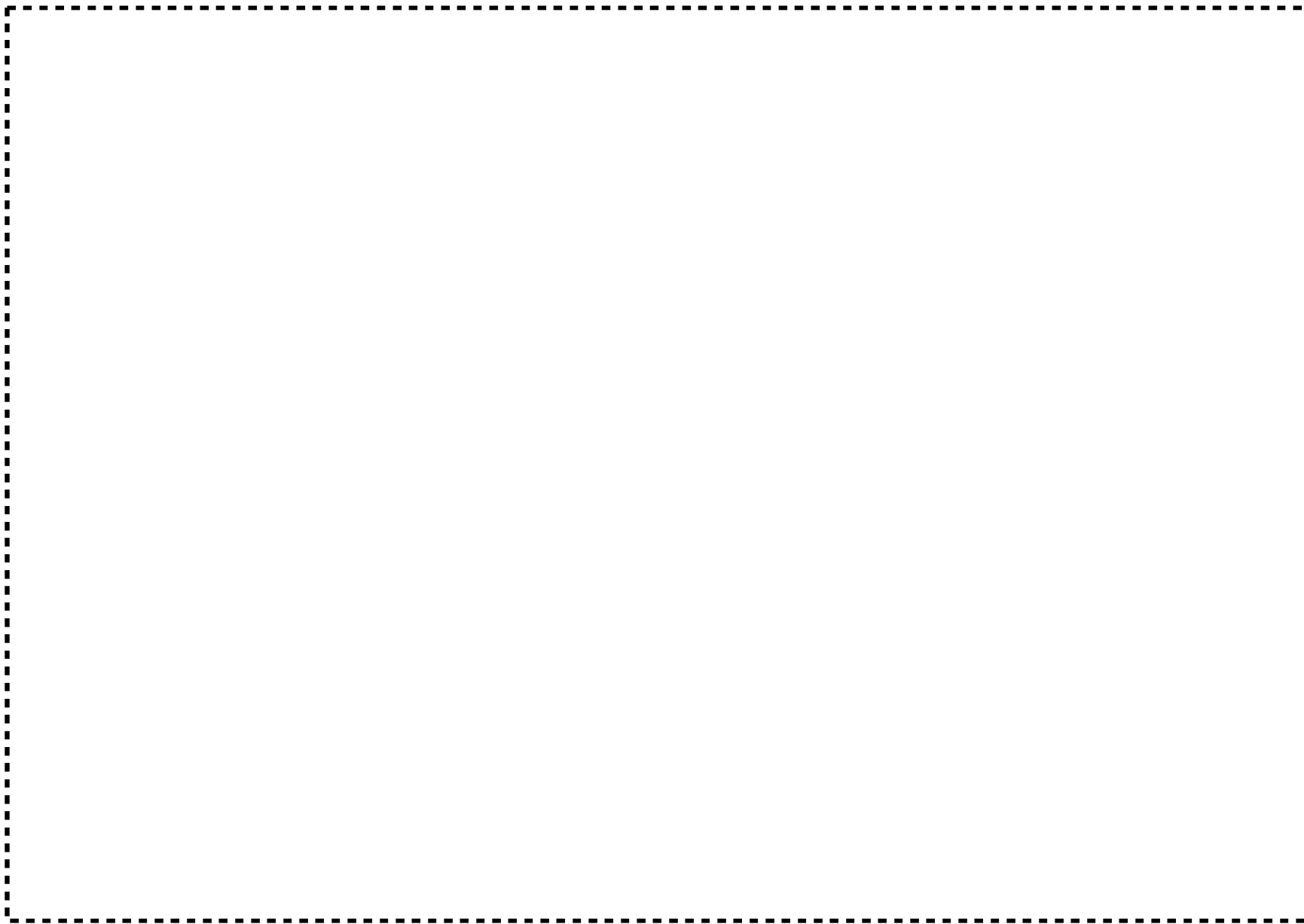
図ハ-2-1-3-19 第2加工棟 南面増し打ち2



図ハ-2-1-3-20 第2加工棟 大型搬入口扉防護増し打ち壁



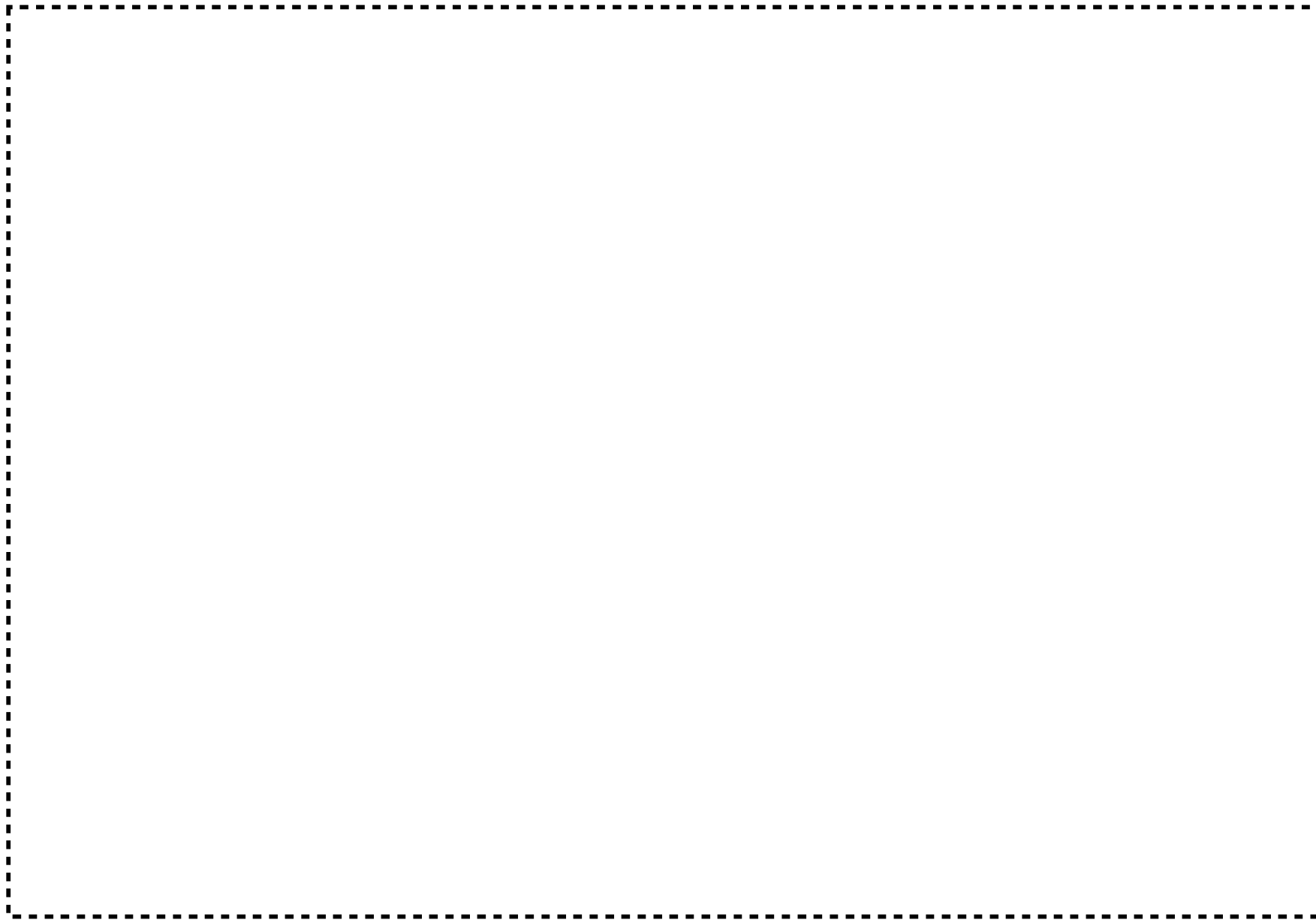
図ハ-2-1-3-21(1) 第2加工棟 防火区画の改造



図ハ-2-1-3-21(2) 第2加工棟 火災区画の改造



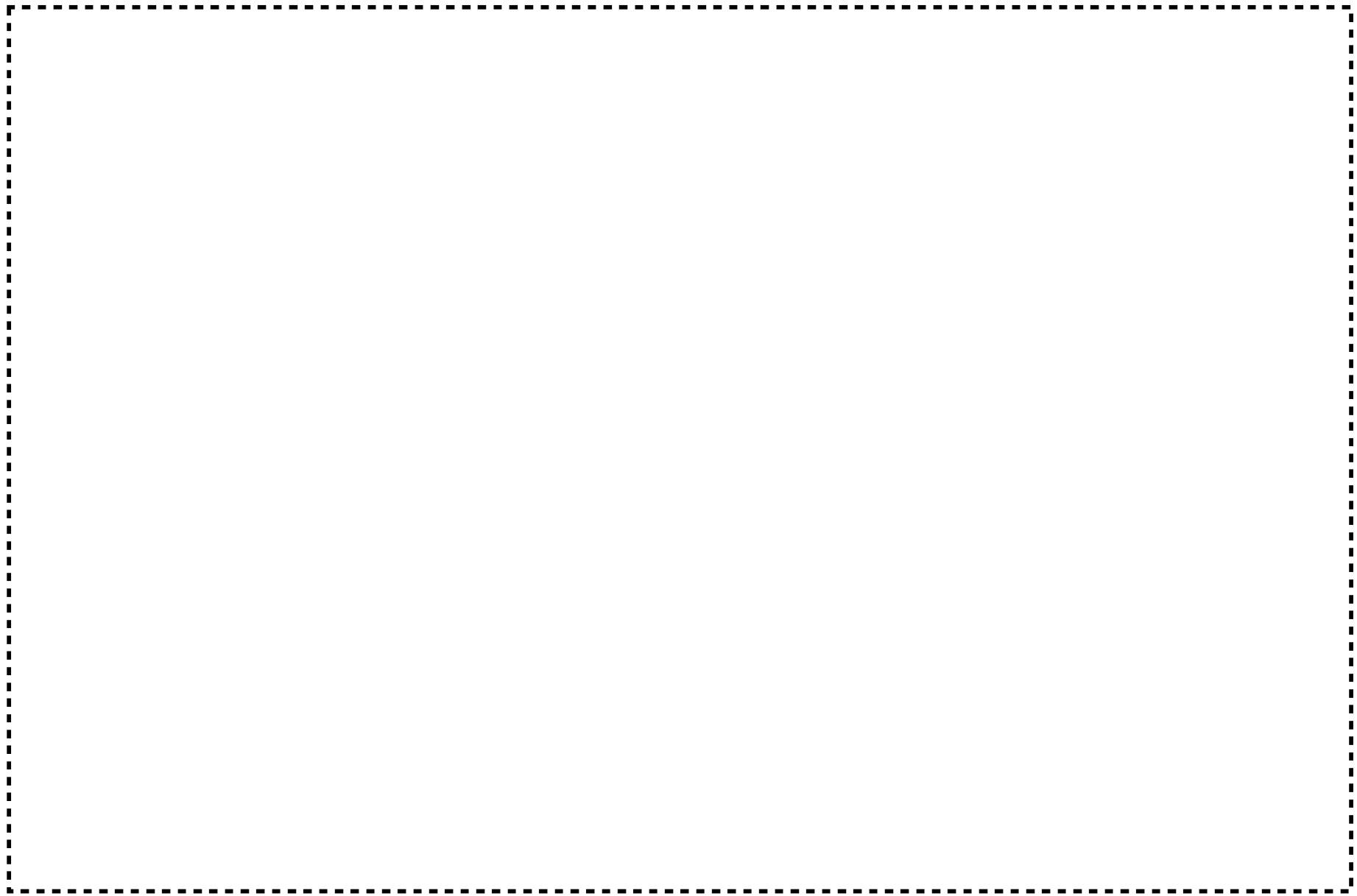
図ハ-2-1-3-21(3) 第2加工棟 火災区画の改造



図ハ-2-1-3-21(4) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図1)

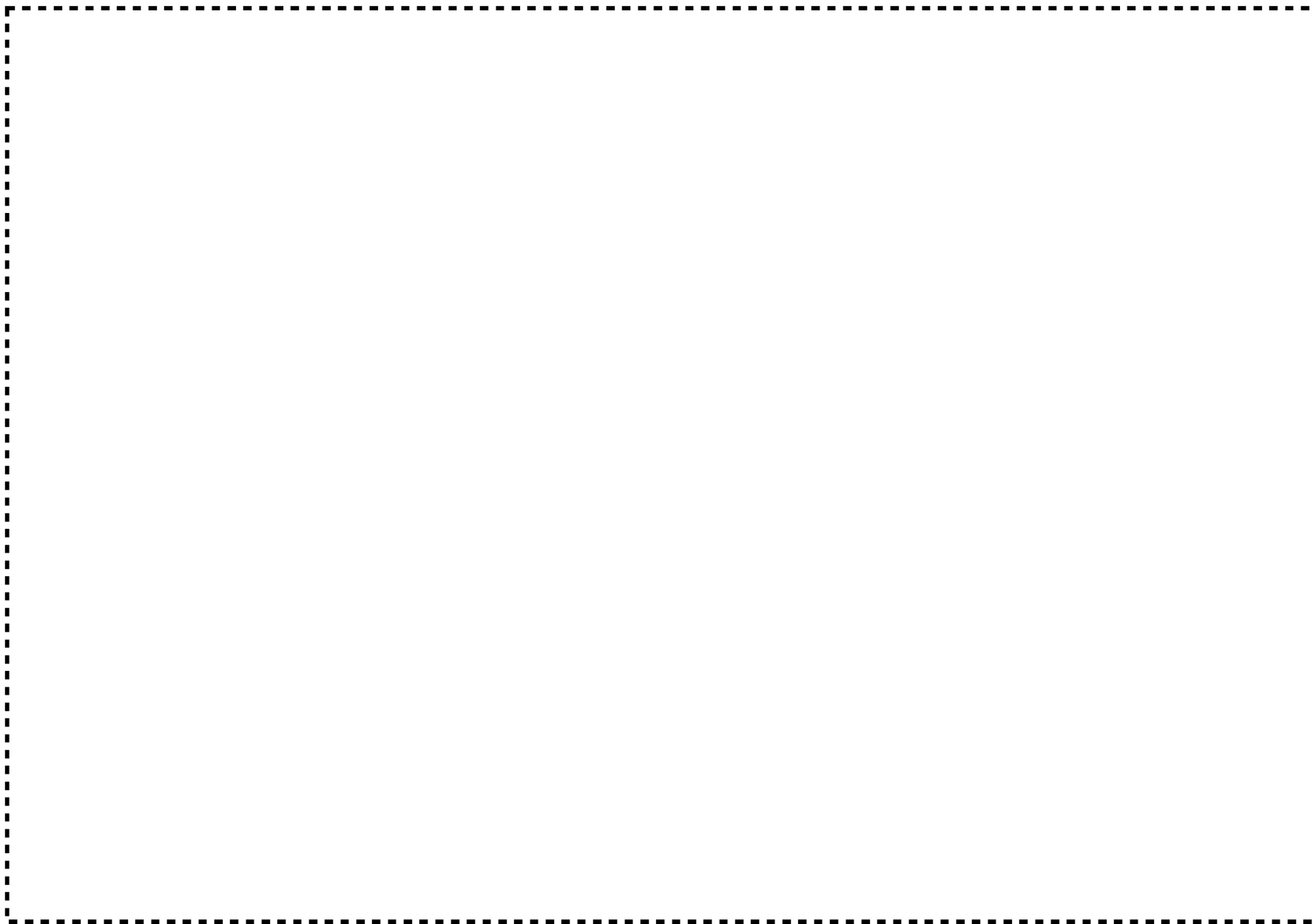


図ハ-2-1-3-21(5) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図2)

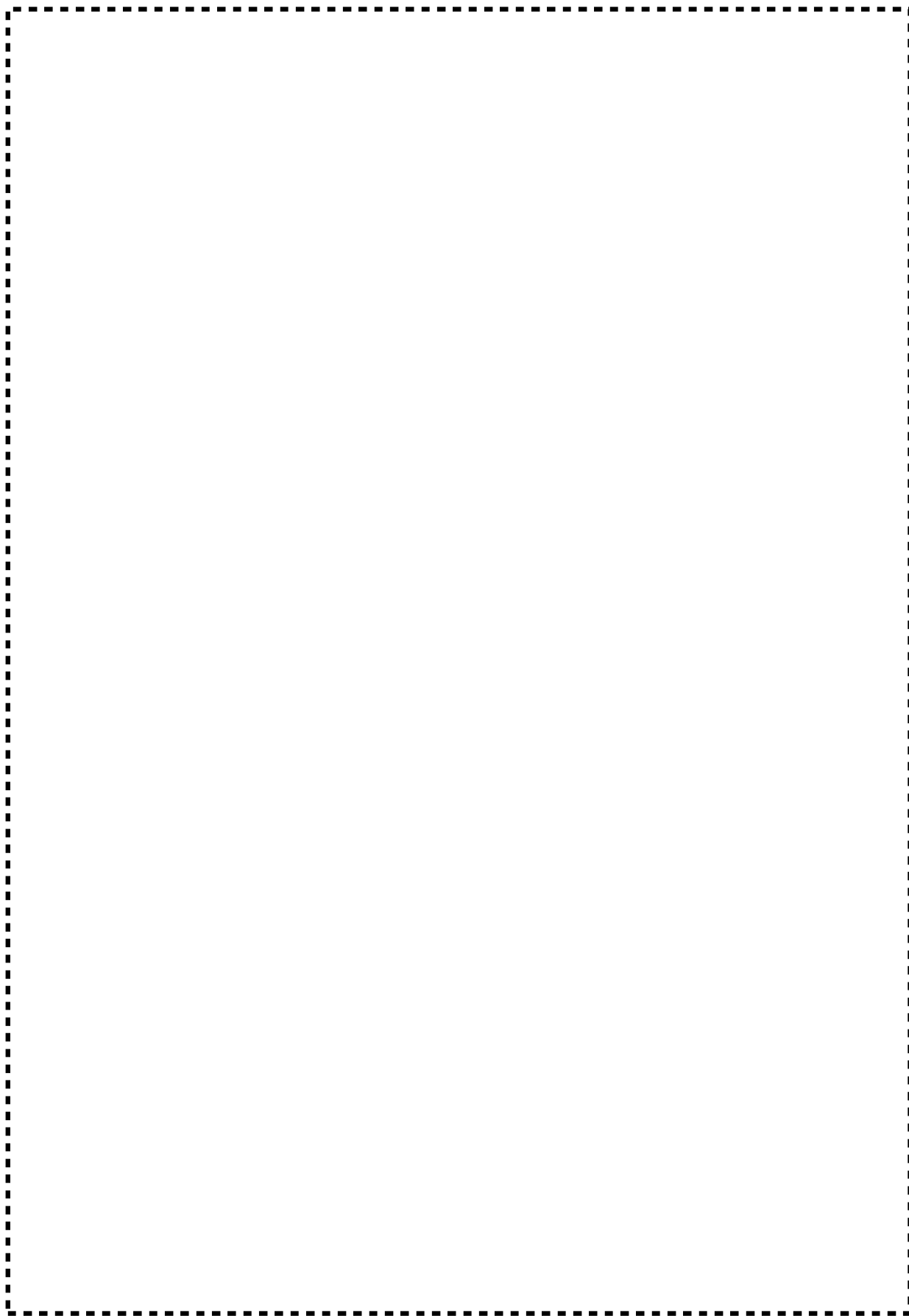


図ハ-2-1-3-21(6) 第2加工棟 火災区画の改造(防火板詳細図3)

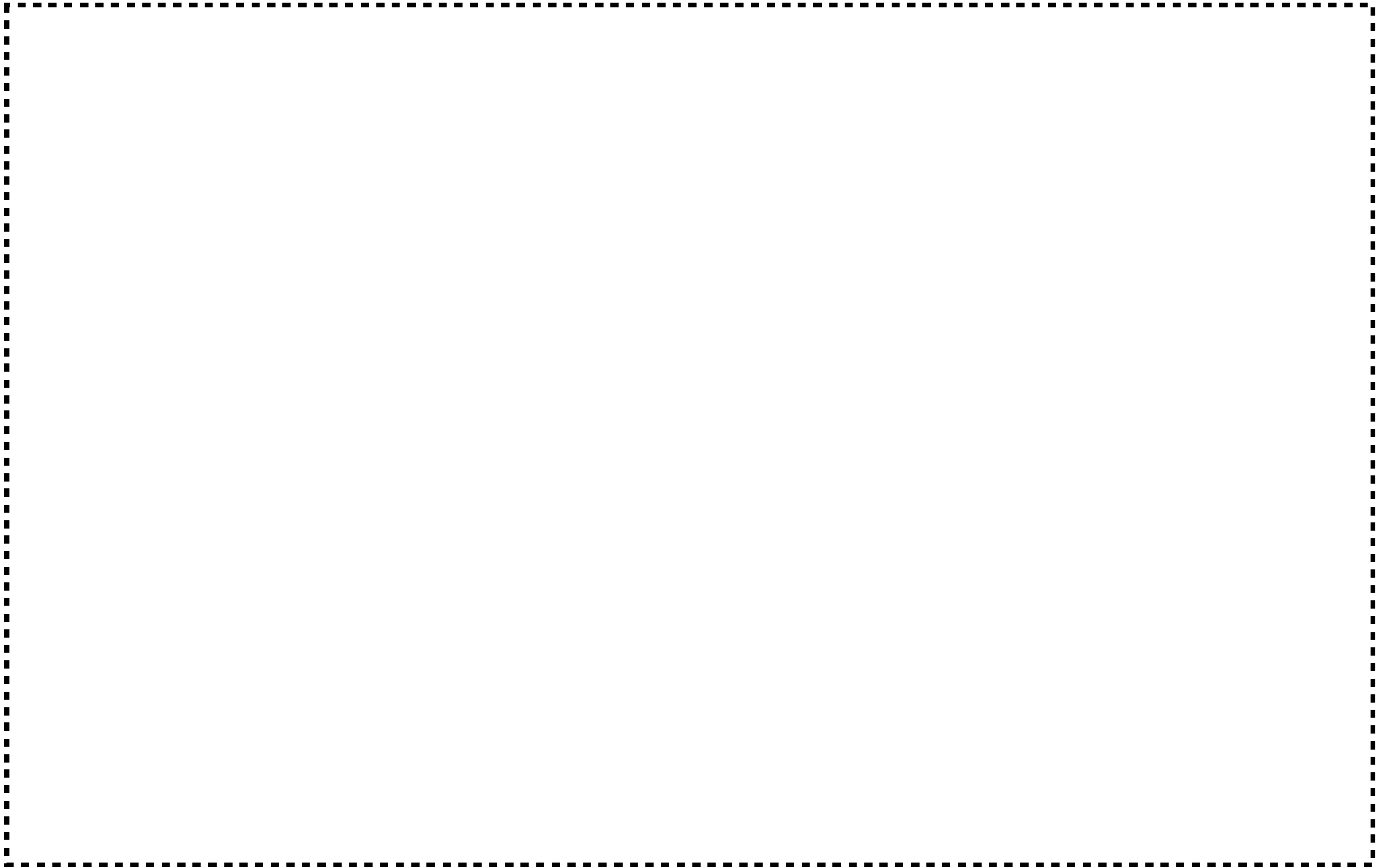




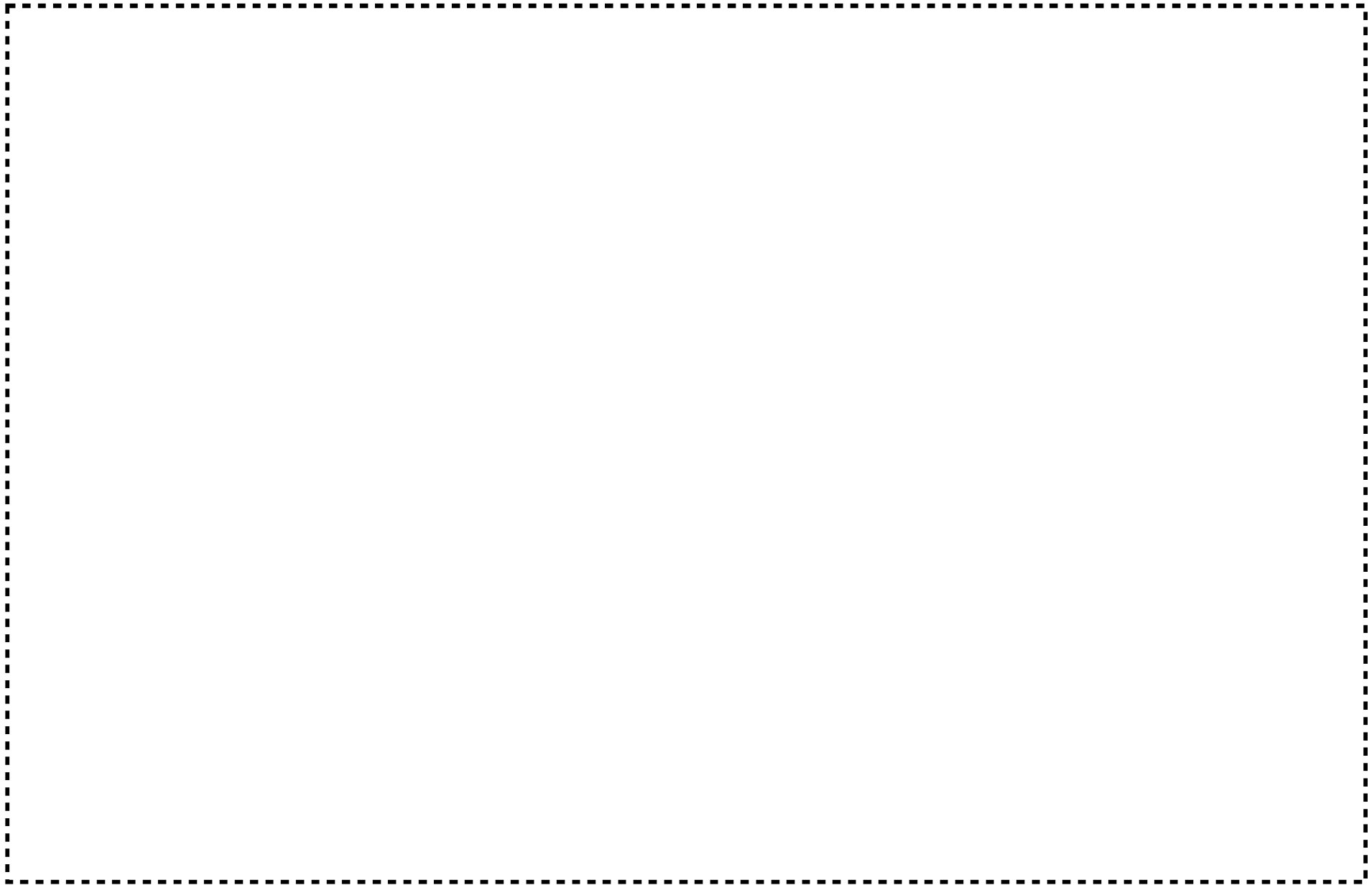
図ハ-2-1-3-21(7) 第2加工棟 防火区画の改造



図ハ-2-1-3-22 第2加工棟 改造溢水対策一覧表



図八-2-1-3-23 第2加工棟 溢水対策1



図八-2-1-3-24 第2加工棟 溢水対策2

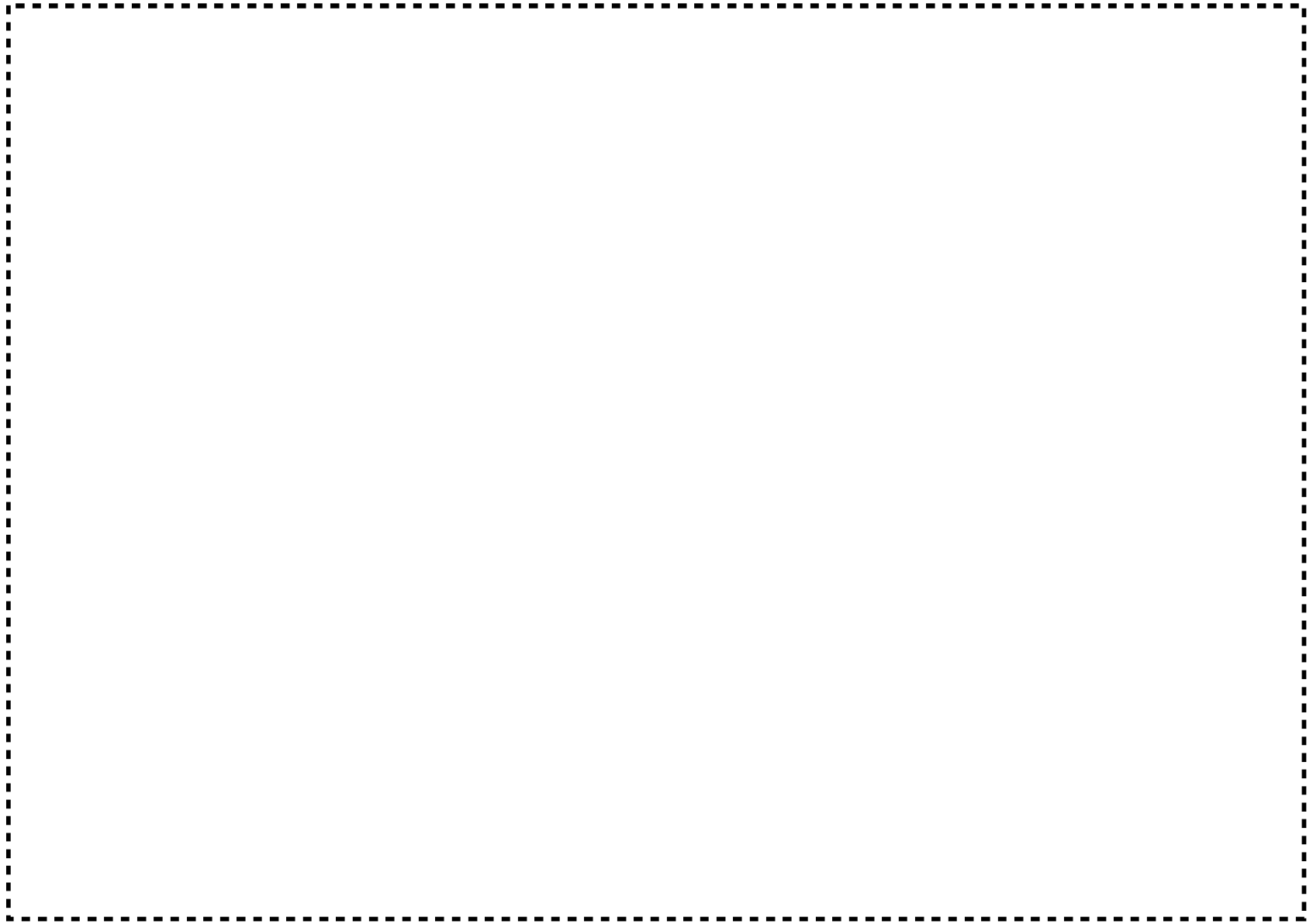


図八-2-1-3-25 第2加工棟 溢水対策3

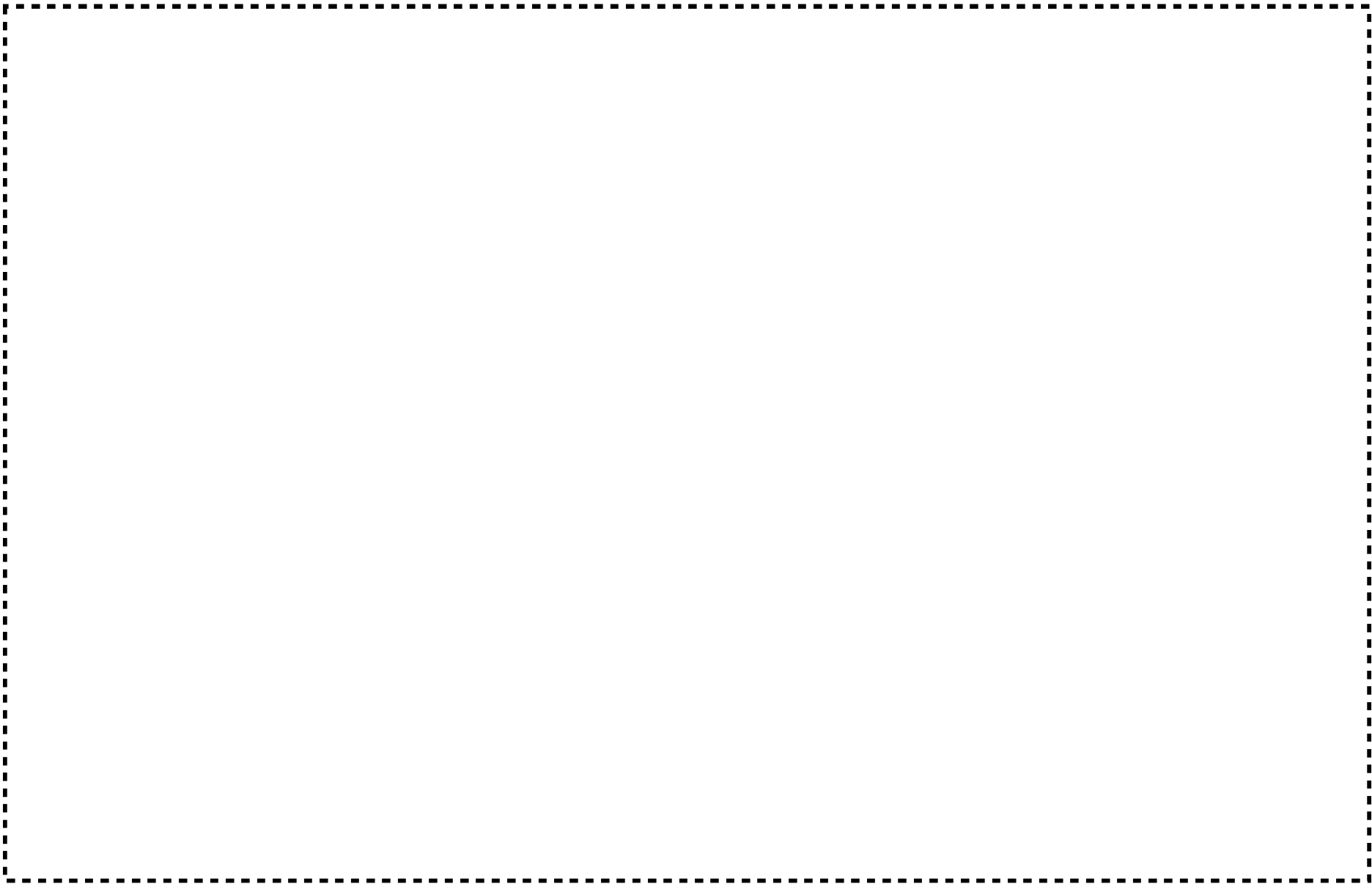


図八-2-1-3-26 第2加工棟 溢水対策4

250

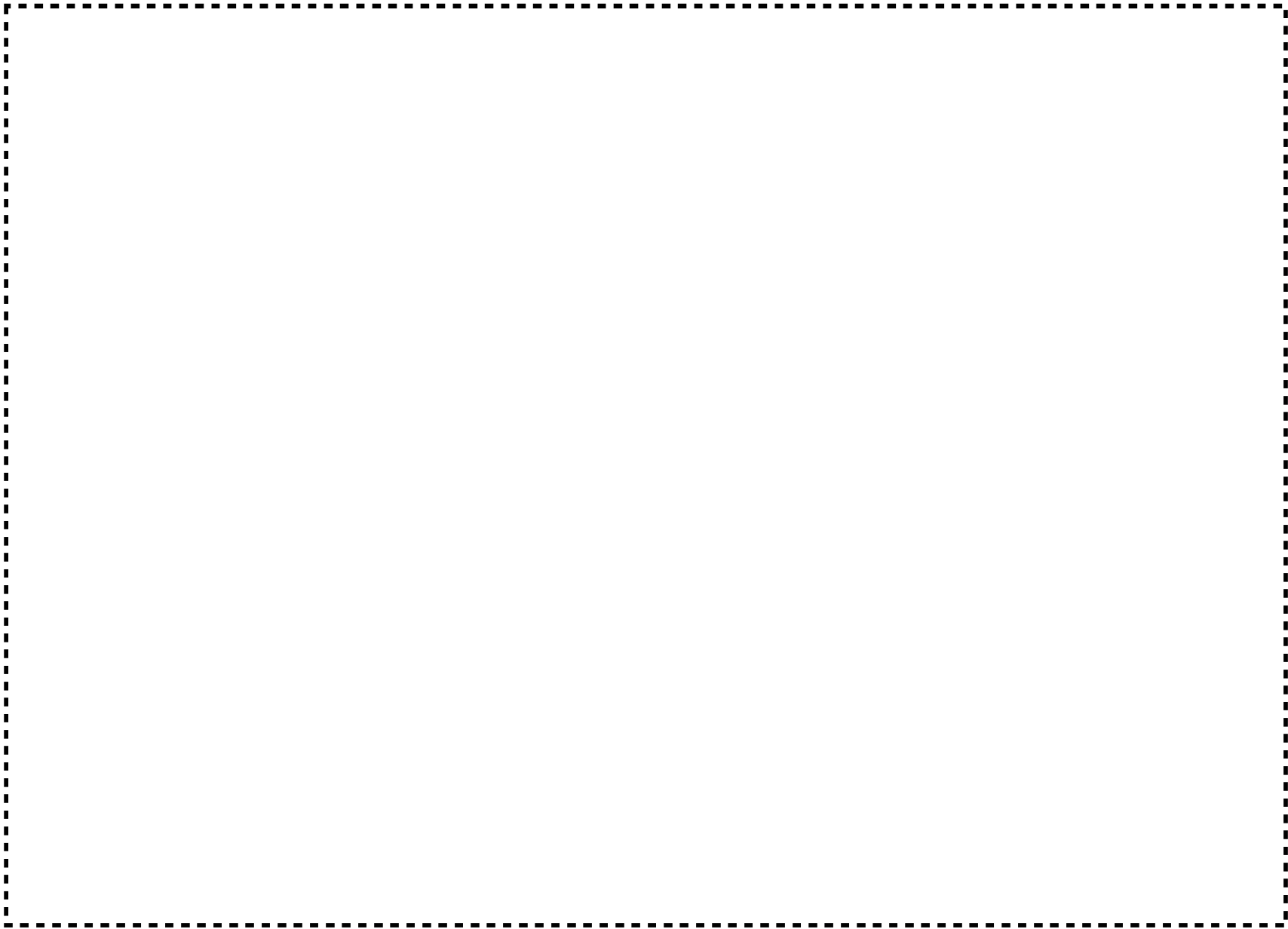


図ハ-2-1-3-27 第2加工棟 溢水対策5(1)

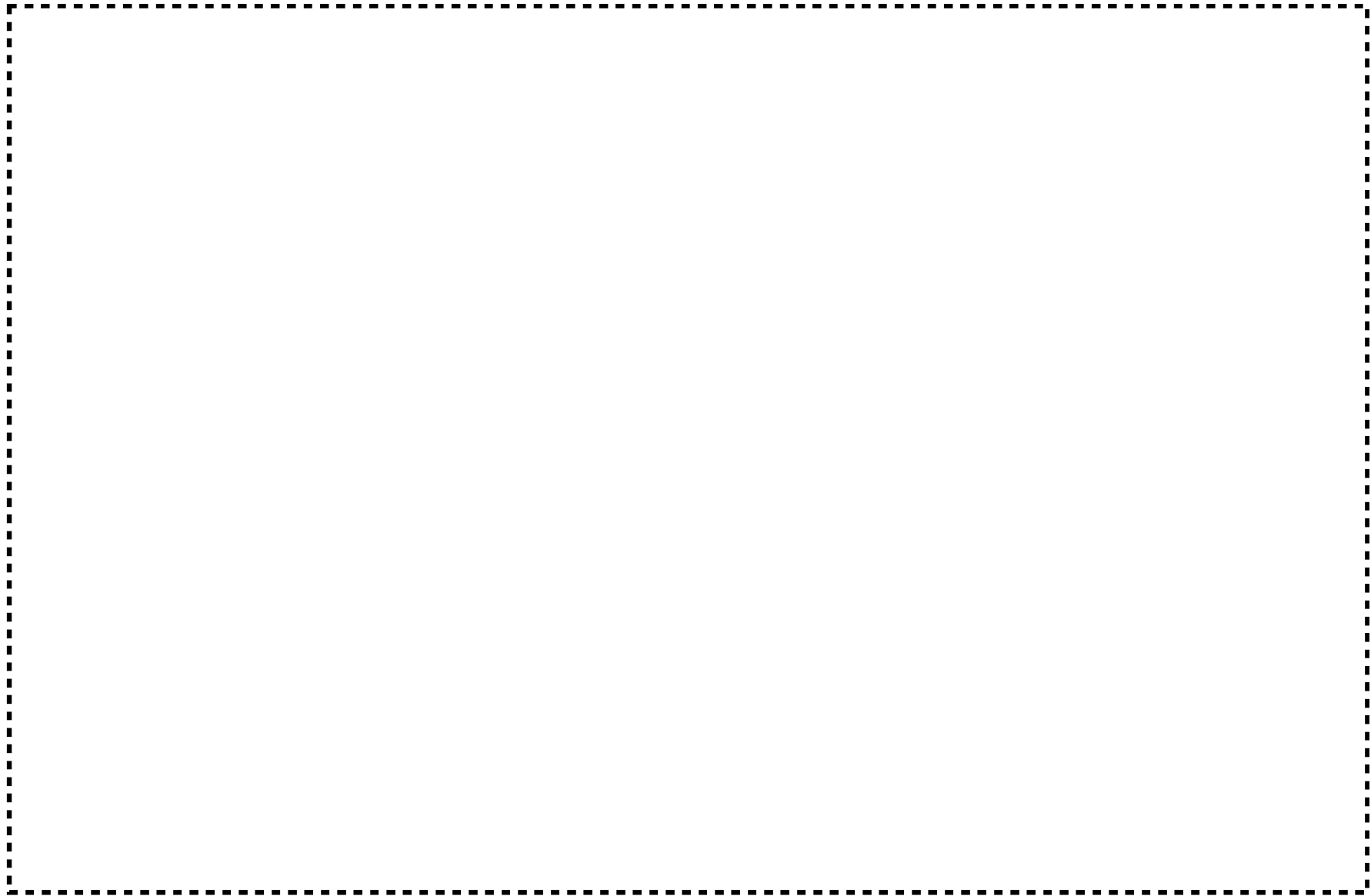


図ハ-2-1-3-2 8 第2加工棟 溢水対策5(2)

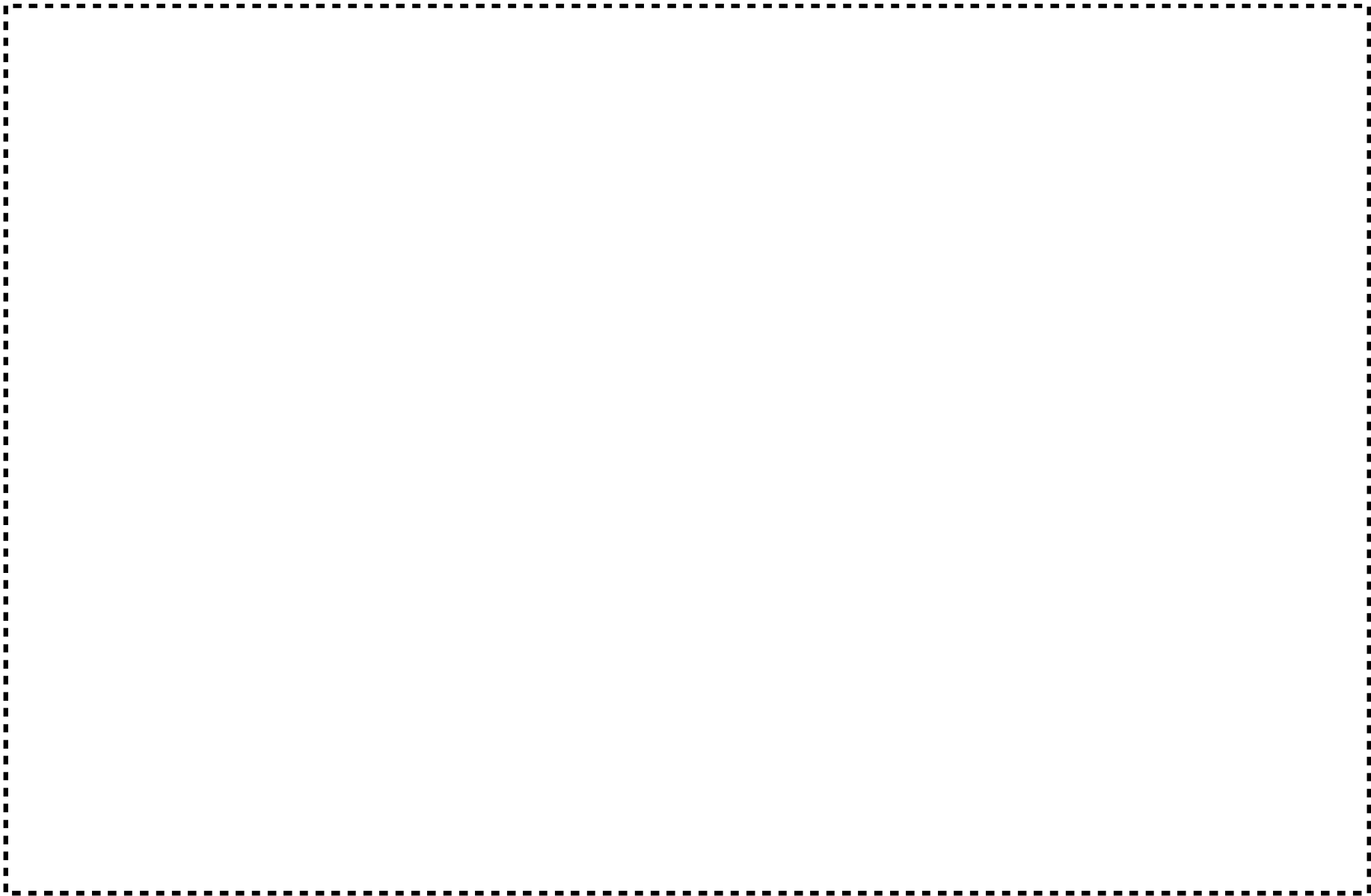




図ハ-2-1-3-29 第2加工棟 溢水対策6・7



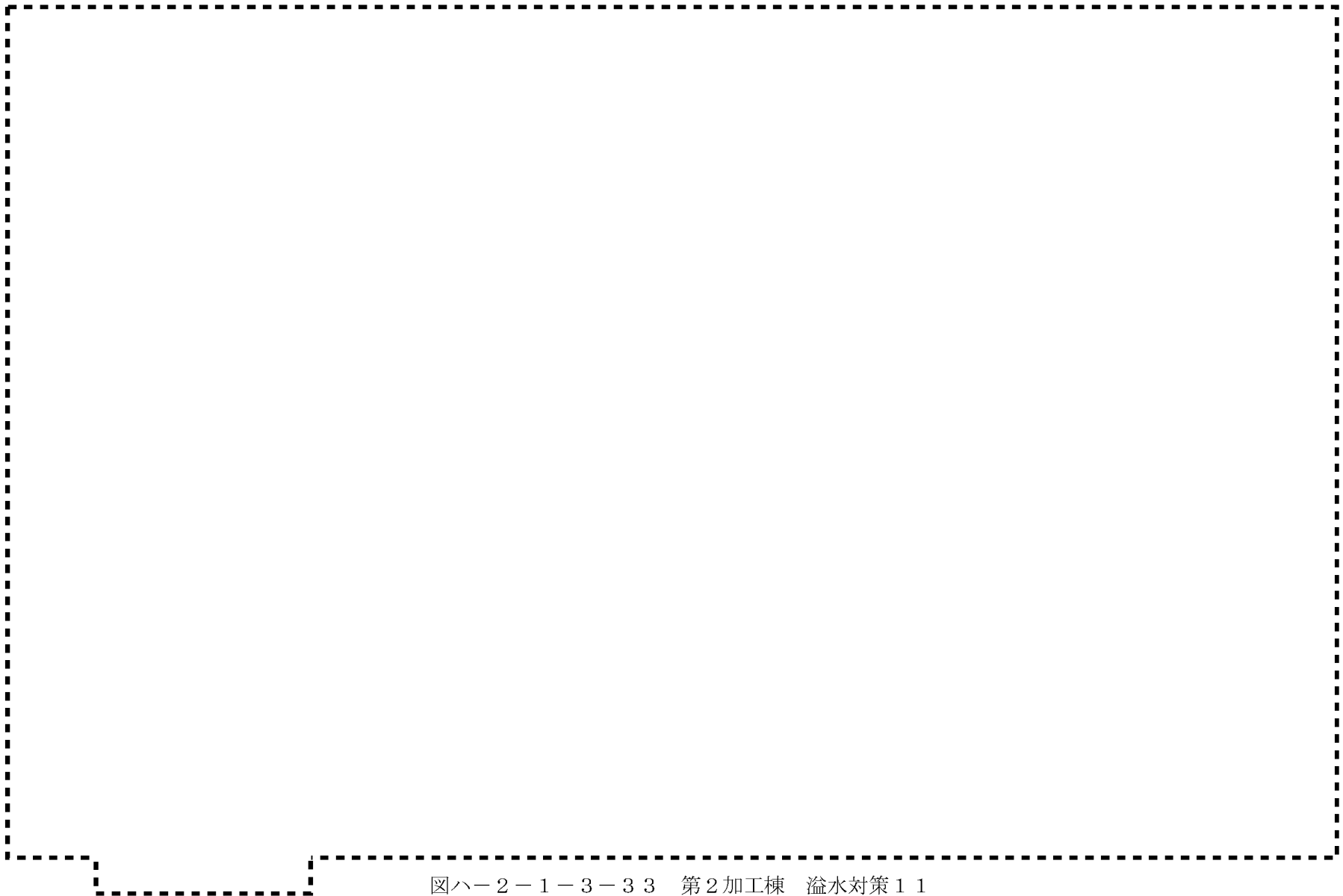
図八-2-1-3-30 第2加工棟 溢水対策8



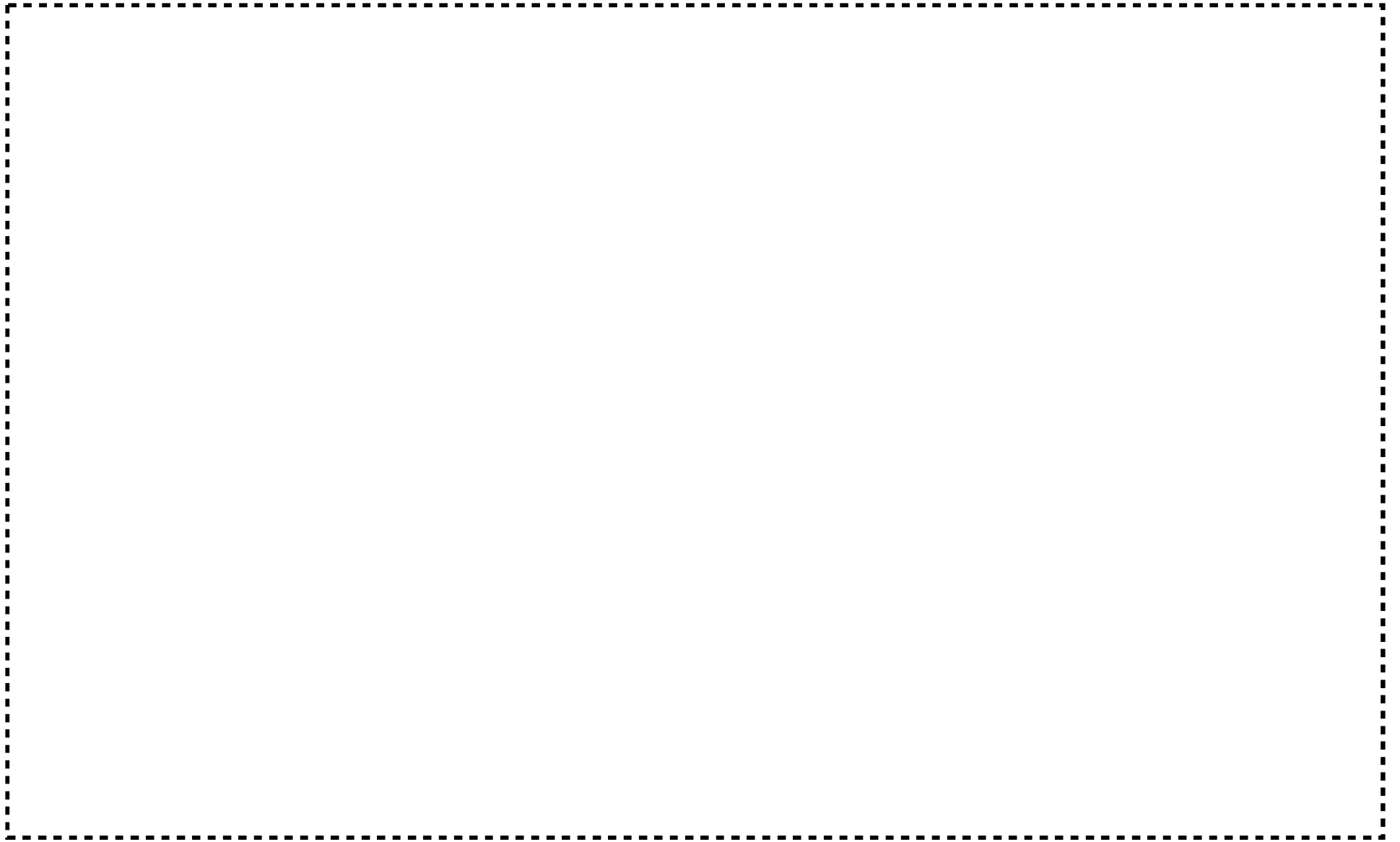
図八-2-1-3-31 第2加工棟 溢水対策9



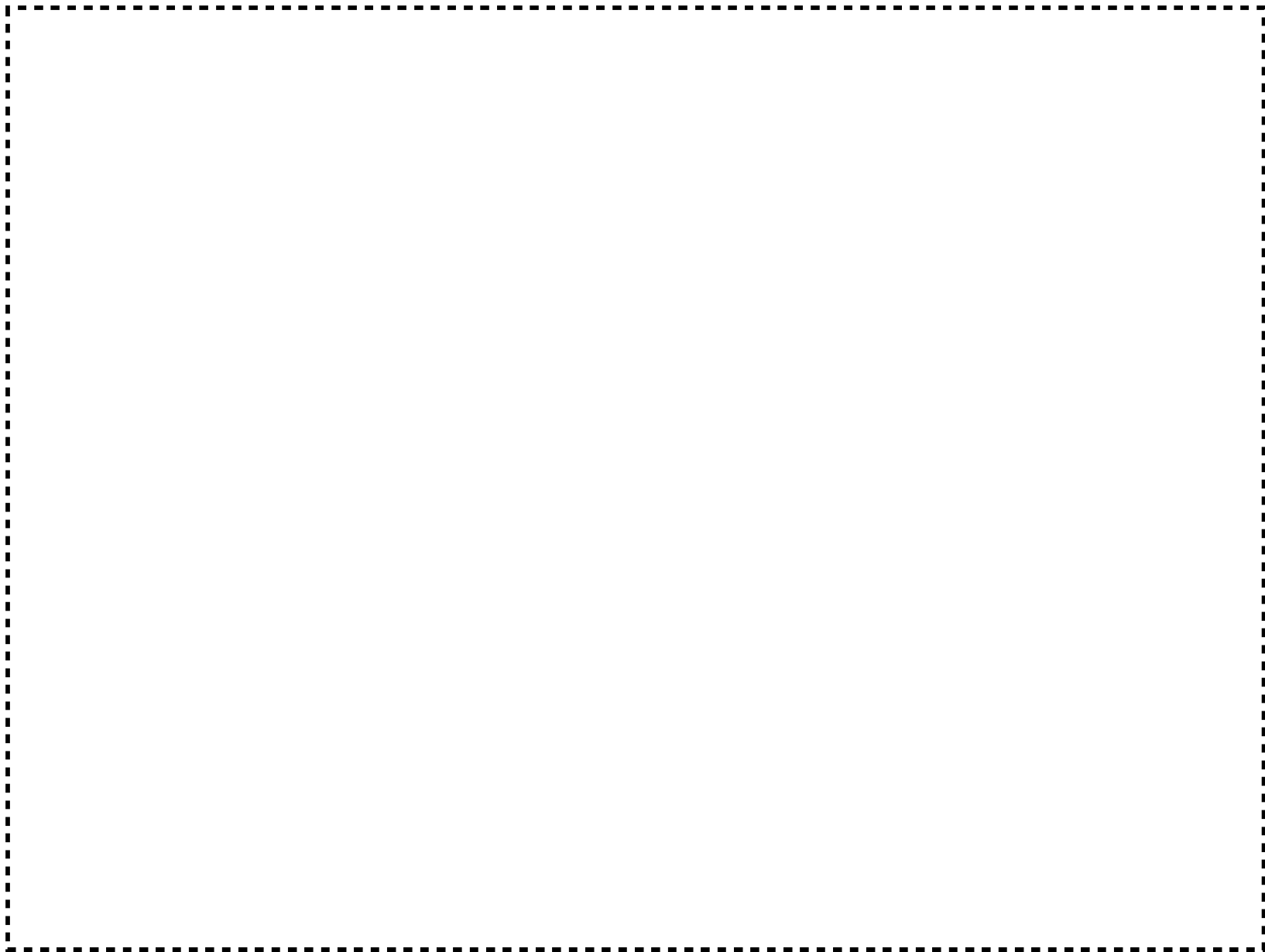
図ハ-2-1-3-3 2 第2加工棟 溢水対策10



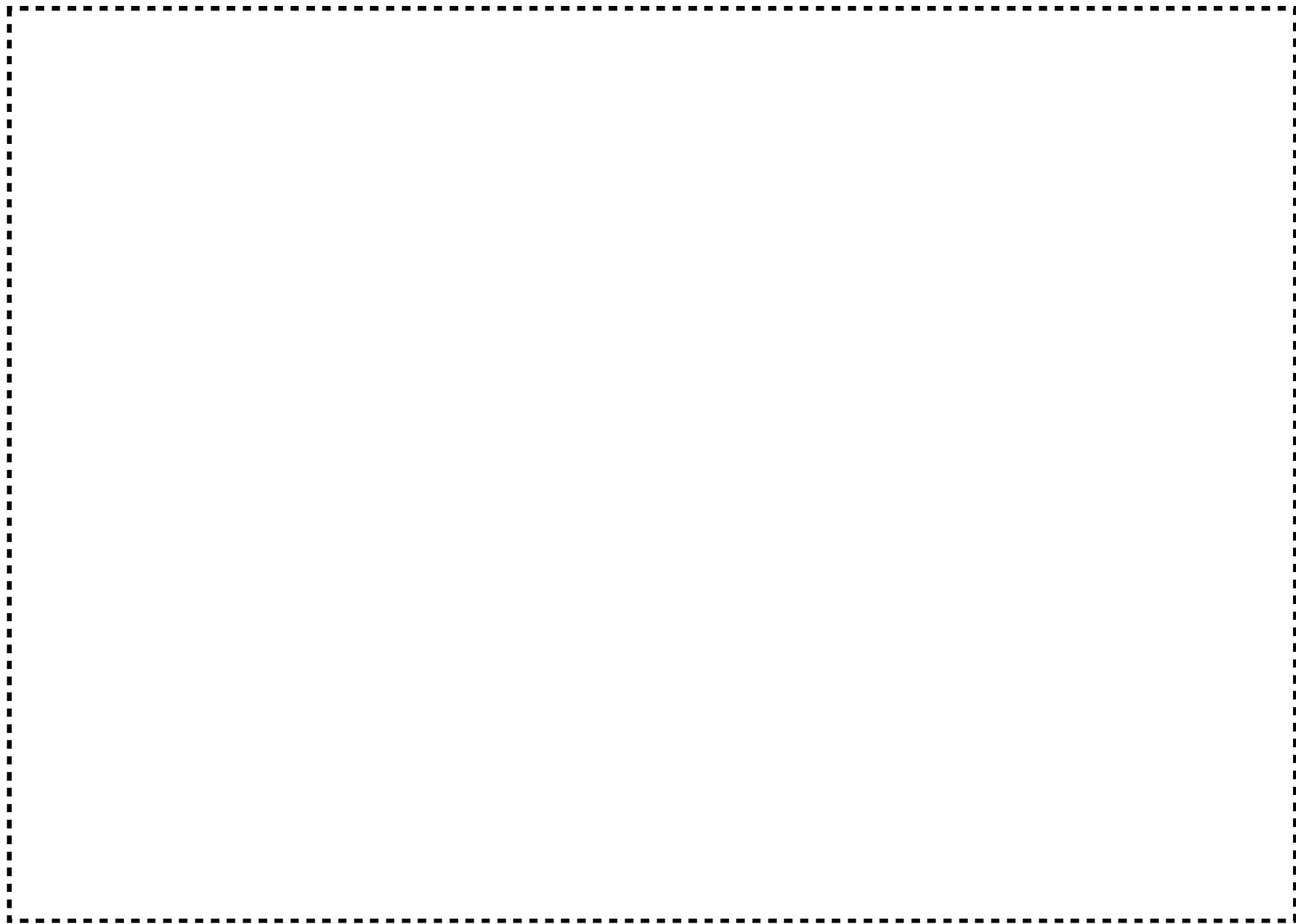
図八-2-1-3-3 第2加工棟 溢水対策 1 1



図八-2-1-3-34 第2加工棟 溢水対策12・13

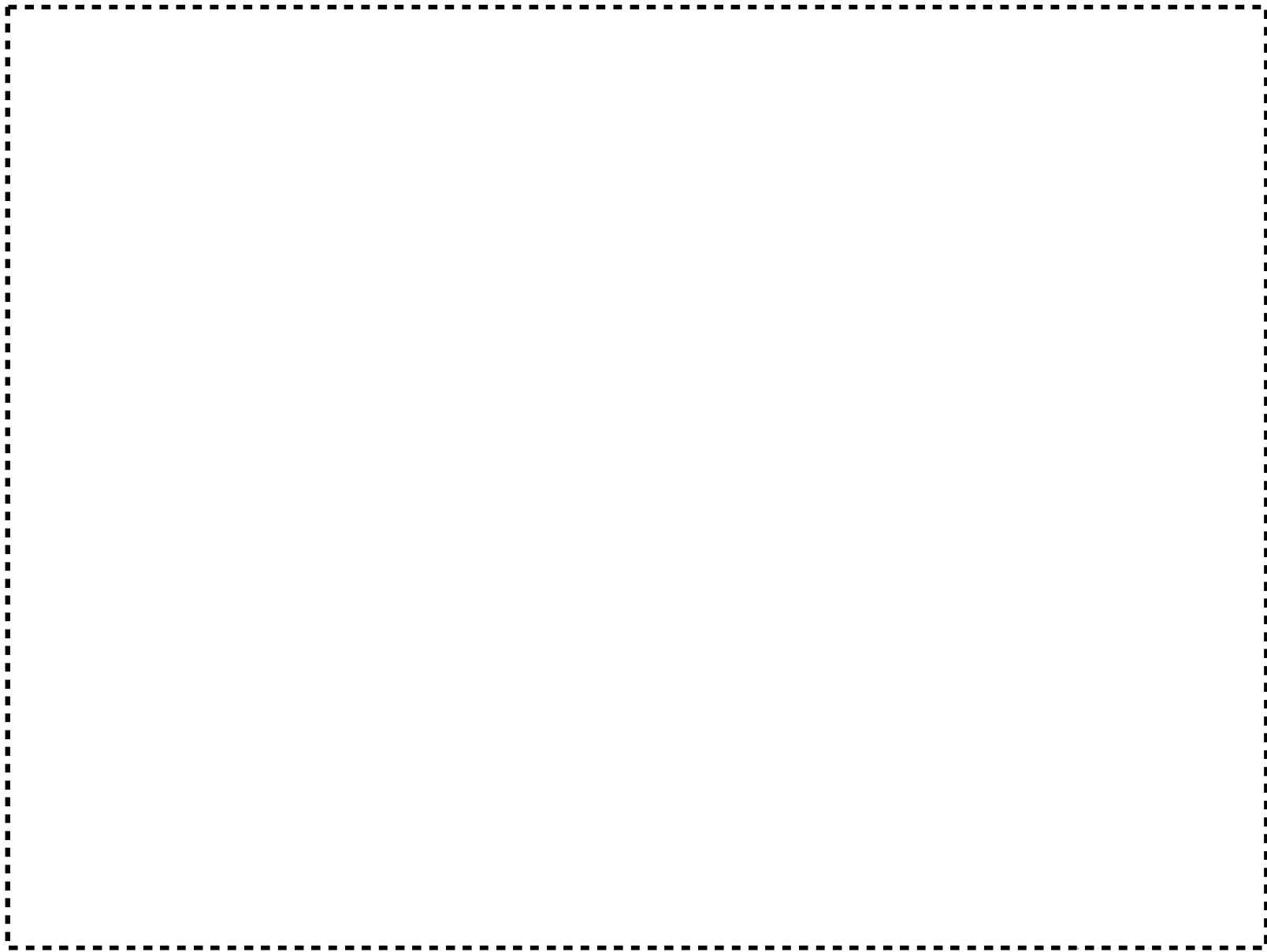


図ハ-2-1-3-3 5 第2加工棟 溢水対策 1 4

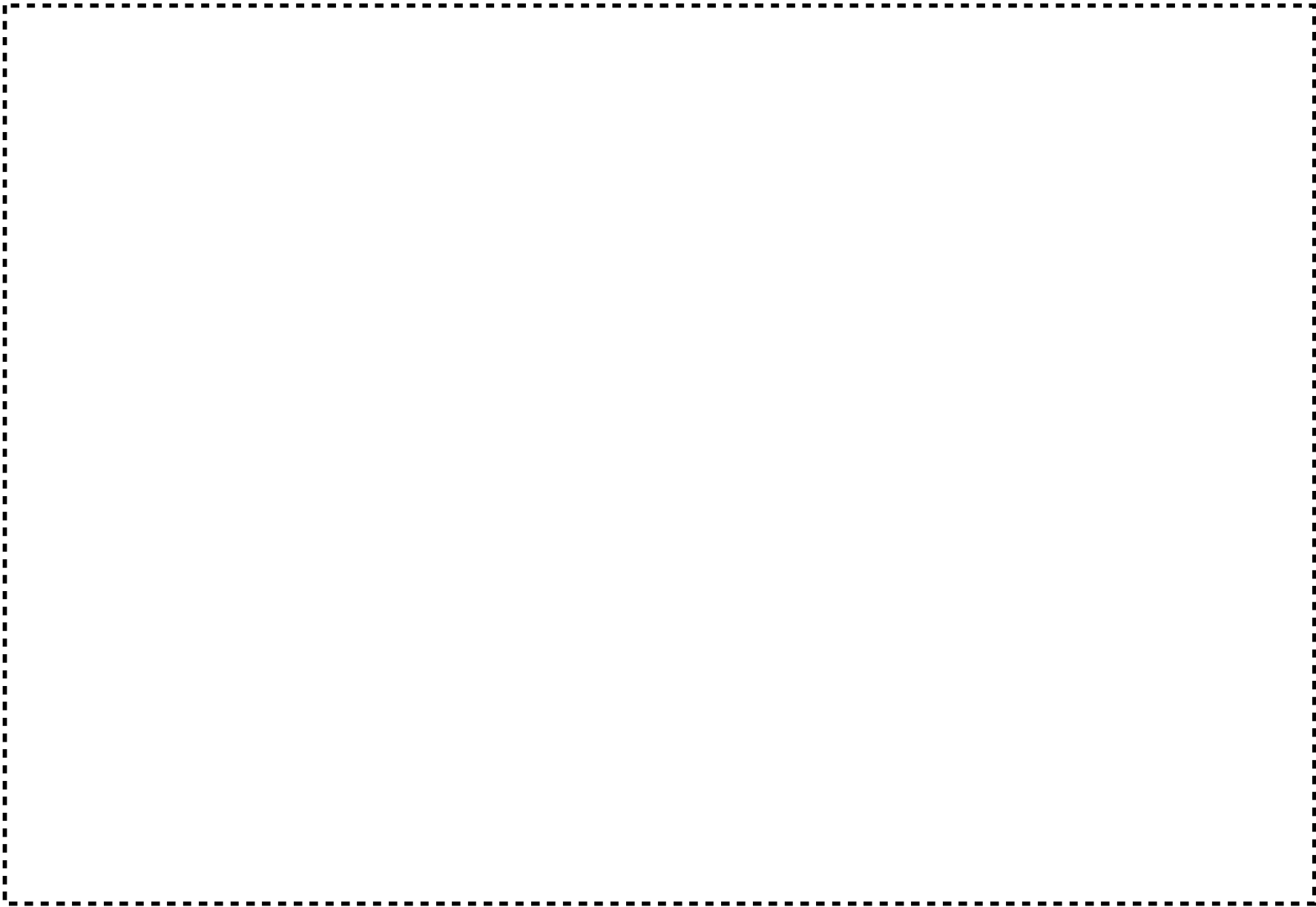


図ハ-2-1-3-36 第2加工棟 溢水対策15

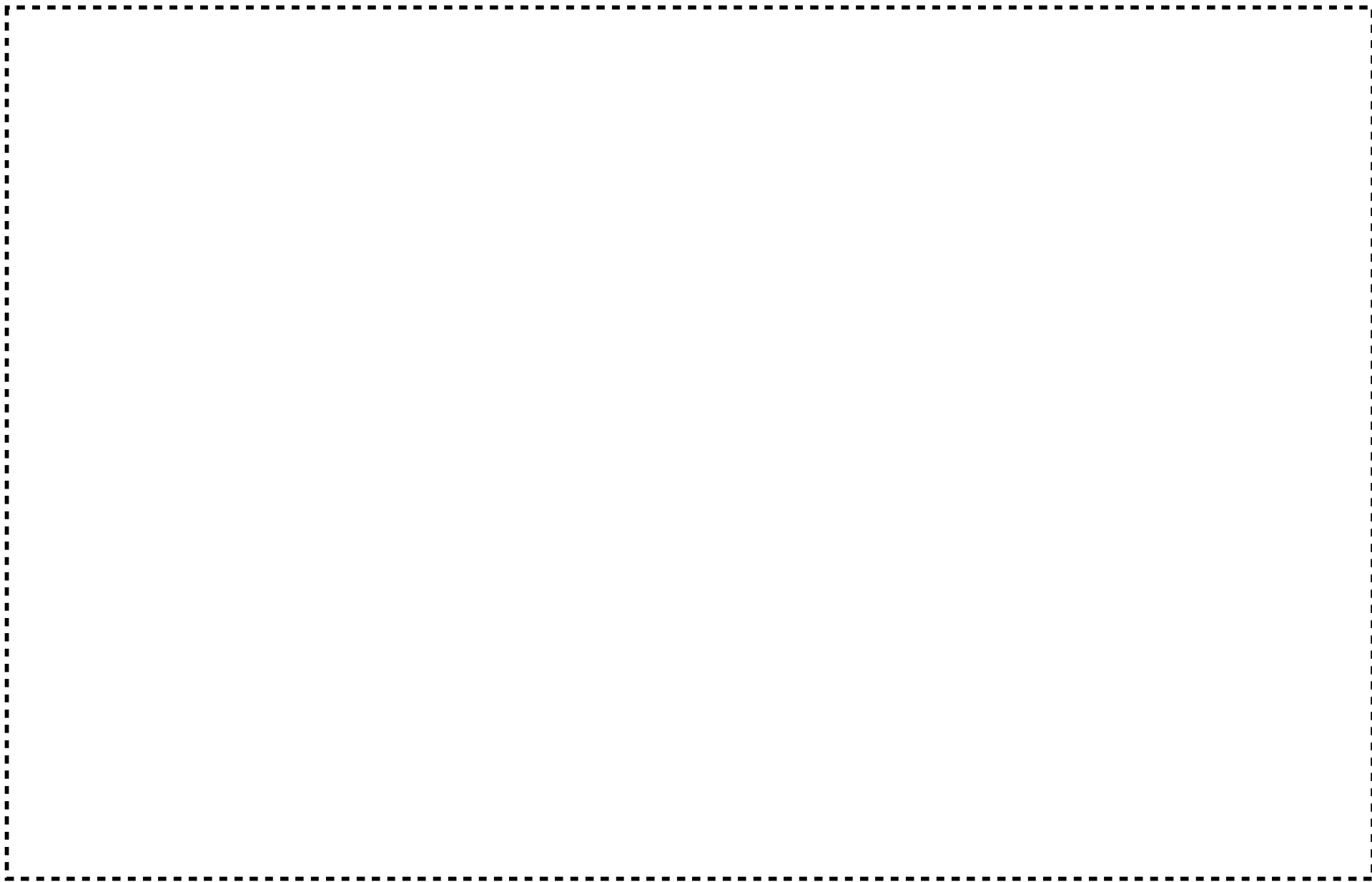




図ハ-2-1-3-37 第2加工棟 溢水対策16



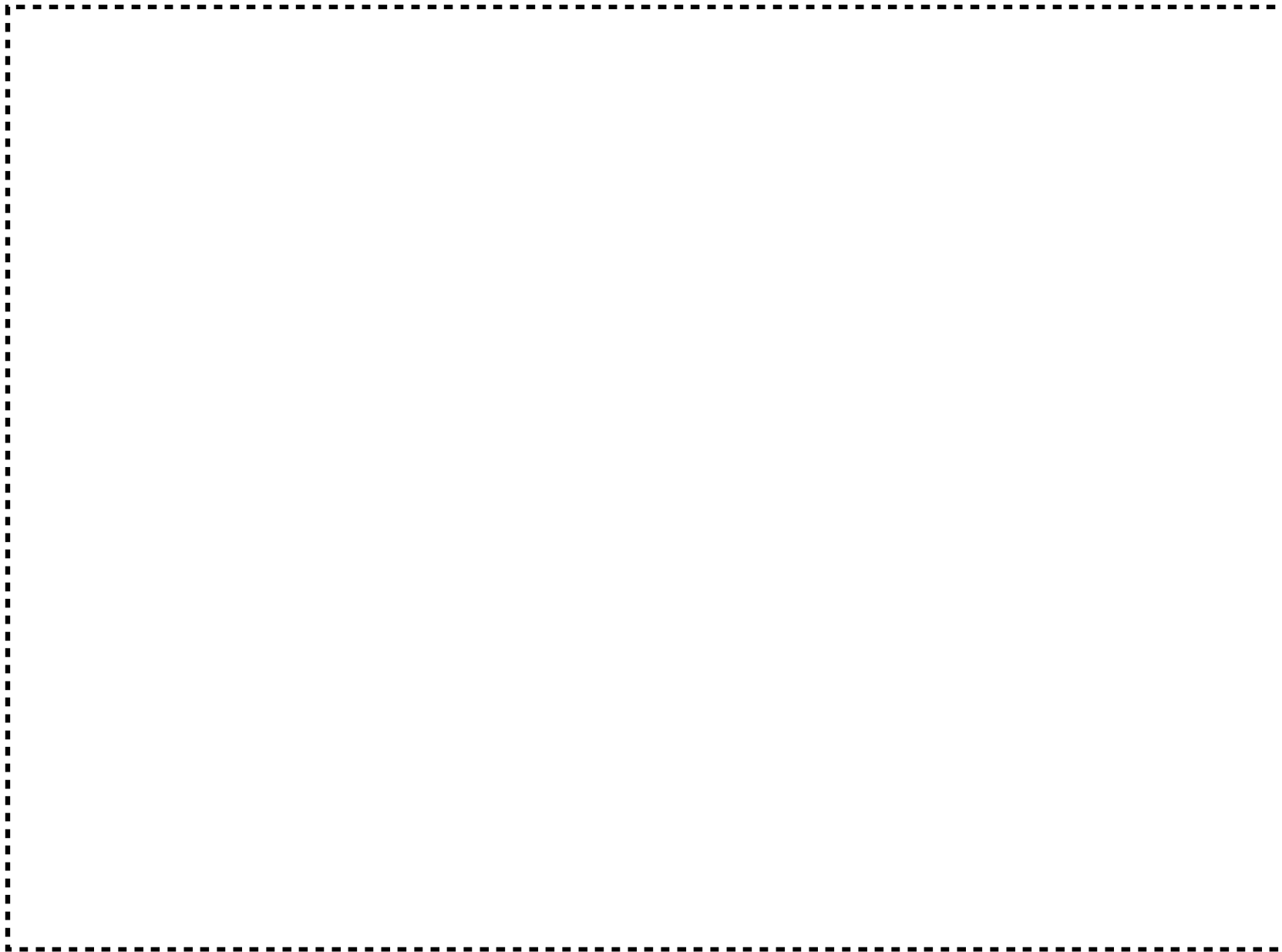
図ハ-2-1-3-38 第2加工棟 溢水対策17



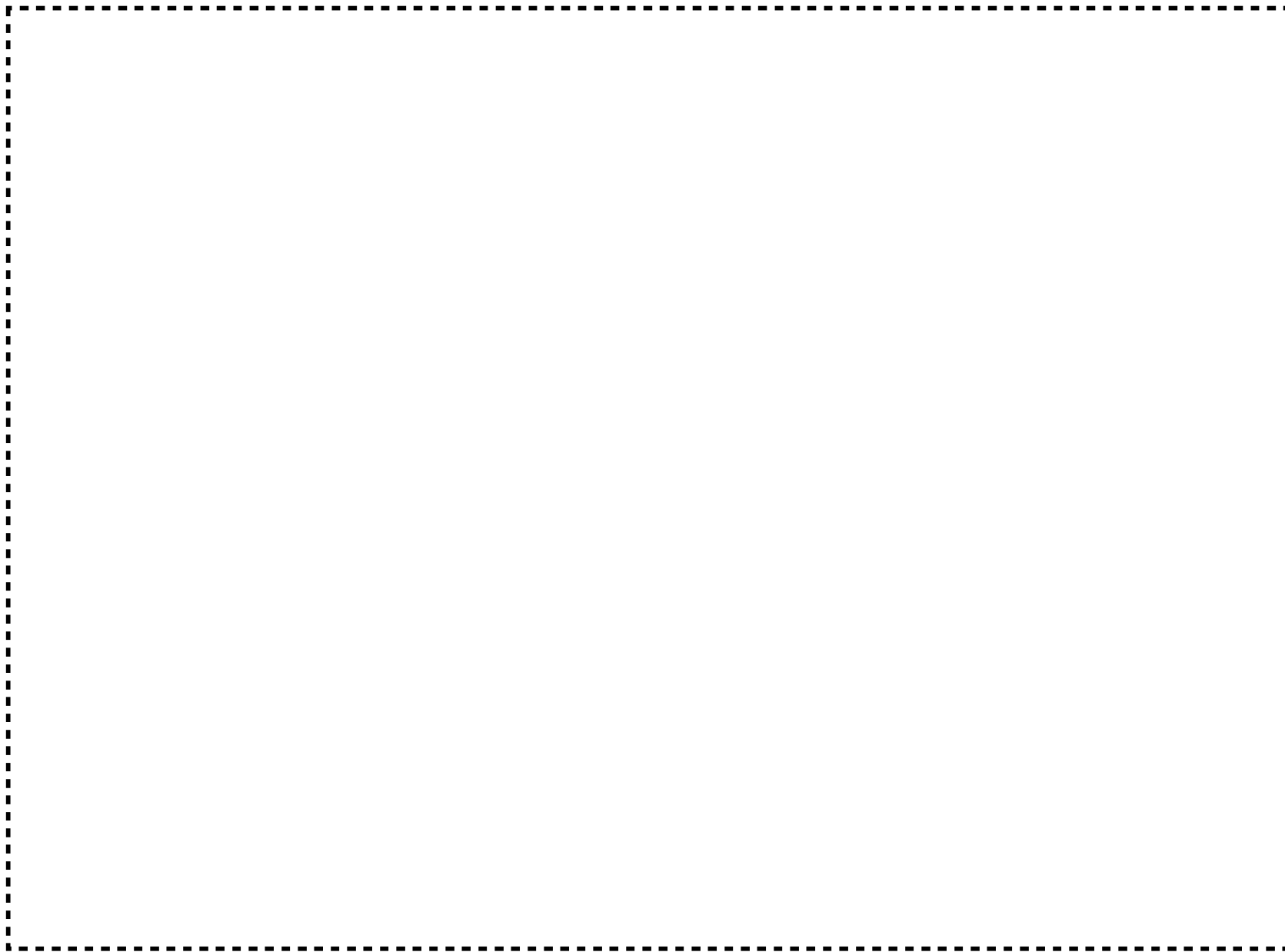
図ハ-2-1-3-39 第2加工棟 溢水対策18(1)



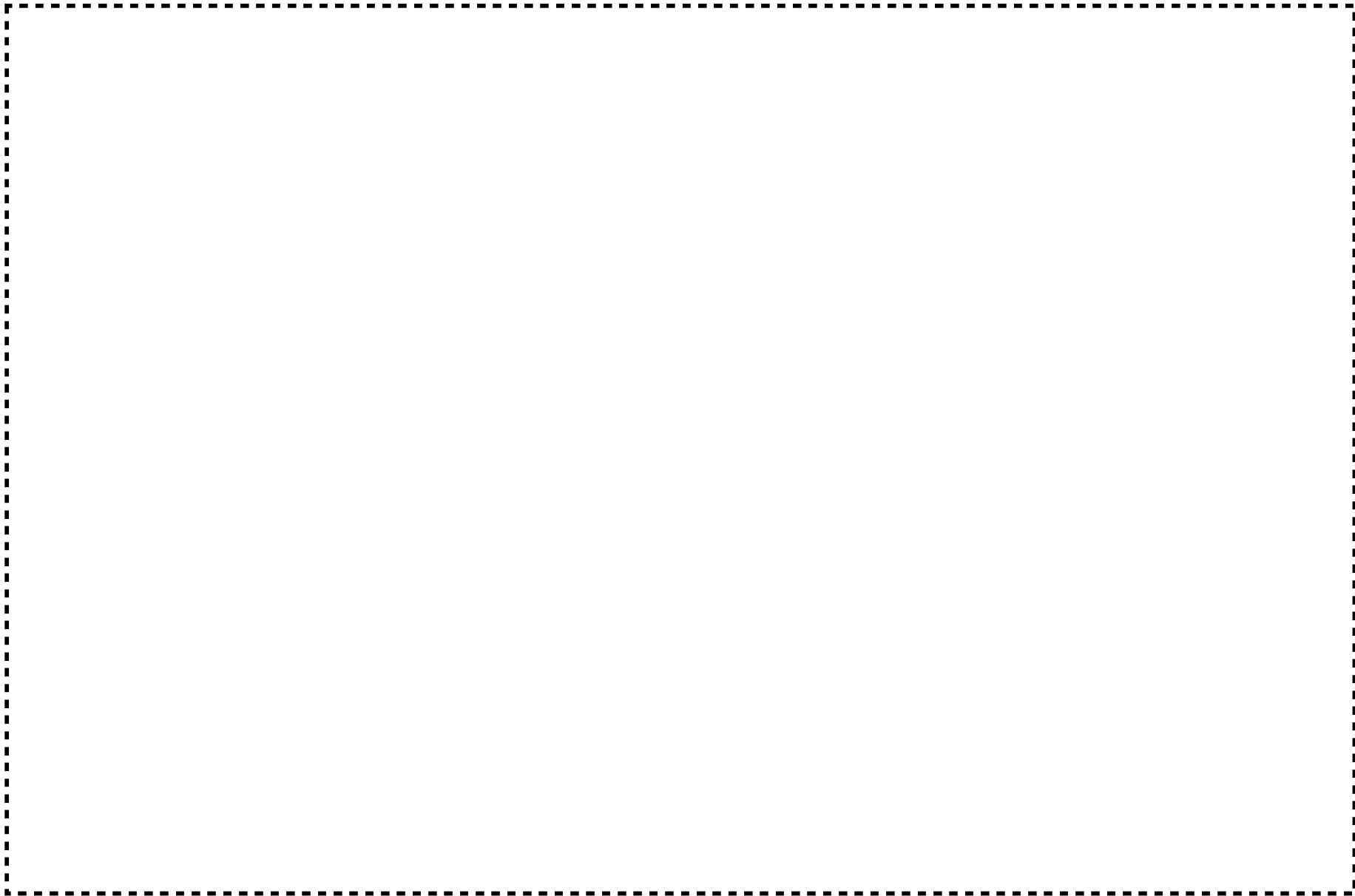
図ハ-2-1-3-40 第2加工棟 溢水対策18(2)



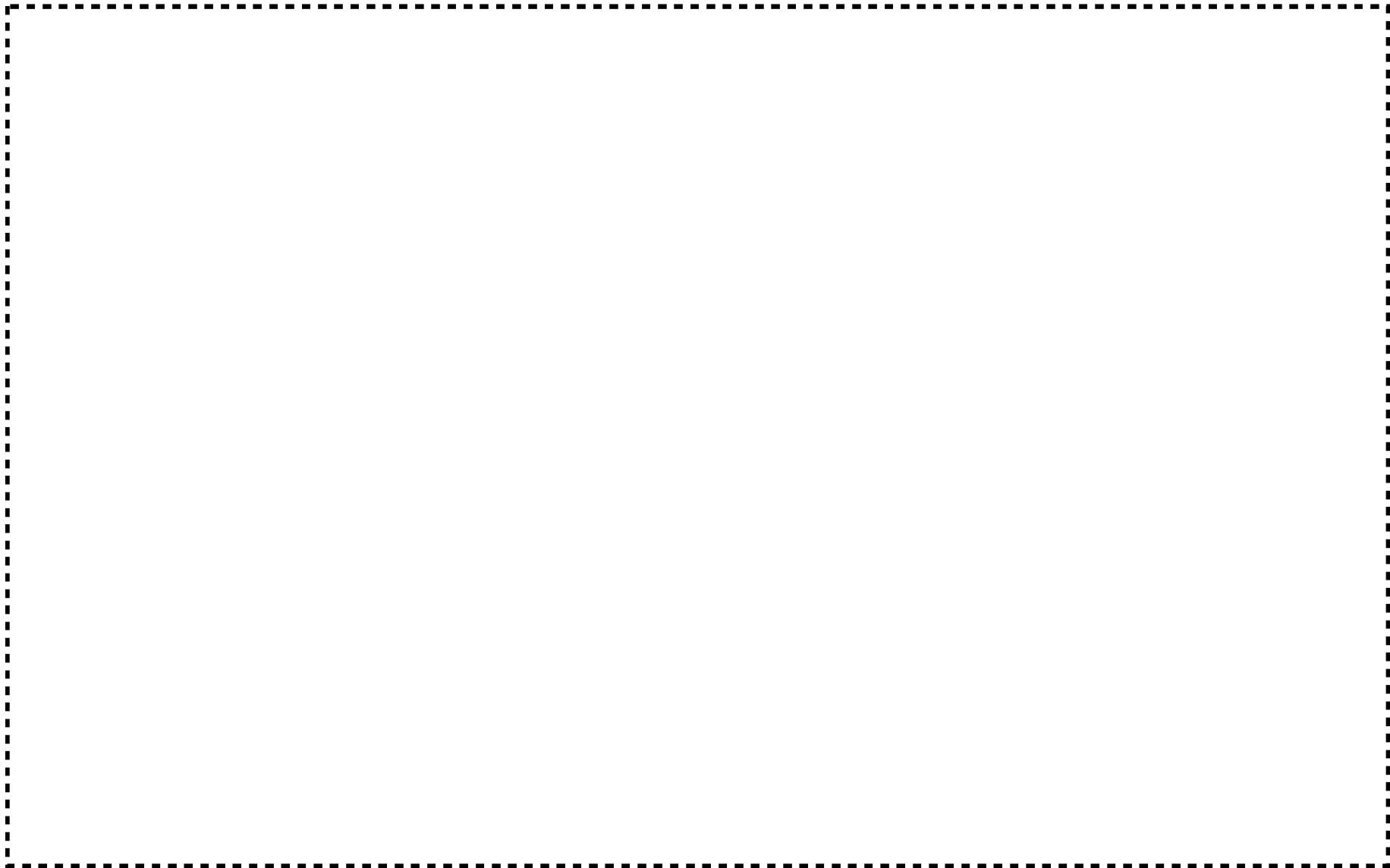
図ハ-2-1-3-4 1 第2加工棟 溢水対策19



図ハ-2-1-3-4 2 第2加工棟 溢水対策20



図ハ-2-1-3-4 3 第2加工棟 溢水対策 2 1



図八-2-1-3-4 4 第2加工棟 溢水対策 2 2





図八-2-1-3-45 第2加工棟 溢水対策23・24・25

269



図八-2-1-3-46 第2加工棟 溢水対策26・27・28



図ハ-2-1-3-47 第2加工棟 溢水対策29

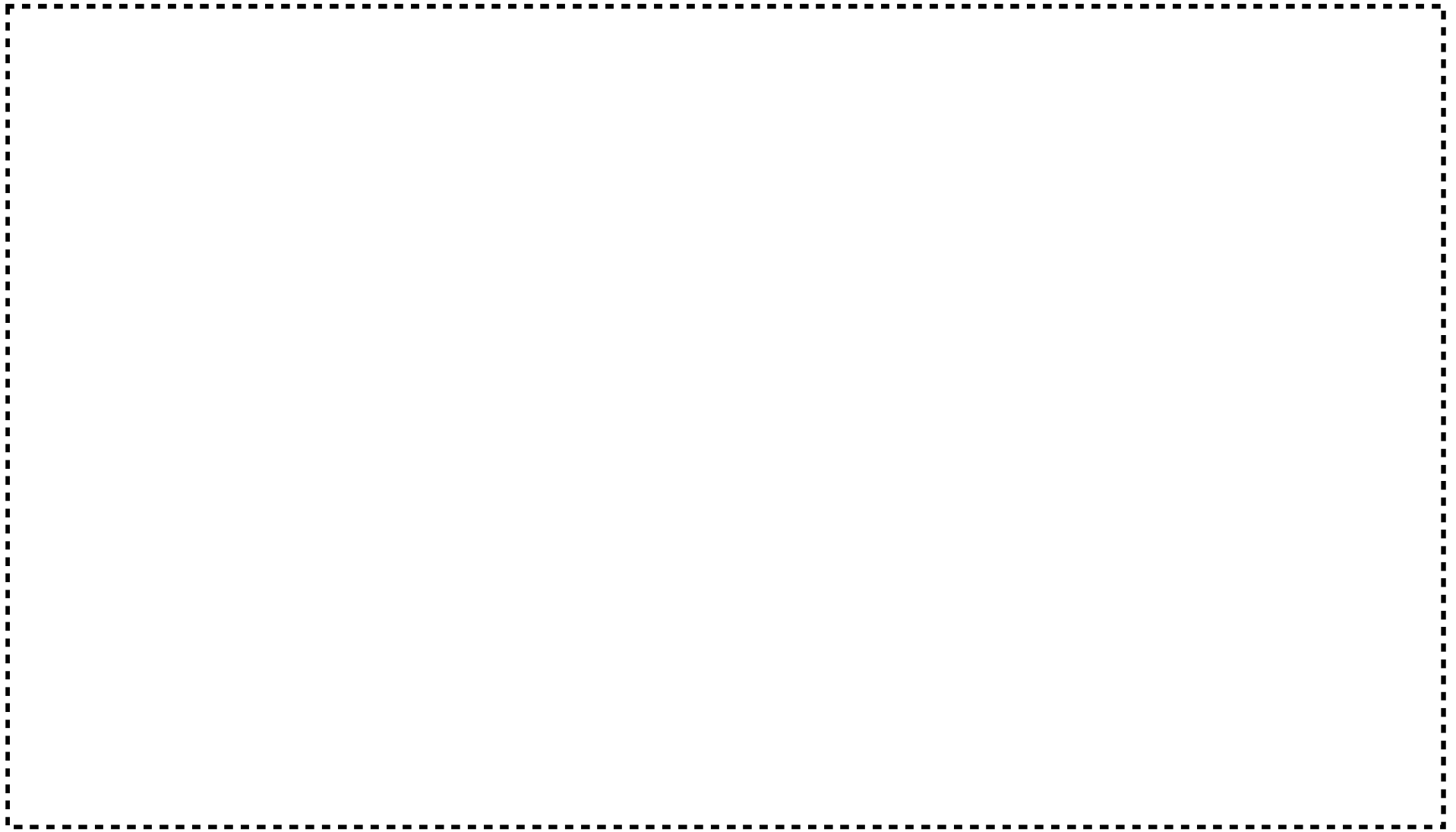


図ハ-2-1-3-4 8 第2加工棟 既設溢水対策一覧表



図ハ-2-1-3-49 第2加工棟 地下貯槽ピット・液溜 配置図

273



図ハ-2-1-3-50 地下貯槽ピット 詳細図1



図ハ-2-1-3-5 1 地下貯槽ピット 詳細図2

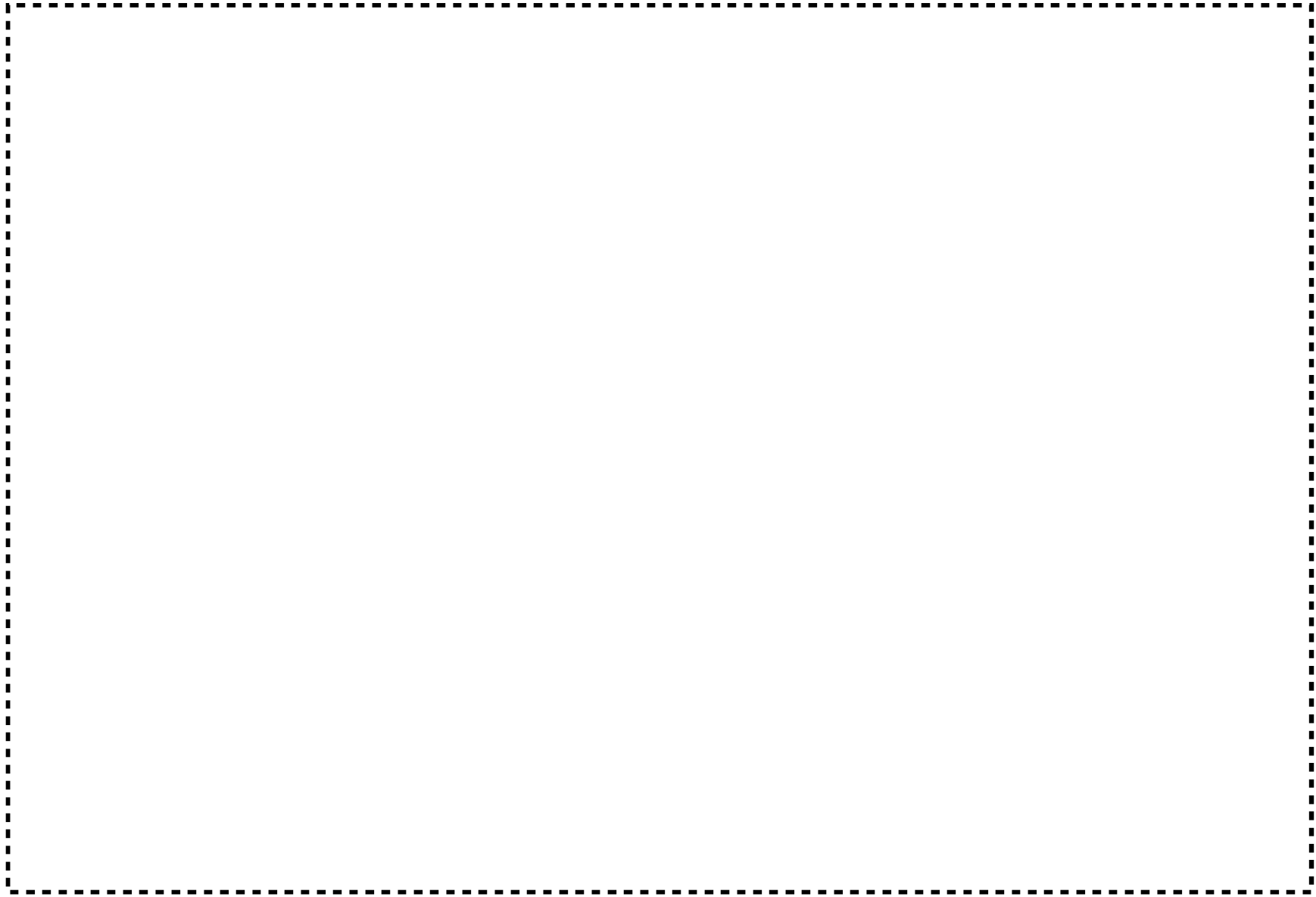


図ハ-2-1-4-1 第2加工棟 建具配置図 1階





図ハ-2-1-4-2 第2加工棟 建具配置図 中2階



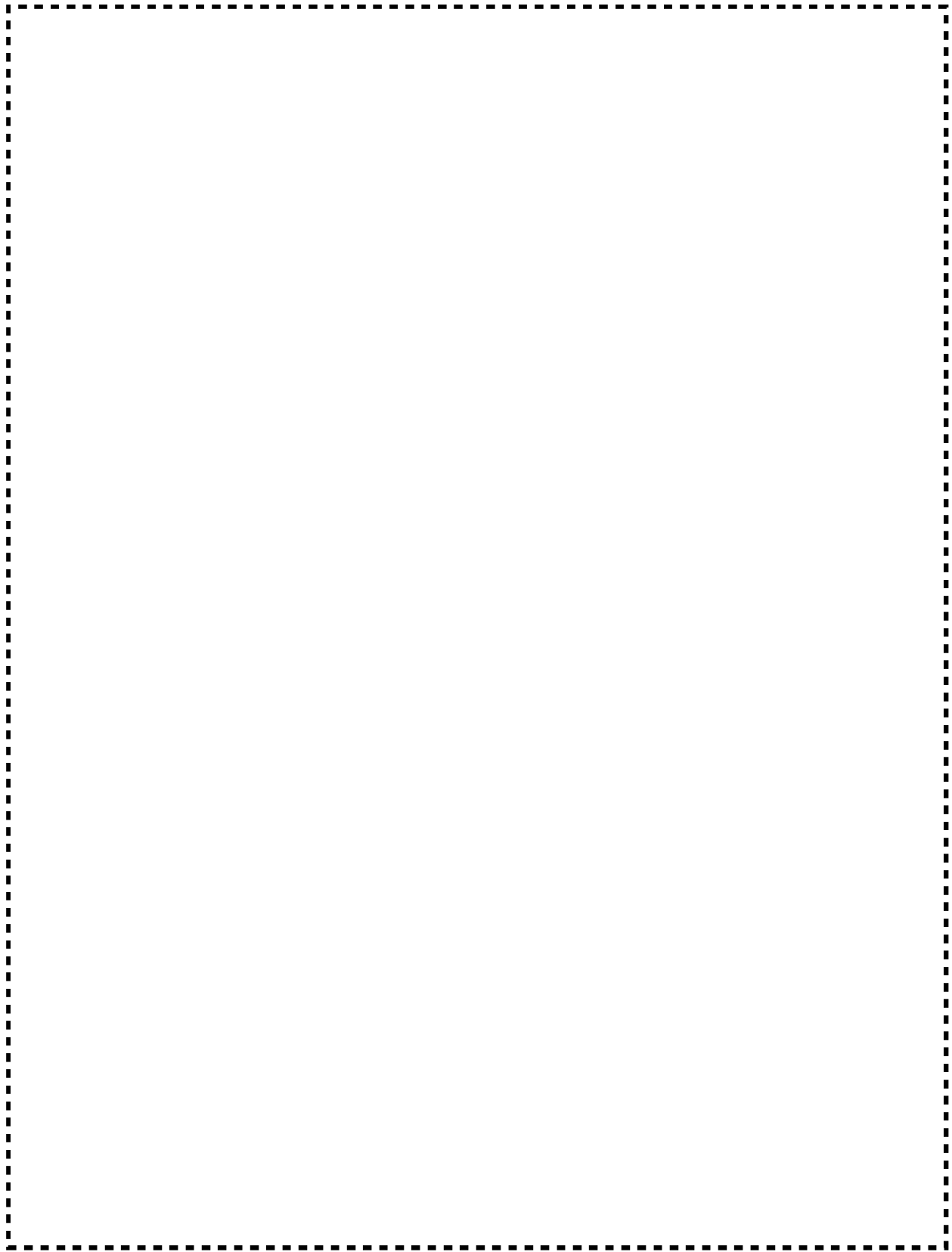
図八-2-1-4-3 第2加工棟 建具配置図 2階



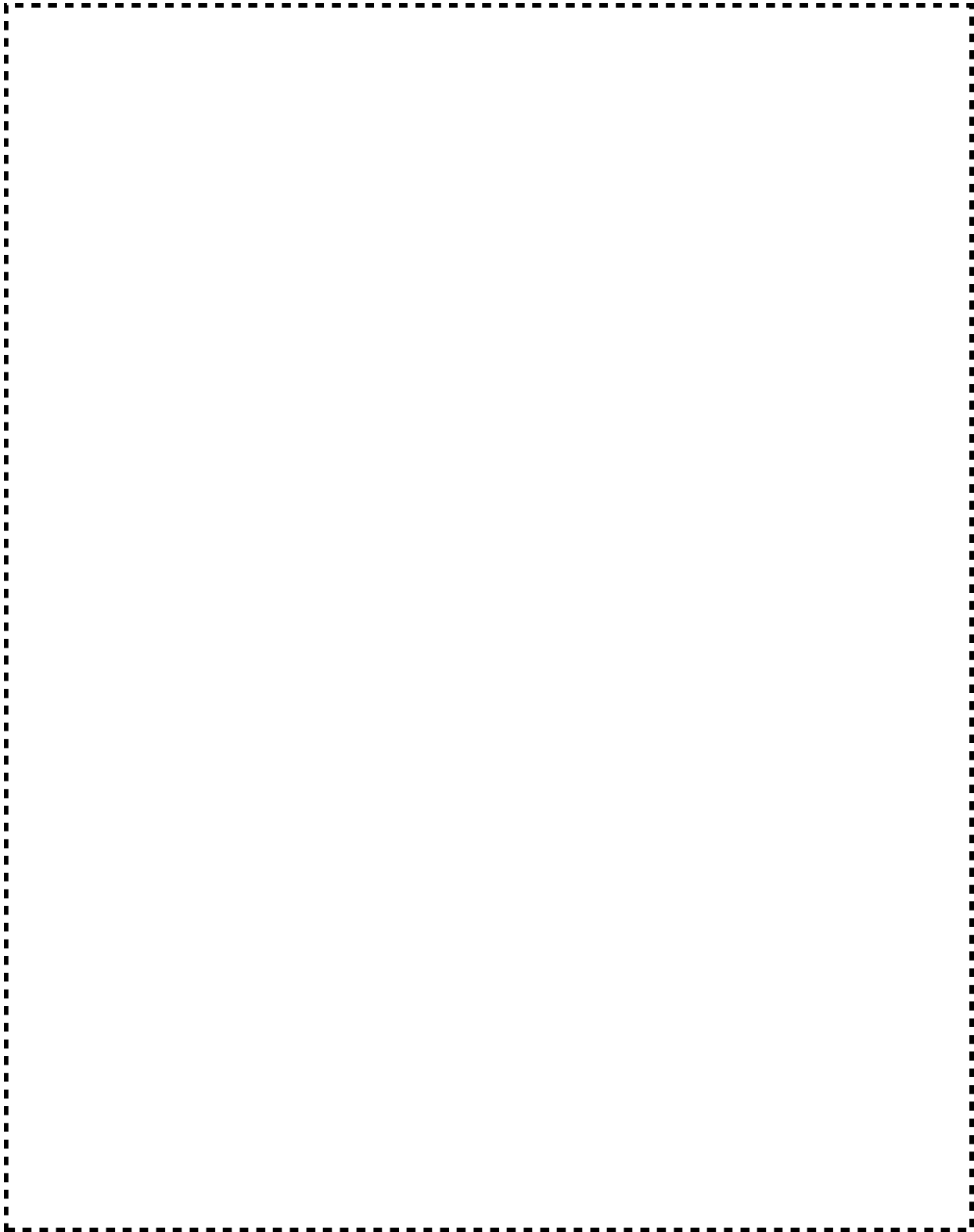
図八-2-1-4-4 第2加工棟 建具配置図 3階



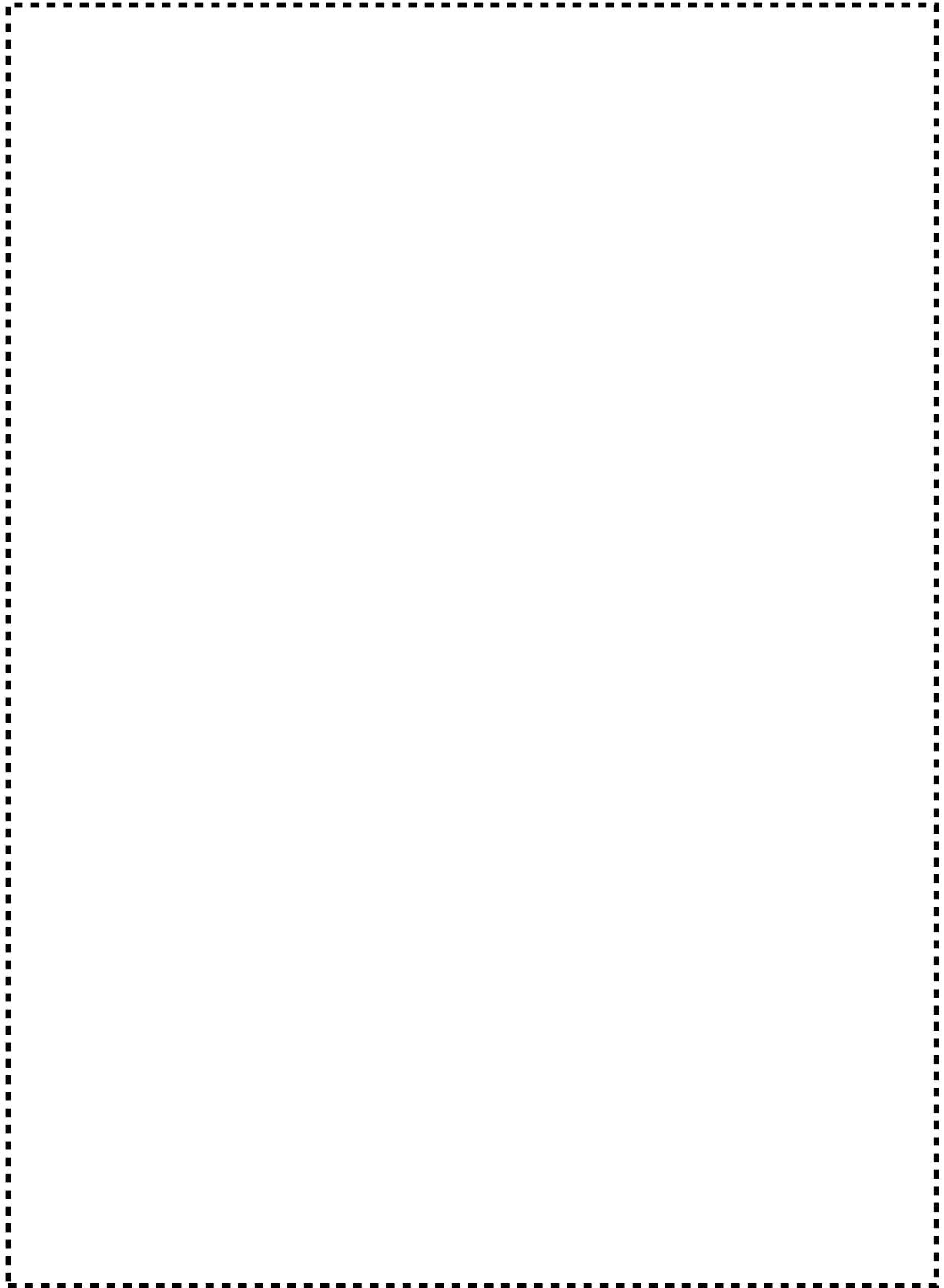
図八-2-1-4-5 第2加工棟 建具配置図 4階



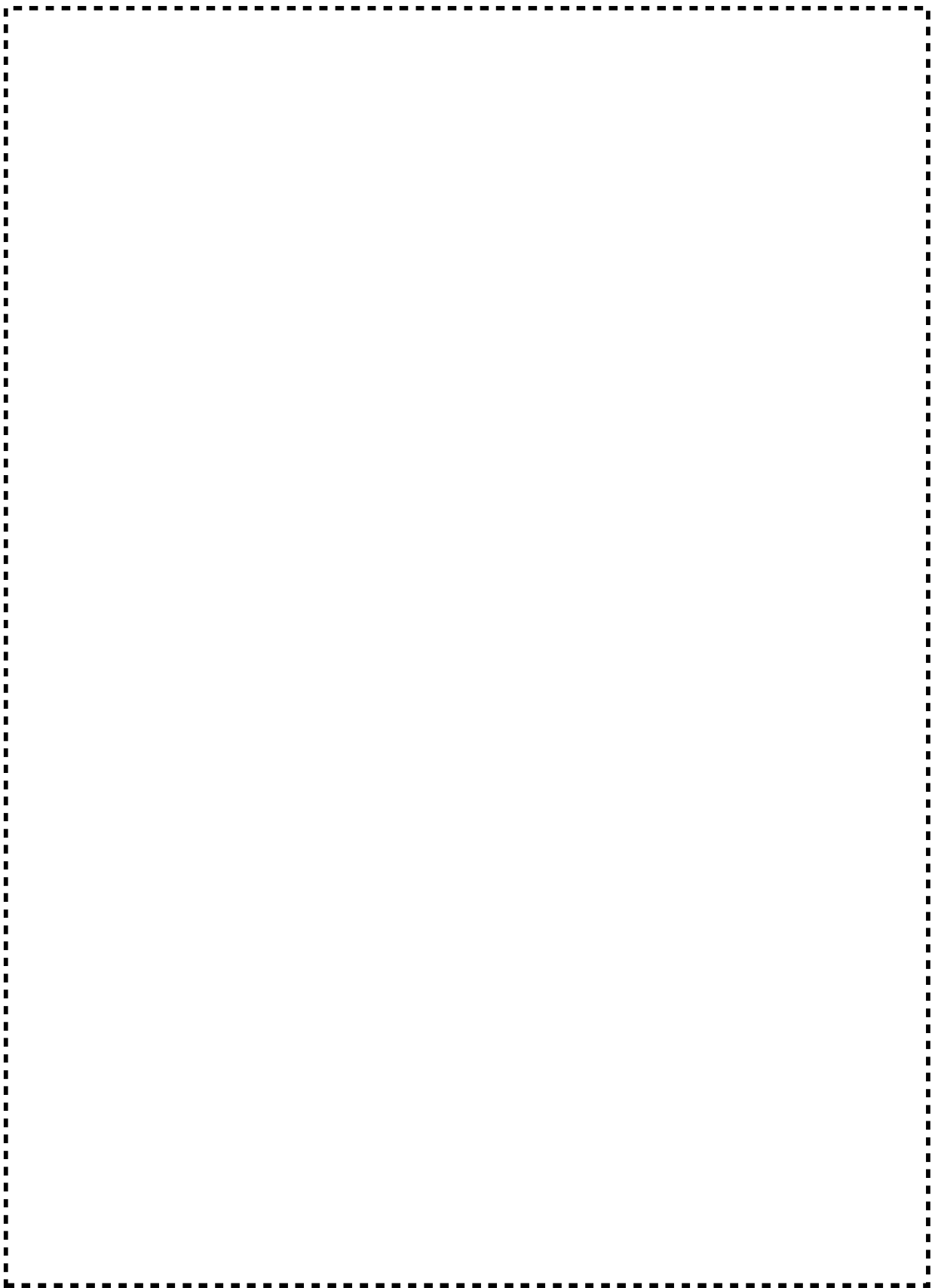
図ハ-2-1-4-6 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 1



図ハ-2-1-4-6 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (1階) 2

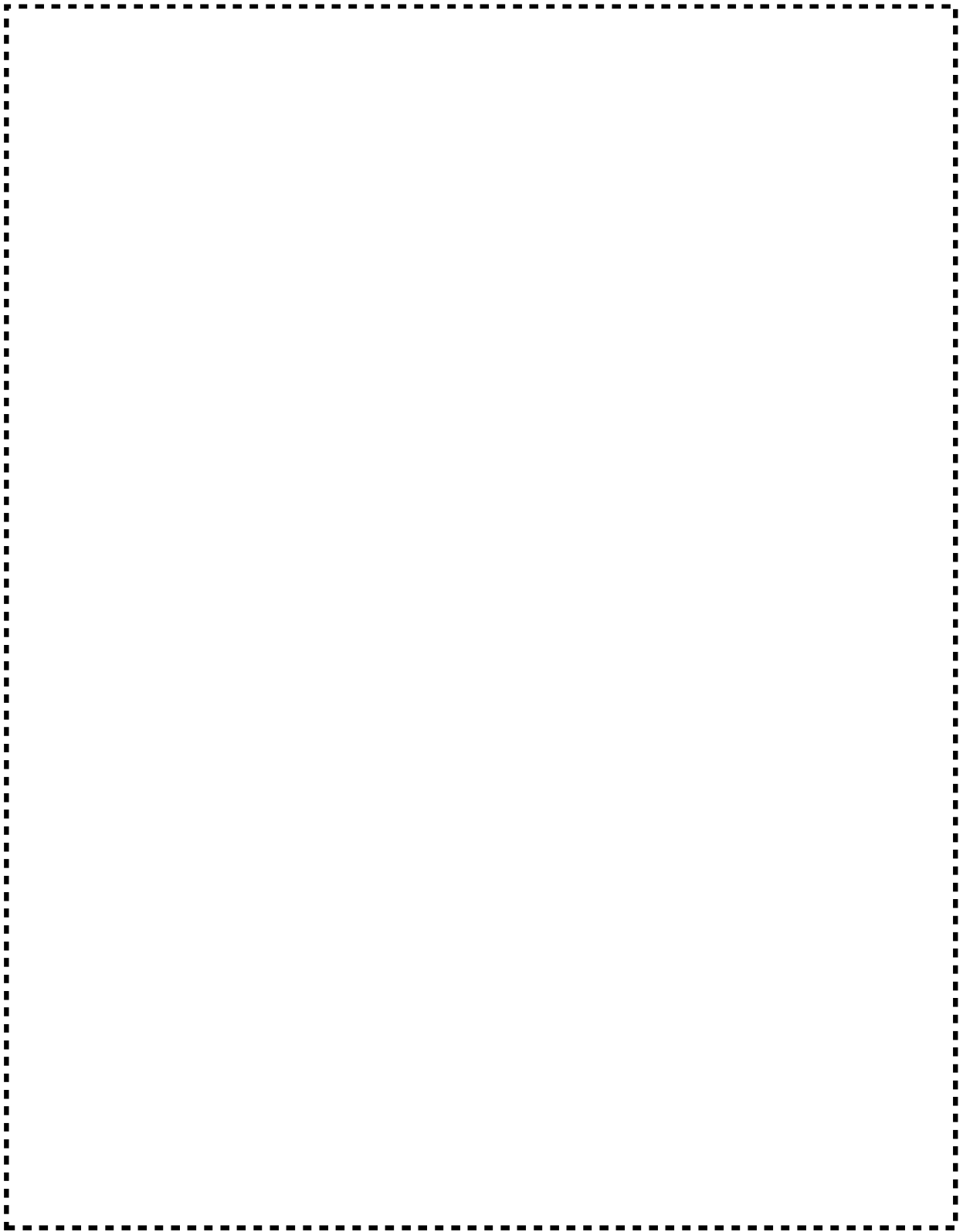


図ハ－２－１－４－７（１） 第２加工棟 安全機能を有する建具（中２階・２階） 1

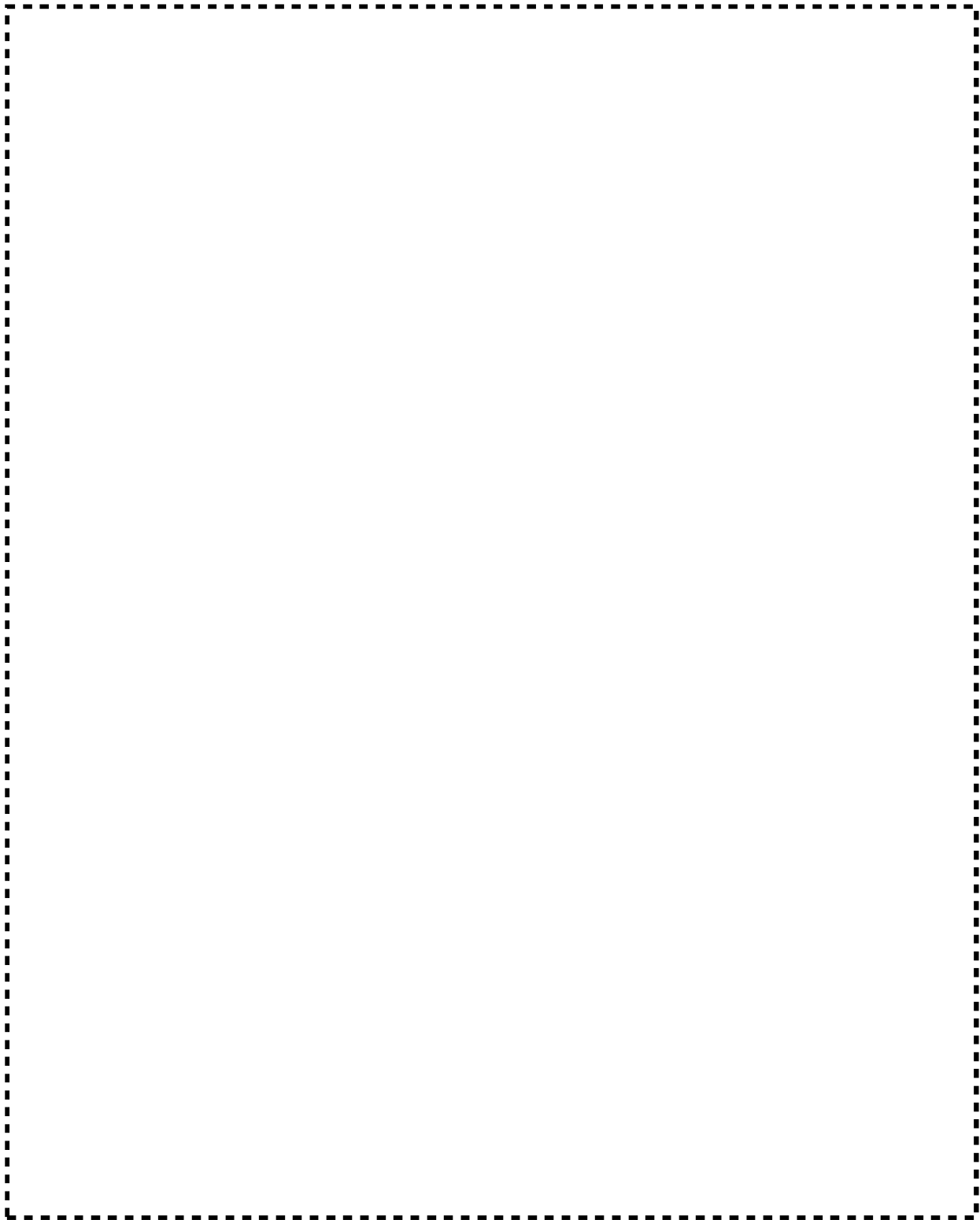


図ハ-2-1-4-7 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (中2階・2階) 2





図ハ-2-1-4-8 (1) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 1



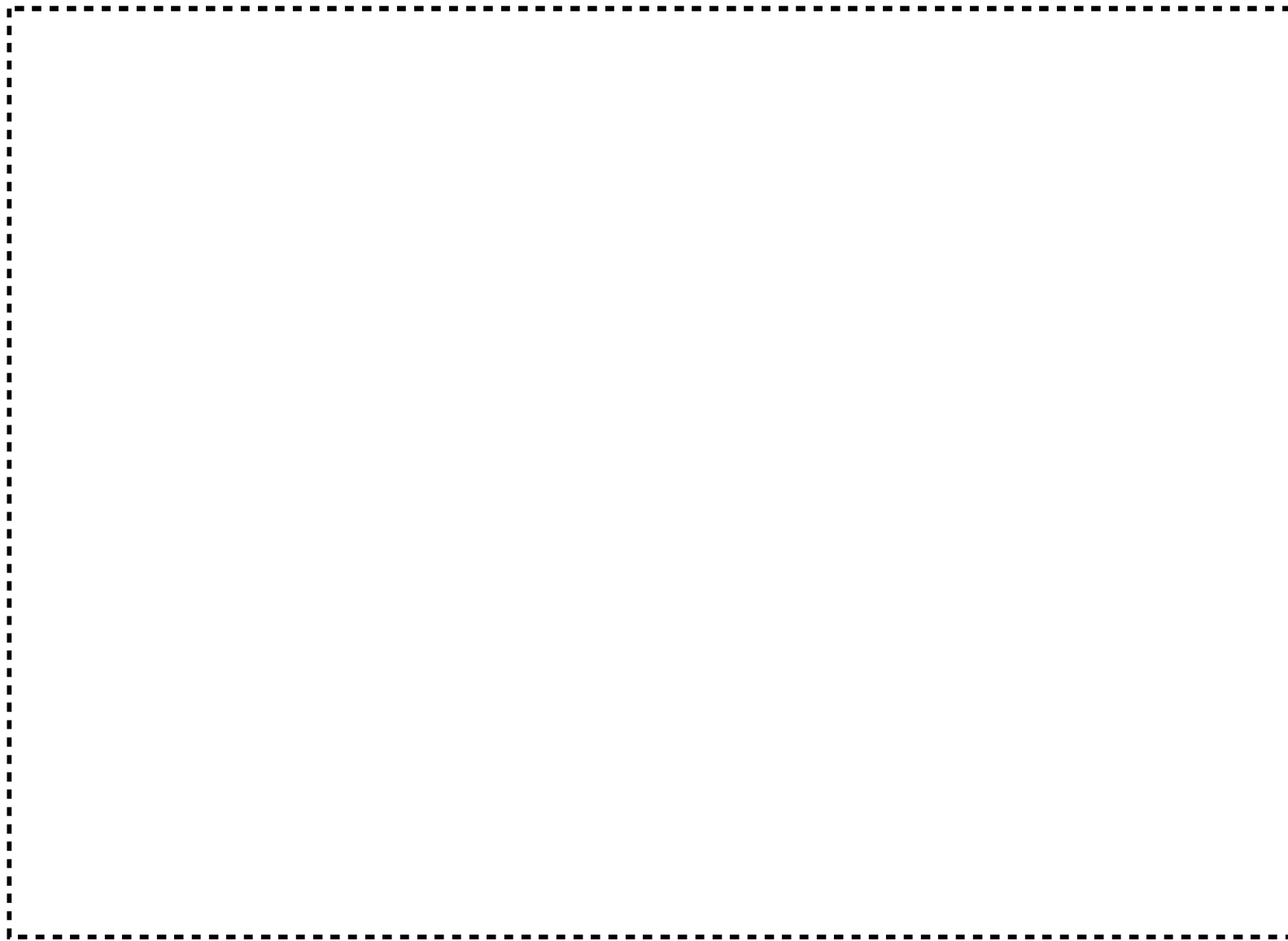
図ハ-2-1-4-8 (2) 第2加工棟 安全機能を有する建具 (3階・4階) 2



図八-2-1-4-9 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図1

図八-2-1-4-10 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図2

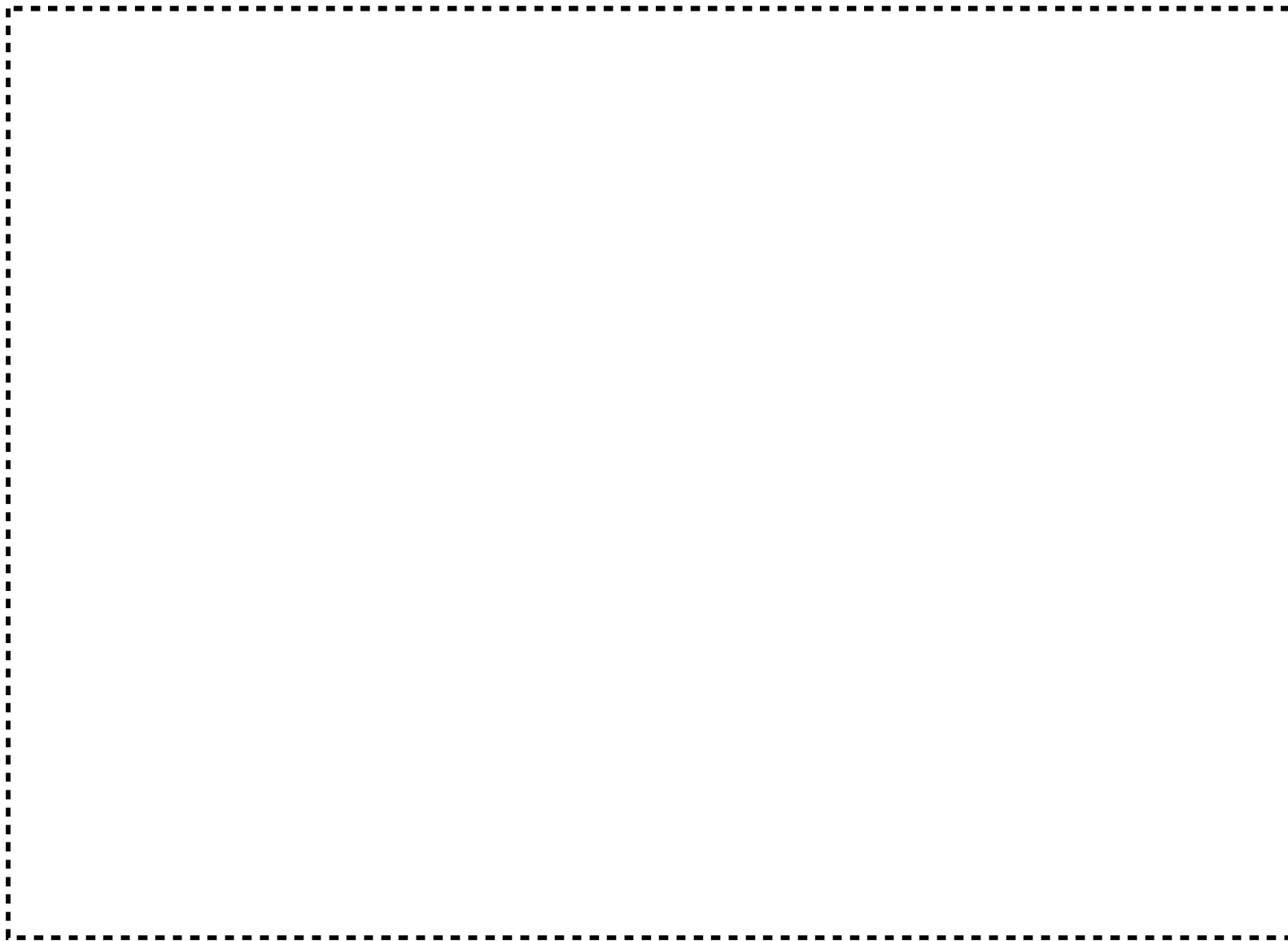
図八-2-1-4-1 1 第2加工棟 改造鋼製建具 姿図3



図八-2-1-4-12 第2加工棟 1-1 改造鋼製建具詳細図 部材表

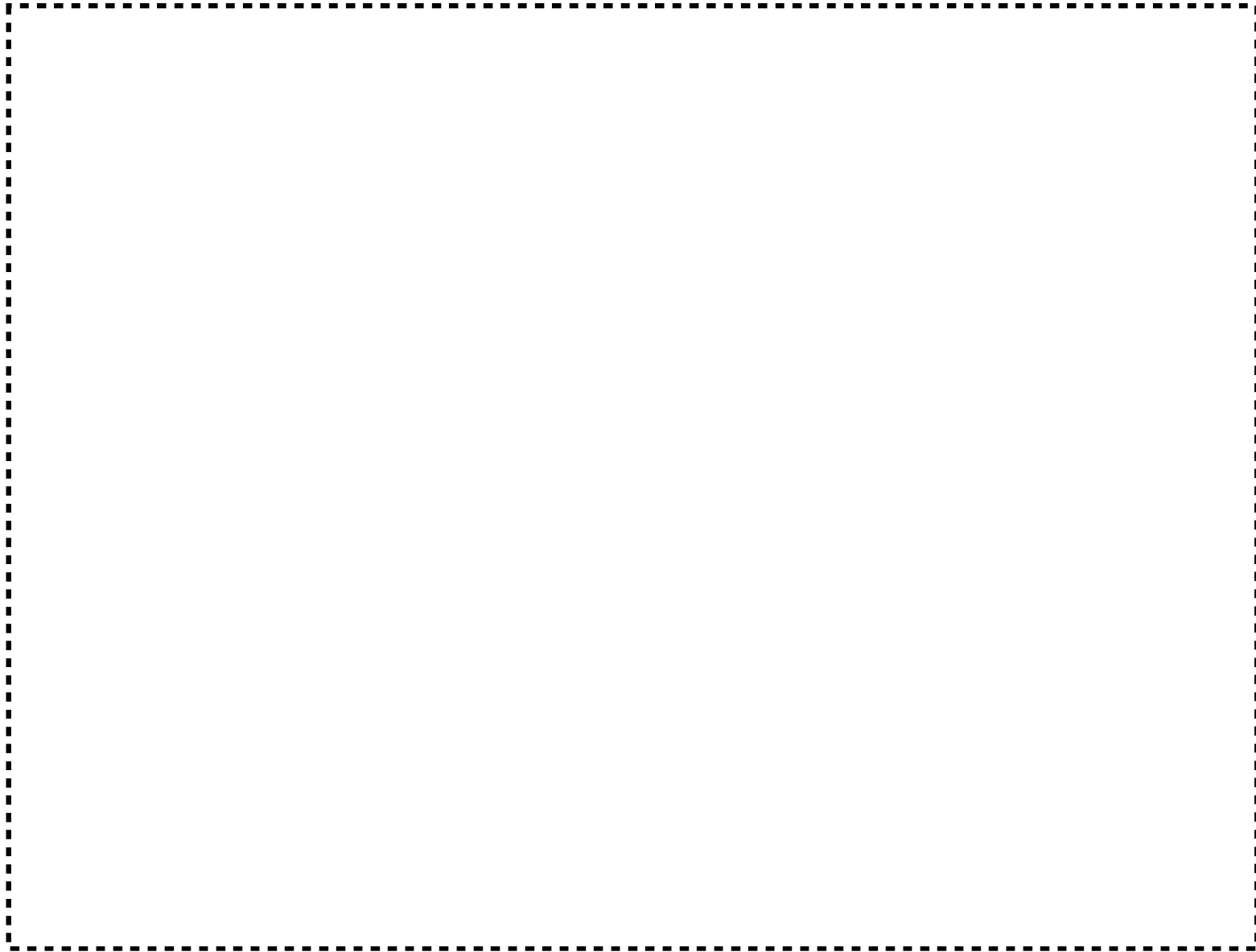


図八-2-1-4-13 第2加工棟 1-2 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-14 第2加工棟 1-4、1-11 改造鋼製建具詳細図 部材表





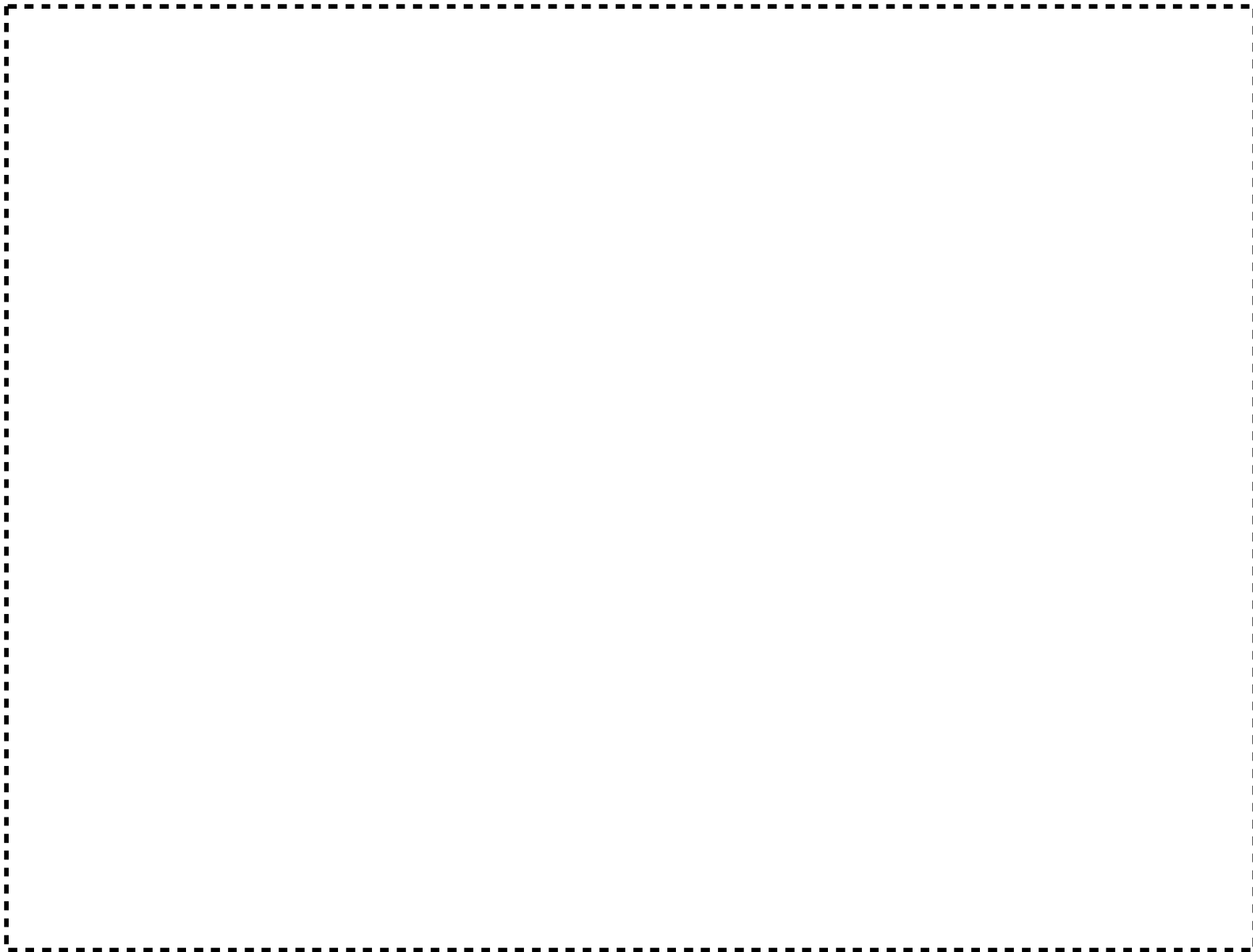
図ハ-2-1-4-15 第2加工棟 1-7、1-9 改造鋼製建具詳細図 部材表



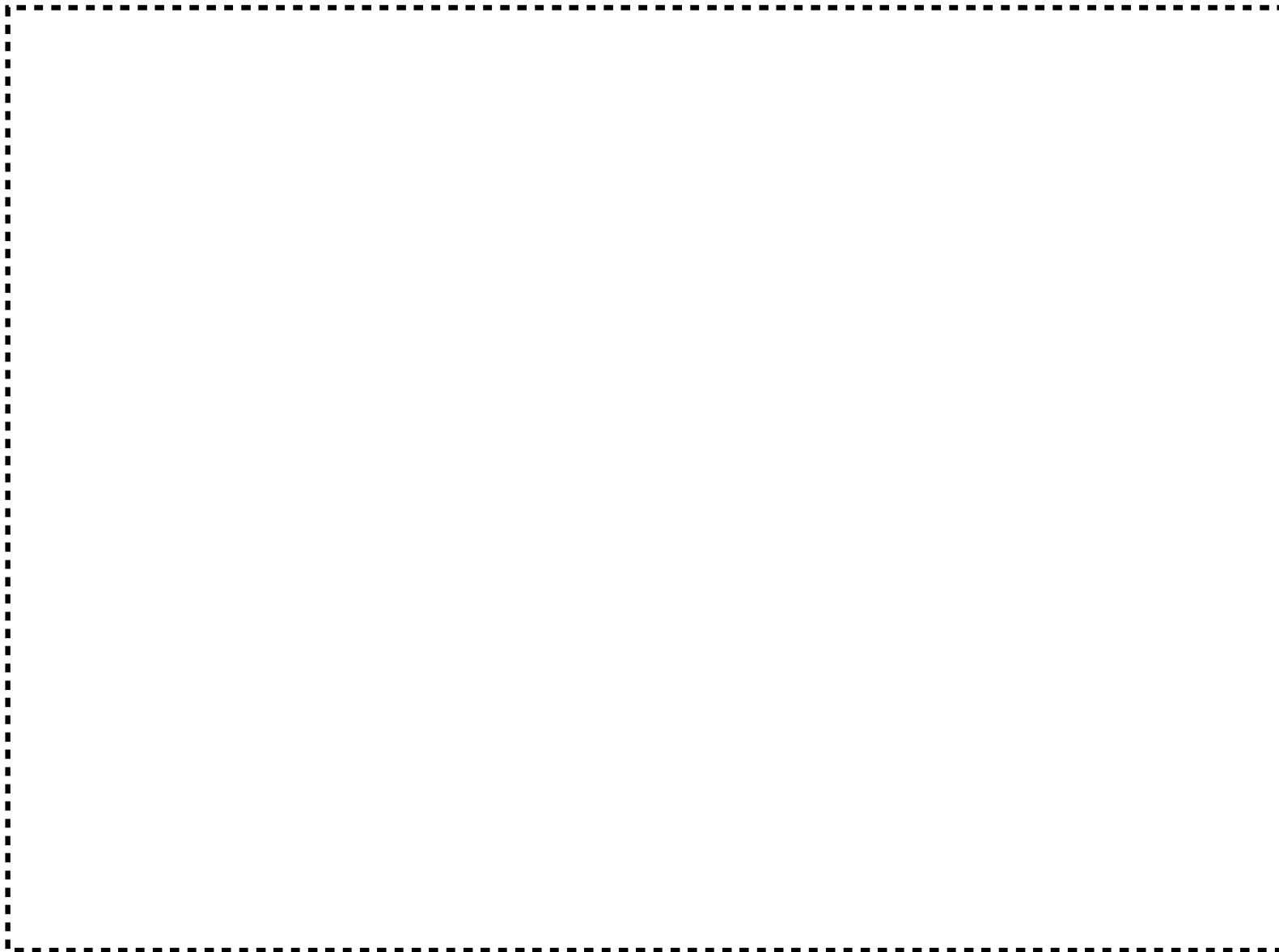
図八-2-1-4-16 第2加工棟 1-8 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-17 第2加工棟 2-1、2-2、2-5、2-6、3-1、4-a 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-18 第2加工棟 2-3、2-4、3-3、3-4 改造鋼製建具詳細図 部材表



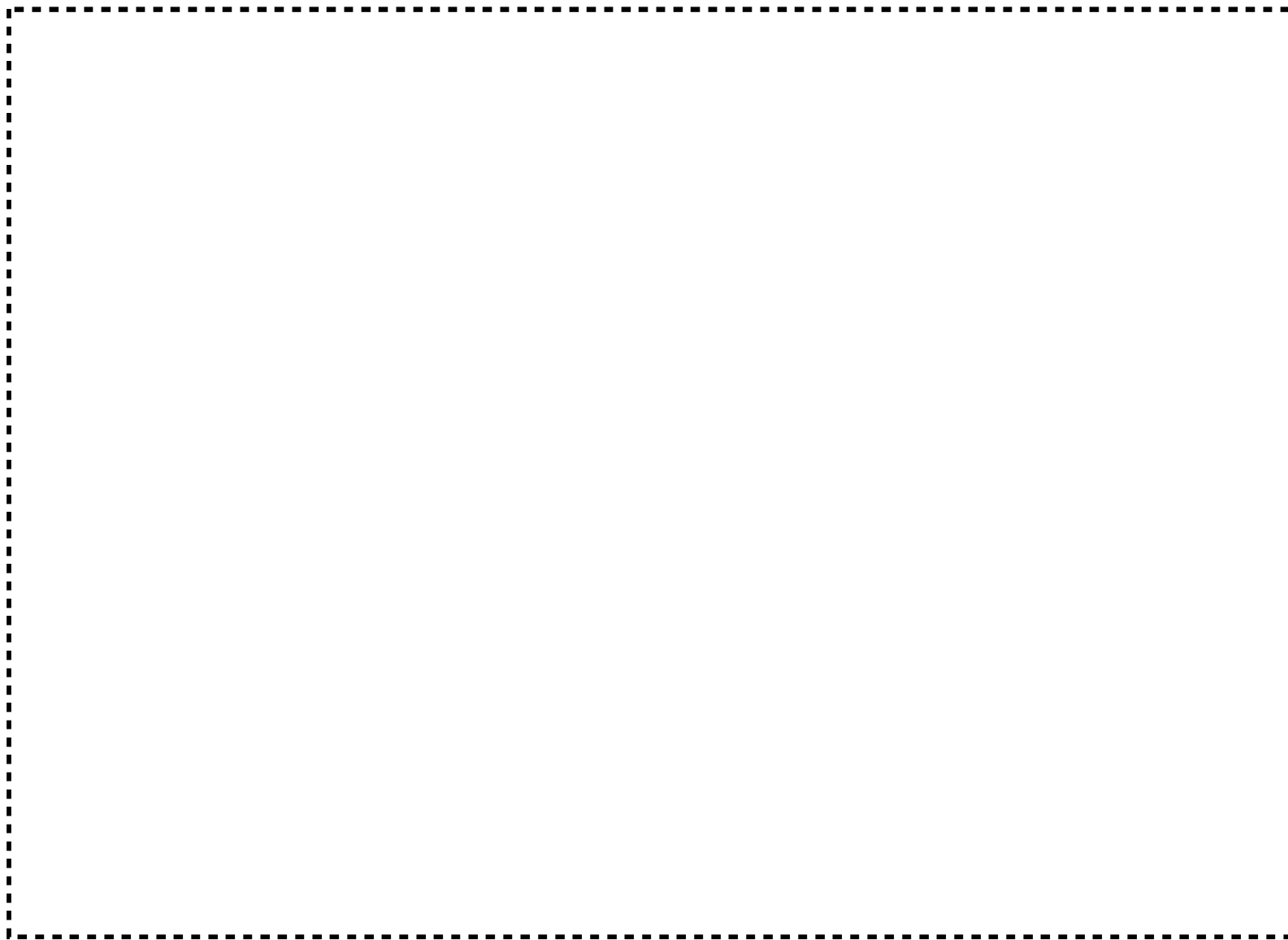
図八-2-1-4-19 第2加工棟 3-2 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-20 第2加工棟 3-5 改造鋼製建具詳細図 部材表



図八-2-1-4-2 1 第2加工棟 3-6 改造鋼製建具詳細図 部材表



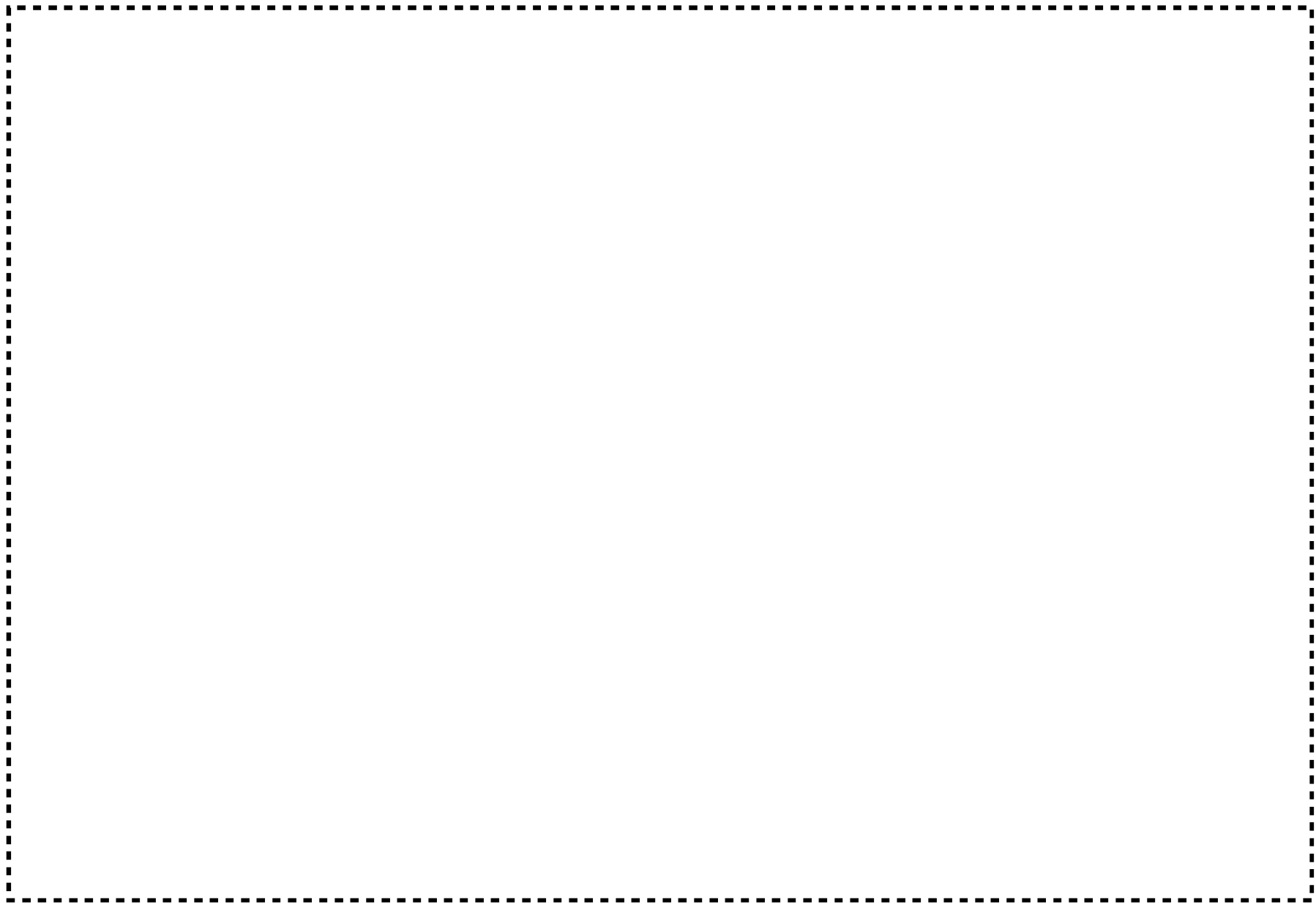
図八-2-1-4-2 2 第2加工棟 4-1 改造鋼製建具詳細図 部材表



300



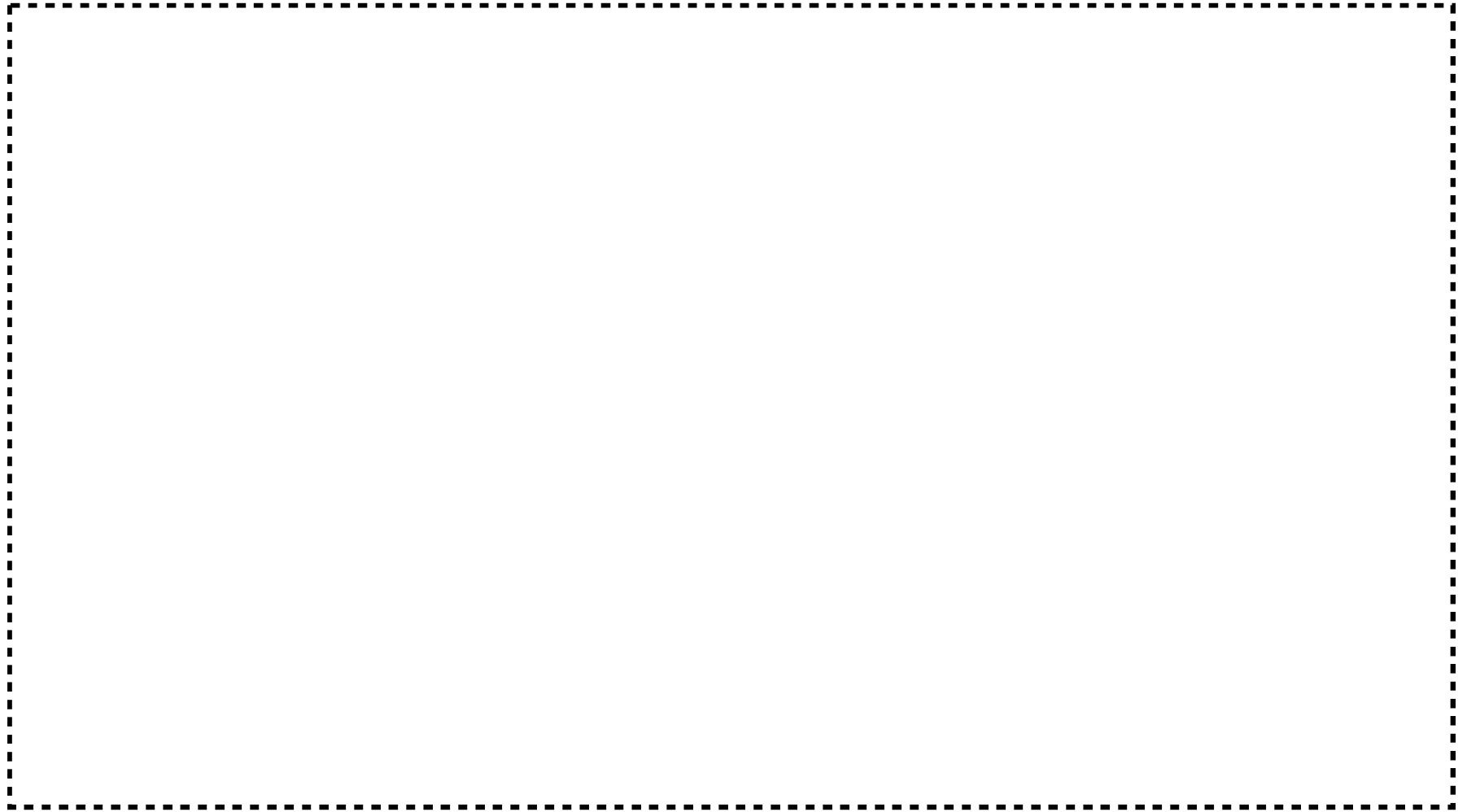
図八-2-1-4-23 第2加工棟 4-2 改造鋼製建具詳細図 部材表



図ハ-2-1-4-24 第2加工棟 1-6、1-10 大型搬入口扉詳細図



図ハ-2-1-5-1 (1) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟)



図ハ-2-1-5-1 (2) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 1階)

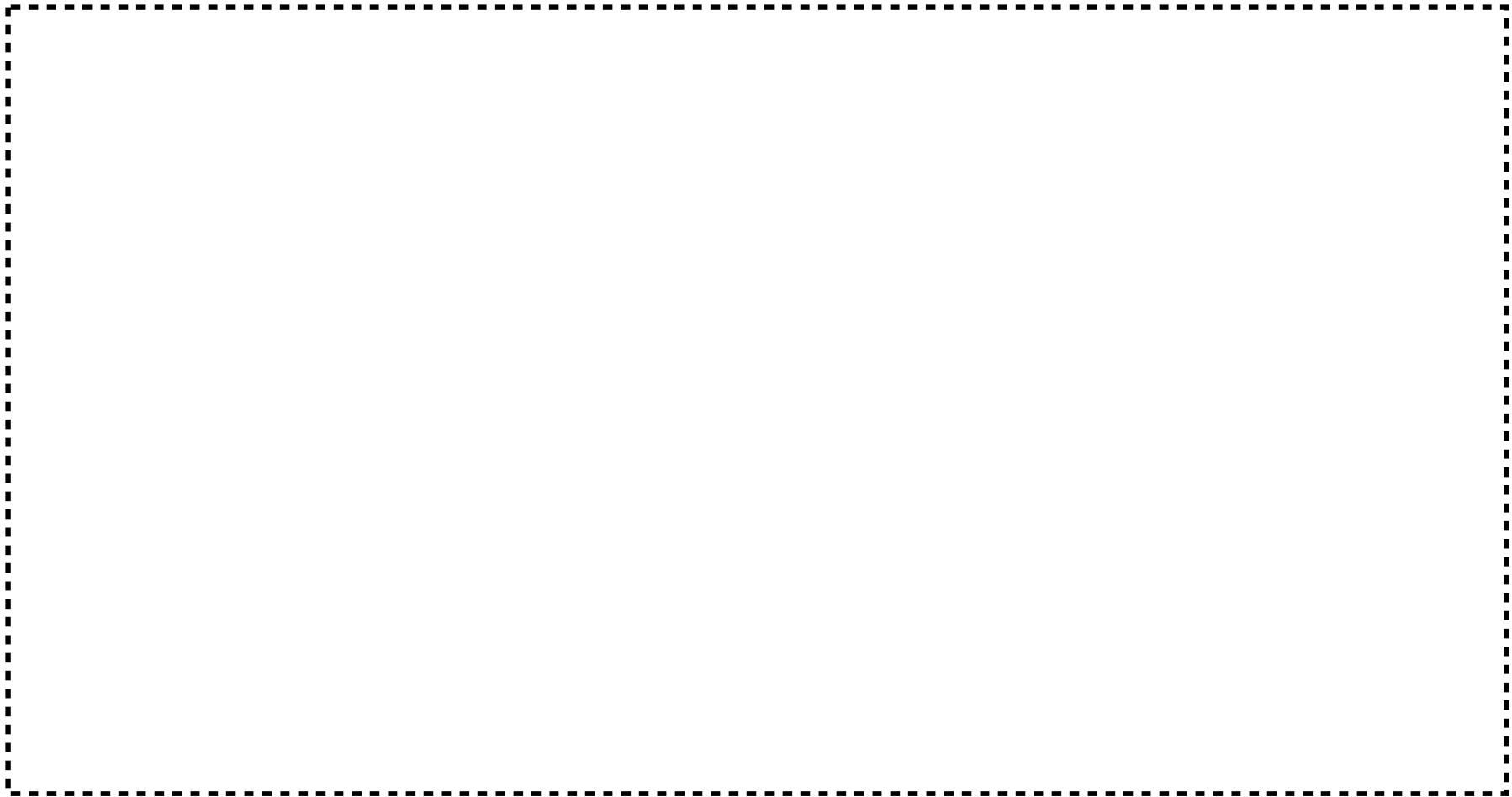


図ハ-2-1-5-1 (3) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 中2階)

305



図ハ-2-1-5-1 (4) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 2階)

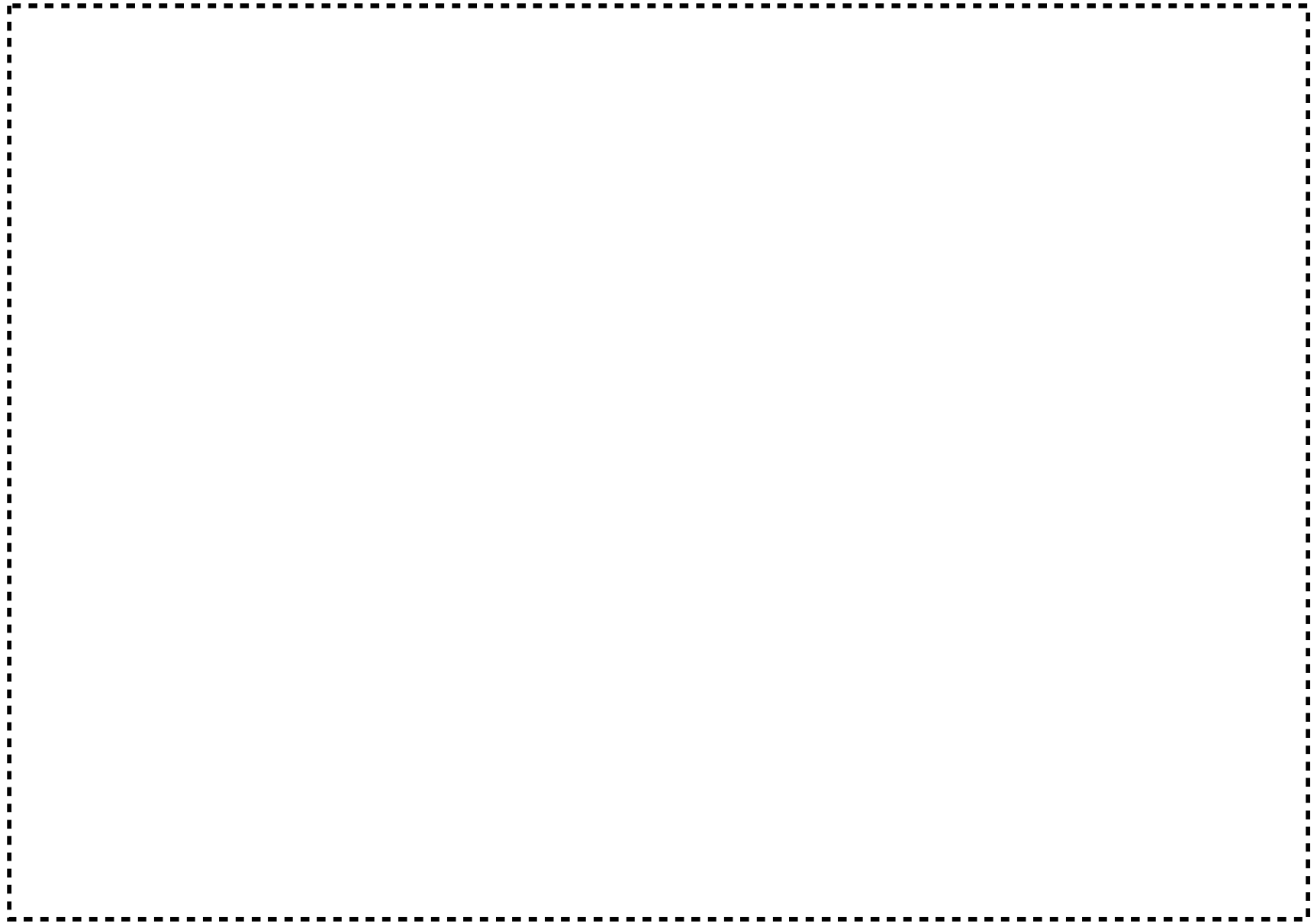


図ハ-2-1-5-1 (5) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 3階)



図ハ-2-1-5-1 (6) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 平面図 4階)





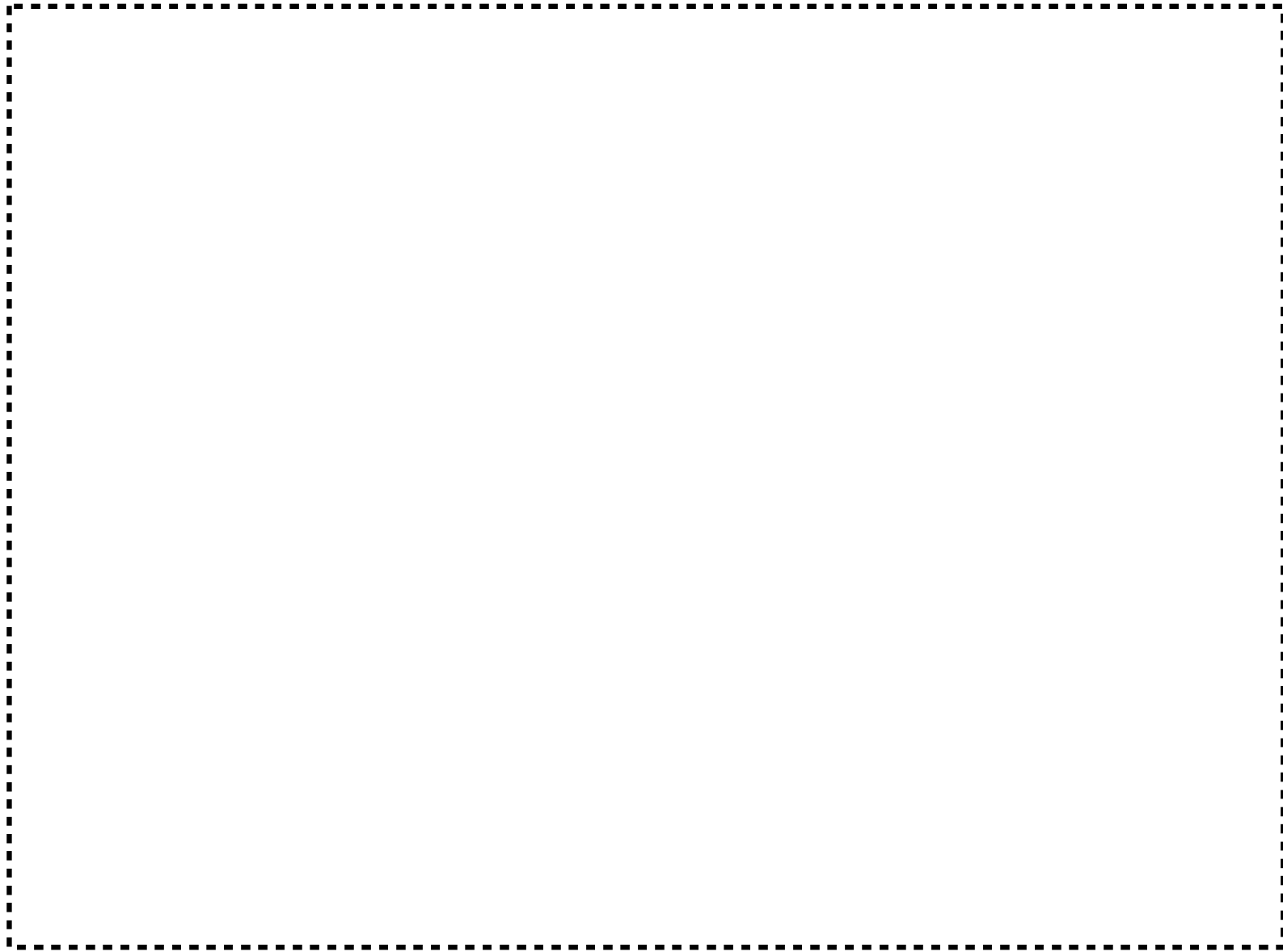
図ハ-2-1-5-1 (7) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 A通り、A1通り)



図ハ-2-1-5-1 (8) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B通り、B0通り)



図ハ-2-1-5-1 (9) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B1通り、B2通り)



図ハ-2-1-5-1 (10) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 B3通り、C0通り)



図ハ-2-1-5-1 (11) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 C通り、C1通り)



図ハ-2-1-5-1 (12) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 D通り)



図ハ-2-1-5-1 (13) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 1通り、2A通り、2B通り、2C通り)



図ハ-2-1-5-1 (14) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 3通り、5通り、6通り、6A通り)

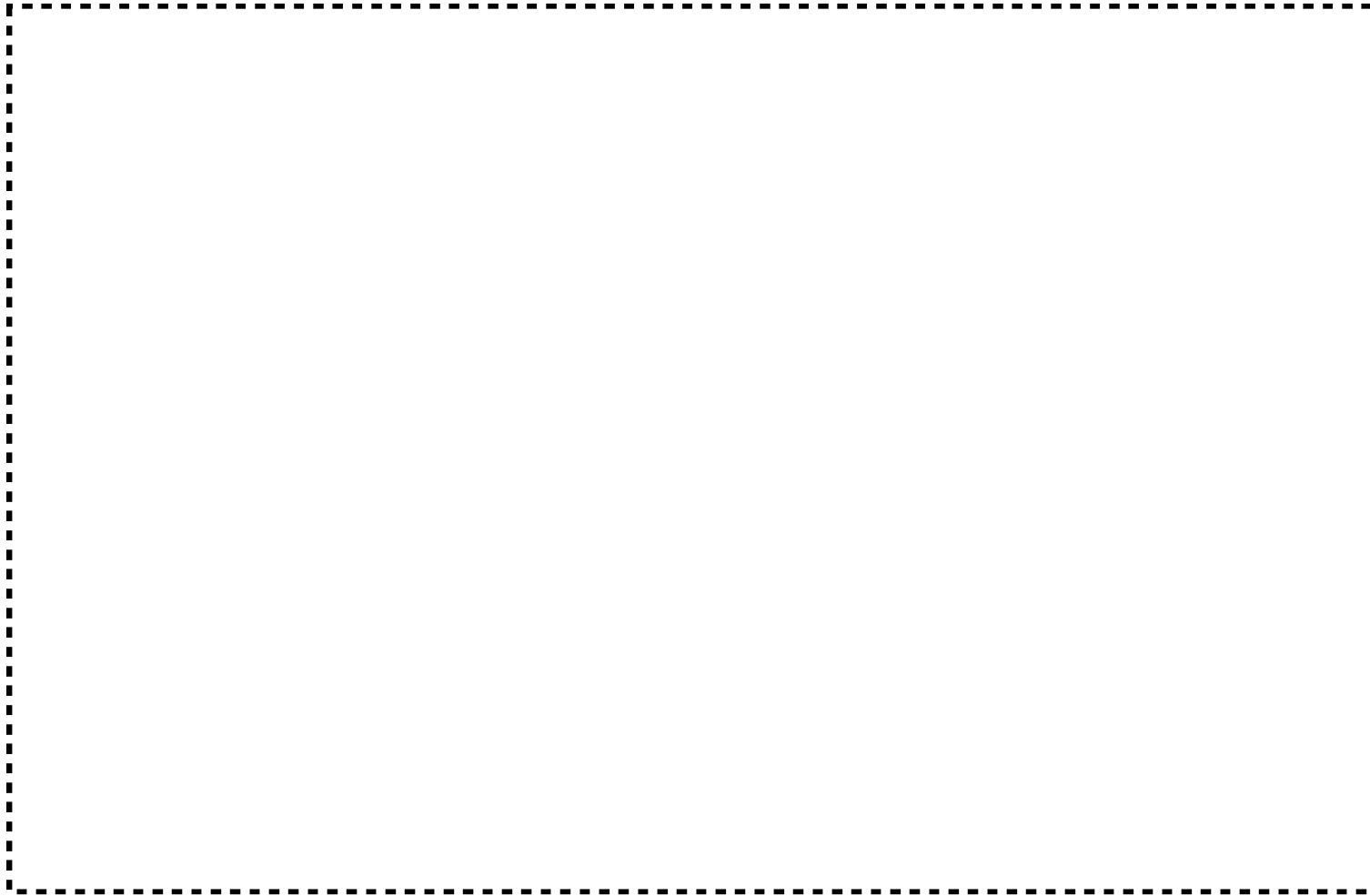




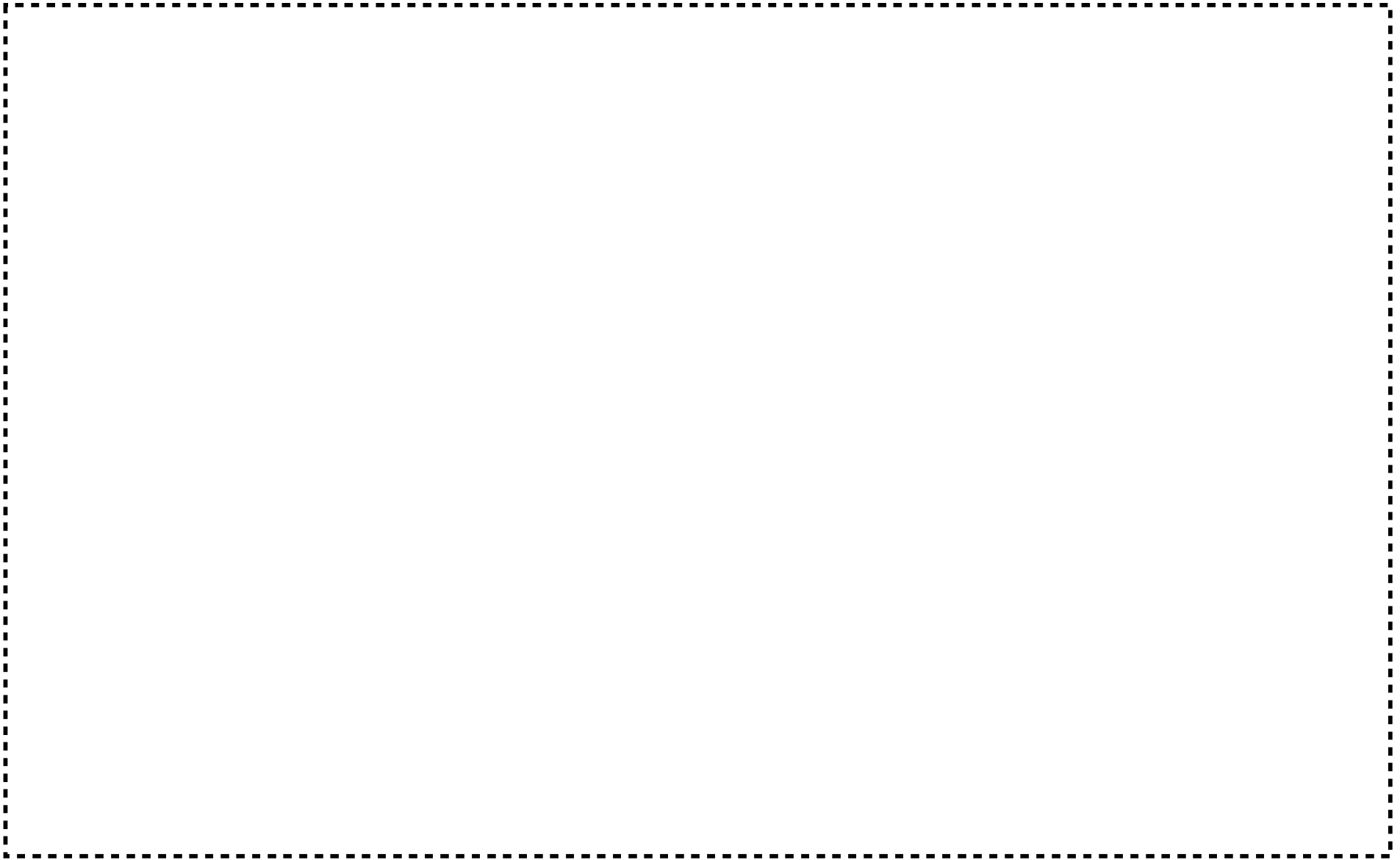
図ハ-2-1-5-1 (15) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 7通り、8通り、8B通り、9通り)



図ハ-2-1-5-1 (16) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 9A通り、9B通り、10通り、11通り)



図ハ-2-1-5-1 (17) 直接線の評価で考慮した壁厚等 (第2加工棟 断面図 12通り)



図ハ-2-1-5-2 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置関係



図ハ-2-1-5-3 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係



図ハ-2-1-5-4 敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置



図ハ-2-1-5-5 敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置

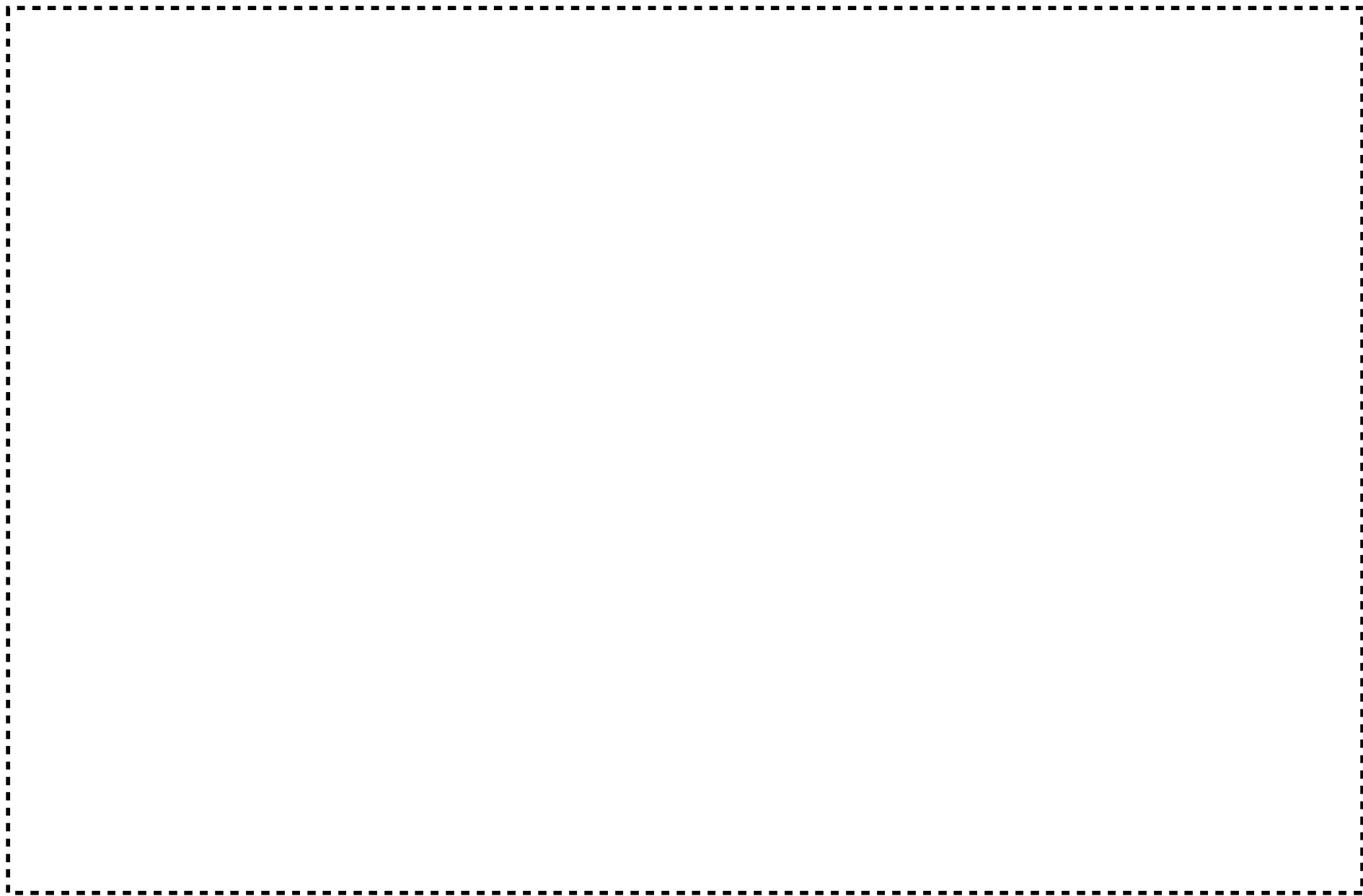


図ハ-2-1-5-6 加工施設と町道の位置関係

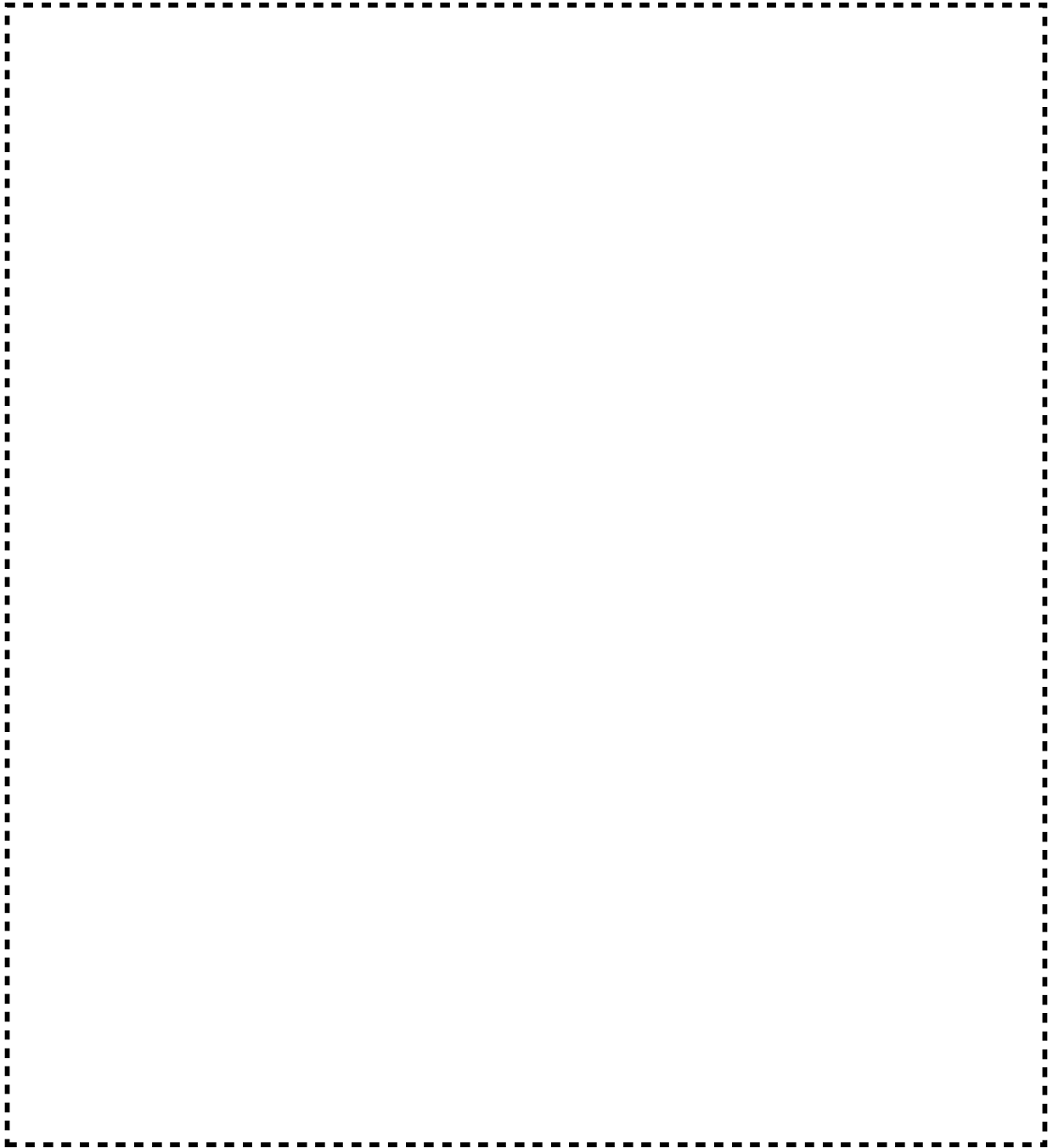




図八-2-1-5-7 第2加工棟 管理区域区分



図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火災区画



図ハ-2-1-5-9 想定する航空機落下火災位置

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 第2加工棟

- ①外壁の改造
- ②外部扉の改造
- ③コンクリート充填扉の新設
- ④防護壁の新設
- ⑤防護柵の新設
- ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止
- ⑦防火区画等の改造
- ⑧堰、グレーチング及び扉の改造

### (1) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を策定し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。

- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。

- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

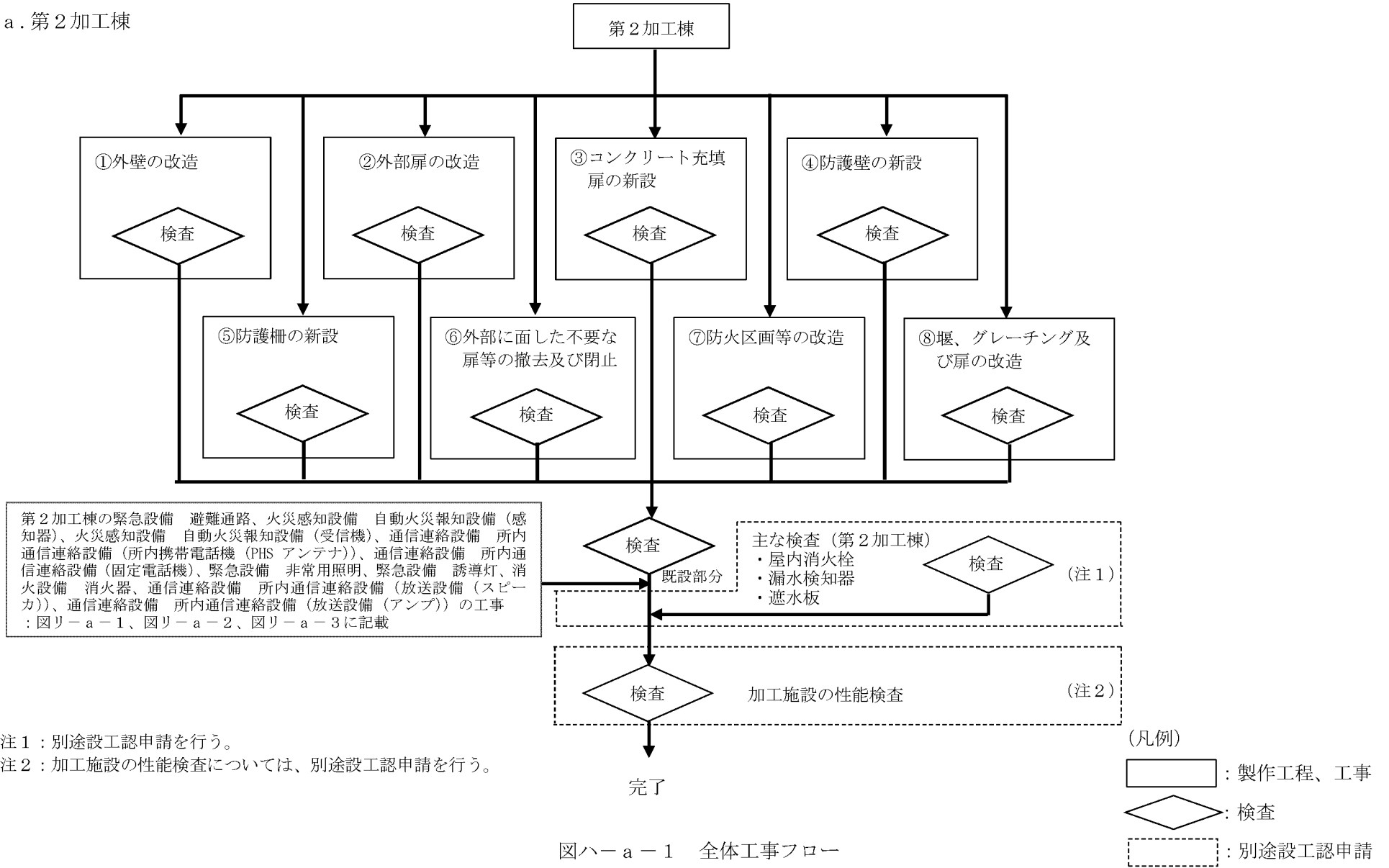
## (2) 工事手順

### a. 第2加工棟

第2加工棟を図ハ－a－1に示す手順で改造する。

- ①外壁の改造：図ハ－a－1－1に示す手順で、図ハ－2－1－1－3～図ハ－2－1－1－23、図ハ－2－1－1－29～図ハ－2－1－1－36、図ハ－2－1－3－1、図ハ－2－1－3－2及び図ハ－2－1－3－16～図ハ－2－1－3－20に示す既存建物の鉄筋コンクリート壁の外壁にコンクリートの増し打ちを行う。また、遮蔽のために開口部を鉄筋コンクリートで閉止する。
- ②外部扉の改造：図ハ－a－1－2に示す手順で、図ハ－2－1－1－11～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－4－1～図ハ－2－1－4－23に示す既存建物の外部扉の改造を行う。
- ③コンクリート充填扉の新設：図ハ－a－1－3に示す手順で、図ハ－2－1－1－11、図ハ－2－1－3－3及び図ハ－2－1－3－4に示すコンクリート充填扉を新設する。
- ④防護壁の新設：図ハ－a－1－4に示す手順で、図ハ－2－1－1－11～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－3－5～図ハ－2－1－3－9に示す防護壁及び袖壁を外部扉前に新設する。
- ⑤防護柵の新設：図ハ－a－1－5に示す手順で、図ハ－2－1－1－12、図ハ－2－1－1－15～図ハ－2－1－1－17及び図ハ－2－1－3－10～図ハ－2－1－3－13に示す防護柵を外部扉前に新設する。
- ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止：図ハ－a－1－6に示す手順で、図ハ－2－1－1－11、図ハ－2－1－1－12、図ハ－2－1－1－15、図ハ－2－1－1－17、図ハ－2－1－3－14及び図ハ－2－1－3－15に示す外部扉、ガラリを撤去し、鉄筋コンクリートによる閉止の改造を行う。
- ⑦防火区画等の改造：図ハ－a－1－7に示す手順で、図ハ－2－1－1－37～図ハ－2－1－1－45、図ハ－2－1－3－21及び図ハ－2－1－4－7に示す既存防火区画を防火区画壁、防火区画床、防火板等による閉止及び防火シャッターの改造を行う。また、火災区域内において、第1種管理区域境界とそれ以外の区域の境界間仕切り壁及び境界扉等に防火性能を追加する改造を行う。
- ⑧堰、グレーチング及び扉の改造：図ハ－a－1－8に示す手順で、図ハ－2－1－1－46～図ハ－2－1－1－53及び図ハ－2－1－3－22～図ハ－2－1－3－51に示す堰及びグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉に改造する。

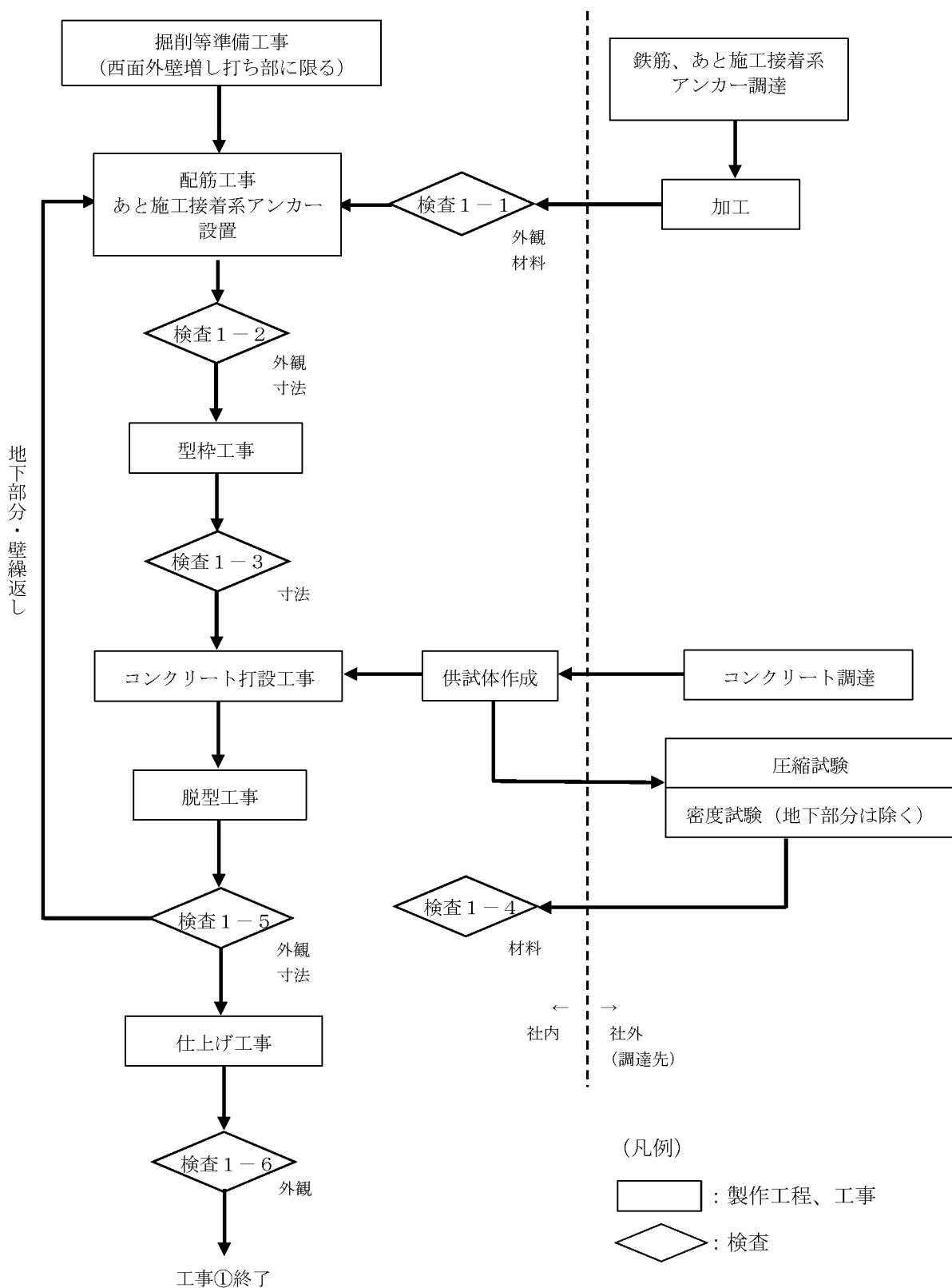
a. 第2加工棟



注1 : 別途設工認申請を行う。  
 注2 : 加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

図ハ-a-1 全体工事フロー

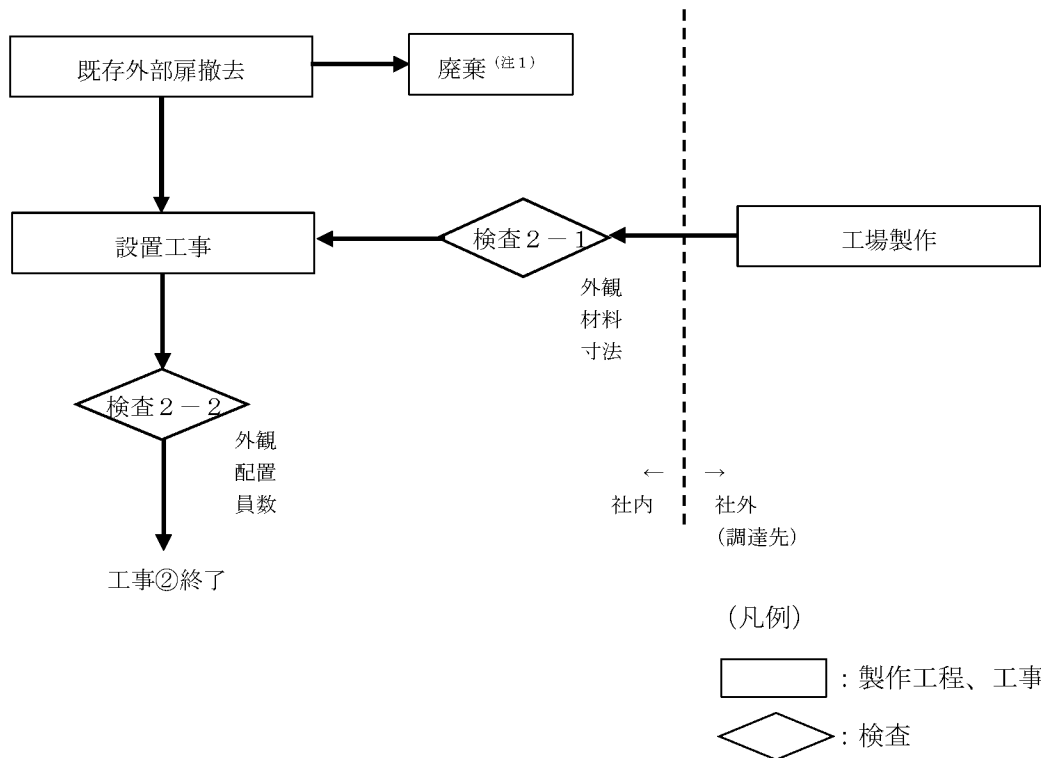
①外壁の改造



図ハ-a-1-1 個別工事フロー



②外部扉の改造 (注2)

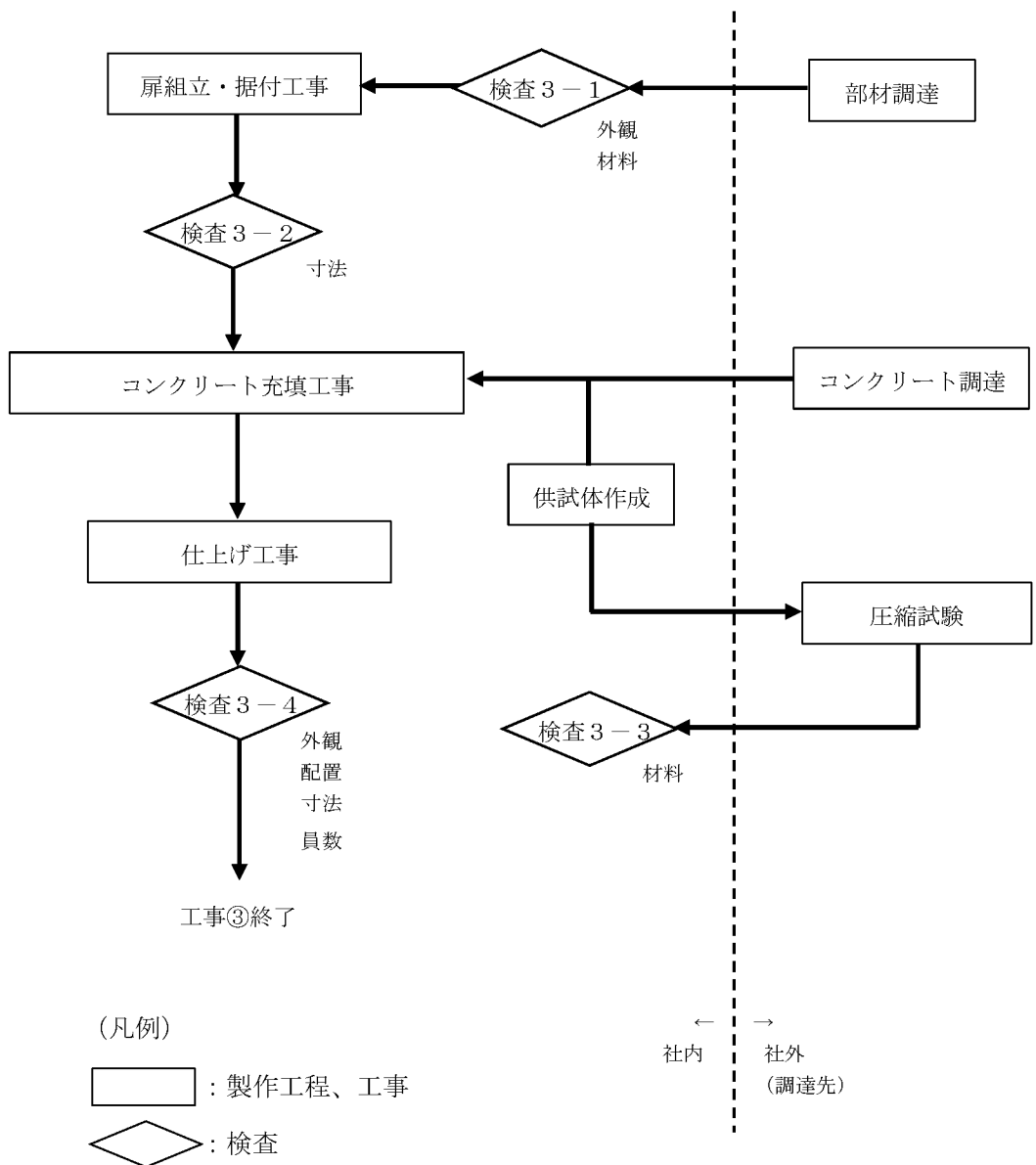


注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

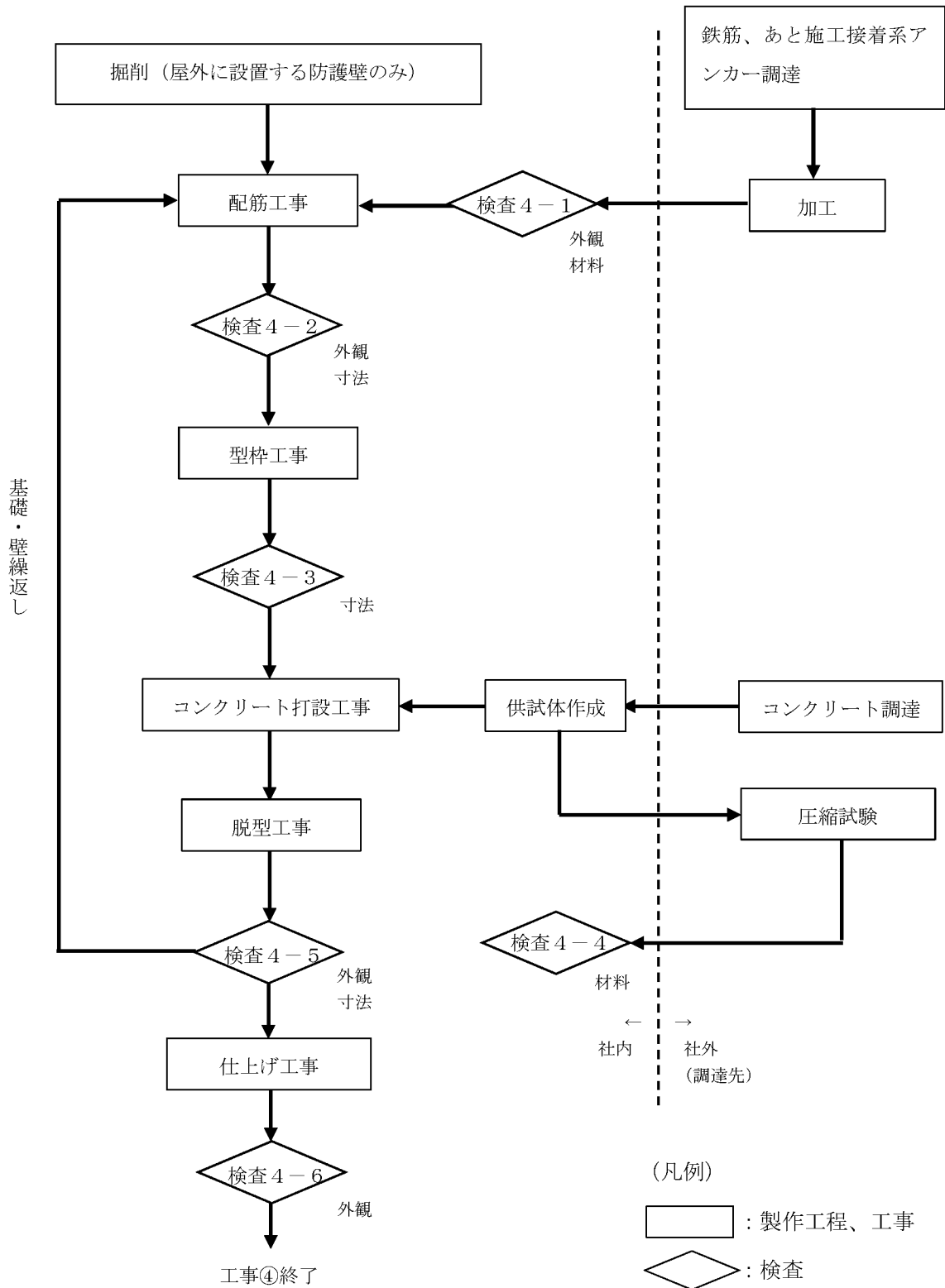
図ハ－a－1－2 個別工事フロー

③コンクリート充填扉の新設



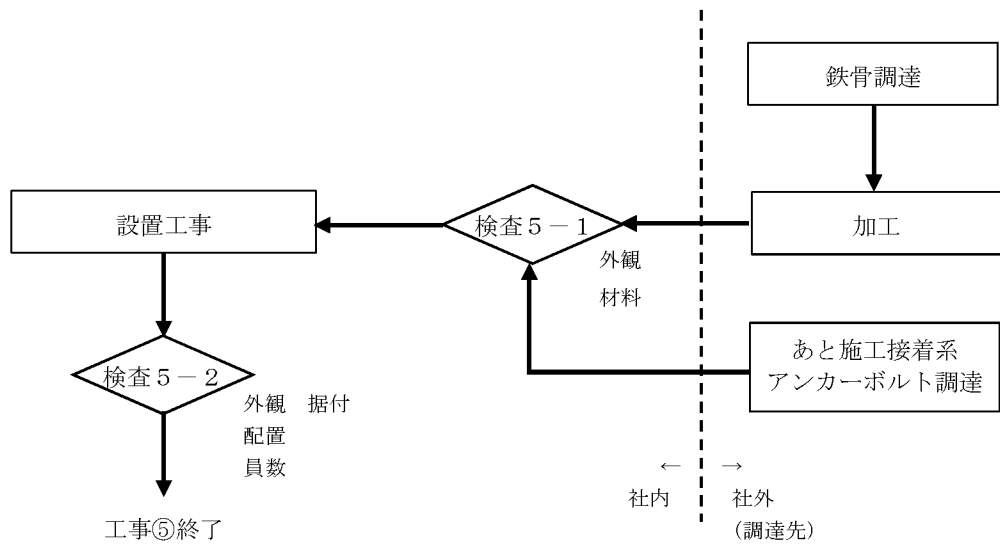
図ハ-a-1-3 個別工事フロー

④ 防護壁の新設



図ハ-a-1-4 個別工事フロー

⑤防護柵の新設



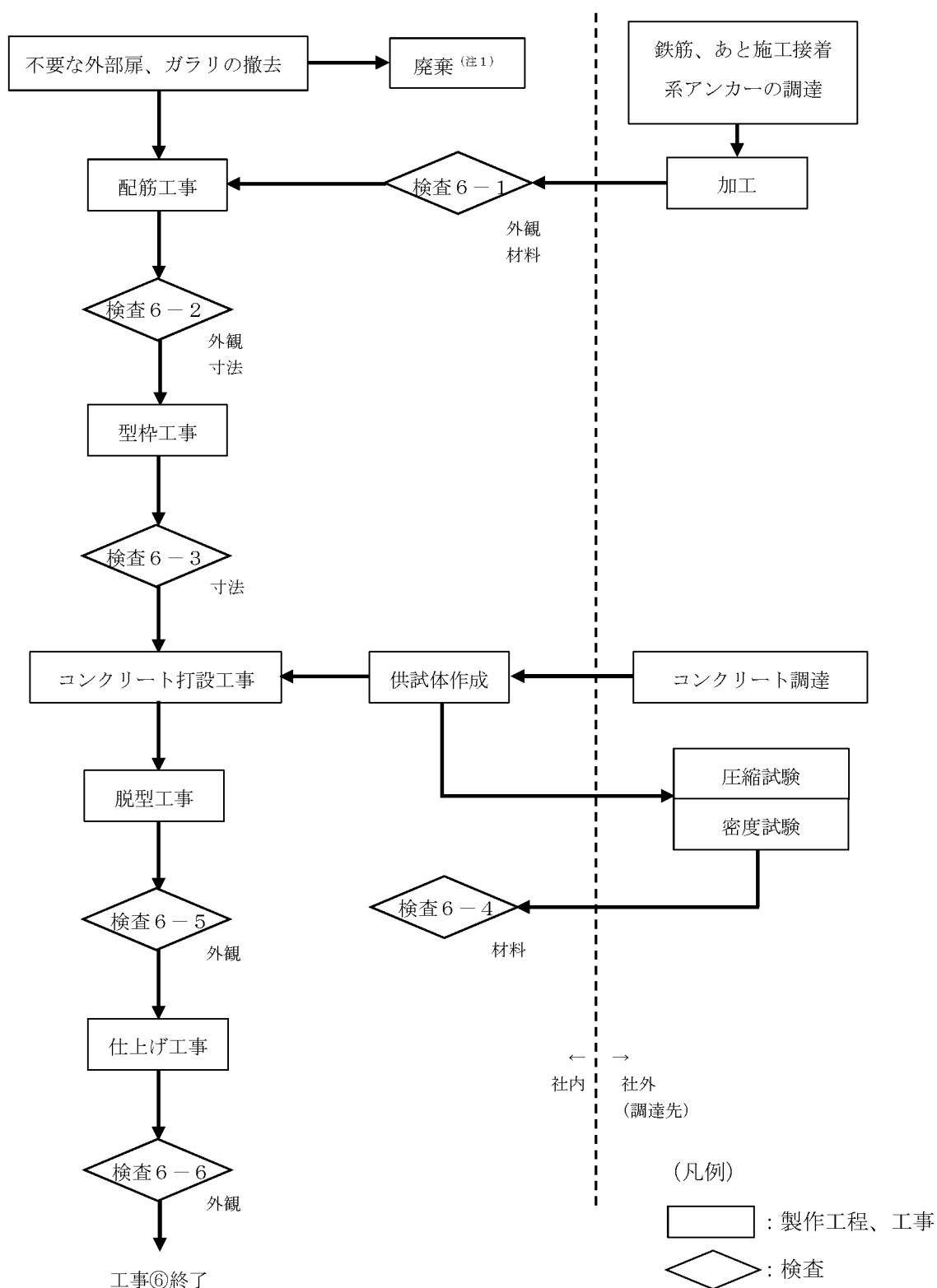
(凡例)

□ : 製作工程、工事

◇ : 検査

図ハ-a-1-5 個別工事フロー

⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 (注2)



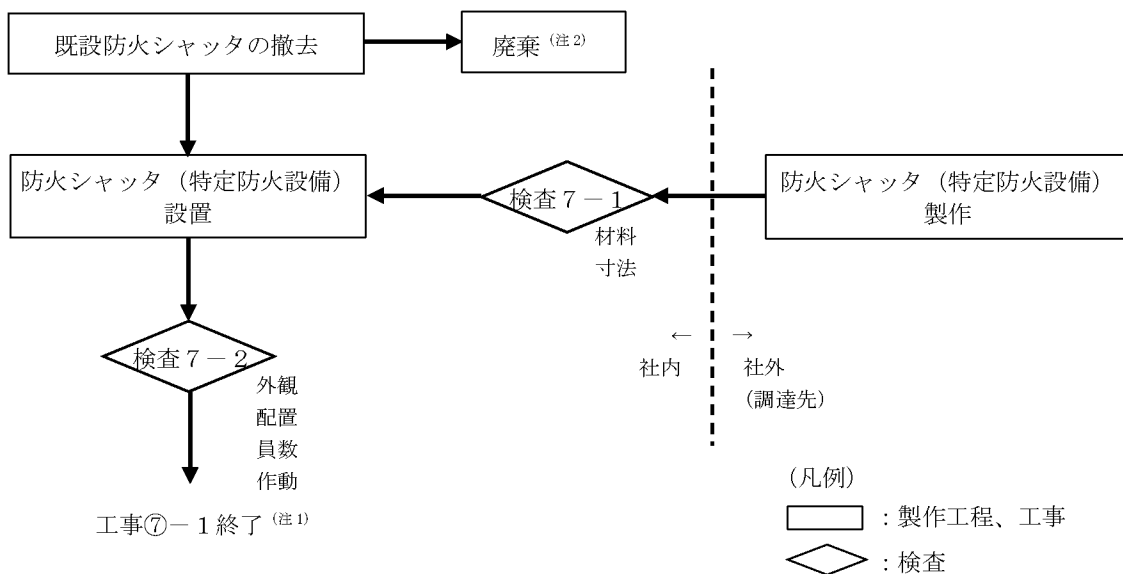
注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の閉止工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

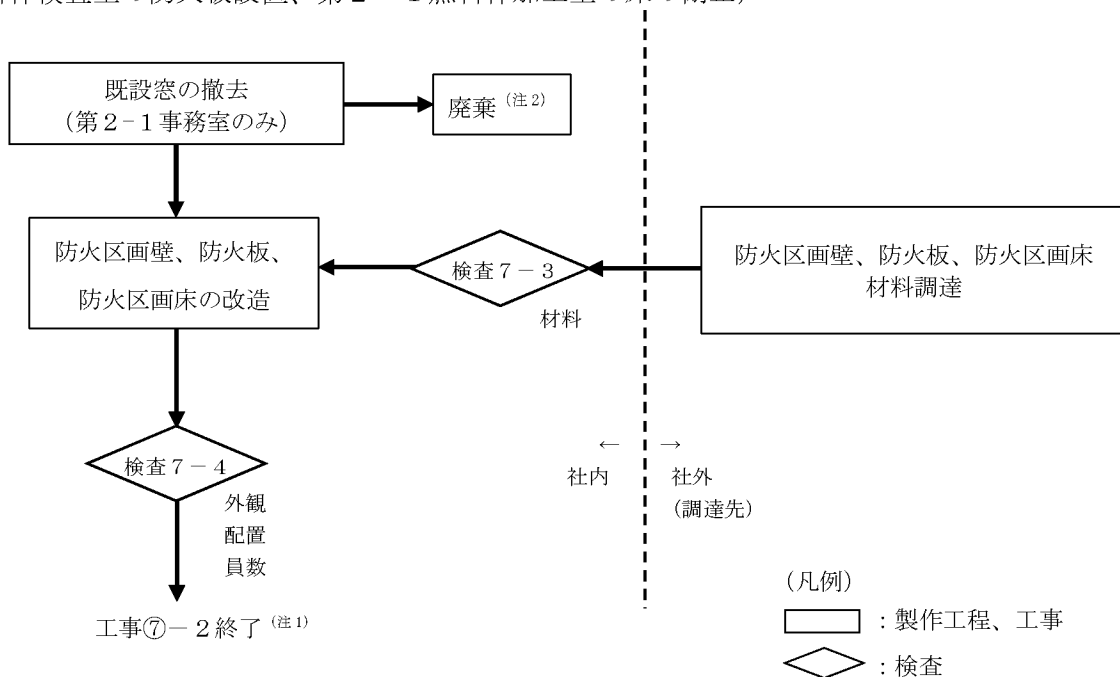
図ハ-a-1-6 個別工事フロー

⑦防火区画等の改造

⑦-1 防火シャッタの更新（第2 輸送容器保管室）



⑦-2 防火区画等の改造（第2-1 事務室のボード閉止、第2 燃料棒保管室、第2 部品室、第2-1 燃料棒検査室の防火板設置、第2-1 燃料棒加工室の床の閉止）

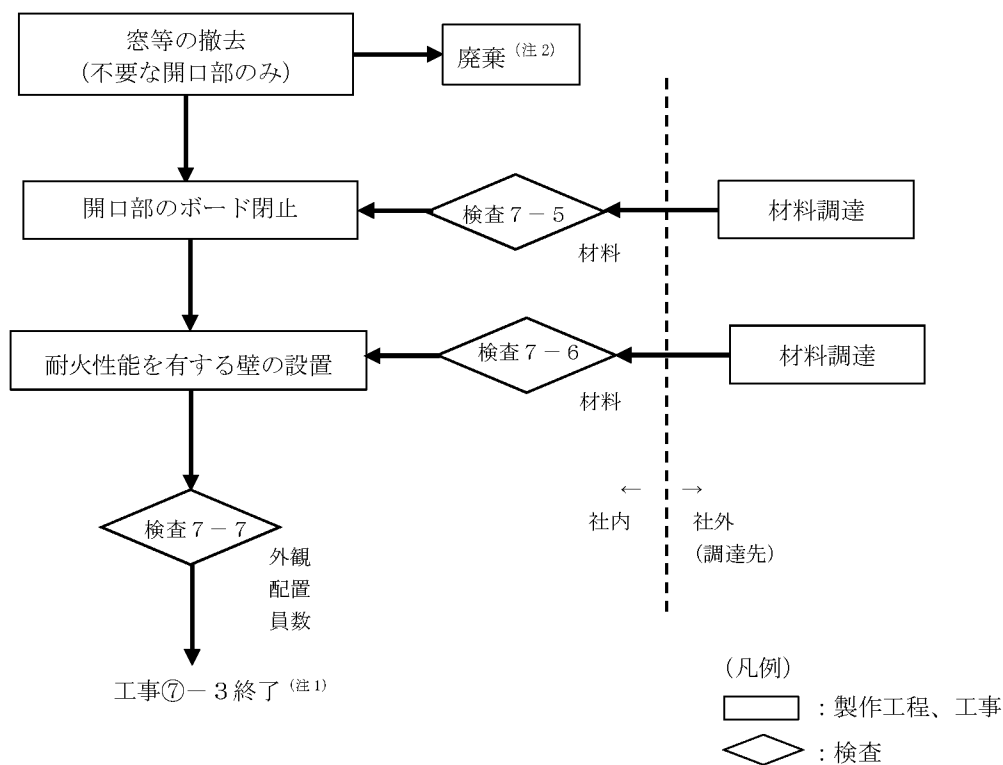


注1：工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

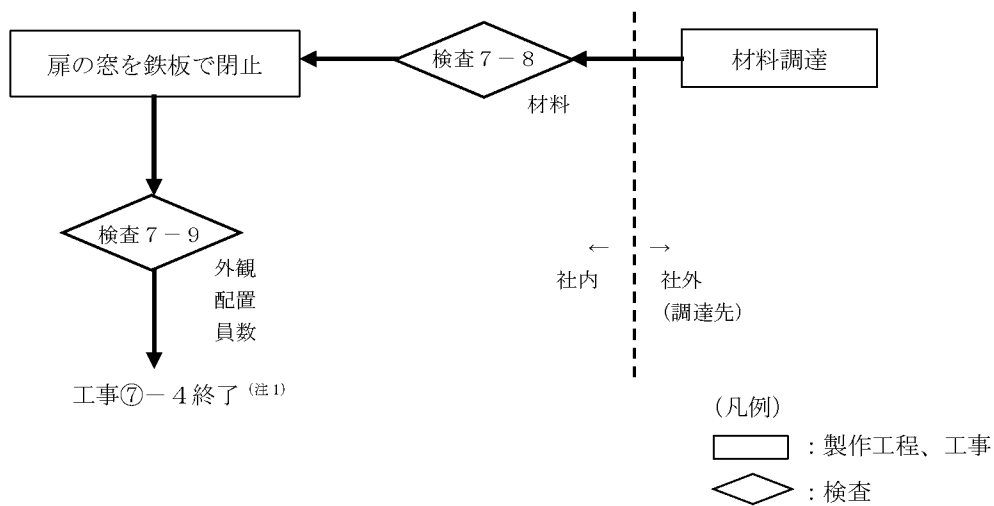
注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-7 個別工事フロー（1/3）

⑦-3 第1種管理区域境界 火災区画壁の改造



⑦-4 第1種管理区域境界 火災区画境界扉の改造

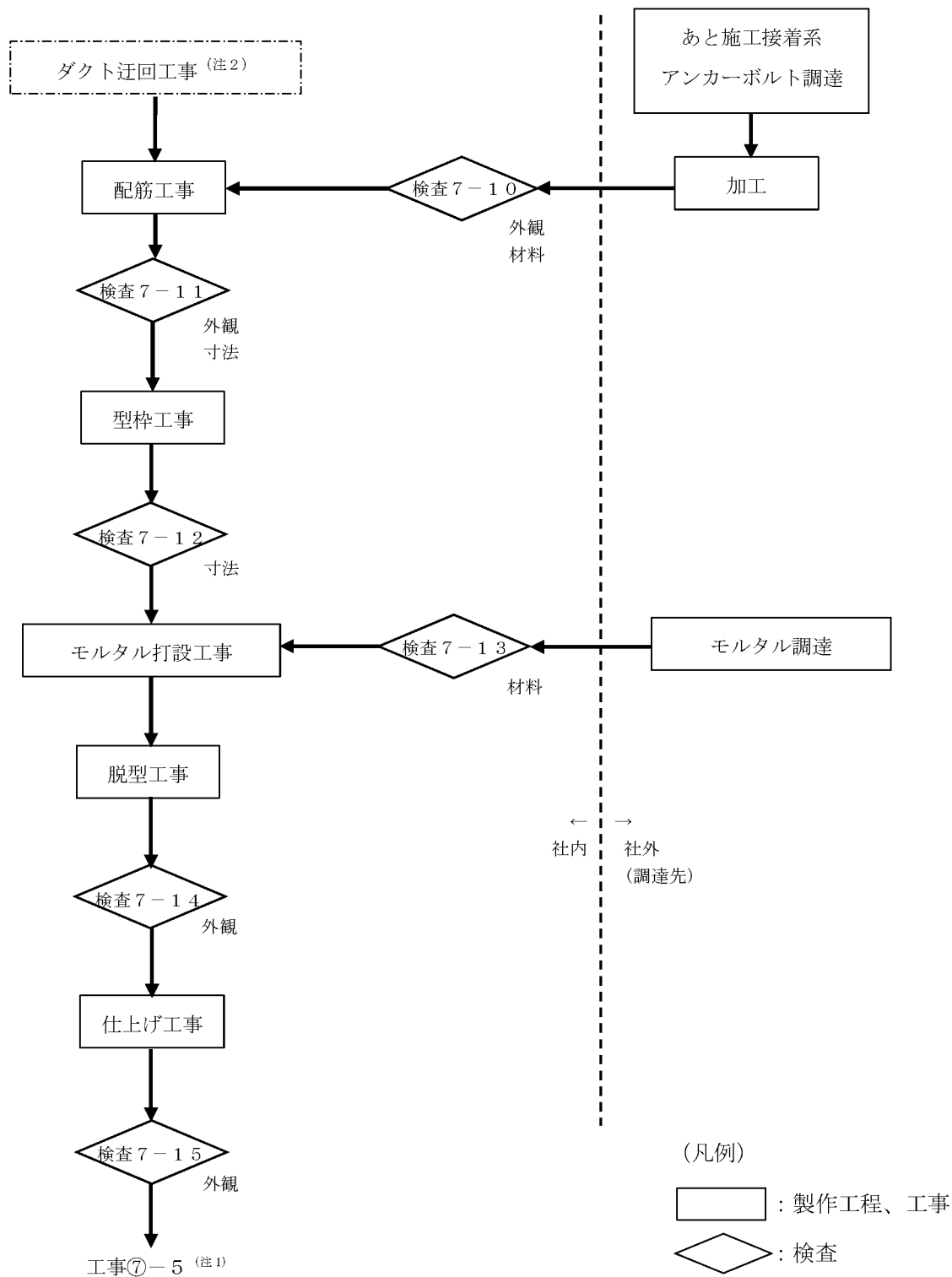


注1：工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-7 個別工事フロー（2/3）

⑦-5 防火区画開口部の閉止



注1 : 工事⑦は工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の5つの工事からなり、工事⑦-1、工事⑦-2、工事⑦-3、工事⑦-4、工事⑦-5の全ての工事の終了をもって、工事⑦の終了とする。

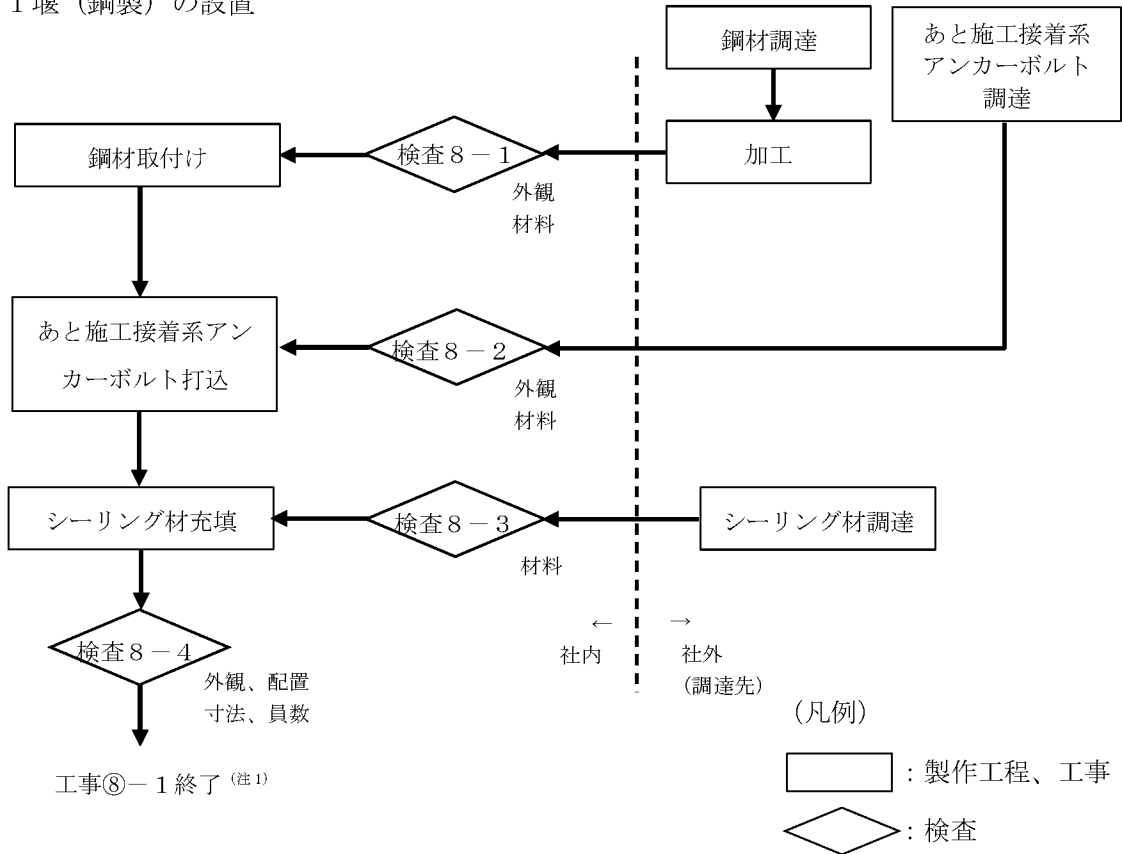
注2 : 部屋排気ダクトのルート変更により不要となった開口部を閉止する。部屋排気ダクトについては、次回以降の設工認で申請する。

図ハ-a-1-7 個別工事フロー (3/3)

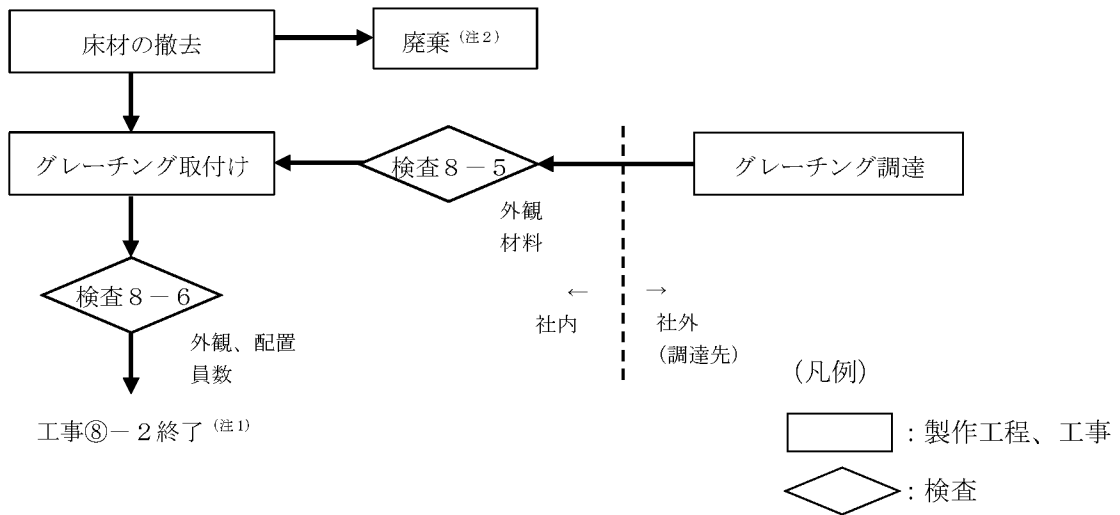


⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (注1)

⑧-1 堰 (鋼製) の設置



⑧-2 グレーチングの設置

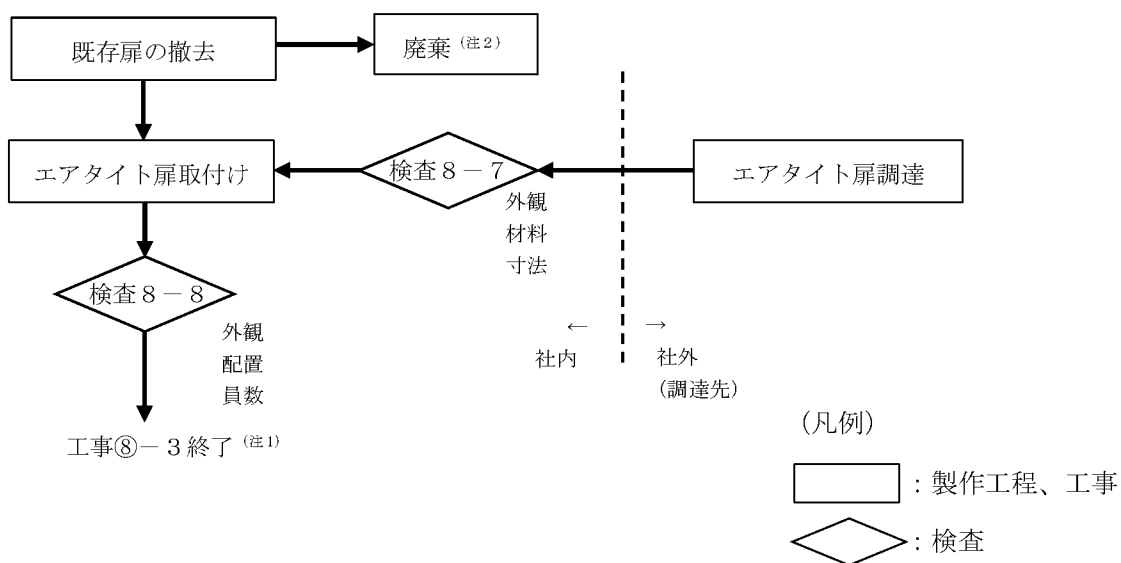


注1：工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

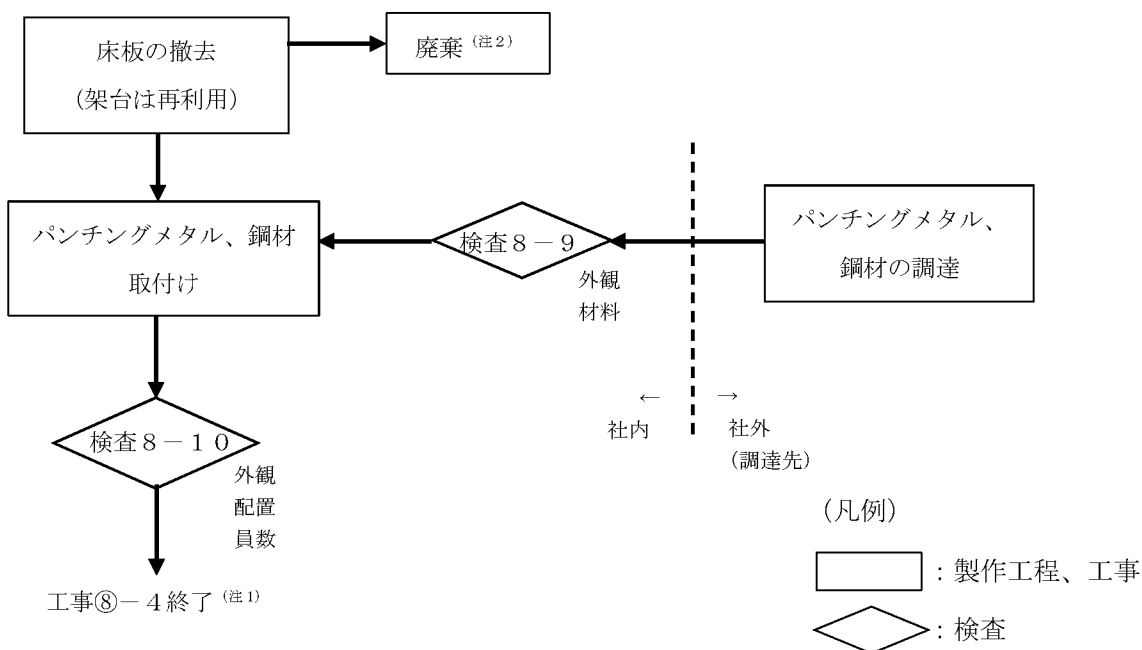
注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー (1/3)

⑧-3 扉の改造



⑧-4 床架台の改造

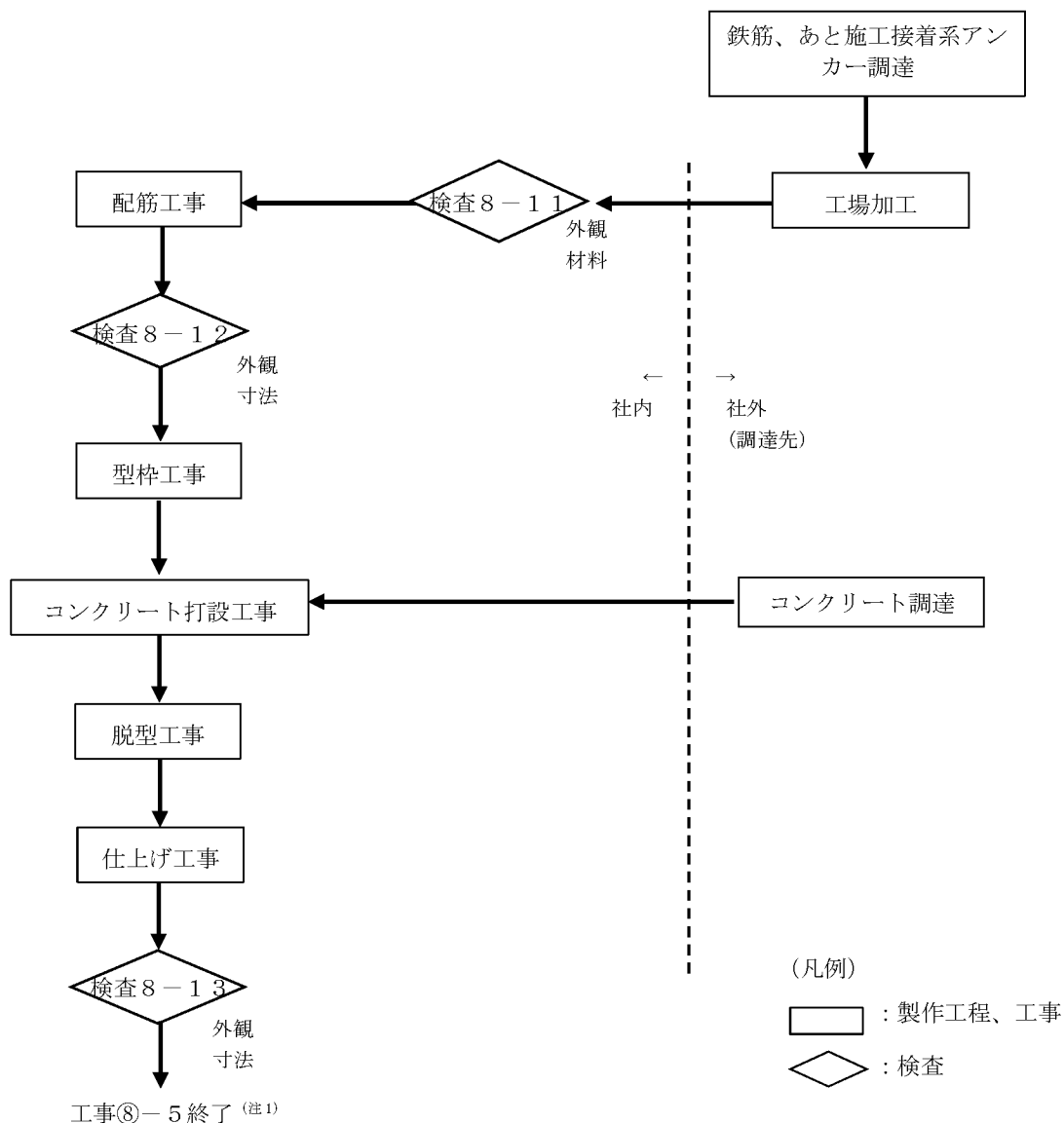


注1 : 工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

注2 : 第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー (2/3)

⑧-5 堰（コンクリート製）の設置



注1：工事⑧は工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の5つの工事からなり、工事⑧-1、工事⑧-2、工事⑧-3、工事⑧-4、工事⑧-5の全ての工事の終了をもって、工事⑧の終了とする。

図ハ-a-1-8 個別工事フロー (3/3)

### (3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

### (4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第2加工棟は、建物として、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第2加工棟において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第2加工棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性廃棄物の廃棄施設の運転、核燃料物質の貯蔵等）を今後も継続するため、第2加工棟及び第2加工棟の付属設備は、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第ハ-1表に、検査の方法を第ハ-2表、第ハ-3表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-4表に示す。また、変更に係る設備・機器の試験及び検査の項目を第ハ-3表に、検査の方法を第ハ-4表に示す。

第ハ-1表 建物・構築物に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査						第2号検査
				外観	配置	員数	据付	材料	寸法	作動
成型施設	第2加工棟	第2加工棟	改造	○	○	○	○	○	○	○

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ①外壁の改造 <sup>(5)</sup> (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-1のとおりであること。
	検査1-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が、西面外壁及び閉止部③は $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上、その他は $\geq 15$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		材料	遮蔽に見込んでいる部分のコンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	遮蔽に見込んでいる部分のコンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。
	検査1-5	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリートの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	壁の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	壁の寸法が図ハ-2-1-3-1、図ハ-2-1-3-2及び図ハ-2-1-3-16～図ハ-2-1-3-20のとおりであること。
	検査1-6	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (5) コンクリート充填扉の下部レール受け部の工事を含む。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ②外部扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-2 個別工事フロー参照)	検査2-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)が別表ハ-2-1-2及び図ハ-2-1-4-12～図ハ-2-1-4-23のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-11のとおりであること。
	検査2-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。  
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ③コンクリート充填扉の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	扉部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉部材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉部材(鉄筋を含む)の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉部材(鉄筋を含む)の材質が別表ハ-2-1-3のとおりであること。
	検査3-2	寸法	扉の内寸法(コンクリート充填厚さ)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の内寸(コンクリート充填厚さ)が別表ハ-2-1-3、図ハ-2-1-3-3及び図ハ-2-1-3-4のとおりであること。
	検査3-3	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査3-4	外観	壁及びコンクリート充填扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の配置が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。
		寸法	完成したコンクリート充填扉の寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート充填扉の寸法が別表ハ-2-1-3、図ハ-2-1-3-3及び図ハ-2-1-3-4のとおりであること。
		員数	扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の員数が別表ハ-2-1-3のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ④防護壁の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-4 個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-4のとおりであること。
	検査4-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
	検査4-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
	検査4-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査4-5	外観	脱型後のコンクリート表面を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	脱型後のコンクリート表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ハ-2-1-3-5～図ハ-2-1-3-9のとおりであること。
検査4-6	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（5/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑤防護柵の新設 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-5 個別工事フロー参照)	検査5-1	外観	加工後の防護柵の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄骨の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		外観	あと施工接着系アンカーボルトの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	防護柵の材質及び形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の材質、形状が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
		材料	あと施工接着系アンカーボルトの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
	検査5-2	外観	防護柵の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防護柵の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の配置が図ハ-2-1-1-12、図ハ-2-1-1-15～図ハ-2-1-1-17のとおりであること。
		員数	設置された防護柵の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防護柵の員数が別表ハ-2-1-5のとおりであること。
		据付	防護柵の取り付け状態を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	図ハ-2-1-3-10～図ハ-2-1-3-13のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（6/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑥外部に面した不要な扉等の撤去及び閉止 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-6 個別工事フロー参照)	検査6-1	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-6のとおりであること。
	検査6-2	外観	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-1 4及び図ハ-2-1-3-1 5のとおりであること。
	検査6-3	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ハ-2-1-3-1 4及び図ハ-2-1-3-1 5のとおりであること。
	検査6-4	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの圧縮強度が $\geq$ $\square$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		材料	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。(改造)	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq$ $\square$ 以上であること。
	検査6-5	外観	脱型後のコンクリート表面を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋コンクリート壁の開口部が隙間なくコンクリートで閉止されていること。
検査6-6	外観	閉止部の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋コンクリート壁の閉止部表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（7/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-1	材料	防火区画に設置する防火シャッタの防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタのスラット板厚さが1.5 mm以上であること。
		寸法	防火シャッタの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの形状及び寸法が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
	検査7-2	外観	防火シャッタの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	防火シャッタの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの配置が図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
		員数	防火シャッタの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火シャッタの員数が図ハ-2-1-4-7のとおりであること。
		作動	防火シャッタが火災報知設備連動自動閉鎖式であることを確認する。(改造)	煙感知器点検用の加煙器で火災を模擬した際、防火シャッタが自動で閉止すること。
	検査7-3	作動	防火シャッタの危害防止機構が、正常に作動することを確認する。	シャッタ降下時に座板に人が接触した際、即座に降下停止する機構であること。
		材料	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料を関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-4	外観	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の防火区画壁、防火板、防火区画床が防火区画に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画の設定が図ハ-2-1-4-2及び図ハ-2-1-4-3のとおりであること。
員数		防火区画壁、防火板、防火区画床の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火区画壁、防火板、防火区画床の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（8/12）

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑦防火区画等の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-7 個別工事フロー参照)	検査7-5	材料	開口部を閉止する壁の材料(下地材、ボード材)を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	開口部を閉止するボード壁の材料(下地材、ボード材)が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-6	材料	防火性能の追加として設置する壁の材料(ボード材)を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置する壁の材料(ボード材)が、別表ハ-2-1-7及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。
	検査7-7	外観	設置後の壁の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	設置後の壁の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の壁の配置が図ハ-2-1-1-38～図ハ-2-1-1-40のとおりであること。
		員数	設置後の壁の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置した壁の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-8	材料	材料を関係書類等により確認する。(改造)	材料が、別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-9	外観	鉄板で窓を閉止した扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	設置後の扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	鉄板で窓を閉止した扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の配置が図ハ-2-1-1-39及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。
		員数	鉄板で窓を閉止した扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	扉の員数が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-10	外観	あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーの材質及び呼び径が別表ハ-2-1-7のとおりであること。
	検査7-11	外観	あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
寸法		あと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが別表ハ-2-1-7及び図ハ-2-1-3-21のとおりであること。	
検査7-12	寸法	型枠の内寸(モルタル寸法)を測長又は関係書類等により確認する。(改造)	型枠の内寸(モルタル寸法)が図ハ-2-1-3-21のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ－２表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（９／１２）

検査の項目			検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>	判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第２加工棟 ⑦防火区画等の改造 （図ハ－a－１全体工事フロー、図ハ－a－ １－７個別工事フロー参照）	検査７－１３	材料	材料（モルタル）を関係書類等により確認する。（改造）	モルタルであること。
	検査７－１４	外観	脱型後のモルタル表面を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	鉄筋コンクリート壁の開口部が隙間なくモルタルで閉止されていること。
	検査７－１５	外観	閉止部の外観を目視又は関係書類等により確認する。（改造）	鉄筋コンクリート壁の閉止部表面に使用上有害な傷及び変形がないこと。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（10/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-1	外観	加工後の鋼材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鋼材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鋼材の材質及び形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鋼材の材質、形状が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-2	外観	あと施工接着系アンカーボルトの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	あと施工接着系アンカーボルトの材質及び径を測定又は関係書類等により確認する。(改造)	あと施工接着系アンカーボルトの材質、径が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-3	材料	シーリング材の材質を関係書類等により確認する。(改造)	シーリング材が耐火用、耐火構造用又は耐火目地用のシーリング材であること。
	検査8-4	外観	堰の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の配置が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-53のとおりであること。
		寸法	堰の形状及び寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	堰の形状、寸法が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-5	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	グレーチングの材質、形状、開口率を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表ハ-2-1-8及び図ハ-2-1-3-24のとおりであること。また、開口率が60%以上のグレーチングであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-6	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（11/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-7	外観	対象扉がエアタイト仕様であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト仕様であること。
		材料	エアタイト扉の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の材質が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉の形状及び寸法を目視、測長器及び関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の形状及び寸法が別表ハ-2-1-8、図ハ-2-1-3-29、図ハ-2-1-3-35～図ハ-2-1-3-37、図ハ-2-1-3-41、図ハ-2-1-3-42、図ハ-2-1-3-45及び図ハ-2-1-3-47のとおりであること。
	検査8-8	外観	エアタイト扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	エアタイト扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の配置が図ハ-2-1-1-46～図ハ-2-1-1-50、図ハ-2-1-3-22及び図ハ-2-1-3-48のとおりであること。
		員数	エアタイト扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉の員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-9	外観	パンチングメタル及び鋼材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	パンチングメタル及び鋼材の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	パンチングメタル及び鋼材の材質、形状、開口率を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	パンチングメタル及び鋼材の材質、形状が別表ハ-2-1-8、図ハ-2-1-3-27、図ハ-2-1-3-28のとおりであること。また、開口率が30%以上のパンチングメタルであること。
	検査8-10	外観	床架台の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	床架台の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の配置が図ハ-2-1-1-46、図ハ-2-1-3-27及び図ハ-2-1-3-28のとおりであること。
		員数	床架台の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	床架台の員数が別表ハ-2-1-8のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-2表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（12/12）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第2加工棟 ⑧堰、グレーチング及び扉の改造 (図ハ-a-1 全体工事フロー、図ハ-a-1-8 個別工事フロー参照)	検査8-11	外観	加工後の鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋、あと施工接着系アンカーの材質、形状が別表ハ-2-1-8のとおりであること。
	検査8-12	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。(新設)	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	鉄筋の呼び径、配筋ピッチ及びあと施工接着系アンカーの呼び径、アンカーピッチが図ハ-2-1-3-34のとおりであること。
	検査8-13	外観	コンクリート堰の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート堰に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	コンクリート堰の形状、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	コンクリート堰の寸法が図ハ-2-1-3-34の高さ以上であること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（1/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
建物	外観	建物の外観を目視又は関係書類等により確認する。		建物の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ハ-1-1-1のとおりであること。	
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。	
	配置	第2加工棟と火災源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。	
	配置	第2加工棟と爆発源中心との離隔距離を測長器又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。	
地業	ぐり石コンクリート地業	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。	
		配置	ぐり石コンクリートの配置を関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートの配置が図ハ-2-1-1-2（1）のとおりであること。	
		配置	支持層にぐり石コンクリートが到達していること（N値10以上を確認した層でコンクリートを支持しているか）を関係書類等により確認する。	ぐり石コンクリートが支持層に到達していること。	
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
構面（柱・はり・壁で構成される面）		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ハ-2-1-2-8～図ハ-2-1-2-15のとおりであること。	
柱	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
			鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
		鉄筋	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-18及び図ハ-2-1-2-19のとおりであること。
		コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。
コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。				
		寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ハ-2-1-2-18及び図ハ-2-1-2-19のとおりであること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

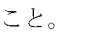
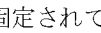
第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（2/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>	
はり	鉄骨 4階9～12通りはり (3階屋根面はり)	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。	
		配置	鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。	
	鉄骨鉄筋 コンクリート・鉄筋 コンクリート	鉄骨	材料	はりの配置を目視又は関係書類等により確認する。	はりの配置が図ハ-2-1-2-6、図ハ-2-1-2-11、図ハ-2-1-2-14、図ハ-2-1-2-15のとおりであること。
		鉄筋 コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
			材料	鉄骨の材質、形状を目視、測定又は関係書類等により確認する。	鉄骨の材質、形状が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
			材料	鉄筋の材質、呼び径を関係書類等により確認する。	鉄筋の材質、呼び径が別表ハ-2-1-9のとおりであること。
コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（コンクリート）であること。		
寸法	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。			
寸法	柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ハ-2-1-2-20～図ハ-2-1-2-25のとおりであること。			
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
		材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ハ-2-1-2-28のとおりであること。	
			壁の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ハ-II-1～図ハ-II-5のとおりであること。	
	配置	臨界安全管理上の領域が臨界隔離壁により隔離されていることを目視又は関係書類等により確認する。	臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係が図ハ-2-1-1-1のとおりであること。		
	せつこうボード壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（軽量鉄骨、せつこうボード）であること。	
防火区画	配置	防火区画が適切に設定されていることを目視又は関係書類等により確認する。	防火区画の設定が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。		
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
		寸法	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
床	鉄筋コンクリート	寸法	床の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。	
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。	
		寸法	コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
屋根	鉄筋コンクリート	寸法	屋根の厚さを測長器又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ハ-2-1-5-1に示す遮蔽評価で考慮した厚さ以上であること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（3/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
開口部	扉共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料であること。
		配置	扉／防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉の配置が図ハ-2-1-4-1～図ハ-2-1-4-5のとおりであること。
		員数	扉／防火板の員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が図ハ-2-1-4-6～図ハ-2-1-4-8のとおりであること。
	防火戸／防火板	材料	扉／防火板の材料を目視又は関係書類等により確認する。	扉が建築基準法施行令第百十二条に定める特定防火設備であること。 防火板の板厚が、  以上であること。
		作動	常時閉鎖式の防火戸はの作動を確認する。 火災報知設備連動式防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。 感知器に模擬信号を入力した場合に自動で閉鎖すること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT仕様）であることを目視又は関係書類等により確認する。	エアタイト扉（PAT仕様）であること。
大型搬入口扉	外観	大型搬入口扉（扉1-6及び1-10）の外観を、目視又は関係書類等により確認する。	パッキンが固定されていること。  のボルト12本で第2加工棟に固定されていること。	
梯子	梯子	外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
避雷針	避雷針	外観	外観を目視又は関係書類等により確認する。	使用上有害な傷及び変形がないこと。
		作動	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗50Ω以下、総合接地抵抗10Ω以下であることを測定又は関係書類等により確認する。	接地極の接地抵抗が、JIS A4201-1992に示すとおり、単独接地抵抗50Ω以下、総合接地抵抗10Ω以下であること。
階間貫通部（溢水）	配管	外観	階間貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、不燃材料（防水機能付）でシールされていること。
		配置	階間貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-47～図ハ-2-1-1-50のとおりであること。
防火区画貫通部	電気・計装ケーブル	外観	防火区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	防火区画貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。
	配管	外観	防火区画貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	防火区画貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ハ-2-1-1-37～図ハ-2-1-1-41のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法（4/4）（a. 第2加工棟：検査（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鉄筋コンクリート）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
	鋼	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃性材料（鋼）であること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ハ-2-1-9のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ハ-2-1-1-46のとおりであること。
地下貯槽 ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	不燃材料（鉄筋コンクリート、鉄板）であること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ハ-2-1-3-49のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ハ－４表 第３号検査に係る建物・構築物及び設備・機器の検査の項目及び検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
第３号検査	品質マネジメントシステムに係る検査	設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に記載の品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

## 二. 被覆施設



## 目 次

### 二. 被覆施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法

## 二. 被覆施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表ニ-1-1に、変更内容を表ニ-1-2に示す。

ここで、表ニ-1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ニ-2-1～表ニ-18-1に、関係図面を図ニ-1～図ニ-18-1に示す。

ここで、表ニ-2-1～表ニ-18-1において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ニ－１－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置	{3006} 燃料棒解体装置 No. 1 —	燃料棒解体装置 No. 1 解体作業台 フード
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	脱ガス設備 No. 1 燃料棒トレイ置台
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3008} 脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3009} 脱ガス設備 No. 1 運搬台車	脱ガス設備 No. 1 運搬台車
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3011} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3012} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3014} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載装置（1）
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3015} 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3016} 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 1	{3017} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載装置
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 2	{3018} 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒 移送装置（A） —	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置（A）

表ニ－１－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 3	{3019} 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒 移載装置（2） —	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2）
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	検査設備 ペレット検査台	{3020} ペレット検査台 No. 2 —	検査設備 ペレット検査台 No. 2
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載装置 No. 8-1
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 8	{3023} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載装置 No. 8-2
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	{3024} ペレット一時保管台 —	ペレット一時保管台 —
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	ペレット検査装置 No. 5 ペレット検査装置
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3027} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入機
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置	{3028} 燃料棒解体装置 No. 2 —	燃料棒解体台 No. 2 —
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3029} 計量設備架台 No. 9 —	ペレット検査装置 No. 5 計量設備架台 No. 9
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3030} 計量設備架台 No. 10 —	ペレット保管ラック E 型 計量設備架台 No. 10
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 9	{3031} 燃料棒搬送設備 No. 9 —	燃料棒搬送設備 No. 9 燃料棒搬送設備

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更、部材の追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	1台	改造 老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 1 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	1台	改造 耐震補強のため、チャンバ2系統の撤去、アンカーボルトの撤去・追加、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更・追加を行う。 使用予定のない空トレイ置台を撤去する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	脱ガス設備 No. 1 運搬台車	1台	改造 耐震補強のため、レール据付ボルトの変更・追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。

表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容


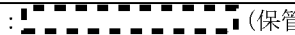

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・変更、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	1台	改造 耐震補強のため、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	1台	変更なし
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加を行う。 老朽化対策のため、ロボットを更新する。

表ニ－１－２ 被覆施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加、部材の変更を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を追加する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	1台	変更なし
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	1台	変更なし
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室 第2－1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	1台	変更なし



表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部 仕様





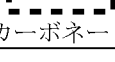


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	
設備・機器名称 機器名	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部		
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	コンベア型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個)	
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。	


表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-1（別表2）に示す。

表ニ-2-1（別表1） ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 材料一覧



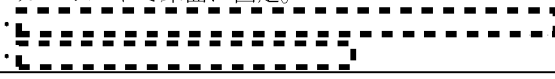
部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド1 ガイド1の取付ボルト ガイド2 ガイド2の取付ボルト 設備カバー	鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製、ポリカーボネート（難燃性）

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-2-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	
設備・機器名称 機器名	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ガイドを追加する。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	チェンローラ式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	モータボックス	
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 5 個)	
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストoppa及びガイドを設ける。	

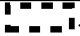
表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-2




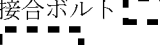
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-2（別表3）に示す。


表ニ-2-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 据付ボルト 接合ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ガイド1 ガイド2 ガイド2の取付ボルト ガイド3 ガイド3の取付ボルト 設備カバー	鋼 鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製、ポリカーボネート(難燃性)

\*以上の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-2-2
はりの追加	はり 		
	接合ボルト 		




\*以上の強度を有する材料

表ニ-2-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様




許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	機械式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 40 kg)
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレットトレイ 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 柱をアンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで柱に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部及びペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。

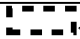
表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-3

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-3（別表2）に示す。

表ニ-2-3（別表1） ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト	鋼  鋼 

\* 以上の強度を有する材料


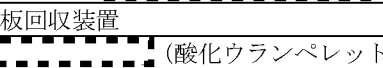
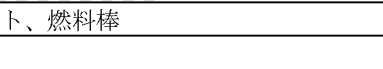

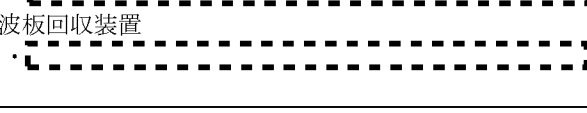


表ニ－２－３（別表２） ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4. 2-F1] （複数ユニットの臨界安全）</p> <p>第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第 2－4 領域に配置する図ニ－1 に示す設備</p>

表ニ-2-4 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	水平台式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (波板回収装置) 
	その他の構成機器	上皿電子天秤、波板回収装置
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○本体  ○波板回収装置 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	


表ニ-2-4 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] ペレットを取り扱う際に設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-4	



(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-2-4（別表 3）に示す。

表ニ-2-4 (別表1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (波板回収装置) はり (波板回収装置)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ペレット整列トレイ	金属製
その他	アンカーボルト 設備カバー	鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-2-4 (別表2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 耐震補強の項目




補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去 (本体)	アンカーボルト		図ニ-2-4
アンカーボルトの追加 (本体)	アンカーボルト		

表ニ-2-4 (別表3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置
設備・機器名称 機器名	{3006} 燃料棒解体装置 No. 1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレットトレイ、保管容器 G 型及び燃料棒の落下防止のため、ストップパを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 7 本)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、保管容器 G 型及び燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ストップパを設ける。


表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-3-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-3-1（別表2）に示す。

表ニ-3-1 (別表1) 燃料棒解体装置 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ2 ストッパ3 ストッパ4 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 設備カバー	鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)




\*以上の強度を有する材料

表ニ-3-1 (別表2) 燃料棒解体装置 No.1 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台
設備・機器名称 機器名	{3007} 燃料棒トレイ置台 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限</li> </ul> <p>燃料棒装荷部 上下方向段数: 1 段 装荷部高さ: 40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅: 40 cm 以下 面間距離 : 30.5 cm 以上 長さ方向: 無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数: 18 列以下 トレイ段数: 5 段以下 トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—




表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である銅製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-4-1、図ニ-5-1	

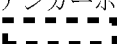
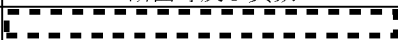
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-4-1（別表3）に示す。


表ニ-4-1 (別表1) 燃料棒トレイ置台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

\*以上の強度を有する材料

表ニ-4-1 (別表2) 燃料棒トレイ置台 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		図ニ-4-1


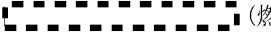

\*以上の強度を有する材料

表ニ-4-1 (別表3) 燃料棒トレイ置台 仕様


(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	適合性を確認するための施設 第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-5-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置
設備・機器名称 機器名	{3008} 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 {3008-2}燃料棒トレイ	
変更内容	改造(耐震補強(チャンバ2系統の撤去を含む)の仕様を本表(別表2)に示す。) 改造(空トレイ置台を撤去する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	真空加熱炉部 1台 燃料棒トレイ 20個	
一般仕様	型式	チャンバ型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:約 
	その他の構成機器	架台、真空排気装置、トレイ台車(3個)
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 15個(燃料棒 270本)) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限</li> </ul> <p>燃料棒装荷部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下方向段数:1段</li> <li>装荷部高さ:40 cm以下</li> <li>横方向:無限個</li> <li>装荷部の幅:40 cm以下</li> <li>面間距離 :30.5 cm以上</li> <li>長さ方向:無限長さ</li> </ul> <p>燃料棒トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料棒列数:18列以下</li> <li>トレイ段数:5段以下</li> <li>トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm以上</li> </ul> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>

表ニ－５－１ 脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－４、図ニ－５－１	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－５－１(別表3)に示す。

表ニ-5-1 (別表1) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (チャンバ支持脚) はり (チャンバ支持脚)	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	チャンバ ストッパ アンカーボルト 接合ボルト  燃料棒トレイ トレイ台車 レール (トレイ台車)	ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼 鋼 以上、 金属製 金属製 ステンレス鋼

表ニ-5-1 (別表2) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 耐震補強の項目


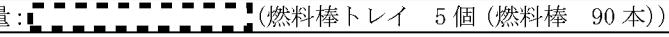
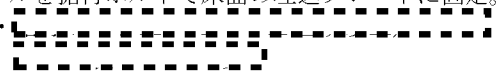
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
チャンバ2系統の撤去 (全5系統→全3系統)	チャンバ及び付帯 設備 (配管等)		図ニ-5-1
柱の追加	柱		
トラスの追加 (新設柱 間)	トラス		
トラスの追加 (チャンバ 撤去箇所)	トラス		
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		
既存部材の接合ボルトの 変更	接合ボルト		
既存部材の接合ボルトの 追加	接合ボルト		
トラスの追加 (チャンバ 固定支持脚) (チャンバ基数 3)	トラス 接合ボルト		

表ニ-5-1 (別表3) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置
設備・機器名称 機器名	{3009} 脱ガス設備 No.1 運搬台車	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向:無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
		[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールを据付ボルトで床面の埋込プレートに固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-5-1、図ニ-5-2	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-5-2（別表3）に示す。

表ニ-5-2 (別表1) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト ストッパ ストッパ (車止め) レール (トレイ台車)	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼

表ニ-5-2 (別表2) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
レール据付ボルトの変更	据付ボルト		図ニ-5-2
レール据付ボルトの追加	据付ボルト		



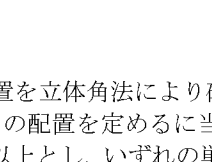
表ニ-5-2 (別表3) 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	適合性を確認するための施設 第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備



表ニ-6-1 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 12 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ－６－１ 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
	添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－６、図ニ－６－１



(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－６－１（別表 3）に示す。


表ニ－6－1（別表1） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼、ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼 金属製、樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）

\*以上の強度を有する材料

表ニ－6－1（別表2） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図ニ－6－1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		


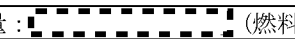
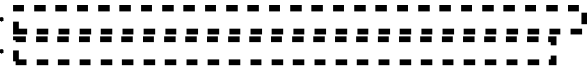
\*以上の強度を有する材料

表ニ－6－1（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備

表ニ－6－2 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3011} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本 <sup>*1</sup> )
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


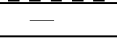
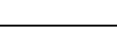
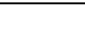
表ニ－6－2 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 仕様


技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－2－1－1－1、図ニ－1、図ニ－6、図ニ－6－2	

※ 1 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部の燃料棒 12 本に含まれる。

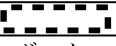

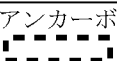
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－6－2（別表 3）に示す。


表ニ－6－2（別表 1） 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼 

\*  以上の強度を有する材料

表ニ－6－2（別表 2） 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 耐震補強の項目



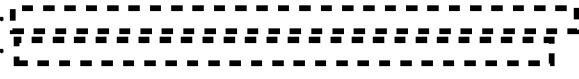
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	トラス 		図ニ－6－2
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-6-2 (別表3) 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ－6－3 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3012} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量: 酸化ウラン  (燃料棒 2 本 <sup>*1</sup> )
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ－６－３ 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 仕様


技術基準に基づく仕様		[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－６、図ニ－６－３	

※ 1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No. 1-1 部の燃料棒 12 本に含まれる。


(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－６－３（別表 3）に示す。


表ニ－６－３（別表 1） 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

\*  以上の強度を有する材料

表ニ－６－３（別表 2） 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
トラスの追加	トラス		図ニ－６－３
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		




\*  以上の強度を有する材料



表ニ－6－3（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備

表ニ－6－4 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部 仕様




許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 26 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する、及びストッパを設ける。


表ニ－６－４ 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－６、図ニ－６－４	



(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－６－４（別表 3）に示す。

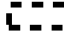
表ニ－６－４（別表 1） 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ ガイドローラ 溝型トレイ	鋼  樹脂 金属製、樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）

\*  以上の強度を有する材料

表ニ－6－4（別表2） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		図ニ－6－4
アンカーボルトの追加	アンカーボルト		



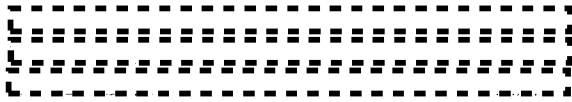


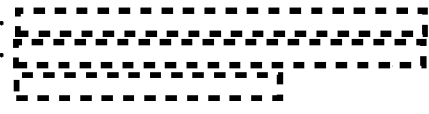
\*  以上の強度を有する材料

表ニ－6－4（別表3） 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全）</p> <p>第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備</p>

表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3014} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定。 ○架台 ・床面:  ・床面:  ・壁面:   レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	


表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1	

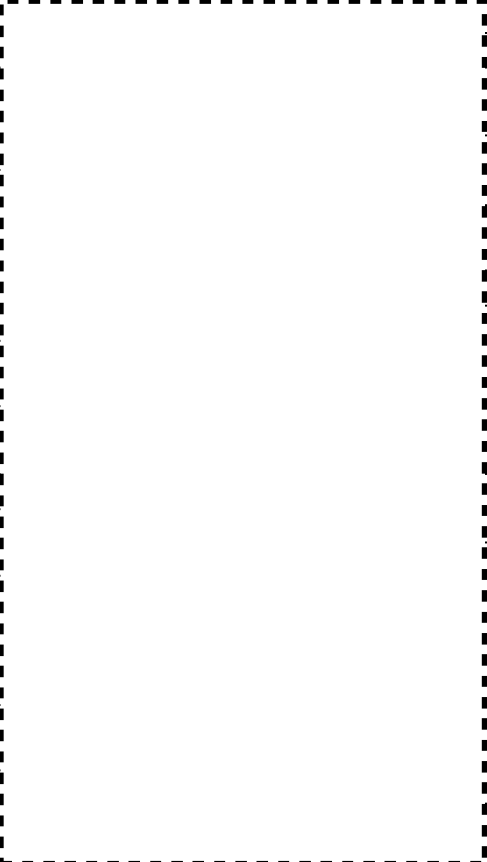
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-1(別表3)に示す。


表ニ-7-1 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) 柱 (装置) はり (装置) トラス (装置) レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 ステンレス鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト (レール) 接合ボルト (装置) 接合ボルト (架台) 安全カバー (装置) 安全カバー (階段) ストッパ (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-7-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
壁面支持はりの撤去 (建屋の柱、設備東側)	アンカーボルト はり		図ニ-7-1
壁面支持はりの追加 (建屋の柱、設備東側)	アンカーボルト 柱 はり		
柱の追加 (通路、設備西側)	アンカーボルト 柱 はり 接合ボルト		
柱の追加	アンカーボルト 柱		
柱脚はりの追加 (階段)	はり		
はりの追加 (階段)	はり		
既存部材の接合ボルトの変更	接合ボルト		
アンカーボルトの変更	アンカーボルト		
装置のトラスの追加	トラス 接合ボルト		




\*  以上の強度を有する材料

表ニ－7－1（別表3） 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載（1）部 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備



表ニ－7－2 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1
設備・機器名称 機器名		{3015} 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-2	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-2 (別表2) に示す。

表ニ-7-2 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 材料一覧




部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼 金属製、樹脂 樹脂 (燃料棒の積載部)

\*以上の強度を有する材料

表ニ-7-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3016} 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。


表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所ので想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-3

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-3（別表2）に示す。

表ニ-7-3（別表1） 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 材料一覧



部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 安全カバー ガイドローラ	鋼 難燃性樹脂 金属製、樹脂

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-7-3 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様  
 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名		{3017} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部
変更内容		改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 1 個 (燃料棒 18 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台を安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定し、レールを取付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、チャックで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-7-4（別表3）に示す。



表ニ-7-4 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (装置) はり (装置) トラス (装置)	アルミニウム合金 アルミニウム合金 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	接合ボルト 安全カバー チャック	鋼 難燃性樹脂 金属製




表ニ-7-4 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
装置のトラスの追加	トラス 接合ボルト		図ニ-7-1

表ニ-7-4 (別表3) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-7-1に示す設備

表ニ－８－１ 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 2
設備・機器名称 機器名		{3018} 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ－８－１ 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－８－１	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－８－１（別表 2）に示す。

表ニ－８－１（別表 1） 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 材料一覧



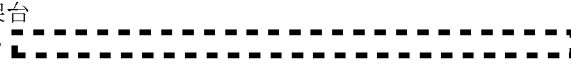

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 高さ制限棒 安全カバー ガイドローラ	鋼 樹脂 金属製、難燃性樹脂 金属製、樹脂

\*  以上の強度を有する材料

表ニ－８－１（別表２） 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置（A） 仕様  
 （次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第２－４領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第２－４領域に配置する図ニ－１に示す設備

表ニ－9－1 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	搬送設備（燃料棒） 燃料棒搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{3019} 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置（2） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：(装置) (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量：  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表（別表 1）に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台   レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。


表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-9-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-9-1(別表2)に示す。

表ニ-9-1 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト (レール) 安全カバー ストッパ (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)


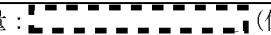

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-9-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 ペレット検査台
設備・機器名称 機器名	{3020} ペレット検査台 No.2 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ストoppaを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設置する。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストoppaを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。




表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-10-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-10-1（別表2）に示す。

表ニ-10-1 (別表1) ペレット検査台 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製
その他	アンカーボルト ストッパ1 ストッパ2 ストッパ3 ストッパ4 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー	鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）、ガラス



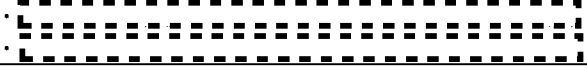
\*以上の強度を有する材料

表ニ-10-1 (別表2) ペレット検査台 No.2 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-11-1 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

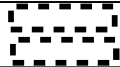


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ－１１－１ 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－１１、図ニ－１１－１	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－１１－１（別表 2）に示す。

表ニ－１１－１（別表 1） 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 溝型トレイ	鋼  金属製、樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）





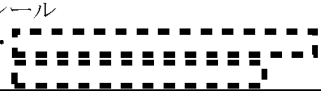
\* 以上の強度を有する材料

表ニ-1 1-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ-1 1-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1) 及び No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台   レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	


表ニ-11-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-2

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-11-2（別表2）に示す。

表ニ-1 1-2 (別表1) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台) 柱 (装置) はり (装置) レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ (車止め) 溝型トレイ	鋼 鋼 金属製 樹脂 (燃料棒の積載部)

\* 以上の強度を有する材料




表ニ-1 1-2 (別表2) 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備



表ニ-11-3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様

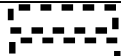


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名		{3023} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

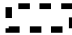
表ニ－１１－３ 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所にて想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所にて想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ－２－１－１－１、図ニ－１、図ニ－１１、図ニ－１１－３	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ－１１－３（別表 2）に示す。

表ニ－１１－３（別表 1） 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ	鋼  樹脂（燃料棒の積載部）



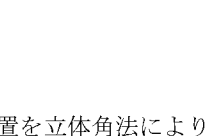
\* 以上の強度を有する材料

表ニ－11－3（別表2） 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全）</p> <p>第2－4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2－4領域に配置する図ニ－1に示す設備</p>

表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台
設備・機器名称 機器名		{3024} ペレット一時保管台 —
変更内容		改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストoppaを追加する。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 8 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(4)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストoppaを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。


表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-12-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-12-1（別表2）に示す。

表ニ-12-1（別表1） ペレット一時保管台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ1 ストップ1の取付ボルト ストップ2 ストップ2の取付ボルト 高さ制限棒 設備カバー	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製、ポリカーボネート（難燃性）



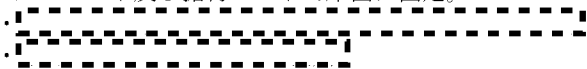
\*  以上の強度を有する材料

表ニ-12-1 (別表2) ペレット一時保管台 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 2 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルト及び据付ボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。

表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

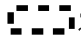
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-13-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-13-1（別表2）に示す。



表ニ-13-1 (別表1) ペレット検査装置 No.5 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	ペレット回転台	金属製
その他	アンカーボルト 据付ボルト ストップ1 ストップ1の取付ボルト ストップ2 ストップ2の取付ボルト ストップ3 ストップ3の取付ボルト ガイド 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー ボールローラ	鋼 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)、 ガラス 金属製




\* 以上の強度を有する材料

表ニ-13-1 (別表2) ペレット検査装置 No.5 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ一 1 4 - 1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	コンベア式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 20 kg)
	その他の性能	最大取扱量 :  (ペレット保管容器 17 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで設備に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ、ガイドを設ける。

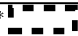
表ニ一 1 4 - 1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ一 2 - 1 - 1 - 1、図ニ一 1、図ニ一 1 4 - 1	



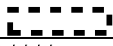

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ一 1 4 - 1（別表 3）に示す。


表ニ-14-1 (別表1) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト ストッパ1 ストッパ1の取付ボルト ストッパ2 ストッパ2の取付ボルト ガイド1 ガイド1の取付ボルト ガイド2 ガイド2の取付ボルト	鋼 ステンレス鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

\*以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表2) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 耐震補強の項目



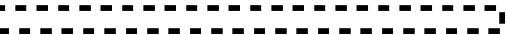
補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-14-1
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		

\*以上の強度を有する材料

表ニ-14-1 (別表3) ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	適合性を確認するための施設 第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ－1 4－2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 仕様


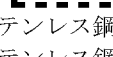
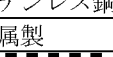
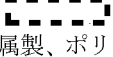
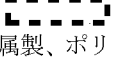
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3027} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	水平台式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	上皿電子天秤
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-14-2	




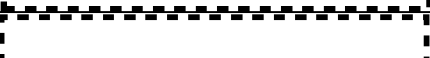
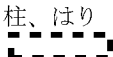
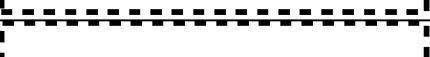
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-14-2 (別表3) に示す。


表ニ-14-2 (別表1) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台)	鋼 
	はり (架台)	鋼 
	柱 (設備架台)	ステンレス鋼 
	はり (設備架台)	ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	ペレット整列トレイ	金属製
その他	アンカーボルト	鋼 
	設備カバー	金属製、ポリカーボネート (難燃性)

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-14-2 (別表2) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 耐震補強の項目




補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
アンカーボルトの変更	アンカーボルト 		図ニ-14-2
アンカーボルトの追加	アンカーボルト 		
設備架台の部材変更	柱、はり 		

\*  以上の強度を有する材料

表ニ-14-2 (別表3) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備</p>

表ニ－15－1 燃料棒解体装置 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置
設備・機器名称 機器名	{3028} 燃料棒解体装置 No. 2 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。) 改造 (高さ制限棒を追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 7 本)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(7)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際に、ペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。ペレット保管容器及び燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。




表ニ-15-1 燃料棒解体装置 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-15-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-15-1（別表2）に示す。

表ニ-15-1 (別表1) 燃料棒解体装置 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ1 ストップ2 兼 高さ制限棒 ストップ3 兼 高さ制限棒 ストップ4 ストップ5 ストップ6 兼 高さ制限棒 ストップ7 ストップ8 ストップ8の取付ボルト 高さ制限棒1 高さ制限棒2 高さ制限棒3 高さ制限棒4 設備カバー	鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート(難燃性)



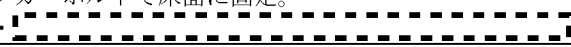
\*以上の強度を有する材料

表ニ-15-1 (別表2) 燃料棒解体装置 No.2 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ－１６－１ 計量設備架台 No. 9 仕様

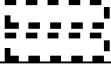

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 計量設備架台
設備・機器名称 機器名		{3029} 計量設備架台 No. 9 —
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	上皿電子天秤
	その他の性能	最大取扱量 :  (ペレット保管容器 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(8)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、落下防止板を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。


表ニ-16-1 計量設備架台 No.9 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-16-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-16-1（別表2）に示す。

表ニ-16-1（別表1） 計量設備架台 No.9 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 落下防止板	鋼 金属製 




\* 以上の強度を有する材料

表ニ-16-1（別表2） 計量設備架台 No.9 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-17-1 計量設備架台 No.10 仕様

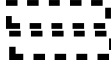

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 計量設備架台
設備・機器名称 機器名	{3030} 計量設備架台 No. 10 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	上皿電子天秤
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(9)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、落下防止板を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。


表ニ-17-1 計量設備架台 No.10 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-17-1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-17-1（別表2）に示す。

表ニ-17-1（別表1） 計量設備架台 No.10 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 落下防止板	鋼 金属製 




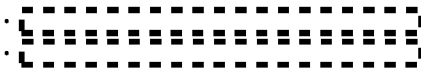
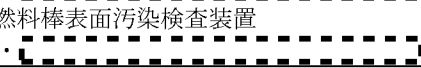
\* 以上の強度を有する材料

表ニ-17-1（別表2） 計量設備架台 No.10 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

表ニ-18-1 燃料棒搬送設備 No.9 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.9	
設備・機器名称 機器名	{3031} 燃料棒搬送設備 No.9 —		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-1 燃料棒検査室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	ローラー搬送式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (燃料棒表面汚染検査装置) 	
	その他の構成機器	燃料棒表面汚染検査装置	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 1 本)	
核燃料物質の状態	燃料棒		
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下  [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○本体  ○燃料棒表面汚染検査装置 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。	
		[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

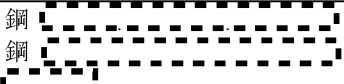


表ニ-18-1 燃料棒搬送設備 No.9 仕様

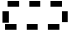
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 6.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 6.5cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-18-1

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表ニ-18-1（別表2）に示す。



表ニ-18-1 (別表1) 燃料棒搬送設備 No.9 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体)	鋼 
	柱 (燃料棒表面汚染検査装置) はり (燃料棒表面汚染検査装置)	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 安全カバー ガイドローラ	鋼  難燃性樹脂 金属製、樹脂

\* 以上の強度を有する材料

表ニ-18-1 (別表2) 燃料棒搬送設備 No.9 仕様  
(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第2-4領域に配置する図ニ-1に示す設備

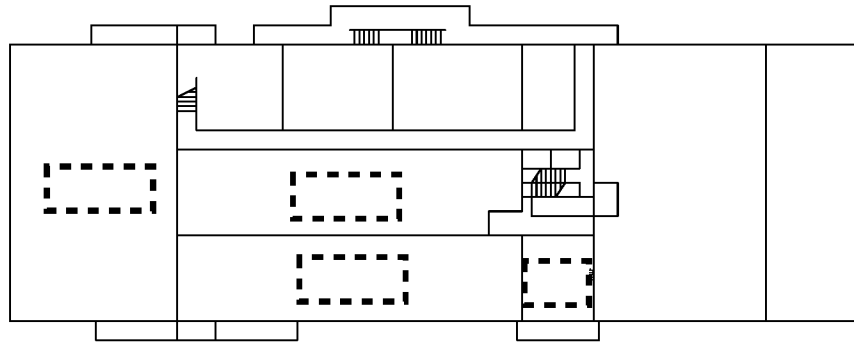
4. 添付図一覧表

番号	名称
図ニ-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図ニ-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)
図ニ-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ニ-1 (4)	第2-4領域の単一ユニット一覧表 (1/2)
図ニ-1 (5)	第2-4領域の単一ユニット一覧表 (2/2)
図ニ-2	ペレット編成挿入機 No.1 周辺配置図
図ニ-2-1 (1)	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部
図ニ-2-1 (2)	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置上部 (ストoppa ガイド拡大図)
図ニ-2-2 (1)	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部
図ニ-2-2 (2)	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 (補強部拡大図)
図ニ-2-2 (3)	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 (ストoppa ガイド拡大図)
図ニ-2-3	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部
図ニ-2-4	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部
図ニ-3-1 (1)	燃料棒解体装置 No.1
図ニ-3-1 (2)	燃料棒解体装置 No.1 (ストoppa 高さ制限棒詳細)
図ニ-4	燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備 No.1 周辺配置図
図ニ-4-1	燃料棒トレイ置台
図ニ-5-1 (1)	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (1/2)
図ニ-5-1 (2)	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (2/2)
図ニ-5-1 (3)	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 撤去・補強前後図
図ニ-5-1 (4)	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (補強部拡大図)
図ニ-5-1 (5)	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ
図ニ-5-2 (1)	脱ガス設備 No.1 運搬台車
図ニ-5-2 (2)	脱ガス設備 No.1 運搬台車 レール
図ニ-6	第二端栓溶接設備 No.1 周辺配置図
図ニ-6-1	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部
図ニ-6-2	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部
図ニ-6-3	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部
図ニ-6-4	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部
図ニ-7	燃料棒搬送設備 No.1 周辺配置図
図ニ-7-1 (1)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部及び燃料棒トレイ移載部 (1/2)
図ニ-7-1 (2)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部及び燃料棒トレイ移載部 (2/2)
図ニ-7-1 (3)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (1/3)
図ニ-7-1 (4)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (2/3)
図ニ-7-1 (5)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (3/3)
図ニ-7-1 (6)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 階段詳細
図ニ-7-1 (7)	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 接合ボルト変更箇所
図ニ-7-2	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部
図ニ-7-3	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部
図ニ-8-1	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)
図ニ-9-1 (1)	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (1/2)
図ニ-9-1 (2)	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (2/2)

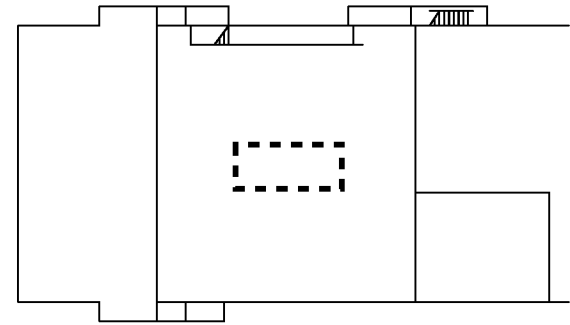
番号	名称
図ニ-10-1 (1)	ペレット検査台 No. 2
図ニ-10-1 (2)	ペレット検査台 No. 2 (ストップ 高さ制限棒詳細)
図ニ-11	燃料棒搬送設備 No. 8 周辺配置図
図ニ-11-1	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部
図ニ-11-2 (1)	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 (1/2)
図ニ-11-2 (2)	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 (2/2)
図ニ-11-3	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部
図ニ-12-1	ペレット一時保管台
図ニ-13-1	ペレット検査装置 No. 5
図ニ-14-1 (1)	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部
図ニ-14-1 (2)	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 (ストップ拡大図)
図ニ-14-1 (3)	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 (ガイド拡大図)
図ニ-14-2	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部
図ニ-15-1 (1)	燃料棒解体装置 No. 2
図ニ-15-1 (2)	燃料棒解体装置 No. 2 (ストップ 高さ制限棒詳細)
図ニ-16-1	計量設備架台 No. 9
図ニ-17-1	計量設備架台 No. 10
図ニ-18-1 (1)	燃料棒搬送設備 No. 9
図ニ-18-1 (2)	燃料棒搬送設備 No. 9 燃料棒表面汚染検査装置部



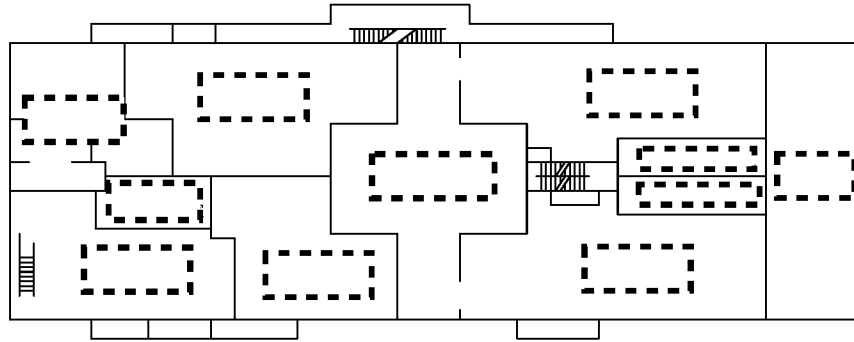
3 階



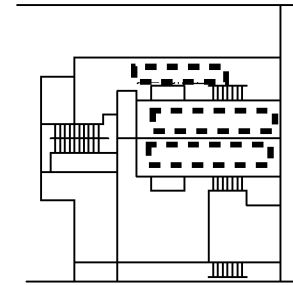
4 階



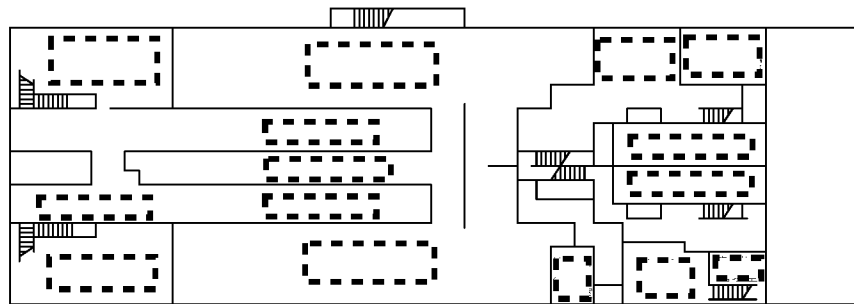
2 階



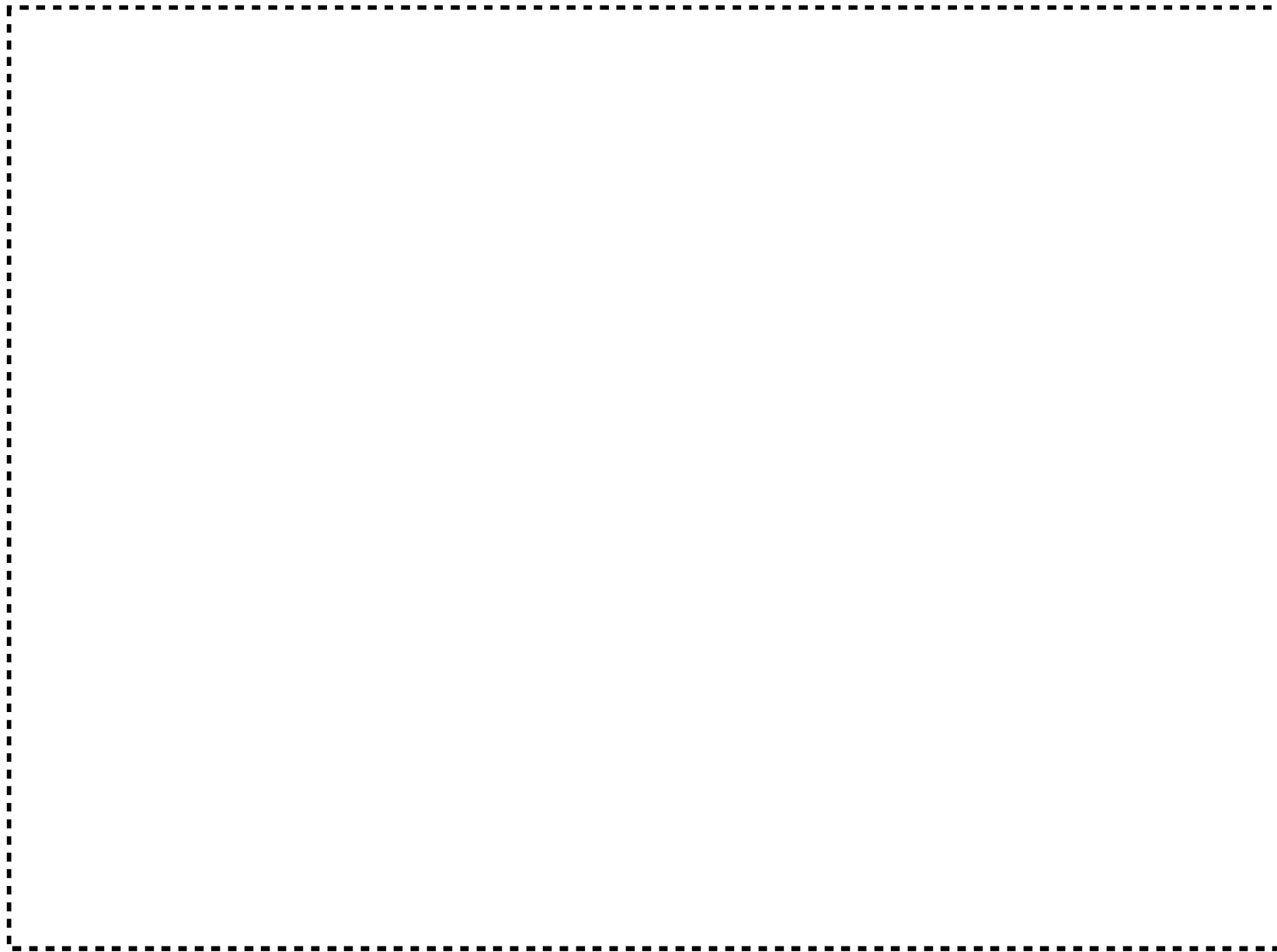
中2階



1 階



図ニ一 1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



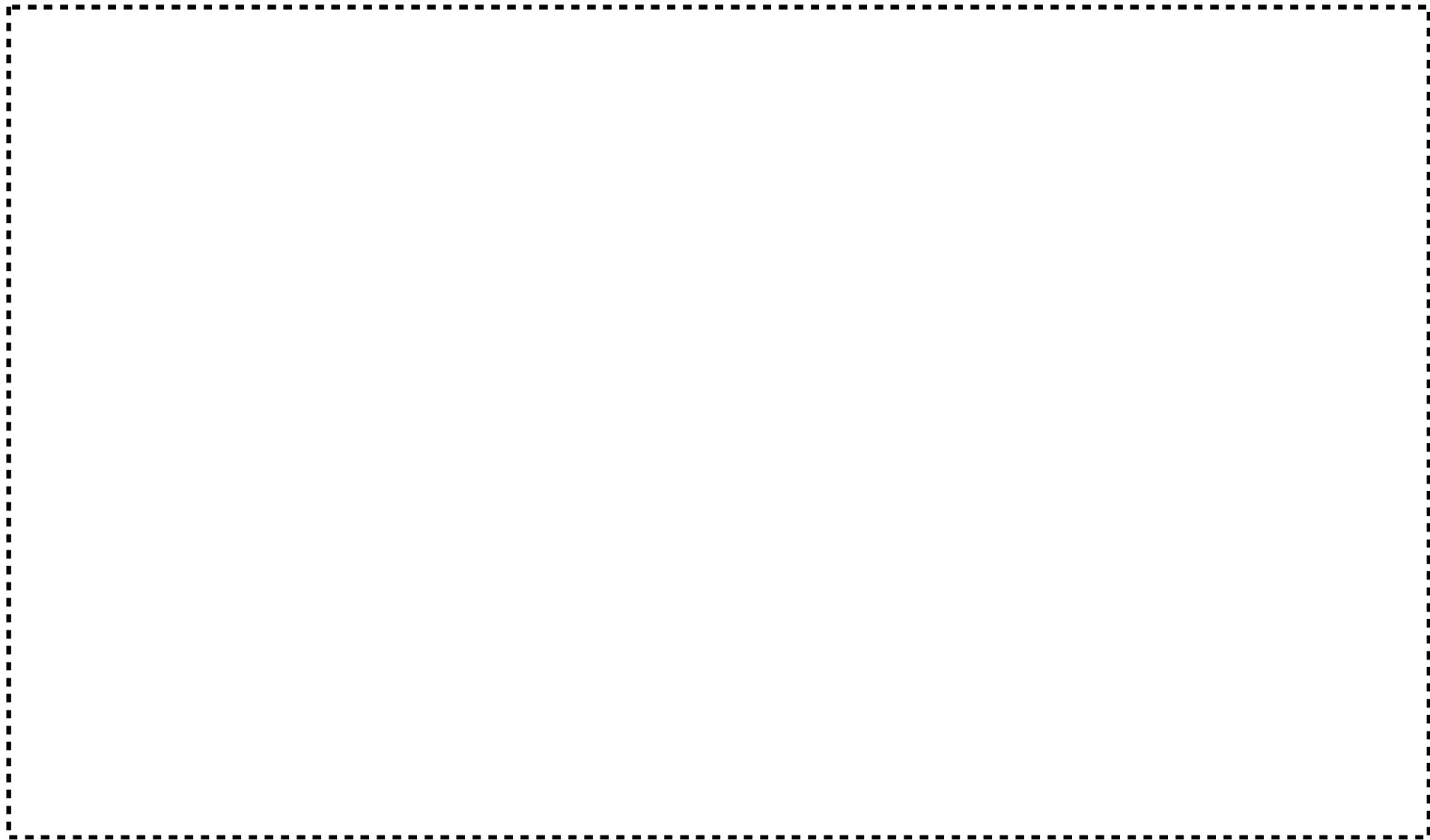
図二一 1 (2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
3001	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	3012	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部	3022	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部
3002	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	3013	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部	3023	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2 部
3003	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	3014	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部	3024	ペレット一時保管台
3004	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	3015	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	3025	ペレット検査装置 No.5
3006	燃料棒解体装置 No.1	3016	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	3026	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部
3007	燃料棒トレイ置台	3017	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	3027	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部
3008	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	3018	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)	3028	燃料棒解体装置 No.2
3009	脱ガス設備 No.1 運搬台車	3019	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2)	3029	計量設備架台 No.9
3010	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部	3020	ペレット検査台 No.2	3030	計量設備架台 No.10
3011	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部	3021	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部	3031	燃料棒搬送設備 No.9

図ニ一 1 (3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)



図ニ一 1 (4) 第 2 - 4 領域の単一ユニット一覧表 (1 / 2)



図ニ一 1 (5) 第 2 - 4 領域の単一ユニット一覧表 (2 / 2)

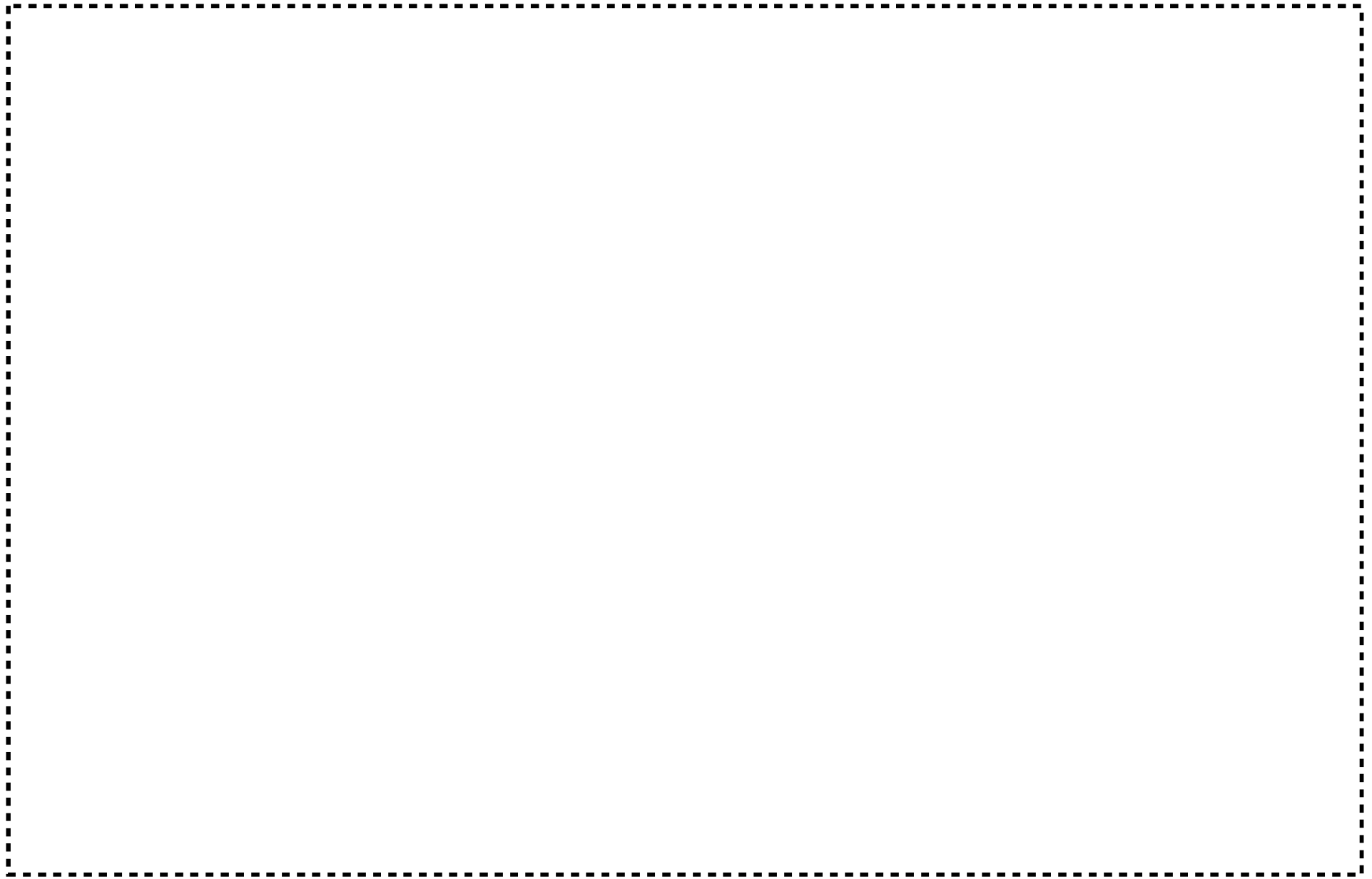




図ニー 2 ペレット編成挿入機 No.1 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

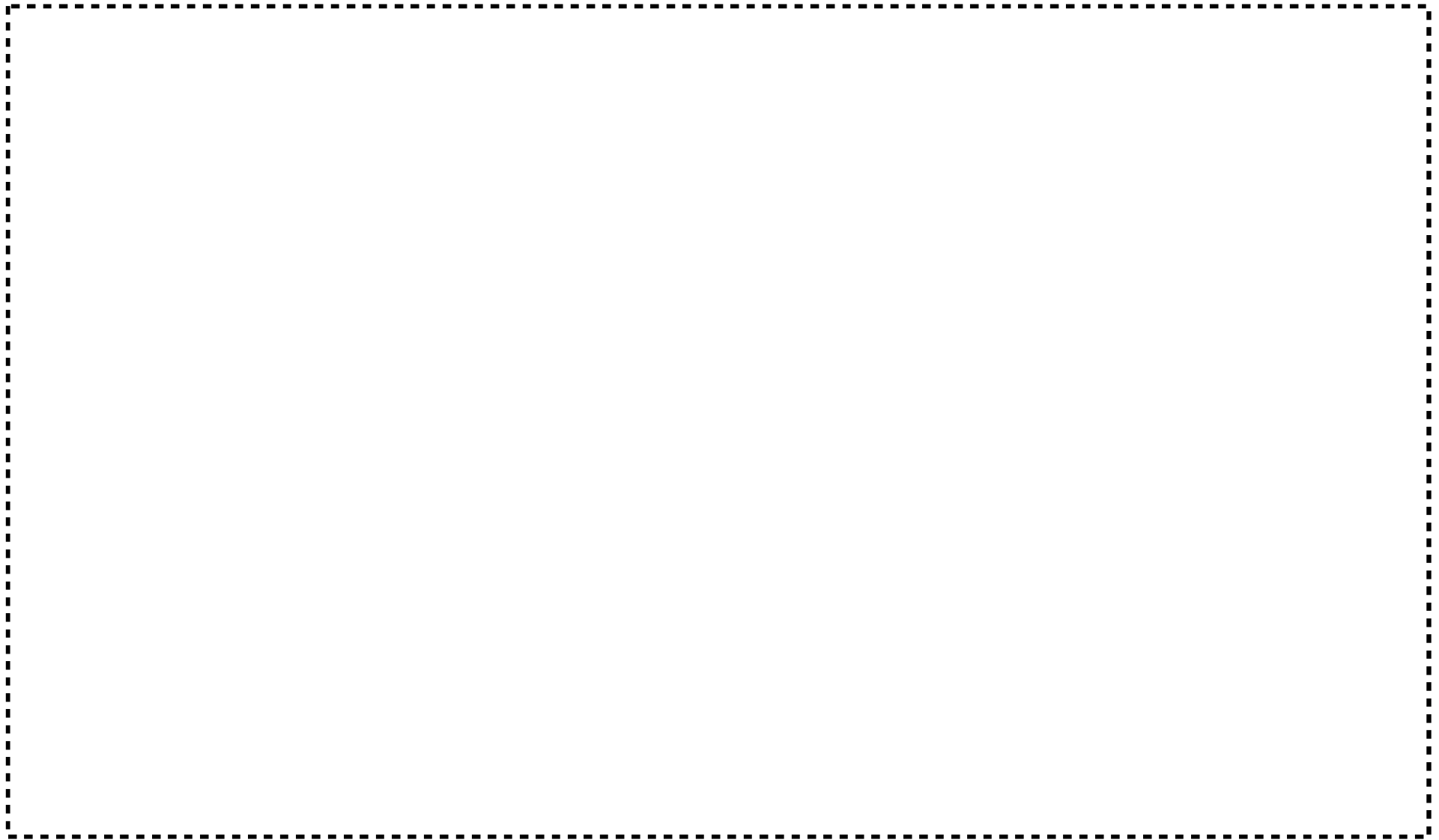


図ニ一 2 - 1 ( 1 ) ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

470

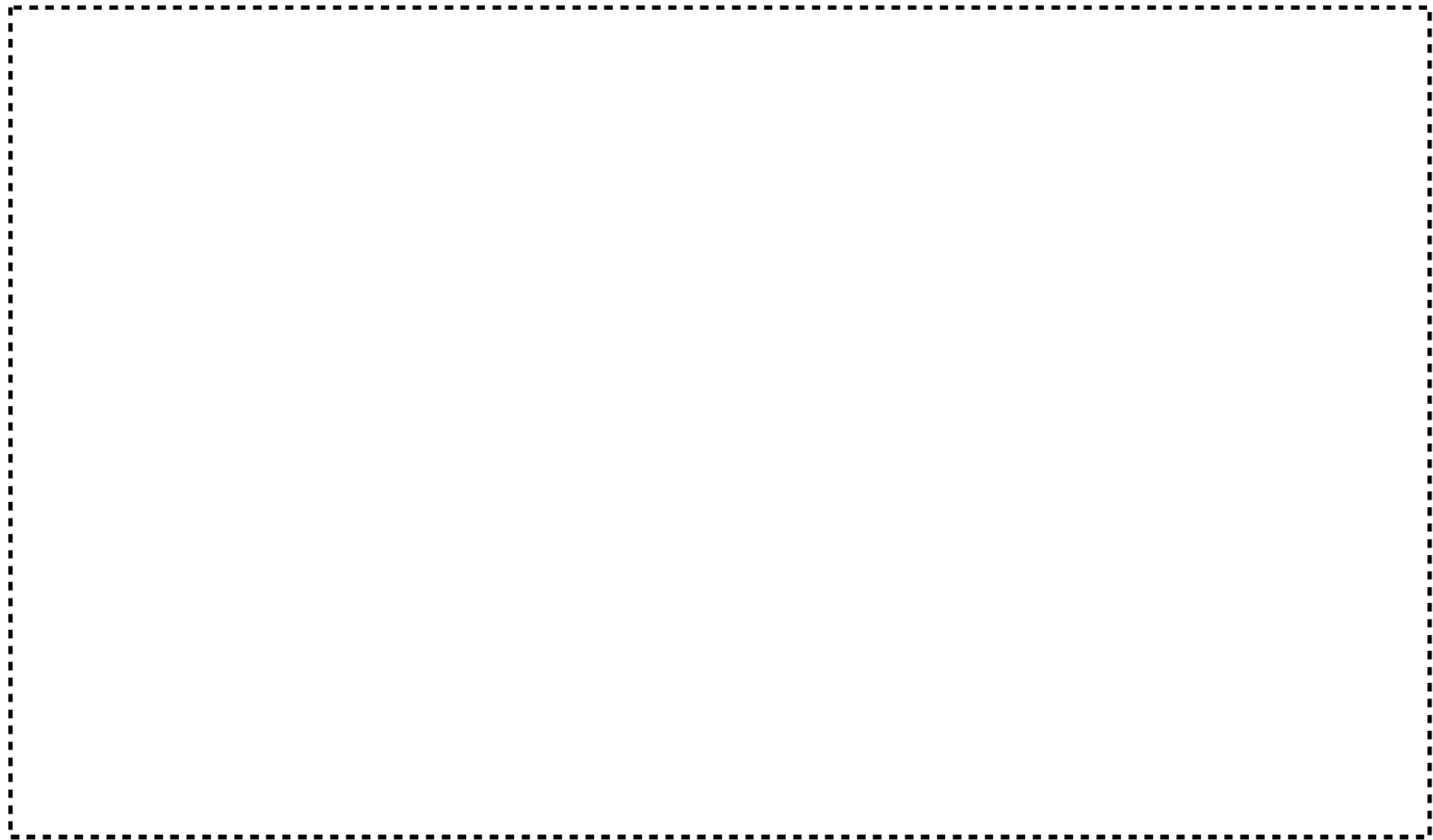


図ニ一 2-1 (2) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 (ストップガイド拡大図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

471



図ニ一2一2 (1) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

472

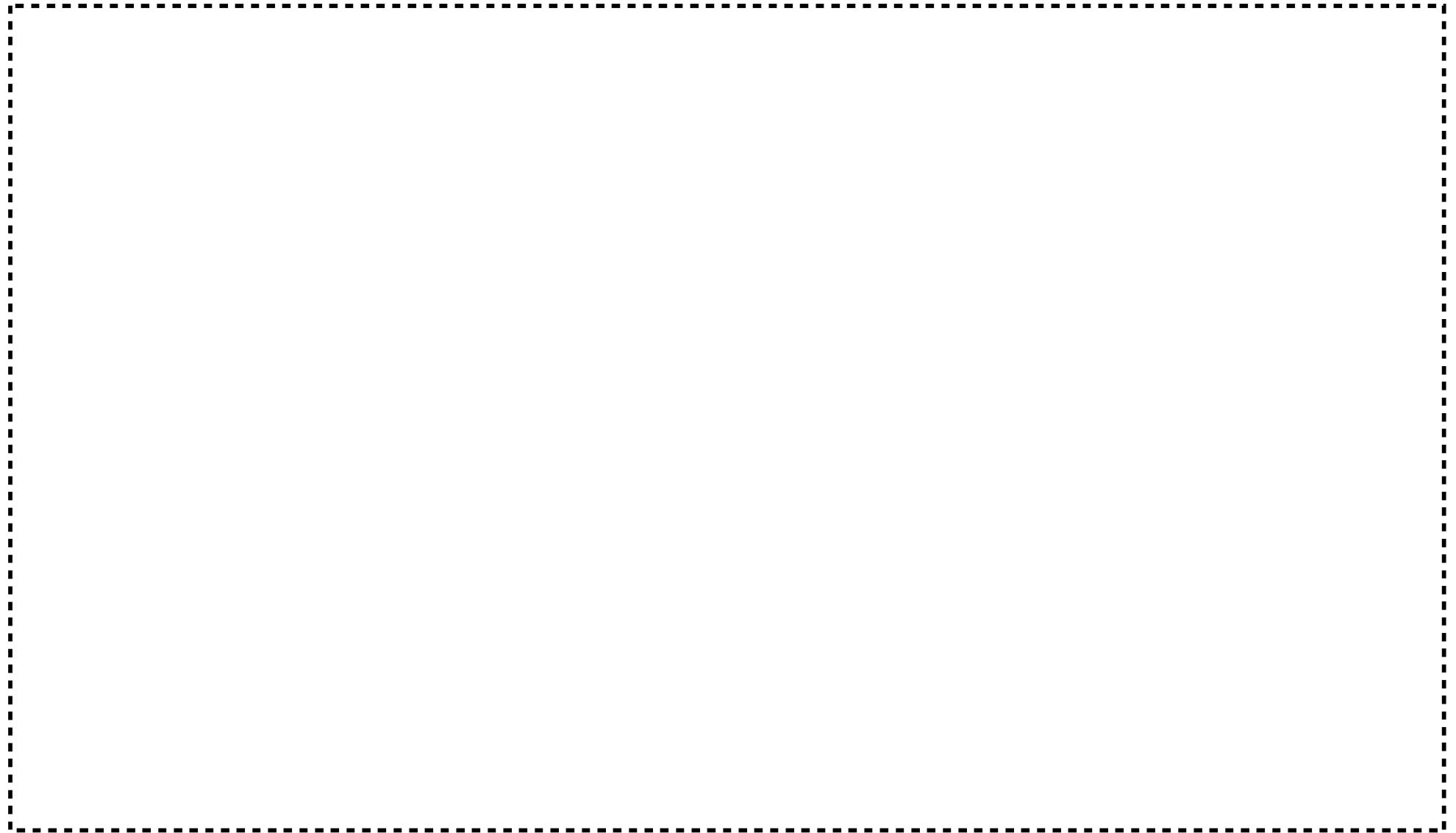


図ニ一 2 - 2 ( 2 ) ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 ( 補強部拡大図 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )

473

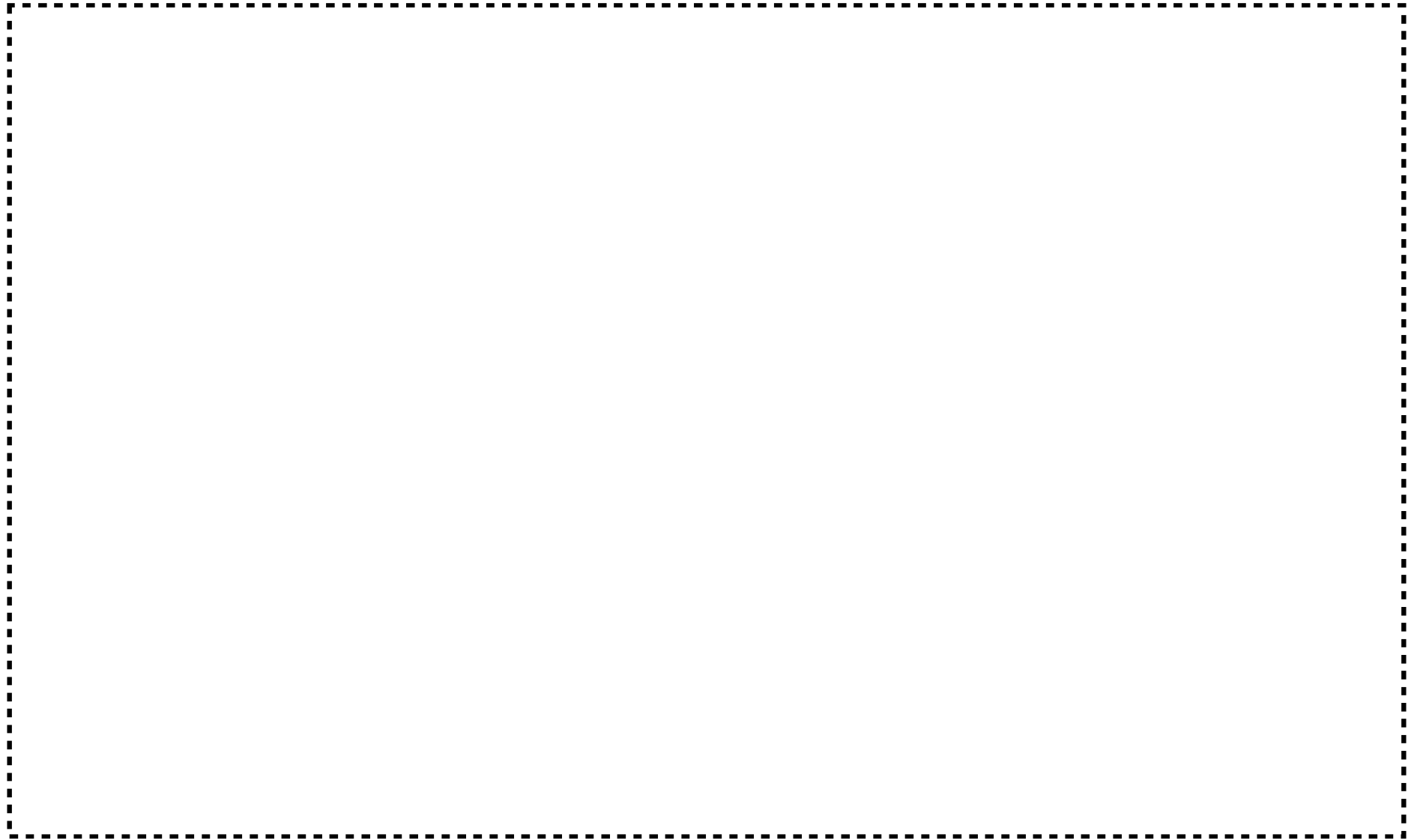


図ニ一 2 - 2 (3) ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 (ストップガイド拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

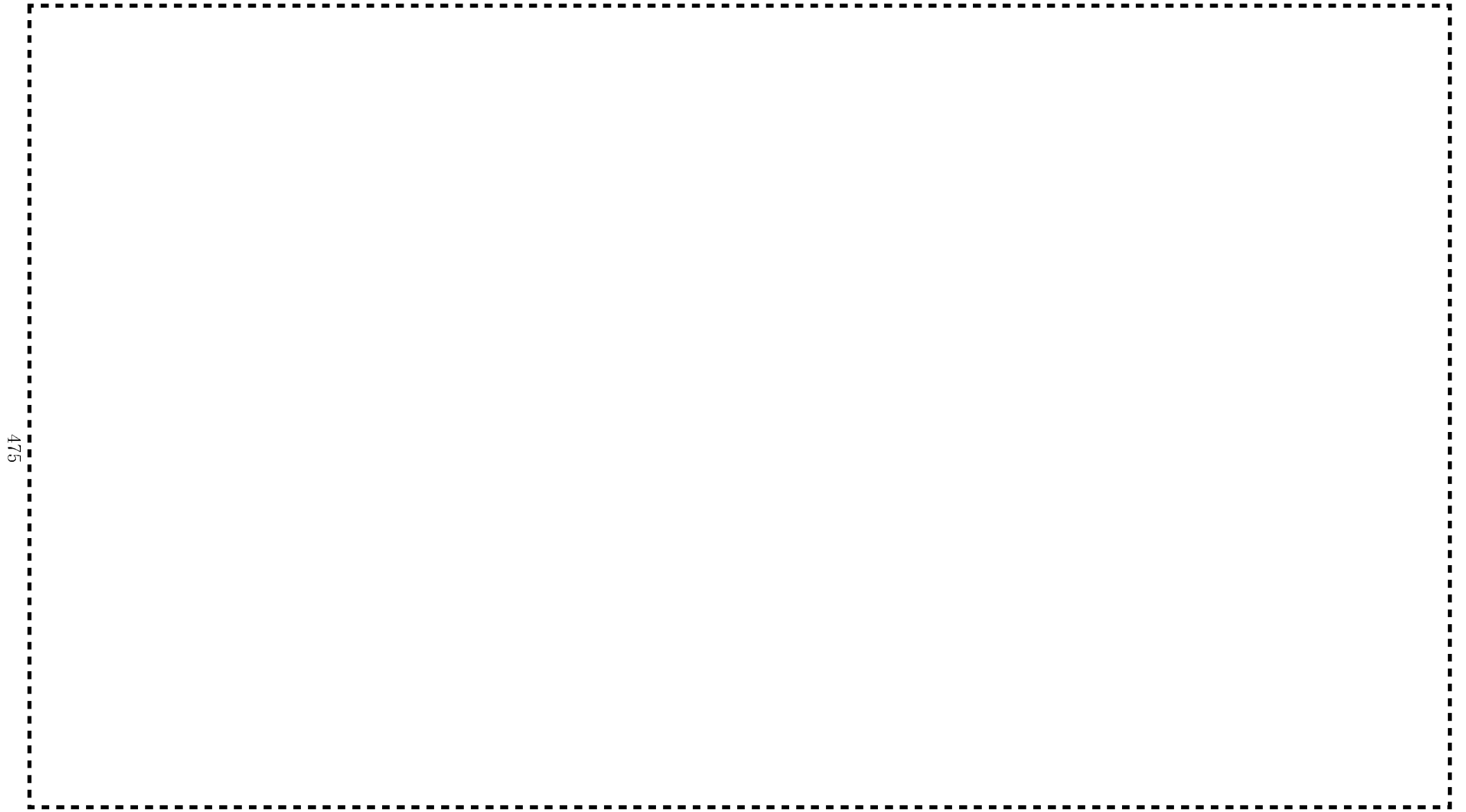
474



図ニ一 2 - 3 ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一 2 - 4 ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)





図ニ-3-1 (1) 燃料棒解体装置 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一 3 - 1 ( 2 ) 燃料棒解体装置 No. 1 ( ストップ 高さ制限棒詳細 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )



図ニ一 4 燃料棒トレイ置台及び脱ガス設備 No. 1 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一四一 燃料棒トレイ置台

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

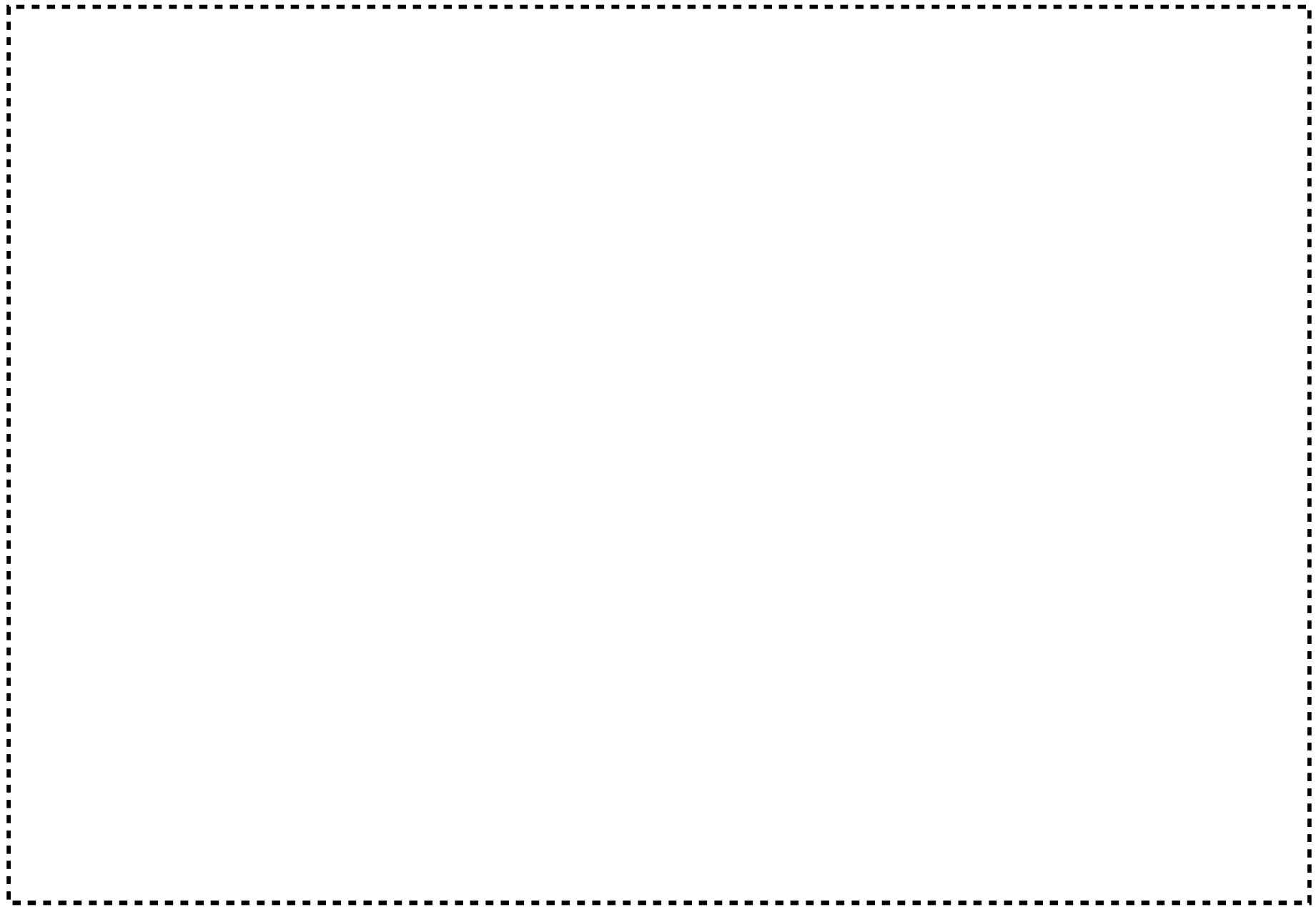
480



図ニ一五一(1) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一五一(2) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

482



図ニ一五一(3) 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 撤去・補強前後図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ－5－1（4） 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部（補強部拡大図）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）



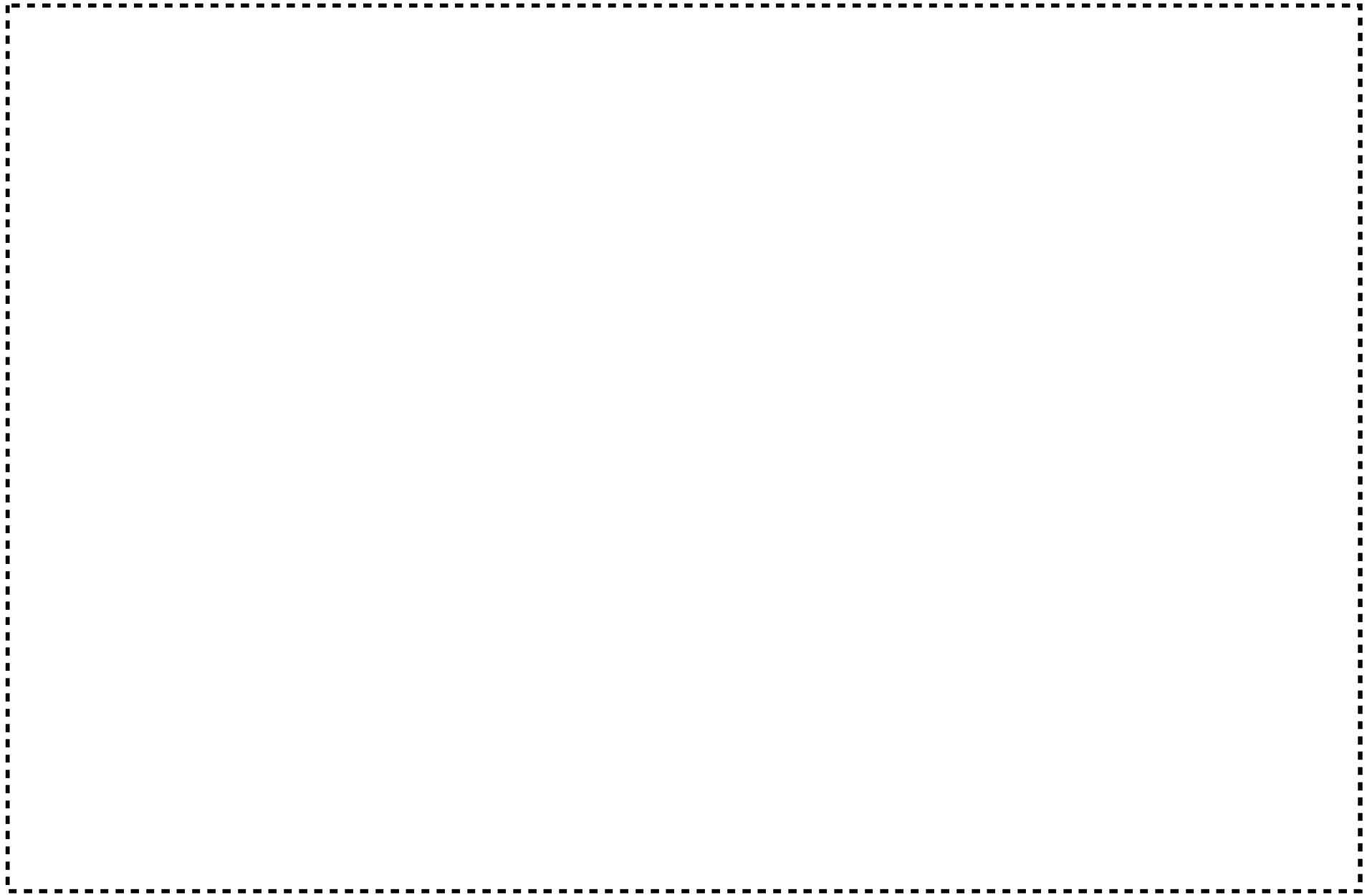


図ニ一五一（五） 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 燃料棒トレイ

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）

485

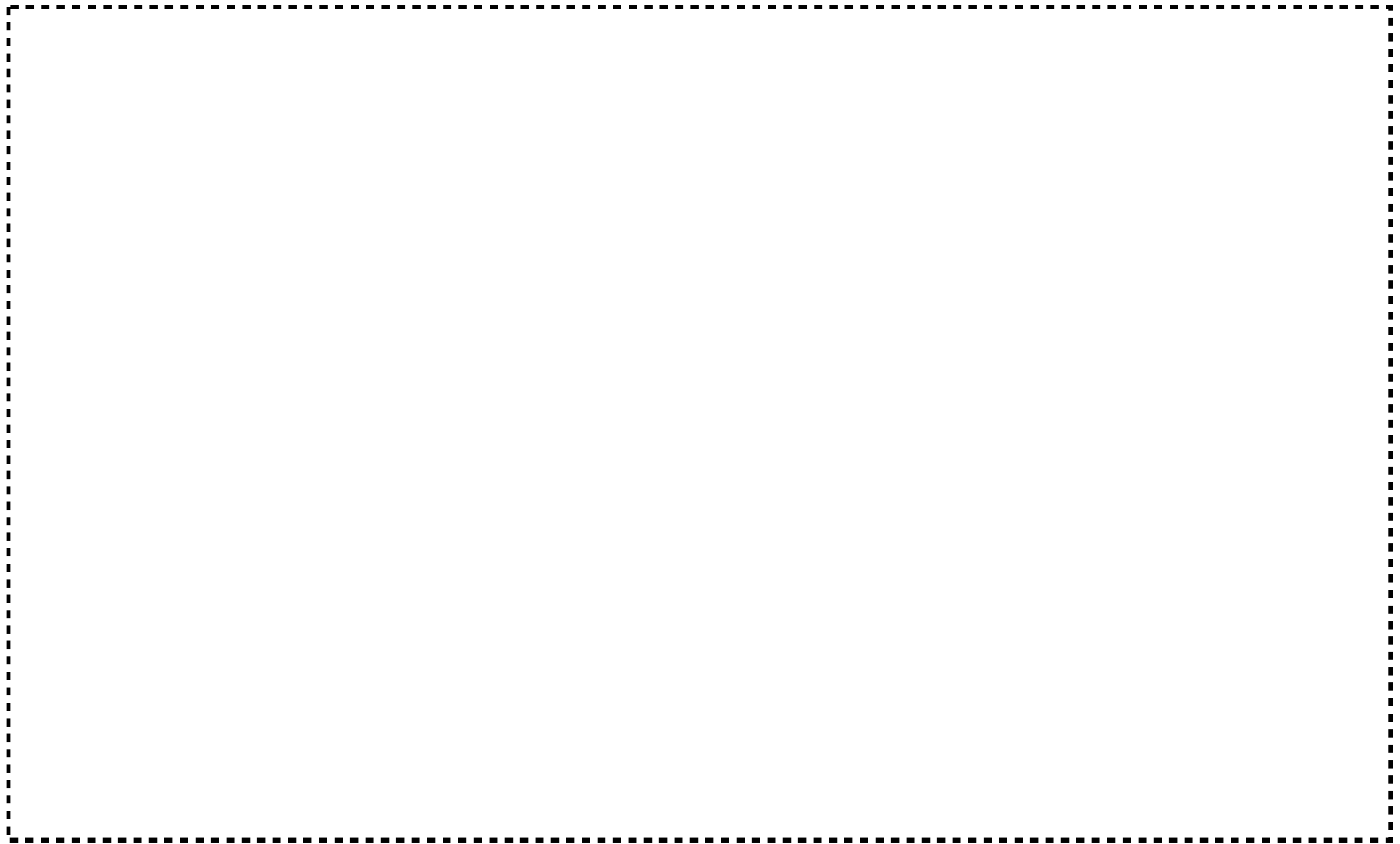


図ニ－5－2（1） 脱ガス設備 No.1 運搬台車

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）

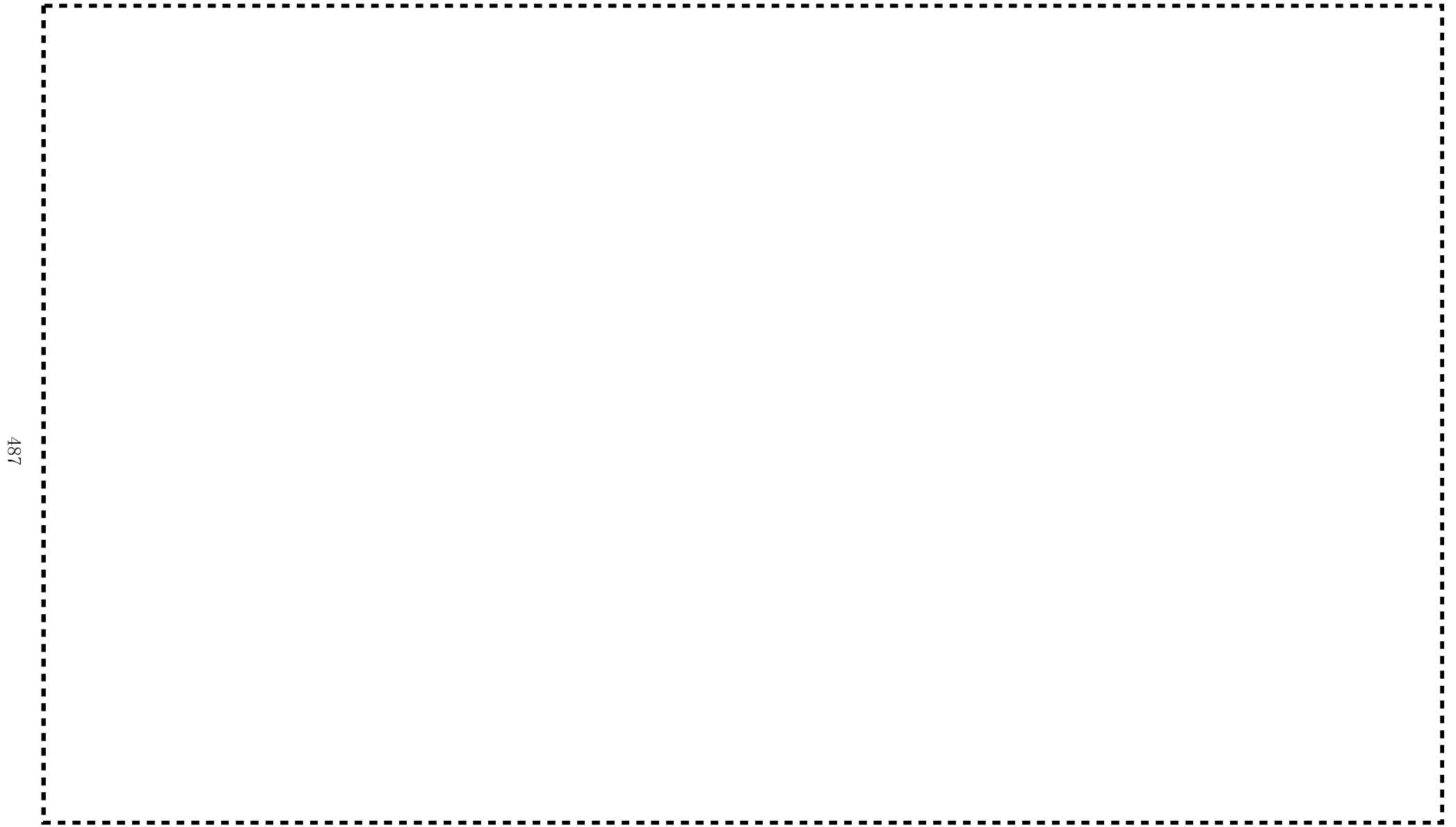
486



図ニ－5－2（2） 脱ガス設備 No.1 運搬台車 レール

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

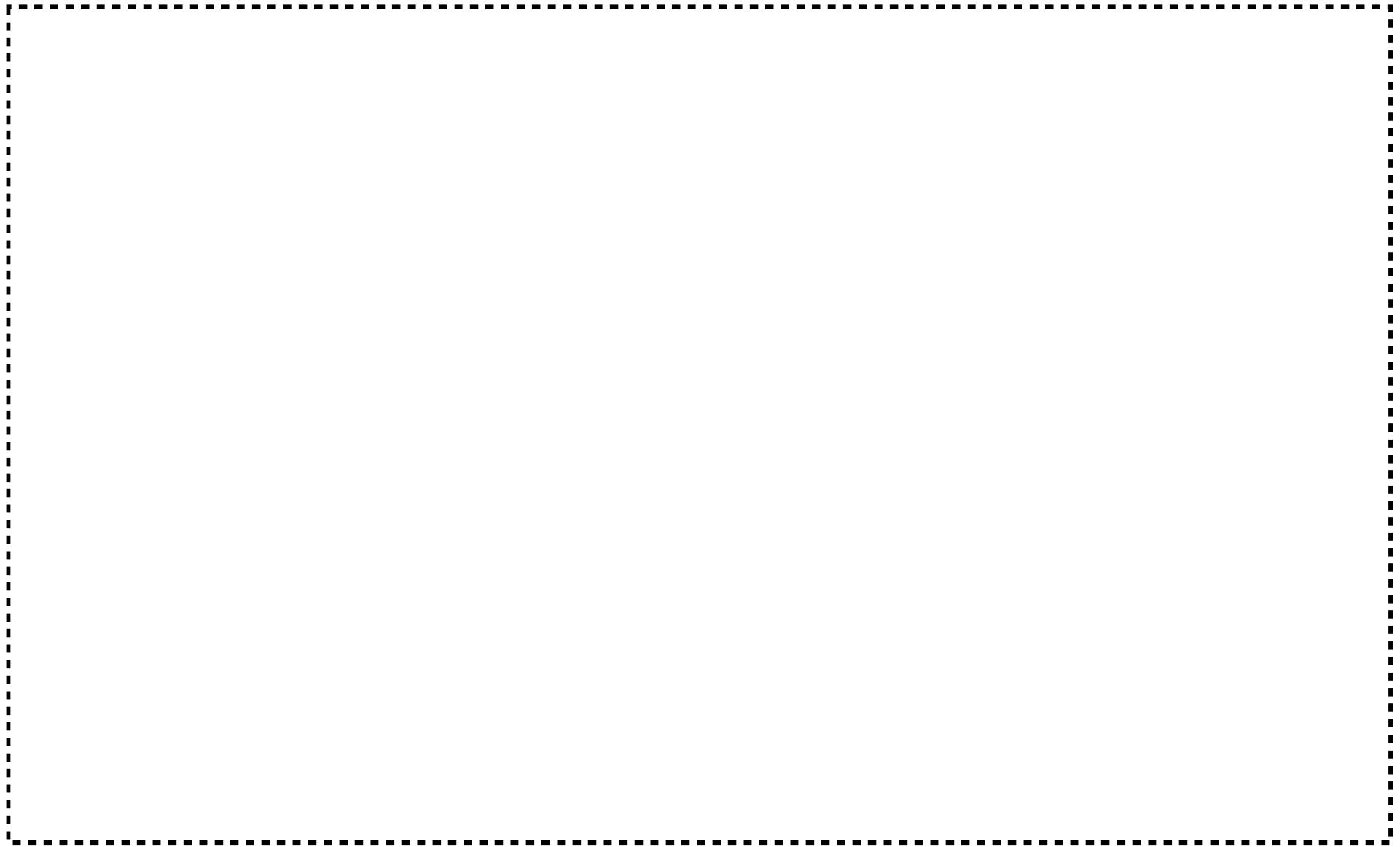


図二一6 第二端栓溶接設備 No.1 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

488

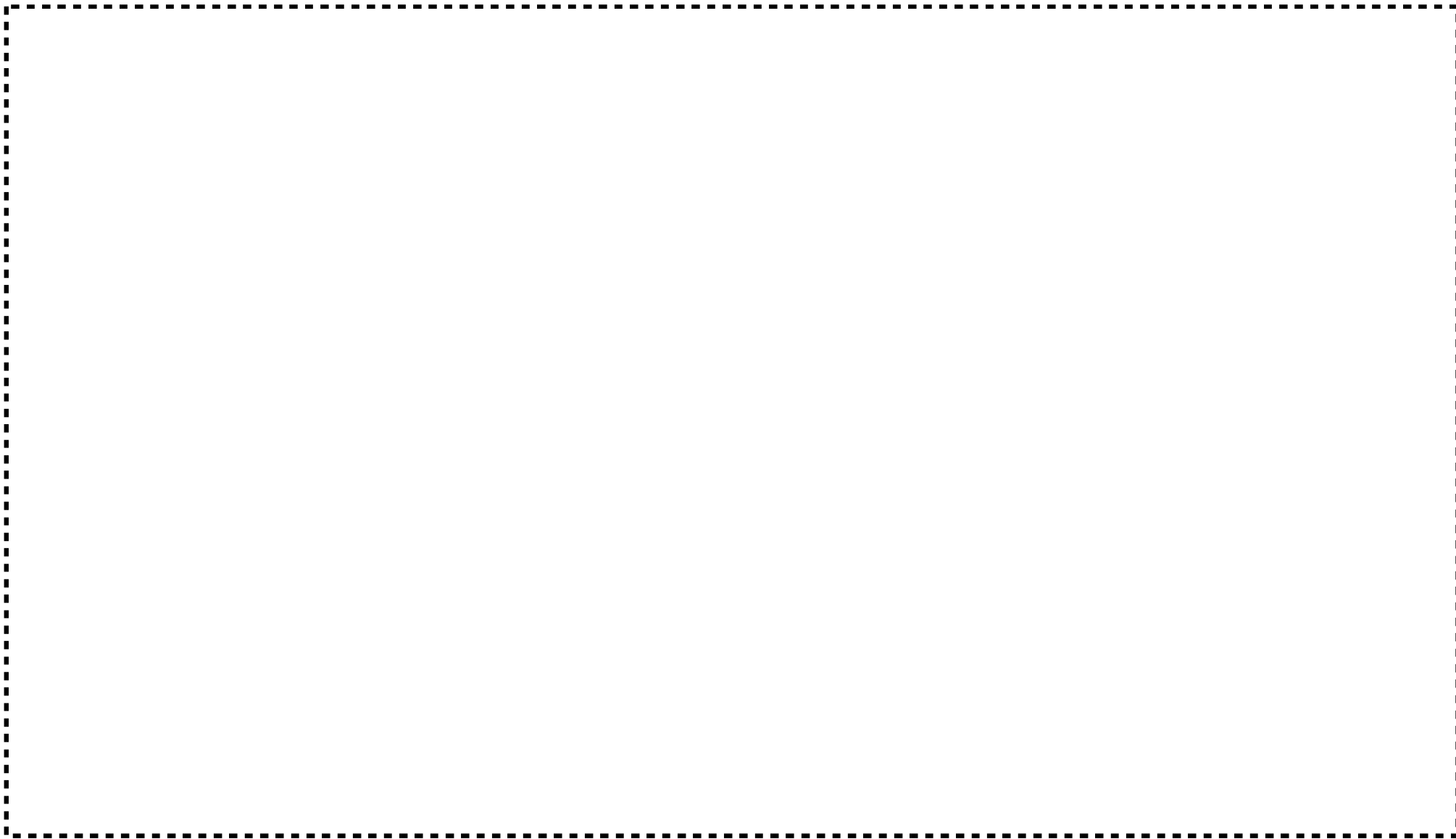


図二-6-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

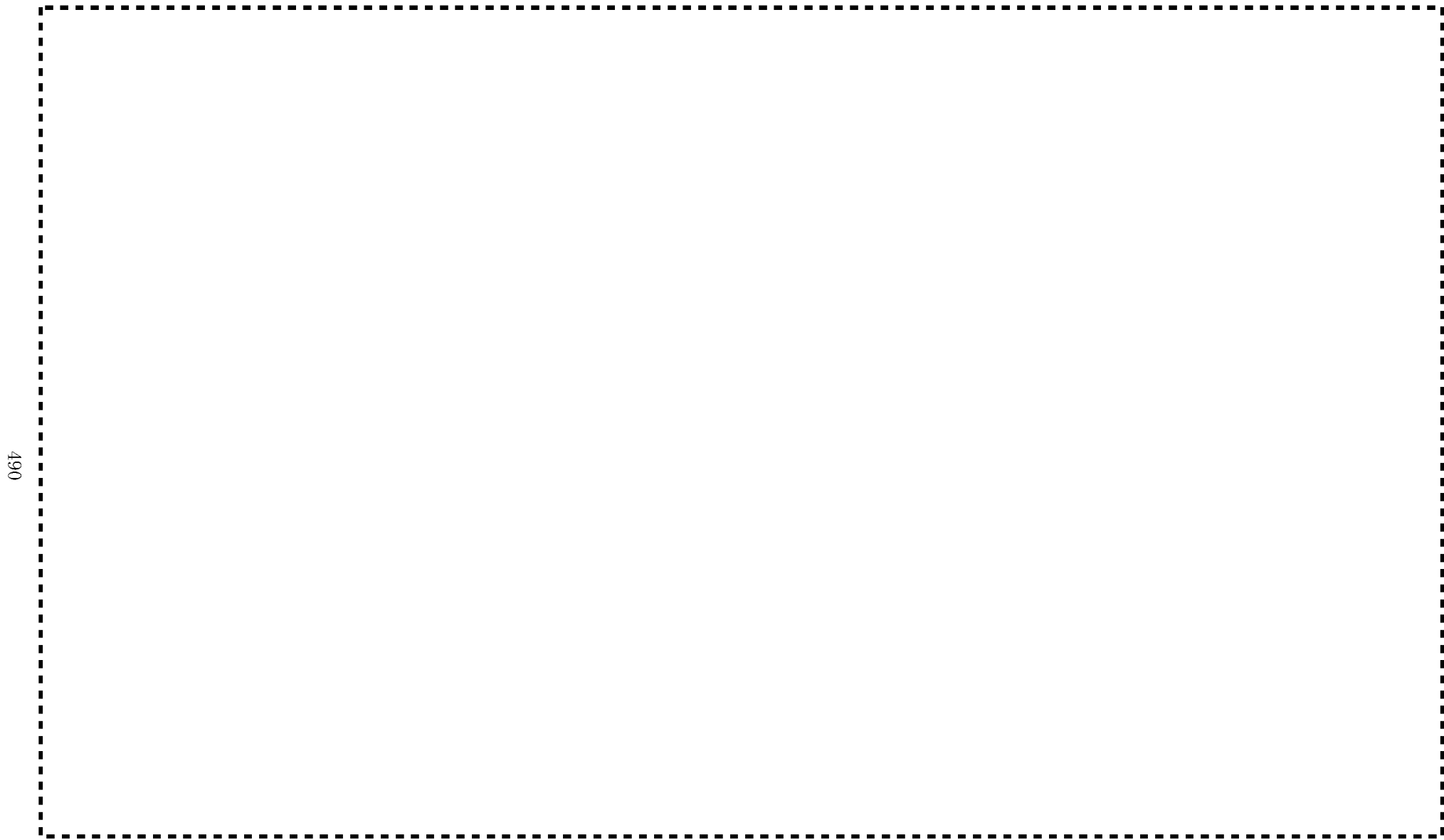
489



図二 - 6 - 2 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

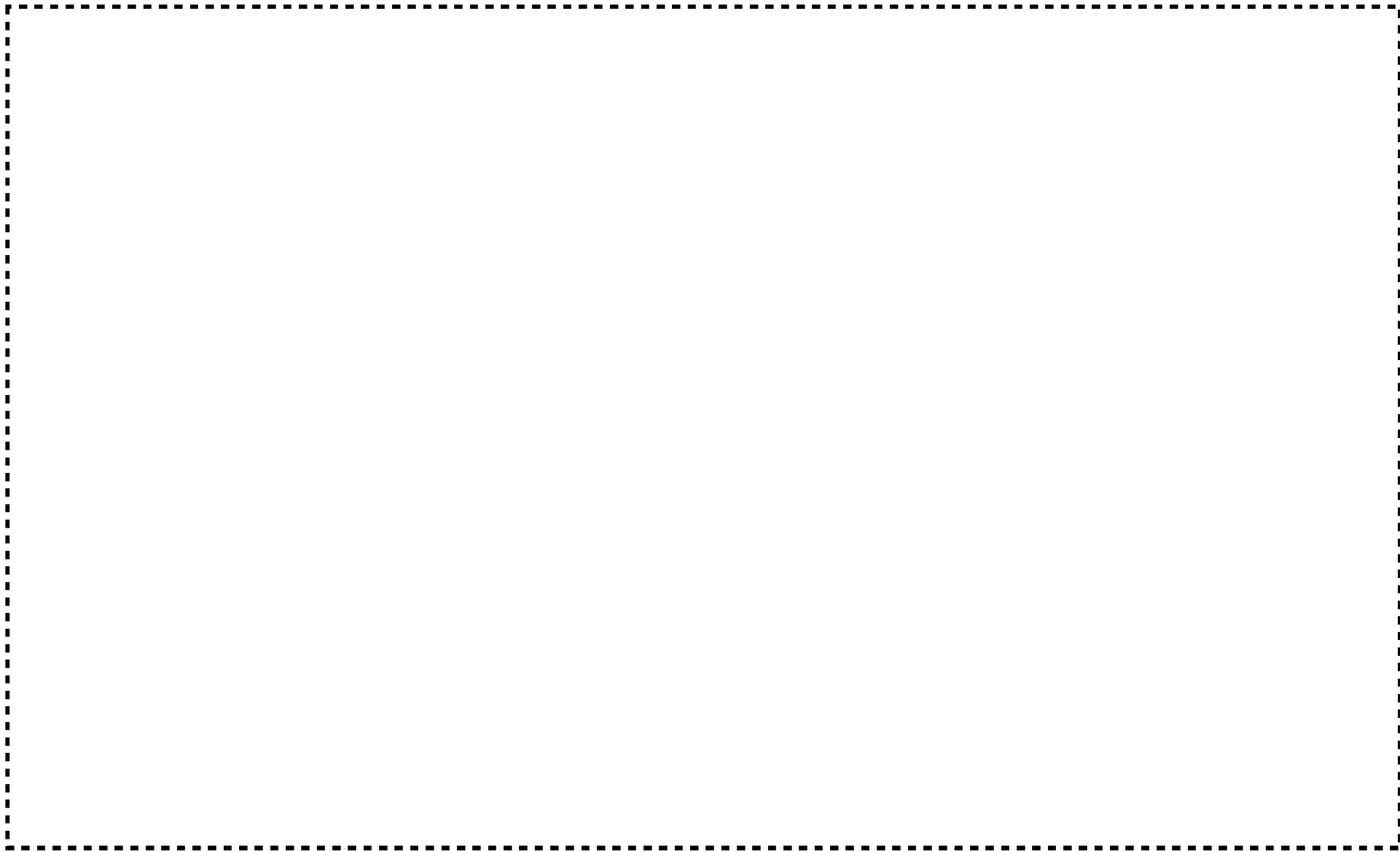
(単位 mm)



図二 - 6 - 3 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図二-6-4 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

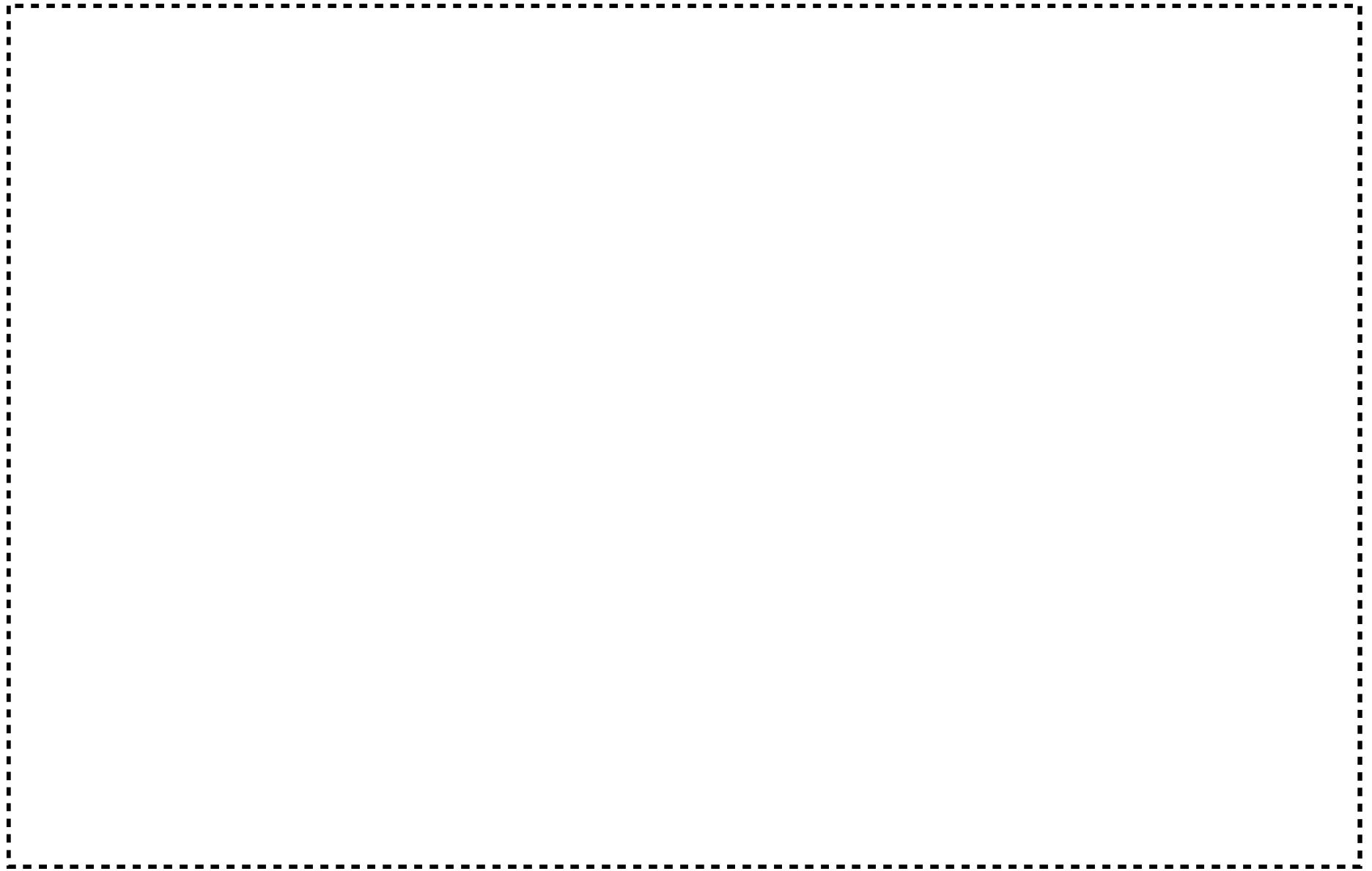




図二一 7 燃料棒搬送設備 No. 1 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

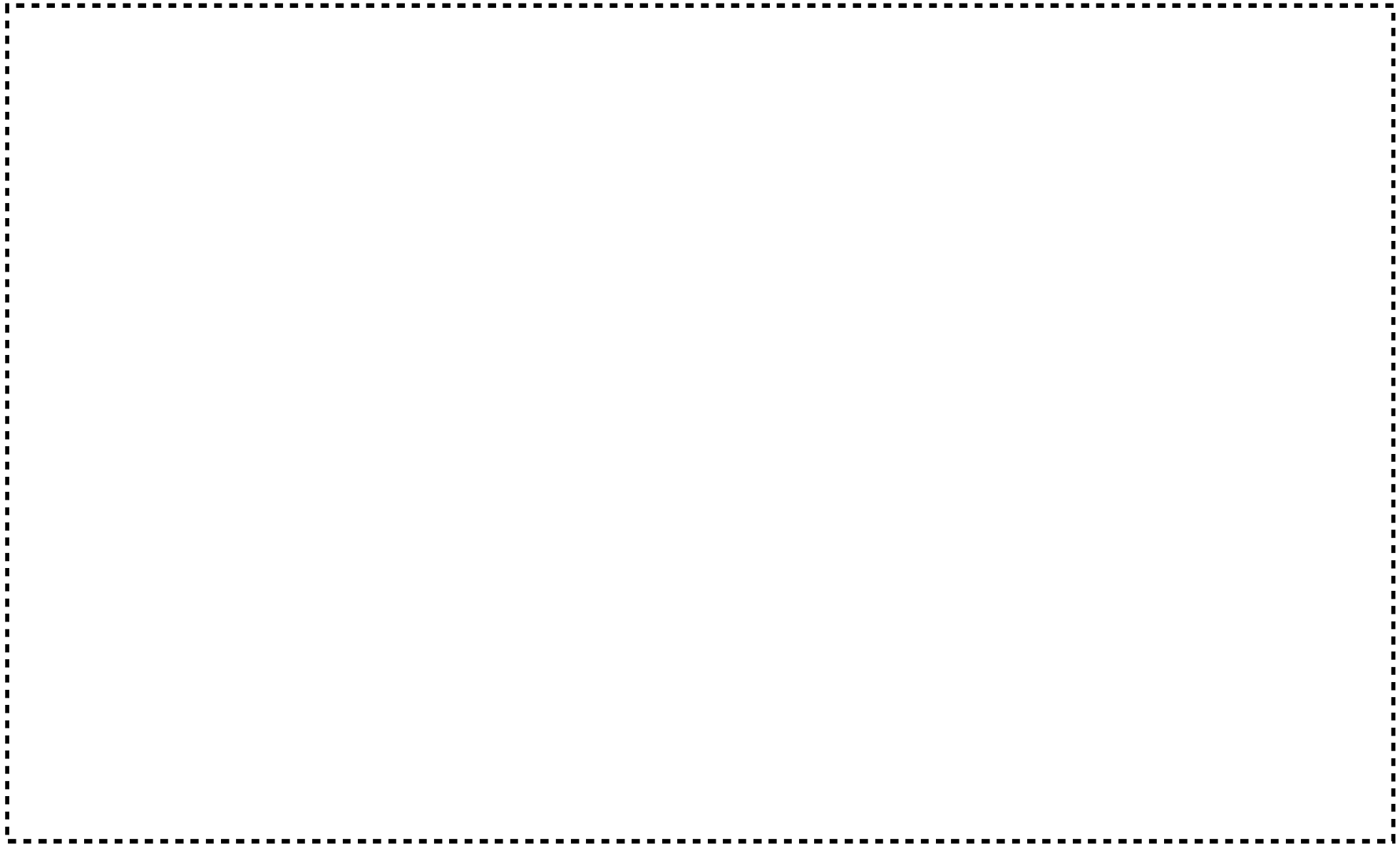
(単位 mm)



図ニ一七一(1) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部及び燃料棒トレイ移載部(1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

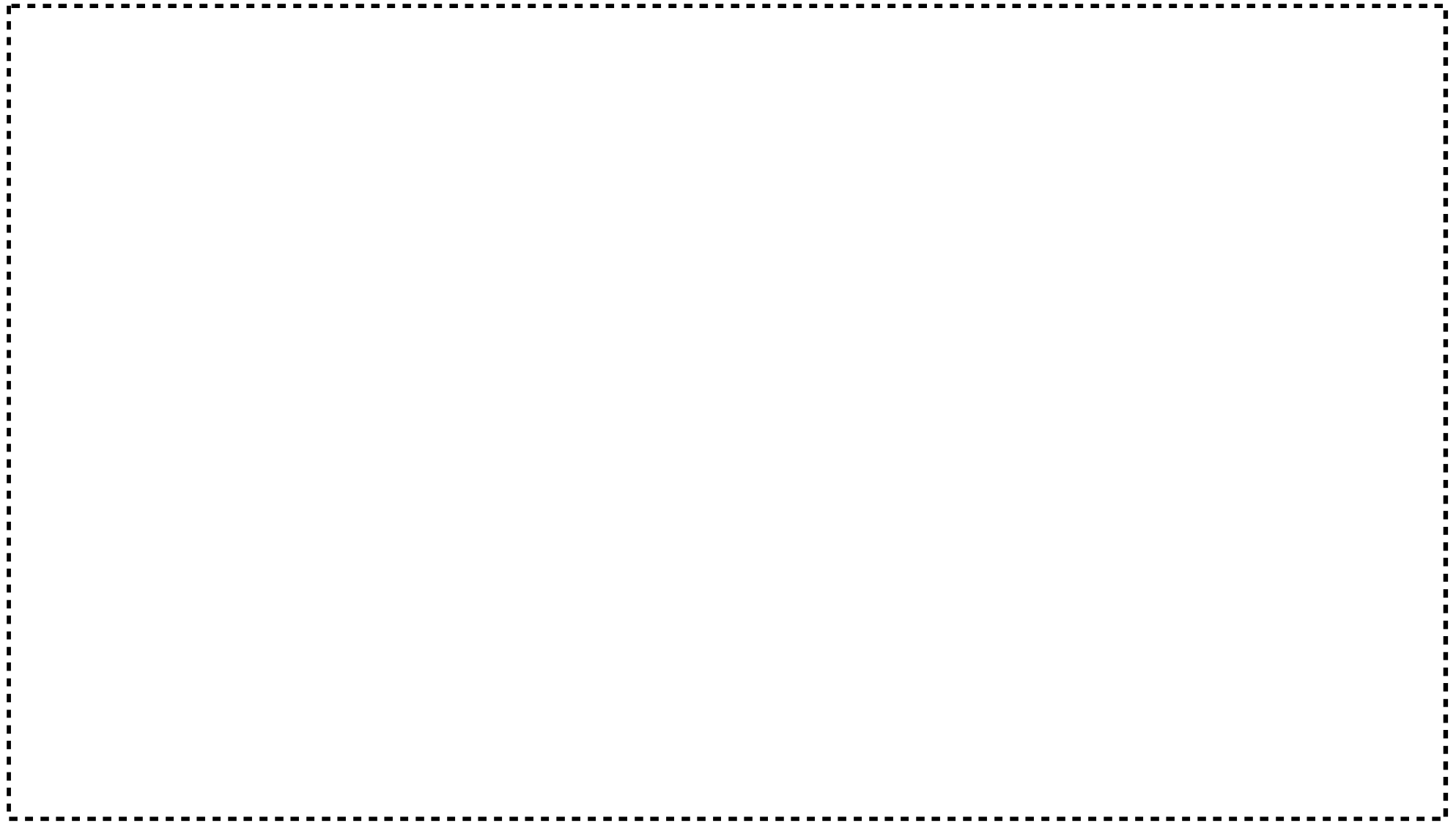


図ニ一七一(2) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部及び燃料棒トレイ移載部(2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

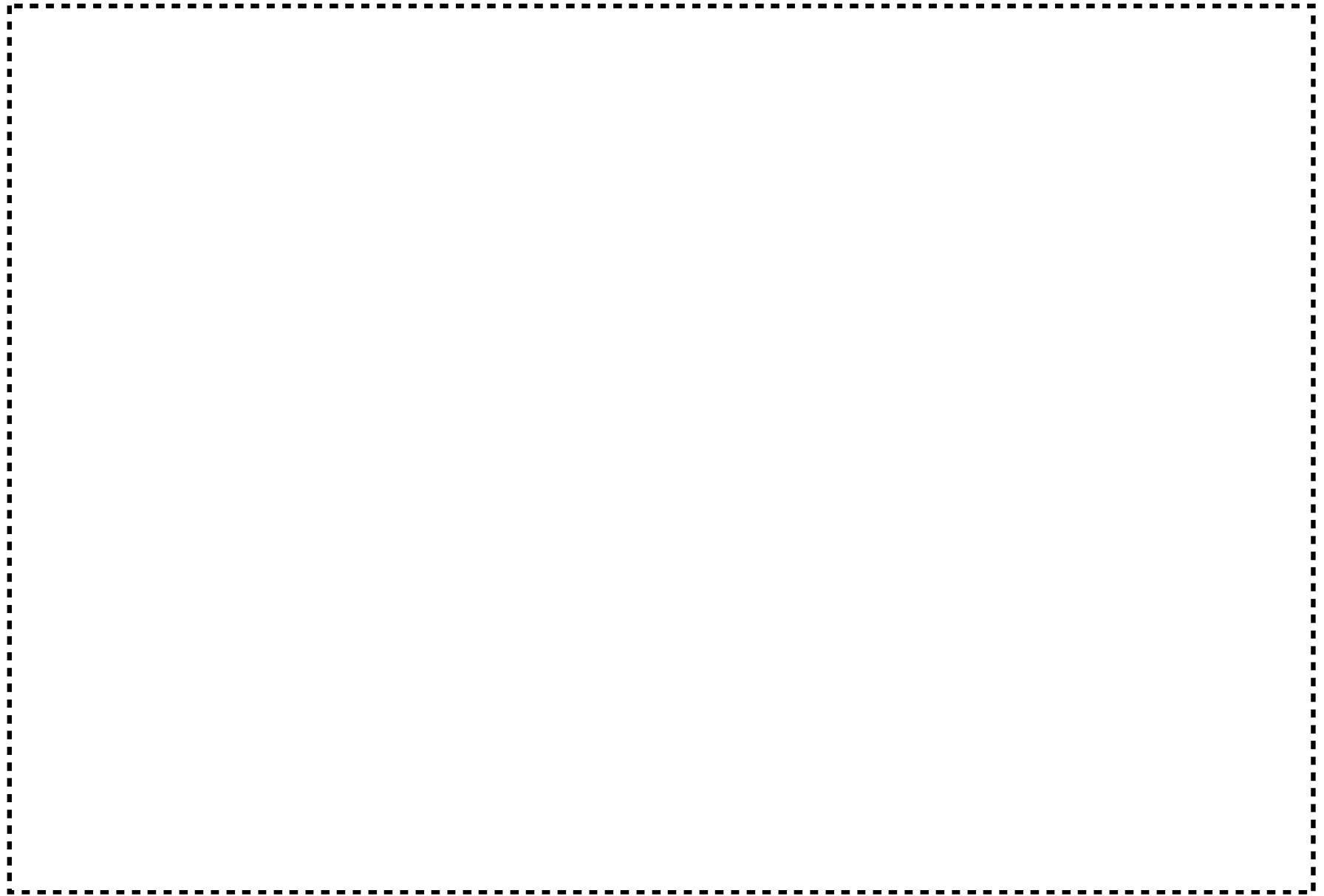
495



図二-7-1 (3) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (1 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

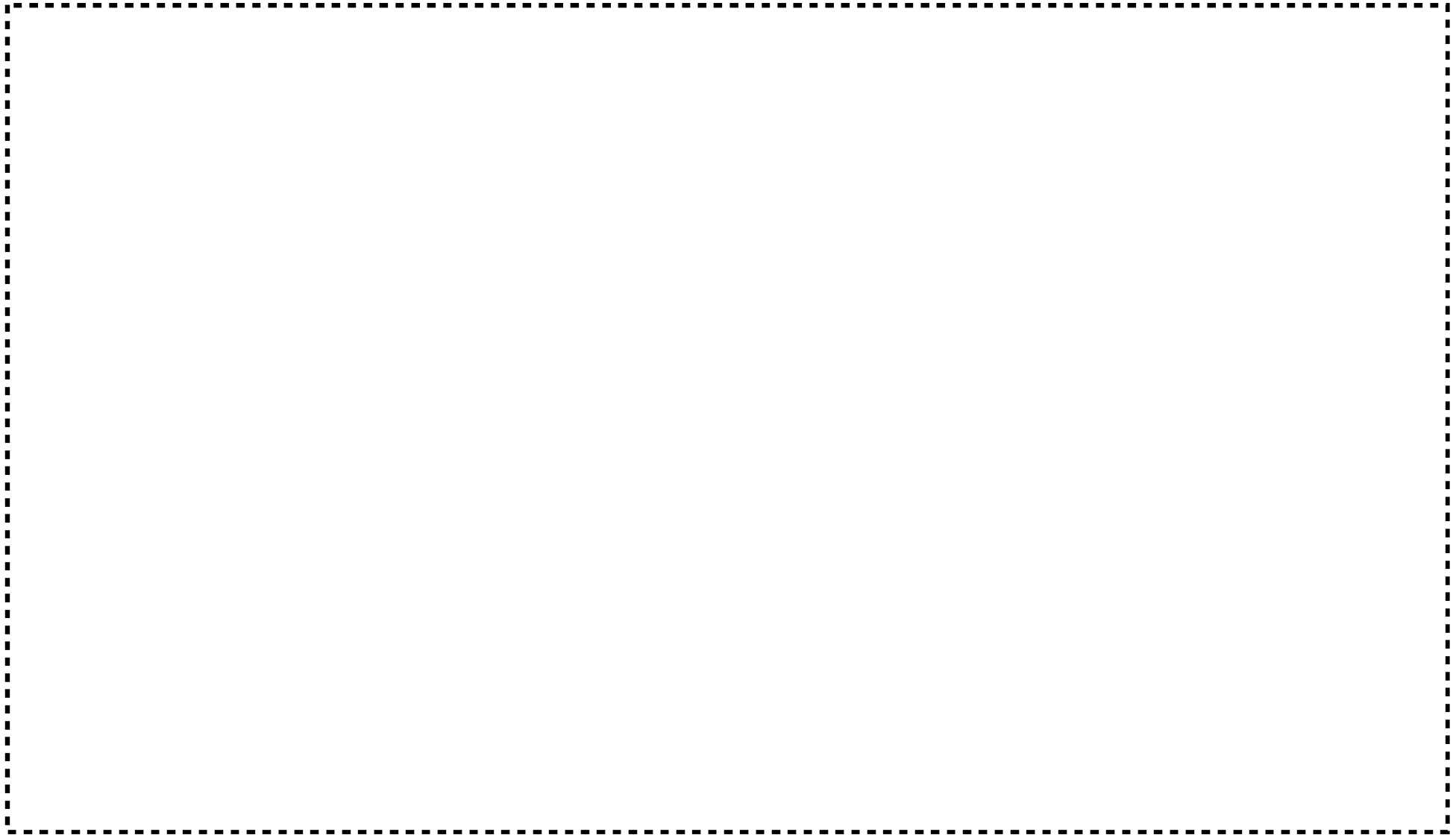
(単位 mm)



図二-7-1 (4) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (2 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図二-7-1 (5) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 (3 / 3)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

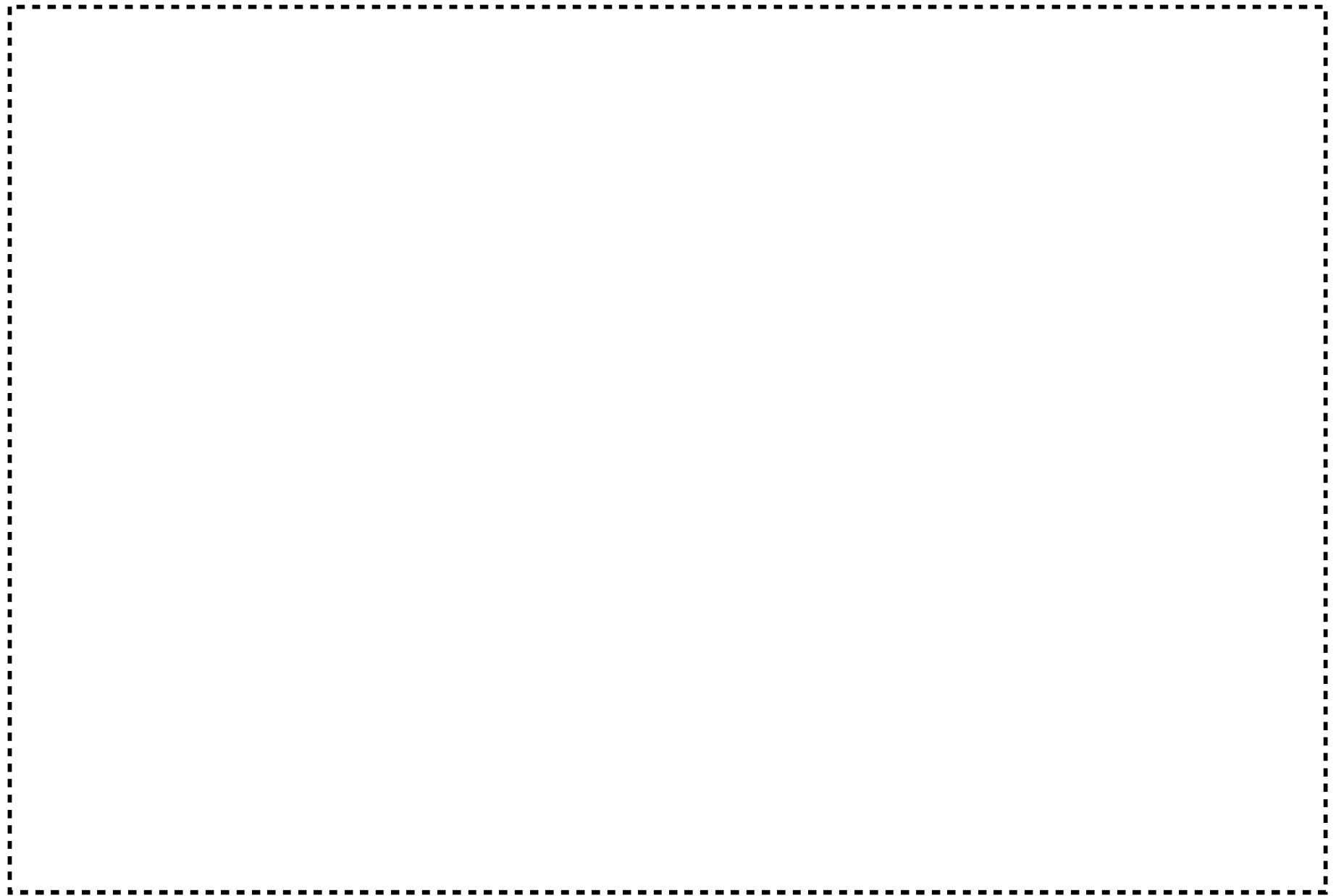
(単位 mm)



図二-7-1(6) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 階段詳細

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



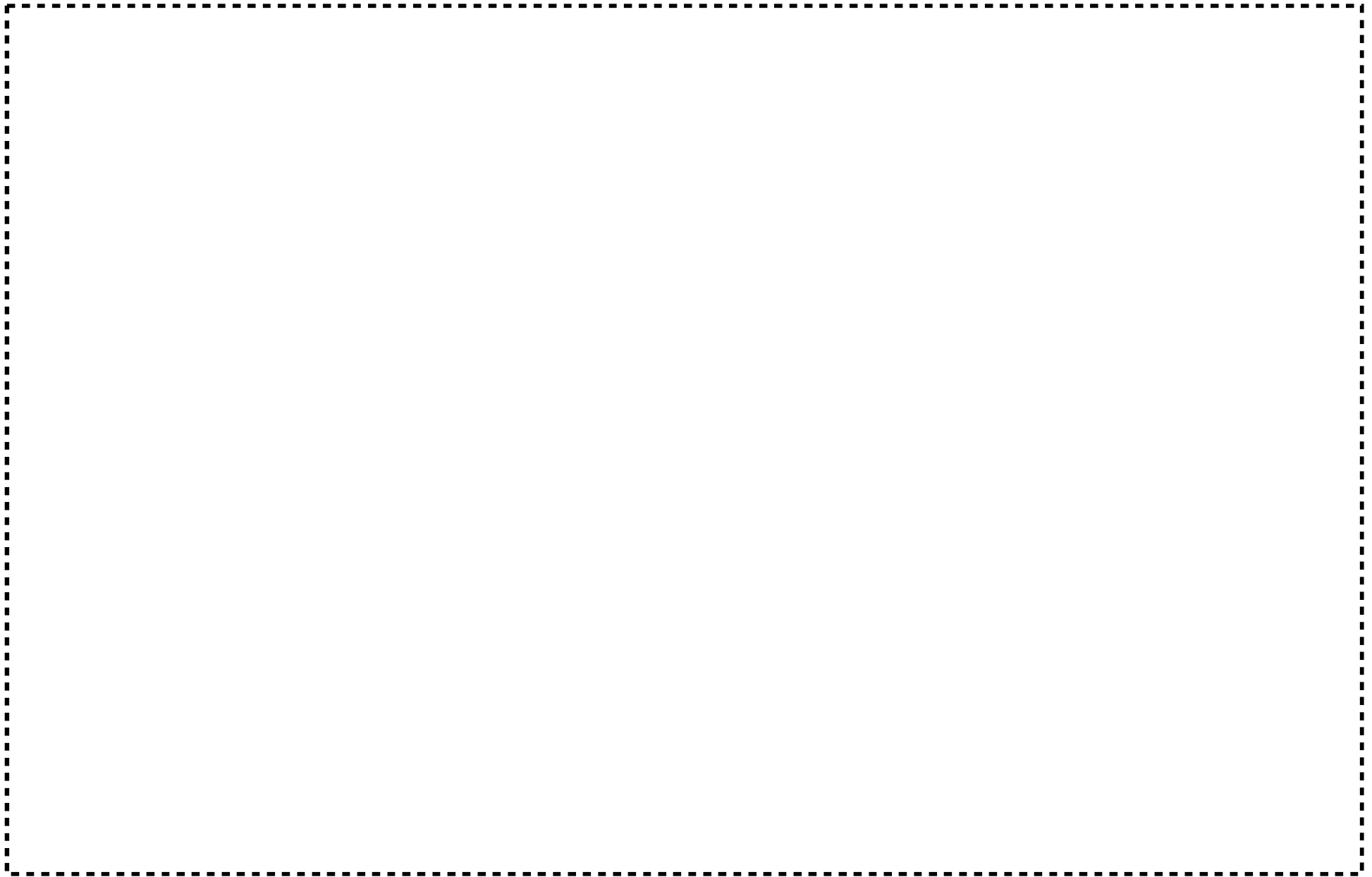
図二-7-1 (7) 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1) 部 架台 接合ボルト変更箇所

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



500



図ニ一七一 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

501



図ニ－ 7－ 3 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図二－８－１ 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

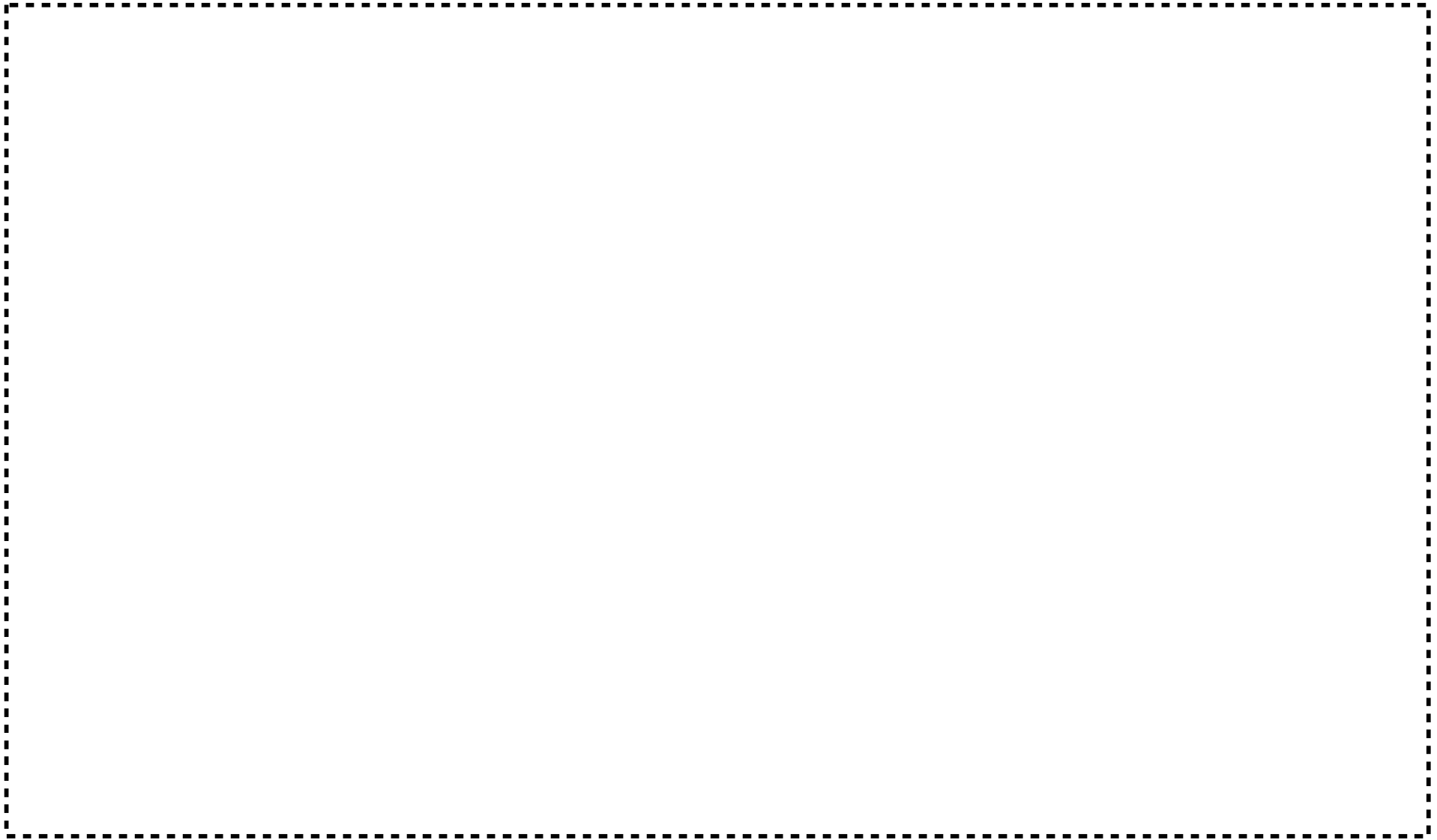
(単位 mm)



図二-9-1 (1) 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

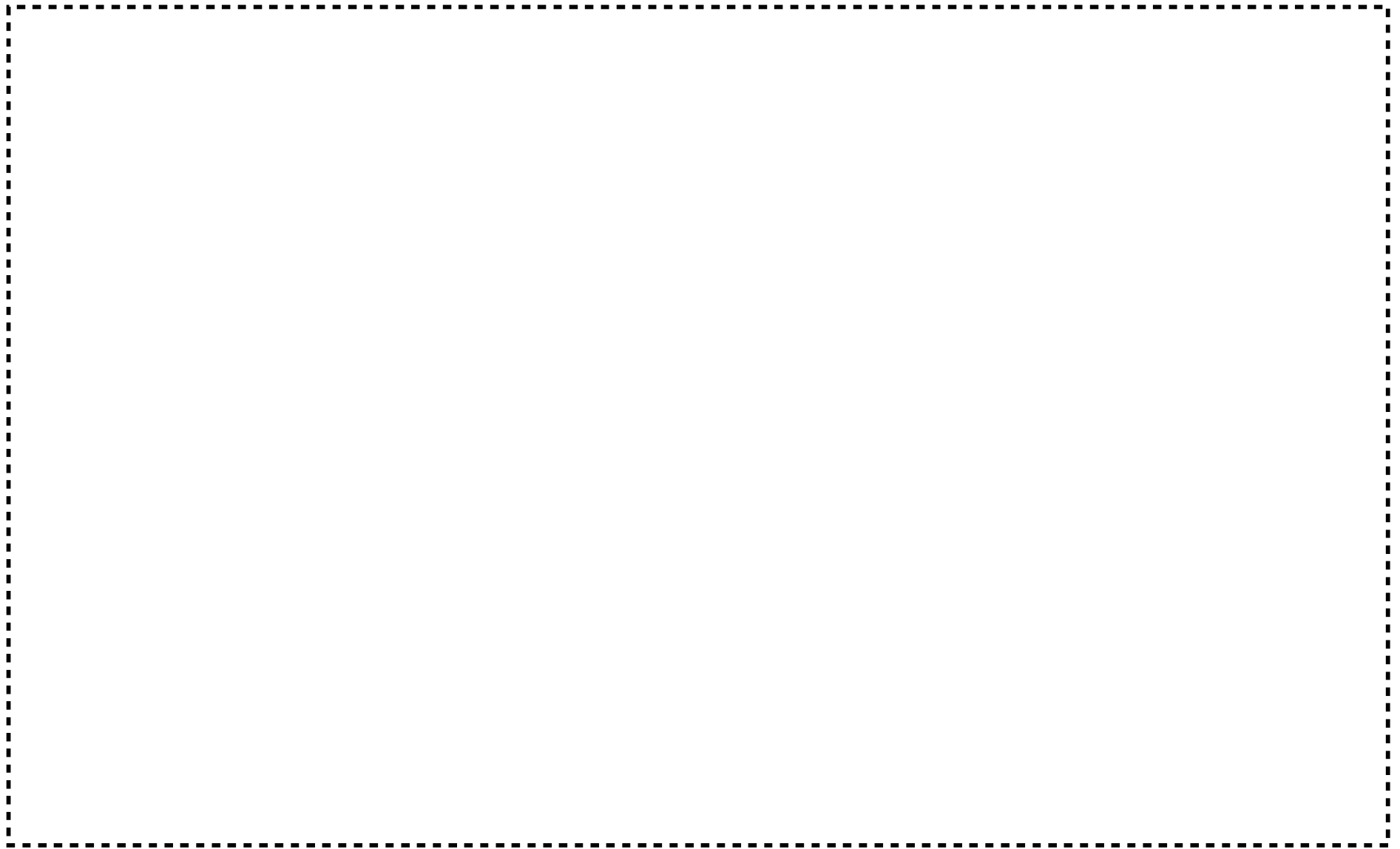


図二-9-1 (2) 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

505



図ニ一 1 0 - 1 ( 1 ) ペレット検査台 No. 2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一 1 0 - 1 ( 2 ) ペレット検査台 No. 2 ( ストップ 高さ制限棒詳細 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )

507



図二-1-1 燃料棒搬送設備 No. 8 周辺配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



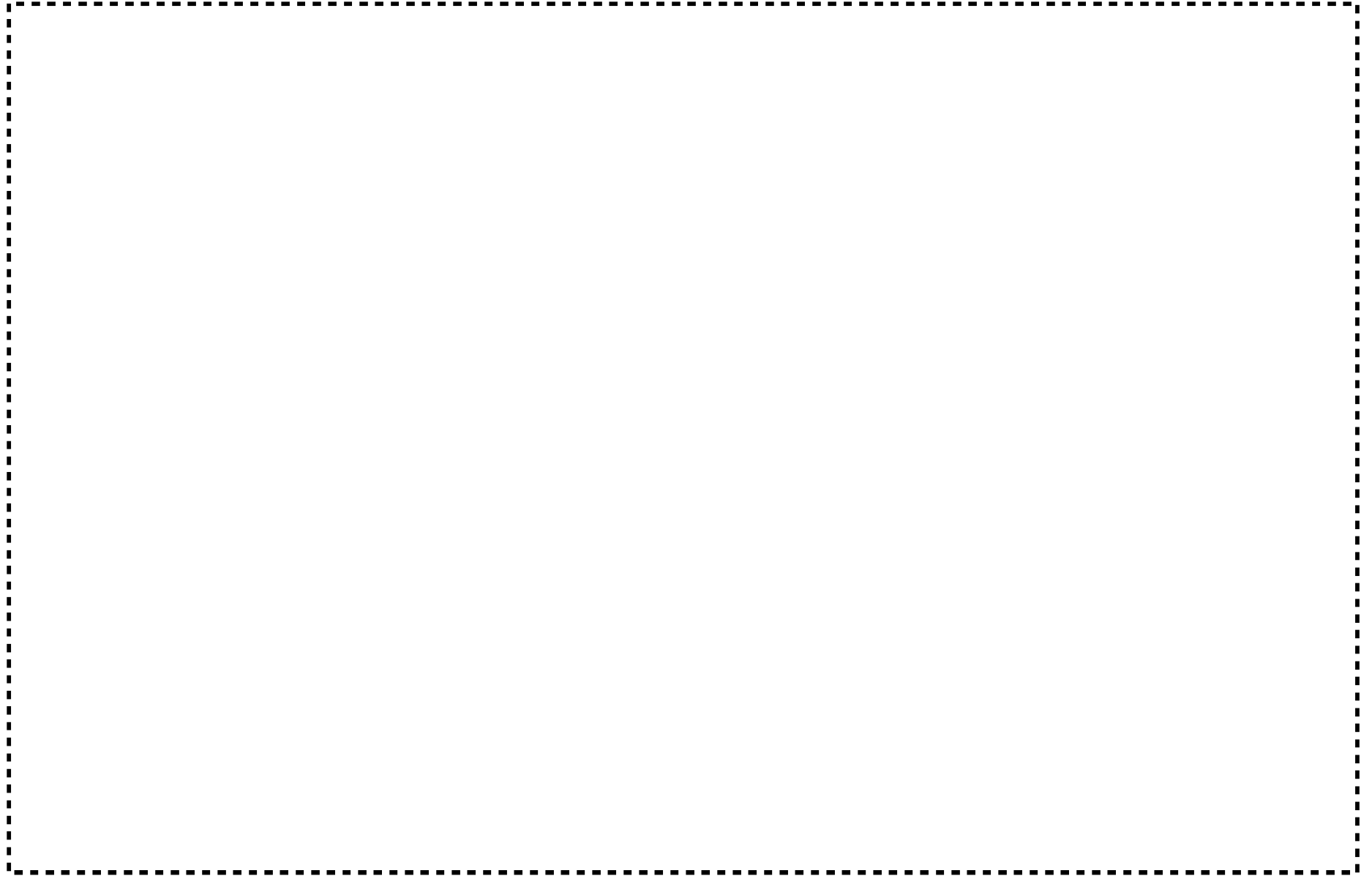
508



図ニ一 1 1 - 1 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

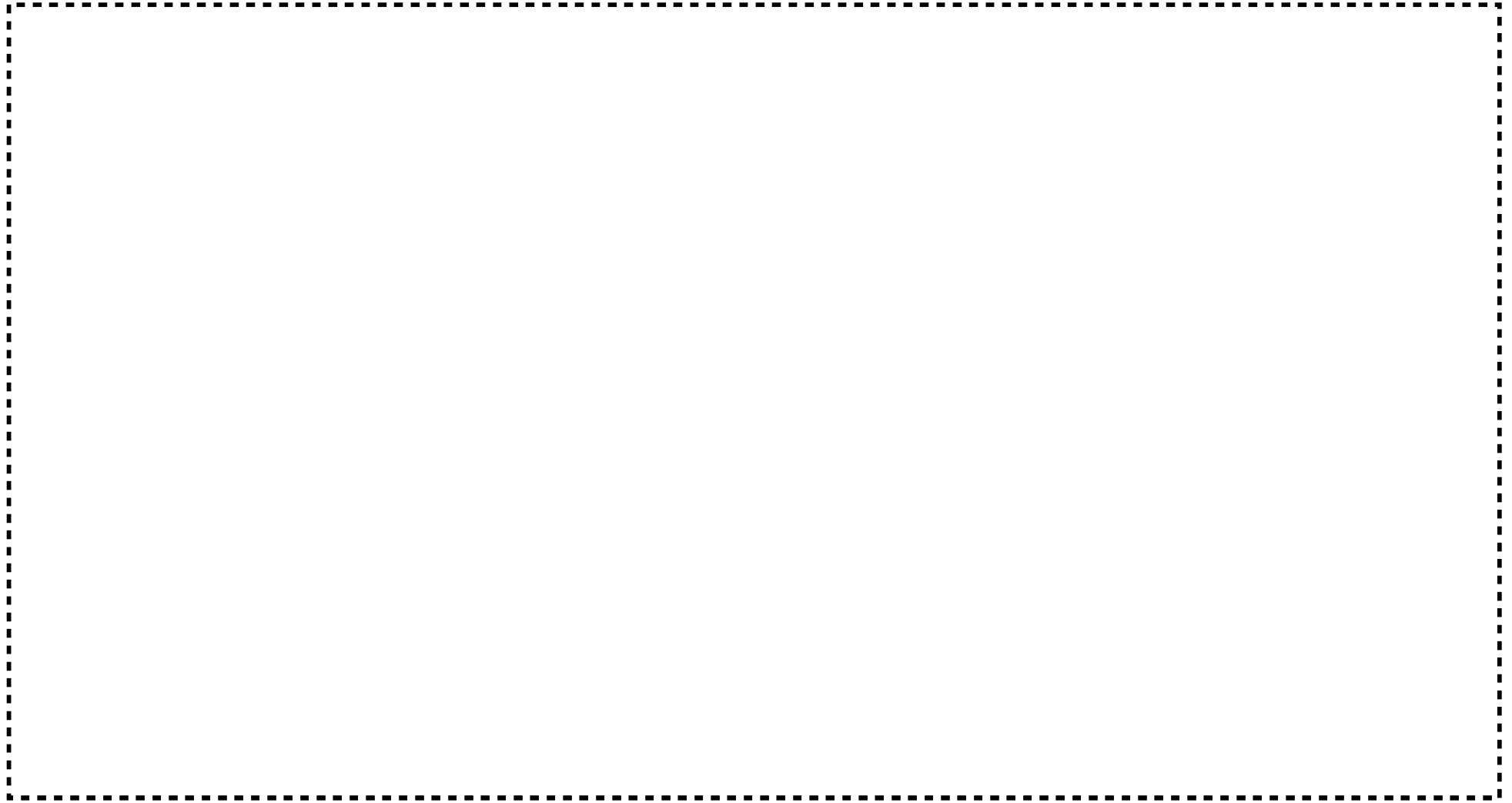


図二-11-2 (1) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部 (1 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

510



図二-11-2(2) 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1 部 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

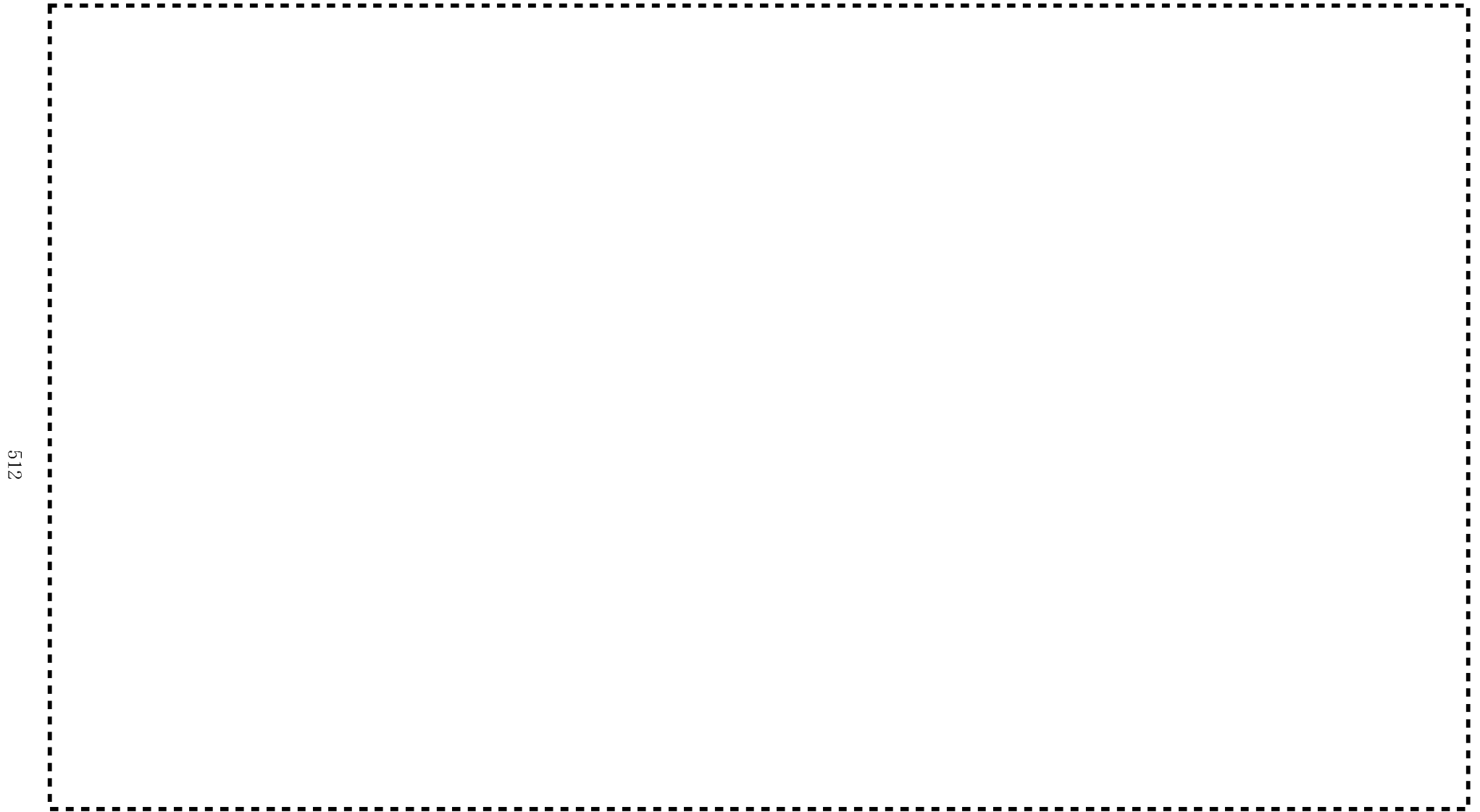
511



図二-11-3 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

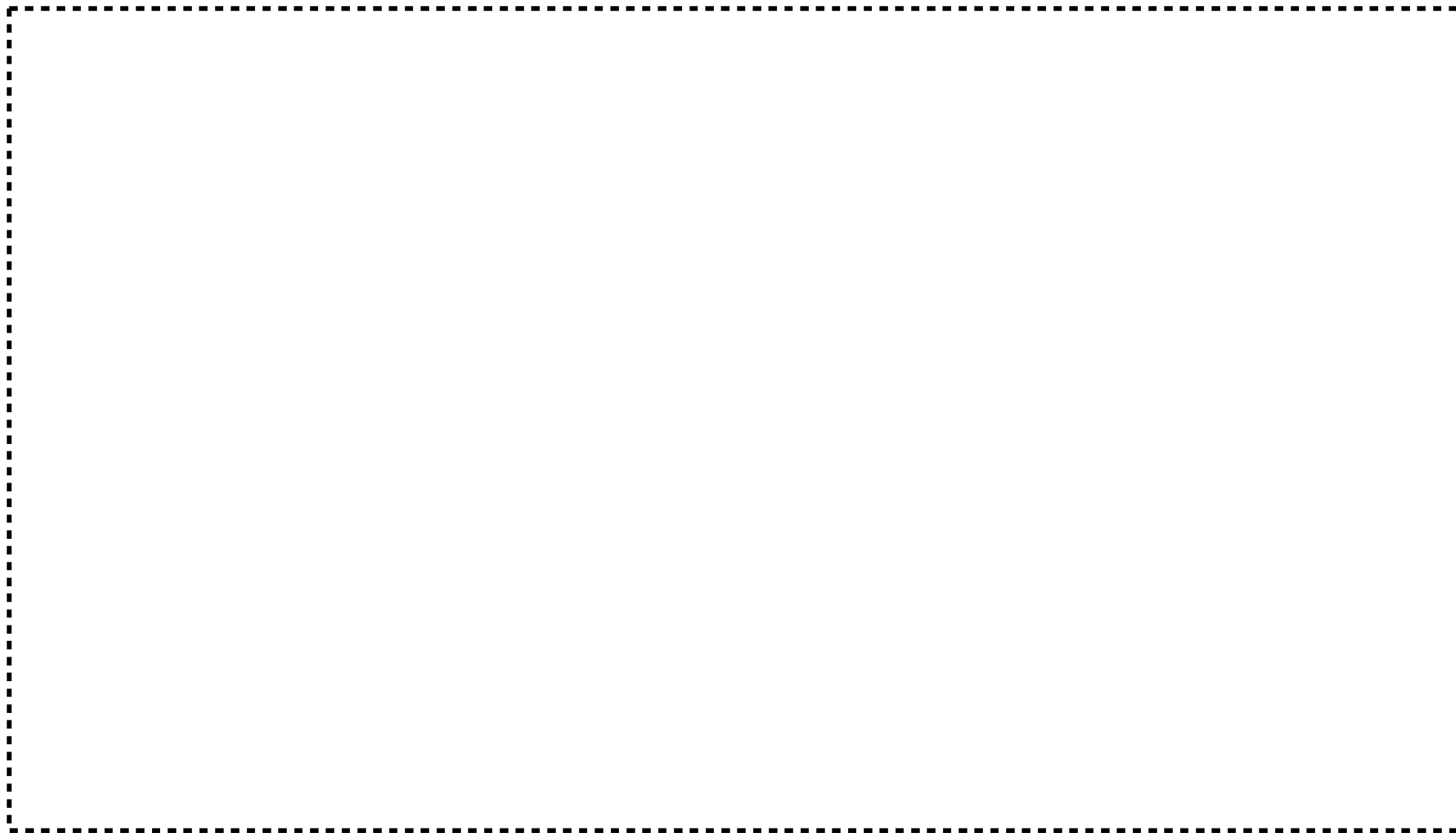


図ニ一 1 2 - 1 ペレット一時保管台

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

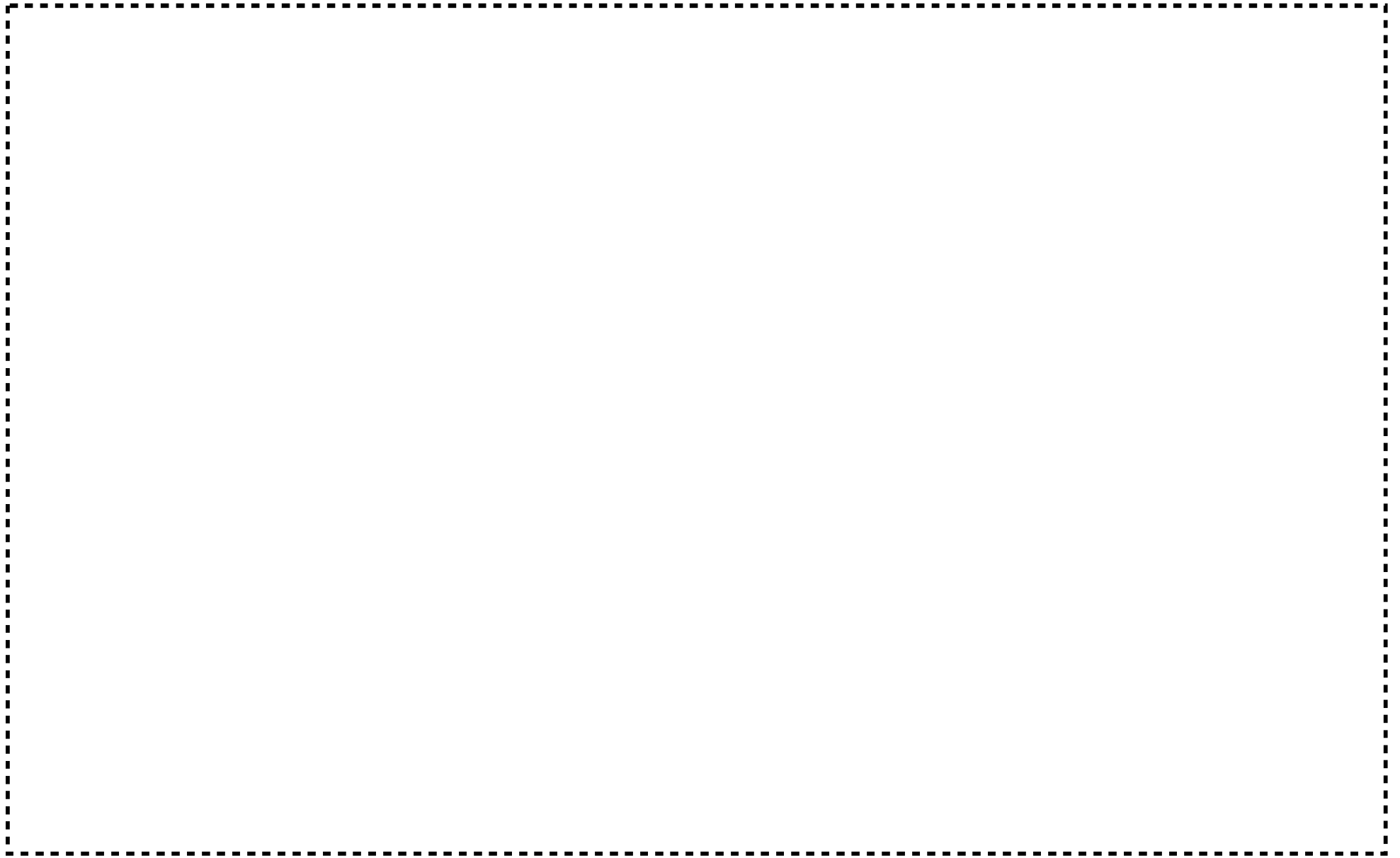
513



図ニ一 1 3 - 1 ペレット検査装置 No. 5

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ニ一 4 - 1 ( 1 ) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

515

図ニ一 1 4 - 1 (2) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 (ストップ拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

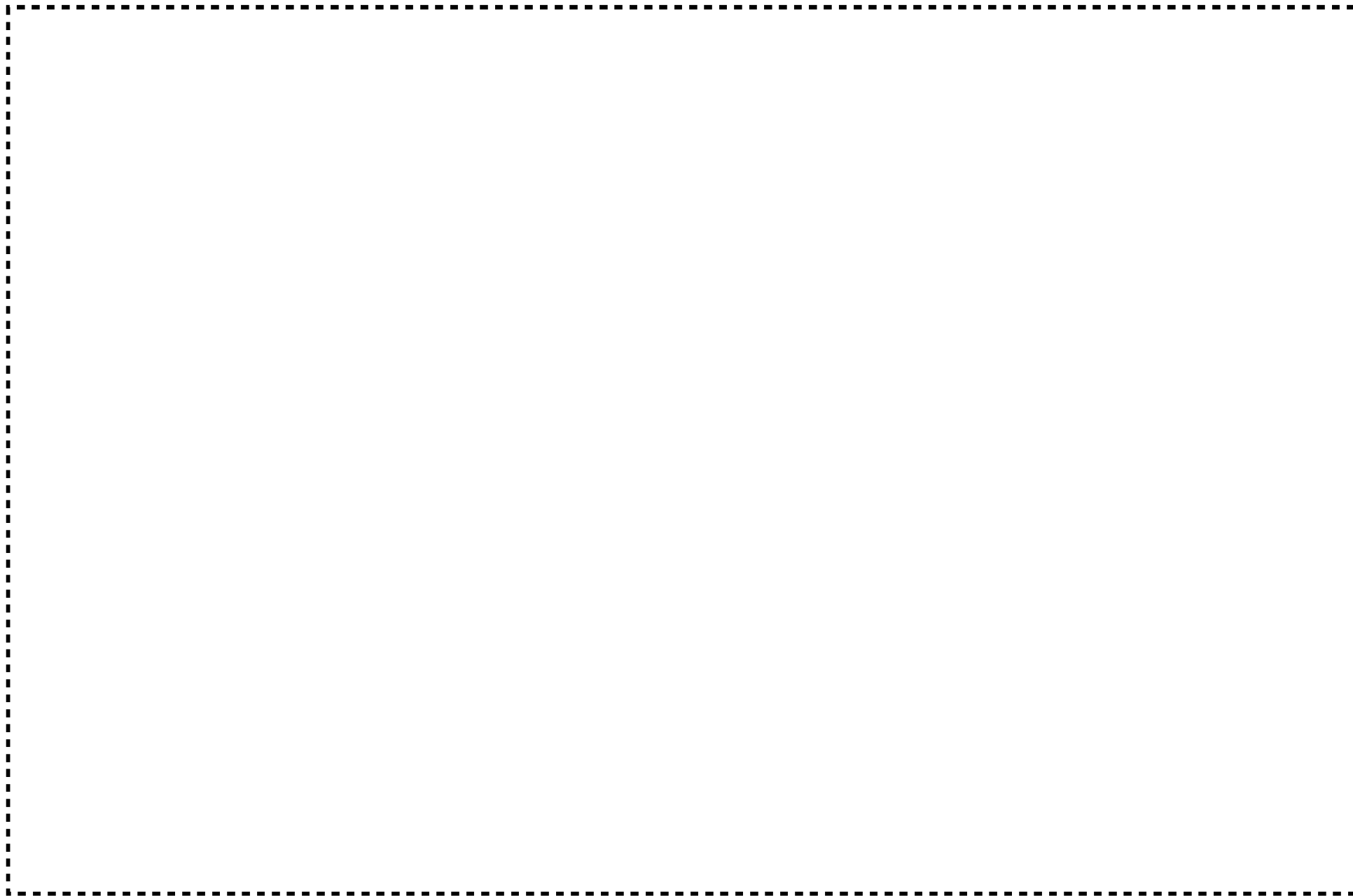




図ニ一 1 4 - 1 ( 3 ) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 ( ガイド拡大図 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )



図ニ一 1 4 - 2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

518



図二一15-1(1) 燃料棒解体装置 No.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

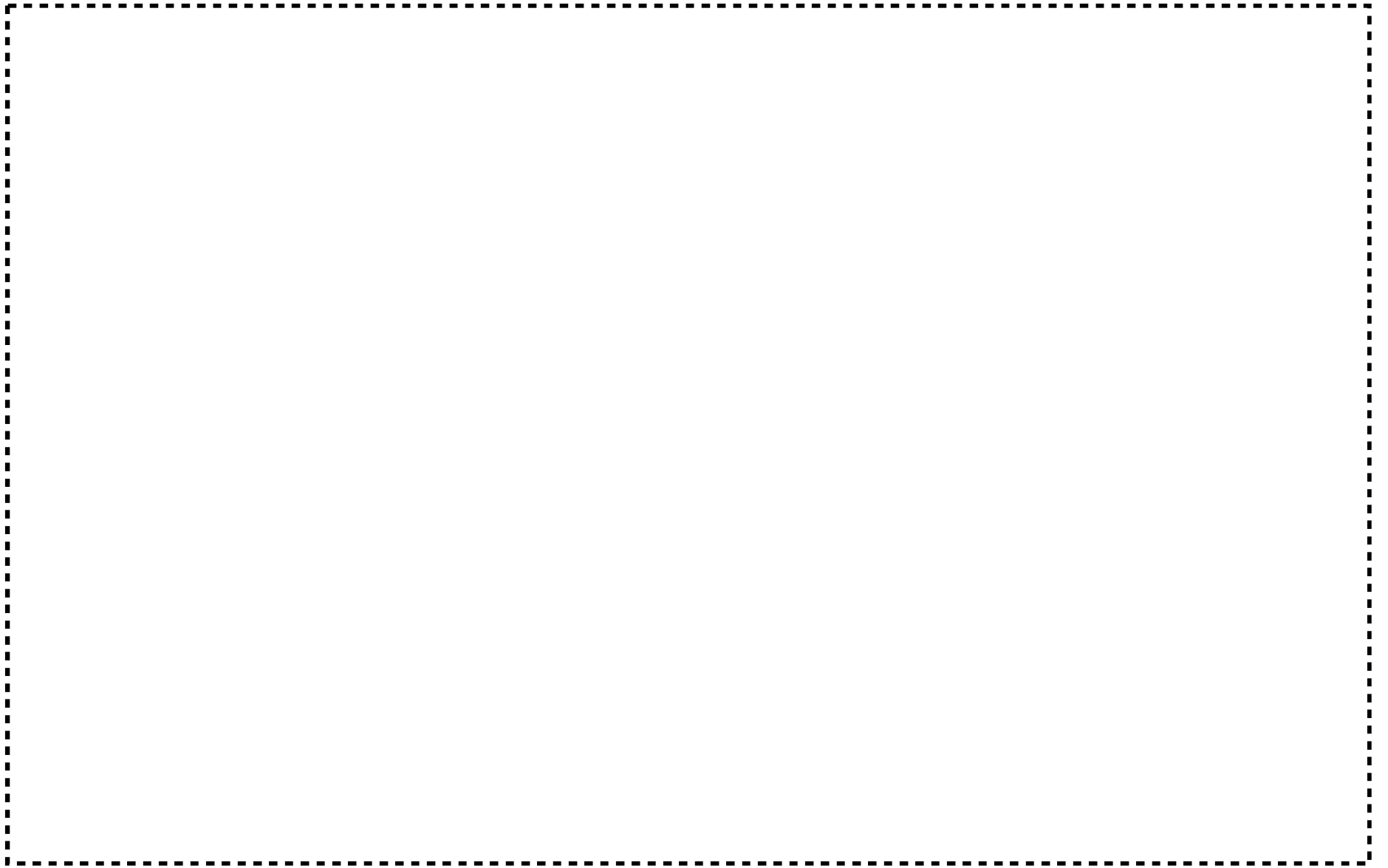


図ニ一 1 5 - 1 ( 2 ) 燃料棒解体装置 No. 2 ( ストップ 高さ制限棒詳細 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )

520



図二-16-1 計量設備架台 No. 9

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

521

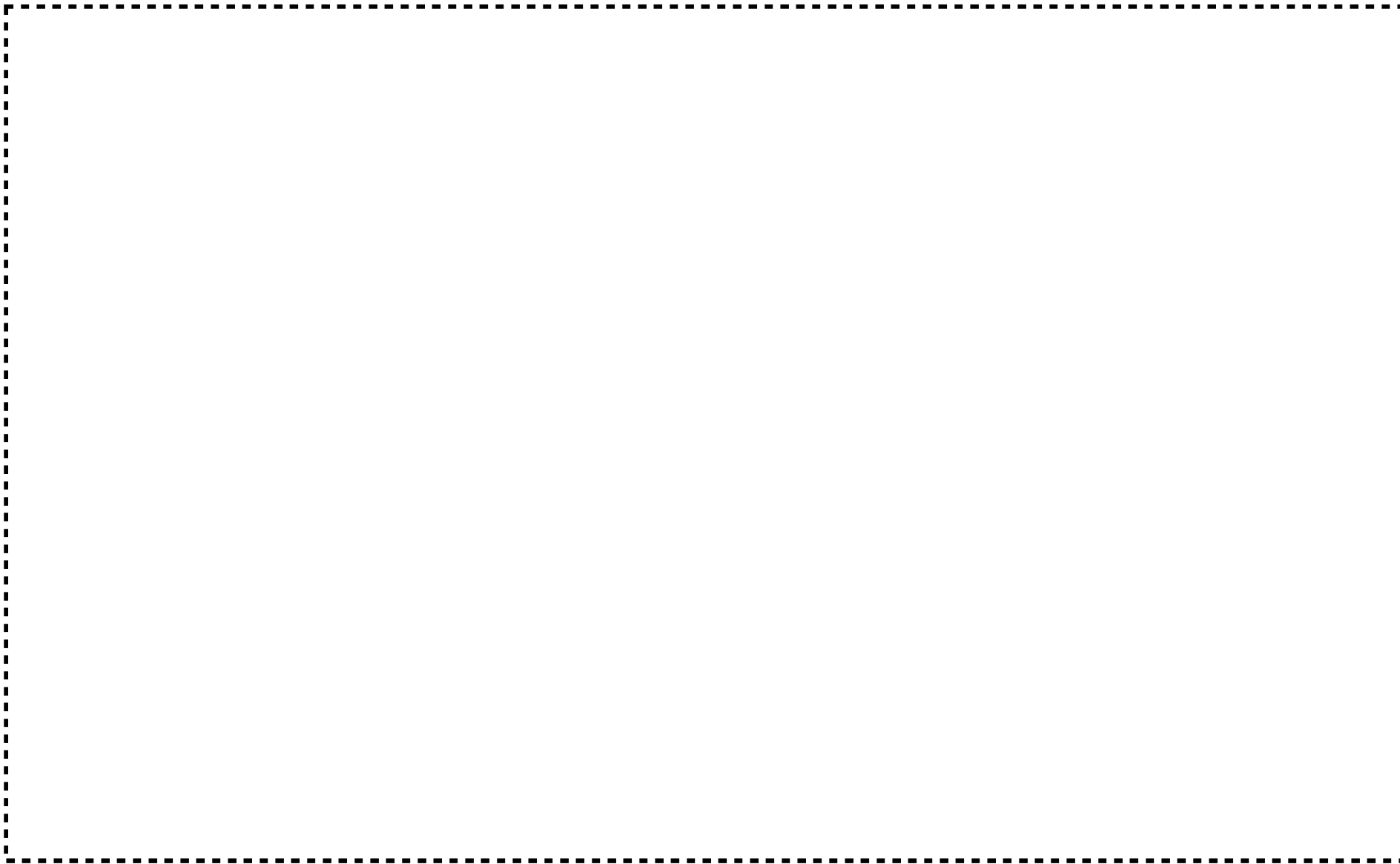


図二一 1 7 - 1 計量設備架台 No. 10

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

522



図二一 1 8 - 1 ( 1 ) 燃料棒搬送設備 No. 9

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図二-18-1(2) 燃料棒搬送設備 No.9 燃料棒表面汚染検査装置部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

[ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部、ペレット検査台 No. 2、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No. 5、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 2]

①耐震補強、火災対策、落下防止構造追加、高さ制限棒追加及び機器更新

### b. 変更しない設備・機器

[燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置(A)、燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置(2)、燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部、計量設備架台 No. 9、計量設備架台 No. 10、燃料棒搬送設備 No. 9]

①適合性の確認

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃

棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第 1 種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

### c. 防火管理

- ・ 工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・ 作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

### d. 異常発生時の対策

- ・ 現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・ あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

## (2) 工事手順

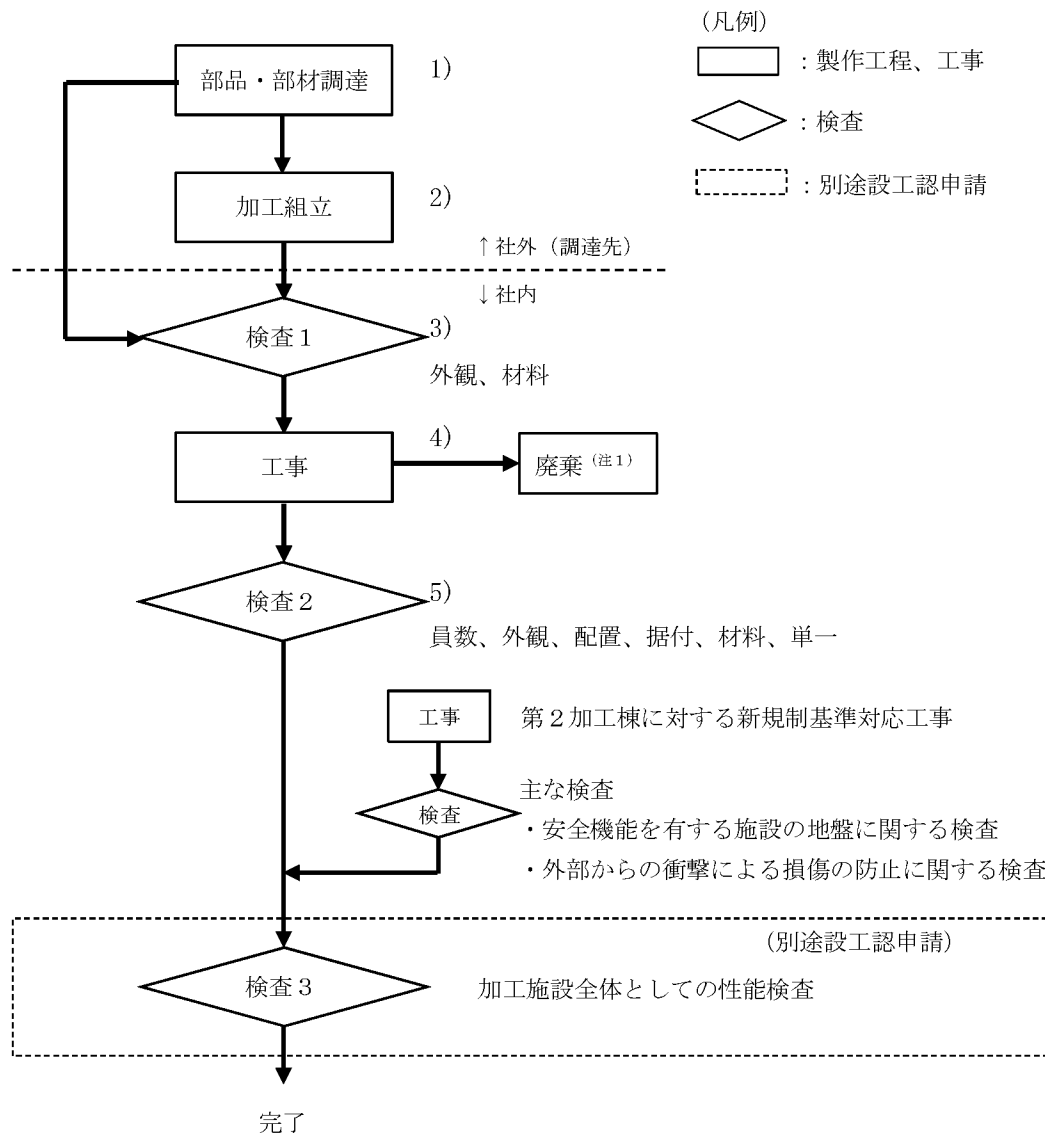
設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。工事を行わない設備・機器については、以下に示す手順により検査のみを行う。

本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等がない状態で工事を行う。

### a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

- ①耐震補強、火災対策、落下防止構造追加、高さ制限棒追加及び機器更新：図ニ－a－1に示す手順で改造を行う。
  - 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品・部材又はアンカーボルト等（以下「部品等」という。）の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
  - 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
  - 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
  - 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
  - 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、第2加工棟に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

①耐震補強、火災対策、落下防止構造追加、高さ制限棒追加及び機器更新



(注 1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

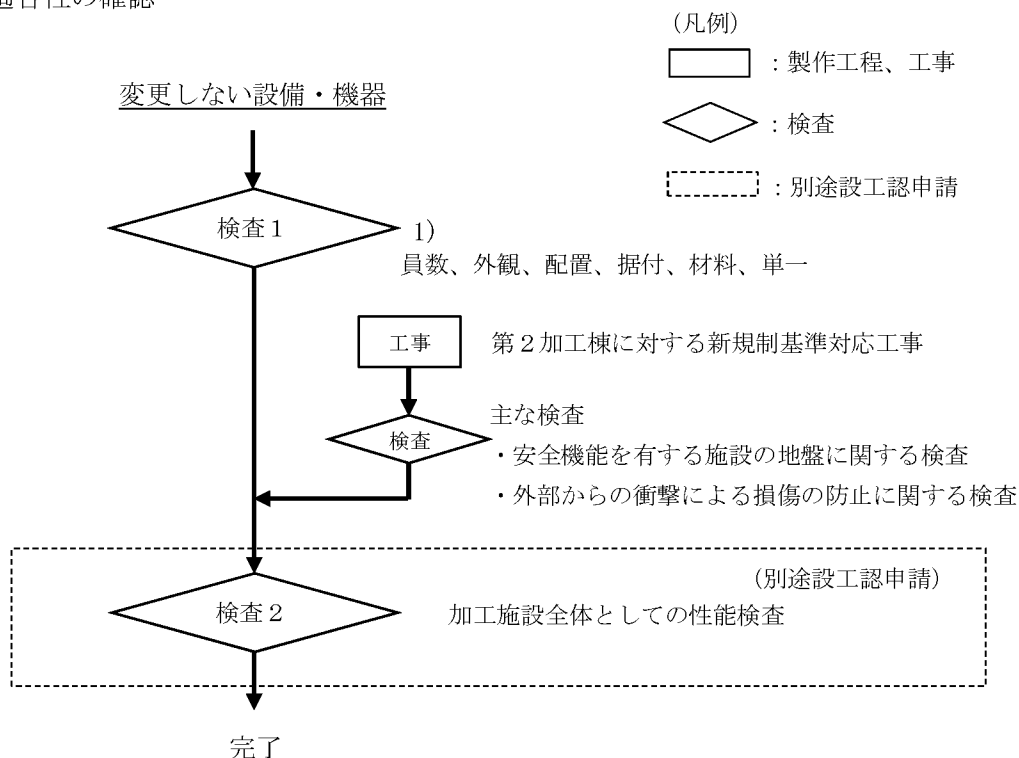
図ニ－a－1 工事フロー (改造等を実施する設備・機器)

b. 変更しない設備・機器の工事手順

①適合性の確認：図ニー b - 1 に示す手順で検査を行う。

1) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、第 2 加工棟に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

①適合性の確認



図ニー b - 1 工事フロー (変更しない設備・機器)

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第二―1表に、検査の方法を第二―2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第八―4表に示す。

第二-1表 試験及び検査の項目(1/2)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	—
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱置台部	改造	①②③④	①	①	①	①②	①	—
			ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱搬送部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②④	①②	①	—
			ペレット編成挿入機 No.1	波板移載部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①④	①②	①	—
			ペレット編成挿入機 No.1	ペレット編成挿入部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	①	—
			燃料棒解体装置 No.1	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①	①	①②	①	—
			燃料棒トレイ置台	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	①	—
			脱ガス設備 No.1	真空加熱炉部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	②④	①②	①	—
			脱ガス設備 No.1	運搬台車	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	②③	①②	①	—
			第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-1部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	①	—
			第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-1部	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	①	—
			第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	①	—
			第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-2部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	①	—
			燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒移載(1)部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②③④	①②	①	—
			燃料棒搬送設備 No.1	被覆管コンベア部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—
			燃料棒搬送設備 No.1	除染コンベア部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—
			燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒トレイ移載部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	④	①②	①	—
			燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—
			燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—
	ペレット検査台 No.2	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①	①	①②	①	—		
	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	被覆管コンベア No.8-1部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—
			燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移載 No.8-1部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—
燃料棒搬送設備 No.8			燃料棒移載 No.8-2部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—	
第2-2燃料棒加工室	第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	—	改造	①②③④	①	①	①	①②	①	—	
		ペレット検査装置 No.5	—	改造	①②③④⑤	①	①	①	①②	①	—	
		ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット保管箱搬送部	改造	①②③④⑤	①	①②	①②	①②	①	—	



第二－1表 試験及び検査の項目（2／2）

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	作動
被覆施設	第2加工棟	第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1	ペレット編成挿入部	改造	①②③④⑤	①	①②	②④	①②	①	—
			燃料棒解体装置 No. 2	—	改造	①②③④⑤	①	①	①	①②	①	—
			計量設備架台 No. 9	—	変更なし	①③④	①	①	①	①	①	—
			計量設備架台 No. 10	—	変更なし	①③④	①	①	①	①	①	—
	第2－1燃料棒加工室 第2－1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—	

丸数字は、第二－2表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

第二-2表 検査の方法 (1/2)

検査の項目	検査の方法 <sup>(注1)(注2)(注3)</sup>	判定基準
設備配置検査	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
	②変更・追加・撤去した部位の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
	③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
	④落下防止構造の寸法、材料を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。 ④-3 落下防止構造の材料が各設備の仕様表別表のとおりであること。
	⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑤配線用遮断器を設けていること。
	⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設けていること。
配置	①配置を目視により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表の員数の項のとおりであること。
	②変更・追加する主要な部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(注4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第二－２表 検査の方法（２／２）

検査の項目		検査の方法 <sup>(注1)(注2)(注3)</sup>	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を材料証明書等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

## 目 次

### へ. 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法

#### へ. 核燃料物質の貯蔵施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表へー1-1に、変更内容を表へー1-2に示す。

ここで、表へー1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格 (JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定

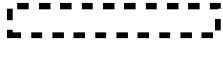


## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表へー2-1～表へー2-3に、関係図面を図へー1～図へー2-2に示す。

ここで、表へー2-1～表へー2-3において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。




- (例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表へー 1 - 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名
第2加工棟 	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型	{5053} 燃料集合体保管ラック C型 No. 1 —	燃料集合体保管ラック C型 No. 1 燃料集合体保管用缶 C型 燃料集合体保管用缶架台
第2加工棟 	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック C型	{5054} 燃料集合体保管ラック C型 No. 2 —	燃料集合体保管ラック C型 燃料集合体保管ラック C型 No. 2
第2加工棟 	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラック D型	{5055} 燃料集合体保管ラック D型 No. 1 —	燃料集合体保管ラック D型 燃料集合体保管ラック D型 No. 1






(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表へー 1 - 2 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設及び変更内容


設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C型 No. 1 —	1 台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック C型 No. 2 —	1 台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。
第2加工棟 	燃料集合体保管ラック D型 No. 1 —	1 台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去、アンカーボルトの追加、部材の撤去、部材の追加を行う。



表へー2ー1 燃料集合体保管ラックC型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	[5053] 燃料集合体保管ラックC型 No.1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) の単一ユニット (No. 2-6(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個</li> <li>・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止		<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—


表へー 2 - 1 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。  [10. 1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。  [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。
	添付図	図へー 2 - 1 - 1 - 1、図へー 1、図へー 2 - 1

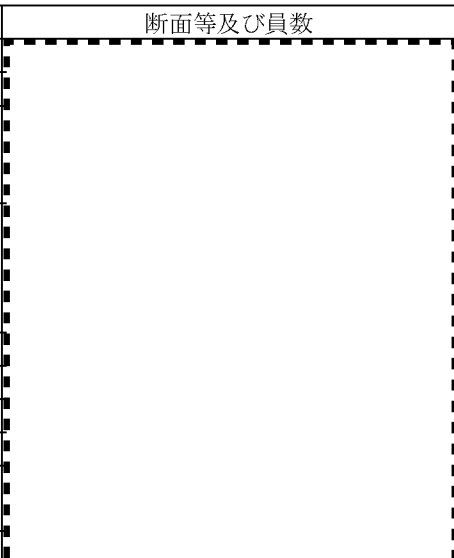








(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表へー 2 - 1（別表 3）に示す。


表へー 2 - 1 (別表 1) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台)	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 燃料集合体保管用缶  鋼板 クサビ 台座	鋼 ステンレス鋼、ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) 金属製 金属製 金属製

\*以上の強度を有する材料

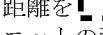
表へー 2 - 1 (別表 2) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
既設部材の撤去	柱、はり、トラス		図へー 2 - 1
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルトの追加	アンカーボルト (床) 		
	アンカーボルト (壁) 		
下段はりの追加	はり 		
柱の追加	柱 		
中段はりの追加	はり 		
下段-中段トラスの追加	トラス 		
上段はりの追加	はり 		
中段-上段トラスの追加	トラス 		





\*以上の強度を有する材料

表へー 2 - 1 (別表 3) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 仕様


(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) の南側では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第 2 - 6 領域 (南側) に配置する図へー 1 に示す設備

表へー2ー2 燃料集合体保管ラックC型 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	{5054} 燃料集合体保管ラックC型 No.2 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (北側) の単一ユニット (No.2-6(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個</li> <li>・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (北側) には、1 つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—


表へー 2-2 燃料集合体保管ラック C型 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。  [10. 1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。  [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー 2-1-1-1、図へー 1、図へー 2-2	

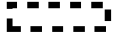


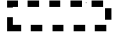
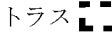


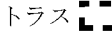

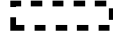
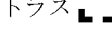

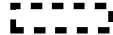
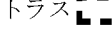


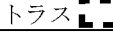
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表へー 2-2（別表 3）に示す。


表へー 2 - 2 (別表 1) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台)	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 燃料集合体保管用缶  鋼板 クサビ 台座	鋼 ステンレス鋼、ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) 金属製 金属製 金属製

\*  以上の強度を有する材料

表へー２－２（別表２） 燃料集合体保管ラックＣ型 No.2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
既設設備の撤去	柱、はり、トラス		図へー２－２
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルト追加	アンカーボルト (床) 		
	アンカーボルト (壁) 		
部材の追加（区域１）	柱 		
	はり 		
	トラス 		
部材の追加（区域２）	柱 		
	はり 		
	トラス 		
部材の追加（区域３）	柱 		
	はり 		
	トラス 		
部材の追加（区域４）	柱 		
	はり 		
	トラス 		
その他部材の追加	柱 		
	はり 		
	トラス 		

\*1 以上の強度を有する材料

\*2 を加工してとする






表へー 2 - 2 (別表 3) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

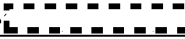
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	<p>[4. 2-F2] (複数ユニットの臨界安全)</p> <p>第 2 - 6 領域 (北側) には、1 つの単一ユニット「燃料集合体保管ラック C 型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>	<p>第 2 - 6 領域 (北側) に配置する図へー 1 に示す設備</p>



表へー2ー3 燃料集合体保管ラックD型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックD型
設備・機器名称 機器名	{5055} 燃料集合体保管ラックD型 No. 1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座、ワイヤーロープ、エンドレス金具
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) の単一ユニット (No. 2-6(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向: 2 列 横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 27.5 cm 以上 各列に 6 個に 1 個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を 1 列目と 2 列目で 3 個ずつずらす。 上下方向: 1 個</li> <li>・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 23.3 cm 以下 横 内寸: 23.3 cm 以下 厚さ : 0.5 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。(複数ユニットの臨界安全の確認は次回以降申請する。)<sup>(1)</sup></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> 


表へー 2 - 3 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。  [10. 1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる場所に設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー 2 - 1 - 1 - 1、図へー 1、図へー 2 - 1	

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表へー 2 - 3（別表 3）に示す。


表へー 2 - 3 (別表 1) 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (架台) はり (架台) トラス (架台)	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 燃料集合体保管用缶  鋼板 クサビ 台座 ワイヤーロープ エンドレス金具	鋼 ステンレス鋼、ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製

\*以上の強度を有する材料

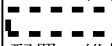
表へー 2 - 3 (別表 2) 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数	対応図
既設設備の撤去	柱、はり、トラス		図へー 2 - 1
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト		
アンカーボルト追加	アンカーボルト (床) 		
	アンカーボルト (壁) 		
下段はりの追加	はり 		
柱の追加	柱 		
中段はりの追加	はり 		
下段—中段トラスの追加	トラス 		
上段はりの追加	はり 		
中段—上段トラスの追加	トラス 		

\*以上の強度を有する材料

表へー 2 - 3 (別表 3) 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

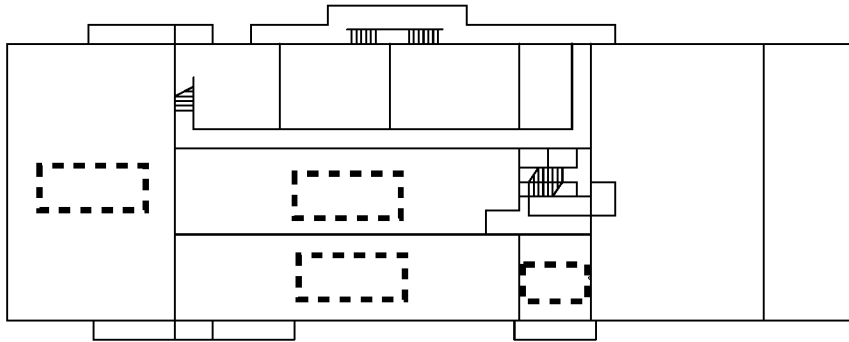
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の 臨界防止	[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	第 2 - 6 領域 (南側) に配置する図へー 1 に示す設備

#### 4. 添付図一覧表

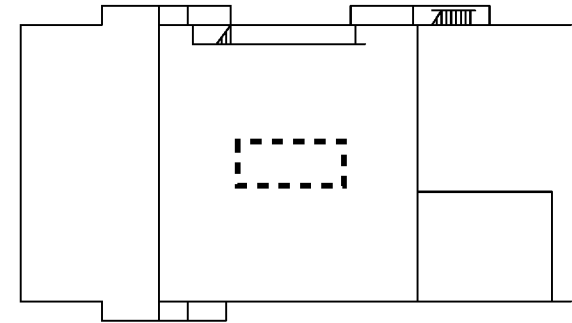
番号	名称
図へー1(1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図へー1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階 中2階 2階)
図へー1(3)	第2-6領域の単一ユニット一覧表
図へー2-1(1)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (1/5)
図へー2-1(2)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (2/5)
図へー2-1(3)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (3/5)
図へー2-1(4)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (4/5)
図へー2-1(5)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (4/5)
図へー2-1(6)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 (燃料集合体保管用缶C型) (1/2)
図へー2-1(7)	燃料集合体保管ラックC型 No.1 (燃料集合体保管用缶C型) (2/2)
図へー2-1(8)	燃料集合体保管ラックD型 No.1 (燃料集合体保管用缶D型) (1/2)
図へー2-1(9)	燃料集合体保管ラックD型 No.1 (燃料集合体保管用缶D型) (2/2)
図へー2-2(1)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (1/6)
図へー2-2(2)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (2/6)
図へー2-2(3)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (3/6)
図へー2-2(4)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (4/6)
図へー2-2(5)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (5/6)
図へー2-2(6)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (6/6)
図へー2-2(7)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (燃料集合体保管用缶C型) (1/2)
図へー2-2(8)	燃料集合体保管ラックC型 No.2 (燃料集合体保管用缶C型) (2/2)



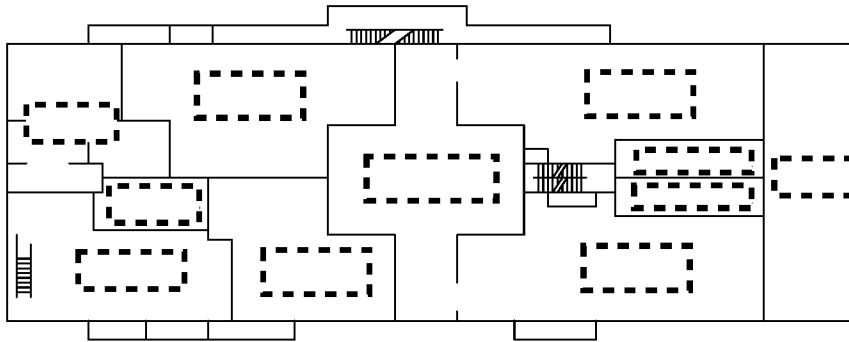
3 階



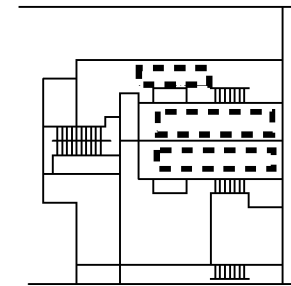
4 階



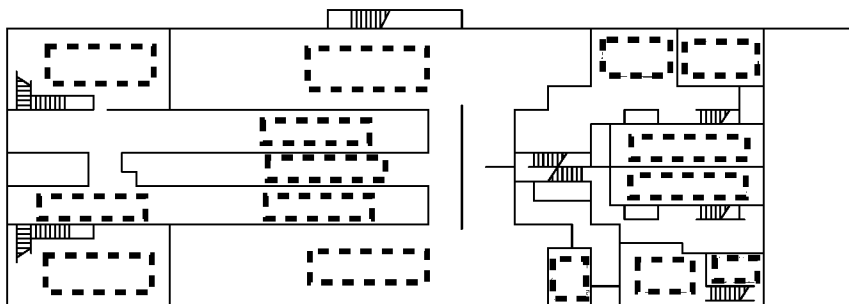
2 階



中2階





1 階



図へー1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置

553



  : 本申請に係る設備・機器

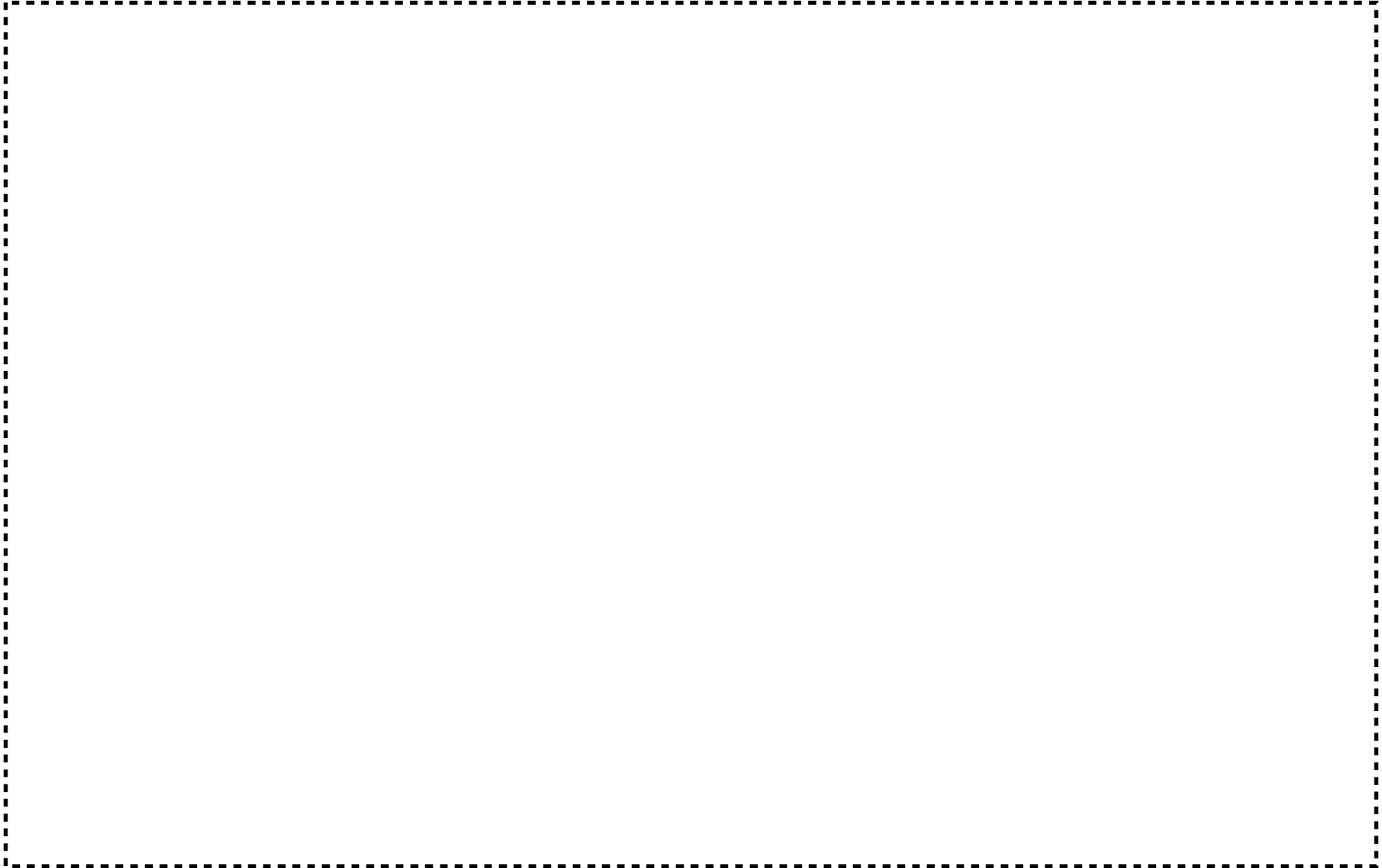
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
5053	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1	5054	燃料集合体保管ラック C 型 No. 2	5055	燃料集合体保管ラック D 型 No. 1

図へー 1 (2) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1 階 中 2 階 2 階)

建物	臨界安全管理上の領域		室名	単一ユニット		管理番号	設備・機器名称	機器名
				Unit No.				
第2加工棟	第2-6領域	第2-6領域(南側)		2-6(1)	燃料集合体保管ラックC型	5053	燃料集合体保管ラックC型 No.1	—
				2-6(2)	燃料集合体保管ラックD型	5055	燃料集合体保管ラックD型 No.1	—
		第2-6領域(北側)		2-6(3)	燃料集合体保管ラックC型	5054	燃料集合体保管ラックC型 No.2	—

図へー1 (3) 第2-6領域の単一ユニット一覧表

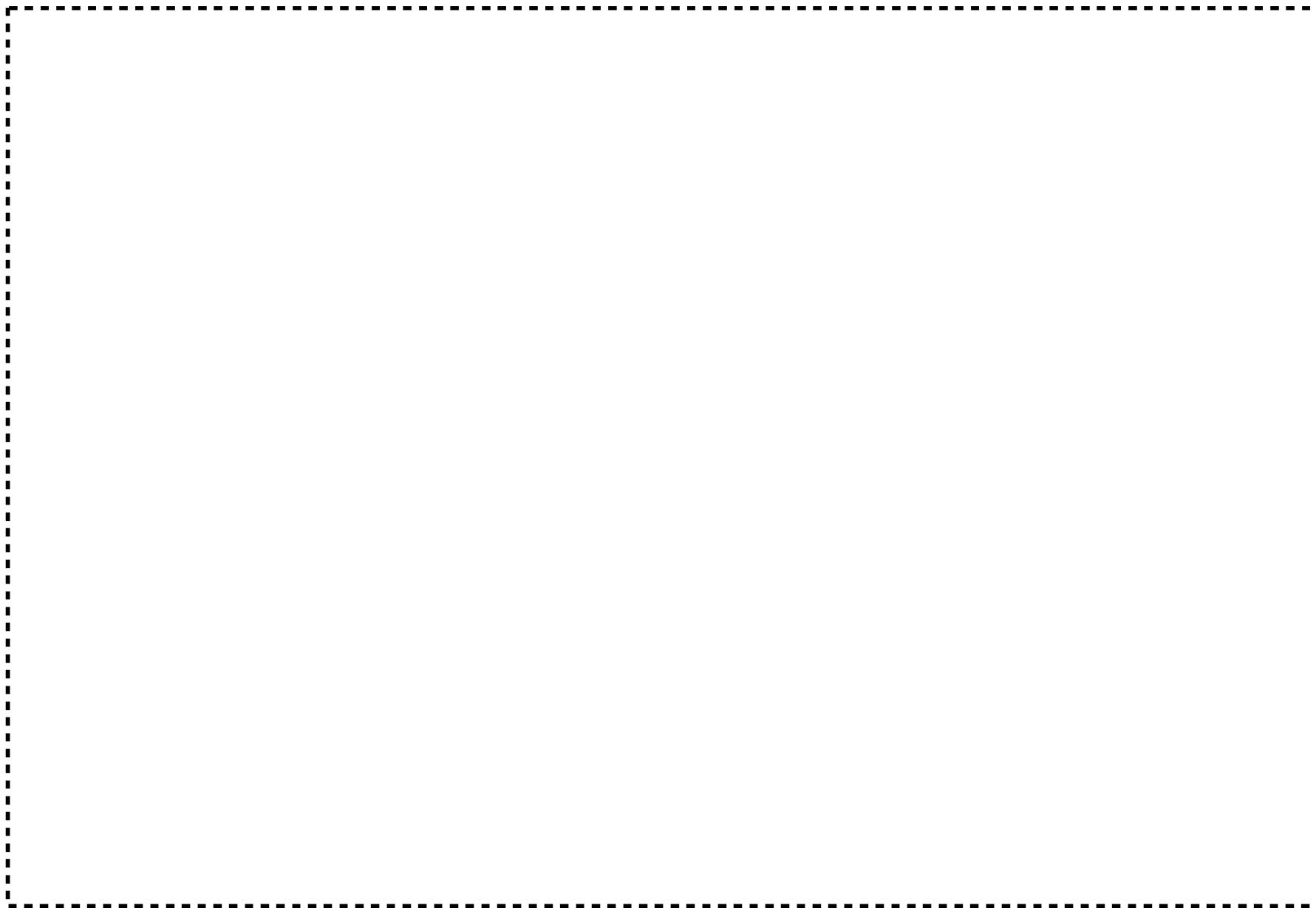
555



図へー2ー1 (1) 燃料集合体保管ラック C型 No.1 及びD型 No.1 (1 / 5)

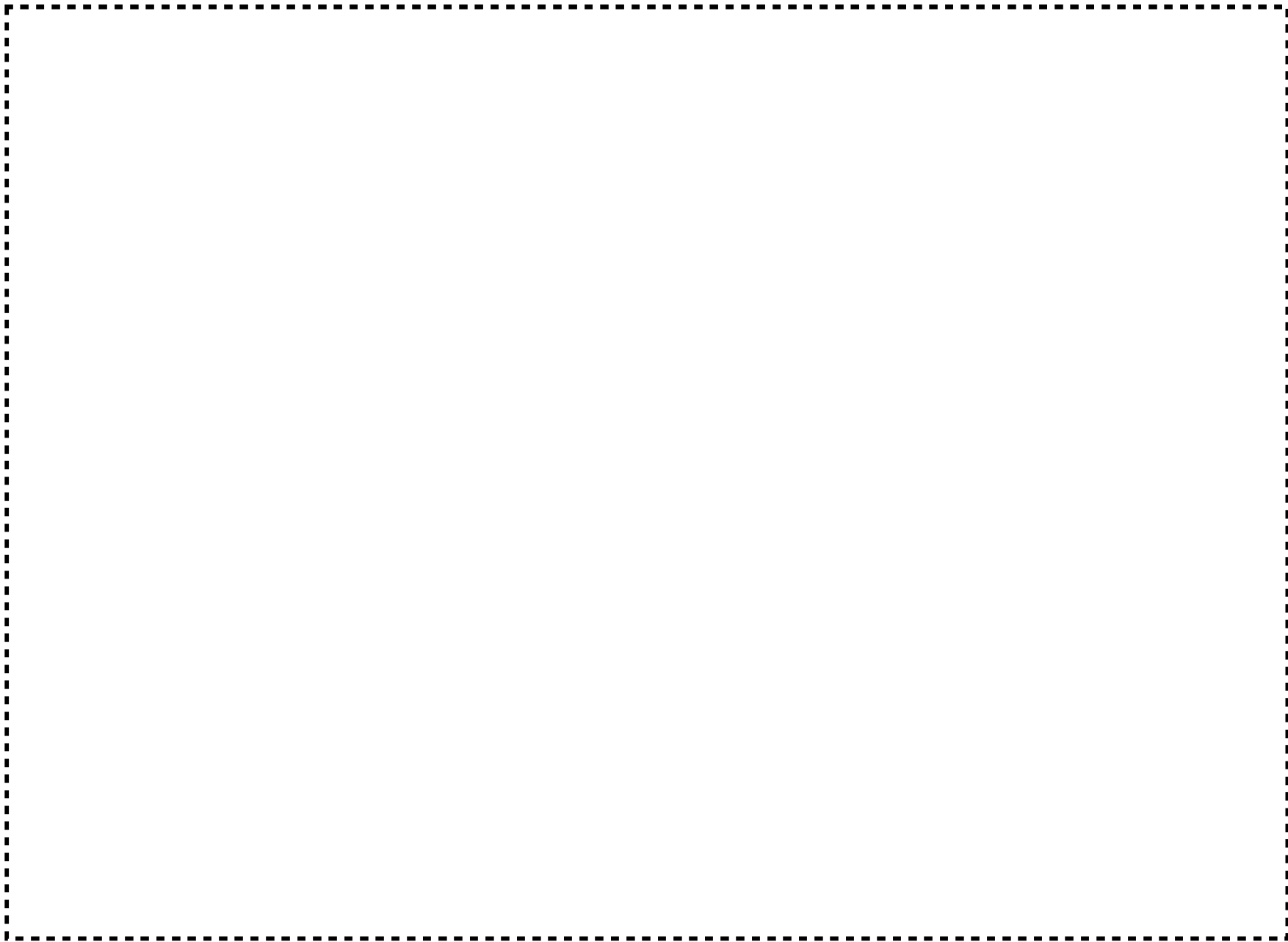
(単位 mm)





図へー2ー1 (2) 燃料集合体保管ラックC型 No.1 及びD型 No.1 (2/5)

(単位 mm)



図へー2ー1 (3) 燃料集合体保管ラック C型 No.1 及びD型 No.1 (3 / 5)

(単位 mm)

558



図へー2ー1 (4) 燃料集合体保管ラック C型 No.1 及びD型 No.1 (4 / 5)

(単位 mm)

559



図へー2ー1 (5) 燃料集合体保管ラック C型 No.1 及びD型 No.1 (5 / 5)

(単位 mm)

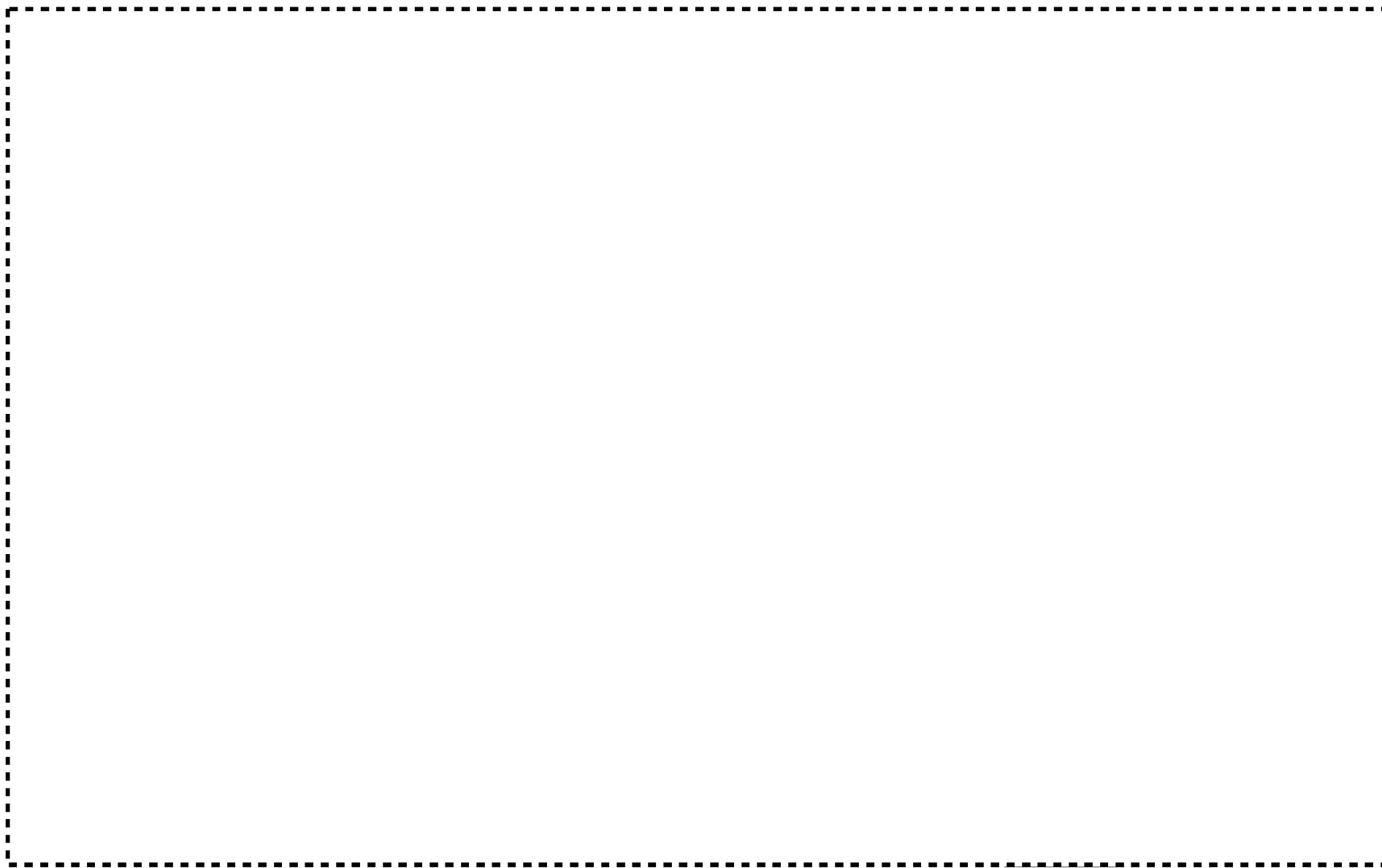
560



図へー 2 - 1 (6) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 (燃料集合体保管用缶 C 型) (1 / 2)

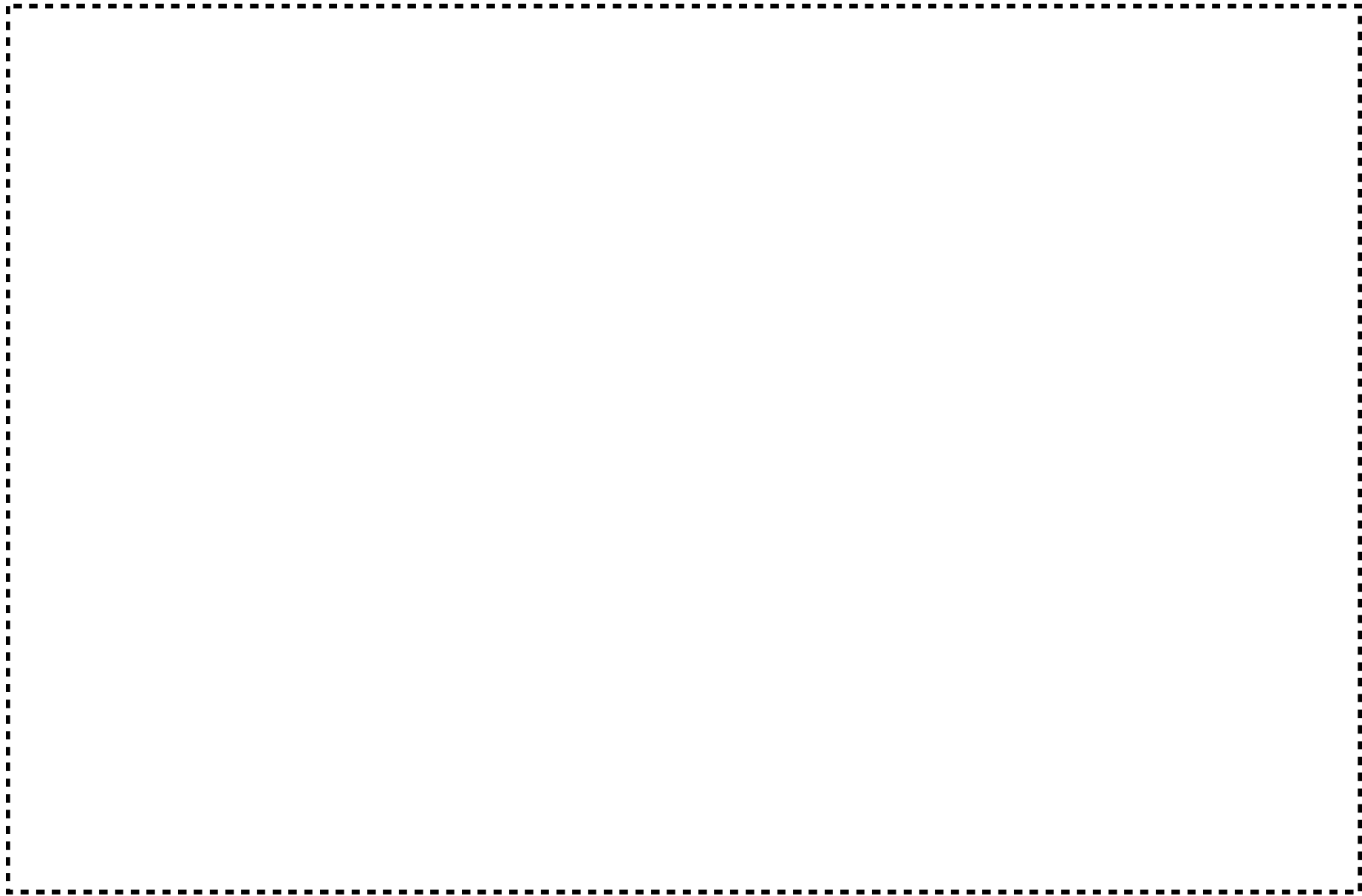
(単位 mm)

561



図へー 2 - 1 (7) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 (燃料集合体保管用缶 C 型) (2 / 2)

(単位 mm)



図へー 2 - 1 (8) 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 (燃料集合体保管用缶 D 型) (1 / 2)

(単位 mm)

563

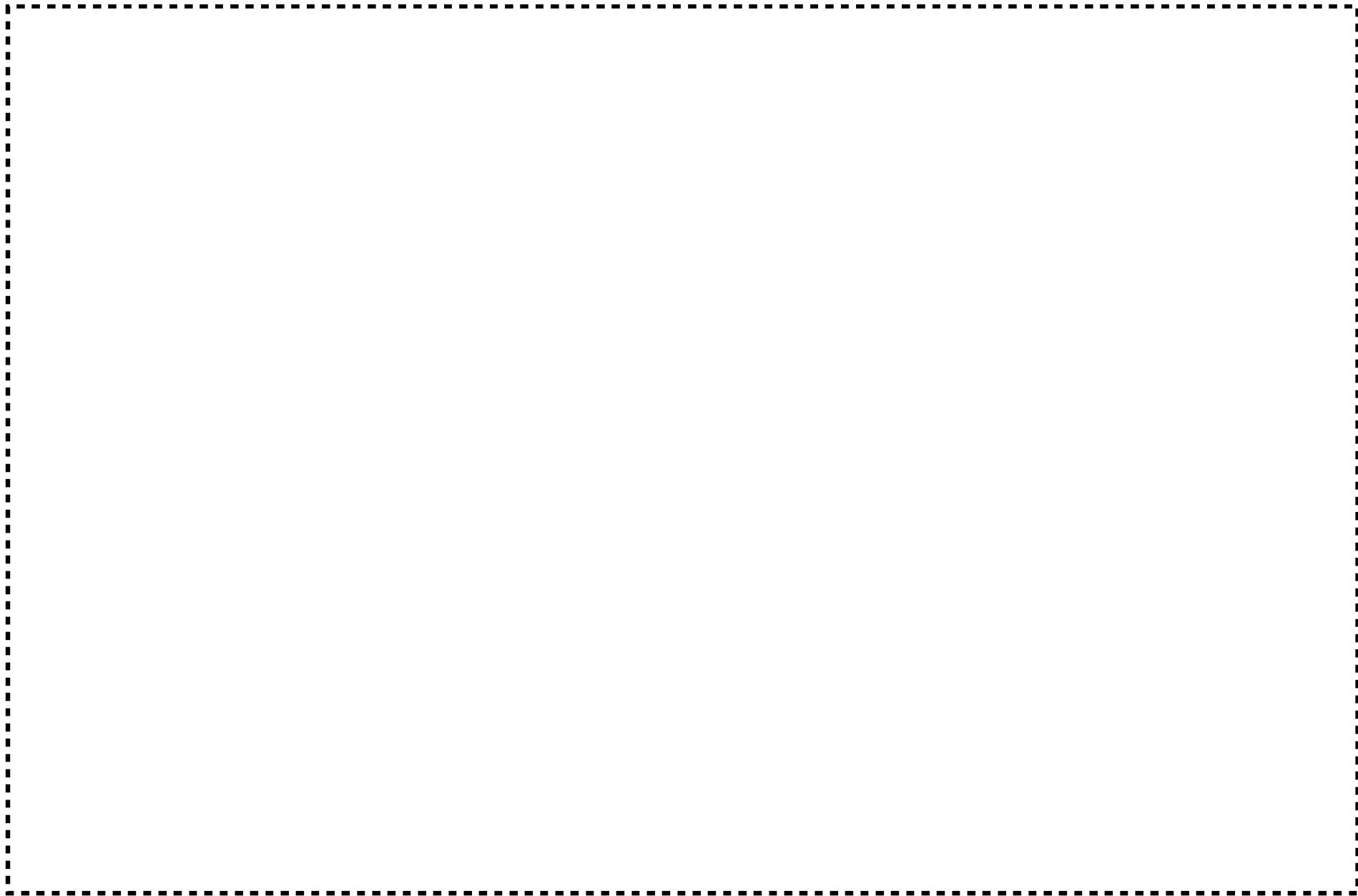


図へー 2 - 1 (9) 燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 (燃料集合体保管用缶 D 型) (2 / 2)

(単位 mm)



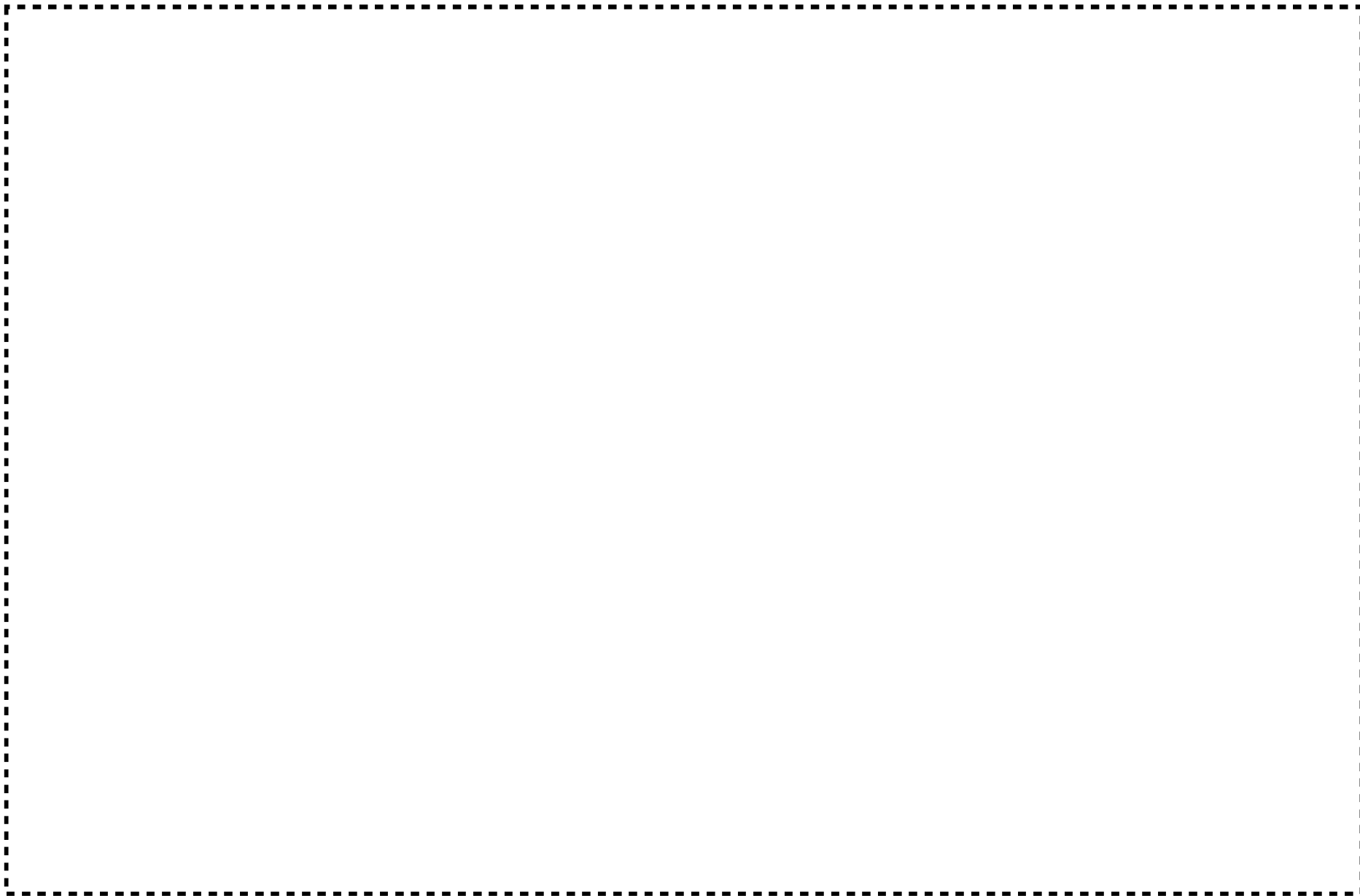
564



図へー2-2 (1) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (1/6)

(単位 mm)

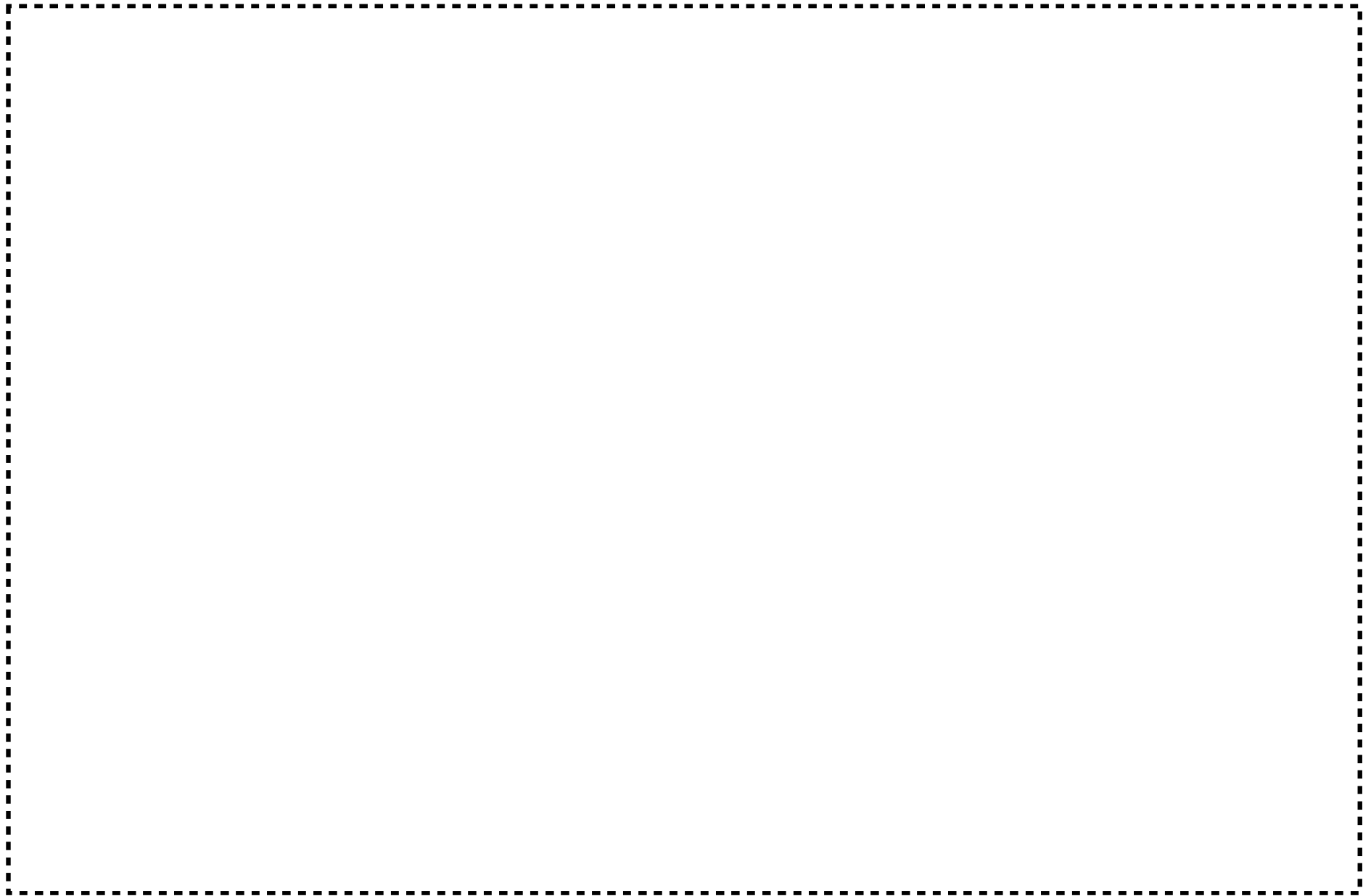
565



図へー2-2 (2) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (2/6)

(単位 mm)

566



図へー2-2(3) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (3/6)

(単位 mm)

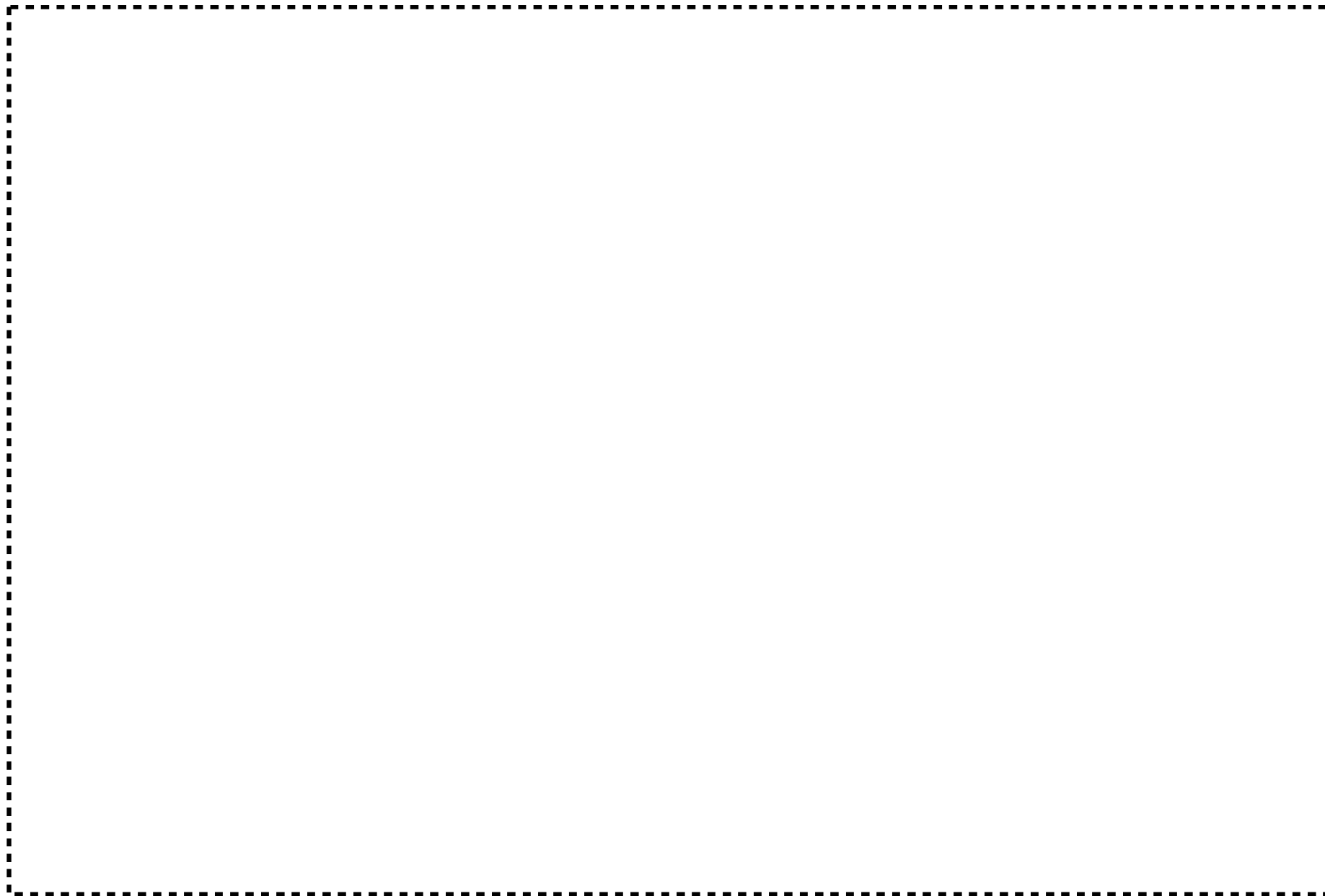
567



図へー2-2 (4) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (4/6)

(単位 mm)

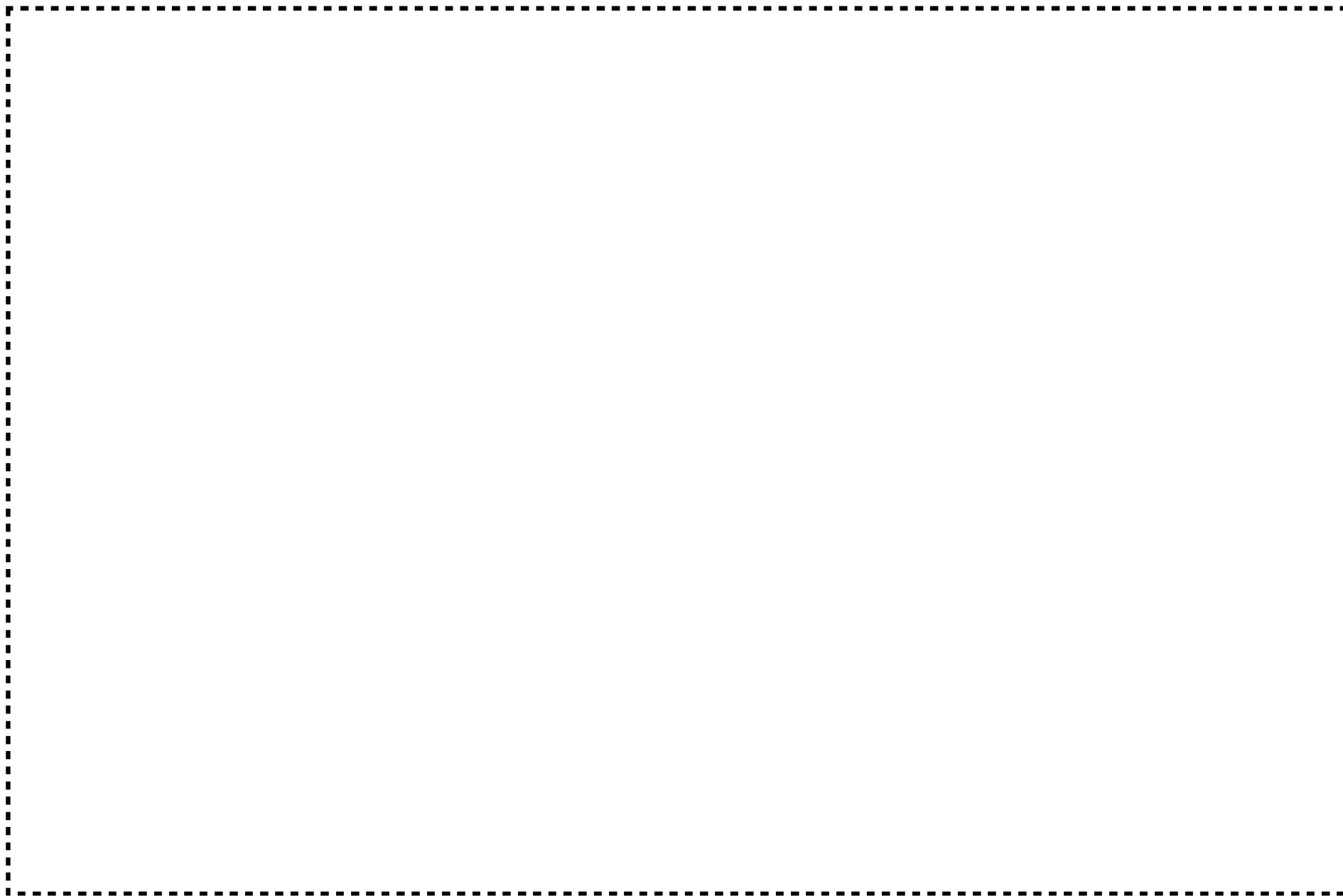
568



図へー2-2 (5) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (5/6)

(単位 mm)

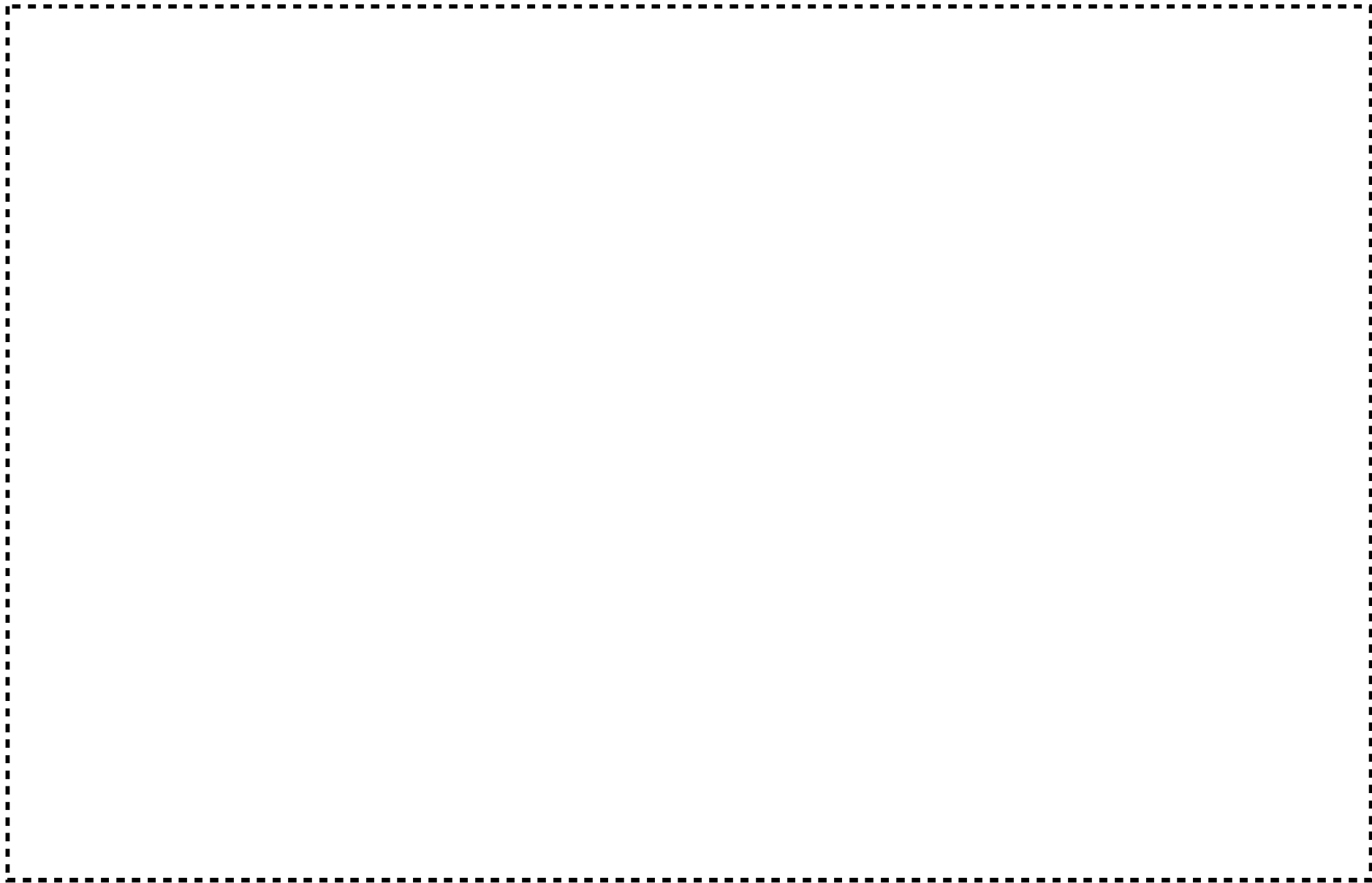
569



図へー2-2 (6) 燃料集合体保管ラックC型 No.2 (6 / 6)

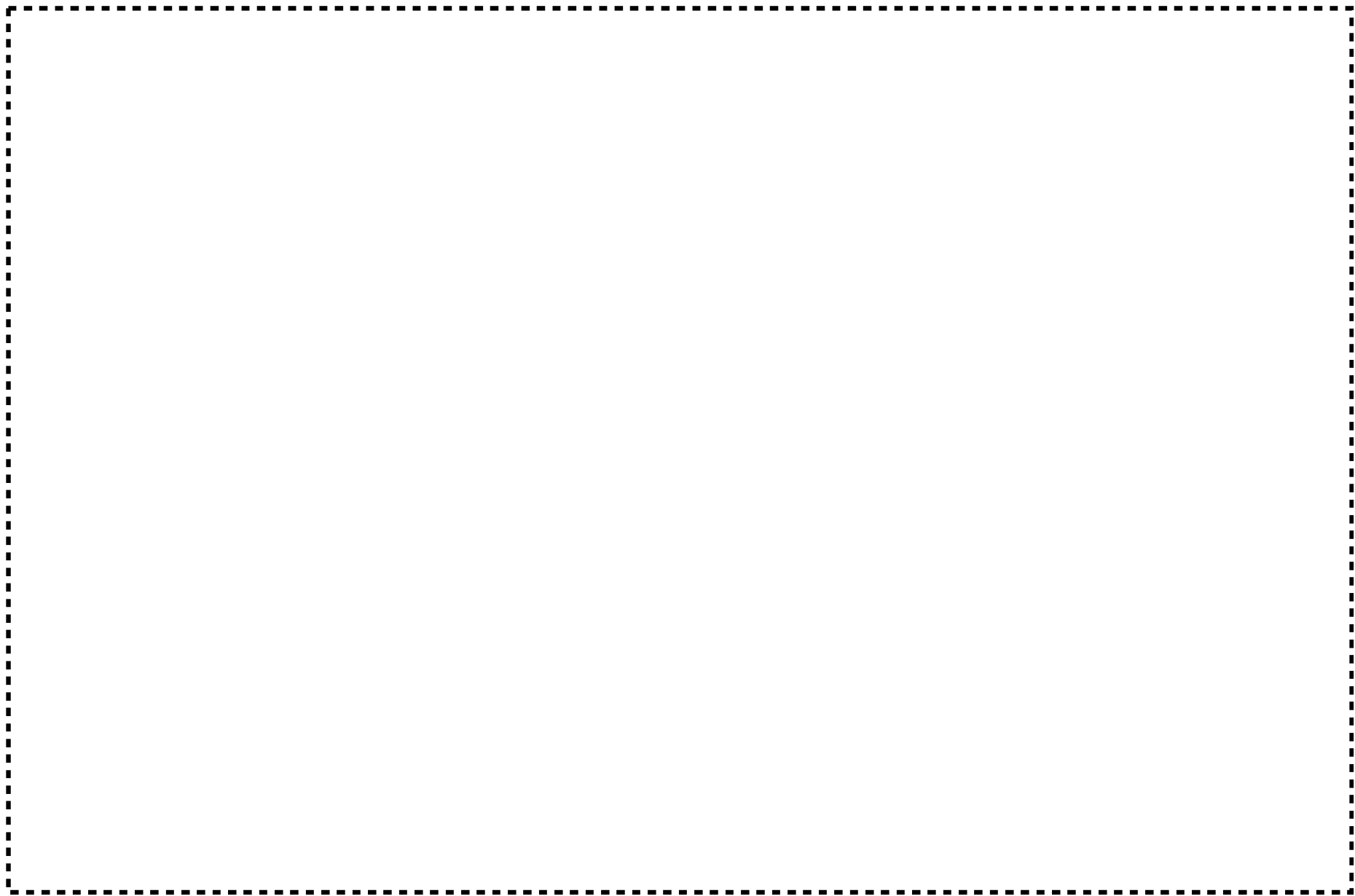
(単位 mm)

570



図へー 2 - 2 (7) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 (燃料集合体保管用缶 C 型) (1 / 2)

(単位 mm)



図へー 2-2 (8) 燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 (燃料集合体保管用缶 C 型) (2 / 2)

(単位 mm)



## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

[燃料集合体保管ラック C 型 No. 1、燃料集合体保管ラック C 型 No. 2、燃料集合体保管ラック D 型 No. 1]

#### ①耐震補強

### (1) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・ 工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・ 工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・ 作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・ 第 1 種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第 1 種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・ 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・ 第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・ 工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。
- ・ 工事の安全対策として、溶接・溶断作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・ 第 1 種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・ 核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。

- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (2) 工事手順

設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

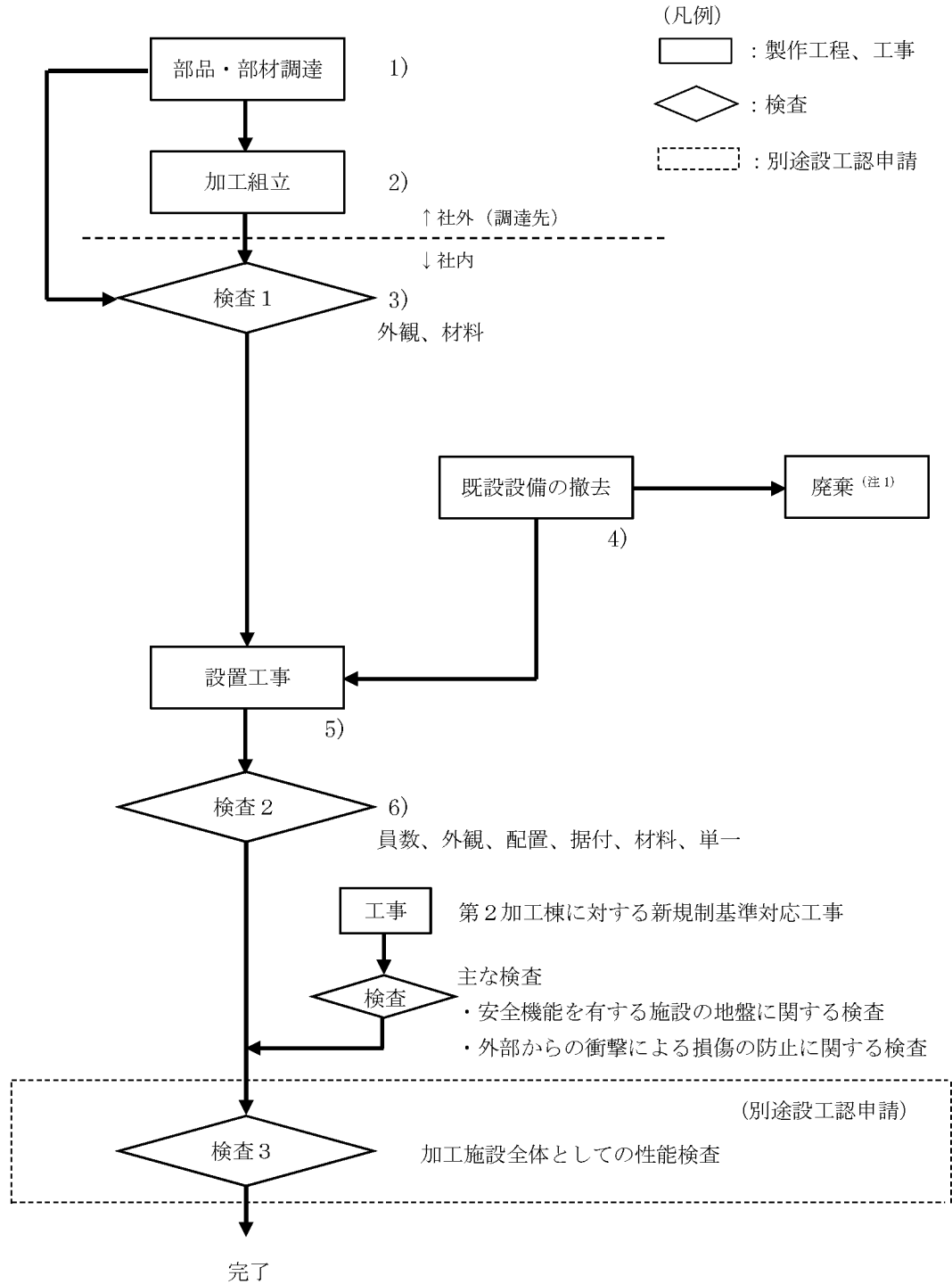
本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等がない状態で工事を行う。本工事の対象設備は、核燃料物質等による汚染のおそれはない。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

①耐震補強：図へー a - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品・部材又はアンカーボルト等（以下「部品等」という。）の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 1)～3) と並行して、既設設備の撤去を実施する。
- 5) 撤去した部品等の一部（燃料集合体保管用缶等）を再利用し、構造を変更した設備・機器の設置工事を実施する。
- 6) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、第2加工棟に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

①耐震補強



図へー a - 1 工事フロー (改造等を実施する設備・機器)

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

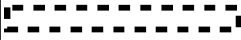
- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第ハ－1表に、検査の方法を第ハ－2表に示す。なお、本申請対象の核燃料物質の貯蔵施設では第2号検査はない。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ－4表に示す。

第へー1表 試験及び検査の項目

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	—
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟		燃料集合体保管ラックC型 No. 1	—	改造	①②③	①	①②	①②	①②	①②	—
			燃料集合体保管ラックC型 No. 2	—	改造	①②③	①	①②	①②	①②	①②	—
			燃料集合体保管ラックD型 No. 1	—	改造	①②③	①	①②	①②	①②	①②	—

第へー 2 表 検査の方法

検査の項目		検査の方法 <sup>(注1)(注2)(注3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した部位の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。 (溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③転倒防止構造を目視により確認する。(既設)(改造)	③転倒防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	配置	①配置を目視により確認する。(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表の員数の項のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
据付	①追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	①追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(注4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を材料証明書等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表別表の材料一覧及び仕様表の添付図のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所の形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②中性子吸収材の使用箇所を目視により、また厚さ及び材質を材料証明書等により確認する。(既設)(改造)	②使用箇所、材質が各設備の仕様表の添付図及び仕様表別表の材料一覧のとおりであること。

(注1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。

(注2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

(注4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。



ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

## 目 次

### ト．放射性廃棄物の廃棄施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法

## ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表ト-1-1に、変更内容を表ト-1-2に示す。

ここで、表ト-1-1以降において、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格 (JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

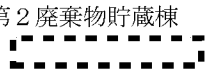

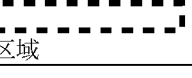
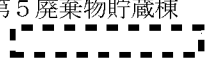

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ト-2-1～表ト-5-1に、配置図を図ト-4-1-1に、関係図面を図ト-4-1-2～図ト-5-1-1に示す。

ここで、表ト-2-1～表ト-5-1において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

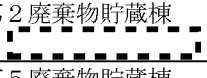

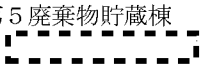

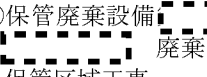
- (例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様  
[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様  
[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ト-1-1 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	既設工認における建物・構築物又は設備・機器名称 機器名
第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 <sup>(2)</sup>	{1014} 第2廃棄物貯蔵棟 —	第2廃棄物倉庫 <sup>(3)</sup> —
第2廃棄物貯蔵棟 	 <sup>(2)</sup>	{6137-2} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	— (第2廃棄物倉庫 <sup>(3)</sup> として認可)
第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	{1006} 第5廃棄物貯蔵棟 —	—
第5廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備	{6137} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	—

- (1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) 本施設は撤去するため、加工事業変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (3) 加工事業変更許可（昭和57年7月14日付け57安（核規）第371号にて許可）において、既設の第2廃棄物倉庫を第2廃棄物貯蔵棟に名称変更した。

表ト-1-2 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設及び変更内容

	設置場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
建物	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	1	撤去
固体廃棄物	第2廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	1	撤去
建物	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	1	新設 ①杭工事 ②基礎・壁・柱・はり・ 屋根スラブ工事 ③屋根防水工事 ④建具工事
固体廃棄物	第5廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備  廃棄物保管区域	1	新設 ①保管廃棄設備  廃棄物 保管区域工事


表ト-2-1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	第 2 廃棄物貯蔵棟 非常用通報設備 火災警報設備 消火設備 消火器 非常用設備 非常灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名		(本体) {1014} 第 2 廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-8} 消火設備 消火器 {8038-3} 緊急設備 非常用照明
建物・構築物の区分		本体、付属設備	
変更内容		撤去 ①第 2 廃棄物貯蔵棟撤去工事	
設置場所		第 2 廃棄物貯蔵棟	
員数		1	
一般仕様	型式	補強コンクリートブロック造	
	主要な構造材	コンクリートブロック、カラー鉄板 (折板葺)	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—	
	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	—	
	火災等による損傷の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	—	
	材料及び構造	—	
	搬送設備	—	
	核燃料物質の貯蔵施設	—	
	警報設備等	—	
	放射線管理施設	—	
	廃棄施設	—	
	核燃料物質等による汚染の防止	—	
	遮蔽	—	
換気設備	—		
非常用電源設備	—		
通信連絡設備	—		
その他許可で求める仕様	[99-B3] [99-F3] 第 2 廃棄物貯蔵棟を撤去する。第 2 廃棄物貯蔵棟の付属設備である {8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8038-3} 緊急設備 非常用照明及び {8010-8} 消火設備 消火器を撤去する。		
添付図	図ト-4-1-1		

表ト-3-1 保管廃棄設備<sup>■</sup> 廃棄物保管区域 仕様


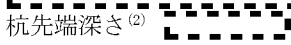
許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) <sup>■</sup>
設備・機器名称 機器名	{6137-2} 保管廃棄設備 <sup>■</sup> 廃棄物保管区域	
変更内容	撤去 ①放射性液体廃棄物の移動 ②保管廃棄設備 <sup>■</sup> 廃棄物保管区域撤去工事	
設置場所	第 2 廃棄物貯蔵棟 <sup>■</sup>	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: <sup>■</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保管廃棄能力: 約 100 本 (200 L ドラム缶換算)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物 (油類廃棄物)
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 保管廃棄設備 <sup>■</sup> 廃棄物保管区域を撤去する。	
添付図	—	

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	第5廃棄物貯蔵棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明、誘導灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1006} 第5廃棄物貯蔵棟 —	(付属設備) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ)) {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ)) {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-4} 消火設備 消火器 {8034} 緊急設備 避難通路 {8037} 緊急設備 非常用照明 {8037-2} 緊急設備 誘導灯	
	建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	<p>(本体)新設 撤去する第2廃棄物貯蔵棟の代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。第5廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様を別表ト-4-1-4に示す。</p> <p>①杭工事 杭を設置する。</p> <p>②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 基礎・壁・柱・はり・屋根スラブを設置する。</p> <p>③屋根防水工事 屋根防水を施工する。</p> <p>④建具工事 扉を設置する。 (仕様を別表ト-4-1-1に示す。)</p> <p>(付属設備)付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。</p>		
設置場所	第5廃棄物貯蔵棟		
員数	(建物)1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造 <sup>(1)</sup> (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物)別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2に示す。	
	寸法(単位:mm)	(建物)概略寸法:  建築面積:約65m <sup>2</sup> 延床面積:約65m <sup>2</sup>	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とする <sup>(1)</sup> 。 貯蔵する液体廃棄物のうち、油類廃棄物は危険物第四類の廃油とする。 危険物としての貯蔵量は、最大20000L(指定数量の倍数5未満)とする。	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 第5廃棄物貯蔵棟(本体)の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第5廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 また、杭基礎の支持層は、N値30以上の洪積層である大阪層群とする。	



表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>○支持地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値30以上の洪積層（シルト混じり砂～粘土質砂）に杭で支持させる。</li> <li>・杭材料 </li> <li>・杭先端深さ<sup>(2)</sup> </li> <li>・杭伏図 図ト-4-1-5</li> <li>・土質柱状図 図ト-4-1-2</li> </ul> <p>第5廃棄物貯蔵棟は基礎（マットスラブ）が1階の床を兼用しており、基礎を介して杭に荷重を伝達する。</p> <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第5廃棄物貯蔵棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</li> <li>・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））</li> <li>・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8034} 緊急設備 避難通路</li> <li>・{8037} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8037-2} 緊急設備 誘導灯</li> </ul>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。 第5廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>○仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、構造、寸法、材料：別表ト-4-1-1～別表ト-4-1-2に示す。</li> <li>・構造図を図ト-4-1-6及び図ト-4-1-7に示す。</li> </ul> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする<sup>(3)</sup>。</p> <p>○二次設計</p> <p>建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第5廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る<sup>(4)</sup>。</p> <p>[6.1-F1]</p> <p>以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第5廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</li> <li>・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））</li> <li>・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8037} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8037-2} 緊急設備 誘導灯</li> </ul>
<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(5)</sup></p>	

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、F1竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第5廃棄物貯蔵棟の外壁、屋根はF1竜巻の荷重に耐えるとともに、F1飛来物の貫通を防止する厚さを有する。 外部扉はF1竜巻の風荷重に耐える扉（F1竜巻対策扉）とする<sup>(6)</sup>。</p> <p>○外部扉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観、構造 鋼製扉の姿図、構造図を図ト-4-1-9に示す。</li> <li>・位置 外部扉の位置を図ト-4-1-3に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表ト-4-1-2に示す。</li> </ul> <p>(落雷) —<sup>(7)</sup></p> <p>(極低温（凍結）) —<sup>(8)</sup></p> <p>(火山活動（降下火砕物）) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm<sup>3</sup>とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —<sup>(9)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(10)</sup></p> <p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発）)<sup>(11)</sup> [8.1-B5] [8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とする。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置を図ハ-2-1-5-2～図ハ-2-1-5-5に示す。</p> <p>(電磁的障害) —<sup>(12)</sup></p> <p>(交通事故（自動車）) —<sup>(13)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。 管理区域を設定する加工施設の建物へのIDカードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。 周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。</p>

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>第5廃棄物貯蔵棟は、別表ト-4-1-2に示す材料を用い、鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。</p> <p>図ト-4-1-1 2に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1]</p> <p>線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する<sup>(14)</sup>。</p> <p>管理区域の設定範囲を、図ト-4-1-1 2に示す。</p> <p>[10.1-B2]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は、万一、液体状の核燃料物質の漏えいが発生した場合でも外部に繋がる流出経路がないピットを設けることにより、核燃料物質等の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>○ピットの仕様（設計確認値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容積：400 L以上</li> </ul>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]<sup>(17)(18)</sup></p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4}消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。</p> <p>{8010-4}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-4}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC粉末消火器50型：2本</li> <li>・ABC粉末消火器10型：1本</li> </ul> <p>{8010-4}消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</p> <p>（{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。）<sup>(16)</sup></p> <p>[11.1-F2]<sup>(18)</sup></p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。</p> <p>○設備の員数（{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型、防爆型）：3台</li> </ul> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の配置を図リ-2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リ-2-1-1 2に示す。</p> <p>（第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）<sup>(16)</sup></p>


表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1]                  第5廃棄物貯蔵棟は不燃性材料である鉄筋コンクリートで造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。また、第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、消防法第十条で定める危険物に該当する放射性廃棄物の保管廃棄に適合した構造とする。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。                  第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。</p> <p>[11.3-B2]                  第5廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。                  火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。</p> <p>○火災区画の設定及び関連図面                  図ト-4-1-13 第5廃棄物貯蔵棟 火災区画                  ・火災区画ごとの材料及び厚さ：                  図ト-4-1-8 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト                  図ト-4-1-11 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図・部材表</p> <p>○火災区画 W5の仕様                  ・対象部材                  区画境界壁及び特定防火設備（防火戸）                  ・耐火時間：1.0時間以上                  区画境界壁（鉄筋コンクリート壁 厚さ100mm以上：2時間）                  特定防火設備（防火戸）（骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さが0.5mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの：1時間）                  図ト-4-1-9 第5廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図、建具表</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に収容し、電気火災の発生を防止する。</p> <p>電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B3]                  第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であり、外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所には、危険物の規制に関する政令第十条第1項第六号に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料を施工する。</p> <p>[11.3-F2]                  {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。                  分電盤の配置図を図リ-2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-8に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-B1]                  第5廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。</p>

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]<sup>(18)</sup>                  第5廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる{8034}緊急設備 避難通路を設ける。{8034}緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1箇所の扉が、非常口となる。                  危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の{8037}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物に防爆型の{8037-2}緊急設備誘導灯を設ける。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8037}非常用照明：3台（防爆型）</li> <li>・{8037-2}誘導灯：1台（防爆型）</li> </ul> <p>{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明及び{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-2-1-6に示す。</p> <p>[13.1-F2]                  加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。                  （{8038-4}緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。）<sup>(16)</sup></p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-B1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.2-B1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>
	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1]                  早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を有効に火災の発生を感知することができるように設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続して火災を検知した場合に警報を発する。                  （第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は次回以降申請する。）<sup>(16)</sup></p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>
	<p>廃棄施設</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質等による汚染の防止</p>	<p>—</p>

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	<p>[22.1-B1]</p> <p>貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。</p> <p>周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1に示す。</p> <p>○第5廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能<sup>(15)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ 図ト-4-1-1 4</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量 以上</li> </ul> <p>[22.2-B1]</p> <p>壁、屋根により外部放射線を低減する。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している事務棟(周辺監視区域)の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならない。</p> <p>({8009-13}第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。</p>

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 {8003}非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8001}非常用電源設備No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備No.2 非常用発電機、{8009-13}第3廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>電源に係る結線図を図リ-2-1-8、図リ-2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○:該当、-:該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリー を内蔵</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))は第1加工棟に設置する。 *2: 次回以降の申請。自動火災報知設備(受信機)は第3廃棄物貯蔵棟に設置する。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリー を内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))*1	○	○	-	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	-	-	○	通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*2	○	○	-	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	-	-	○	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)*2	○	○	-	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	-	-	○	緊急設備 非常用照明	○	○	-	緊急設備 誘導灯	○	○	-
	設備・機器名称 機器名	バッテリー を内蔵	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作																																		
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))*1	○	○	-																																			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	-	-	○																																			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)*2	○	○	-																																			
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	-	-	○																																			
火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)*2	○	○	-																																			
火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	-	-	○																																			
緊急設備 非常用照明	○	○	-																																			
緊急設備 誘導灯	○	○	-																																			
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。</p> <p>({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))は、第3次申請にて申請済み。)</p> <p>({8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクから、{8007}{8007-2}{8007-3}{8007-4}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の事業所内への放送は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p>																																					

表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS) により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。</p> <p>{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。</p> <p>({8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の配置を図リ-2-1-6に、系統図を、図リ-2-1-9及び図リ-2-1-10に示す。</p> <p>○設備の員数 (通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-5}所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) : 1台</li> <li>・{8007-6}所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) : 1台</li> </ul> <p>[25.2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p> <p>({8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p>
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>添付図</p>	<p>—</p>	<p>図ト-4-1-1~図ト-4-1-14、図リ-2-1-6、図リ-2-1-8~図リ-2-1-10、図リ-2-1-12、図リ-2-1-13、図リ-2-1-14、図ハ-2-1-5-2~図ハ-2-1-5-6</p>

- (1) 第5廃棄物貯蔵棟の屋根は、加工事業変更許可申請書に示していた一部鉄骨造 (金属屋根) に代えて、消防法に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、より堅固な鉄筋コンクリート造の屋根とし、鉄筋コンクリート造とする。
- (2) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (3) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計。
- (4) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数  $C_0$  を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数  $D_s$  と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数  $F_{es}$  を乗じて求める必要保有水平耐力  $Q_{un}$  に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (5) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (6) 第5廃棄物貯蔵棟の外部扉は東面に配置するため、F1 飛来物は到達しない。
- (7) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (8) 水配管がないため極低温 (凍結) の影響を受けるおそれはない。
- (9) 第5廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。第5廃棄物貯蔵棟は気体廃棄設備がないため、第5廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (10) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が  $10^{-7}$  (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (11) 第5廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (12) 第5廃棄物貯蔵棟の建物、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (13) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第5廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を示したものを図ハ-2-1-5-6に示す。



- (14) 加工事業変更許可申請書の加工の方法の記載に基づき、第5廃棄物貯蔵棟では液体の放射性廃棄物の保管廃棄のみを行い、ドラム缶を開封して詰め替える等の取扱いは行わない。
- (15) 遮蔽評価において第5廃棄物貯蔵棟建物の屋根厚さを考慮していない。
- (16) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を別表ト-4-1-3に示す。
- (17) 危険物特定屋内貯蔵所であり、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号、危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づき、基準延床面積150 m<sup>2</sup>に対して延床面積約65 m<sup>2</sup>であることからA火災用1能力単位以上の大型消火器（50型）を1本、貯蔵量の基準倍数10に対して貯蔵量の倍数は5未満であることからB火災用1能力単位以上の小型消火器（10型）を1本設置必要とする。この必要数に裕度を見込んで{8010-4}消火設備 消火器として大型消火器（50型）を2本、小型消火器（10型）を1本設置する。
- (18) {8010-4}消火設備 消火器、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8037-2}緊急設備 誘導灯の配置は、公設消防と協議済み。

別表ト-4-1-1 第5 廃棄物貯蔵棟の仕様

項目	主要部材	使用材料	員数	対応図
杭				図ト-4-1-5 (杭伏図)
基礎、床				図ト-4-1-6 (基礎図)
壁				図ト-4-1-7、 図ト-4-1-8 (床伏図・屋根伏図、 部材リスト)
柱				
はり				
屋根	鉄筋コン クリート			図ト-4-1-3、 図ト-4-1-4 (平面図、立面図・断 面図)
	アスファ ルト露出 防水			
鋼製の外部扉 SD-1 <sup>(1)</sup>				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 図ト-4-1-1 1 (平面図、配置図、 建具表、新設鋼製扉 姿図・部材表)
可動ガラリ				図ト-4-1-3、 図ト-4-1-9 (平面図、配置図、 建具表)

(1) 外部扉の表面板は、とする。

(2) 建築基準法第22条及びH12建設省告示第1365号に適合する難燃性を有している。

別表ト-4-1-2 第5 廃棄物貯蔵棟 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	柱	鉄筋コンクリート
	はり	鉄筋コンクリート
	耐震壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート
	杭	鋼 
	床	鉄筋コンクリート
	屋根	鉄筋コンクリート
その他	扉	鋼 
	防水	アスファルト防水
	可動ガラリ	鋼板、SUS
	換気筒	鋼製

別表ト-4-1-3 (1/2) 第5廃棄物貯蔵棟 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条に準拠して設置する。{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ
	[11.1-F2] 第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。	第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)
安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4} 緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4} 緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。{8038-4} 緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明
警報設備等	[18.1-F1] 第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続して火災を検知した場合に警報を発する。	第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)
非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している事務棟(周辺監視区域)の{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)
	[24.2-F1] {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。	第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)
	[24.2-F2] {8037} 緊急設備 非常用照明、{8037-2} 緊急設備 誘導灯は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)
	[24.2-F2] {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))は、{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機 {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)

別表ト-4-1-3 (2/2) 第5 廃棄物貯蔵棟 仕様

(次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲)

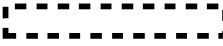
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]                      {8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。</p>	<p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)</p>
	<p>[25.1-F1]                      {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクから、{8007} {8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の事業所内への放送が可能とする。</p>	<p>{8007} {8007-2} {8007-3} {8007-4} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</p>
	<p>[25.2-F1]                      加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</p>	<p>{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備</p>

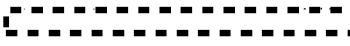
別表ト-4-1-4 第5廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様

階	部位	部位案内番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	壁・扉	北側	屋内と外部	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12	新設
				可動ガラリ (SG-1)	鉄 (特定防火 設備)		図ト-4-1-3 図ト-4-1-9	新設
	東側	屋内と外部	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12		新設	
			扉	鉄 (特定防火 設備)	図ト-4-1-7 図ト-4-1-9 図ト-4-1-12		新設	
	南側	屋内と外部	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12		新設	
			可動ガラリ (SG-1)	鉄 (特定防火 設備)	図ト-4-1-3 図ト-4-1-9		新設	
	西側	屋内と外部	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12		新設	
			屋根	屋内と外部	鉄筋コンクリート造屋根スラブ		鉄筋 コンクリート	図ト-4-1-7 図ト-4-1-8 図ト-4-1-12
	床	—	の床	鉄筋コンクリート造マットスラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-4-1-6	新設
	—							

表ト-5-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 保管廃棄設備
設備・機器名称 機器名	{6137} 保管廃棄設備 廃棄物保管区域	
変更内容	新設 ①保管廃棄設備 廃棄物保管区域工事	
設置場所	第 5 廃棄物貯蔵棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : m)	概略寸法 :
	その他の構成機器	受け皿付きスキッド
	その他の性能	保管廃棄能力 : ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明示する。 平均 (200 L ドラム缶) の放射性廃棄物を収納する。
核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物 (油類廃棄物)	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 5 廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F3] 液体廃棄物をドラム缶に収納し密閉した状態で、受け皿付きスキッド (容積 200 L 以上) を用いて保管廃棄する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 受け皿付きスキッドは不燃性材料である鉄製とする。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

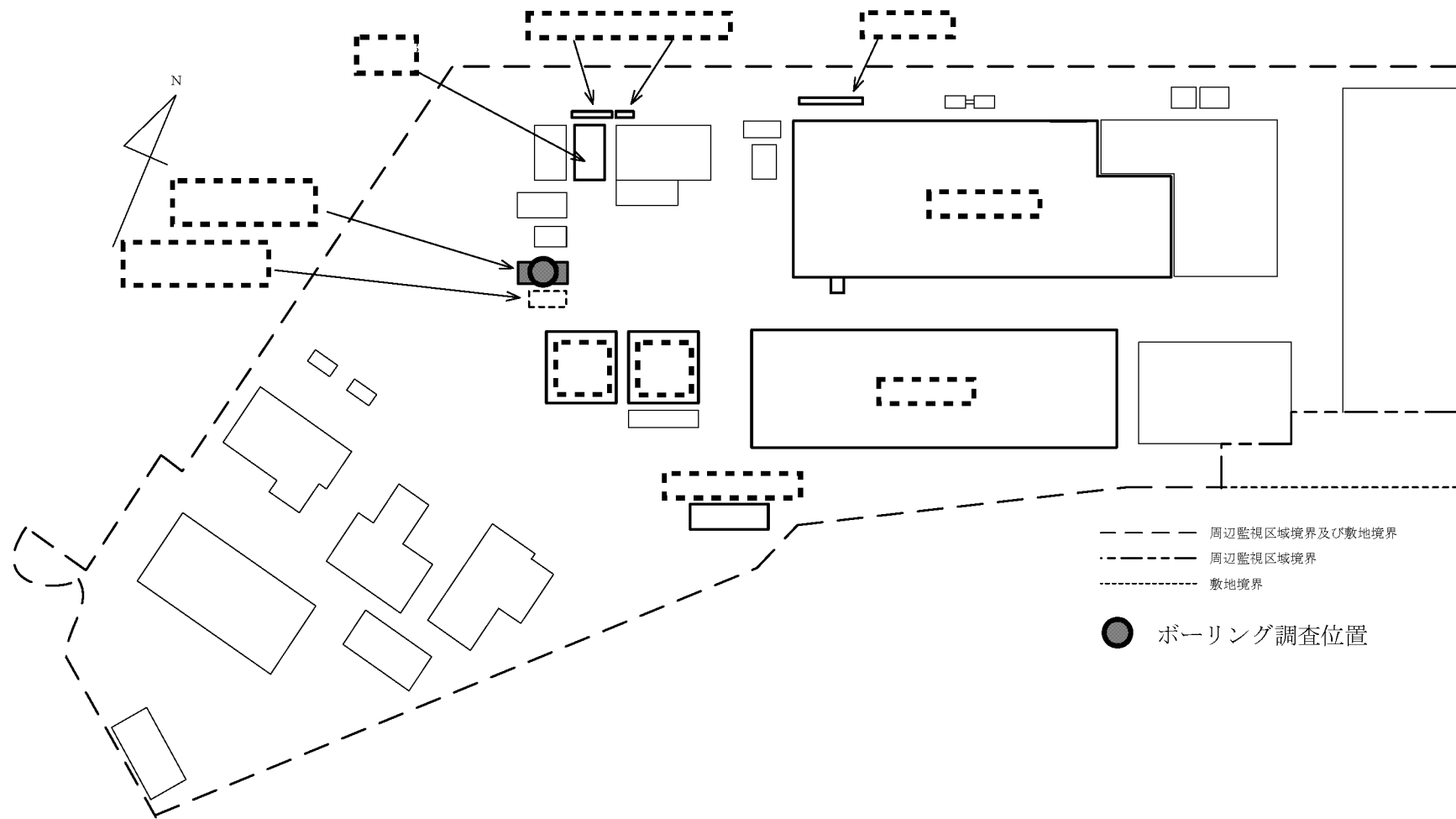
表ト-5-1 保管廃棄設備 廃棄物保管区域 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F1]  の保管廃棄能力を有する。  [20.1-F2] 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策（固縛措置含む。）を講じる。	
添付図	図ト-5-1-1	

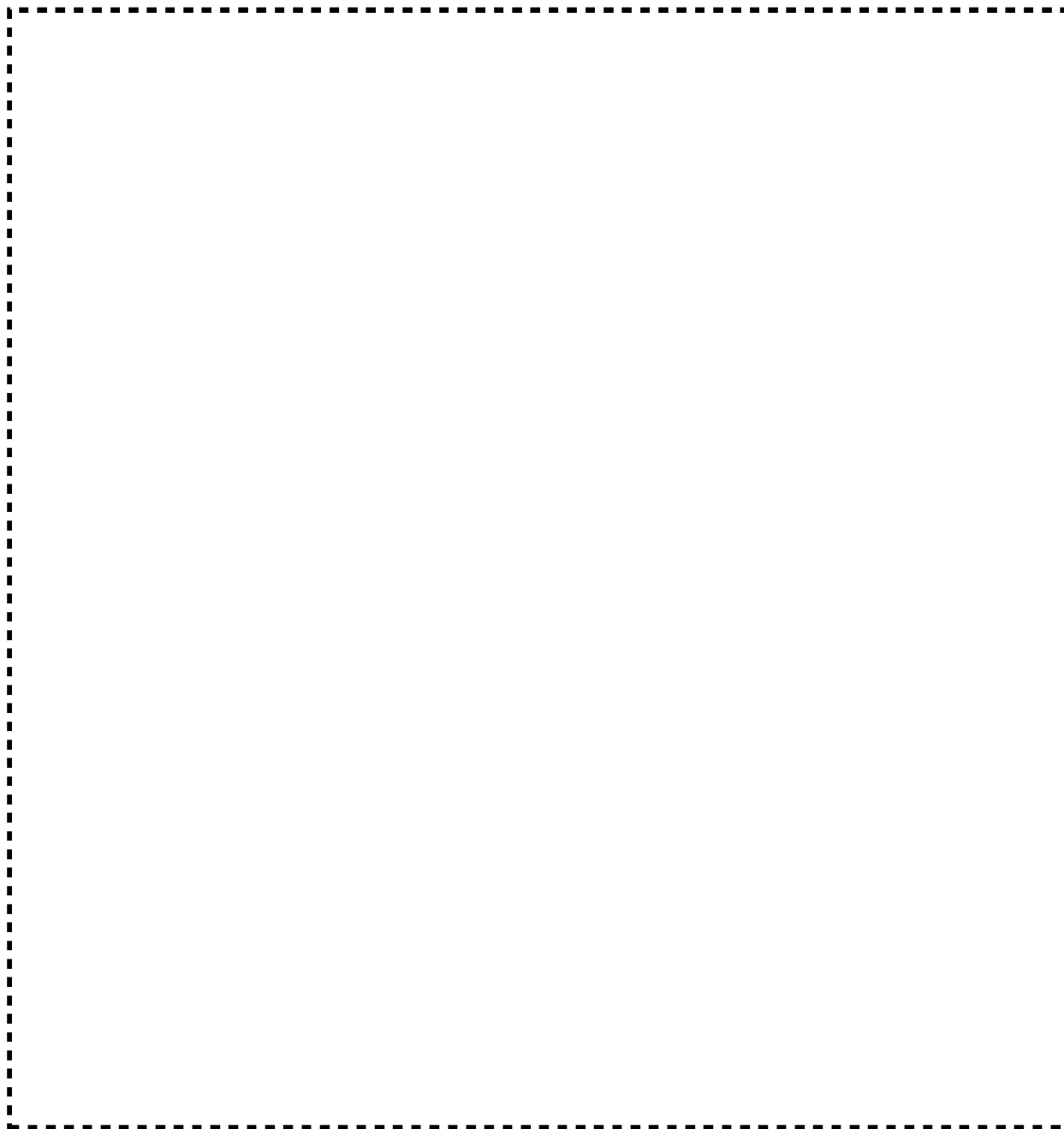
#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図ト-4-1-1	第5廃棄物貯蔵棟、第2廃棄物貯蔵棟 建物配置図
図ト-4-1-2	第5廃棄物貯蔵棟 建設予定場所の土質柱状図
図ト-4-1-3	第5廃棄物貯蔵棟 平面図
図ト-4-1-4	第5廃棄物貯蔵棟 立面図・断面図
図ト-4-1-5	第5廃棄物貯蔵棟 杭伏図
図ト-4-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 基礎図
図ト-4-1-7	第5廃棄物貯蔵棟 床伏図・屋根伏図
図ト-4-1-8	第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト
図ト-4-1-9	第5廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図、建具表
図ト-4-1-10	第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図
図ト-4-1-11	第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図・部材表
図ト-4-1-12	第5廃棄物貯蔵棟 管理区域区分
図ト-4-1-13	第5廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画
図ト-4-1-14	直接線の評価で考慮した壁厚（第5廃棄物貯蔵棟）
図ト-5-1-1	保管廃棄設備  廃棄物保管区域図

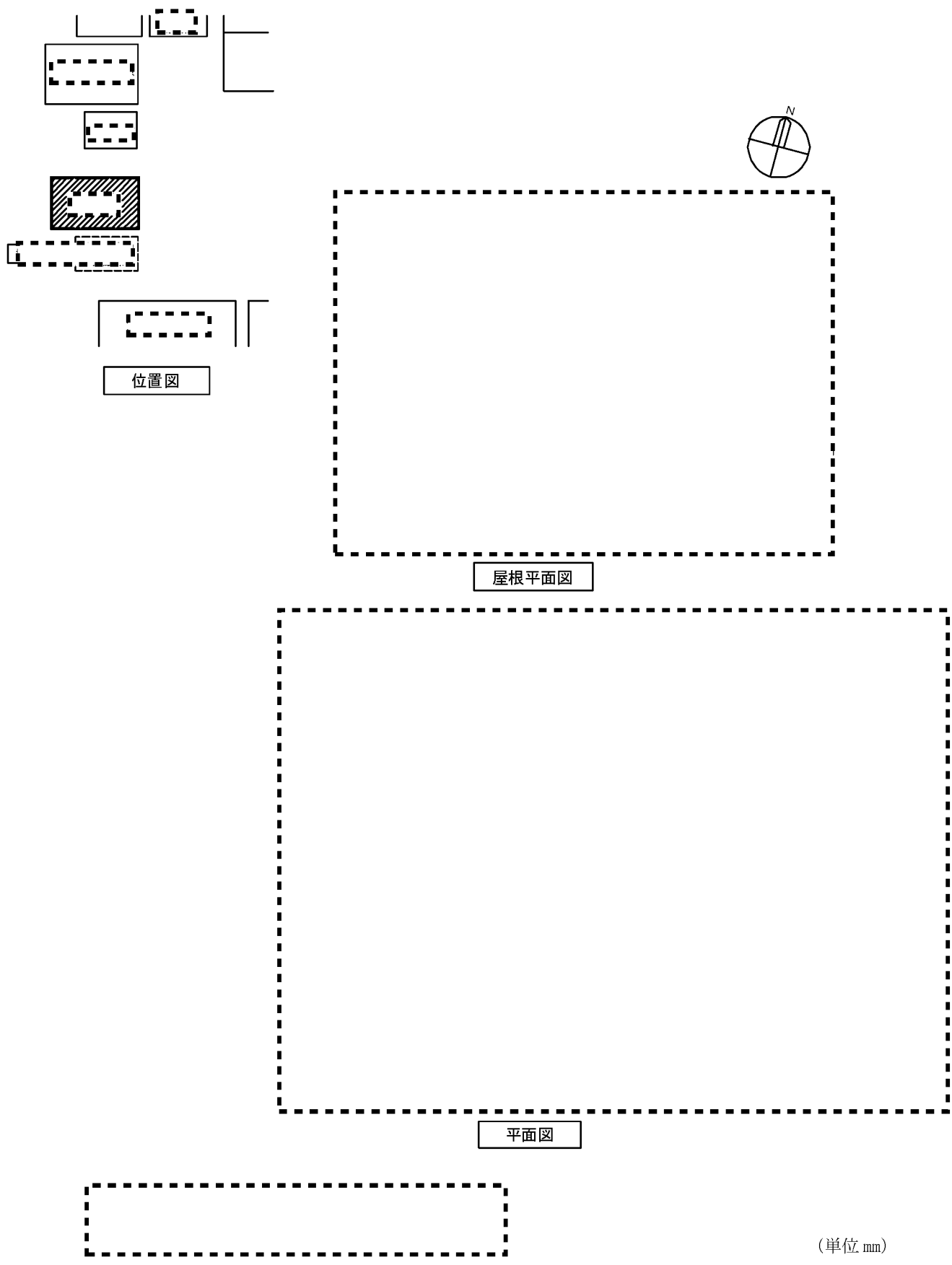




図ト-4-1-1 第5廃棄物貯蔵棟、第2廃棄物貯蔵棟 建物配置図



図ト-4-1-2 第5廃棄物貯蔵棟 建設予定場所の土質柱状図



(单位 mm)

图卜-4-1-3 第5 废弃物贮藏棟 平面图



南立面图



東立面图



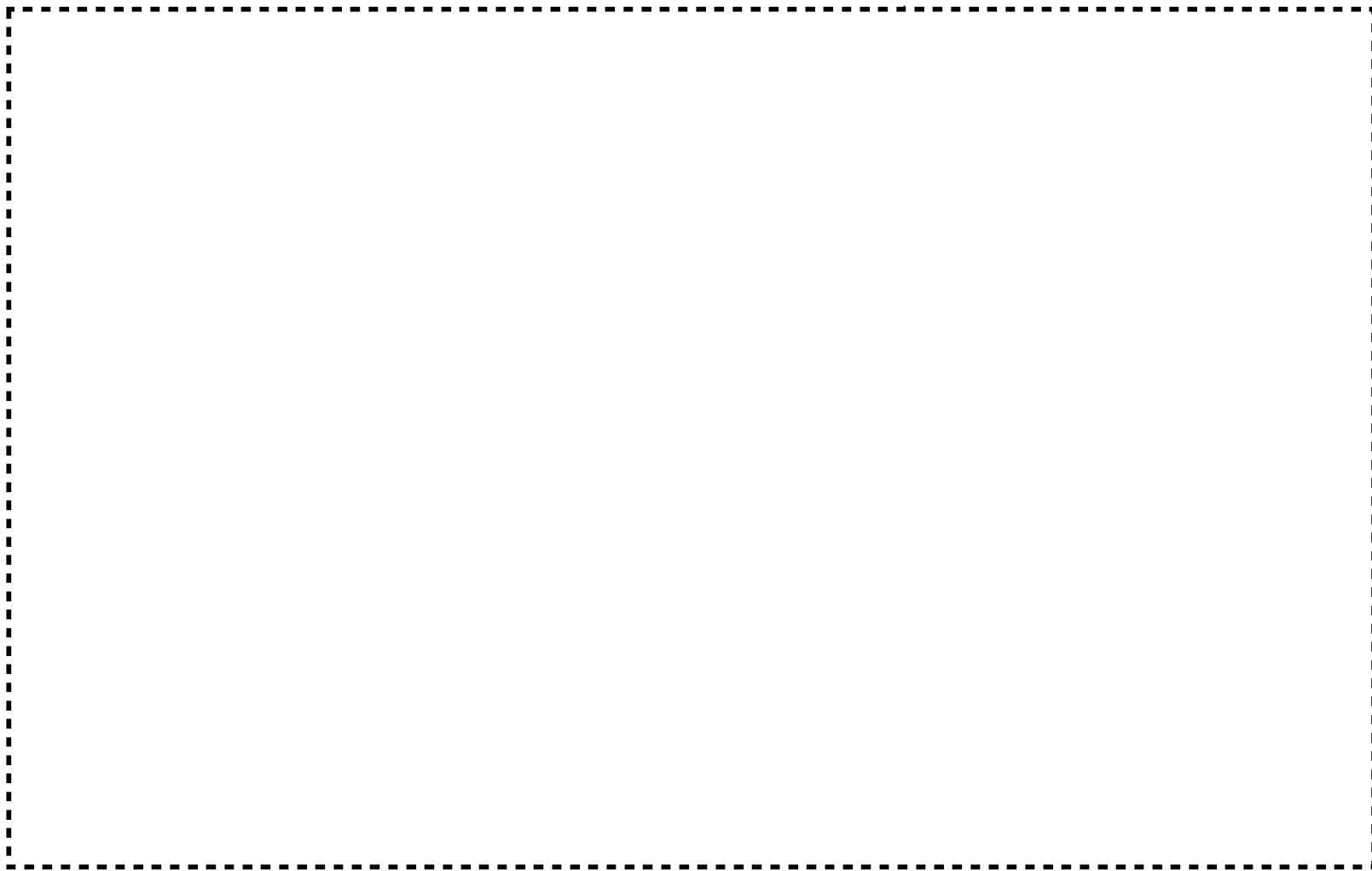
長手 断面图



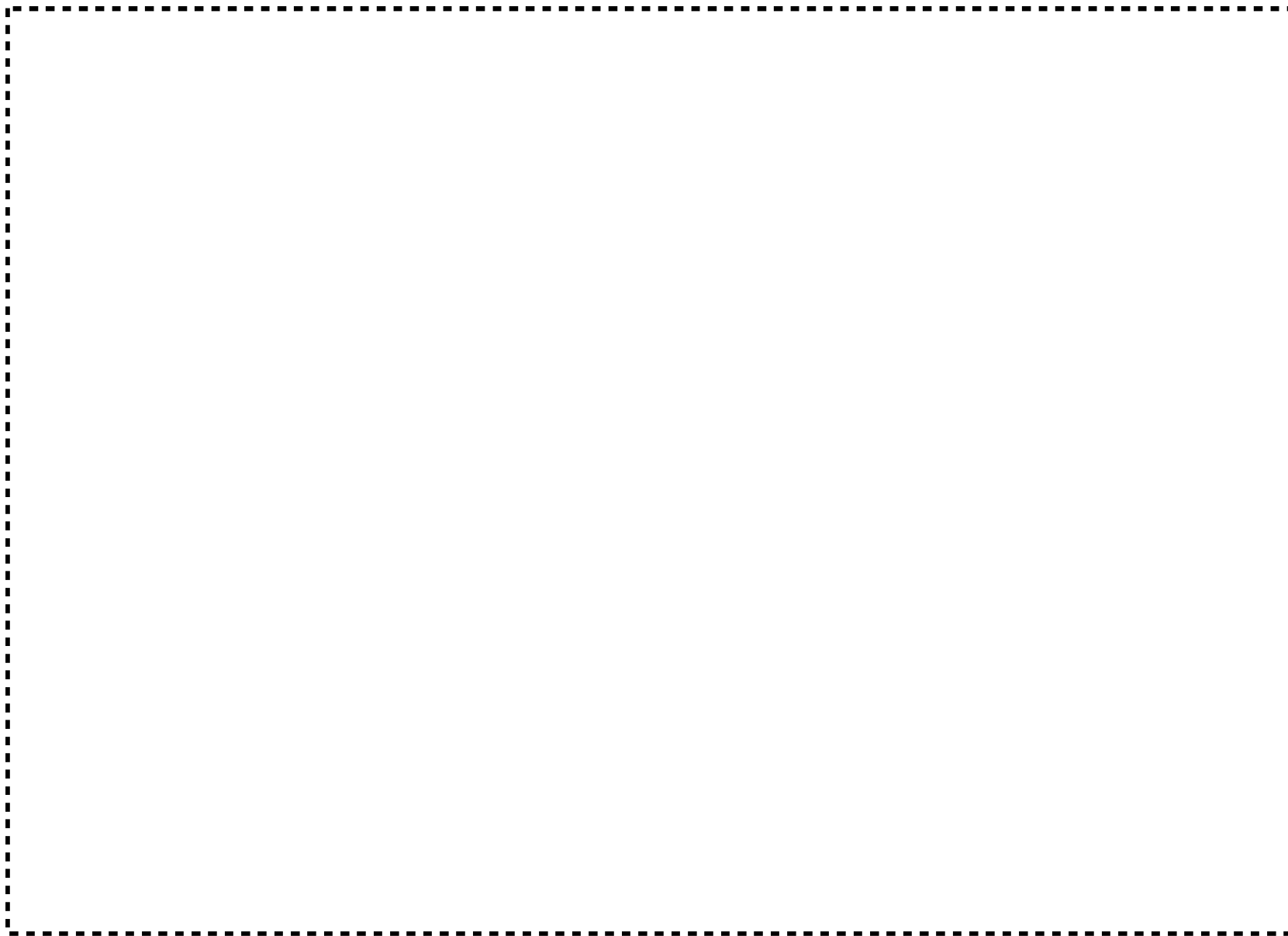
短手 断面图

(单位 mm)

图卜-4-1-4 第5 废弃物貯藏棟 立面图・断面图



図卜-4-1-5 第5 廃棄物貯蔵棟 杭伏図



図卜-4-1-6 第5廃棄物貯蔵棟 基礎図




床伏図



屋根伏図

図卜-4-1-7 第5廃棄物貯蔵棟 床伏図・屋根伏図

柱断面表	
符号	
断面	
	
主筋	
帯筋	
補助筋	
備考	

はり断面表	
符号	
位置	
断面	
上端筋	
下端筋	
あばら筋	
腹筋	
備考	

屋根スラブ配筋表					
符号	厚さ	位置	短辺方向(主筋) 全域	長辺方向(配力筋) 全域	備考

壁配筋表					
符号	壁厚	位置	配筋	開口補強筋	備考

(単位 mm)

図ト-4-1-8 第5廃棄物貯蔵棟 部材リスト

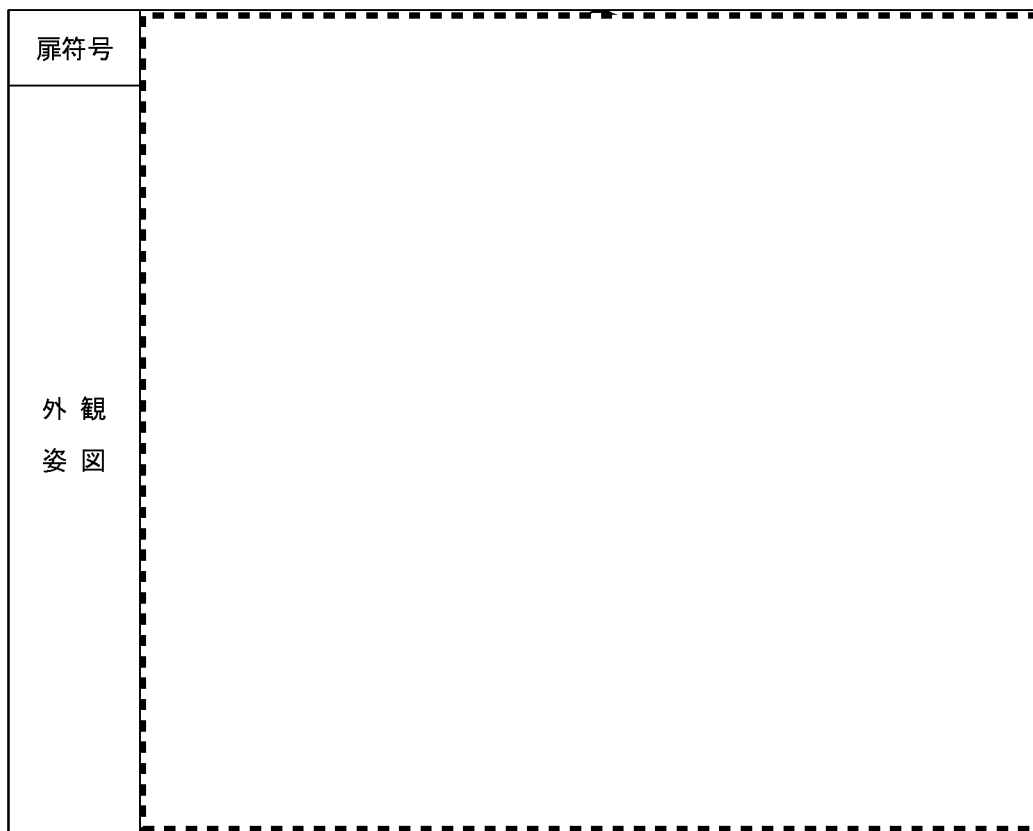




平面図

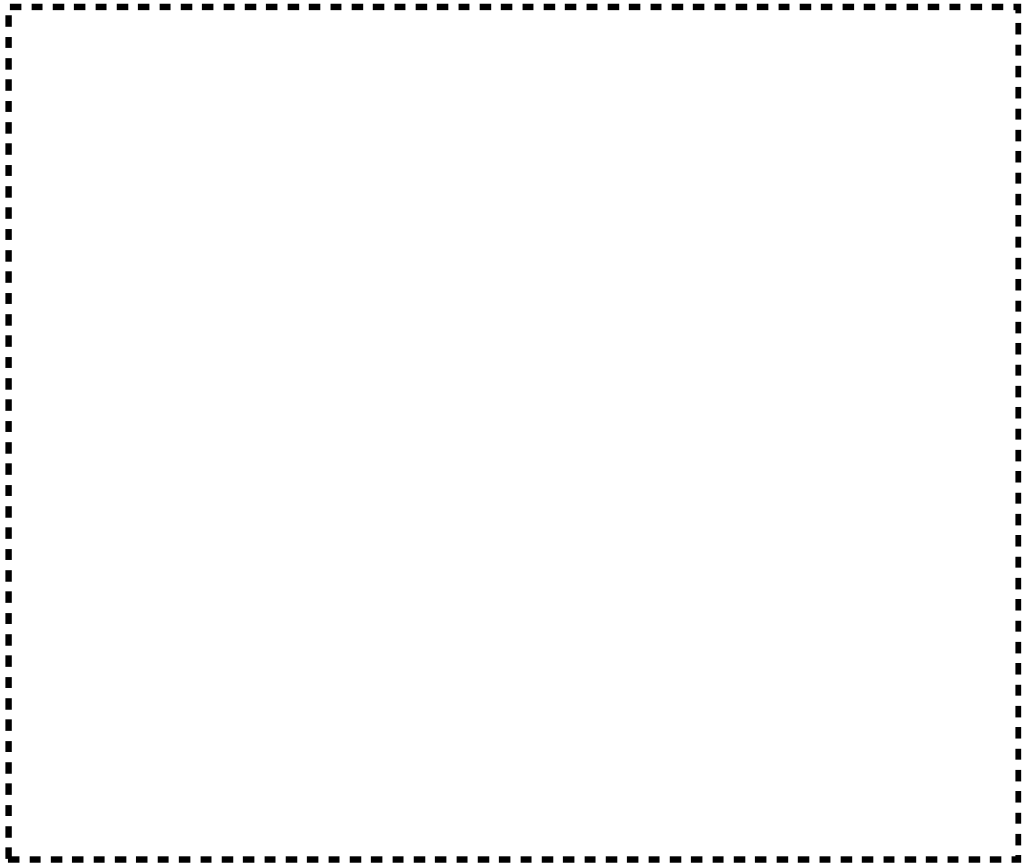


図卜-4-1-9 第5廃棄物貯蔵棟 鋼製建具 配置図、建具表



(单位 mm)

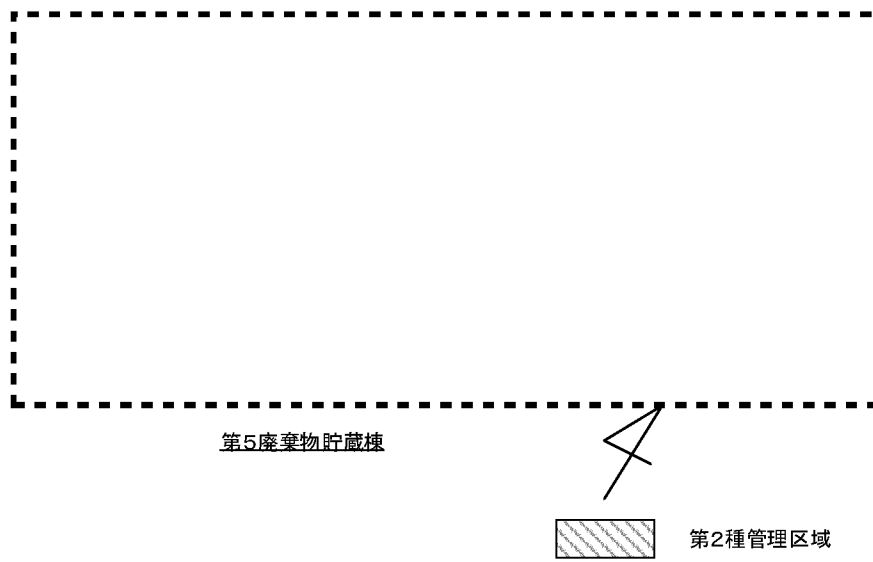
図卜-4-1-10 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図



使用材料

※表面板は全てとする。  
※特記なき骨材はとする。

図卜-4-1-1-1 第5廃棄物貯蔵棟 新設鋼製扉 姿図・部材表



(注) 第5 廃棄物貯蔵棟には第1 種管理区域を設定しない。

図ト-4-1-12 第5 廃棄物貯蔵棟 管理区域区分




図ト-4-1-13 第5 廃棄物貯蔵棟 火災区域及び火災区画



図ト-4-1-14 直接線の評価で考慮した壁厚（第5廃棄物貯蔵棟）



図卜-5-1-1 保管廃棄設備  廃棄物保管区域図

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 第5 廃棄物貯蔵棟

- ①杭工事
- ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事
- ③屋根防水工事
- ④建具工事
- ⑤その他

### b. 保管廃棄設備 廃棄物保管区域

- ①保管廃棄設備 廃棄物保管区域工事

### c. 保管廃棄設備 廃棄物保管区域

- ①放射性液体廃棄物の移動
- ②保管廃棄設備 廃棄物保管区域撤去工事

### d. 第2 廃棄物貯蔵棟

- ①第2 廃棄物貯蔵棟撤去工事

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。



- ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質を他の設備に移動することが困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を他の設備に移動することが困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある放射性固体廃棄物、放射性液体廃棄物を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

### c. 防火管理



- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

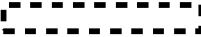

### d. 異常発生時の対策

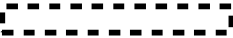

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

## (2) 工事手順

本工事において、第1種管理区域内で行う工事はなく、核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事は無い。

第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備  
 廃棄物保管区域の安全機能の確認が完了した後、第2廃棄物貯蔵棟から第5廃棄物貯蔵棟に放射性液体廃棄物（ドラム缶）を移動し保管廃棄する。

また、第2廃棄物貯蔵棟内に放射性液体廃棄物（ドラム缶）がないことを確認した後、第2廃棄物貯蔵棟及び第2廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備  
 廃棄物保管区域の撤去工事を行う。

本工事における防火管理として、第2廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備  
廃棄物保管区域から第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄設備 廃棄物保管区域へ放射性液体廃棄物（ドラム缶）を移動するときには、事前に移動経路近傍で火気を使用していないこと、消火器を準備していることを確認した上、ドラム缶を開放することなく密閉した状態で専用の運搬治具を用いて移動させる。

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。図トー a - 1 に本申請における第5廃棄物貯蔵棟（建物本体、区域、付帯設備）の全体工事フローを示す。


### a. 第5廃棄物貯蔵棟（建物本体）



第5廃棄物貯蔵棟（建物本体）の全体工事フローを図トー a - 2 に示し、その詳細を図トー a - 2 - 1 から図トー a - 2 - 5 に示す。

①杭工事：図トー a - 2 - 1 に示す手順で、図トー 4 - 1 - 5 に示す杭を施工する。





②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事：図トー a - 2 - 2 に示す手順で、図トー 4 - 1 - 6 ~ 図トー 4 - 1 - 7 に示す基礎・壁・柱・はり・屋根スラブを施工する。

- ③屋根防水工事：図トー a - 2 - 3 に示す手順で、図トー 4 - 1 - 3 及び図トー 4 - 1 - 4 に示す屋根防水を施工する。
- ④建具工事：図トー a - 2 - 4 に示す手順で、図トー 4 - 1 - 9 ～図トー 4 - 1 - 11 に示す建具を施工する。
- ⑤その他：図トー a - 2 - 5 に示す手順で、第 5 廃棄物貯蔵棟竣工後に検査を実施する。

b. 保管廃棄設備 廃棄物保管区域

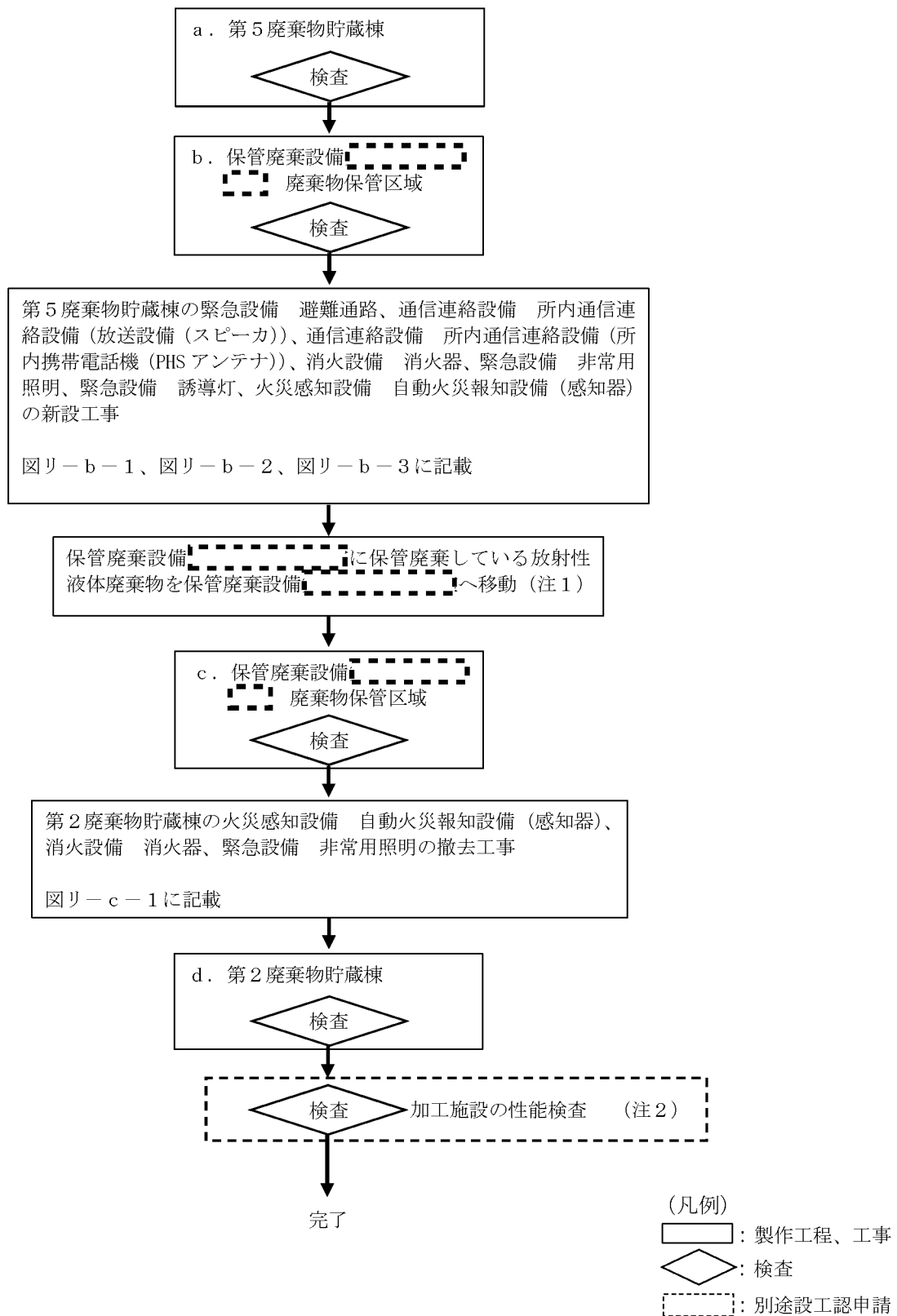
- ①保管廃棄設備 廃棄物保管区域新設工事：図トー b - 1 に示す手順で、図トー 5 - 1 - 1 に示す保管廃棄設備 廃棄物保管区域を設置する。

c. 保管廃棄設備 廃棄物保管区域

- ①放射性液体廃棄物の移動、②保管廃棄設備 廃棄物保管区域撤去工事：図トー c - 1 に示す手順で、放射性液体廃棄物を第 5 廃棄物貯蔵棟に移動し、図トー 4 - 1 - 3 に示す保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する（保管廃棄設備 廃棄物保管区域を使用停止した旨の表示設置）。放射性液体廃棄物の移動については、移動先の第 5 廃棄物貯蔵棟及びその付属設備、保管廃棄設備 廃棄物保管区域の安全機能の確認を完了してから実施する。

d. 第 2 廃棄物貯蔵棟

- ①第 2 廃棄物貯蔵棟撤去工事：図トー d - 1 に示す手順で、図トー 4 - 1 - 3 に示す第 2 廃棄物貯蔵棟を撤去する。

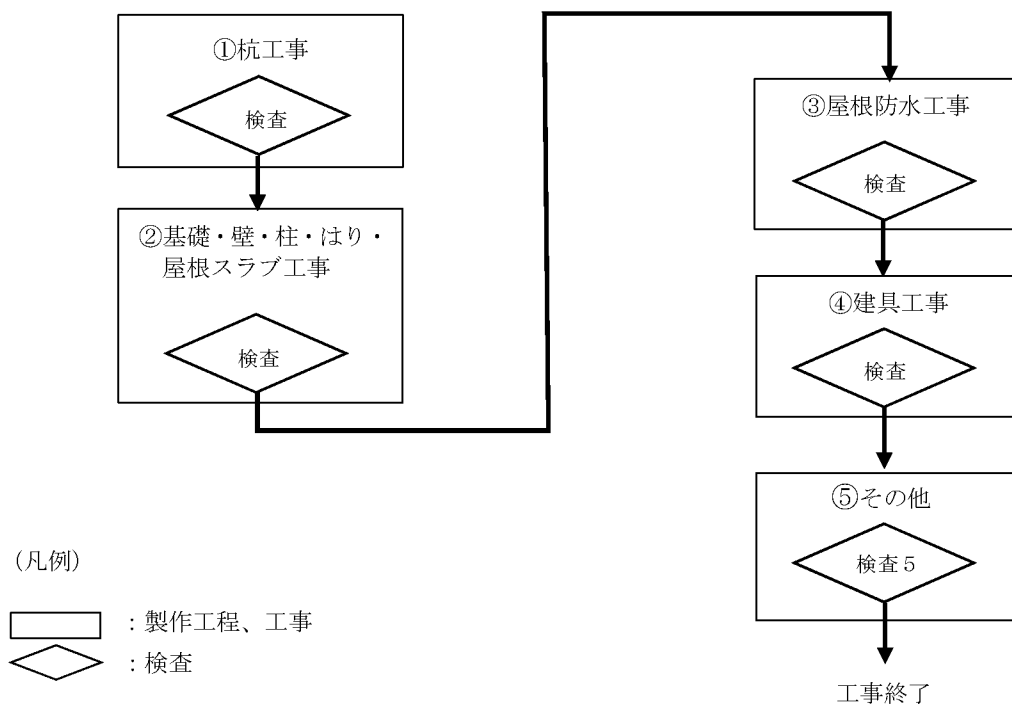


(注1) 移動作業は、第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備  
 廃棄物保管区域の安全機能の確認が完了した後にを行う。

(注2) 加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

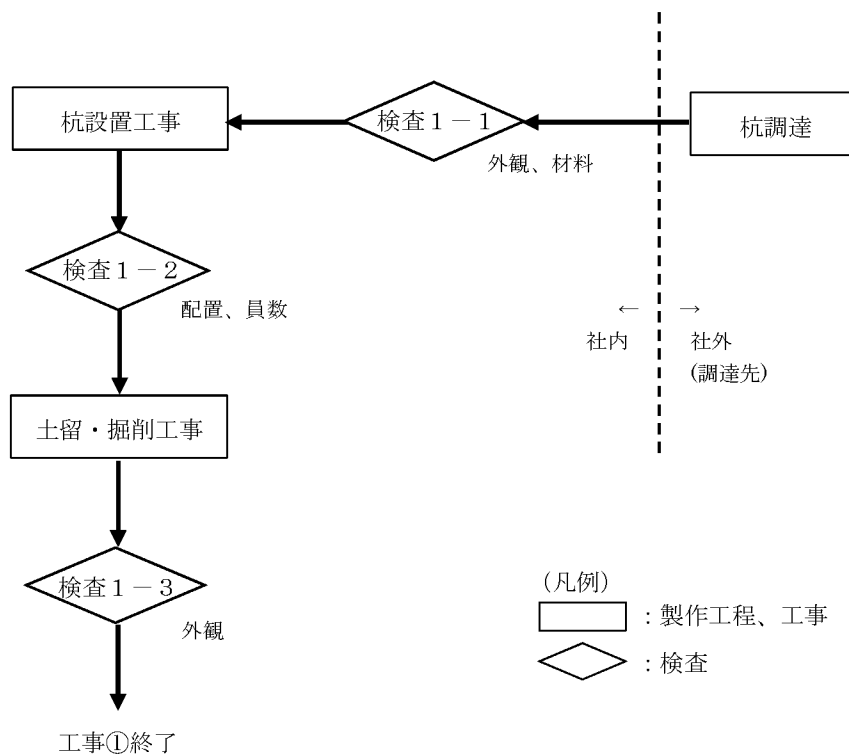
図ト - a - 1 全体工事フロー

a. 第5 廃棄物貯蔵棟新設工事



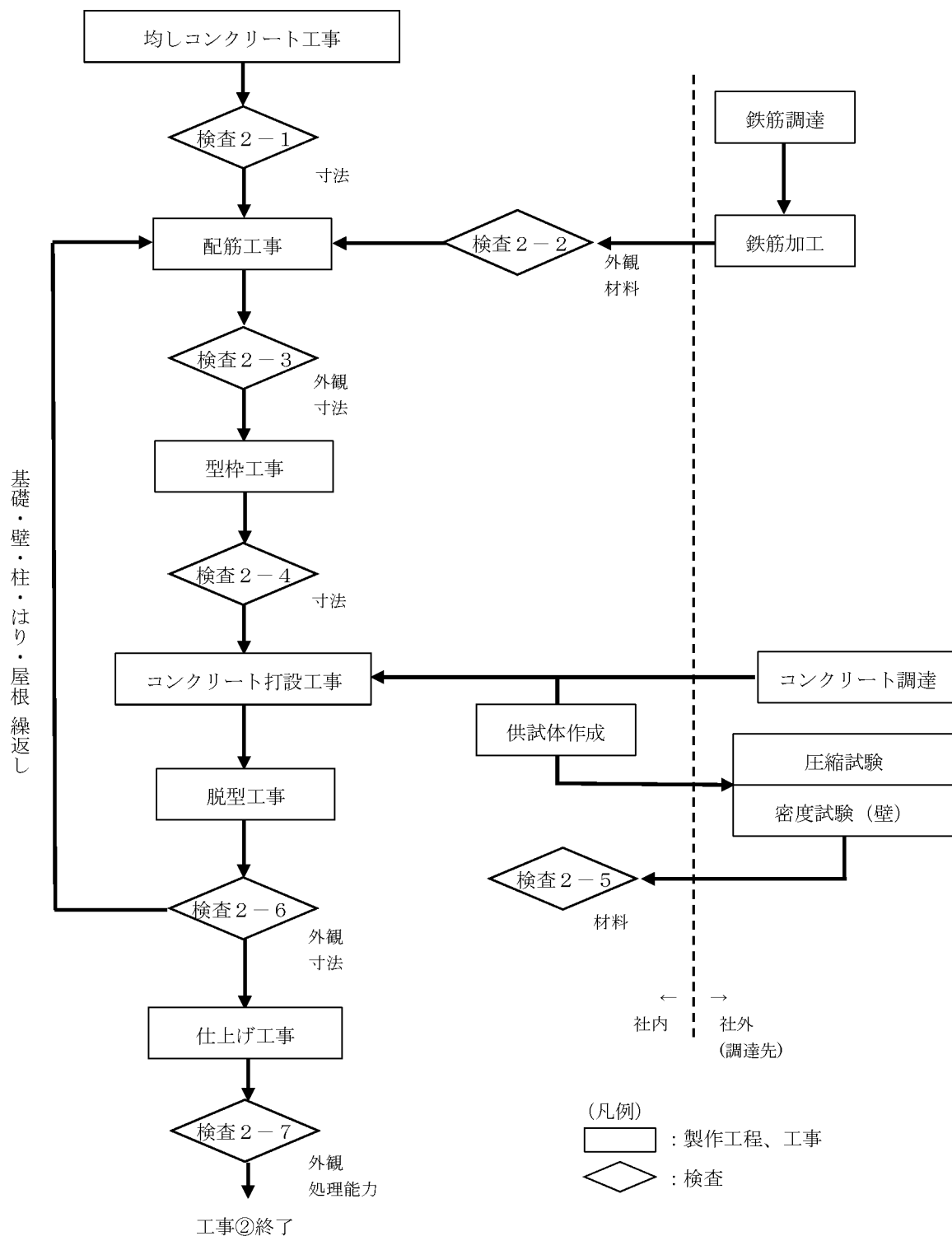
図トー a - 2 全体工事フロー

①杭工事



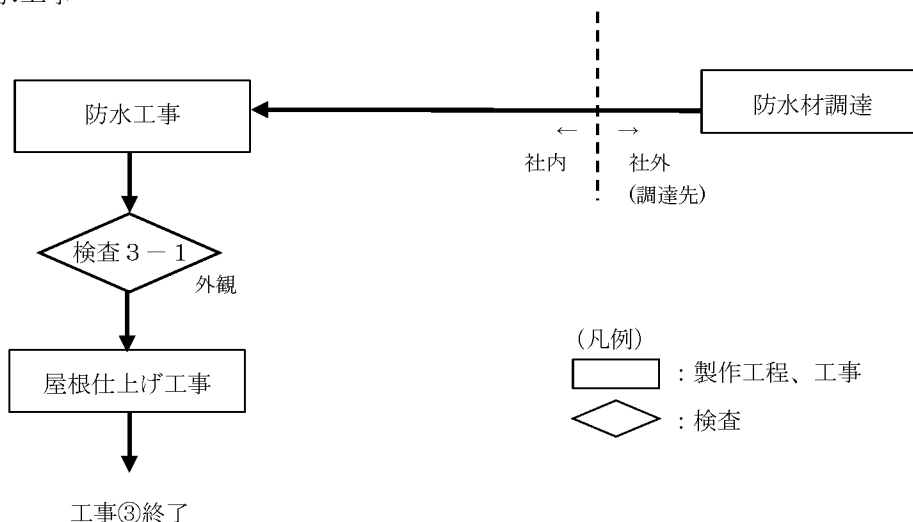
図トー a - 2 - 1 個別工事フロー

②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事



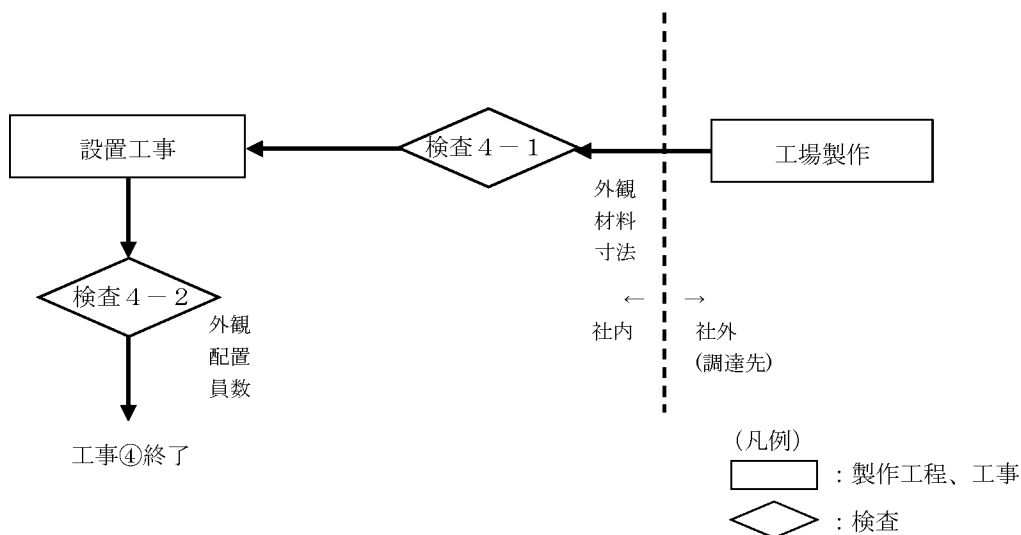
図ト-a-2-2 個別工事フロー

③屋根防水工事



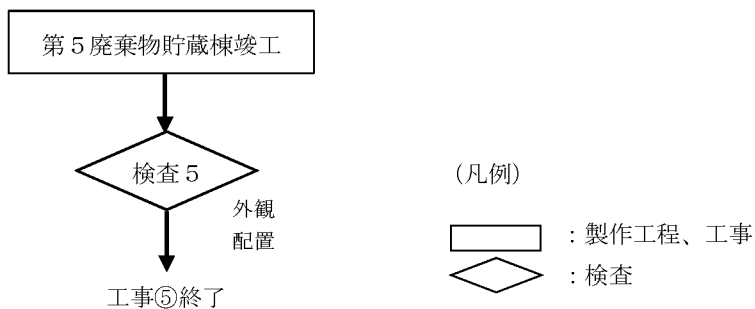
図ト-a-2-3 個別工事フロー

④建具工事



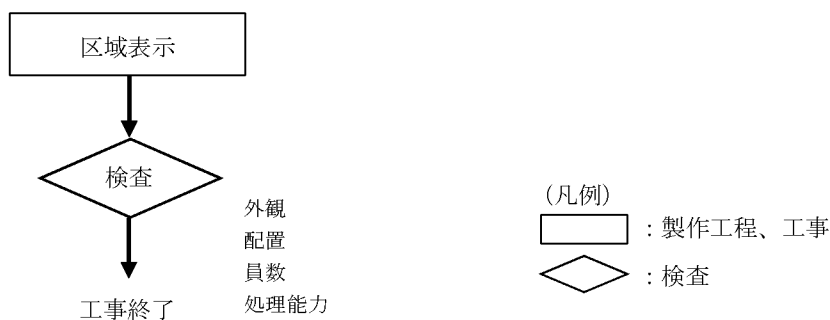
図ト-a-2-4 個別工事フロー

⑤その他



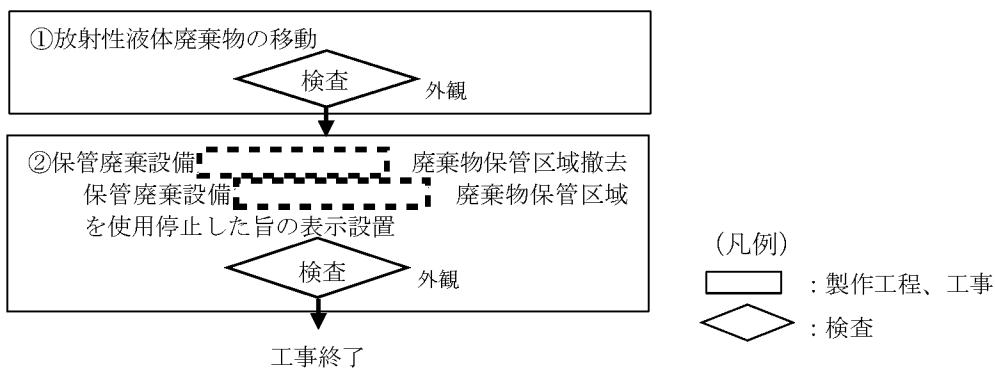
図ト-a-2-5 個別工事フロー

b. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域新設工事



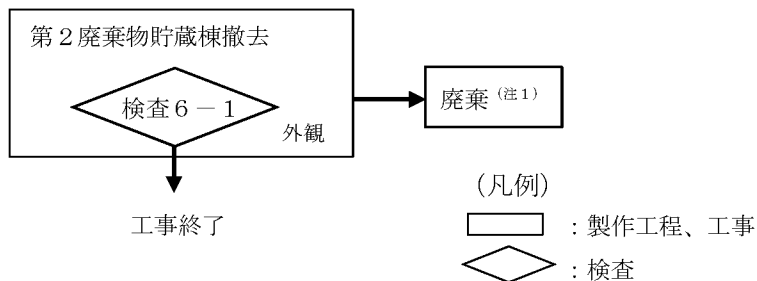
図トー b - 1 個別工事フロー

c. 保管廃棄設備  廃棄物保管区域



図トー c - 1 個別工事フロー

d. 第2 廃棄物貯蔵棟



注1：第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図トー d - 1 個別工事フロー



(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由

本申請において新設する第5廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の設備・機器を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第5廃棄物貯蔵棟において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第5廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域は、放射性液体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

ここで、本申請において、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備の地震及び竜巻対策のため、第2廃棄物貯蔵棟及び第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）、並びに保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域を撤去し、代替施設として第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域を新設する。経過措置期限後に第2廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）は、今後も継続しなければならない。

このため、本申請において、まず、第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域の適合性を確認し、その完成した部分を使用する。次に、第2廃棄物貯蔵棟内に保管廃棄している放射性液体廃棄物を新設する第5廃棄物貯蔵棟内に移動させることにより、加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性液体廃棄物の保管廃棄）を継続する。最後に、第2廃棄物貯蔵棟及び第2廃棄物貯蔵棟の付属設備（火災感知設備、消火設備、緊急設備）、並びに保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域を撤去する。

また、第5廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の付属設備、並びに保管廃棄設備~~XXXXXXXXXX~~ 廃棄物保管区域は、本申請において適合性を確認し、その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が継続して維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第トー1表に、検査の方法を第トー2表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー3表に、検査の方法を第トー4表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー4表に示す。

第トー1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査				
				外観	配置	員数	材料	寸法
放射性廃棄物の 廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	撤去	○	—	—	—	—
放射性廃棄物の 廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	新設	○	○	○	○	○

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(3)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ①杭工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-1個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	杭の外観を目視又は関係書類等により確認する。	杭に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	杭の種類、径を測長又は関係書類等により確認する。	杭の種類、径が別表ト-4-1-1のとおりであること。
	検査1-2	配置	杭の配置を目視、測長又は関係書類等により確認する。	杭の配置が図ト-4-1-5のとおりであること。
		員数	杭の員数を目視又は関係書類等により確認する。	杭がN値30以上の洪積層（シルト混り砂～粘土質砂）である支持層に到達していること。 打設完了後の杭の本数が24本であること。
検査1-3	外観	土留・掘削後の杭頭の外観を目視又は関係書類等により確認する。	杭頭に使用上有害な傷及び変形がないこと。	
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	（コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。）
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表ト-4-1-1のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-4-1-6～図ト-4-1-8のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸（コンクリート寸法）を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸（コンクリート寸法）が図ト-4-1-6～図ト-4-1-8のとおりであること。
材料		コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 25$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。	
検査2-5	材料	コンクリート（壁）の密度を関係書類等により確認する。	コンクリート（壁）の気乾単位容積質量が $\geq 2400$ kg/m <sup>3</sup> 以上であること。	
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	コンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	寸法	基礎スラブの厚みを、測定又は関係書類等により確認する。	基礎スラブの厚みが図ト-4-1-6のとおりであること。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1) (3)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-2個別工事フロー参照)	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		処理能力	ピット及び会所の容積を測長又は関係書類等により算出し、確認する。	ピット及び会所の容積が $\geq 100$ 以上であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ③屋根防水工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-3個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	施工後のアスファルト防水層の外観を目視又は関係書類等により確認する。	施工後のアスファルト防水層に使用上有害な傷及び変形がないこと。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 ④建具工事 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-a-2-4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	扉及び可動ガラルの外観を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラルに使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	扉の強度部材及び可動ガラルの材質、形状を目視、測長又は関係書類等により確認する。	扉の強度部材及び可動ガラルの材質、形状が別表ト-4-1-1のとおりであること。
		寸法	扉及び可動ガラルの形状及び寸法を目視、測長器又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラルの形状及び寸法が図ト-4-1-9～図ト-4-1-11のとおりであること。
	検査4-2	外観	設置後の扉及び可動ガラルの外観を目視又は関係書類等により確認する。	設置後の扉及び可動ガラルの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	扉及び可動ガラルの配置を目視又は関係書類等により確認する。	扉及び可動ガラルの配置が図ト-4-1-9のとおりであること。
		員数	扉及び可動ガラルの員数を目視又は関係書類等により確認する。	扉の員数が1、可動ガラルの員数が2であること。
a. 第5廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー参照)	検査5	外観	第5廃棄物貯蔵棟の外観を目視又は関係書類等により確認する。	第5廃棄物貯蔵棟の外観が図ト-4-1-4のとおりであること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-2、図ハ-2-1-5-4に示す危険距離以上であること。
		配置	第5廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測定又は関係書類等により確認する。	離隔距離が、図ハ-2-1-5-3、図ハ-2-1-5-5に示す危険限界距離以上であること。
d. 第2廃棄物貯蔵棟 (図ト-a-1、図ト-a-2全体工事フロー、図ト-d-1個別工事フロー参照)	検査6-1	外観	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていることを目視又は関係書類等により確認する。	第2廃棄物貯蔵棟が撤去されていること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 設備・機器に係る検査の項目

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査			第2号検査
					設備配置検査			作動検査
					外観	配置	員数	処理能力
放射性廃棄物の廃棄施設	第2 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	撤去	①	—	—	—
	第5 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	新設	②	①	①	①

第ト-4表 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。	①-1 放射性液体廃棄物を撤去していること。 ①-2 設備・機器を撤去していること。 <sup>(2)</sup>
		②外観を目視又は関係書類等により確認する。	②-1 外観が図ト-5-1-1のとおりであること。 ②-2 使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。	①配置が図ト-5-1-1のとおりであること。
	員数	①員数を目視又は関係書類等により確認する。	①員数が1であること。
作動検査	処理能力	①廃棄物保管区域に配置できる200 Lドラム缶本数を関係書類等により確認する。	①保管廃棄能力が $\frac{1}{2}$ であること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 保管廃棄設備 $\frac{1}{2}$  廃棄物保管区域を使用停止した旨の表示設置

子. 放射線管理施設

## 目 次

### チ. 放射線管理施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法



## チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表チー 1-1 に、変更内容を表チー 1-2 に示す。

ここで、表チー 1-1 以降において、{ } 付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添 1 表 2 に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格 (JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準、指針類
- (11) 保安規定
- (12) 原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー 2-1 ~ 表チー 4-1 に、関係図面を図チー 1 ~ 図チー 3-1 に示す。

ここで、表チー 2-1 ~ 表チー 4-1 において、[ ] 付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第 1 項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第 1 項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表チー 1 - 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び  
既設工認との対応



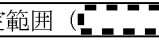
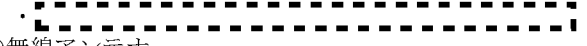

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No.1 —	—
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No.2 —	—
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	—

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

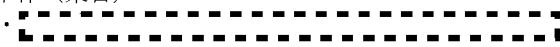
表チー 1 - 2 放射線管理施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	モニタリングポスト No.1 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
屋外	モニタリングポスト No.2 —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	1 台	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

表チー 2-1 モニタリングポスト No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7026} モニタリングポスト No. 1 —	
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (基礎) 
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲 (  $\mu\text{Sv/h}$ )
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) ・  ○無線アンテナ ・ 
津波による損傷の防止	—	

表チー 2 - 1 モニタリングポスト No. 1 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体(架台)    (落雷) —  (極低温(凍結)) —  (火山活動(降下火砕物)) —  (積雪) —  (生物学的事象) —  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —  (電磁的障害) —  (交通事故(自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>

表チー 2 - 1 モニタリングポスト No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18. 1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 $\mu$ Sv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。								
	放射線管理施設	[19. 1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( $\mu$ Sv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24. 2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24. 2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ( {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup> 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。  以上を次表に示す。 (○: 該当、—: 該当なし)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.1	○	○	—	—	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
モニタリングポストNo.1	○	○								
—	—	—								
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。									
添付図	図チー 1、図チー 2 - 1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14									

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 2 - 1 (別表 4) に示す。



表チー 2 - 1 (別表 1) モニタリングポスト No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼
	はり (架台)	ステンレス鋼
	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

表チー 2 - 1 (別表 2) モニタリングポスト No. 1 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2 - 1

表チー 2 - 1 (別表 3) モニタリングポスト No. 1 使用部材



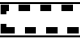


部位名	関連部材	断面等及び員数	対応図
柱 (架台) はり (架台) アンカーボルト	柱 はり アンカーボルト		図チー 2 - 1
柱 (無線アンテナ) アンカーボルト	柱 アンカーボルト		

表チー 2 - 1 (別表 4) モニタリングポスト No. 1 仕様

(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

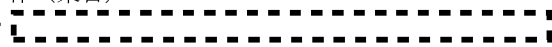
項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 {8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機

表チー 3-1 モニタリングポスト No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027} モニタリングポスト No.2 —	
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (基礎) 
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲 (  μSv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台) ・  ○無線アンテナ ・ 
技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—



表チー 3 - 1 モニタリングポスト No. 2 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.1-F3]                  (竜巻)                  F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。                  ○本体(架台)                    (落雷)                  —                  (極低温(凍結))                  —                  (火山活動(降下火砕物))                  —                  (積雪)                  —                  (生物学的事象)                  —                  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))                  —                  (電磁的障害)                  —                  (交通事故(自動車))                  —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1]                  設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。                  [11.3-F2]                  分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。                  [14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>

表チー 3 - 1 モニタリングポスト No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18. 1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 $\mu$ Sv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。								
	放射線管理施設	[19. 1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( $\mu$ Sv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24. 2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24. 2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ( {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。) <sup>(1)</sup> 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に、非常用電源設備接続の系統図を図リ-2-1-14に示す。  以上を次表に示す。 (○: 該当、—: 該当なし) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</td> <td style="text-align: center;">バッテリーを内蔵</td> <td style="text-align: center;">非常用発電機に接続</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">モニタリングポスト No. 2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポスト No. 2	○	○	—	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
モニタリングポスト No. 2	○	○								
—	—	—								
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。									
添付図	図チー 1、図チー 2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14									

(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー 3 - 1 (別表 4) に示す。



表チー 3 - 1 (別表 1) モニタリングポスト No. 2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	鉄筋コンクリート
強度部材	柱 (架台)	ステンレス鋼
	はり (架台)	ステンレス鋼
	柱 (無線アンテナ)	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	取付ボルト	ステンレス鋼

表チー 3 - 1 (別表 2) モニタリングポスト No. 2 基礎の構造

主要部材	断面等	対応図
鉄筋コンクリート		図チー 2-1

表チー 3 - 1 (別表 3) モニタリングポスト No. 2 使用部材


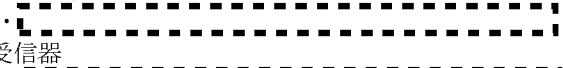

部位名	関連部材	断面等及び員数	対応図
柱 (架台) はり (架台) アンカーボルト	柱 はり アンカーボルト		図チー 2 - 1
柱 (無線アンテナ) アンカーボルト	柱 アンカーボルト		

表チー 3 - 1 (別表 4) モニタリングポスト No. 2 仕様


(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[24. 2-F2] {8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 {8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機

表チー４－１ 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —	
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。）	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	受信器（第 2 加工棟の外壁に設置）
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床又は壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とし、第 2 加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表（別表 1）及び（別表 2）に示す。 ○本体（架台）  ○受信器 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) — (火山活動（降下火砕物）) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) —
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	


表チー４－１ 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ－２－１－７に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量（5 μSv/h）を検知し、警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率（  μSv/h）を計測し、表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 ( {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は次回以降申請する。 ) <sup>(1)</sup> 電源に係る結線図を図リ－２－１－７に、非常用電源設備接続の系統図を図リ－２－１－１４に示す。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。	
添付図	図チー１、図チー３－１、図リ－２－１－７、図リ－２－１－１４	

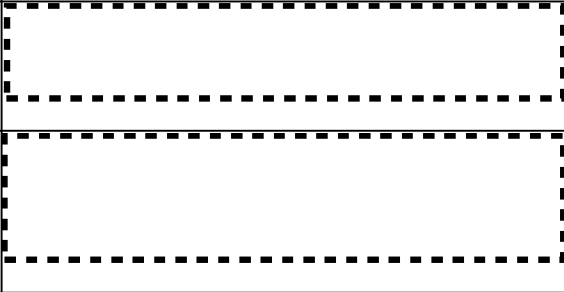
(1) 次回以降の申請で適合性を確認する予定の項目を表チー４－１（別表３）に示す。


表チー４－１（別表１） 放射線監視盤（モニタリングポスト） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（架台）	鋼 鋼 鋼 鋼
	はり（架台）	
	柱（受信器）	
	はり（受信器）	
その他	アンカーボルト（架台）	鋼 鋼 ステンレス鋼
	取付ボルト（架台）	
	アンカーボルト（受信器）	

\*  以上の強度を有する材料

表チー４－１（別表２） 放射線監視盤（モニタリングポスト） 使用部材

部位名	関連部材	断面等及び員数	対応図
柱（架台） はり（架台） アンカーボルト（架台）	柱 はり アンカーボルト		図チー３－１
柱（受信器） はり（受信器）	柱 はり		
アンカーボルト（受信器）	アンカーボルト		

\*  以上の強度を有する材料

表チー４－１（別表３） 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

（次回以降の申請により適合性を確認する範囲）

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機 {8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機

一般産業用工業品の設備・機器である表チー５－１に示す機器について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。

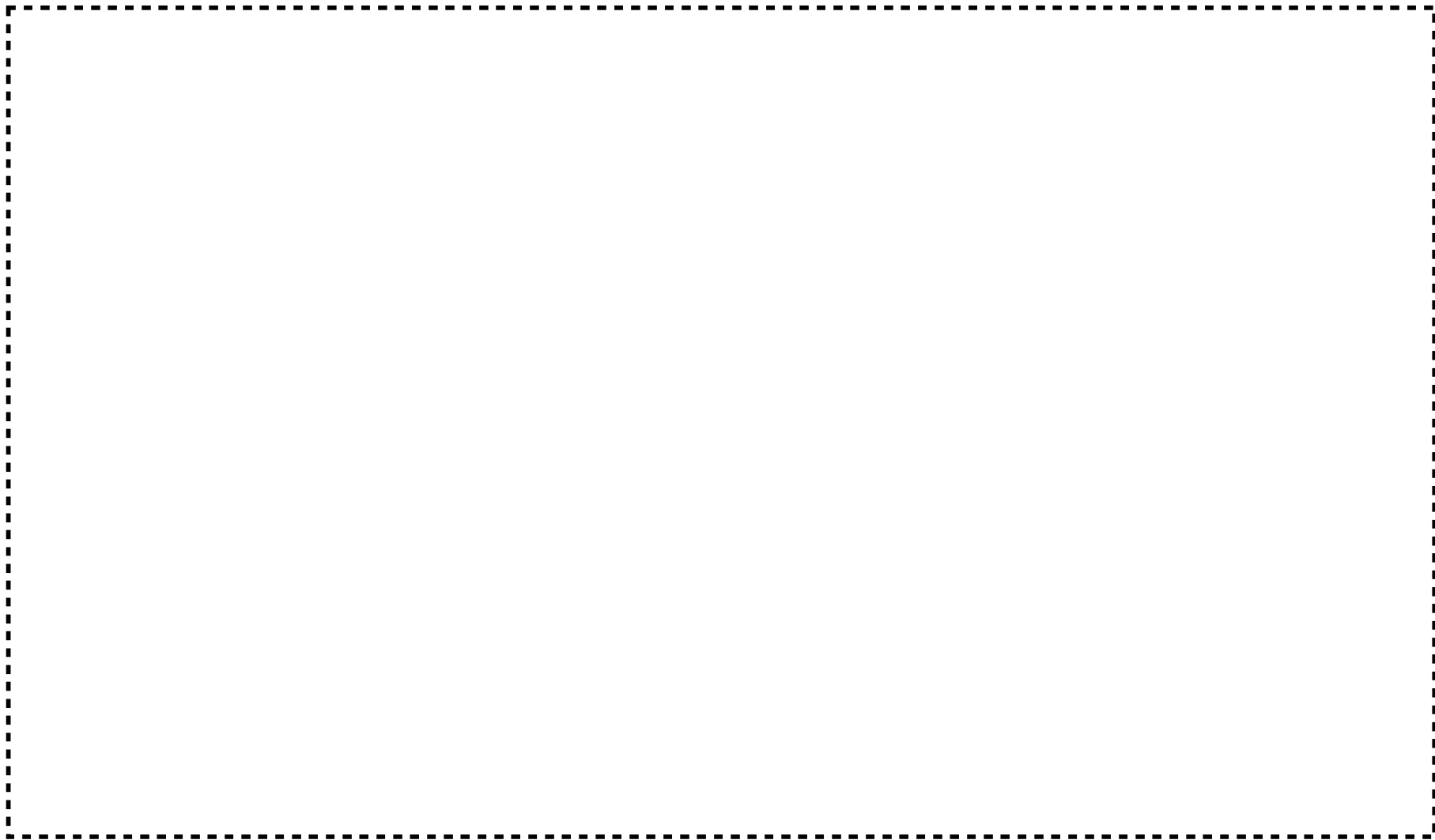
表チー５－１ 一般産業用工業品

設備・機器名称 機器名	一般産業用工業品
{7026} モニタリングポスト No. 1 —	検出器（本体に含む。）、計測部（本体に含む。）、 バッテリー（本体に含む。）、無線アンテナ
{7027} モニタリングポスト No. 2 —	検出器（本体に含む。）、計測部（本体に含む。）、 バッテリー（本体に含む。）、無線アンテナ
{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —	ランプ（本体に含む。）、ブザー（本体に含む。）、 バッテリー（本体に含む。）、受信器

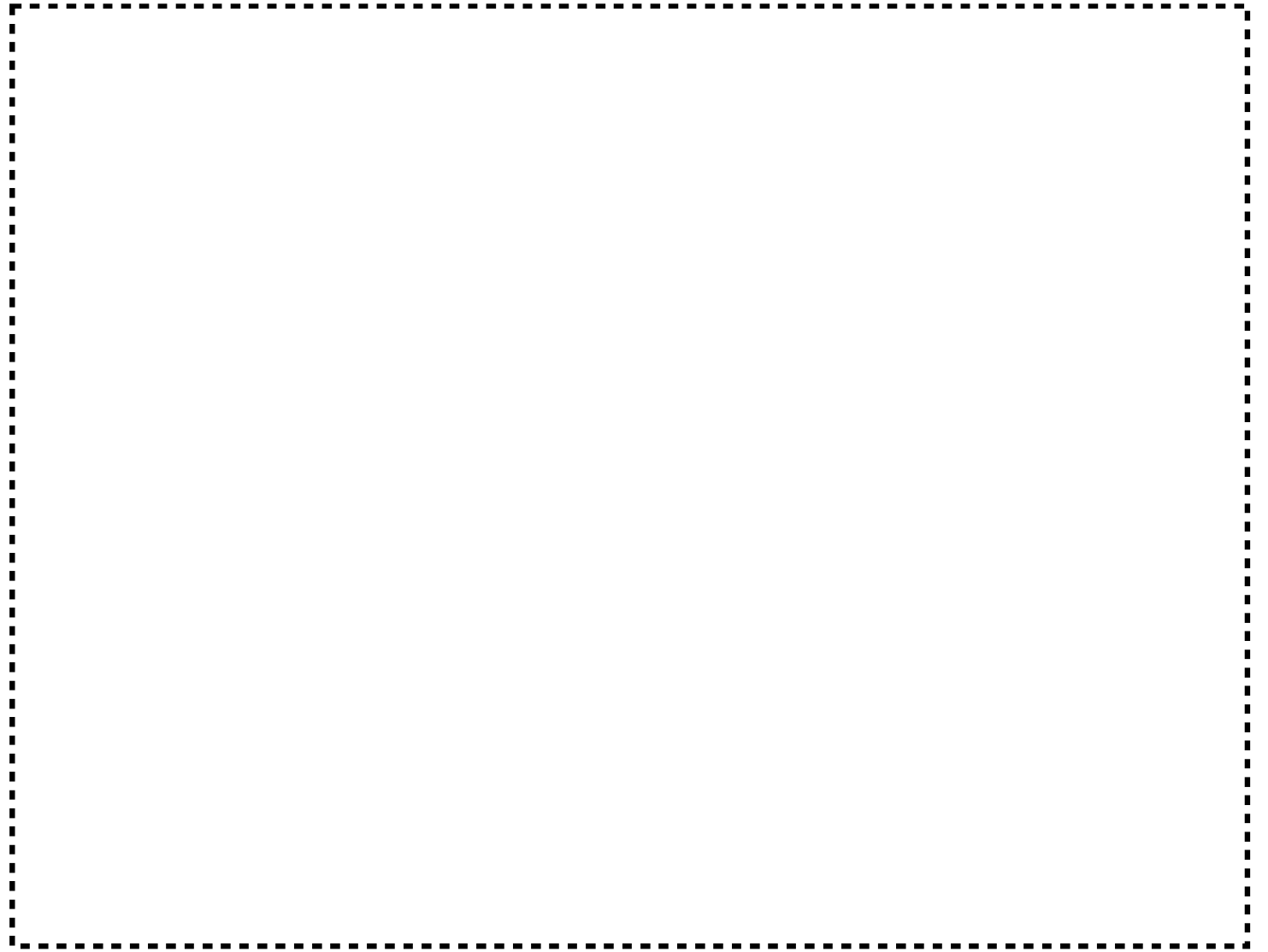
#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図チー1 (1)	モニタリングポスト配置図
図チー1 (2)	放射線監視盤 (モニタリングポスト) 配置図
図チー1 (3)	モニタリングポスト系統図
図チー2-1 (1)	モニタリングポスト基礎姿図
図チー2-1 (2)	モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2 外観図
図チー2-1 (3)	無線アンテナ (モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2 用) 外観図
図チー3-1	放射線監視盤 (モニタリングポスト) 外観図

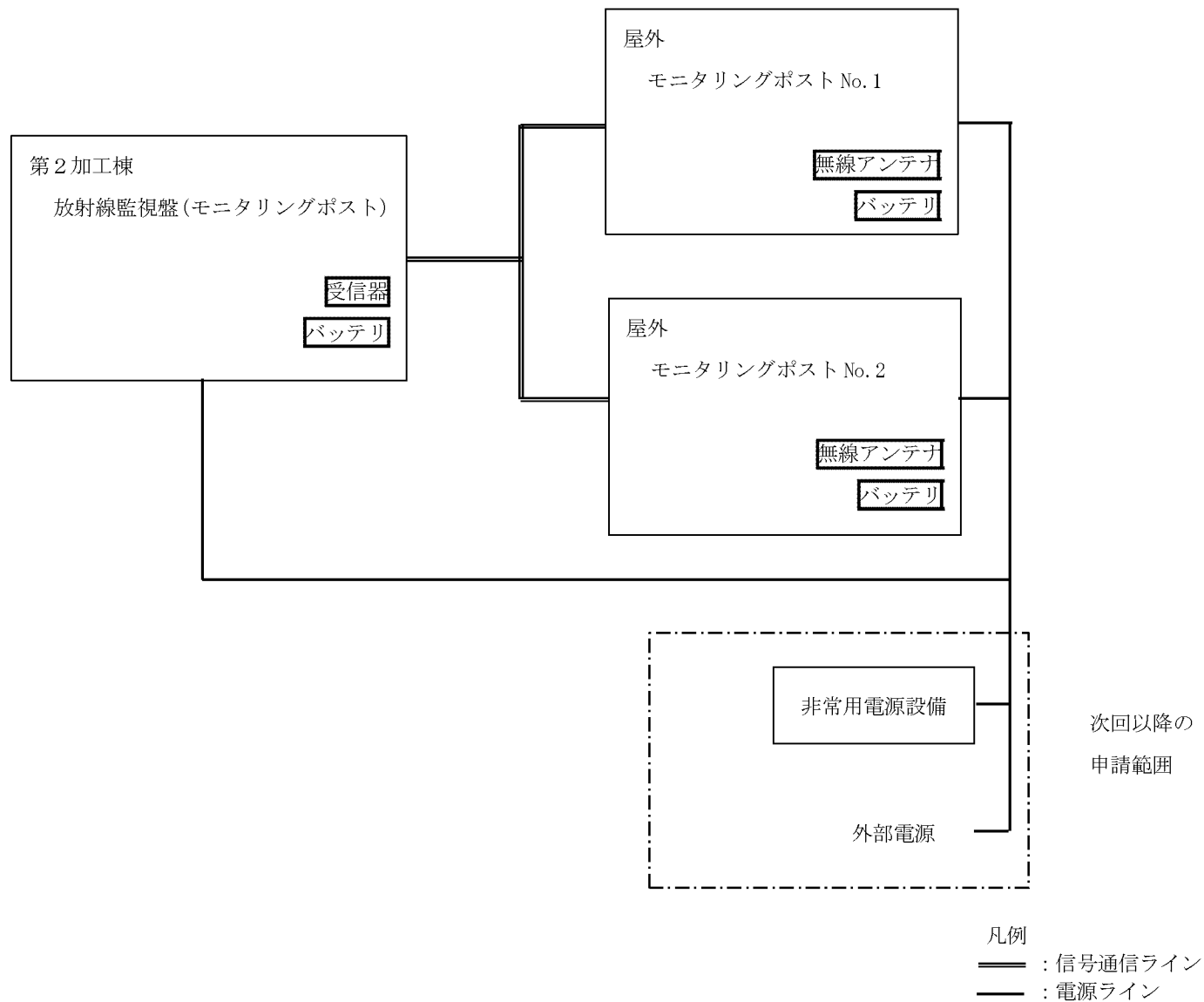




図チー1 (1) モニタリングポスト配置図



図チー1 (2) 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 配置図



図チー1 (3) モニタリングポスト系統図

655



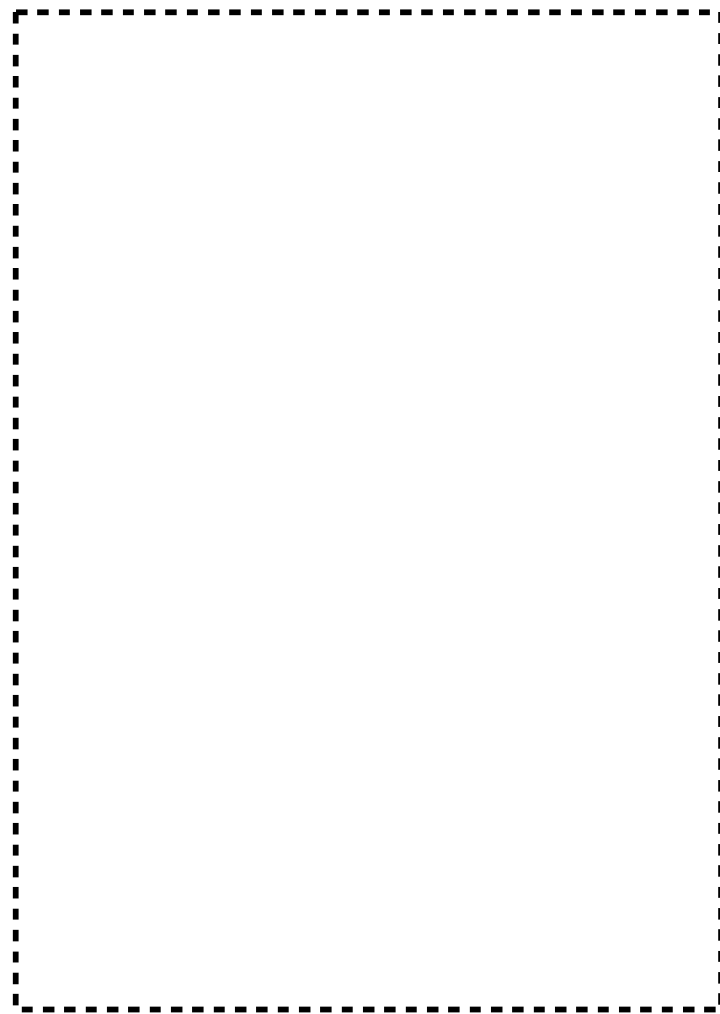
図チー2ー1 (1) モニタリングポスト基礎姿図

(単位 mm)



図チ-2-1 (2) モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2 外観図

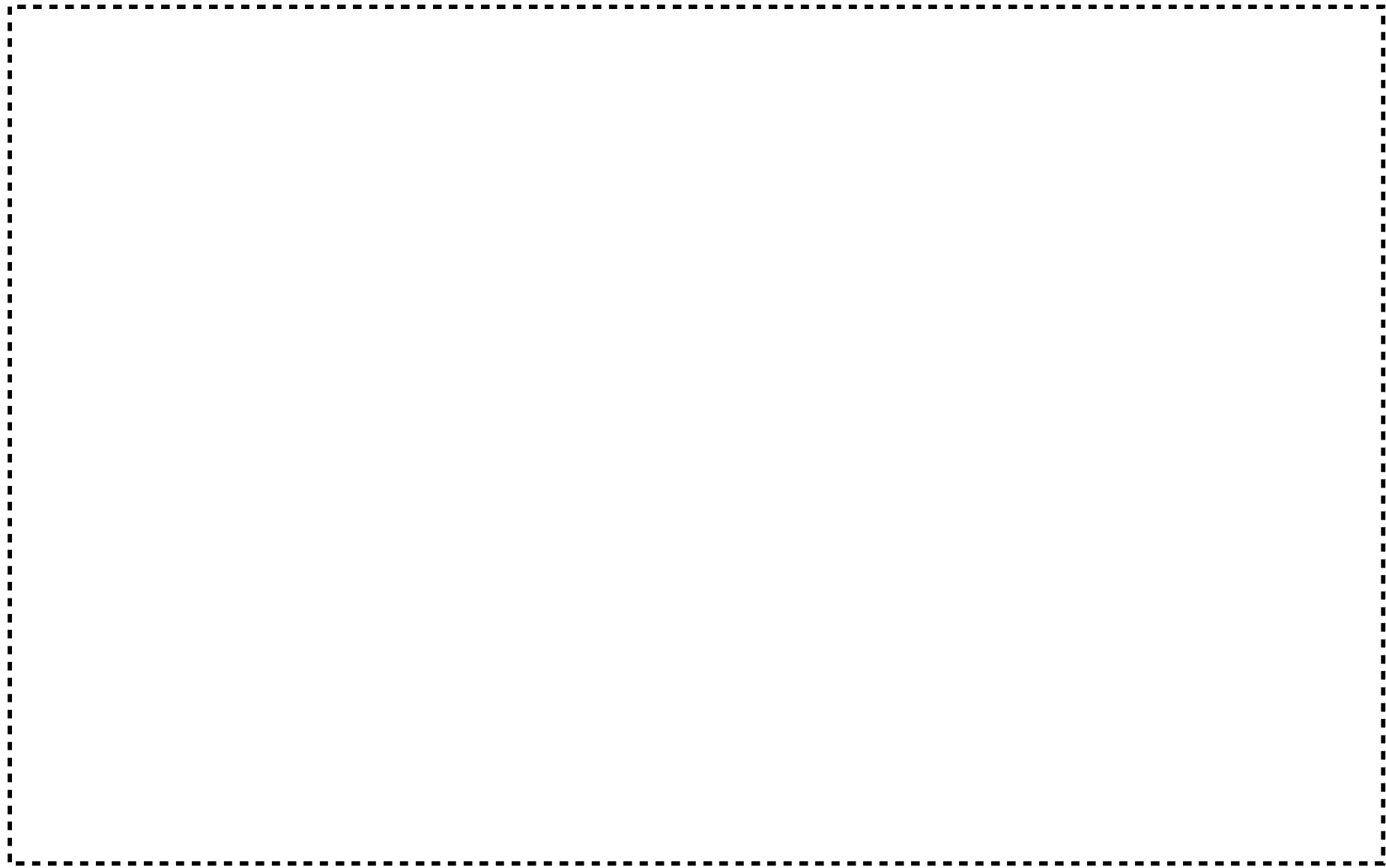
(単位 mm)



図チー 2-1 (3) 無線アンテナ (モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2 用) 外観図

(単位 mm)

658



図チー 3 - 1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 外観図

(単位 mm)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2、放射線監視盤（モニタリングポスト）

- ①基礎工事
- ②モニタリングポスト設置工事
- ③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事
- ④既存の設備・機器の撤去工事

### (1) 工事上の注意事項

#### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立ち入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。



- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けるおそれのない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

## (2) 工事手順

放射線管理施設の設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

なお、本工事で、管理区域内で行う工事はない。また、本工事では、床の掘削、建物に開口部を設ける工事及び建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

工事中においても、既存の設備・機器により安全機能を維持する又は保安規定に基づく措置を講じることにより安全機能を維持する。

### a. モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2、放射線監視盤（モニタリングポスト）

①基礎工事：図チー a - 1 に示す手順で、基礎を設置する。

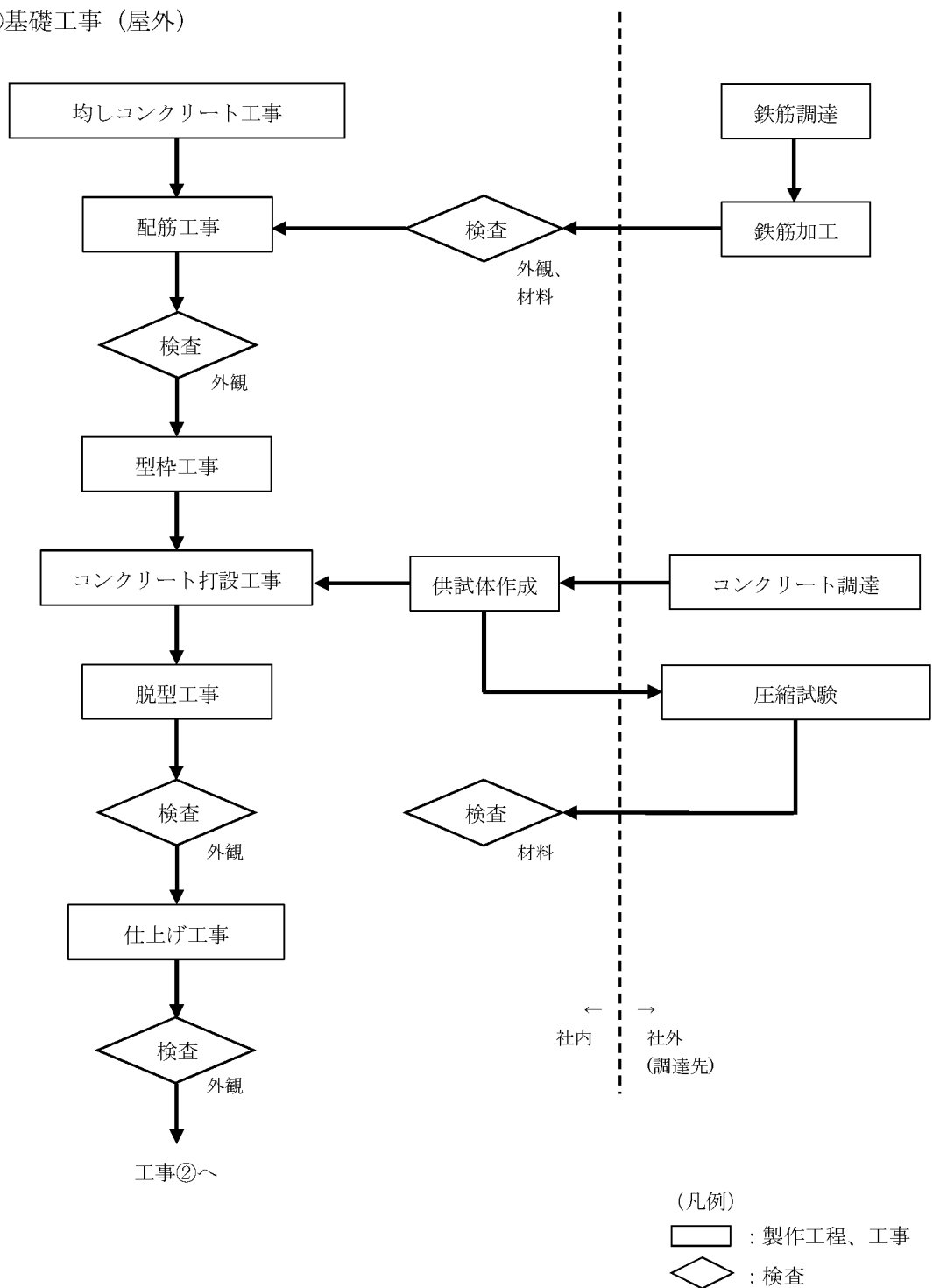
②モニタリングポスト設置工事：図チー a - 2 に示す手順で、基礎に伝送系に多様性を有するモニタリングポストを設置する。

③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事：図チー a - 3 に示す手順で、放射線監視盤（モニタリングポスト）を設置する。

④既存の設備・機器の撤去工事：図チー a - 3 に示す手順で、既存の設備・機器を撤去する。

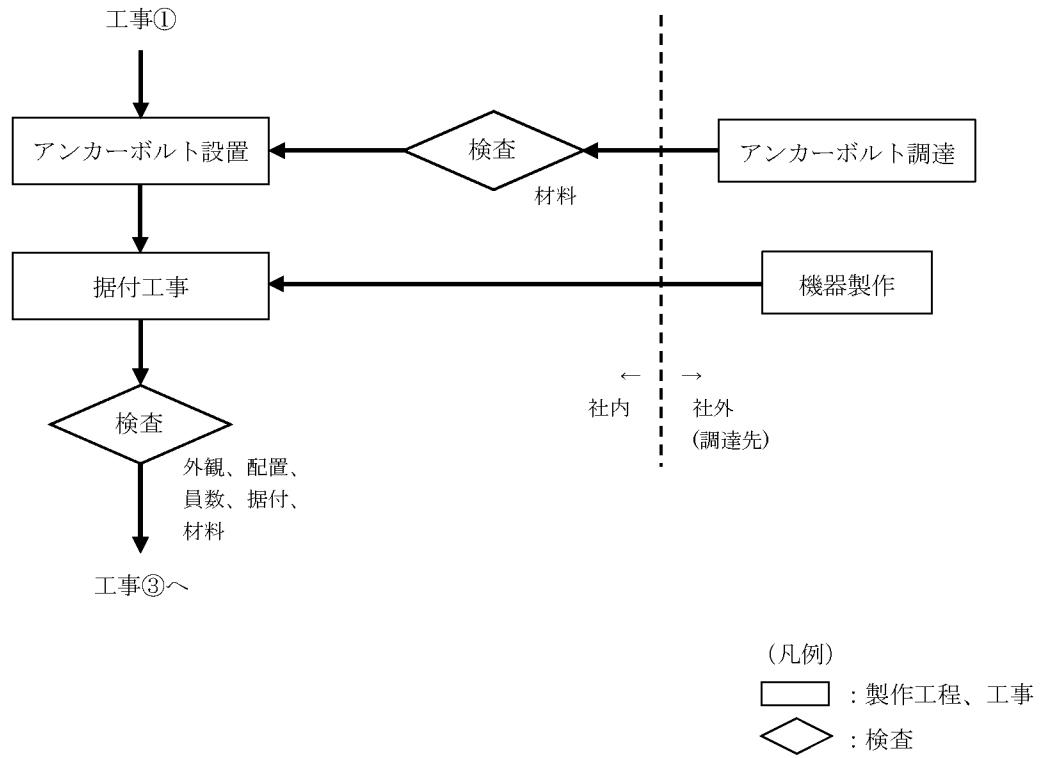
a. モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2、放射線監視盤（モニタリングポスト）

①基礎工事（屋外）



図チー a - 1 工事フロー

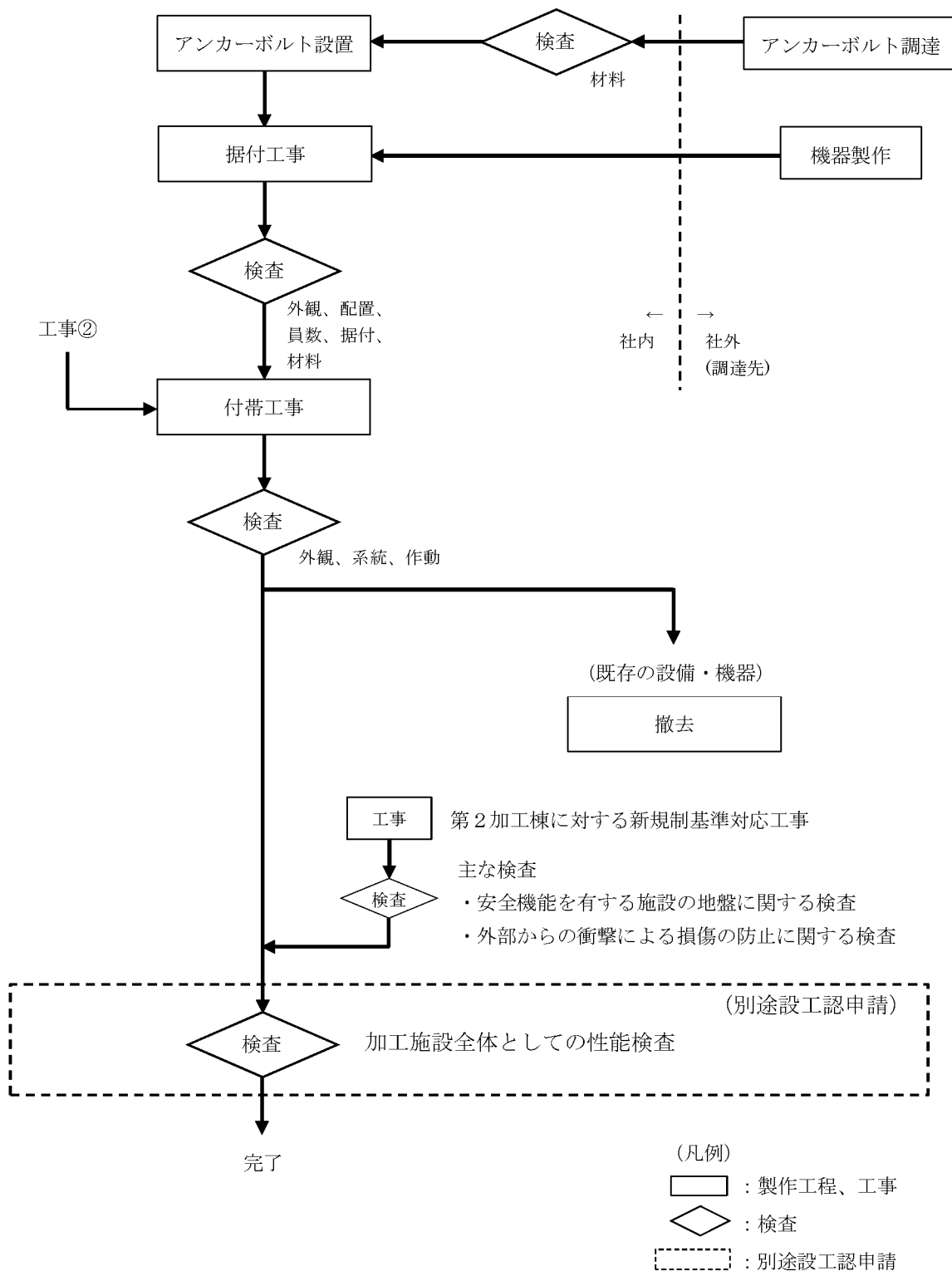
②モニタリングポスト設置工事（屋外）



図チー a - 2 工事フロー

(注) モニタリングポスト No. 1、モニタリングポスト No. 2 は、図リー 2 - 1 - 7 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び非常用電源設備 No. 2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

③放射線監視盤（モニタリングポスト）設置工事（第2加工棟）、④既存の設備・機器の撤去工事（屋外）



図チー a - 3 工事フロー

(注) 放射線監視盤（モニタリングポスト）は、図リー-2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

モニタリングポストNo. 1、モニタリングポストNo. 2及び放射線監視盤（モニタリングポスト）は、周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チー1表に、検査の方法を第チー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー4表に示す。

第チー1表 設備・機器に係る検査の項目

施設 区分	配置場所	設備・機器 名称	機器名	変更 内容	第1号検査						第2号検査
					設備配置検査				材料 検査	系統 検査	作動検査
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
放射線 管理施設	屋外	モニタリ ングポス トNo.1	—	改造	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	①	①	①	① ② ③	①	①-1 ①-2 ②
	屋外	モニタリ ングポス トNo.2	—	改造	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	①	①	①	① ② ③	①	①-1 ①-2 ②
	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監 視盤(モニ タリ ング ポスト)	—	改造	⑤ ⑥	①	①	①	③	①	①-3 ②

丸数字は、第チー2表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。



第チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目		検査の方法 <sup>(注1)(注3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①鉄筋の外観を目視により確認する。	①鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		②鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	②鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③コンクリートの形状、寸法及び配置を目視、測長又は関係書類により確認する。	③コンクリートの形状、寸法及び配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		④仕上げ後の基礎の外観を目視により確認する。	④仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		⑤設備・機器の外観を目視又は関係書類等により確認する。	⑤-1 設備・機器の外観が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ⑤-2 設備・機器の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		⑥配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥配線用遮断器を設けていること。
	配置	①設備・機器の配置を目視又は関係書類等により確認する。	①設備・機器の配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
員数	①設備・機器の員数を目視又は関係書類等により確認する。	①設備・機器の員数が各設備の仕様表の員数のとおりであること。	
据付	①アンカーボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。	①アンカーボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
材料検査	材料	①鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	①鉄筋の材質及び呼び径が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
		②基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類により確認する。	②基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
		③設備・機器の主要な構造材を関係書類等により確認する。	③設備・機器の主要な構造材が各設備の仕様表の別表の材料一覧のとおりであること。
系統検査	系統	①電源系統を目視又は関係書類等により確認する。	①非常用電源系統に接続していること。
作動検査	作動	①-1 モニタリングポスト No.1 及びモニタリングポスト No.2 に線源を接近させ、作動状況を確認する。	①-1 警報設定値以上 <sup>(注2)</sup> の空間線量率を検出したとき、放射線監視盤(モニタリングポスト)の警報装置が作動すること。
		①-2 有線式の伝送を遮断した場合において、モニタリングポスト No.1 及びモニタリングポスト No.2 に線源を接近させ、作動状況を確認する。	①-2 警報設定値以上 <sup>(注2)</sup> の空間線量率を検出したとき、放射線監視盤(モニタリングポスト)の警報装置が作動すること。
		①-3 放射線監視盤(モニタリングポスト)に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。	①-3 模擬信号により警報設定値以上 <sup>(2)</sup> の測定値を与えたとき、放射線監視盤(モニタリングポスト)の警報装置が作動すること。
		②電源を遮断し、作動状況を確認する。	②電源遮断後、40 秒以上バッテリーにより作動していること。

(注1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(注2) 原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量である  $5 \mu\text{Sv/h}$  以下の範囲で設定する。

(注3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

リ．その他の加工施設

## 目 次

### リ．その他の加工施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法

## リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応を表リ-1-1に、変更内容を表リ-1-2に示す。

ここで、表リ-1-1以降において、{ }付き番号は、設備・機器の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類  
(一財) 日本建築防災協会規準・指針類  
(一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

## 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リ-2-1及び表リ-2-2に、関係図面を図リ-2-1-1-1～図リ-2-1-1-4に示す。

表リ-1-1 (1/2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)) <sup>(2)</sup>	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) <sup>(3)</sup>	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) <sup>(2)</sup>	火災警報設備 検知器
第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	火災警報設備 火災受信機盤
第2加工棟	消火器	{8010} 消火設備 消火器	消火設備 消火器
第2加工棟	避難通路	{8027} 緊急設備 避難通路	—
第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(2)</sup>	非常灯及び誘導灯
第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(2)</sup>	非常灯及び誘導灯
第2加工棟	防護壁及び防護柵	{8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵	—
第2加工棟	防護壁	{8049} 緊急設備 防護壁	—
第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050} 緊急設備 コンクリート閉止部	—
第2加工棟	堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—

表リ-1-1 (2/2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>及び既設工認との対応

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名
第2 廃棄物貯蔵棟	非常用通報設備 火災警報設備 <sup>(4)</sup>	{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	—
第2 廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器 <sup>(4)</sup>	{8010-8} 消火設備 消火器	防火設備 (No. 1)
第2 廃棄物貯蔵棟	非常用設備 非常灯 <sup>(4)</sup>	{8038-3} 緊急設備 非常用照明	—
第5 廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—
第5 廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	—
第5 廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	—
第5 廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-4} 消火設備 消火器	—
第5 廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034} 緊急設備 避難通路	—
第5 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037} 緊急設備 非常用照明	—
第5 廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2} 緊急設備 誘導灯	—
屋外	消火栓	{8012-6} 消火設備 屋外消火栓配管	消火設備 消火栓

- (1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設（{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯）を含んでおり、本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。
- (3) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、マイクを付属している。
- (4) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

表リ-1-2 その他の加工施設の変更対象とする施設及び変更内容

設置場所	設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	1式	改造 全数取替え
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	1式	改造 再据付け
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	1式	改造 一部取替え、一部移設、 残り再据付け
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	1式	変更なし
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	1式	改造 一部取替え・型式変更、 追加、残り再据付け
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	1式	改造 再据付け
第2加工棟	消火設備 消火器	1式	増設 一部移設、追加
第2加工棟	緊急設備 避難通路	1式	新設
第2加工棟	緊急設備 非常用照明	1式	改造 全数取替え
第2加工棟	緊急設備 誘導灯	1式	改造 一部取替え、追加、残り 再据付け
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	1式	新設
第2加工棟	緊急設備 防護壁	1式	新設
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	1式	改造
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	1式	改造
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	1式	撤去
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1式	撤去
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1式	撤去
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	1式	新設
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	1式	新設
屋外	消火設備 屋外消火栓配管	1式	仮移設



表リ-2-1 (1/2) 建物の付属設備



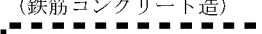
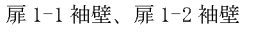

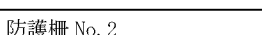
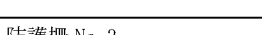
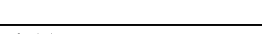



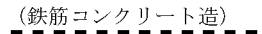

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(3)</sup>
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1 式 (66 台)	器具本体 (スピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1 ~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	改造 (再据付け)	1 式 (1 台)	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	図リ-2-1-2-1 ~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造 (一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1 式 (15 台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(4)</sup> 、配線、所内携帯電話機 (PHS)	図リ-2-1-2-1 ~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	1 式 (23 台)	器具本体 (固定電話機)、配線	図リ-2-1-2-1 ~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1 式 (熱感知器 (スポット型): 280 台 煙感知器 (スポット型): 90 台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1 ~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	改造 (再据付け)	1 式 (受信機: 1 台 (P型受信機))	受信機本体、バッテリー、配線	図リ-2-1-3-1 ~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移設、追加)	1 式 (ABC 粉末消火器 10 型: 102 本 ABC 粉末消火器 50 型: 17 本 BC 粉末消火器 20 型: 19 本 金属火災用消火器: 3 本 二酸化炭素消火器: 1 本 乾燥砂 (消火用): 2 個)	消火器	図リ-2-1-4-1 ~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1 ~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取替え)	1 式 (94 台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1 ~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	1 式 (75 台)	器具本体 <sup>(4)</sup> 、ランプ、バッテリー、配線	図リ-2-1-1-1 ~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	撤去	1 式 (熱感知器 (スポット型、防爆型): 1 台)	—	—	第2 廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)

表リ-2-1 (2/2) 建物の付属設備


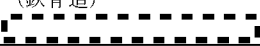



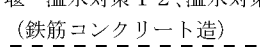
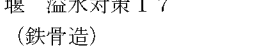
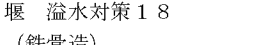
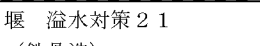
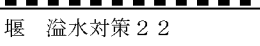
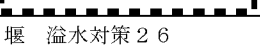
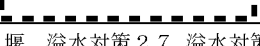
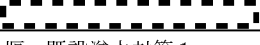


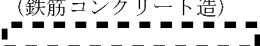
設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(3)</sup>
{8010-8} 消火設備 消火器	撤去	1式 ABC 粉末消火器 50 型：2本	—	—	第2 廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8038-3} 緊急設備 非常用照明	撤去	1式 (2台)	—	—	第2 廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放 送設備(スピーカ))	新設	1式 (1台)	器具本体 (ス ピーカ) <sup>(4)</sup> 、 配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-9	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所 内携帯電話機 (PHS ア ンテナ))	新設	1式 (1台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(4)</sup> 、 配線、所内携 帯電話機 (PH S)	図リ-2-1-6 図リ-2-1-10	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感 知器)	新設	1式 熱感知器 (スポッ ト型、防爆型)：3 台	器具本体、配 線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-12 図リ-2-1-13	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1式 ABC 粉末消火器 50 型：2本 ABC 粉末消火器 10 型：1本	消火器	図リ-2-1-6	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8034} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-6	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037} 緊急設備 非常用照明	新設	1式 (3台 (防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037-2} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (1台 (防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5 廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8012-6} 消火設備 屋外消火栓配管 <sup>(2)</sup>	仮移設 (1箇所)	1式	消火栓配管	図リ-2-1-5-1～ 図リ-2-1-5-2	屋外

- (1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設 ({8007-9} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、{8009-9} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8029-2} 緊急設備 非常用照明、{8029-3} 緊急設備 誘導灯) を含んでおり、本申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。
- (2) 本申請に係る建物工事を実施するに当たって、消火設備 屋外消火栓配管が干渉することから、本消火栓配管を一時的に取り外し仮移設する。仮移設する配管を埋設する場合は公共建築工事標準仕様書 (国土交通省官庁営繕部) に従って埋設し、屋外の地上露出部には断熱材を設置する。仮移設工事中においても消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消火設備の機能を維持する。本消火栓配管は、次回以降の申請で、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、その適合性を確認する。
- (3) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (4) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

表リ-2-2 (1/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>	
{8048} 緊急設備 防護壁及び防 護柵	新設	1式	北側防護壁 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-16 図ハ-2-1-3-6	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			南側防護壁 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-5	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			コンクリート充填扉 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-3 図ハ-2-1-3-4	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-3)
			扉1-1袖壁、扉1-2袖壁 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-7	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)
			防護柵 No.1 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-10	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.2 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-11	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.3 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-12	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			防護柵 No.4 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-13	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-5)
			{8049} 緊急設備 防護壁	新設	1式
試料保管柵防護壁 No.2 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-13 図ハ-2-1-3-8 図ハ-2-1-3-9	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-4)			
{8050} 緊急設備 コンクリート 閉止部	改造	1式	閉止部① (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-11 図ハ-2-1-1-17 図ハ-2-1-3-14	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-6)
			閉止部② (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-12 図ハ-2-1-1-15 図ハ-2-1-3-15	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-6)
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	堰 溢水対策1 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-23	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)
			堰 溢水対策3 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-25	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)

表リ-2-2 (2/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>			
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	堰 溢水対策4 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-26	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策8 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-30	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策9 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-31	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策10 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-32	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策11 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-33	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策12、溢水対策13 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-34	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策17 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-38	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策18 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-39 図ハ-2-1-3-40	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策21 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-43	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策22 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-50 図ハ-2-1-3-44	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策26 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-48 図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			堰 溢水対策27、溢水対策28 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-49 図ハ-2-1-3-46	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)		
			変更なし	1式	堰 既設溢水対策1 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)
					堰 既設溢水対策13 (鉄骨造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)
堰 既設溢水対策14 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)					
堰 既設溢水対策15 (鉄筋コンクリート造) 	図ハ-2-1-1-46 図ハ-2-1-3-48	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)					

表リ-2-2 (3/3) 建物の付属設備 (第2加工棟に付帯する緊急設備)

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	エアタイト扉 (PAT仕様) 溢水対策6、溢水対策7、 溢水対策14、溢水対策15、 溢水対策16、溢水対策19、 溢水対策20、溢水対策23、 溢水対策24、溢水対策25 溢水対策29	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-8)
	変更なし	1式	エアタイト扉 (PAT仕様) 既設溢水対策2、既設溢水対策3 既設溢水対策4、既設溢水対策5 既設溢水対策6、既設溢水対策7 既設溢水対策8  大型搬入口扉 (パッキン) 既設溢水対策11、既設溢水対策 12、	第2加工棟 (表ハ-2-1) (別表ハ-2-1-9)

(1) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載している。

一般産業用工業品の設備・機器である第2加工棟の{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-11}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8007-13}通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、{8010}消火設備 消火器、{8027}緊急設備 避難通路、{8029}緊急設備 非常用照明、{8029-4}緊急設備 誘導灯及び第5廃棄物貯蔵棟の{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8010-4}消火設備 消火器、{8034}緊急設備 避難通路、{8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯について、使用前事業者検査及び使用前確認で要求事項が満足されることを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前確認の申請は実施しないものとする。なお、当該設備・機器等の更新や交換については、保安規定に基づき更新や交換に関する手順を別途定め、実施する。

4. 添付図一覧表

番号	名称
図リ-2-1-1-1	第2加工棟 緊急設備 配置図 (1階)
図リ-2-1-1-2	第2加工棟 緊急設備 配置図 (中2階)
図リ-2-1-1-3	第2加工棟 緊急設備 配置図 (2階)
図リ-2-1-1-4	第2加工棟 緊急設備 配置図 (3階)
図リ-2-1-1-5	第2加工棟 緊急設備 配置図 (4階)
図リ-2-1-2-1	第2加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階)
図リ-2-1-2-2	第2加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (中2階)
図リ-2-1-2-3	第2加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (2階)
図リ-2-1-2-4	第2加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (3階)
図リ-2-1-2-5	第2加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (4階)
図リ-2-1-3-1	第2加工棟 火災感知設備 配置図 (1階)
図リ-2-1-3-2	第2加工棟 火災感知設備 配置図 (中2階)
図リ-2-1-3-3	第2加工棟 火災感知設備 配置図 (2階)
図リ-2-1-3-4	第2加工棟 火災感知設備 配置図 (3階)
図リ-2-1-3-5	第2加工棟 火災感知設備 配置図 (4階)
図リ-2-1-4-1	第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (1階)
図リ-2-1-4-2	第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (中2階)
図リ-2-1-4-3	第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (2階)
図リ-2-1-4-4	第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (3階)
図リ-2-1-4-5	第2加工棟 消火設備 消火器 配置図 (4階)
図リ-2-1-5-1	消火設備 屋外消火栓配管 仮移設 配置図
図リ-2-1-5-2	消火設備 屋外消火栓配管 仮移設 鳥瞰図
図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 緊急設備等 配置図
図リ-2-1-7	配線用遮断器結線図 (第2加工棟) (非常用電源設備結線図)
図リ-2-1-8	配線用遮断器結線図 (第5廃棄物貯蔵棟) (非常用電源設備結線図)
図リ-2-1-9	所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図
図リ-2-1-10	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通信連絡設備 (固定電話機) 系統図
図リ-2-1-11	第2加工棟 自動火災報知設備 系統図
図リ-2-1-12	第5廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備 系統図
図リ-2-1-13	第5廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備 結線図
図リ-2-1-14 (1)	非常用電源設備 系統図 (1)
図リ-2-1-14 (2)	非常用電源設備 系統図 (2)



凡 例	
	非常用照明
	誘導灯
	避難通路
	非常口
	分電盤

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する

### 1 階平面図

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
	非常用照明
	誘導灯
	避難通路
	非常口
	分電盤

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する

中 2 階 平 面 図

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。





凡 例	
	非常用照明
	誘導灯
	避難通路
	非常口
	分電盤

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する

## 2 階平面図

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
	非常用照明
	誘導灯
	避難通路
	非常口
	分電盤

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する

### 3 階平面図

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
	非常用照明
	誘導灯
	避難通路
	非常口
	分電盤(非常用電源切替盤)

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する

### 4 階平面図

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
■	放送設備 (スピーカ)
AMP	放送設備 (アンプ)
Ⓜ	アンプ附属マイク
Ⓢ	所内携帯電話機 (PHS対応)
Ⓣ	固定電話機

1 階平面図



凡 例	
■◀	放送設備 (スピーカ)
AMP	放送設備 (アンプ)
Ⓜ	アンプ附属マイク
◎	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)
⓪	固定電話機

中 2 階 平 面 図

図リ - 2 - 1 - 2 - 2 第 2 加工棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (中 2 階)



凡	例
■◀	放送設備 (スピーカ)
AMP	放送設備 (アンプ)
Ⓜ	アンプ附属マイク
Ⓞ	所内携帯電話機 (PHSアンテナ)
Ⓛ	固定電話機

2階平面図



凡	例
■	放送設備 (スピーカ)
[AMP]	放送設備 (アンプ)
Ⓜ	アンプ附属マイク
Ⓢ	所内携帯電話機 (PHS/ハン)
Ⓣ	固定電話機

### 3階平面図



凡 例	
■◀	放送設備 (スピーカ)
AMP	放送設備 (アンプ)
Ⓜ	アンプ附属マイク
◎	所内携帯電話機 (PHS777)
①	固定電話機

4 階 平 面 図





凡 例	
	熱感知器（スポット型）
	煙感知器（スポット型）
	受信機
	警戒区域境界

1 階平面図

注：感知器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
	熱感知器（スポット型）
	煙感知器（スポット型）
	受信機
	警戒区域境界

### 中 2 階 平 面 図

注：感知器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
	熱感知器（スポット型）
	煙感知器（スポット型）
	受信機
	警戒区域境界

## 2階平面図

注：感知器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
	熱感知器（スポット型）
	煙感知器（スポット型）
	受信機
	警戒区域境界

### 3 階平面図

注：感知器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
	熱感知器（スポット型）
	煙感知器（スポット型）
	受信機
	警戒区域境界

### 4 階平面図

注：感知器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
●	ABC粉末消火器（10型）
◎	BC粉末消火器（20型）
⊕	ABC粉末消火器（50型）
▲	金属火災用消火器
▽	二酸化炭素消火器
◆	乾燥砂（消火用）

### 1 階平面図

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
●	ABC粉末消火器（10型）
◎	BC粉末消火器（20型）
⊕	ABC粉末消火器（50型）
▲	金属火災用消火器
▽	二酸化炭素消火器
◆	乾燥砂（消火用）

### 中 2 階 平 面 図

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡	例
●	ABC粉末消火器（10型）
◎	BC粉末消火器（20型）
⊕	ABC粉末消火器（50型）
▲	金属火災用消火器
▽	二酸化炭素消火器
◆	乾燥砂（消火用）

## 2階平面図

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



700



凡 例	
●	ABC粉末消火器（10型）
◎	BC粉末消火器（20型）
⊕	ABC粉末消火器（50型）
▲	金属火災用消火器
▽	二酸化炭素消火器
◆	乾燥砂（消火用）

3階平面図

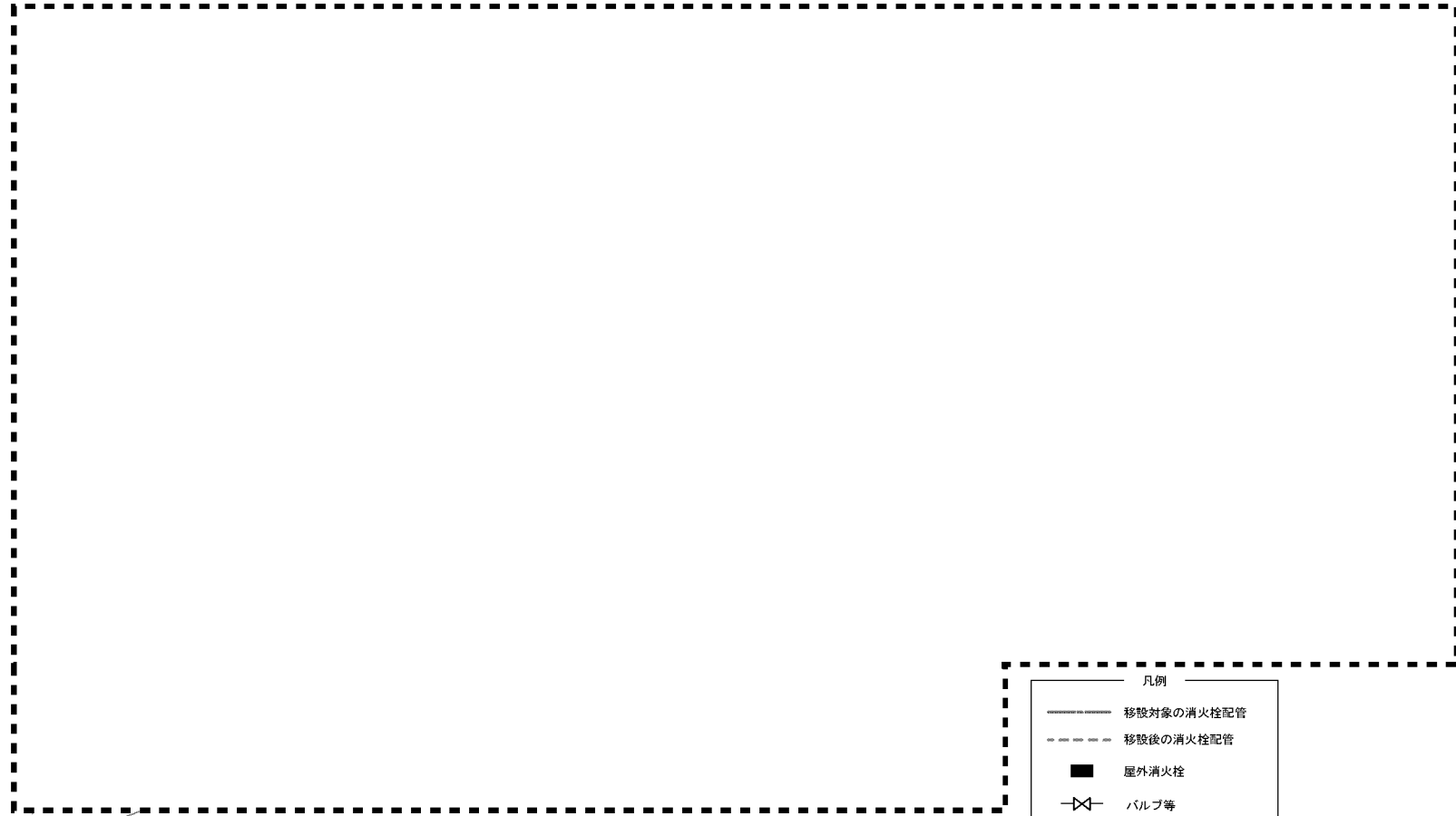
注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



凡 例	
●	ABC粉末消火器（10型）
◎	BC粉末消火器（20型）
⊕	ABC粉末消火器（50型）
▲	金属火災用消火器
▽	二酸化炭素消火器
◆	乾燥砂（消火用）

#### 4 階平面図

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



注：屋外消火栓配管は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

(図リ-2-1-5-2に移設対象部の鳥瞰図を示す)

図リ-2-1-5-1 消火設備 屋外消火栓配管 仮移設 配置図

703



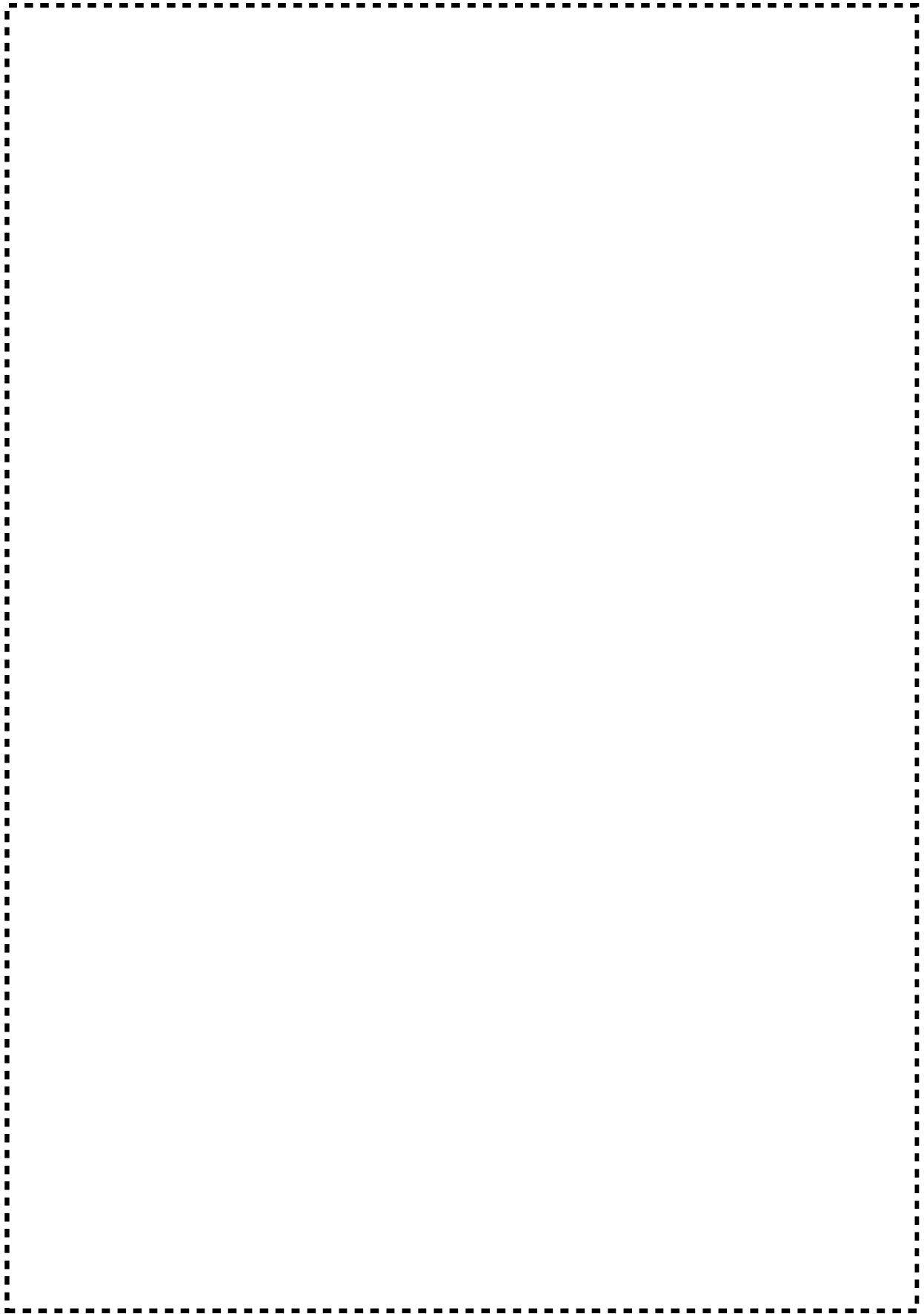
図リ - 2 - 1 - 5 - 2 消火設備 屋外消火栓配管 仮移設 鳥瞰図



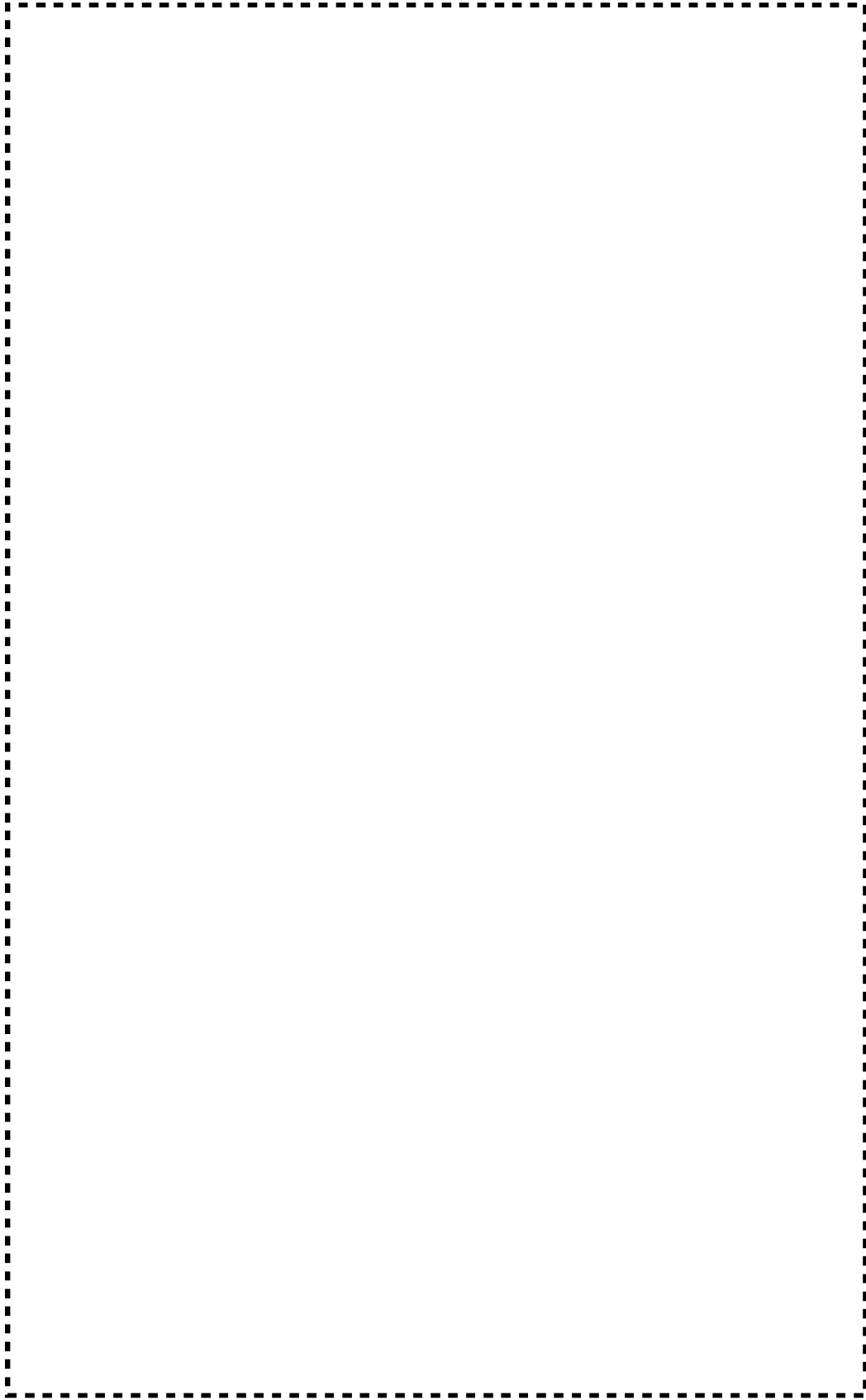
凡例			
	非常用照明（防爆型）		分電盤
	誘導灯（防爆型）		熱感知器（スポット型、防爆型）
	避難通路		非常口
	放送設備（スピーカ）		ABC粉末消火器 10型
	所内携帯電話機（PHSアンテナ）		ABC粉末消火器 50型

自動火災報知設備の警戒区域は建物全体で一つ。 非常用照明、誘導灯の配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

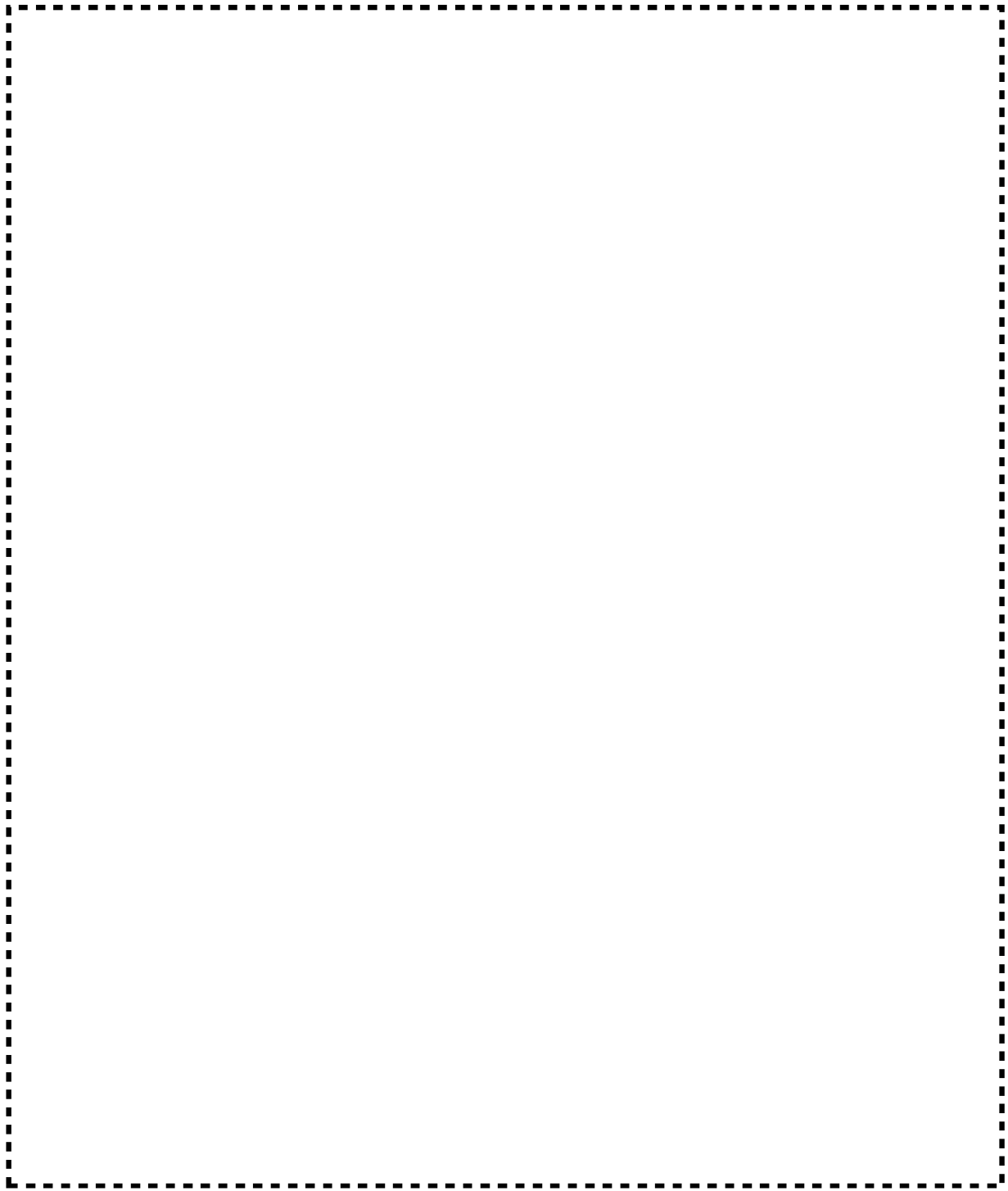
注：熱感知器、消火器、誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。



図リ - 2 - 1 - 7 配線用遮断器結線図 (第2加工棟)  
(非常用電源設備結線図)

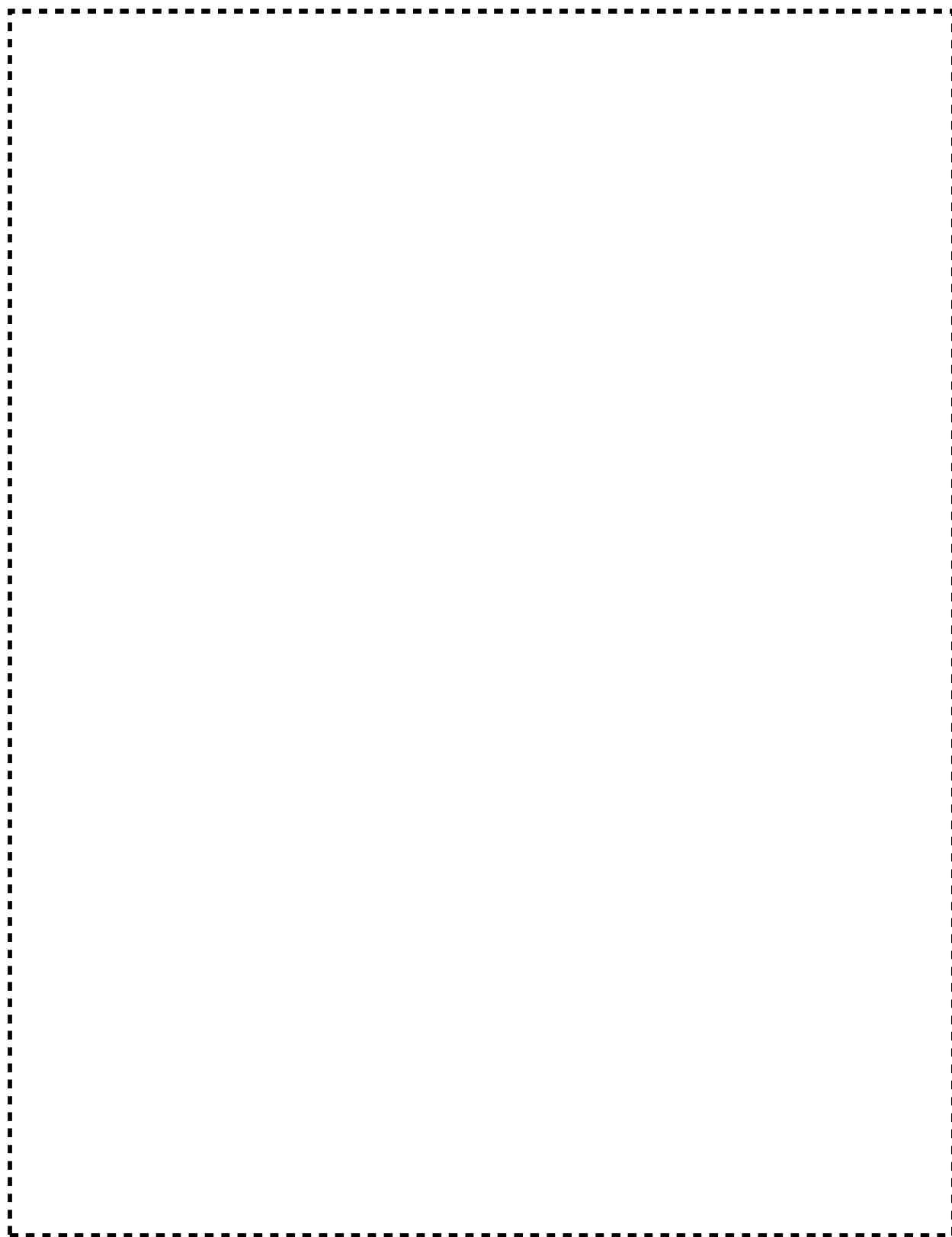


図リ－2－1－8 配線用遮断器結線図（第5廃棄物貯蔵棟）  
（非常用電源設備結線図）



図リ－２－１－９ 所内通信連絡設備（放送設備）系統図

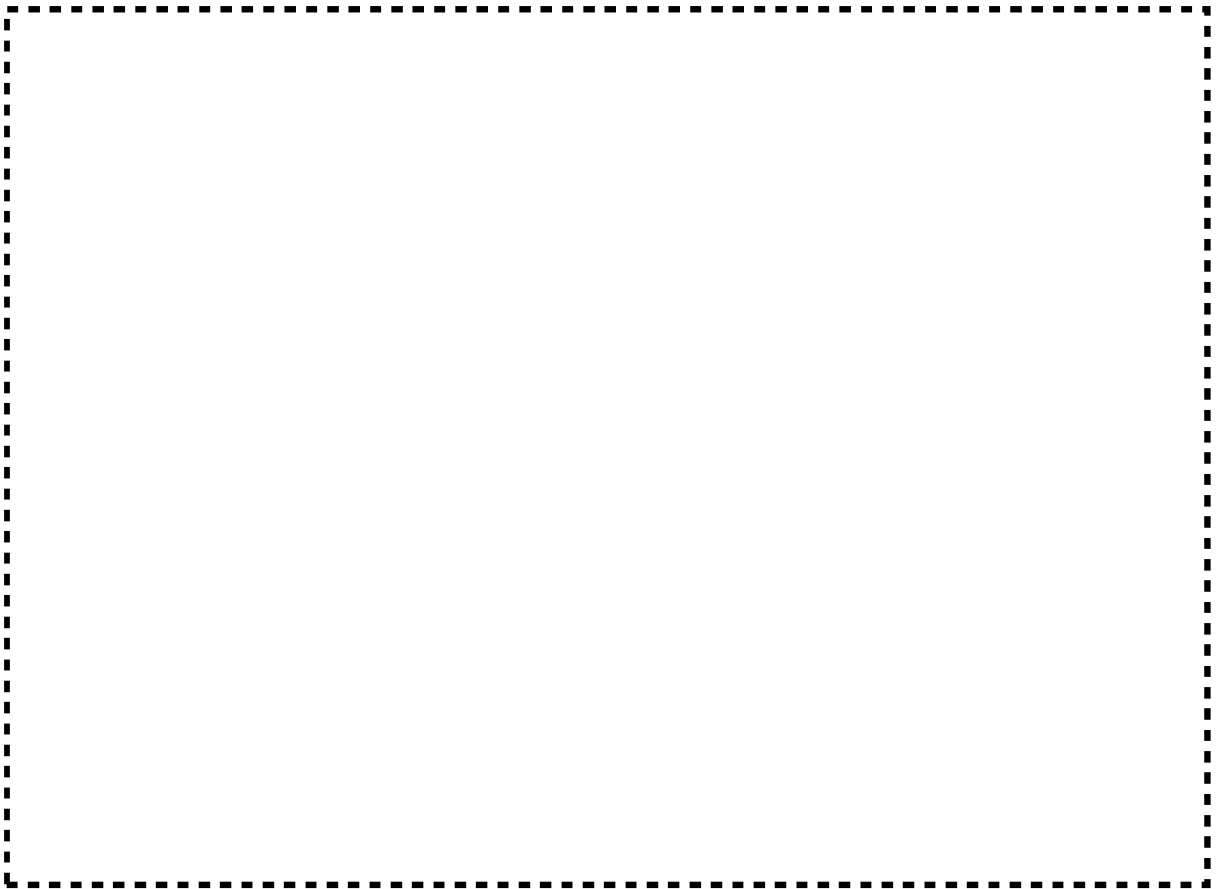




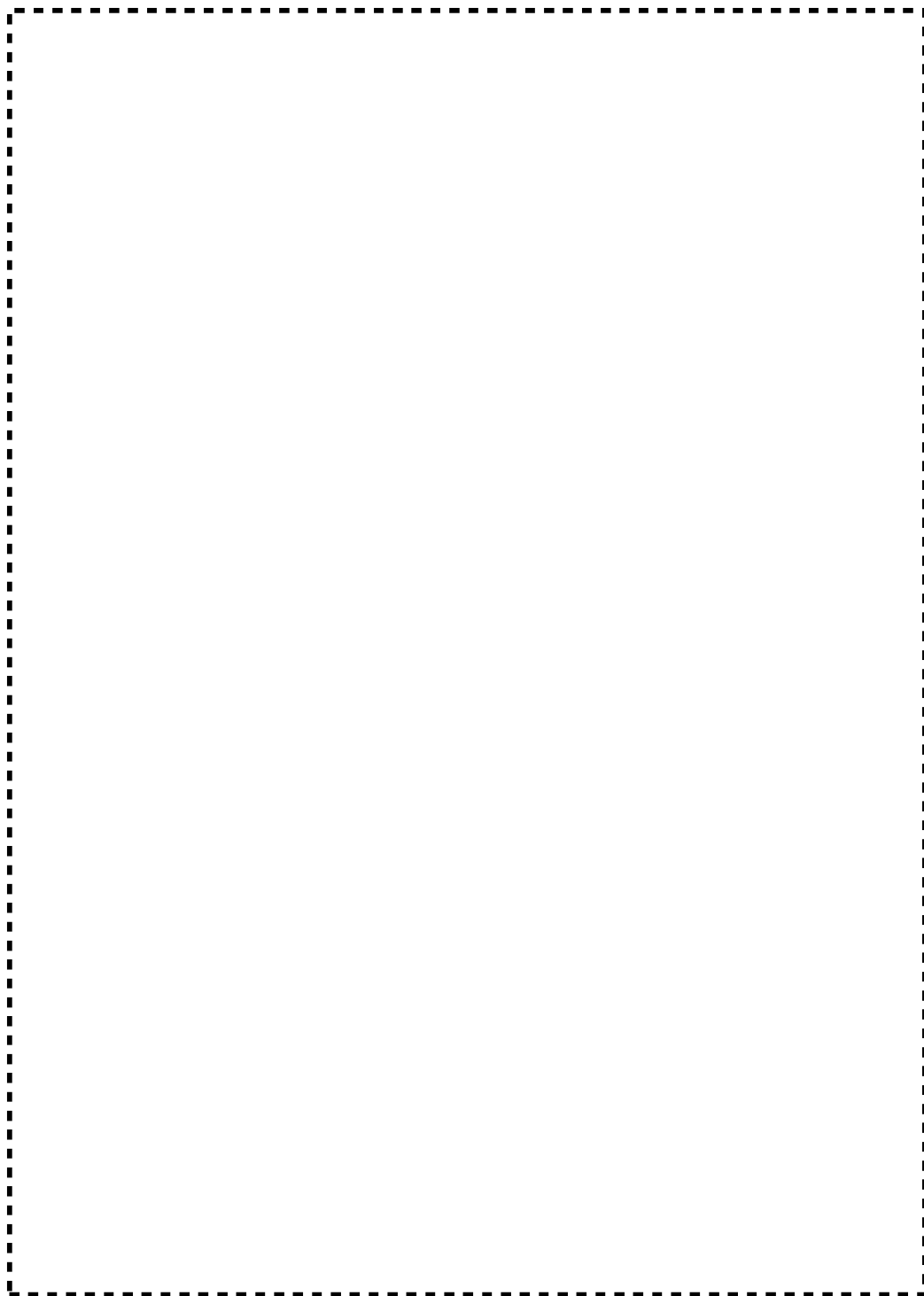
図リ－２－１－１０ 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、所内  
通信連絡設備（固定電話機）系統図



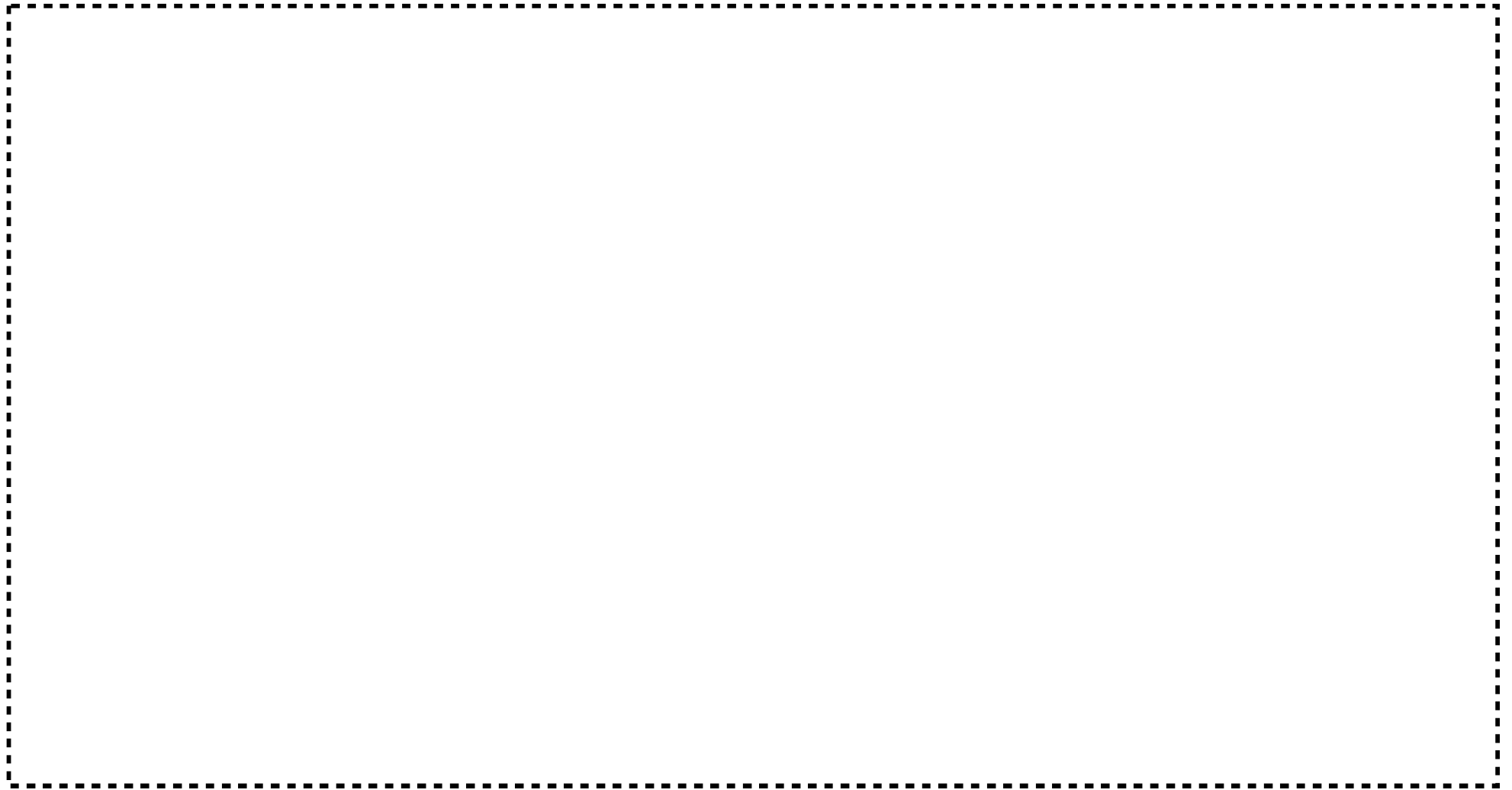
図リ－2－1－1 1 第2加工棟 自動火災報知設備 系統図



図リ－2－1－1 2 第5廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備 系統図



図リ－2－1－13 第5廃棄物貯蔵棟 自動火災報知設備 結線図



図リ-2-1-14 (1) 非常用電源設備 系統図 (1)



図リ-2-1-14 (2) 非常用電源設備 系統図 (2)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。なお、緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉については、ハ. 成型施設の項で示す。

### a. 第2加工棟の付属設備

#### ①緊急設備 避難通路の新設

②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の増設、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の適合性の確認

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の改造

④消火設備 屋外消火栓配管の仮移設

### b. 第5廃棄物貯蔵棟の付属設備

#### ①緊急設備 避難通路の新設

②通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の新設

③火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の新設

### c. 第2廃棄物貯蔵棟の付属設備

①火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明の撤去

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・第1種管理区域内で発生した廃棄物の仕掛品について、第1種管理区域内での移動時は養生し、廃棄物の仕掛品の保管場所にて金属製容器に収納する。
- ・第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必

要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本（200Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- ・工事における管理区域内の作業については、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等について記載した（工事）作業計画を作成し、作業を実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接作業は、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業は、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により落下を防止する。
- ・第1種管理区域内で工事を行う場合は、可能な限り給排気設備を稼働させることで負圧及び換気機能を維持する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある場所には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。管理区域の解除を行う場合には、汚染がないことを確認する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある設備・機器の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置する。
- ・工事の実施に当たり、可能な限り核燃料物質を工事対象の設備から、他の設備に移動させる。核燃料物質の移動が困難な場合は、工事を複数の工事区画に分け、工事の影響を受けるおそれのある核燃料物質を、工事の影響を受けない工事区画に順次移し替え、工事対象部以外に養生シート等をかけて保護する。工事中も臨界防止、閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立ち入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- ・核燃料物質への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設定を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器に係る工事は、以下に示す手順で行う。

a. 第2加工棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー a - 1 に示す手順で、緊急設備 避難通路を新設する。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の増設、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の適合性の確認：図リー a - 2 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の増設、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の適合性の確認を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の改造：図リー a - 3 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の改造を行う。
- ④消火設備 屋外消火栓配管の仮移設：図リー a - 4 に示す手順で、消火設備 屋外消火栓配管を一部仮移設する。

b. 第5廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リー b - 1 に示す手順で、第5廃棄物貯蔵棟に緊急設備 避難通路を設置する。
- ②通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信



連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の新設：図リー b - 2 に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を設置する。

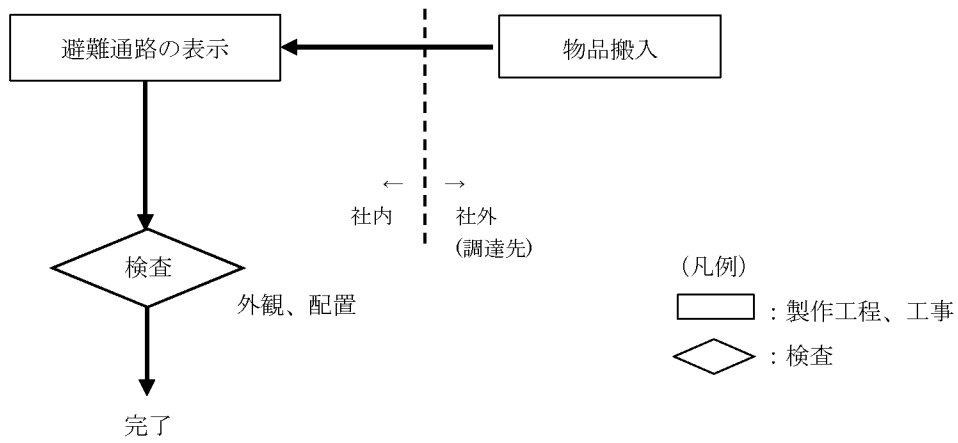
③火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の新設：図リー b - 3 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置する。

c. 第2 廃棄物貯蔵棟の付属設備

①火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明の撤去：図リー c - 1 に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明を撤去する。

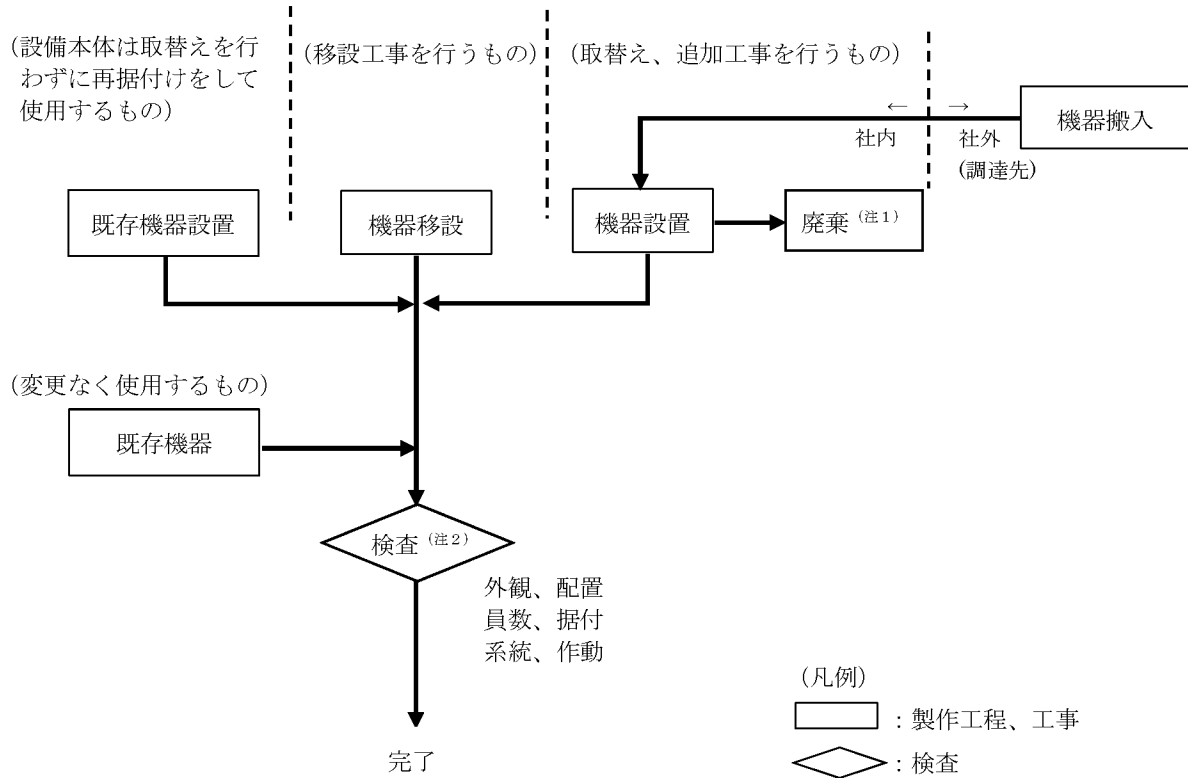
a. 第2加工棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リ - a - 1 工事フロー

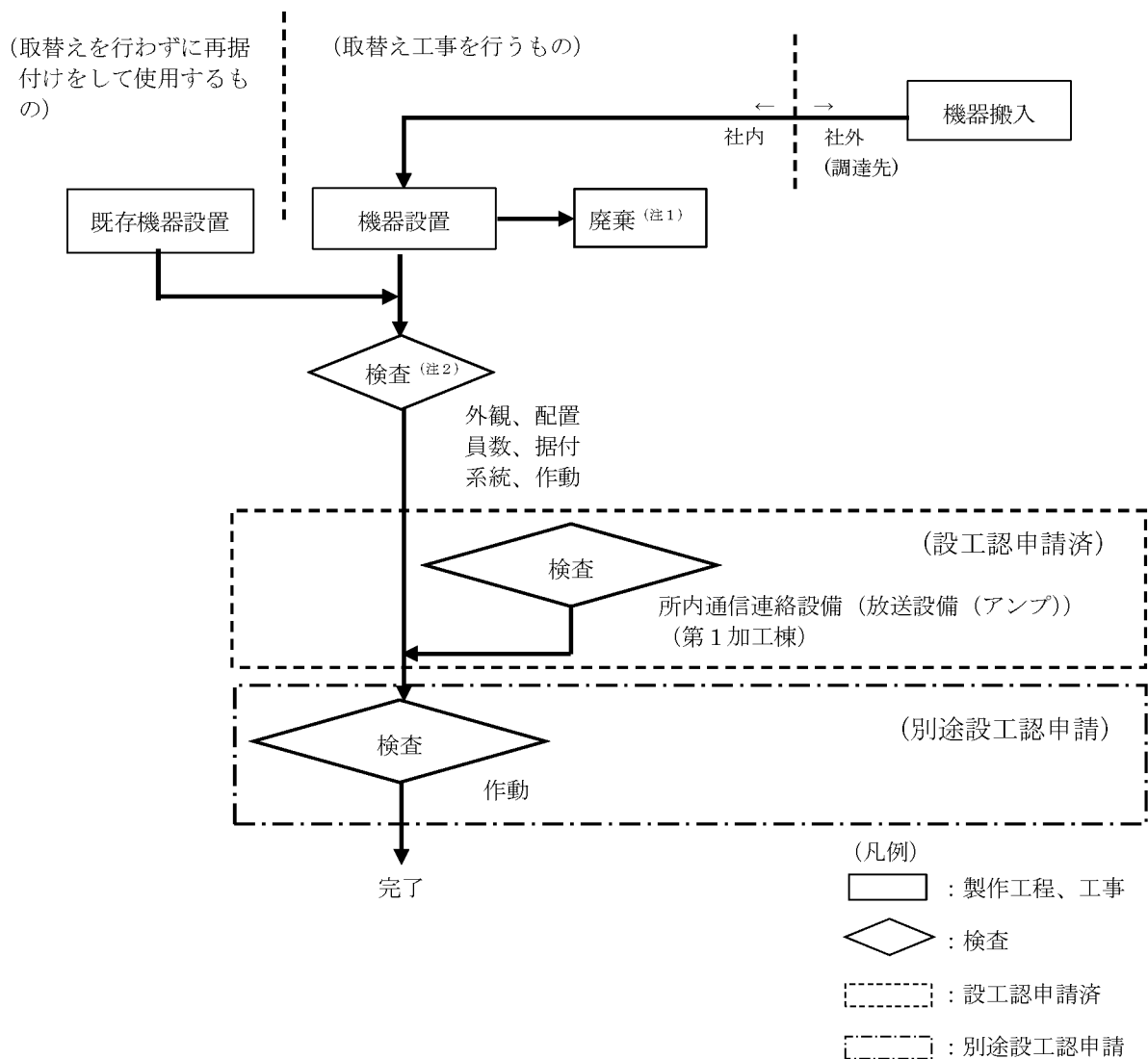
②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の増設、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の適合性の確認



- (注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。  
第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の作動の検査は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、所内携帯電話機（PHS アンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）を使用する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。図リー2-1-10に示すとおり、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。
- (注) 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯のうち室内天井ボードに設置している一部の設備の工事に当たっては、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の第2加工棟の壁、柱、はり等への設置を先に行って安全機能の確認を行い、室内天井ボードに設置の設備の撤去を行うことにより安全機能を維持する。  
火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第2加工棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。  
火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No. 1 及び非常用電源設備 No. 2 の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

図リー a - 2 工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の改造



(注1) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注2) 作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））のうち室内天井ボードに設置している一部の設備の工事に当たっては、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の第2加工棟の壁、柱、はり等への設置を先に行って安全機能の確認を行い、室内天井ボードに設置の設備の撤去を行うことにより安全機能を維持する。

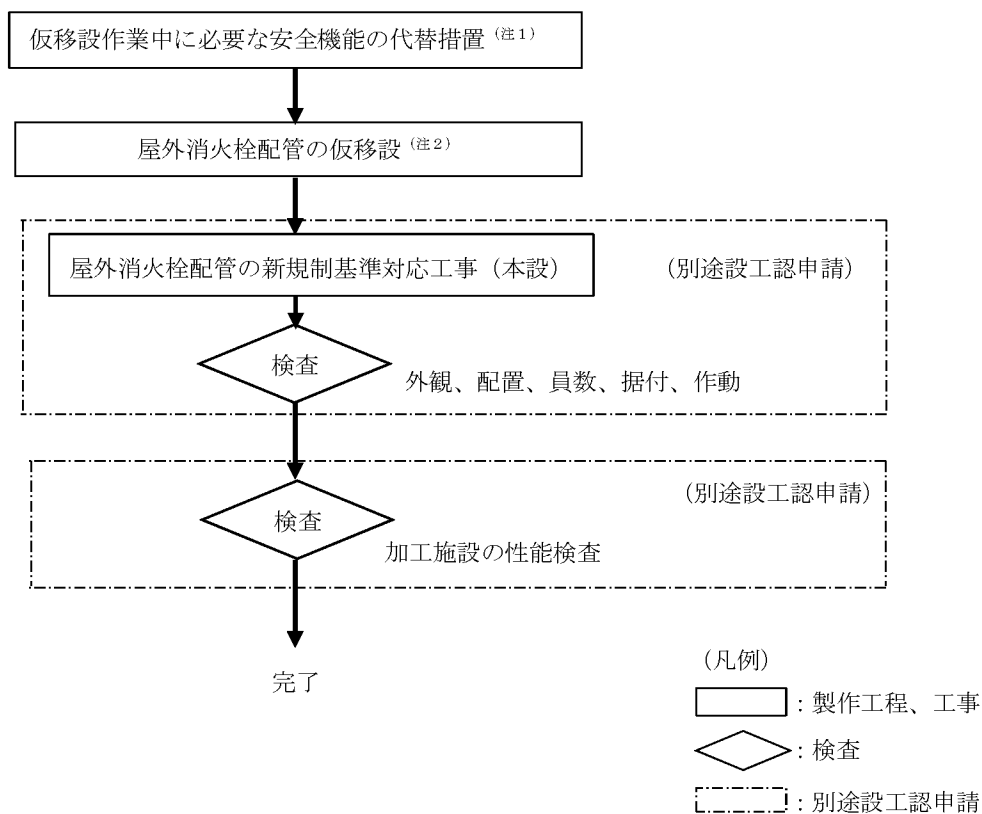
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の改造に当たっては、改造工事中に第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））の安全機能が停止するが、代替措置として第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））により通信連絡する部屋に立ち入る作業者は、無線機等の可搬式所内通信連絡設備を携帯する措置を講じる。

通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リ-2-1-7に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No.1 及び非常用電源設備 No.2 の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リ-2-1-9に示すとおり、アンプに付属するマイクにより建物内及び事業所内への放送が可能とする設計である。本申請において建物内の放送が可能であることを確認し、次回以降の申請で事業所内の放送が可能であることを確認して、工事完了とする。

図リ-a-3 工事フロー

④消火設備 屋外消火栓配管の仮移設



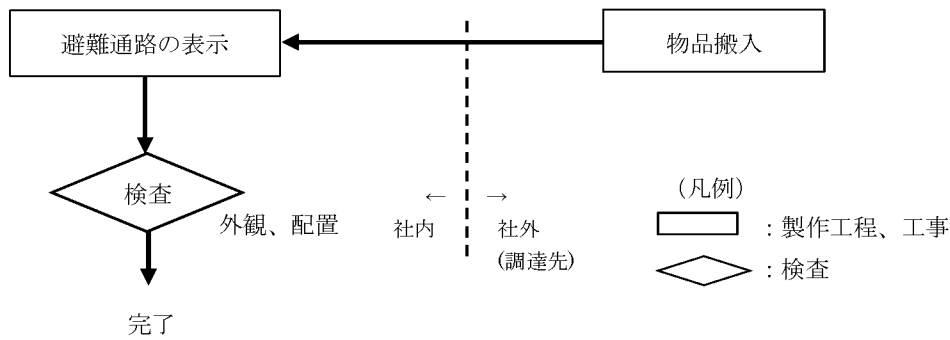
注1 : 屋外消火栓配管の仮移設は、第2加工棟西側の屋外部の1か所である。また、屋外消火栓配管に係る配管の仮移設工事の際、屋内消火栓の代替措置として、消火器、可搬消防ポンプを備える。

注2 : 配線、一般配管と共用する配管架台を新設し、この新設の配管架台に既設配管架台から仮移設する(図リー2-1-5-2に示す。配管架台は、申請対象外)。既設配管架台は、配線、一般配管と共用している。本設時には、この新設の配管架台から降ろし、埋設する予定としている。配線、一般配管は、新設の配管架台に載せたままとする予定である。

図リー a - 4 工事フロー

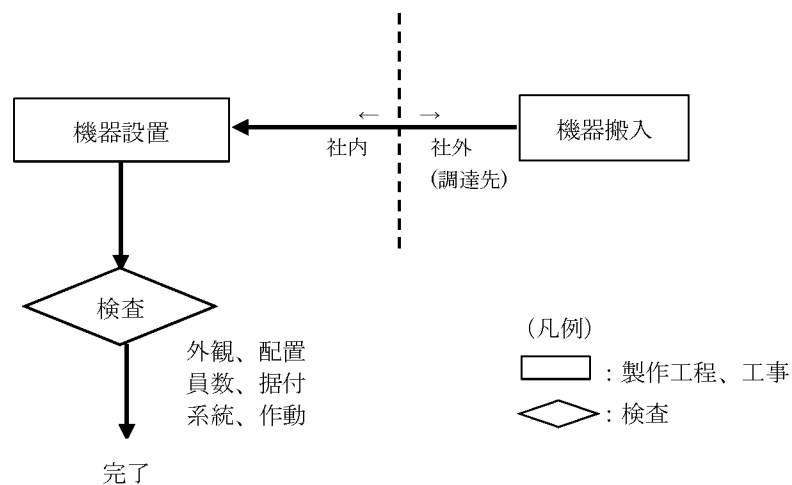
b. 第5廃棄物貯蔵棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リー b - 1 工事フロー

②通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の新設



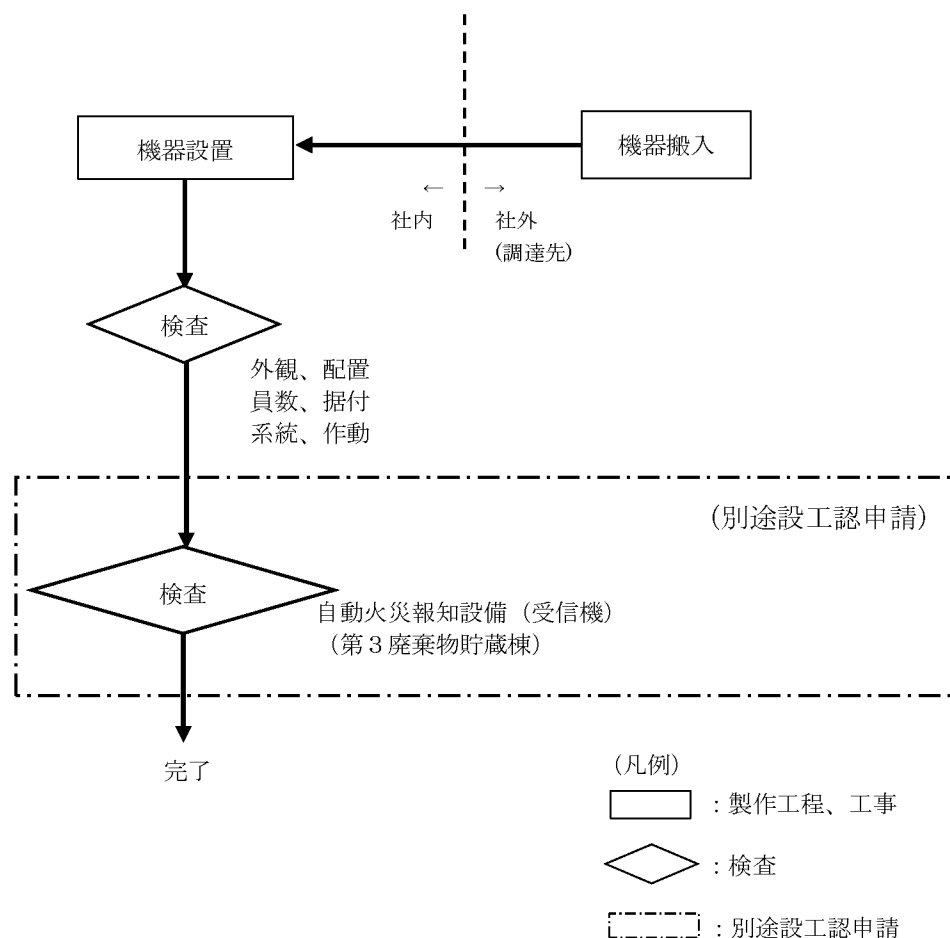
(注) 図リー 2 - 1 - 9 に示すとおり、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に接続し、安全機能として放送が可能な状態となっていることを確認する。第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、第3次設工認で申請済みである。

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー 2 - 1 - 8 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No. 1 及び非常用電源設備 No. 2 の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、図リー 2 - 1 - 10 に示すとおり、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続し、所内携帯電話機 (PHS アンテナ) に付属する所内携帯電話機 (PHS) を使用して、通話可能な状態を確認する。所内携帯電話機 (PHS) は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。通話可能な状態を確認後、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

図リー b - 2 工事フロー

③火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の新設



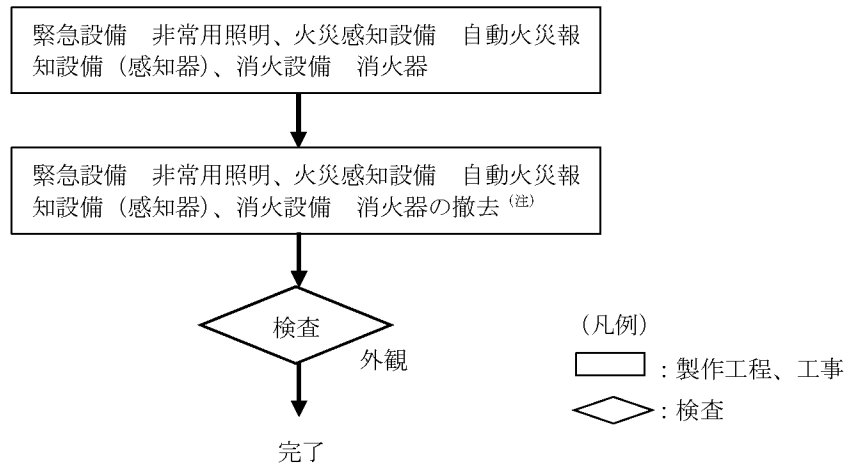
(注) 図リー 2-1-1-2 に示すとおり、第 5 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、第 3 廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続し、警報を発する状態となっていることを確認する。ここで、第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第 3 廃棄物貯蔵棟の建物の付属設備であり、第 3 廃棄物貯蔵棟の建物とともに次回以降の申請で適合性を確認する。このため、本申請において第 5 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の安全機能を確認し、その後、第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の適合性確認までの間においても安全機能が継続して維持されている状態にする。第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の適合性確認をもって本工事を完了する。

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、図リー 2-1-1-3 に示すとおり、非常用電源系統に接続されていることを確認する。本申請において電源系統の状態を確認後、非常用電源設備 No. 1 及び非常用電源設備 No. 2 の適合性確認までの間においてもその状態を継続し安全機能を維持する。

図リー b-3 工事フロー

c. 第2 廃棄物貯蔵棟の付属設備

①火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、消火設備 消火器、緊急設備 非常用照明の撤去



(注) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図リ - c - 1 工事フロー



(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）の継続使用については、ハ、成型施設の項で示すとおりとする。

(5) 加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由

新設する第5廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）の完成した部分を使用しなければならない特別の理由は、ト、放射性廃棄物の廃棄施設の項で示すものと同じである。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により、5. 工事の方法 (2) 工事手順に従い行う。なお、緊急設備 防護壁及び防護柵、緊急設備 防護壁、緊急設備 コンクリート閉止部、緊急設備 堰、密閉構造扉については、ハ. 成型施設の項で示す。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第リ-1表に、検査の方法を第リ-2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-4表に示す。

第1表 設備・機器に係る検査の項目

区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査					第2号検査
					外観	配置	員数	据付	系統	作動
その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	改造	①	①	①	①	①	③
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(アンプ))	改造	①	①	①	①	①②	①③
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	改造	①	①	①	①	—	②
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (固定電話機)	変更なし	①	①	①	—	—	②
		火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	改造	①	①	①	①	①	②④
		火災感知設備	自動火災報知設備 (受信機)	改造	①	①	①	①	①②	①④
		消火設備	消火器	増設	①	①	①	—	—	—
		緊急設備	避難通路	新設	①	①	—	—	—	—
		緊急設備	非常用照明	改造	①	①	①	①	①②	①②
		緊急設備	誘導灯	改造	①	①	①	①	①②	①②
	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカ))	新設	①	①	①	①	①	③ <sup>(2)</sup>
		通信連絡設備	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	新設	①	①	①	①	—	②
		火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	新設	①② ④	①	①	①	①	②④ <sup>(1)</sup>
		消火設備	消火器	新設	①	①	①	—	—	—
		緊急設備	避難通路	新設	①	①	—	—	—	—
		緊急設備	非常用照明	新設	①② ④	①	①	①	①②	①②
		緊急設備	誘導灯	新設	①② ④	①	①	①	①②	①②
	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	撤去	③	—	—	—	—	—
		消火設備	消火器	撤去	③	—	—	—	—	—
緊急設備		非常用照明	撤去	③	—	—	—	—	—	

丸数字は、第1表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

- (1) 火災感知設備の作動検査は、第3廃棄物貯蔵棟に設置している火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)で確認する。第3廃棄物貯蔵棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)は次回以降の設工認で適合性を確認する。
- (2) スピーカの作動検査は、第1加工棟に設置している通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を使用して確認する。

第リ－２表 設備・機器に係る検査の方法

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)</sup>	判定基準
外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。	①使用上有害な傷及び変形がないこと。
	②機器が防爆仕様であることを関係書類等により確認する。	②防爆型であること。
	③撤去する設備・機器を目視又は関係書類により確認する。	③設備・機器が撤去済みであること。
	④第5 廃棄物貯蔵棟外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所を目視又は関係書類により確認する。	④貫通する箇所を耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料で施行していること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。	①配置が各設備の配置図のとおりであること。
員数	①員数を目視又は関係書類等により確認する。	①表リ－２－１の員数のとおりであること。
据付	①据付状況を目視により確認する。	①建物の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定していること。
系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。	①非常用電源系統に接続していること。
	②分電盤に配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	②分電盤に配線用遮断器を設けていること。
作動	①電源の遮断後、40 秒以上バッテリーにより点灯又は動作することを確認する。	①電源遮断後、40 秒以上バッテリーにより点灯又は動作していること。
	②作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	②正常に作動すること。
	③アンプに付属するマイクを使用して作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	③正常に作動すること。
	④作動する警戒区域を②の作動試験により確認する。	④配置図のとおり警戒区域で作動すること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

今回の申請において一部仮移設する設備・機器（消火設備 屋外消火栓配管）は次回以降の設工認申請により実施する新規制基準対応工事により再設置し、その適合性を確認するが、仮移設中においてもその安全機能を維持するため、以下に示す確認を行う。

＊消火設備 屋外消火栓配管

- ・設備・機器の外観（有害な傷等のないこと、配管に保温材を巻きつける措置を講じていること、埋設部の仕様が公共建築工事標準仕様書に従ったものであること）を目視又は関係書類等<sup>(1)</sup>により確認する。
- ・設備・機器の配置（配置が図リ－２－１－５－１のとおりであること）を目視又は関係書類等<sup>(1)</sup>により確認する。
- ・設備・機器の員数（屋外消火栓配管一式）を目視又は関係書類等<sup>(1)</sup>により確認する。
- ・作動状況（正常に作動する）を関係書類等<sup>(1)</sup>又は作動試験を行うことにより確認する。
- ・非常用電源設備から供給する電源で作動する（正常に作動する）ことを関係書類等<sup>(1)</sup>又は作動試験により確認する。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

別添Ⅱ 加工施設の変更に係る工事工程表

加工施設の変更に係る工事工程表を下表に示す。

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
<ハ. 成型施設>					
第2加工棟	第2加工棟 —	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
<ニ. 被覆施設>					
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1 —	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台 —	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	改造		□ □ □ □ □ □ □	▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A) —	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置(2) —	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2 —	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	変更なし			△ ▽
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5 —	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	改造		□ △ △ △ ▽	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.2 —	改造		□ △ △ △ ▽	

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.9 —	変更なし		△ ▽	
第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.10 —	変更なし		△ ▽	
第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.9 —	変更なし		△ ▽	
<ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設>					
第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.1 —	改造		□ △ △	▽
第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型 No.2 —	改造		□ △ △	▽
第2加工棟	燃料集合体保管ラックD型 No.1 —	改造		□ △ △	▽
<ト. 放射性廃棄物の廃棄施設>					
第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟 —	撤去		□ △	▽
第2廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	撤去		□ △	▽
第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟 —	新設		□ △ △ △	▽
第5廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	新設		□ △	▽
<チ. 放射線管理施設>					
屋外	モニタリングポスト No.1 —	改造		□ △ △	▽
屋外	モニタリングポスト No.2 —	改造		□ △ △	▽
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	改造		□ △ △	▽



表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
<リ、その他の加工施設>					
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	改造		□	△ ▽
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	改造		□	△ ▽
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	改造		□	△ ▽
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	変更なし			△ ▽
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造		□	△ ▽
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造		□	△ ▽
第2加工棟	消火設備 消火器	増設		□	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 避難通路	新設		□	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 非常用照明	改造		□	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 誘導灯	改造		□	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	新設		□ △	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 防護壁	新設		□ △	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	改造		□ △	△ ▽
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	改造		□ △	△ ▽
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	撤去		□	△ ▽

表 工事工程表

凡例 □：工事 △：使用前事業者検査（当該施設） ▽：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設置場所	建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	変更内容	令和2年度下期 (2020年度下期)	令和3年度上期 (2021年度上期)	令和3年度下期 (2021年度下期)
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	撤去		□ △ ▽	
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	撤去		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	新設		□ △ ▽	
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 誘導灯	新設		□ △ ▽	
屋外	消火設備 屋外消火栓配管	仮移設		□	

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントに関する次の事項については、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って行う。

イ．品質保証の実施に係る組織

ロ．保安活動の計画

ハ．保安活動の実施

ニ．保安活動の評価

ホ．保安活動の改善

なお、今後、保安品質保証計画書を改訂した場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。

# 保安品質保証計画書

初版制定日：2004年 5月28日

原子燃料工業株式会社

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/2

1. 目的	1
2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲	1
2.1 適用組織	1
2.2 適用規則及び参照規格	1
3. 定義	1
4. 保安品質マネジメントシステム	4
4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	4
4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化	6
4.2.1 一般	6
4.2.2 保安品質マニュアル	6
4.2.3 文書の管理	7
4.2.4 記録の管理	7
5. 経営責任者等の責任	9
5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	9
5.2 原子力の安全の確保の重視	9
5.3 保安品質方針	9
5.4 施設管理方針	10
5.5 計画	10
5.5.1 保安品質目標	10
5.5.2 施設管理目標	11
5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画	11
5.6 責任、権限及びコミュニケーション	11
5.6.1 責任及び権限	11
5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者	12
5.6.3 管理者	12
5.6.4 組織の内部の情報の伝達	13
5.7 マネジメントレビュー	13
5.7.1 一般	13
5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報	13
5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	14
6. 資源の管理	15
6.1 資源の確保	15
6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	15
6.3 インフラストラクチャ	15
6.4 作業環境	16
7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	17
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	17
7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	17
7.2.1 個別業務等要求事項の明確化	17

名 称	保安品質保証計画書 目 次	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	2/2

7.2.2	個別業務等要求事項の審査	18
7.2.3	組織の外部の者との情報の伝達等	18
7.3	設計・開発管理	18
7.3.1	設計・開発計画	18
7.3.2	設計・開発に用いる情報	19
7.3.3	設計・開発の結果に係る情報	19
7.3.4	設計・開発レビュー	20
7.3.5	設計・開発の検証	20
7.3.6	設計・開発の妥当性確認	21
7.3.7	設計・開発の変更の管理	21
7.4	調達管理	21
7.4.1	調達プロセス	21
7.4.2	調達物品等要求事項	22
7.4.3	調達物品等の検証	23
7.5	個別業務及び物品等の管理	23
7.5.1	個別業務の管理	23
7.5.2	個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	23
7.5.3	識別管理及びトレーサビリティの確保	24
7.5.4	組織の外部の者の物品	24
7.5.5	調達物品の管理	24
7.6	監視測定のための設備の管理	24
8.	評価及び改善	26
8.1	監視測定、分析、評価及び改善	26
8.2	監視及び測定	26
8.2.1	組織の外部の者の意見	26
8.2.2	保安内部監査	26
8.2.3	プロセスの監視測定	27
8.2.4	機器等の検査等	28
8.3	不適合の管理	28
8.4	データの分析及び評価	29
8.5	改善	30
8.5.1	継続的な改善	30
8.5.2	是正処置等	30
8.5.3	未然防止処置	31
8.5.4	根本原因分析	31
・表 1	保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 に基づき作成する社内文書	33
・表 2	「従業員等」及び「操作員等」に必要な力量、 教育・訓練及び認識	36
・図 1	プロセス関連図	37
・図 2	保安品質マネジメントシステムの文書体系図	38
・図 3	保安管理組織（管理者）	39

名 称	保安品質保証計画書	番号	保社-1001 Rev. 30
		頁	1/39

## 1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本計画書」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則の解釈」という。）に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動（以下「保安活動」という。）に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。

また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 14 条第 1 項第 4 号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 2 の 2 において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。

## 2. 保安品質マネジメントシステムの適用範囲

本計画書は、加工施設（熊取事業所及び東海事業所）の保安活動に適用する。

### 2.1 適用組織

本計画書の適用組織は、第 5.6.1 項に定める保安活動を行う組織とする。

### 2.2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則の解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）

## 3. 定義

本計画書において使用する用語は、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JEAC 4111-2009 において使用する用語の例による。

また、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

### (1) 原子力の安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を、放射線による過度の危険性から守ることをいう。

### (2) 保安活動

両事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

### (3) 保安品質マネジメントシステム

品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。